The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	利潤分配制と社会主義 : 日本における大正期から昭和戦後期に至るまでの受容と変容の歴史
Author(s)	鈴木, 啓史
Citation	大阪大学, 2010, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/261
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

大 阪 大 学 大 学 院
人 間 科 学 研 究 科
2010 年度、博士学位論文

利潤分配制と社会主義

－日本における大正期から昭和戦後期
に至るまでの受容と変容の歴史－

鈴木　啓史

目次

はじめに

問題提起　－　１

概要　－１０

凡例　－１４

はじめに　注　－１４

第１部　「利潤分配制度」に関する思想・理論　－１７

第１章　「利潤分配制度」を社会主義ととらえるための前提条件と基本概念

はじめに　－１８

１－１　ソ連における社会主義＝国有説の誤り
－典型的なソ連、社会主義説の要約、生産手段の共有の意味－　－１８

１－２　共同所有の三形態　－２１

１－３　ゲルマン法とローマ法による「所有」と「占有」概念の違い。
－ドイツ民法典論争から見た社会主義－　－２７

１－４　占有補助（補助機関）という概念　－３０

１－５　マルクス説には国営説はない－将来社会論を論ずる上での基礎　－３３

１－６　マルクス『ゴータ綱領批判』の位置づけ　－３６

１－７　フランスにおける労働者の経営参加－利潤分配制の萌芽－　－３９
－１８６７年のフランス「労働者参加株式会社に関する法律」の位置づけ－

第２章　利潤分配制に関する古典文献の分析　－４２

序　「株式会社」が将来社会を準備する通過点とはどういう意味なのか？　－４２

２－１　ウィリアム・トムソンとフランシス・ブレイの「株式会社」から「利潤分配」、
「労働者会社」への転換論－株式修正主義とは－　－４４

２－２　J・S ミルの株式会社論（『経済学原理』1848 年初版、1872 年第 7 版）
－「労働者会社」への道のりとしての「利潤分配制」、「自由時間論」　－５０

はじめに　－５０

２－２－１　J・S ミルの「利潤分配論」－パートナーシップの利潤分配とは？
－５２

２－２－２　J・S ミルの株式会社論－理想社会への移行過程として－　－５５
２－２－３　J・S ミルの「自由時間論」と「パートナーシップ（Partnership）との関連　－６０

２－３　プルードンの自由論としての「株式会社論」、「利潤分配論」
－「労働者会社」論から連邦・連盟（fédération）の原理へ－　－６２
はじめに　－６２
２－３－１　プルードンの「利潤分配制」論　－６４
２－３－２　プルードンの「株式会社論」から「労働会社論」へ　－６６
２－３－３　プルードンの「労働者会社」論　－６７
２－３－４　プルードンの社会主義＝相互主義＝連邦・連盟（fédération）・主義　－７２

２－４　マルクスの株式会社論、利潤分配論、自由時間論　－７７
－生前非公開の論説から読み解く－
はじめに　－７９
２－４－１　アソシエーションとしての「株式会社」　－７９
２－４－２　マルクス「株式会社論」による資本主義崩壊論と、その限界－８２
２－４－３　マルクスの「利潤分配論」
－労働分配論および時間存在論に関連させて－　－８９

まとめ－アントン・メンガー『全労働収益権』によせて　－９３
年表　－９７
第１部注　－１０２

第２部　「利潤分配制」に関する受容史・変容史
－歷史的実証分析－　－１０９

第３章　「明治政府」の資本主義導入政策と、それに付随する社会主義、アナーキズムがわが国へ与えた影響、または受容史　－１１０

はじめに　－１１０
３－１・明治政府の資本主義導入政策　－１１１
３－２・明治政府の思想はなぜイギリスではなにくドイツなのか？　－１１７

－岩倉使節団のドイツへの共感と、その後の政府方針に与えた影響－
３－２－１　「岩倉使節団」の高官と留学生の群像　－１２３
３－３・明治期の社会主義思想－在野の思想家・実業界の社会主義感－　－１２８
３－３－１　明治初期の社会主義、アナーキズム思想の輸入動向　－１２８
３－３－２　深井英五『現時之社会主義』1893（明治 26）年　－１３１
３－３－３　田島錦治『日本現時之社會問題附近世社會主義論』
1897（明治 30）年
－１３６
３－３－４　豊原又男『資本と労働の調和』1899（明治 32）年　－１３９
３－３－５　島田三郎『世界之大問題社会主義概評』1901（明治 34）年
－１４２
まとめ　－１４５

第４章　大正デモクラシーと「利潤分配制」－大学人脈分析－　－１４７
はじめに
４－１　「大正デモクラシー」とは何か　－１４８
４－１－２　「大正デモクラシー」と呼称されるべき期間　－１４９
４－１－３　民本主義と天皇機関説　－１５１
４－１－４　米騒動と日本初の本格的政党内閣　－１５２
４－１－５　第二次護憲運動　－１５２
４－１－６　「利潤分配制」を論じる上での「大正デモクラシー」の評価
－１５２
４－２　大学人脈による「利潤分配制」の論議
４－２－１　「社会政策学会」と北一輝の陰－北と河上、福田らとの関係－
－唐突に見える北一輝の「利潤分配制」強調の裏側－　－１５４
４－２－２　京都帝国大学人脈
－「利潤分配制」論の拠点となる「経済学部」－
はじめに　－１６６
４－２－２－１　岡村　司　－１６８
４－２－２－２　田島錦治　－１７７
４－２－２－３　戸田海市　－１８５
４－２－２－４　河上肇と櫛田民蔵
－１９２
４－２－２－５　河田嗣郎　－１９９

４－２－２－６　山本美越乃　－２０５
４－２－２－７　大塚一朗　－２０９
４－２－２－８　柴田　敬　－２１３

４－２－３　東京商科大学人脈
－福田の影響のもとで中道的な厚みのある政策提言－
はじめに　－２１７
４－２－３－１　福田徳三　－２１７
４－２－３－２　上田貞次郎　－２２８
４－２－３－３　増地庸治郎　－２３６

４－２－４　慶應義塾大学人脈
－ **J.S** ミルを導きの糸として
世界情勢や実業界の反応から見て肯定的、批判的に分析－
はじめに　－２４３
４－２－４－１　瀧本誠一　－２４４
４－２－４－２　気賀勘重　－２５１
４－２－４－３　堀江歸一　－２５５
４－２－４－４　向井鹿松　－２６１

４－２－５早稲田大学人脈
－非マルクス主義を強調した「利潤分配」論－
はじめに　－２６７
４－２－５－１　安部磯雄　－２６８
４－２－５－２　林癸未夫　－２７３
４－２－５－３　大野實雄　－２７９

４－２－６　東京帝国大学人脈
－森戸事件により確立されなかった「利潤分配」の論議－
はじめに－経済学部の独立と「森戸事件」　－２８５
４－２－６－１　高野岩三郎　－２９０
４－２－６－２　本位田祥男　－２９４
４－２－６－３　森戸辰男　－３０１

４－２－７　その他　－３０８
４－２－７－１　賀川豊彦　－３０８
－友愛の政治経済学と協同組合運動そして利益分配法
４－２－７－２　「協調会」利潤分配制関係資料　－３１４

第５章　大正デモクラシーと「利潤分配制」に関する世相、公文書、法案、そして実施企業
－「疑似利潤分配」企業を実証分析していた「協調会」－　－３１７

５－１「利潤分配」に関係する新聞記事、関連公文書、法案　－３１８
５－２ 大正から第二次大戦前までの利潤分配制度実施企業　－３３０
－その成功と失敗、ボーナス制への変容－
まとめ　－３３４
第２部注　－３３７

第３部　太平洋戦争前後の「利潤分配制」論議から現代を読み解く　－３５６
第６章　「利潤分配制度」から見た戦前の「日本改造計画」と戦後の日本の民間と官僚による試案。　－３５７

はじめに　－３５７
６－１　日本型経済システムの始まり　－３５８
６－２　革新官僚と「資本と経営の分離論」とその挫折
－「利潤分配制」の不在　－３６３
６－３　戦後の「出資と経営の分離論」と「利潤分配制」の国会論議　－３７１
６－４　経済同友会「企業民主化試案」　－３７５
－大塚万丈の挑戦
６－５　経済安定本部「利潤分配制法案」　－３８７
－森戸辰男が主張した「日本国憲法」の不備を補う社会主義論
まとめ　妥協としてのボーナス制度への一層の慣習化と促進　－３９８
－高度成長によって忘れ去られた「利潤分配制」－
図６－１　各国における利潤分配制度の実施時揚棄葉一欄　－３９９

第７章－まとめ－ＥＳＯＰ論は現代の利潤分配制論なのか　－４００
－再び 19 世紀後半の社会主義理論再検討の必要性－

はじめに－本稿のまとめに代えて－　－４００
７－１　ＥＳＯＰとは　－４０４
７－２　後書きに代えて－共通占有（gemeisamer　Besitz）、相互主義社会の構築とは
－ 19 世紀後半の社会主義理論再検討の必要性－　－４０９
第３部注　－４１２

文献一覧　－４１４
邦文文献（単行本、雑誌）　－４１４
欧文文献（単行本、雑誌）　－４２２
その他文献（新聞、報告書、その他）　－４２５
図表の典拠　－４２５
肖像写真、写真、画像の典拠　－４２６
謝辞　－４２８

はじめに

問題提起

本稿は、歴史的に考察すれば、社会主義の本義は、「資本主義の完成形態である株式会社に潜む略奪性という社会的性格（character）を揚棄[*1] して「利潤分配制」という性格に変換させること」にあったと理解する。これは共産主義者のマルクスをも含む１９世紀後半の社会主義者の共通認識でもあったのだ、というのが、本稿で明らかにしたいと考える問題である。

日本に資本主義制度や会社制度が導入された際に、この考え方も輸入され、これに応じた社会政策が実施されようとしていた。しかしながら、明治政府の社会政策は一種独特で、非常に屈折したものであった（これはある意味で、改革開放後の中国に類似している）。つまり、殖産興業勃興のために「会社制度」は取り入れるものの「会社制度」に内在するラディカルな社会的性格を捨象させたのである。この性格とは西欧的民主主義が、資本主義体制以前の封建体制＝家産体制の打倒をめざす思想、または運動のことである。すなわち、統治権力と所有権が合体している「家産体制」の打倒という意味合いがある。家産体制下で封建領主が決して認めることのない「結社の結成の自由」を認めさせることである。言い換えれば、結社の原理＝会社制度にはアソシエーションという、封建的な統治権力に対する「反権力」を意味する思想的な性格が潜んでいたのである。これが西欧民主主義（ブルジョア民主主義）の根幹となった。明治政府はこの「反権力」の性格を骨抜きにしたのであった。会社制度という形態だけは導入し、西欧民主主義の性格は捨象して導入しようとしたのである。さらに、国有・国営社会主義というソ連の誕生は日本のみならず全世界を含めて、この考え方がさらに骨抜きにされ、忘れ去られることを助長したのである。

本稿は、「利潤分配制」を社会主義の根本ととらえ、「結社の原理」、アソシエーション思想を骨抜きにしようとした明治政府の政策下にありながら、「利潤分配制」を取り入れて日本の社会政策に貢献しようとした、人物、制度、具体的実施企業などを時系列的に掘り起こす作業を行うことをめざしている。もちろん、「利潤分配制」に関する思想や政策が、西欧思想そのものの「受容」であったことも、また、「変容」されて受容された、ということも充分に考えられる。そうした点を踏まえながら、明治後期から昭和戦後期まで

の「利潤分配制」に関する諸政策、思想などを掘り起こす。この掘り起こし作業をとおして当時の労働政策、労働者救済策、労働者解放政策を読み取っていくことが本稿が考察していく大きなテーマである。それは、まさしく２１世紀を生きる我々が直面している労働問題の解決の手がかりとなることを願う。この問題は常に旧くて常に新しい問題だからである。

さて、この株式会社の社会的性格を変化させる、ということはどういうことなのであろうか。これは本稿においても社会主義の本義においても重要なキーワードなのである。例えば、共産主義者であるカール・マルクスでさえも『共産党宣言』で次のようにいっている。

「共産主義者は、自分の理論を、私的所有の揚棄（Aufhebung）、という一語にまとめることができる。……資本は個人的力ではない。それは社会的力である。したがって、資本が共同の所有（das Kapital in gemeinschaftliches,Eigentum）、社会の全成員に属する所有（Eigentum）に変えられても、個人の所有（persönliches Eigentum）が社会の所有に変わるわけではない。所有の社会的性格（gesellschaftliche Charakter）が変わるだけである。すなわち、所有はその階級的な性格（Charakter）を失うのである」

（M.E.Weke, Bd4: s.475-476,489,原文挿入は引用者、ただし訳文と一致しない。下線は引用者）

「所有の性格変化」とは具体的にいえば、「所有（property）」重視政策から、「占有（possession）」重視政策へと方向転換させることである。経済的には経営者（監督労働）を含む労働者・労働従事者、つまり占有者（ただし、一般労働者が占有補助者から占有者に格上げされていることが前提である。詳しくは本稿第１章参照）に「利潤分配」を実施することである。しかし、このように「社会的性格」が変化したからといって、もちろんそれで総てが解決するわけではない。今後もさまざまな矛盾を生み出していくことになろう。「社会的性格」の変化は、さらに高次の次元で生じることになるだろう。すなわち、完全な解決策ではないが「利潤分配制」と「パートナーシップ（partnership）」とは「資本制」的な矛盾を克服するための「新しい矛盾概念」として位置づけられるのである。

本稿が論じる「利潤分配制」とは、単に企業の利潤の一部を労働者に還元することを示すものではない。それは、各種の保険や福利厚生を含む広い意味での分配、配分として用

いられる。これは、19 世紀後半の社会主義者に共通する理解であり、２１世紀になった今日でも極めて重要な課題である。

各国の辞典を調べると社会（social.Gesellschaft）は例外なく「会社」の意味でもある。マルクス『資本論』の訳者である長谷部文雄（河上肇の弟子）でさえも、Gesellschaft に対して「社会=会社」という訳語を用いている。社会の概念は封建勢力に対抗する概念、反権力的な言葉だったのである。そして「会社」はその概念を具象化したアソシエーションすなわち結社であった。これらも 19 世紀後半の社会主義者達が繰り返し主張していることである[*2]。

廣西（[1966]2000）は、マルクス『資本論』におけるアソシエーションとコンビネーション（combination）の区別に注目し、ここから現代のいわゆる「アソシエーション」ブームが発生した。しかし、廣西のアソシエーションの区別の強調の意味に反して、アソシエーションとは資本主義のを乗り越えた後に実現されるものであるとの発言がみられるようになった（大谷、2001）。いわゆる将来社会に具えた「アソシエーション革命」と呼ばれる議論である。そして、それはＮＰＯ（**民間非営利組織**）や生協運動にその可能性を見出すという考え方である（田畑、1994）。しかし、マルクスを含めて１９世紀後半の社会主義者達の考え方では、アソシエーションこそ資本主義体制そのものなのである。このことに関しては､村岡（1999）や元田（2007）､高村（2007）そして飯嶋・阿部・新野(2010)のように明確にアソシエーションに関して説明している他は、このことを明確に示している文献は極めて少ない。アソシエーションを将来社会の〈体制〉とするならばマルクスを含めた、１９世紀の社会主義者の資本主義=アソシエーション説を根本的に批判せねばならないのである。本稿の第１の課題は、この１９世紀後半の社会主義者のアソシエーション概念を浮き彫りにすることにある。

日本では、明治維新以降、政府は殖産興業、会社制度を導入しなければならなかった。しかし、その背後に潜む社会思想は、彼らにとっては好ましからざるもので、会社制度とともに西欧ブルジョア思想を輸入するわけにはいかなかったのである。そこで social や Gesellschaft といった原語が持つ具象概念と抽象概念を切り離し「会社」と「社会」を対蹠概念としたのである。ちなみに、明治政府の思想とは、無縁であった福沢諭吉は、現在、フランスの法律用語で会社を示すアソシアシオンの訳語を「組合」としていた[*3]。つまり封建的契約とは異なり「結社」の概念が、人間関係の「契約」にもとづく、自由で対等な主体という人間観（厚東,2006）にもとづくということを理解していた。まさしく、「結社」の

結成を禁じる封建主義と対抗し戦う「組合」が「会社」であったのである。日本では明治政府の主導により社会=会社の概念は骨抜きにされた。このことが、後にみるように、社会主義と「利潤分配制度」が結びつけられなかった一つの要因である。あのマルクスでさえ会社、それも資本主義を代表する株式会社をアソシエーションと記述していることに、1990 年代まで多くの論者はまったく無関心であった。旧ソ連などの国営社会主義は日本の明治政府、あるいは〈保守主義〉の思考と本質的に同一なものであったのである。したがって、旧ソ連などのいわゆる「国営社会主義」は社会主義の本義を外れた全く別種の者であるとの歴史的見直しを行わなければならない。しかし、それを検証する前の大前提となる第１の問題点は、西欧社会主義者の基本理念が誤訳されているという問題がある。特にそれは、「法学」、「法律用語」に示されることが多い。むろん、19 世紀の社会主義者は 19 世紀後半のドイツ民法典論争をへて世界で最も整合され民法典を目の辺りにはしていない。したがって、論者によってはさまざまな用法が存在する。だが、特に日本の多くの経済学者や社会学者のように法学概念である「所有（property,Eigentum）」と「占有（possession,Besitz）」を混同し、ともに「所有」、もしくは単なる「財産」としていることはない。これでは、１９世紀後半の社会主義者達が述べている「所有の社会的性格の変化」という主旨が理解できなくなるのである。日本では特にローマ法の占有を示す possession を「所有」と訳す過ちを行っている。例えば、マルクス『資本論』はもとより、ここでは深入りはしないがM・ヴエーバーの岩波文庫などの翻訳は、法学概念を全く無視した訳語であることが近年、知られてきている。マルクスもM・ヴエーバーもともに法学者である。特に、M・ヴエーバーなどはドイツ民法典論争後の法学理論を熟知しており、所有と占有の区別を明瞭に意識している。日本の経済学者や社会学者のように possession を「所有」であると言い切ることは決してない。確かにマルクスの同時代人以前の考え方ではこうした法学概念は一定したものではなかった。しかし、それは「占有」をローマ法のポセッション（possession）とするのかゲベーレ（Gewere）とするのかという問題すぎない。つまり「占有」概念を一つの独立した物権として重きを置いて考えるのか、「所有」の下位の概念として考えるのか、という違いがあるだけである（川島: 2009［1947］: 315-339）。

廣西（［1966］2000）も述べているように邦訳のマルクス・エンゲルス全集（大月書店）では、このポセッショオンは「所有」と誤訳されていた。なお、廣西（［1966］2000）や平田（1969）の指摘により大月書店訳の『資本論』第 1 巻 2 の 1981 年の 29 刷りでは「第 24 章　いわゆる本源的蓄積論」における、将来社会の指針を示したという「生産手段の共有」

は「生産手段の共同占有（Gemeinbesitz[*4]）」と改められている。つまり、これまでのマルクス経済学的な教科書的説明「所有」=「占有」は明らかに間違いだったのである。

第２の問題点は、「共有」=「共同所有」という概念である。マルクス主義を中心に、共有とは国家所有のことであるとまことしやかに伝えられてきた。そして、マルクス主義ではない者でさえもこれを踏襲し経済学や社会学の教科書にしてしまっているというのが現実問題なのである。共有とは法学概念的には共同所有の三形態、すなわち総有（共同体所有）、合有（協同組合的所有）、民法上の共有の総称を示し、民間所有を前提とした共同所有のあり方である。これを経済学や社会学がねじ曲げて、国家所有と同等に扱うことは本来は許されるものではない。しかし、これまで法学概念を無視した経済学や社会学における特殊なテクニカルタームとして共有を国家所有とこじつけていただけである。この共有とはどの様なものであるかを探求することは社会主義の第一歩である。そして、所有よりも占有が優越した土壌で、共同所有の三形態の中で最も発達した共同所有である「民法上の共有 Miteigentum（会社的所有）」を取得するための共同占有の様式[*5] とはどの様なものかを探求し、所有よりも占有が優越される将来社会像を提供しなければならないのである。この検証を行うことによって「従業員持ち株制」（所有権重視）と「利潤分配制度」（占有権重視）の違いを明らかにし、「利潤分配制度」（占有権重視）と社会主義との接点を明らかにすることが出来るのである。したがって、マルクス、ミル、プルードンなどの社会主義文献を紐解くためには、彼等が用いてた、しかし、現代にも受け継がれている法学用語に極めて深く注意しながら読み進めなければならない。そのため、その都度、重要な議論においてカギとなる原語を示していくことにする。「利潤分配制度」を「社会主義」の本義として理解するための基礎を提供するためである。「資本家的株式会社」という用語でマルクスも示しているように、社会主義とは、株式会社という資本主義的なアソシエーションの改良のために、たとえそれが将来社会の支配的な組織形態とはなりえないとしても、そこに協同組合の一定の性格、すなわち「利潤分配制」（福利厚生なども含む）を株式会社に組み込むことにより社会主義の初期段階が達成されるものだからである。ここにその「社会的性格（Charakter）」を変化させること、弁証法の中心命題である「対立物の相互浸透」法則が貫徹されるからである。

廣西（[1967]2000）も述べるように、明治政府の「官許御用学」とマルクス主義および旧ソ連の社会主義は、西欧ブルジョア思想を無視した家産思想体制であったとことに間違いはない。では、明治政府の官許御用学の同時代人は皆そのような思想ばかりであったの

であろうか。日本が社会主義思想を輸入する、ごく初期の頃はどのようであったのか、いわゆる大正デモクラシー期の社会主義思想には「国営という名のミール共同体化を具現したソビエト社会主義」とは異なった社会主義思想があったのではないか。つまり資本主義的なアソシエーションを如何に改良するのかという本来の社会主義を展開した者がいたのか、という疑問に対する答えを示そうとするのが、歴史社会学研究としての本稿の中心的な課題なのである。

明治初期に、その殖産興業策のために導入された「会社制度」の背後に潜む反権力の概念、資本主義的アソシエーションからの転換思想、すなわち社会主義の考え方は、すくなくとも明治初期の実業界には存在したのではないだろうか。さらに、大正期に入り、米騒動、ロシア革命などを契機に法学部から独立した経済学部は社会主義に対してどのような取り組みを行ったのであろうか。その時代背景や人脈、とりわけ「社会政策学会」の人脈を読み解き、それを各大学別に振り分けて考察してみることが第２の課題である。こうした分析は、学者の人物伝、評伝ではない。群像ではあるが、人物伝、評伝ではない。あくまでも「利潤分配」に関する当時の時代的要求を背景に積極的に提唱したり批判したりしている人物が、どれほどの社会的広がりを持っていたのかを明らかにするために行うものである。

さらに、第３の課題として、彼等が探求した「利潤分配制」の歴史的意義と日本社会への影響を示すため大正末期から戦後まで期間における「利潤分配制度」の実業界の考え方、官僚の取り組み、その受容と変容などを詳細に分析していく必要がある。これらをしっかりと現代的目線でとらえ直し、現代、問題となっている労働問題と資本主義的アソシエーションに代わる将来社会構築の手がかりを与えることに多少とも貢献することが出来れば、本稿の目的は達せられたと考えられる。

本稿は、社会主義（相互主義）の本来の理論を「労働者参加方式の利潤分配制」（原文は partnership で、単なる「利潤分配制」（profit-sharing）としばしば混同されて論じられている）としてとらえて、旧ソ連のような「国営・国有」主義ではないことを明らかにする。

19 世紀後半の西欧社会主義は、それまで初期のエンゲルスなど一部の論者に見られた国有、国営の社会主義からは脱却していた。それはマルクスも例外ではなかった。そして「協同組合」方式の労働者参加＝パートナーシップ制に社会主義への設計図を模索していた。

例えば、1904（明治 37）年に石川三四郎は『社會主義入門』（國民文庫、平民社）の中でアメリカの社会主義者のハーモン、チタスの *ABC of Socialism*.の小論文を「社會主義のイロハ」と題して翻訳している。その中で次のようにいっている、

「社會主義は何を得んとするや、一言して謂へば萬人の富である。即ち、何人も皆な裕な生活をする様になり、綺麗で､廣くて、萬事萬端整つた家に住み、食卓には何時も甘い食物が澤山あり、着る衣服も佳良のが不足なく蓄へられ、世界の涯から際まで旅行の便が備はり、讀書や、遊戯や、勞働の時間が充分あり、而して貧困といふことが全く無くなり、貧困より生ずる病苦や罪惡が跡を絶つ様にしたいと言ふのである。斯の如くにして社會主義は､人の天性を發達長成せしめ、人類全體をして眞の貴族とならしめ、幸福なる、活發なる、而も進歩的のものたらしめんとするのである」（石川, 1904: 32-33）

ここでは、国有・国営説をいってはいない。さらに、読み進んでみよう、

「社會主義者の目下の大使命は､我が勞働者全體の團結である。生産機關の私有制度を禁ずるに由つて大なる利益を得べき勞働者全體を統一することである。而して又た現行制度の維持に因りて利益を占むる､總ての黨派や階級を絶滅しむることである」（石川,1904:37）

直接「国有・国営化」をいってはいないが、「私有制度を禁ずる」という言い方で、それをほのめかしたようにわれわれは感じてしまう。しかし、石川は Century Dicitionary を用いて英語の原文と日本語の訳文を併記して、この社會主義論を補足する。Century Dicitionary の石川の邦訳である『センチュリー辞典』は次の通りである。

「社會主義は全然（或いは大部分に於いて）、近世社會の存立の基礎たる個人的の事業を廃止し、之に代ふるに協同的活動を以てし、其勞働の結果を一層完全に社會全員の共有と為さんとする社会組織の一理論（或いは一學説）なり」（石川, 1904: 38）

この辞典の「社會全員の共有」という言葉で「国有・国営化」を連想してしまうだろう。しかし、後で詳述するが共有、すなわち共同所有とは民間所有のことを示し国営とは対蹠概念の考え方である。そして、石川が訳す協同的活動は石河が同時に掲載している原文では co-operative action（ローマ法概念の協同組合活動）となっている。つまり「利潤分配」の概念につながるものなのである。また、「社會全員の共有」の「共有」は原語では joint possession で「共通の占有」である。

確かに石川はアナーキストであるが、思想的な立場としては中立的な辞書で説明しているのが重要な点である。以上のように、日本の明治の初期には、社会主義とは「国有・国営」主義ではなく「生産手段の共通占有」＝企業は社会的公器で一握りの者の所有物ではないという考え方という理解であったのである。

19 世紀後半の西欧社会主義者たちは、フランスのルクレールのロッジディール協会の co-operative action（協同組合活動）である「利潤分配」の実践から社会主義のヒントを得ていた。しかしながら、協同組合が大規模になると、それまで組合労働という、一人一票制の経営参加の資格を持ち、けっして賃労働ではない労働者の保護のために、経営参加権を持たない補助労働、つまり賃金労働者を雇わなければならなくなる。経営参加労働者で構成されていた一群に、新たに経営参加権を持たない労働者を雇い入れることになった。結果として一人一票制の平等原則が崩れることになった。そこに度重なる恐慌に遭遇し社会主義者達は、協同組合が支配的な企業形態ではないとの結論に達した。そこで彼らは、社会主義者たちは資本主義の権化の企業形態であり、未だに有限責任制が不完全な「株式会社」(joint-stock Company）に注目していくことになる。彼らは、株式会社の完全なる「有限責任化」と資本家＝所有者から経営（占有）体としての「会社」の独立と分立、さらに

一般労働者と管理労働者としての経営者を含めた「労働者会社」に転換させるための理論を試みていた。そして、「出資（資本）と経営の分離論」の実現により、「株式会社」には資本（所有）としての資金面での出資参加と経営（占有）としての労働面での労働参加があることを明確にした。資本主義的な連合・連帯(association-以下、アソシエーションと表記する)の形成である。しかし、この中で補助労働（占有補助）をしている一般労働者は仕事の「手伝い人」として物象化され、このアソシエーションに労働参加できていなかった。この一般労働者に労働参加権を持たせるために「利潤分配」を実施することが社会主義の第 1 段階である。これは、企業業績に連動して資本家や企業者､経営者が労働者に恩恵的に与える「賞與」（ボーナス）とは全く異なる労働のアソシエーションである。つまり言い換えればすれば「株式会社」に「協同組合」の性質であった「利潤分配制」を導入することである。

「利潤分配制」が、一企業だけにと止まらず、他の企業にも連動波及させ、平均利潤率が成立し労働者のパートナーシップ化が促進され全生産手段が gemeisamer Besitz（共通占有、Gemeinbesitz と区別するために、以下、原語で示す）されることで社会主義の第二段階は達成されると説いていたのである。

1917 年のロシア革命以後のソ連＝国営・国有社会主義の出現により社会主義の概念は全く変容してしまう。これは社会主義とは名ばかりのロシア的共同体＝ミール共同体化を行い世界を征服しようとする思想にすぎなかったのである。それは、ロシア版「八紘一宇」[*6]である。

日本においては「利潤分配制」は、大正デモクラシーの時期に、中小企業において実施されていた。しかし、それは資本家が労働者に与えた恩恵的なもので、一般の賞與（ボーナス）よりも少額なものであった。また、税制面でも優遇はなく次第に衰退していった。

一方、学会においては、ロシア革命、米騒動、戦後不況、株投機などの時代背景を背に「利潤分配」の肯定論者も反対論者も含めて活発な議論がなされていた。そして、政府や政府関連の研究所においても研究がなされていた。

昭和に入り、不況が続く近衛内閣の「日本改造計画」に「出資と経営の分離」と「利潤分配制度」についての提案があったが財界の猛烈な反対で頓挫した。この当時、「利潤分配制」は上級労働者だけではなく職工にも「賞與」（ボーナス）分配を行うことで、本来の「利潤分配制」は事実上、これは抹殺された。これが 1940 年体制となる。

戦後すぐに､「出資と経営の分離」､「利潤分配制」が国会論議で話題となる。民間では 1946

(昭和 21)年に経済同友会の「企業民主化試案」が提出され、「出資と経営の分離」、「利潤分配」、「労働者参加」などが論議されるが、財界と労働界、双方の反対にあい頓挫した。その後、いわゆる系列企業による「株の持ち合い」が行われるようになる。

1951(昭和 26)年に森戸辰男が語っているように、社会主義者の立場から俯瞰した場合、「日本国憲法」とは「労働全収益権」のない不整備な「非社会主義的憲法」であった。それを補うものとして、戦前、革新官僚の巣窟と言われた「企画院」の元官僚が中心になって、ある法案が提出された。それが経済安定本部の「利潤分配法案要綱」であった。それは国会に上程されたが、こちらも財界やマルクス系労働組合の強い反対にあい頓挫した。しかし、当初は大企業中心であるが、いわゆる「日本的経営」(終身雇用、年功序列、企業別組合)が、それに代わって行われるようになった。これは、「利潤分配制」の日本的な変容である。そして、徐々に会社の規模に関係なく「賞與」(ボーナス)が労働者に恩恵的に与えられるのではなく、一つの「商習慣」、「労働慣行」として定着するようになるのである。

だが、変容された「利潤分配制」である、この「商習慣」も今日崩れようとしている。また、国民皆保険も危機に瀕している。この状況はいわば初期資本主義に逆戻りであるといえる。これをどのように克服したらよいのか。そのためには、今改めて 19 世紀後半の社会主義者が主張した「利潤分配制」や「パートナーシップ」の問題を改めて論じなおしてみる必要性があるのではないのか。

概要

本稿の構成と概要を紹介しよう。本稿は 3 部構成となっている。

第 1 部は「「利潤分配制度」に関する思想・理論編」とし、第 1 章と、第 2 章がそれに該当する。

第 1 章は「利潤分配制度」を社会主義ととらえるための前提条件と基本概念を示した。

ソ連の社会主義＝国有主義というソ連の誤り、共同所有の三形態の概念、ゲルマン法とローマ法による「所有」と「占有」概念の違いを示し、ローマ法上で説明される占有補助(補助機関)という概念が労働者解放にどのようにつながるのかを明らかにした。

また、マルクス説には国営説はないこと、生前非公表の『ゴータ綱領批判』の位置づけ

を明確にし、社会主義国有化論の誤りを正した。

さらに、マルクス『資本論』第 1 巻上梓と同時期に成立したフランス「労働者参加株式会社に関する法律」の位置づけを示した。

第 2 章は「利潤分配制度に関する古典文献の分析」である。「労働者参加株式会社に関する法律」に触発されたウィリアム・トムソンとフランシス・ブレイの「株式会社」における「利潤分配」の理論を示し「労働者会社」への転換論、株式修正主義の思想を明らかにした。さらに、トムソンやブレイの同時代人である J.S ミル、プルードン、マルクスを取り上げ詳しく論じた。まず、彼等のいう、「株式会社」が将来社会を準備する通過点とはどういう意味なのかを検討した後、それぞれの思想家の検討に入る。J・S ミルについては、1872 年の『経済学原理』第 7 版（生前最終版）における「株式会社論」を中心に検討した。「株式会社」から「労働者会社」への道のりとしての「利潤分配制」、「自由時間論」を明らかにした。さらに J.S ミル遺稿集におけるパートナーシップ論についても明らかにした。

プルードンについては主に『所有とは何か』（1840）、『第 19 世紀における革命の一般理念』（1851）、『株式取引所における投機家要覧』（1854）などを中心とした自由論としての「株式会社論」、「利潤分配論」を紹介し、プルードンの「株式会社論」から「労働会社論」への転換論を明らかにした。さらに遺稿である『所有の理論』（1866）と『連邦・連盟（fédération）の原理』（1863）等から、「労働者会社」論から連邦・連盟（fédération）の原理へという理論であるプルードンの社会主義＝相互主義＝連邦・連盟・主義を明らかにした。

マルクスについては生前非公開だが重要な文献となる株式会社論、利潤分配論、自由時間論を『資本論』第 2 巻、第 3 巻と『経済学批判要綱』から読み解いた。マルクスのいう、アソシエーションとしての「株式会社」とは何か、彼の「株式会社論」による資本主義崩壊論としての「利潤分配論」と、しかしなおもコミュニズム思想を捨てきれないマルクスゆえの、その限界をマルクスの労働分配論および時間存在論にも関連させながら明らかにした。まとめとして、日本の第一次大戦後の思想受容においてキーマンとなるアントン・メンガー『全労働収益権』による「全労働収益権」思想を紹介し、本稿の先行研究でもあることを明らかにした。以上を確認した上で、日本への社会主義の受容と変容の歴史を第 2 部で明らかにする。

第 2 部は「「利潤分配制」に関する受容史・変容史－歴史的実証分析－」とし、第 3 章

と第 4 章、第 5 章がそれにあたる。

第３章は「明治政府」の資本主義導入政策と、社会主義との関連を論じる、会社＝社会の概念、会社組織、アソシエーションが有する反体制的な性格を捨象して殖産興業のため会社の形態だけを導入しようとする明治政府の明治政府の資本主義導入政策を明らかにした。また、当初、明治政府の思想はイギリス寄りであったが、なぜドイツ寄りになったのかを明らかにした。しかし、こうした政府方針に反発する人物も存在し、「岩倉使節団」と「岩倉使節団」の高官と留学生に注目する。次に、明治期の社会主義思想を明らかにした。特に在野の思想家・実業界の社会主義思想、明治初期の社会主義、アナーキズム思想の輸入動向を明らかにした。さらに、明治後半期の実業界の社会主義観をより詳しく浮き彫りにするために深井英五、田島錦治、豊原又男、島田三郎らの著作を分析した。

第４章は大正デモクラシー期の大学人脈から「利潤分配制」、パートナーシップの日本への受容状況を概観した。

それまで、「労使協調路線」に大反対であった北一輝が「利潤分配制」の肯定に転換していったのはなぜなのか。それを「社会政策学会」の活動と北一輝と河上肇、福田徳三らとの交友関係を明らかにしながらひもといた。そのことにより大正デモクラシーの時期は大学の枠を超えた「社会政策学会」の人脈を中心に「利潤分配」の問題が大きな議論になっていたことを突き止めた。そこで京都帝国大学、東京商科大学、慶應義塾大学、早稲田大学、東京帝国大学の研究動向からそれを探ることとした。

京都帝国大学人脈では、「利潤分配制」論の拠点となっていた「経済学部」の教官を中心に、岡村　司、田島錦治、戸田海市という社会民主主義的な立場としての「利潤分配制度」の提唱者を浮き彫りにした。マルクス主義者の立場としての「利潤分配制度」反対者である河上肇と櫛田民蔵を紹介した。さらに、co-partnership 論の強調者としての河田嗣郎や山本美越乃、さらに京大「利潤分配制」論の統合者である大塚一朗や「日本改造計画」に「利潤分配制」を取り入れようとする柴田敬の理論を明らかにした。

東京商科大学人脈では、「労働全収権思想」にもとづく利得分配制（Gain-Sharing）の提唱者である福田徳三、福田の弟子で社会主義の理論としての「資本と経営の分離論」を企業デモクラシーに始めて日本に応用した上田貞次郎、戦後に提出された「利潤分配法案」の参照文献となった増地庸治郎の理論を明らかにした。

慶應義塾大学人脈では J．S ミル『経済学原理』の第 5 版を導きの糸ととした「利潤分配制」論を展開する瀧本誠一、労働協約を強調した「利潤分配制」論の気賀勘重、国家資

本主義者、公有主義者としての「利潤分配制」批判である堀江歸一、株式会社論に基づく「自律的企業」、「自律的経済」の構想者である向井鹿松の理論を明らかにした。

早稲田大学人脈では、産業デモクラシーとしての「純益分配制＝利潤分配制」を提唱したキリスト教系社会主義者の安部磯雄、非マルクス主義社会主義者としての「利潤分配制」論を展開した林癸未夫、法学から見た「勞働株」の正当性と「利潤分配制」の必然性を説く大野實雄の理論を明らかにした。

東京帝国大学人脈では「利潤分配制度」反対者の高野岩三郎、当初の単なる「協働組合主義」から１９世紀後半の社会主義者の結論へと自説を導いた本位田祥男、全労働収益権を主張してやまない森戸辰男を取り上げた。そして、森戸は戦後の「利潤分配制」に関するキーマンである。

その他として、友愛の政治経済学と協同組合運動、利益分配法を説く賀川豊彦、戦前の労使協調機関であった「協調会」の研究成果と調査に関して明らかにした。

第５章は「大正デモクラシーと「利潤分配制」に関する世相、公文書、法案、そして実施企業」と題して、「疑似利潤分配」企業を実証分析していた「協調会」を浮き彫りにした。

「利潤分配」に関係する新聞記事、関連公文書、法案等の分析から、「協調会」が大正から第二次大戦前までの利潤分配制度実施企業を調査しており、その成功例と失敗例を研究していたことを明らかにした。以上をもとに、「利潤分配制」、パートナーシップに対する太平洋戦争の前後の議論のつながりと関係性を明らかにする第 3 部へとつなげる。

第３部は「太平洋戦争の前後の「利潤分配制」論議から現代を読み解く」とし、第 6 章と、まとめの第 7 章がこれにあたる。

第 6 章は「利潤分配制度」から見た戦前の「日本改造計画」と戦後の日本の民間と官僚による試案と題した。いわゆる日本型経済システムの始まり、革新官僚と「資本と経営の分離論」とその挫折を先行研究を踏まえながら明らかにした。戦後の「出資と経営の分離論」と「利潤分配制」の国会論議は戦前までの議論と連続性があることを明らかにした。そして、戦後すぐの民間団体である経済同友会の「企業民主化試案」を取り上げ、中心人物である大塚万丈の挑戦を明らかにした。森戸辰男が主張した「日本国憲法」の不備を補う社会主義論として経済安定本部が上程した「利潤分配制法案要綱」の実態を見ていき、廃案の運命にあった状況を明らかにした。そして、妥協としてのボーナス制度への一層の慣習化とその後の高度成長が、「利潤分配制」論の忘却を促したことを示した。

第 7 章は ESOP（employee stock-ownership plan）論は現代の利潤分配制論なのか、というテーマで論じた。そのためには、崩壊しつつある「日本的経営」を形成することに決定的な影響をもたらした高度成長期の日本の経済構造とはどのようなものであったのかを西山忠範の説を援用しながら論じた。この経済システムの崩壊により「全労働収益権」の達成はおろか、これまで保証されていた「生存権」や「労働権」の崩壊の危機までも招いている。この危機を救うための ESOP とはどのようなものであるかを論じた。

「あとがき」に代えて、では 19 世紀後半の思想家たちが考えた共通占有（gemeisamer Besitz）、相互主義社会の構築を行うためにはどのようすべきなのか、という問いにもう一度、本稿が示した視点に立って 19 世紀後半の社会主義理論再検討の必要性がある、ということを結論づけた。

なお、本稿の第 1 章と 2 章は、鈴木（2001）と鈴木（2005）を使用しているが、新たな資料や原書の発見、さらに本稿の題目にあわせた記述をしたため原形はほぼとどめていない。それ以降の章はすべて書き下ろしである。

凡例

本稿においては、引用に際しては、原典にあたるのはもちろんのこと、全集からの参照を極力避けて、出来うる限り出版当時のもの、あるいはリプリント版を使用している。

用語に注意をするため極力重要と思われる言葉には（　）内に「原語」を入れるように努めた。また、明治期や大正期の邦文文献の引用には出来うる限り再販や全集等に再録されたものではなく出版当時の書籍、雑誌を使用し、出版当時の「仮名遣い」、「送りがな」、「旧漢字」をそのまま使用した。また、参考文献とともに、参考文献から採取した図表の典拠、同じく写真、画像の典拠は巻末に一括して示した。

はじめに　注

---

*1

Aufhebung、「廃棄」、「高めること」、「維持・保存すること」を一体化する意味である。フリードリッヒ・エンゲルス（Engels,Friedrich）は、その著書『自然の弁証法』の中で、ヘーゲルの『大論理学』における弁証法の諸法則には実質的には次の三つの法則に帰着し

ているという。すなわち、

「量の質への急転またはその逆の急転という法則、
対立物の相互浸透という法則、
否定の否定という法則」（Engels, （1820-1882）=1999: 210）

この中で、最も重要なのは「対立物の相互浸透という法則」であるという。これは廃棄、高めた後の「維持・保存すること」の強調である。しかし、エンゲルスの説明は、ヘーゲルよりもむしろプルードンの「セリー弁証法（系列弁証法）」あるいは「矛盾の弁証法」に近い。詳しい内容はここでは省略するがエンゲルスもマルクスと同様、後にプルードン批判を強調するが、両者は詳細な部分で若き頃「プルードン主義」だった影が見られる。

*2 なお、このことに関する日本の先行研究で主なものをあげてみれば次のようになる。大谷（1975）、飯嶋他（2010）、阪上（1987）、坂間（1972）、坂本（1994）、杉原（1957）、鈴木（2001）、高村（2007）、田畑（1994）、廣西（［1967］2000）、前原（2007）、馬渡（1997）、元田（2007）などである。

*3 この問題に関しては八木, 1999: 125-129 も参照のこと。
*4 マルクスがフランス語版『資本論』で la possession en commun と表記したのが最初である。それをドイツ語訳にしたものであるが、Gemeinbesitz は、エンゲルスが『反デューリング論』で批判したデューリングのものであり、マルクスとしてはプルードン流の共通占有を示す、gemeisamer Besitz 説であったと思われる。しかし、この用語のマルクスによる仕様説明がいかなる先行研究によってもたらされたのかは不明であり、最大の残された問題である。
*5 例えばマルクスには、共同占有に対する用語として、la possession commune、Gemeinbesitz、la possession en commun、さらに総占有という意味の Gesamtbesitz、共用占有という意味の Mitbesitz という用語で使い分けている。しかしながら、マルクスも用語使用方法が確定していない。また、他の社会主義者との整合性を考えなければならない。ここでは、マルクスがプルードンの共同占有概念から学んだ用語である gemeisamer Besitz を使用することにする。

*6（「宇」は屋根の意）世界を一つの家とすること。太平洋戦争期、日本の海外進出を正当化するために用いた標語。日本書紀の「六合（くにのうち）を兼ねて都を開き、八紘（あめのした）を掩（おほ）ひて宇（いへ）にせむ」に基づく。

第１部

「利潤分配制度」に関する思想・理論

第１章　「利潤分配制度」を社会主義ととらえるための前提条件と基本概念
第２章　利潤分配制度に関する古典文献の分析

第１章　「利潤分配制度」を社会主義ととらえるための前提条件と基本概念

はじめに

社会主義を国営主義ではなく「利潤分配制」ととらえるために、その基礎概念を示してから本論に入ることにしたい。そのためにはまず、ソ連型経済体制＝社会主義という通常の概念を確認する作業を行う。その次に、社会主義とは「生産手段の共有（共同所有）」であるというときの「共同所有」とはどのような意味であるのか。簡単に「民法学」から説き示す。従来、この「共同所有」は学問的にとらえられることはなく、観念的に、宗教的に提唱されてきたからである。さらに、「出資と経営の分離」、「利潤分配制度」にとっては必要な概念となる「所有と占有」の概念を示す。その上で、「所有」にも「占有」にも属さない「占有補助」、「補助機関」の説明を行う。労働者解放の理論としては是非とも知らなければならない理論だからである。

以上を確認した後マルクスには国営説がないことを論じる。その上で、ソ連建国のバイブルの一つともいえる『ゴータ要領批判』の位置づけを検討する。

さらに、マルクス『資本論』第 1 巻が出版された年にフランスでは「労働者参加株式会社に関する法律」が制定されていたことを紹介する。これによって、社会主義者たちの思考に変化が生じてきているためである。これは、次章の第 2 章で明らかにする、19 世紀後半の社会主義者達が主張する「株式会社」から「株式修正主義」論を明らかにする導きの糸となる。

１－１ソ連における社会主義＝国営説の誤り
典型的なソ連、社会主義説の要約、生産手段の共有の意味

これまでの社会主義像を概観するため、典型的な社会主義観を岡稔・宮鍋・山内・竹浪(1976)から要約して見よう（下線強調は要約者である）。

社会主義は最初は一部の社会思想家の未来社会論、理想社会論として生れた。

社会的平等と財産の共同所有を主張する学説や運動は、古代や中世にも存在した。社会

思想としての社会主義の歴史は人類の歴史とともに古い。しかし、モーゼの律法やプラトンの『共和国』や 14、15 世紀の農民戦争などには、生産手段の共有に基礎をおく社会的生産制度という観念が全くみられないから、古代や中世の「社会主義」は、近代的社会主義の先駆的形態というより、むしろ本来の社会主義ではないとするものが通説である。

生産手段の共有に立脚する社会という着想が初めてあらわれたのは、トーマス・モーア（T. More）の『ユートピア』（1516 年）であったといわれている。

社会主義の思想と運動が、多くのヨーロッパ諸国で多少とも重要な社会現象となったのは、19 世紀になってからである。サン・シモン（Saint-SimOn）、フーリエ（J.B.J.Fourier）、オーウェン（R.Owen）などのフランス啓蒙思想の継承者たちは、フランス革命が「自由、平等、友愛にもとづく理性と正義の社会」をもたらさなかったこと、イギリス産業革命が生産力のいちじるしい上昇にもかかわらず勤労者の状態を悪化させたことをみて、いっそう完全な新しい社会制度を考案し、宣伝教者活動または実験的な模範的実例によって、「理性と永遠の正義の国」を実現しようとした。しかし資本主義の発展が当時はまだ未成熟であったため、これらの人びとは社会主義の物質的前提条件と資本主義を廃止する主体（労働者階級）が資本主義の胎内で育成されることを洞察できなかった。したがって彼らは、新しい社会制度を自分の頭で考えだして社会におしつけようとした。それは、いわゆる空想的社会主義者、ユートピア主義者に止まるほかなかった。

社会主義を「空想から科学」に発展させたのはマルクス（K. Marx）である。

「二つの偉大な発見、すなわち唯物史観と剰余価値を手段とする資本主義的生産の秘密の暴露とは、我々がマルクスに負うところのものである。これらの発見によって、社会主義は科学となった」とエンゲルス（F.Engels）は『反デューリング論』でのべた。

マルクス、エングルスの科学的社会主義の思想は『共産党宣言』（1848）において、はじめてまとまった形で定式化された。社会主義は 16 世紀はじめに「受胎」され、17 世紀中頃に「出生」し、1840 年代に「成年」に達したというスウィージー（P.Sweezy）の『社会主義』の言葉は以上の経過を要約したものである。

さらに、岡稔・宮鍋・山内・竹浪（1976）は説明する。マルクスは生前非公表だった『ゴータ綱領批判』において、共産主義社会の「第１の段階」（つまり「それ自身の土台の上に発展した共産主義社会ではなくて、反対にいまようやく資本主義社会から生れたばかりの共産主義社会」、「あらゆる点て、経済的にも道徳的にも精神的にも、それが生れでてきた母胎たる旧社会の母斑をまだおびている」共産主義社会）と「共産主義社会のより高

度の段階」を区別し、そしてレーニンは前者が「ふつう社会主義とよばれている」と指摘した。それいらい社会主義社会とは共産主義社会の低い段階をさすということ、したがって広義の共産主義社会は社会主義社会と狭義の共産主義社会という二つの段階からなるということは、少なくもマルクス主義的社会主義者の聞では通説となっていた[*1]。

マルクス主義的社会主義は、社会主義思想の分野でも第１インターナショナルなどの社会主義運動の分野でプルードン（P.J.Proudhon）、ラッサール（F.Lassale）、バクーニン（M.A. Бакунин）などの諸潮流をしのいで、しだいにヨーロッパにおける社会主義の主流となっていった。そしてマルクスの主著『資本論』（第１巻、1867 年）の刊行からちょうど半世紀後の 1917 年 10 月のロシア革命により、世界史上最初の社会主義国が出現した。「共産主義革命は決して単に一国だけのものではなく、すべての文明国で、いいかえると、少なくともイギリス、アメリカ、フランス、ドイツで同時におこる革命となるだろう」というエンゲルスの予想と違って、革命はまず資本主義世界の「最も弱い環」であるロシアでおこった。また、ロシア革命が契機となって西欧一連の諸国で革命が発生するだろうというレーニン（B.И. Ленин）の予想に反して、ソヴェト連邦は「帝国主義的包囲」のもとでの「一国社会主義」の建設を余儀なくされた。

第２次世界大戦後、東ヨーロッパの諸国が、ソ連邦の政治的、軍事的、思想的な影響を多かれ少なかれうけて社会主義への道を進行ようになったこと、そしてまた中国革命が勝利して 1949 年に中華人民共和国が成立したことによって、「一国社会主義」の時代は終リ、社会主義は一個の世界体制となった。

社会思想家のユートピア物語から始まった社会主義が、一個の世界体制を形成するようになった。レーニンの著作「4 月テーゼ」、「さしせまる破局、それといかに戦うか」の中であらかじめ予告された一連の政策、「土地の私有廃止、土地の国有化」、「株式銀行の国有化」などの国有政策をはじめ、商工業企業に対する「労働統制」がロシアにおいて実施された。1917 年 11 月には 8 時間労働日、時間外労働の制限、婦人・児童労働の夜間勤務の禁止が布告された。社会主義の過渡的政策としてはじめは緩やかな移行方式（国営）だったが、1918 年の外国勢力の武力干渉以来、軍需生産確保のため国民経済の統制管理を行うため「工業企業の国有化」、「私有鉄道の国有化」が行われた。1921 年の経済立て直しのための、レーニンが提唱した、いわゆるネップ（「新経済政策」）をへて、1929 年の「世界恐慌」からエンゲルス説の小商品生産者である、農民は、協同組合化＝集団化の路を通って社会主義の道へ進むべきであるとの主張を取り入れ、ロシア社会主義は、莫大な

数の零細な農民を協同組合化によって大規模機械化経営に移行させる政策をとった。[*2](岡・宮鍋・山内・竹浪, 1976: 3-5,27-36)。

以上が、典型的なかつての社会主義の解説である。社会主義とは「生産手段の共有」であるという点は異論はなかろう。後で詳述するがマルクスにおいても『資本論』第１巻第２４章で明確に語っているように「将来社会」（マルクスは、社会主義、共産主義という語は『資本論』では使わない）は「生産手段の共有」である。しかし、「生産手段の共有」とは国家所有、国有を意味するものではない。日本語の「共有」とは共同所有（Gemeineigenthum=common property）の簡略語であって、民間所有の形態である。さらに国家所有とは、共同所有の疎外形態である。後に詳述するドイツ民法典論争前のローマ法理とゲルマン法理が混在していた当時にあって、そのどちらにも精通している法学博士マルクスの当然とも思える帰結なのである（鷲田(1979)参照のこと)。

では、共同所有とはどのようなものであるのか。日本の法学会（たとえば、川島(1949)、石田(1927)など）では、総有（共同体所有)、合有（協同組合的所有)、民法上の共有(Miteigentum=joint-property)の三形態を示している。
それぞれ解説していくことにしたい。

１－２　共同所有の三形態

日本では学説上、共同所有は、三形態としている。以下、川島(1949)、石田(1927)、Klingenberg, Georg(1987=2007)、高村（2007）の先行研究をもとに解説していきたい。

総有

森林や牧草地等が村落共同体に共同所有され、処分管理の権能は共同体に属するが、使用収益の権能はその団体員に属する。共同所有の一形態。マルク共同体に典型的にみられ、日本の入会(いりあい)もこれに当たる。なお、ゲルマン法上の共同所有はこの「総有」を表している。マルクス主義法学者の平野義太郎（[1924]1970）は、ゲルマン法上の共同所有である「総有」の提唱者であり、ローマ法の共同所有を否定している。そして、後で詳細にみていくように、ゲルマニステン（ゲルマン法主義者）であるマルクスも（M.E.Weke,

Bd19）において、エンゲルスも[*3] 総有（共同体所有）をもとにした将来社会構想を語っている（ただし、廣西（[1967] 2000，1970）の指摘の通り日本語訳の誤訳のため意味不明となっている）。

より詳しくいえば、「総有」とは、もっとも団体主義的な色彩が強い類型であり、個々の共有者の持分の大きさは関係く利用方法の決定には、持分権を有する者全員の合意が必要となる。権利能力なき社団における共同所有形態はこれであるとされる。民法上の組合が、個々の共有者の持分の大きさ関係なく運用されるに至った場合、つまり慣習的に社団化した場合、結果的に持分権者全員の合意が必要となり「総有」となる。持分権自体を考慮しないため、単独の構成員による持分の処分、売却などの分割請求はできない。社団法人の財産は社員の総有である。また権利能力なき社団の財産も構成員の総有であるとされている（判例：最高裁昭和 39 年 10 月 15 日など）。

なお、１９世紀後半の社会主義思想を見ていくために各国の原語を示しておこう。ドイツ語では Gesamteigentum と表記され、英語では communal　ownership と表記する。なお、フランスでは後で見るがフランス民法の影響もあり総有（共同体所有）は共同所有ではないので原語がない。

合有（合手的所有）

ある財産が団体の所有となっているが､その団体による拘束が弱い状態であることを｢合有」という。合有とは、総有と狭義の共有との中間的類型で、個々の共有者の持分は考慮するが、その持分処分、分割請求等に制約がされる状態である。信託や組合、協同組合が該当するといわれる。具体的には組合の財産は構成員の「合有」とされている。ある団体の財産が「合有」であるときは、各構成員はその団体財産に対して持分分割請求をすることができない。しかし各構成員が団体から脱退する際には、各構成員は持分の払い戻しを受けることができる。また、団体の債務については団体財産だけでなく、個々の構成員の個人財産からも弁済を行なわなければならない。

こちらも原語を示しておこう。ドイツ語では Eigentum　zur　gesamten　Hand と表記され joint right、フランス語では societas ercto non cito、consortium と表記される。

民法上の共有

現在の先進国の民法で取り入れられている共同所有である。私法上の概念で、複数の者が、同一の物を同時に所有している形をいう。なお、ローマ法上の共同所有であり、ローマ法では「総有」は共同所有ではない、持分権のない「共同体所有」の疎外形態でしかない。したがって、当然ながら、現代のフランス民法典に関する文献では、この「民法上の共有」=condominium と「合有」=consortium しか記載がない（Klingenberg, 1987=2007）。

例えば、相続人が複数いる相続の際に、遺産が分割されるまでは相続人が遺産を「共有」することになる。また分譲マンションの共用部分は、区分所有者の「共有」に属している。その取得様式は Gemeinbesitz ＝ la　possession　commune（共通占有）である。なお、共有物に対する各共有者の権利を「持分」または「持分権」と呼び、それぞれ単独で自由に持分を譲渡することができる。複数の人が一つの物を共同で所有しているとき、それぞれの人がその物について持っている所有権の割合を「共有持分」という。

今日の民法学（Civil　law）では共同所有の三形態のことを次のように説明する。民法は個人の個性を重んじている。特に共有の分野では最も強調される。つまり、総有→合有→共有（民法上の）になるにしたがつて個性が強調される。逆に言えば、共有（民法上の）→合有→総有になるに従い個性がなくなる。すなわち、共有→合有→総有になるにつれて、団体が単独で所有することとなり、個人の個性がまったくなくなる、ということである。

ドイツ語では Miteigentum　nach　Bruchteilen と表記され、英語では joint　property（joint ownership）と表記される。そしてフランス語では condominium、communio pro indiviso である。特に、英語表記の joint property はキーワードとなる。

以上を表でまとめると次のようになる。

表１－１

共同所有の種類	持　分	分割請求	持分の譲渡	脱退の処遇
総　有	ない	できない	できない	持分の払戻なし
合　有	ある	できない	制限有り	持分は制限付きで払い戻し
(民法上の)共有	ある	できる	自由に譲渡	持分は払い戻し

共有＝共同所有は国家所有のことではない。例えば後で見るように、マルクスにおいては生産手段の共有＝総有（共同体所有）説なのだから、少なくともマルクスは国有・国営説を唱えてはいないことになる。

マルクスを含めた１９世紀後半の社会主義者達は社会主義とは生産手段の共同所有説であった。したがって、彼等の思想は国有説のソ連とは、少なくとも異質のものであるといえる。元来、所有形態には、団体所有を示す「機関所有」と個別的所有（個人的な持ち物という意味）と個々人的所有（個別所有と個別所有をアソシエーションしたもので機関所有と弁証法的に連一させるもの）がある。

「機関所有」とは第 1 に、国有財産法によって決定されたナショナルプロパティ、「国家所有」とナショナルプロパティ、第 2 に、国民的所有（すなわち公社、公団のこと）、パブリックプロパティ、市町村的所有、社団、財団法人の総称である「公有」、第 3 に上記で示した民間所有である「共同所有の三形態」に分類することが出来る（後で示す図１－１参照）。

１９世紀後半の社会主義者達の論議は、今日でいうところのこの「共同所有の三形態」を基調として社会主義を考えていたのである。２章で詳しく見るが、なぜ１９世紀後半の社会主義者達は「株式会社」を基調として、未来社会を構築したのか、という一つの問いは次のようになる。株式会社は、設立の時と、解散の時には、各株主の個別所有のものであり、その個別所有のアソシエーションである。だが、会社運営の期間は、会社所有であり会社が主体であるという矛盾的なアソシエーションである。そして、これが民主主義が採用する具体的な形態なのである。人類の歴史は、個別所有と団体的所有との矛盾的構想、対立の歴史であった。民法上の共有（Miteigentum）、株式会社がこの構想の歴史を見事に矛盾的に解決した。解決とは常に矛盾的解決しかないと説いたのはプルードンであった（セリー弁証法）。しかし、１９世紀後半共同所有とは「**民法上**の共有」であると確定している時代ではなかった。大体は、確定していたものの完全なる確定はなされていなかった。協同組合は恐慌の経験を通じて、資本調達の面で、支配的な形態とはなりえないことが確認されていた。支配的な形態は株式会社へと転換していった。だが、社会主義者達は協働組合の性質である「利潤分配制」を株式会社に取り込むことにより資本主義的アソシエーションである「株式会社」のなかでアソシエーションに参加できていない法律の言葉で言う生産果実を分配されない補助労働、占有補助者である労働者をアソシエーションに参加させる将来社会像を提示していったのである。

そこで、１９世紀後半の社会主義者達が「共同所有」説であったとしても、ゲルマン法上の共同所有である総有（共同体所有）で思考しているかローマ法上の共同所有である民法上の共有で思考しているのかを注意して読み進まなければならない。特に、総有（共同体所有）で思考する論者は上記で見たように、個人よりも団体に比重があり、さらに、個人の持分権や分割請求權、持ち分の譲渡の自由、奪回の自由も認められていない共同所有のため国家所有論者と混同されやすい。この点に注意して１９世紀後半の社会主義者の思想を読み進めなければならないのである。例えば、マルクスの論敵であるプルードンはロマニステン（ローマ法主義者）である。プルードン初期の著作『所有とは何か』の副題は「あるいは法と統治の原理に関する研究」である。ローマ法を前提としながらもローマ法の不備を批判し「所有を破棄して占有を保護せよ」と主張したのである。

マルクスの共産主義、コミュニズム思想とは、ゲルマン法上の共同所有＝「総有」の本質である共同体という団体が所有者になることである。つまり、共同体主義のことである。ローマ法上で思考するプルードンや J・S ミルはローマ法上の共同所有ではない総有（共同体所有）説を批判することは必然であり、それゆえ共産主義＝共同体を批判する根拠となるのである。

近代民法典は、最も個性の尊重を重んじるローマ法上の共同所有＝「共有」を採用することとなる。民法上の共有（会社的所有）は、言い換えると団体と個と個の結びつきである個々人〔Individuall〕的所有、言い換えると個人の個性と機関所有の両方を満足させるものである。つまり、機関所有と個々人的所有とを矛盾的、弁証法的に連一した、民法上の共有が今日的な会社所有にふさわしい形態だからである。会社の設立時と解散時は分割請求権を持ち、運営時は共同所有＝会社的所有になるのである。

それに対し共同体には個性はない。本来の総有（共同体所有）には各自の持分権がないので、分割請求もできないからである。また、共同体からの脱退の自由もない。合有には、持分権があるが、その処分や分割請求は制限されている。民法上の共有は各自の持分権があり、その処分は自由であり、分割請求ができる。したがつて、民法上の共有が最も個性的な共同所有となる。そしてそれは、資本主義の基盤となるものである。したがって、資本主義的基盤の法学であるローマ法を弁証法的に乗り越え、超克するのではなく、古いゲルマン法の時代に帰る、世界を入会権的協同社会に戻すという平野（[1924] 1970,1925）の発想も出てくる。マルクス主義法学者としては当然の発想である（ただし、他のマルクス主義者には、この認識がない）。

以上の所有関係をまとめると次のような廣西（1989）の図１－１になる。法学の通説をふまえながらマルクスの用語使用を駆使して個人的所有と機関所有の関係をまとめたものである。

２章で詳しく論ずるが、J・S ミルとプルードンは Miteigentum =joint property で現行の「株式会社」（joint-Stock company）を「労働者会社」に転換する将来社会、すなわち「利潤分配制度」の方向性を示した。一方、マルクスは「エンゲルスへの手紙」にも見られるように、現行の「株式会社」（joint-Stock company）はすでに、総有（共同体所有 Gesamteigentum）になっており、将来社会である古代の「共同体社会」にとんぼ返りをするための通過点としているのである。したがって団体に重きをおき個別個人への持ち分、払い戻し、分割請求権のない総有（共同体所有）からは「利潤分配制」に関して具体的な方策を構築しえない。２章で詳しく見るようにマルクスの『経済学批判要領』などに見られるような、突然とも思える「利潤分配制度」の提唱は後世の人間に見落とされがちとなる。

大塚久雄もいっているように joint-Stock company は厳密に言えば「株式会社」とはいえない[*4]。

1662 年のイギリスの「破産法に関する布告の条例」で有限責任会社の joint-Stock Company が創られたが、すべてに有限責任体制が整っていたわけではなかった。労働者参加企業を目指すのであれば「有限責任体制」を目指さねばならない。当然ながらマルクスのコミュニズムはこれに関しては無頓着である。総有（共同体所有）制だからである。なお、日本の株式会社に対応する法人形態は、アメリカ合衆国各州におけるビジネス・コーポレーション（business corporation）、イギリスにおける company limited by shares（株式有限責任会社），ドイツにおける Aktiengesellschaft（直訳すると「株式会社」、ちなみにマルクスはドイツ語表記ではこちらを使用する）、フランスにおける société anonyme（匿名会社）などとなっている。

マルクスの時代には表記が一定しないこともあって今日でも社会主義に関する研究に混乱が生じている。なお、本稿では後述する 19 世紀後半の社会主義たちが「有限責任体制」を目指す「株式修正主義」を提唱しているため、説明の都合上 joint-Stock Company を「株

式会社」と表記する。「株式会社」の進化の過程を示すためである。

図１－１

所有形態の区別と位相

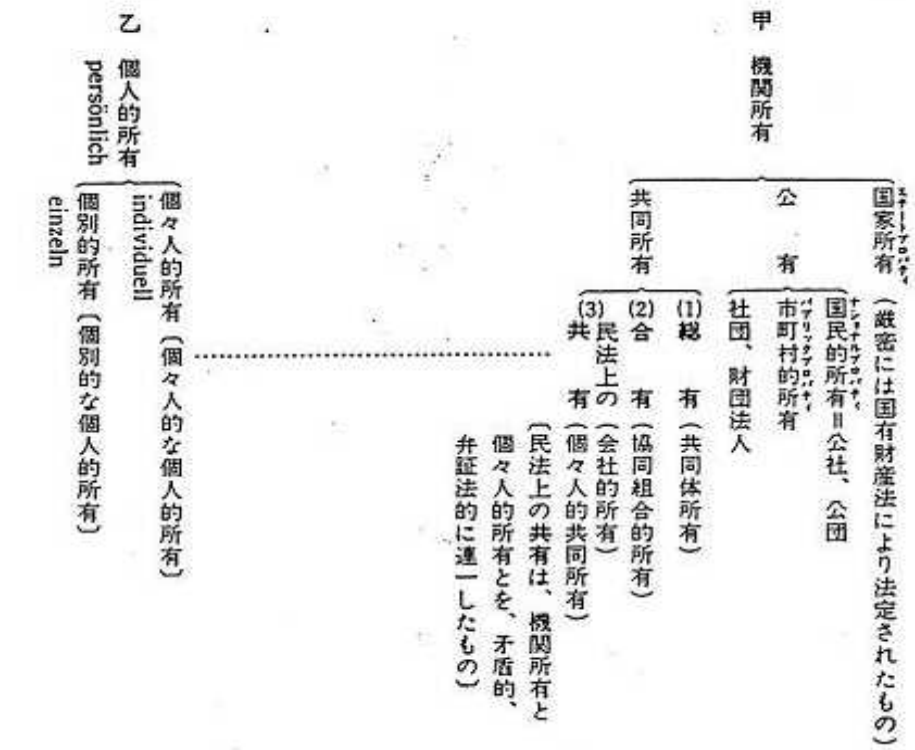

１－３　ゲルマン法とローマ法による「所有」と「占有」概念の違い－ドイツ民法典論争からみた社会主義論－

占有権の沿革には二つの異なった源流がある。「ゲルマン法」と「ローマ法」である。前者は、権力と所有との合一、一体を示しているのに対し、後者は、所有を権力から相対的に独立したものとして、権力と所有との並立、併存を示している。占有はローマ法ではポセッショオン(possession)という。ゲルマン法ではゲベーレ（Geweere）という。

平野([1924]1970)でも明らかにされたように、マルクスは、プルードンのローマ法と対抗するために「ゲルマン法」で思考している。はっきり言っている場合と、文面上でそれとなくわかるように曖昧に記述している側面がある[*5]。例えば、ゲルマン法特有の「所有と労働の一体説」をフランス語版『資本論』では改訂している(廣西元信(1985)、坂間真人(1975)図表を参照のこと)[*6]。また、マルクスは、プルードンと対立する以前は『所有とは何か？』（その法学基盤のローマ法）を賞賛し受け入れ「経済学の基礎たる私的所有…

…最初の決定的な……科学的な批判を加える。この点は彼がなしとげた大きな科学的進歩であり、経済学を革命し、真の経済科学を可能にした進歩である」と述べ、本書は「フランス・プロレタリアートの科学的宣言」であり「プルードンはプロレタリアの利益のために書いているだけではなく、彼自身プロレタリアであり、労働者である」（(M.E.Weke, Bd29: 39）としている。つまり、これはブルードンがマルクスの言う「唯物史観」的であったためである。しかし３年後にマルクスはは、『哲学の貧困』においてプルードンを「頭のてっぺんから足のつま先までプチ・ブルジョアの哲学者、経済学者」、「フランスのプチ・ブルジョアジーの科学的代弁者」とレッテルを貼り徹底的に批判をおこない自分はプルードンを乗り越えたことになっている。以後マルクス主義のあいだでは、この「マルクスのプルードン乗り越え説」が忠実に守られているのである。

さて、問題となるゲルマン法とローマ法に関する占有概念とはどのようなものか？

我妻榮によれば「わが民法が認める占有制度は、ローマ法のポセッシオ possessio とゲルマン法のゲヴェーレ Gewere の両方の流れをくむ規定からなっている」（我妻・有泉,1997: 73）としている。ゲルマン法は占有はゲベーレと呼ばれ、物権それ自体を表象するものととらえ、物権は占有という外観によって実現される。つまり、ローマ法とは反対に、占有権と本権（所有権）とを結合して理解している。より簡単に言えば、ゲルマン法の占有は下級の所有権にすぎない。一方、ローマ法の占有は独立した「物権」として認められているものである。

19 世紀の社会主義者の議論とは、ローマ法によって近代法が整備される以前のものであり、両論が自由に併記されているのである。したがって、ブルジョア法学としては整備されていない時期の議論ではある。しかし、当時の最新学問によって組み立てられていることも忘れてはならない。

この法学問題に対して、決着がづけられたのが「ドイツ民法典論争」である。19 世紀のドイツにおいて、サヴィニー（Friedrich Carl von Savigny,1779-1861）とティボー（de:Anton Friedrich Justus Thibaut,1772 － 1840）の間で発生した法典編纂の是非を巡る議論が行われた。分裂状態にあったドイツに統一的な法典を導入する事によって統一の障害になっている法制の統一を図ろうと唱えるティボーとこれを非現実的と見るサヴィニーの論争をきっかけとした。この論争が歴史学派の台頭とその後のロマニステンとゲルマニステンの分裂・対立を招き、その後のドイツ法のあり方にも影響を与えたとされる。（Kleinheyer, Schröder,1976=1983）

さらに、この論争は、1886 年～ 96 年の 10 年間、ドイツ民法典草案作成の過程で続けられた。論争のローマ法の立場に立つのは非マルクス主義社会主義者であり、一方のゲルマン法の立場に立つ主役は O．ギルーケ（Otto,Von,Gierke）であった。これはドイツだけではなく、ドイツ以外の全世界を巻き込んだ一大論争に発展し、その結果として、今日のドイツ民法典（第三草案）が最も完備されたものとなりドイツはローマ法を受容し、ドイツ自体が古いゲルマン法を捨てたのである[*7]。本権（所有権）よりも優越する占有権を主体とした、今日の民法学の常識ができあがった。しかし、吾妻光俊（1942）がいうようにナチス・ドイツはこれを一時的に廃止しようとした。そして、ゲルマン法的なゲノッセンシャフト（genosseschaftlich）、仲間組合を基礎とした体制へ移行しようとしたという。これは社会主義に関する根幹にもかかわってくることになる。

平野（[1924]1970,1925）によれば、ローマ法がゲルマン法を圧倒した理由として次のような点を挙げている。

第 1 にローマ法が所有権本意の法律であること､そしてこの所有権保護の法律によって、人間の利己心が保護されたこと。第 2 に、この所有権保護のローマ法が個人の生産を増産し、物の利用についての能率を発揮させたこと。第 3 に、以上のことからローマ法が私有財産制度を確立し、資本主義の法的基礎を作ったいう。

樺山紘一は「近代的所有権の本質に由来するものであり、ゲヴェーレの体系たる封建法の特有の多義性、曖昧さ、とは相容れない」（樺山, 1974: 184）とローマ法のポセッシオとゲヴーエレ相違を強調している。

また、樺山はプルードンに関する法律的な解説で、次のように述べている。

> 「ローマ法における、所有権と占有権についての概念区別にかかわっている。フランス民法が完全には貫きえなかったローマ法的な占有権を、プルードンは根底的な地点まで純粋に展開しようとする。ゲルマン法と封建法とのゲヴェーレの体系とは異なって、ローマ法は所有と占有の区別をもうけ、かつここでの占有訴権を媒介として、事実的占有を､所有権の合理的基底にすえようとする｡むしろプルードンの主な関心は、ここから法・政治体系の内実へとむけられる。占有権を正当に保証しうる秩序体系をいかに構築するか、という点である。晩年に近づくプルードンの仕事は、この問題をめぐって、連合主義（本稿では､以下、連邦・連盟主義とする-引用者）の体系を法・政治理論的に確　定することにあてられる｡」（樺山, 1974: 187）

ローマ法で今ひとつ重要な概念は、占有訴権（本権（所有権）とは別個に、占有物に侵害があった場合、占有者が占有権の効力としてこれを排除することを請求しうる権利）である。死んだ労働の蓄積である「所有権」から生きた労働の成果である「占有権」を優越させるためには､絶対に必要な権利である。

エンゲルスは『反デューリング論』において「われわれの知るかぎり私的所有に立脚する法のうちで最も完全な発達をとげた法であるローマ法が発展してきた[*8]」（M.E.Weke,Bd20, 303: 167）と決定的なことをいっている。

以上が今日の民法典の通常の解釈である。マルクスとプルードンとの論争の真相や他の社会主義者の言説はこの民法学の常識が形成される「ドイツ民法典論争」以前の議論である。すなわちローマ法によって、ブルジョア法学が確立される以前の議論であったのである。

１－４　占有補助（占有機関）

これまでに本稿で民法学にはローマ法とゲルマン法という二大潮流があったことを明らかにした。そして資本主義の発達にはローマ法の思想体系が、もっともふさわしい法体系であった。それでは、なぜローマ法が、ゲルマン法を凌駕できたのかをまた別の角度から検証しよう。それは、今まで物権とされなかった「占有権」が「物権」として初めて独立した権利が認められたこと。そして、占有訴訟権（占有訴権）と占有補助の概念を生み出したことによる。とくに占有補助の概念がローマ法では重要な概念となる。例えば、宝石店の店員は担当する宝石に対して代理占有（人に物を売るために､物を事実上持っている）ではない。宝石店の経営者が自己占有（正当な占有者）者である。このようなお手伝いさんや店員を占有補助者という。占有補助者は判例では次のようになっている。

「たとえば、建物の所有者と同居する使用人、家族、妻、そして法人の機関として不動産を所持するものなどが該当する。なお、占有補助者は、独自の占有を有しえない点で、……占有代理人とは異なる」（篠塚・前田編, 1991: 580）[*9]

19 世紀当時の従業員＝労働者はエンゲルスのいう補助労働＝占有補助者であった。占有果実（占有でもたらされた利益）の形成者なのにもかかわらず分配に参加できないものである。手伝い人だからである。

これを後で詳しく見る『資本論』第１巻第 24 章の「否定の否定論」をさらに具体的に展開し、ゲルマン法理による株式会社を軸に将来社会を展望した『資本論』第 37 巻７節を図にしてよう。これは鈴木（2000,2001）からの図をもちいて、ローマ法的に説明していきたい。この図１－３は、川島(1949)、田中(1975)、岩田(1932)等を先行研究とする。

マルクスのいう、前資本主義（家産体制）、資本主義、社会主義（将来社会）を図で表現すれば次のようになる。

共同体と共同体の接触以来、「所有」が発明された。征服者は所有者となり征服された共同体の成員は有力者は占有者に、一般民衆は占有補助者に格下げされている。そして占有果実を征服者＝「所有者」に搾取されている。

封建社会に入ると、「所有者」＝君主の財産は「国有財産」という名目で運営される（家産体制、詳しくは Weber, 1972=1974)。個別個人と個別個人の財産の連合(association)、つまり連立、共通（joint）する財産（結社）の形成は許されない。御恩と報公で結ばれた契約社会である封建社会ではあるが、「結社」、アソシエーションの形成は許されないのである。

資本主義は人類が初めて経験するアソシエーション体制である。ただし、所有と占有はアソシエートしているが、占有補助者（賃金労働者）を物象化して差別している体制である。

マルクスは『資本論』第 1 巻の 25 章でウェイクフィールド（Eedward Gibbon Wakefield、1796-1862）説を紹介し、資本主義をアソシエーション体制でありながら、労働者をアソシエーションの枠内に編入させない統合的・統括的労働(combined labour)[*10] 体制であると説明している（さらに、ウェイクフィールドが植民地には資本主義的な統括労働・統合労働すなわち賃金労働制がなかなか根付かなく嘆いている文章をマルクスは引用している)。古典的な資本主義体制の紹介である。

資本主義体制が、次第に進展すれば「所有」よりも相対的に「占有」が優越する傾向がさらに拡大する[*11]。占有補助者（補助労働）であった労働者は、失業保険や健康保険などの福利厚生を手に入れることにより、労働力の「所持者」となる。さらに、今まで認められなかった利潤の一部を分配されることにより「占有者」に格上げされる。これは、２章

で詳しく見るようにマルクスは「資本は資本であることをやめる」ということになる。それは、アソシエーション体制であり統合的・統括的労働から転換した連合・連帯労働(associated labour)になったのである。所有者は実質的には没落し（生き残りは占有者＝経営者として性格転換)、この体制を破壊しようとするものへの防波堤として資本家的なコンバインドな「所有」への対抗概念としてのアソシエーション的な「所有」が存続していくわけである。しかし、これをゲルマン法で説明すると回りくどい説明となる。『資本論』第１巻第 24 章をローマ法とゲルマン法でそれぞれ説明すると次のような図１－２となる。

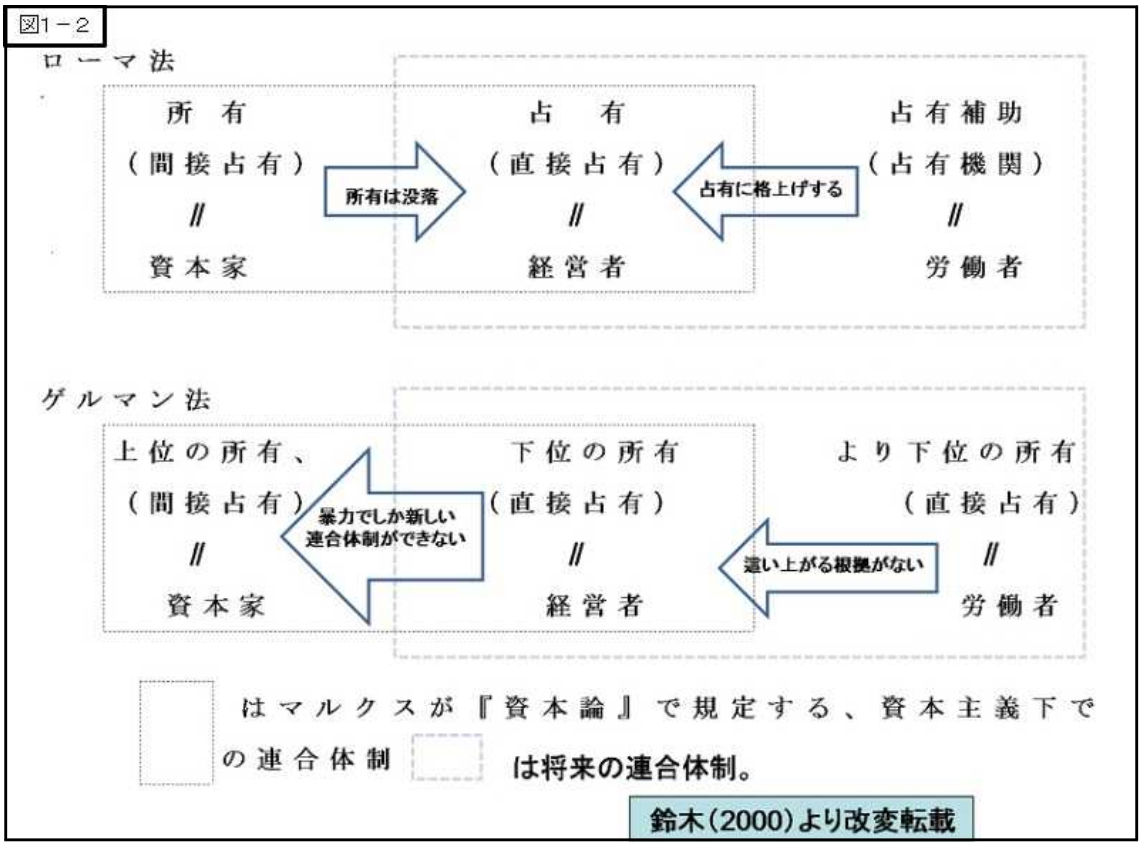

労働者解放の法的根拠としてローマ法では、所有は歴史的趨勢と共に占有よりもその地位を低下してゆく、そして、占有は歴史的趨勢として所有よりもその比重を増す。また、占有補助者は以上の見地から、占有者になれば解放される。

占有補助者（労働者）は労働法で、最低の福利厚生とストライキ権を獲得＝法認されることで、「所持者」になる（プルードンではオキュパシオン)。所持（握有）とは占有の前提のことである。そして、失業保険法の制定で所持権の「保有者」となる。さらに、利潤を分配されることで、「占有者」となる。ただし、これを成し遂げるためには何らかの社会運動や革命（ 革命とは暴力革命だけではない）が必要となる。

一方、ゲルマン法では、所有と占有の区別が明確ではない。19 世紀の迷妄といわれる一物にたいして、複数の権利主体を持つ（便宜上、法律用語にはないが「一物多権主義」とする）。今日のように、「所有」の排他性を強調した、いわゆる「一物一権主義」（正規の法律用語）ではない。したがつて、同一の「物権」に上位所有者と下級所有者が存在することになる。占有とは単なる影の権利でしかなく、独立した物権ではない。「一物多権主義」のもとで、どのように下位の所有者が上位の所有者にはい上がっていくのかの法的根拠がない。暴力革命、プロレタリア独裁等によって、下位の所有者（労働者）が政治的権力を握らなければ解放されない、ということになる。しかし、後に、後で詳しく論ずるがマルクスもいうように、暴力革命で単に「できあいの国家」を奪い取るだけでは、労働者自身のものとすることはできない。できたとしてもできあいの家産体制制度を引き継ぐほかはない。つまり、労働者を指導する労働特権階級が家産階級に変わって牛耳るだけになる。そこで、次に見るように、マルクスは『共産党宣言』1872 年のドイツ語版序文で有名な国有化（没収の意味）の 10 のスローガンは古くさいものとなってしまったと語ったのである。これは最終的に、マルクスがローマ法へ近づいていく根拠となるのである。

１－５　マルクス説には国営説はない－将来社会論を論じる上での基礎－

マルクスは社会主義、共産主義を生産手段の国営化としては述べたことはない。ただし、没収という意味での国有化（Verstaatlichung）と元田厚生（2007）もいうように「土地の(Nationalisierung)国民化・公社化」（「土地の国有化」と誤訳されている）は記載している。

マルクスは便宜上、没収という意味での国有化（Verstaatlichung）説から次第に脱却していったのである。

『共産党宣言』では次のように述べられている（廣西([1967]2000)を参考に誤訳訂正は〔〕に記入して引用する）[*12]。

「プロレタリアートは、その政治的支配を利用して、ブルジョアジーからつぎつぎにいっさいの資本を奪いとり、いっさいの生産用具を国家の手に、すなわち支配階級として組織されたプロレタリアートの手に集中し、生産諸力の量をできるだけ急進に増

大させるであろう。

もちろんこれは、最初は、所有権とブルジョア的生産諸関係とにたいする専制的な侵害によらなければ、したがって、経済的には不合理〔unzureichend〕で永続きしない〔unhaltbar〕と思われる方策によらなければ、不可能であるが、しかし、これらの方策は運動の進行につれてそれ自身のわくをこえてすすむものであって、生産様式全体を変革するための手段として、避けることのできないものでおる。」（M.E.Weke,Bd4: 481:494）

「生産用具を国家の手に集中」させるとは、ブルジョア概念を震撼させるための避けられない手段であり、やむを得ないものであるという意味である。つまり国家による没収の意味である。したがって、経済的には不合理〔unzureichend、邦訳は不十分〕で永続きしない〔unhaltbar〕革命手段である。

マルクス、エンゲルスは『１８５０年３月の中央委員会の同盟員への呼びかけ』のなかでいう。

「労働者は、没収された封建的所有をそのまま国有地として、労働者入植地にあてるように要求しなければならない。アソシエーション(assoziation)した農村プロレタリアートが、大規模農業のあらゆる利点を用いてそれを耕作する。こうすれば、ぐらついているブルジョア的所有関係のまんなかで、共同所有の原理がただちに強固な基礎を獲得することになる」（*ibid, s252:*257）

第一次フランス革命は、封建領地を没収し、国有地にして農民に配分した。労働者はこのような方策をとってはならない、という前提に立っている。国有地のまま細分化せずに国有地のままで、農業入植者に渡す。農業入植者は連合＝アソシエーションさせて大規模農業を耕作するのである。あくまでも連合＝アソシエーションの農業入植者に引き渡すのであり、国営農場を作るわけではない。

つまり、マルクスの意図としては国有化とは、没収し、その上で耕作者、労働者に国営のままで、耕作権と経営権を引き渡すという意味である。経済的には、国家所有権の利益を事実上放棄するという意味である。

1880 年７月『フランス社会主義労働党綱領』では「一切の国有作業上の経営をそこに

はたらく労働者にうつすこと」としている。つまり国営工場を国営のままで、経営は労働者に引き渡すことを要求している。さらにマルクス『フランスの内乱　第一草稿』（1871年）では次のように述べている。

「コミューンは、まことに賢明なことであるが、さまざまな職業〔trades〕から選ばれた代表だちと協力して、放棄された作業場や工場を労働者の協同組合に引き渡す方法を研　究するコミューンの一委員会を任命した。この場合、逃亡した資本家には、若干の補償があたえられることになっていた（4 月 16 日）。」（ M.E.Weke,Bd17 :529:501）

プルードン派が主流となって行われたパリ・コミューンでは、労働者階級は没収という意味の国有化はもとより国営化も提唱しなかった。工場資本家がコミューン成立で逃亡した場合、資本家が帰ってきたら若干の保証をするという条件で、職業別の「労働者総代会議」に引き渡され、協同組合が運営する、という意味である。

マルクスは、このパリ・コミューンの経験から『共産党宣言』を「1872 年ドイツ語版第二版序文」において、もはや古くさいもの、時代遅れのものになったと宣言している。

「 第２章の終わりに提案している革命的諸方策はけっして特別の重点をおいてはいない。この個所は、今日書くとすれば、多くの点で表現を変えなければならないであろう。……この綱領は、今日ではところどころ時代遅れになっている。プロレタリアートがはじめて二ヵ月のあいだ政治権力をにぎったあのパリ・コミューンにおいて得られた実践的経験に照らしてみれば、この綱領は、今日ではところどころ時代おくれになっている」（M.E.Weke,Bd4 :574:590-591）

コミューンは没収という名の国有化政策を行った。これは失敗に終わった。この経験からマルクスは、没収という意味での国有化政策もすでに時代遅れのものになってしまった、という宣言をしているのである。マルクス自身は、パリ・コミューン以前から、この政策を放棄している。

さらに、マルクスは複数政党説である。『共産党宣言』では次のようにいう。

「共産主義者の当面の目的は、他のすべてのプロレタリア諸党の目的と同じである。」

（M.E.Weke、Bd4:474:488）

「共産主義者は、他の労働者諸党に対立する特別の党ではない。」（M.E.Weke,Bd4:474:487）

明らかにマルクスは複数政党説であり一党独裁論はない。後のマルクス主義者によってマルクスの意図と違った『共産党宣言』の解釈がなされ、旧ソ連や中国が誕生したといっても良いだろう。それは、マルクス説を宗教化、偶像化した原理主義でしかなかった。人間の反発心を欲求の捌け口をコミュニズムという偶像性で美化したものであったといえよう。

１－６　『ゴータ綱領批判』の位置づけ

『ゴータ綱領批判』はマルクスの死後、エンゲルスにより 1891 年にマルクスの草稿から公表されたものである。

マルクスは『フランスにおける内乱』で、それまでの社会主義者の将来社会のための具体的な形態であるローマ法上の協同組合であるコーポレーション（co-operation）概念で論じていたがゲルマン法的な総合人としての協同組合である仲間組合（genosseschaft）概念を持ち込む。２章で詳しく見るがマルクスは仲間組合的〔genossenschaftlich〕生産の総体〔Gesamtheit〕が、ある共通の計画にもとづいて、全国の生産を調整する「可能な」共産主義〔Kommunisms〕を論じている。

諸仲間組合（マルクスの意味では従業員持ち株制度、ゲルマン法上の組合団体が主体となる組織）の総体が統制の主体になるという。廣西（[1967]2000）に指摘されたように genossenschaftlich と genossenschaft はマルクス文献としては明らかに誤訳されている。genossenschaftlich と genossenschaft とは、大塚（1980）,石田（1927）,平野（[1924]1970）らによれば、本来的には広義的には仲間組合、同志的結合組織のことを指す。ロシア語で、日本語にもなっているタワーリシチ、同志と同じ意味のドイツ語である。現存する、いわゆる協同組合は仲間、同志組合の縮図版である。当然のことながら、ローマ法上の協同組合であるコーポーレーションよりも、より「団体に重きを置く」ことになる。

マルクスは株式会社が従業員持株制となれば、太古の共同体所有の新しい形態になると

いう考え方であり、そしてこの仲間組合、新しい共同体組合が共産主義の現実的な基礎形態であるとの構想である。しかし、その社会になるためにはどのようなプロセスを通って、達成されるのかを記述しない。後で詳しく論ずるが共同体の信奉者、願望者のマルクスは、現存の「株式会社」はすでに新しい共同体所有になっていると考えている。すなわち、「株式会社」から「労働者会社」への移行という発想はない。

マルクスはＡ仲間組合とＢ仲間組合との関係、つまり諸仲間組合の関係は、資本主義と同じ法則が通用する。商品・貨幣・市場関係の存在・存続である。そこで諸仲間組合の総体＝連合組織が、全国の生産を調整し、統制する。市場関係が存続しているためである。従業員持株制でも諸仲間組合に株式をゆだねてその成員は持分権を放棄して実質的平等になる、という考え方であり、「可能」な共産主義（Kommunism,communism）であるとしているのである。

このように本来、多様性、多元的なものを目指すアソシエーション理論、結社の原理は、マルクスによって、全く別種のもの、一元論的なコミュニズムに変化してしまっていることがわかるのである。

今日の見方でいえば、マルクスは非常に反動主義、超保守主義に思える。しかしマルクスの基本的構想はこのようなものであった。マルクスの構想は粗雑であり、ひどく楽観的でもあるが、当時としては、斬新な、革命的提言であった。

マルクスの粗雑さは、別の構想に由来するものである。資本主義は競争の結果、巨大企業が制覇する。部門別に一つの巨大企業となる。その資本主義の達成した結果を頂戴して共産主義へ移行する、といった考え方である。安易に統制の可能性を信じている。

今日の資本主義は資本主義の精神としての独占禁止法が成立して、部門別に単一の巨大企業にはならないことがルールである。

マルクスは所有の自己転回で、後で論ずる共産主義者であるフランシス・ブレイが考える必然的に単一の巨大企業になる、と錯誤する。所有が拡大し、単一の巨大企業になれば、所有は権力化してしまう。所有＝権力の家産制を解体して成立した資本主義の運命に関連する。そこで独禁法の発動ということになる（廣西,1990）しかし、マルクスは新しい共同体への転換のプロセスを示すことができず、『ゴータ綱領批判』(1875）では空想的な「仲間組合的な富が泉のようにわき出る」社会[*13]を持ち出してしまう。

多くの社会主義者は現行のアソシエーション体制では将来社会論として不十分だと考えていた。先ほど示したようにアソシエーション体制でありながら連合・連帯労働にならな

ければ労働者は解放されないのである。その第１段階として資本主義的な株式会社に「利潤分配制度」を導入することである。特に、イギリスの社会主義者はこれを株式修正形態（joint-stock modification）と述べていたのである。しかし、蛇足ではあるが私見ではプルードンとマルクスは株式修正主義からさらに進んだ概念を考えていたのである。プルードンはアソシエーション体制で連合・連帯労働から連邦・連帯主義（fédération）へ、マルクスはアソシエーション体制で連合・連帯労働から共同体主義を表すコミュニズム（communism）へ、という転換である。両者は「共同所有」概念の違いから必然的に異なった方向へ発展する思考となっている。マルクスは理念的にはプルードン説へ傾倒して行がマルクスは共産主義＝共同体主義をあきらめたわけではない。

マルクスは「ザスーリッチ宛の手紙第１草稿」で次のようにいう。

「第一草稿「近代社会が共同体所有（Propërëët commun）の「原古的な」型へと復帰することによってのみ終結するであろう」（M.E.Weke, Bd19: 396:388）

第一草稿「近代社会が共同体所有～総有～および生産の「原古的な」型のより高次な形態へと復帰することによって終結するであろう。」（M.E.Weke,Bd19: 390:393）

第二草稿「〔仲間組合的生産 genosseschaftlich〕をもって資本主義的生産に代え、原古的な型の所有より高次な形態、すなわち〔集団的共同体所有〕を持って資本主義的所有に代える」（M.E.Weke,Bd19: 398:401）

明らかに、マルクスの将来社会は共同体所有へ復帰するということ、総有（共同体所有）制の高次な形態をゲルマン法的 genosseschaft 仲間的組合生産（川島（1949）参照）にすることであると述べている。しかも、マルクスにすれば現行の株式会社はすでに総有（共同体所有）というゲルマン法上の共同所有になっているのであるから、資本主義から共産主義、コミュニズムへの転換はたやすいと『資本論』一巻二十四章で述べるわけである。これが後のロシアマルクス主義に悪用され、国営主義の社會主義が誕生していく素地になるのである。

『ゴータ綱領批判』（1875 年）ではマルクスは次のようにいっている。

「共産主義社会のより高度の段階において、すなわち諸個人が分業に奴隷的に隷属することがなくなり､それとともに精神的労働と肉体的労働との対立もなくなったのち、また、労働がたんに生活の手段であるだけではなく、生活にとってまっさきに必要なこととなったのち、また、諸個人の全面的な発展につれてかれらの生産力も成長し、仲間組合〔genossenschaft〕的な富がそのすべての泉から溢れるばかりに湧き出るようになったのち～そのときはじめて、ブルジョア的権利の狭い地平は完全に踏みこえられ、その社会はその旗にこう書くことができる。各人はその能力に応じて、各人はその必要に応じて！」（M.E.Weke,Bd19 :21:21）

最後の言葉は、サン＝シモンのものであるが､「仲間組合的な富があふれでる社会」が、共産主義社会、コミュニズムであるという。そこには商品生産もなければ、商品交換もない。もちろん貨幣も存在しない空想社会である。これがマルクスにとってのアソシエーション社会から転換したコミュニズム社会なのである。この空想社会の入口へはいるプロセスは明らかにされていない。このマルクスが生前に公表しなかった空想的な草稿がレーニンに受け継がれ国有社会主義なるものが形成されてしまったのである。

１－７　フランスにおける労働者の経営参加
－利潤分配制度の萌芽－

マルクスの『資本論』第 1 巻が出版された 1867 年に「利潤分配制」に関する法律がフランスで施行されていたことは、あまり知られていない（Cliquet et Dumont,1973）。この法律により「利潤分配制」が強制ではなく、任意のものだといえ、マルクスをはじめ同時代人の多くの社会主義者に影響を与えたことは想像に難くない。

大谷(1975)によれば、フランスにおける経営参加は、二つの形態に分けられるという。一つは経営管理、意思決定への参加であり、もう一つは利益参加に代表される経営成果への参加である。第二次大戦後、フランスでは国土解放(Libération)が進むなかで、経営参加は、労働者が経営管理とともに企業の利益にも参加するように進められて今日に至っている。1955 年 3 月 20 日の「生産性向上への参加」（intéressement à la productivité）に関する法令、1959 年 1 月 7 日の「企業の財務成果への参加」（intéressement aux résultats financières）

に関する法律、1967 年 8 月 17 日の「企業成長の成果への参加」(Participatiom des salariés aux fruits de l'expansion des enterprises)という政令などがその代表格だという。フランスの経営参加は特に利益参加に力点を置く。日本労働者協会（1975）によれば、フランス語で「参加」という場合は、「利潤分配制度」を意味しているという。フランスの経営参加が利益参加であるのは、企業委員会制度にある。この企業委員会は経営管理の参加機関としては実効性をあまりもっていないが、企業成果への参加には大きく実効性を発揮している。その源流が、19 世紀中頃から 1917 年に法制化された「労働株制度」にある。それは、フランス社会主義者の戦いの時期とも符合するのである。

J・S ミル（John Stuart Mill ,1806-1873）もプルードン（Pierre-Joseph Proudhon ; 1809 - 1865）、マルクス（Karl Heinrich Marx, 1818-1883）も「利潤分配制の父」である E.J.ルクレール(E.J.Leclaire,1801-1875)から影響を受けている。パリの塗装業者のルクレールが利益参加の公式を最初に作ったのは、1842 年である。

1789 年のフランス革命は、アンシャンレジームの封建体制を覆し、商工活動を封鎖していたギルド、同職組合を廃止して、商工業の自由を宣言する 1791 年 3 月 2 日－ 3 月 17 日の法律が作られた。先に、本章で図式と示したとおりの歴史的趨勢である。以後、フランスでは 19 世紀を通じて、自由主義経済、個人主義思想を基盤として法の秩序は個人の自発的な自由と自己資産を自由に利用し処分する権利を無限に保証した。革命は資本主義と企業の集中に道を開いた。個人主義的自由主義体制が確立され、封建主義とは決別したが、持てるものと持たざるものの格差と差別が問題視されるようになったのである。ここに社会主義運動の土壌が生まれる。

この中で、企業者のルクレールは協同組合方式で利益参加を実施したのである。1842 年のことである。ルクレールの方式は、利潤の２分の１は、ルクレールと協同者に属し、残りは共済組合(société du secours mutuel)へ 40 %、各労働者に 60 %の割合で分配された。これは一定の成功を収めた。しかし、ルクレールの利潤分配制度は 19 世紀後半のフランスには大きな影響を与えたが、全体としては失敗に終わっている。利潤分配を採用した事例は約 100 例にすぎなかったという（Cliquet et Dumont, 1973： 165）。

その第１の原因は、２章で詳しく論じるがマルクスもいうように利潤分配制は資本主義の必然的な論理ではなかったこと。第２の原因は、利潤分配制は使用者の任意性に任されていたこと。自由主義、個人主義体制で利潤最大化を目指している段階では労働者への利潤分配を法的に強制できなかったことである。その反面、資本主義的な工業化、統合的・

統括的労働の必要性から、労働者には厳しい法律が課せられていたこと。第 3 の原因として、第 2 章で詳しく論ずるがプルードンもいっているように当時は特に労働者の経営管理能力が欠けていること。労働者の利潤分配に関する不信感等の心理的理由や会計知識などの技術不足が原因だったという。

しかし、ともかくルクレールの利潤参加制度を取り入れて、見習う企業が多く見られた時期は、フランス資本主義が飛躍的に発展した時代である。フランス資本主義は、ルイ・フィリップス統治の 7 月王制下において著しく発展し､近代資本主義の基礎固めを行った。1848 年の革命を乗り越えて、ルイ・ナポレオン・ボナパルトによる第二帝政期には絶頂期を迎えた。利潤第一主義の企業が大いに栄えたのである。だか、ナポレオン三世のもと、フランス経済の繁栄期、資本主義の新しい段階に入り、経済自由主義を謳歌したが、20 世紀にはいって、急速に衰退した。この間経済民主主義が確立し、1864 年 5 月に団結権、ストライキ権の確立。1884 年 3 月の労働者、経営者連合の許可。それを厳格に規制するヴァルディック・ルソーの結社法の成立。1892 年 8 月の幼年労働・未成年労働・婦人労働法の成立。1898 年 4 月の労働者災害補償法の成立。1910 年 4 月の養老年金の設立などを経て、1867 年の「利潤分配制」の法律は 1917 年に改正され「資本株」(actions de capital)に対抗する「労働株」(actions de travail)の設立を見ることになる。これは、労働者も資本家になるという「従業員持株制度」ではない。労働株は名目価値はないが、労働者による労働力の提供を金銭的な出資と同等の価値に高めることにより成立するものである。まさに、占有補助者から占有者の格上げを行う制度であったのである。そして 1917 年の改正法には従来の協同組合ではなく「すべての株式会社は、その定款において労働者の参加を認めると規定することができる」としたのである。労使協調を掲げて、それを国民の連帯意識につなげようとしたのである。イギリスもドイツもフランス社会主義に影響を受けているが、まさに､このことを追求していたのである。２章で明らかにするＪ．Ｓミルの経済政策や社会主義もルクレール等の利潤分配制の実施企業やフランスの経営参加法に影響を受けている。[*14] しかし、ともかく「株式会社」､「労働株」､「利潤分配」がキーワードとして、19 世紀後半の社会主義運動がさかんに行われていたことは明白である。なお、以下の表１－２は 19 世紀半ばから 20 世紀初頭までの各国の「利潤分配制実践企業数」一覧である。

表1－2

利潤分配制実践企業数

	1820(文政3)年～70(明治3)年	1890(明治23)年	1893(明治26)年	1900(明治33)年	1911(明治44)年
フランス	16	81	143	88	114
イギリス	2	49	89	84	77
ドイツ	3	21	22	32	46
アメリカ	0	39	35	23	43
スイス	0	14	17	7	14
合計	21	204	306	234	294

※岡田(1990:49)を参考に作成した。

次に、これまでに歴史実証的に検証してきたことを考慮しながら利潤分配制に関する社会主義者達の古典文献の分析に入ろう。マルクスらの同時代人であるイギリスのフランシス・ブレイとミルの好敵手であるウィリアム・トムソンの言説を見ていき。その上で、1867年の「利潤分配制」に関する法律の影響を背景に置きながら１９世紀後半の代表的な社会主義者（または共産主義者）であるミル、プルードン、マルクスの利潤分配制に関する文献を探り出していく。そして、その後、日本にへ与えた影響を考察していくことにしよう。

第２章　「利潤分配制」の古典的文献

序　「株式会社」が将来社会を準備する通過点とはどういう意味なのか？

前章において、マルクスには「国営・国有」説はなかった。「土地の国民化」だけは示しているが、国営・国有主義は主張していなかった。「社会化」とは国有化の意味ではない。社会化＝国有化説は、アジア的な家産信条、いわば右翼的思想なのである、ということを検証した。ただし、マルクスのいう「経済的には機能不全だが、避けて通れない手段」、暴力革命としての没収政策としての『共産党宣言』はある。しかし、これも第一章で見たように、１８７２年のドイツ語版序文でマルクス自身が無効宣言をしていることを文献的に論証した。

エンゲルスはマルクスの未発表論稿である『ゴータ綱領批判』を世に出した。それには、ラッサールの「労働全収権思想」を批判し、代替策としてゲルマン法上の団体である仲間組合、すなわち Genossenschaft（日本ではしばしば協同組合と誤訳されている）の富が泉のように湧き出る社会を打ち出している。しかし、マルクス自身は、本当にこれを公表したいと思ったのだろうか？これは充分に疑問が残るのである。なぜならば、マルクスは例

え共産主義＝共同体主義を標榜しながらも、後で詳しく論ずるがマルクスの中期から後期は「株式会社を共産主義へ移るための最高の通過点」との考え方が根強い。さらに、同時代人の社会主義者が唱える「株式会社による利潤分配制度」を将来社会の構想と考えていた。『ゴータ綱領批判』はある意味コミュニズム思想の信奉者としてのマルクスの勇み足といえるのではないか。

1 章で見たとおりレーニンは、マルクスの深層真意（民営化説）とは正反対に、マルクスが捨てた『共産党宣言』と公表を避けた？『ゴータ綱領批判』を聖典として、国営方式のソ連を生んでしまったのである。そして、マルクスの「株式会社論」と「利潤分配論」は徹底的に無視された。

この変容思想が、「ロシア革命」を通じて、わが国に伝播されたのである。

これを図解すれば次のようになろう（図１－３）。

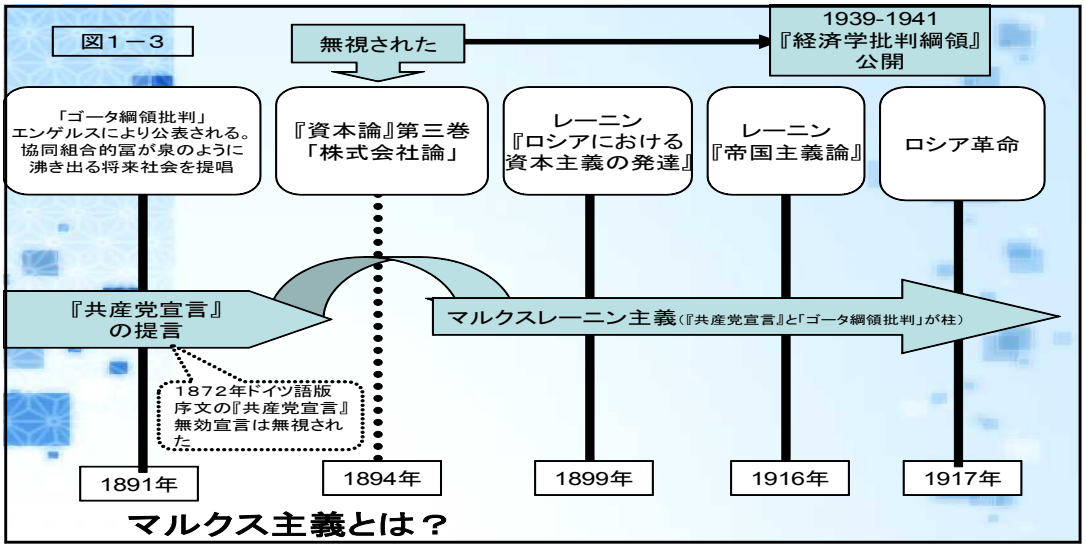

労働政策と社会革命にとって不幸な歴史が生まれたのである。

それでは、マルクスの「株式会社論」と「利潤分配論」とは、何であったのだろうか？それは、マルクスの独創性のある未来社会論であったのだろうか？

結論を先取りしていえば、マルクス同時代人の社会主義者は、すでに「株式会社論」と「利潤分配論」をもっていた。それをいかにして資本制的なものから、労働者のもの、労働者会社すなわち社会主義として進化させていくか、という問題を探求していたのである。

まず、マルクスの同時代人であるトムソンやブレイなどの「株式会社論」と「利潤分配論」を提示し、それが当時としては特異のものではなかったことを示していこう。

２－１　ウィリアム・トムソンとフランシス・ブレイの「株式会社」から「利潤分配制」、「労働者会社」論への転換論
－株式修正主義とは－

フランス社会主義の「利潤分配」の提言と 1867 年の「利潤分配制」に関する法律制定から逆算して、マルクス同時代人の社会主義者の言説を見ていこう。まずは、J・S ミルの好敵手であったウイリアム・トムスンの言葉である。

J・S ミル自身、トムスンを「最も私と考え方が違っているが最も尊敬すべき人物である」と語ったことは有名である。J・S ミルは、当初、フランスの協同組合方式の「利潤分配制」に賛成的であったが、その後の恐慌により生産性の向上のためには協同組合ではなく、株式会社においての「利潤分配」を提唱していくのであるが、ウイリアム・トムスンに同様な考え方がある。代表的にトムソンの匿名の書である『労働の報酬』（1827）の言葉に耳を傾けてみよう。

「建物と機械の全費用が、それによって雇傭されうる人々の数の持分によって分割され、この持ち分額を支払う各個人は、それぞれ資本家労働者になり、このようにして自分の労働の生産物のうち、今までよりも大きな部分を享受するようになるだろう。もちろん独立を確保するための同じ便宜が、あらゆる部門で、男子と同じく婦人にも開かれていなければならない。なんびとも一つ以上の持ち分を買うことは許されない。このようにしてこれらのアソシエーション（associated）の製造工場が、労働者自身の株式会社によって所有されるようになるであろう。それと共に、その資金でもってアソシエーションは、別の建物やいつも改良された機械を設置し、正直で勤勉な失業者のための避難場所をたえず維持しなければならない。資本家労働者のこうした施設は、ただの資本家による強奪を食い止める有効な制止物に近い（だが近いにすぎない）ものになるだろう。それは、資本が資本家の助なしに蓄積されうることを立証するだろう」（傍点はトムソン、下線は引用者）（One of Idle Classes（William Thonpson）, 1827=1975: 125）

この後、トムソンはホジスキン（Thomas Hodgskin,1786-1869）の匿名の書である『労働擁護論』（1825 年、正式名は『資本の要求に対し労働を擁護する、または職人間における現

時の団結に関連して資本の不生産性を証明する』）における「市場の駆け引き」による労働問題の解決に批判を加えている。そして、いかなる体制下でも個人の排他的な享受は許されないが、連合労働者が、彼らの統一の全生産物を所有し、享受できる産業組織、すなわち相互協力（普遍的保証）と平等分配組織を提唱している。つまり労働者による相互協力と日本の法律用語では[**民法上**の共有」と呼ばれる、ローマ法上の共同所有、すなわち Miteigentum ＝ joint property の設立のことである。

トムスンはここでははっきり「利潤分配制」を提唱しているわけではないが、前節でも見たとおり、「利潤分配制」は労働者がたんに金銭的に分配されることを意味するものではない。労働者による労働力の提供を資本家が金銭的な出資するものと同等の価値に高めることが社会主義としての「利潤分配制」の本義であった。トムスンの「労働者自身による株式会社」と労働者が「資本家の助なしには蓄積されうること」とは、労働者会社による労働株としての利潤分配制により、労働者が占有補助者から占有者の格上させることを提唱しているといってよい。

さらに、イギリスの共産主義者のフランシス・ブレイは『労働者の害悪と労働の救済－力の時代と正義の時代－』（1839）において次のようにいっている。このブレイの著書はマルクスのプルードンに対する反駁の書である『哲学の貧困』（1847）に、かなり長い引用が数々になされている。マルクスがブレイを引用する意図は、プルードンの提唱する内容はすでにイギリスの共産主義がいっていることであり目新しいものではない、ということを証明するためである。また、批判になっいないが若干のブレイ批判もされている。

『哲学の貧困』の邦訳者（特に、国民文庫の高木佑一郎訳）も指摘しているように、マルクスの引用はかなりずさんであったり、意図的な改変がなされている。したがって、ブレイの原文から用語に気をつけて、マルクスが引用した箇所と引用しなかった箇所を浮き彫りにして、ブレイの「労働者会社論」と「利潤分配制」を見ていこう。

まず、ブレイは現行の社会体制を「所有制度」の不備から、害悪と貧困が生じていることを語り、次のようにいう。

「我々は、すべての政府形態ならびに、すべての社会的および政治的な不正は現在の社会体制、すなわち現に存在する所有制度(the instiiution of property)から生じるということ、したがって今日の害悪と貧困を即時かつ永遠に終わらせるためには現在の社会体制を根底から破壊し、正義の原理や人間の合理性にもっとも調和するような社会体制で置

き換えねばならないということを発見するだろう」（Bray［1839］, 1931:　17）

これはマルクスが引用した箇所である。プルードン『所有とは何か？』で提起されたものと同じである。さらに、マルクスは引用する。

「優れた人と劣った人、主人と召使いとに関するこうしたすべての観念は、その起源を「第一原理」の無視とその結果生ずる占有（Possesions）の不平等とに求めることができる」（Bray［1839］, 1931: 36）

廣西（（1967）2000）もいうように、ローマ法上の Possesions が邦訳では「所有」と訳されている。ブレイの意図は「占有」の不平等ということに力点が置かれており、マルクスもプルードンの「占有」論との関係でこの文章を引用しているのである。

さらに、ブレイはいう。

「悪政は原因ではなく結果であるということ、悪政は生み出す者ではなく生み出されるものであるということ、悪政は占有の不平等の結果であるということ、占有の不平等は現在の社会体制と不可分の関係にあるということが、やがてわかるであろう」（Bray,　［1839］1931: 37）

しかし、マルクスにおいてはブレイの次のような現行の株式会社からの「株式的修正形態」、すなわち「労働者会社」についての引用はない。

「社会のこうした株式的修正形態（joint-stock modification）は短時間のうちに、これらのすべての目標、ならびに社会の幸福のために博愛主義者が切望し知識人が発見する他のすべてのものを実現するように計算された社会体制を導入するための方法を準備するだろう。学問的な調査や発明や実験のためのふんだんな機会が足枷を外された創意と労働とがもたらしうるすべての必要条件を備えている国民的な研究機関によってあたえられるだろう。老人や無能力者は、使い古された「労働」が、その盛んな頃に行った正直な努力に十分に見合うような仕方で養ってもらえるだろう」（Bray, ［1839］1931: 168）

老人と無能力者の保証というはサン＝シモン、フーリエの昔からフランス社会主義の論理である。これを株式的修正形態(joint-stock modification)で実現するという。これをなぜかマルクスは引用しない。

ブレイは、なぜ現行の株式会社ではなく、株式的修正形態(joint-stock modification)にしなくてはならないのか？その理由として現行の株式会社の欠点を指摘する。こちらはマルクスも引用している。

「株式制度のもとでは現在の制度のもとで同じように、各人は自分の好きなだけ蓄積し、その蓄積分を自分の適当と思う時と場所で享受する自由をもつであろう。どの人間の貯蓄をもその人自身のものであり、仲間の人間の貯蓄には全く影響しないだろう」(Bray, [1839]1931: 168)

株式会社はアソシエーション体制ではあるが、各人のまとまりがあるわけではない。自分の蓄積だけを考え、仲間の蓄積を考えない。そこで、株式的修正形態(joint-stock modification)が必要となるとの意味である。

そして、将来社会を担う株式的修正形態(joint-stock modification)について語る。こちらもマルクスが長々と引用している箇所である。

「完全な変革はもとより、このような変革の場合にも、一国のすべての現実資本（個々人が所有する個人的財産を除く土地、建物、機械、船舶、その他のあらゆる種類の再生産に使用できる富）は社会全体によって占有され管理しうることが前提とされている。現在の資本家と雇用主の職務および権威は個人の資格としては廃止される。社会はいわば、全員が労働し、生産し、もっとも完全な平等のもとでその生産物を相互に交換する無数の小さな会社からなる一個の巨大な株式会社(one great joint-stock company)のようなものになるであろう」(Bray, [1839]1931: 170)

イギリス共産主義者であるブレイは、株式会社を修正した、いわば「労働者会社」を提唱する。しかし、今では独占禁止法違反となるような、社会を「無数の小さな会社からなる一個の巨大な株式会社(one great joint-stock company)」と表現してしまう。共産主義者であるマルクスにとっては心の琴糸を甘くゆらす表現となる。

占有共同体としての将来社会を提唱するブレイは次のようにもいう。これにはマルクスは引用してはいない。

「現在の制度を破壊するための手段として、また占有共同体（community of possession）および諸権利の平等をもっとも完全な形で確立するための準備手段としては、株式運動ほど多くの利点を含むものはほかにはほとんど見いだせないし、また、これほど反対論の少ない運動もない」（Bray,［1839］1931: 193）

占有共同体実現には株式運動の利点が大きいという。後半のマルクス思想からいえば、ブレイのこの文章を引用してもおかしくはない。田中（1989）によれば、マルクスの『資本論』は第 1 巻のみの完成で、第 2 巻、第 3 巻が草稿、未出版だからというだけではなく、内容的にも未完成であったという。それは、マルクスの史的唯物論ないし唯物弁証法が確立したといわれる『哲学の貧困』に遡及できるという。現に、結局、実現しなかったが、マルクスは晩年『哲学の貧困』の改訂出版を試みており、その作業によって『資本論』を内容的に完成させようとした形跡がある。実際に、マルクスによる『哲学の貧困』の書き込み本が東北大学の櫛田民蔵文庫から発見されている（田中編注（1982）によりファクシミリ出版がなされている）。それによると、ブレイの引用部分にもかなり手が加えられており、後期マルクスに従えばこの部分を付け加えた可能性が強いと思われる。

さらに、ブレイは結論として次のようにもいう。

「国内の土地および現実資本は社会全体によって占有され、社会全体のために使用される。この資本は現在の占有者から正当な価格で買い取られる。この買い取りを行う社会という巨大な生産部門は、株式会社のやり方にならって無数の小部門、すなわち諸会社（companies）に分けられる。各会社は、それぞれが保有する現実資本の総額に見合うだけの流通媒体を想像する。この媒体は構成員の数や各会社が属する個々の産業部門に応じて様々な会社によって使用される。これらすべての会社、および社会全体はこの媒体を使用して売買を行う。労働時間および賃金額についてはすべての会社ならびにそれぞれの会社に属するすべての個人に一律の尺度が適用される。生産されたすべての財貨は、そこに投じられた労働の分量に応じて、価値が決定される。共通の国民的基金が設立され、公共施設の建設、政府の運営、万人のための教育制度、孤児や身寄りのないも

のや老齢者の扶養といった目的に使用される。また、この基金は、所有の保証（the in surance of property）ならびに社会の必要や緊急事態によって必要となる他のすべての財貨の生産のためにも使用される」（Bray, ［1839］1931: 193-194）

これまで説明してきたように、資本家、土地所有者などの所有者、所有の優越としての資本制から、実際に占有している経営者、および占有者に格上げされた労働者へ株式運動の法則に習って、適正な価格で買い取られる。この労働者会社は、フランス社会主義が夢見た、労働者の共通の国民基金、教育制度、弱者救済が実現し、これを維持する所有の保証（the in surance of property、所有の性質を議論しているのだから「財産の保険」ではない）、緊急事態に対応する基金が設立される。

さらに、ブレイは占有共同体のもとでの株式修正主義、つまり労働者会社の結論として次のようにいう。

「占有共同体（community of possession）のもとでは、社会の繁栄に関係するすべての環境を効果的に制御することができる。さらに株式的修正形態（joint-stock modification）は、生産物の個々人的所有（individual property）と生産力の共同所有（common property）とが併存できるように作られているので、ーつまり、どの個々人も自分自身の努力をあてにせねばならず、同時にまた自然および人為的に提供されるすべての参加利益にたいして平等（equal participation）にあたえることができるのでー社会を現にあるがままの状態で受け入れ、他のもっと優れた変革のための方法を準備するのに適している」（Bray, ［1839］1931: 193-194）（傍点はブレイ、下線は引用者）

所有形態の区別の位相の図１－２（廣西,1986）でも示したように、民法上の共有 Miteigentum、common property は、機関所有と個々人的所有とを矛盾的、弁証法的に連一させたものである。ブレイはこのことを的確に表現している。そして、ブレイの結論として株式修正形態、労働者会社の実現により利潤分配制が適切になると結論づけたのである。

以上のように、トムソン、そして詳しくブレイの「株式会社」から「労働者会社」へ、という命題と、「利潤分配制」に関して検証してきた。では、これは、トムソンやブレイだけの言説なのか？という疑問が浮かび上がる。そうではない。それは同時代人の論議であった。社会主義者といわれようと共産主義といわれようと、１９世紀後半の社会主義の

共通の基盤であったということなのである。

社会主義を「株式会社論」、「利潤分配論」、「自由論としての労働者教育論」、「自由時間論」というキーワードから見た場合、マルクスは明らかに他の社会主義者達の後追いをしていることがわかるのである（章末の年表も参照のこと）。

上記のキーワードを頼りに１９世紀後半の社会主義の姿を概観していくことにしよう。

本章では１９世紀後半の代表的なミル、プルードン、マルクスという三人の思想家を生年順に論じる。さらに、個々の思想がどのように明治以後のわが国に与えた影響を見ていくことにしたい。

２－２　J･Sミルの株式会社論（『経済学原理』1848年初版、1872年第7版）

－「労働者会社論」への道としての「利潤分配制」、「自由時間論」－

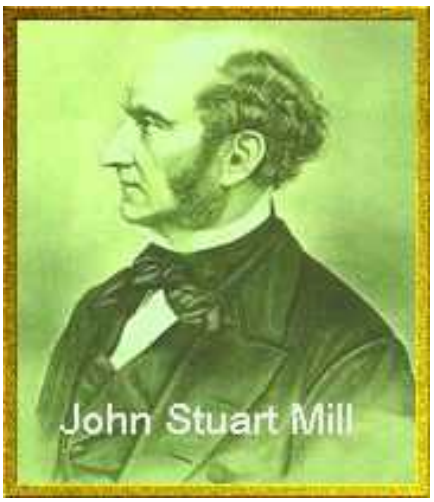

はじめに

当初、J・S ミル（John Stuart Mill ,1806-1873）は、協同組合を軸として将来社会の設計を考えていた。1825 年のウィリアム・トムソン（Wiiliam Thompson, 1775-1833）との論争の中で、「株式会社」にはむしろ否定的であった。つまりアソシエーションという連合組織には「株式会社」は適切ではないとの考え方があった。しかし、『経済学原理』の第７版（１８７２年）以降、ミルは株式会社に着目し、株式会社を中軸とした人間的成長システムととらえるようになっている。

J・S ミルは、人間の意識の高まり、人間の意識改革を特に強調する。つまり人間の心が

利己心から公共心へと成長してゆけば、現実の政治的・経済的矛盾に満ちた社会は改善されて、互いを受け入れ、認めあい、支えあう公共心に満ちた理想的な状態へと発展しうる、と考えた。そこで、J・S ミルは人間一人ひとりが人間的成長を果たしうる社会を理想的な社会と規定し、『経済学原理』第４編第６章において次のように語る。

「富の増加は無限のものではなく、いわゆる進歩状態の後には定常状態（stationary）が到来する。富の進歩はすべてこの定常状態の到来を遅延するものにすぎず、進歩はそれだけこの定常状態へ近づくことに他ならないとは、経済学者の必ずや多かれ少なかれ明白に認めるところである」（Mill［1848/1872］1965:Book Ⅲ: 753）

以上が J・S ミルによる理想的定常状態（stationary）論である。はたして理想的停止状態というものが真に理想的なものなのかはここでは論じない。J・S ミルによれば、個人の個性、すなわち自己能力を発揮しうるシステムを構築するためには、利己心の体系、人間的成長の体系を実現しなければならない。そして株式会社こそがその制度的基盤となると語っている。これは後に見るマルクスの認識とも共通する。このマルクスに先行する J・S ミルは、株式会社を中軸とした人間的成長を可能とするシステム、すなわち利己心の体系、人間的成長の体系を構築し、分配改善政策によって理想的な私的所有（Private property）制度を実現することこそ急務と考えた。その具体的方策として株式会社における経営組織改革を主張したのである。結論を先取りして言えば、株式会社にパートナーシップ、すなわち利潤分配制を導入することである。以下、そのプロセスを『経済学原理』をもとに考えてみたい。

J・S ミルの考えでは、株式会社は、労働者階級の人間的成長を実現可能とする企業内改革の実現によって労働者に生活の場、自己教育の場、自己発見の場を提供することが可能となるとしている。すなわち、株式会社は、労資双方に豊かな生活を保障しうる生活の場となりうる。株式会社の中で、労働者の人間的成長によって「労働能率」が高まれば、資本家は「労働費用」の低下、利潤率の向上を実現することができ、同時に労働者もまた実質賃金を高め豊かな生活水準を実現しうる。さらに株式会社は、労資両階級に自己成長・自己発見の場を与えることになる。

自己の発見とは、自らの良心が照らしだす理想的自己の発見であり、感動の心の発見である。人間は感動の心を発見すると、自らの仕事を通じて世に感動を伝えたい、という認

識に到達し、社会に自らの感動を伝え、自らの愛の心を施すことが自らの使命であるという認識に達する。それは人生の幸福の価値転換ともなる。『経済学原理』の副題が「社会哲学の応用」であるが、まさにこのことを示している。そして自らの感動の心を発見した労働エリートたちが､株式会社から自立してアソシエーション（association）を形成し、自らの仕事を通じて世に感動を伝えることを目指してゆけば､その結果として「社会的共感」を通じて「社会の道徳革命」が実現し公共心に満ちた社会が実現してゆく。そのために J・S ミル､株式会社の社会的普及･発展を主張し、さらにパートナーシップによる利潤分配制を提唱し、これをJ・S ミルは「社会主義」としたのである。

２－２－１・J･Sミルの利潤分配論－共同運営型の利潤の分配とは？

『経済学原理』第２編「分配」第１章「所有について」第３項の「共産主義との検討」のなかで、次のように語る。少し長いが用語に気をつけて引用したい。

「最善の状態における共産制（communism、共同体制）との比較において理想的な形における個々人的所有（régime of individual property）とを比較しなければならない。そもそも私的所有制（Private property）の原理というものは、どこの国においても、いまだかつて正しい試験を受けたことがないものである。おそらく他のいずれの国よりもわが国において特にそうである。近代ヨーロッパの社会制度は、公正な配分の結果である。あるいは勤労による獲得の結果である所有（property）の配分をもってではなくして、征服と暴力の結果としての所有（property）の分配からはじまったのであった。そしてその後人間の勤労は幾世紀にわたってこの強力の働きを是正しようと努めてきたのであるが、その努力にもかかわらず、社会制度は依然としてその物事の起こりの痕跡を多くかつ大きく残している。所有（property）関係の法規にして私的所有（Private property）を正当化する原理にのっとっているところのものは、いまだひとつもないのである」（Mill［1848/1872］1965:Book Ⅱ: 207）

J・S ミルがフランス社会主義から影響を受けた結社の原理（association）の影響が読み

取れる文章である（たとえば、阪上,1987）。

元田厚生(2007)が言うように、J・S ミルと同様に、フランス社会主義の影響が見られるマルクスの概念は「個人的所有（Persönliches Eigentum）」という具象形態として理解するのではなく、アソシエーションの内部編成を示す「個々人的所有（Individuelles Eigentum）」（個別と個別が連帯しあう所有）という「性格概念」で理解していかねばならない。そして、J・S ミルにおいても同様に考えなければ、J・S ミルの真意が伝わらないのである。J・S ミルにおいても所有の性格概念として「所有の社会的性格」を頼りに論じようとしていることがわかる。しかし、これまでそれを正確に試みたことがない。したがって、J・S ミルは「所有の社会的性格」の原理をもとに「社会改良」の方策を試み「理想的私的所有制度」の構築を試みようとしているのである。これにより現行の資本家制度としての「株式会社」の性格変化、すなわち、労働参加としての「株式会社」論がはっきりとみえてくるのである。

前原(2007)によると、ミルの株式会社論については次のような事態を想定しているという。株式会社の発展・普及していく過程で、資本の非使用者である労働者は労働の成果の一部を除外され、彼らには資本家の命令に従うのみで労働の自由はない。したがって労働者に「労働と制欲にもとづく所有原理」は適用されない。しかし株式会社における企業改革が行われ労働者の「実質賃金」が上昇すれば、株式会社の中で労使協調関係が成立しうる。さらに労働者がみずからの「制欲」によって資本を形成し、やがては個人企業、合名会社、株式会社などへと自立が可能となる。こうして労働者に「労働と制欲にもとづく所有」原理が適用され、それを社会全体に適用して、労働者階級はその知的・道徳的水準を向上させ、社会変革の先人をなす労働者エリートについて行けるだけの能力を一般労働者においても発揮することができる。

J・S ミルは古典派の経済学者の中では唯一社会主義に関心を見せて、みずから社会主義者と名乗っている。『ミル自伝』から引用してみよう。

「(妻となるハリエット・テーラーと知り合う前）私は、社会機構の完全な改善の可能性について、旧派の経済学者以上の先見をほとんど持っていなかった。……要するに、私は、民主主義者ではあっても、全く社会主義者ではなかった。いまや、私たち（テーラーとミルのこと）は……私たちは究極的な改善の理想は、民主主義を遙かに超えて、私たちを社会主義という一般的な呼称の下に決定的に組み入れるものになった」

（下線引用者）（Mill［1873］1965:Book Ⅰ 239=1965: 331-332）

このように、みずからを社会主義者と名乗るようになった J・S ミルは、ハリエット・テーラーの助言により『経済学原理』に付け加えられた第４編第 7 章「労働階級の将来」で次のように言っている。

「私は、労働者階級がいつまでも彼らの究極の地位が賃金のために労働する状態であることで満足しているであろうと、考えることができない」
（Mill［1848/1872］1965:Book Ⅲ: 766）

「人間的進歩の段階においては、人類を雇用者および被雇用者という二つの世襲的階級に分けておくなどということは、永続的に維持すると期待しうることができない」
（Mill［1848/1872］1965:Book Ⅲ: 766-767）

この引用文の表現は、やんわりとマルクスの「絶対的貧困化説」を批判していることが分かる。そして実際、マルクスもエンゲルスも「絶対的貧困化説」を捨てる方向に進んでいる。

J・S ミルは更に続けて言う。

「いまかりに最も好都合な事態を想定するならば、おそらくかなり長い期間にわたって、労働者に利潤の分け前をあたえる個人資本家たちが、協同組合の原則に忠実なもろもろの協同組合ですら、ともに相並んで存在するということが望ましいであろう」
（Mill［1848/1872］1965:Book Ⅲ: 792）

以上は、利潤分配制実施企業として先駆的な「ロッジディール協会」の労働者同志間の連合組織（association）を評したものである。また、次のようにもいっている。要約して引用する。

「今までのところでは、自分の労働によって生活する人たちにとっては、各自自分だけのための労働をするか、さもなくばある雇主のために労働するしか途がなかった。……

雇主と労働者という関係が、ある場合には労働者と資本家との連合組織（association）という形態、他の場合には……労働者たちの同士のあいだの連合組織（association）という形態という、二つの形態の一方における**パートナーシップ（Partnership）**によって、次第に、取って代わられるようになるであろうということ、このことはほとんどなんの疑いもありえないのである」(強調は引用者)(Mill[1848/1872]1965:Book Ⅲ: 768-769)

前者のアソシエーションは株式会社内での資本家・労働者の連合組織を示す。後者のアソシエーションは、労働者自身の仲間の連合組織としてのとしての協同組合のことである。協同組合も当時、規模か巨大になると雇用労働者を使用していたからである。

J・S ミルにおいて、ここでは株式会社も大協同組合もパートナーシップすなわち利潤分配制（単なる profit-sharing ではない）となるという趣旨になっている。アソシエーションという連合組織とは、組織形態のことを示し、パートナーシップという利潤分配制は、その組織形態内での内質（単なる profit-sharing ではない）を示しているわけである。J・S ミルは労働者を servant つまり「召使い」と規定している。この「召使い」状態から脱却し労働者階級の人間的成長を増進する方策としたのである。J・S ミルは現行の協同組合としての「利潤分配制」実施企業を紹介している。

『経済学原理』第４遍、第７章「労働者が資本家との間に連合組織（association）をつくった実例」で紹介したパートナーシップ実施企業は次の通りである。

（１）「イギリスに見いだされる事例は、コーンウオールズの鉱山労働者の事例」

（２）「パリの家屋塗装業者ルクレール氏」

（３）「バリの印刷所ポールデュポン氏（雇主）

しかし、『経済学原理』の版を重ねるたびに（特に１８７２年の第７版)、ますます「株式会社」に、その将来社会のカギを見いだしているのである。

２－２－２・J･Sミルの株式会社論－理想的社会への移行過程として

J・S ミルが理想的と見なす、私的所有制度は、具体的に所有論との関連でいえば、株式会社を中軸とした労働と制欲にもとづく所有原理の貫徹された体制のことである。法学的に表現をしなおせば、所有（過去労働の成果）と占有（生きた労働）の連合戦線である。

株式会社が普及・発展すると、資本の発展とともに雇用労働者数の増加をもたらす。それは生産的な階級を増加させるとともに不生産階級を縮小させることにもなる。つまり、所有に対する占有の優越である。１国の利潤率が増大するということは資本蓄積が順調な進展を見せることになり、国民全体に富が行き渡ることを意味する。

J・S ミルは、社会は地主、資本家、労働者の３階級によって成り立つと考えている。この場合の資本家は経営者の性格をも兼ねていることが考えられる。その前提でいえば、地主＝所有者、資本家（経営者）＝所有者＋占有者（初期、資本主義では合体している）、労働者＝占有補助者（補助労働）と解釈することができる。地主は所有者の特典として地代をえる。多くの場合は不労所得者であり、土地を生産的に使用しないものである。これに対し資本家は、占有者としての性格において、みずからの「制欲」によって形成した資本により土地を生産的に使用する。そして、労働者を雇用し、商品を生産する。労働者は補助労働として物象化されている。

しかし、ローマ法的な概念でいう占有の優越＝所有の弱体化という歴史的趨勢から見ると、貴族的大土地所有制度の解体によって、土地の移転の自由、土地の細分化、土地の商品化が可能となる。そして、優等地を安く購入することが可能となる。その結果、資本家は土地を購入し、工場を建設し、労働者を雇う。すなわち従来よりも飛躍的に商品の生産と雇用の実現が可能となる。資本家は、みずからの「制欲」によって蓄積された資本を商品生産のために使用し、監督労働＝管理労働（経営的・占有的労働）という自己労働により利潤の増大をめざしていく。資本家にとっての利潤とは、この労働のための報酬と保証である。したがって、株式会社を設立しようとする資本家の数は増えていく。このように経営的、占有的労働により資本家の投資意欲が盛大となり、利己心が充分に満たされることになる。資本家が、自分のために働くことは資本の社会的解放につながり、社会的に生産的労働者を増大させ、社会的な生産力の向上につながり社会のためになるはずであった。しかし、その資本家は、労働者を単なる使用人、召使いと考えており、資本家の利己心のみが強調されて、労働者との協調性や社会性が欠如していると J・S ミルは認識しているのである。

現実的に、資本家は労働者につくす気はまったくないし（Mill［1848/1872］1965:Book Ⅲ: 766-767）、労働者においても資本家につくそうとは思っていない。資本家は自身の利己心のために、利潤のさらなる増大のために労働者をできるだけ安く使おうとする。

利潤の発生原因を「労働力の生産性」（Mill［1848/1872］1965:Book Ⅱ: 412）に求める J

・S ミルは労働者は、みずからの労働の成果の一部分を資本家に提供しなくてはならないため、事実上、労働者は労働疎外されているとする。労働者は、資本家に労働者を提供し、見返りに賃金を得る。労働者は資本の非使用者であり召使い(servant)であるため、労働者の生活水準が向上したとしても資本蓄積に参加しようという意欲はない（Mill［1848/1872］1965:Book Ⅲ: 766-167)、とみている。

さらに、J・S ミルは後で論ずるプルードンの認識と同じように現実の労働者は、生活水準も低く知的・道徳水準も低いために、労働意欲が低く、利己心が発揮されないために、労働能率が低下している、と見ている。そして労働者は「制欲」によって資本を蓄積しようとは思わない。それは資本家にとって労働費用の増大を意味する。必然的に利潤率は低下することになる。こうして労働者と資本家の生活水準は結果的に、ともに低下すると J・S ミルは指摘する。

J・S ミルによれば、労働者が完全なる自由を持って利己心が発揮しうる生産体制、労働体制は、労働疎外のない労働者同志の連合体制（association）である。この言葉はマルクス、プルードンら他の社会主義も同様に使用する共通概念である(Vincent,1984: 121-126)。すでに、資本主義体制は所有者（地主、資本家）と占有者（経営者、監督労働をしている機能資本家）とのアソシエーション体制である。「労働と制欲にもとづく所有原理」、つまり労働者を含めたアソシエーション体制、労働者の経営参加を許すことのないものが資本主義体制である。このアソシエーションに労働者が参加し、ある意味で監督労働、経営者と賃労働者をも含めた「労働者同志」＝「労働者相互間の連帯」＝個別個人と個別個人の連帯（個々）をめざすものが社会主義の本質なのである。

J・S ミルは労働者同志の、あるいは労働者相互間のアソシエーション・連合体制の普及・発展のためには利己心の体系化が必要になると説いている。

J・S ミルはアダム・スミス（Adam Smith,1723 - 1790）の利己心の体系から入るが、スミスの利己心の体系としての生産力の体系から利己心の体系、人間成長の体系へと組み替えて再構成しようとした。資本家の自己中心的な「偏狭的利己心」(『自由論』）とは違う「賢明な利己心」(『功利主義論』）を提唱した。したがって、J・S ミルは資本家が利益の増大をめざすのであれば、労働者の境遇を改善し、労働者の報酬を増やし、労働者の利己心を満たしていかねばならない。そのことにより、逆に資本家にとっても利潤率を引き上げ、労働者の実質賃金の向上が可能となる。

J・S ミルの考えでは、株式会社（有限責任）の普及･発展により株式会社内における経

営組織改革が行われ「努力と報酬」が比例する公正な分配制度が保証されるようになれば、労働者の生活水準が向上する。さらに労働者がみずからの仕事を通じて知的・道徳水準を高めれば、労働者の教官能力が高まり「賢明な利己心」として、自分自身の利害関心を高めながら、他社や社会の利益を念頭においてさらなる高みに労働者を押し上げるという。

「（労働者 association は）まさにそれが成功をかち得たその道程そのものによって、およそ成功を勝ち取るための唯一の手段であり、あるいは成功をもって酬いられるに足りる唯一の徳性であるところの、あの道徳的能動的な資質を教える、教育課程なのである。連合組織（association）の数が増加するにつれて、それは、漸次ー理解力に乏しいために、あるいはあまりに徳性を欠いているために、偏狭な利己主義以外のいかなる原則にもとづいて行動することができないような労働者以外のーいっさいの労働者を包含するようになるであろう。このような変化が進行するにつれて、資本を所有するものたちにとつては、漸次、ただ最も劣等な労働者だけを相手とする古い体制の苦闘をつづけて行くよりも、連合組織（association）その資本を貸し付ける方が、有利となるであろう。しかもそれを貸し付けるに当たってはその利子率を引き下げることが有利となり、ついにはその資本を期限付きの年金に変えることすらが有利となるであろう。このような方法により、あるいはこれと似た何らかの方法によって、結局においてその資本の生産に足りないところに参加するすべての人々のジョイントプロパティ（joint property、すなわち民法上の共有のことである-引用者）となるであろう」（Mill［1848/1872］1965:Book Ⅲ: 793）（下線は引用者）

J・S ミルによれば、労働者の連合組織であるアソシエーションは、株式会社で資本を形成した労働者が資金を拠出しあって資本を形成し、土地を共同で購入し、工場を形成する。占有補助者、使用人、補助労働をしていた労働者が連合組織に参加することにより解放され。そのことによって真の資本制からの脱却が可能となるのである。そこでは本来の意味合いにおいてのジョイント・プロパティすなわち民法上の共有（すなわちドイツ民法で言う Miteigentum）の形成が可能となる。

J・S ミルは『経済学原理』第 1 篇第 9 章「株式原理の有利な点と有利で不利な点[*15]」の冒頭において次のように語っている。

「大規模なる生産は、多数の少額の出資を集めることにより大資本（laege capital）をつくるという方法によって、すなわち株式会社（joint Stock companies）をつくることによって、大いに促進されるものである。株式原理の長所は、非常に多く、また重要である」（Mill［1848/1872］1965:Book Ⅱ: 135）

続けて J・S ミルは、株式会社の有利な点は個人企業や私営の合資会社（英国会社法で言う partnership in commendam）、合名会社よりも大規模な運営が可能となる。また、長期的に事業が永続できる。社会的信用が高い。そして、機械の導入が容易であり、分業協業体制などによって、労働生産性が高くなるという。

そして、最も大きな長所としては、いわゆる「出資と経営の分離」（J・S ミルはこの言葉を使用していないが）が行われ、株式会社の管理は、俸給を支払われている使用人により行われる。例え自社株を持っているものでも全体から見れば少額のものであると言うこと。ほとんど多くの出資者＝社員は自分の利害に関係している職業と掛け持ちしているにすぎない。したがって、社員は株式会社の事業には無関心である。管理者は、雇用労働者を雇い入れる場合においてこれを監視する『主人の目』であること。産業企業を指揮し成功を収めるためには忠誠と熱意が必要であるが、出資者の目を気にすることによって忠誠と熱意は保たれる。また、大規模な事業を営んで成功を収めるためには、あらかじめ成文に規定できない責任事項がたびたび引き起こされる。したがって、管理者は仕事にたいして常に気を配っている。絶えず利潤を大きくして、費用を少なくする方法を考えている。これが株式会社の長所であると J・S ミルは言う。

これに対して、株式制度の不利な点、短所として J・S ミルは、事業に対する関心の高さは、管理者と比べて、雇用されている人間は他人の為の利潤、会社の利益追求には関心がない。解雇されない程度にできるだけ少ない労働を提供しようとする。さらに続けて J・S ミルは株式企業の短所がいま一つあるという。それは、すべての大規模な企業にある程度まで共通したものであって、少額の利得や少額の節約について無頓着と言うことである。大資本と大取引との管理においては、ことに支配人たちがこの事業に自分自身の利害関係を多くもっていない場合には、少額の金銭はおざなりにされることが多い（Mill［1848/1872］1965:Book Ⅱ: 137）からだという。 では、このような短所を是正し、株式会社を労使協調としての「労働者のアソシエーション」を形成するためにはどうしたらよいのだろうか。

答えは、株式会社に協同組合の外部に閉鎖的な体質を排除し、協同組合の性質＝利潤分配を組み入れることである。そうなれば、浪費も押さえられる。さらに雇用者に経営参加をさせることにより、会社の利潤追求に対する関心が高まる。そして、結論として J・S ミルは言う、

「もしも連合組織（association）が一般的になったならば、労働者と労働者とのあいだの競争は行われなくなり、連合組織と連合組織とのあいだの競争は、消費者たちの、言いかえればもろもろの連合組織の、つまり勤労者階級全般の、利益となるものである」（Mill［1848/1872］1965:Book Ⅲ: 768）

これが、J・S ミルが資本制的「株式会社」を乗り越えた労使協調の「労働者会社」である。そして、これは、マルクスも最終的に到達した共通占有(gemeinsamer Besitz)の考え方であり、プルードンの相互主義（mutuelliste）に近似したものであるといえる。

２－２－３　J.S ミルの「自由時間論」と「パートナーシップ（Partnership）」との関連

資本制的「株式会社」を乗り越えた労使協調の「労働者会社」では労働者の支配人への抜擢、資本形成への参加により経営能力を身につけることにより労働者の自立を押し進められることになる。労働者は、株式会社が「労働者会社」へと普及･発展するなかで、個性＝自己能力を高め、資本を形成し、経営能力を身につけ、自立への準備をして独立することが可能となるという。この過程において労働疎外がなくなる。さらに.優れた労働者は、アソシエーションへと独立し資本主義的企業の経営者も、必然的に経営改革を迫られることになり、さらなる発展が望めるようになる。

さらに、高度な性能の機械の使用、「労働能率」を高める生産設備や環境が整備され、同じ水準の労働者でも「労働能率」向上し生産性が高まる。結果として「労苦」を軽減し、労働時間が短縮し自由時間が増大する。

「大産業企業の制度における方が、労働は疑いもなくより生産的であり、また生産物も、

その絶対量がより大ではないまでにも、使用された労働との割合においてはより大である。労苦を減じ、自由時間（leisure）を大にしても、同じ数の人間に同じ程度のほどよい生活を送らせることができる。このことは、文明化と進歩向上とが進行し、その結果、全体にとっての利益が、その全体を構成するところの個々の個人にとっても利益となるようになるや否や、全体的に利益となるであろう」（Mill［1848/1872］1965:Book Ⅲ: 768）

この J・S ミルの自由時間の増大論はパートナーシップを実現した後に自然に形成されることになるものである。そしてマルクスの生前非公表であった「自由時間論」の先行研究となっている。労働者に自己教育の時間を与えるということは労働者をエリートにすることにつながる。そして、労働エリートに資本家としての可能性と、資質を磨き上げる時間的余裕を与える。労働エリートを「公共精神」（Mill［1848/1872］1965:Book Ⅲ:768）を担った自立者にに育成することになる。

このように、J・S ミルの考えでは、人間は成長する存在である、という人間観に立脚している。現在の労働者は、「怠惰」に陥っている。その原因が労働者自身の性格にあるというよりは、むしろ長時間労働、低賃金、将来への展望がない現行の制度にあると J・S ミルは分析する。したがって、まずは労働者の利害を労働と結びつける制度を整えることを主張する。つまり株式会社制度による資本量の増大、大規模化を行い、それに伴って生み出される雇用機会を増大させる。さらに組織内における労働者の適正配置を行い分配の改善としての賃金制度の改革を試みている。その試みの第一歩がパートナーシップとしての利潤分配制であり、そして遺稿集『社会主義論』（Mill, 1879: 519-520）[**16] でも語った J・S ミルの社会主義であった[*17]。

２－３　プルードン自由論としての「株式会社論」、「利潤分配論」
－「労働者会社」論から連邦・連盟（**fédération**）の原理へ－

はじめに

ジャン・バンカール（Jean Bancal）も述べているように（Bancal,Jean,1970b:95=1984:383）、プルードン（Pierre-Joseph Proudhon；1809 - 1865）はプルードンは所有、とりわけ「所有権」の批判にあたって労働から出発している。そして、プルードンは、相次ぐ推論を通じてそこから所有と所有権に関する問題をあぶり出し、ついには経済学的に言う相互主義的（mutuellisme）と、それを政治学的に言い直した連邦・連合主義的（fédéralisme）[*18] 理論を明らかにしている。そして、これがプルードンの社会主義、またはアナーキズムであったのである。その最初の試みであるプルードンの『所有とは何か』（*Qu'est-ce que la propriété.1840*）は、マルクス主義者はもとより、現在の解説書、研究書においても『財産とは何か』と誤解されて論じられていることが多い。正確には「所有権とは何か」と言うことである。つまり、財産一般ではなく「所有権」という性質のことを論じているのである。つまり財産一般のことを意味しているのではない。これは、1918（大正７年）年に、当時、京都帝国大学法科大学教授でフランス法の権威であった法学博士の岡村司（1867-1922）

が大阪朝日新聞 1918.1.3(大正 7)付けの「大阪朝日新聞」紙上において、プルードン思想に対する誤解を次のように解いている。

「プルードンは唯今日の民法に於て認むるが如き所有権を否認するのみであって、各人が生活の必需品を所持することは 固より非とするものではない、唯土地、労働の器具等は之を国家若くは組合体の所有と為すべきであると云うことを唱うるに過ぎないのである 」（岡村, 1918）

プルードンが同書において書き記し有名になった「所有は盗み」とは、次のように解釈できる[*19]。つまり、ローマ法の発達によって、所有権と占有権（possession の概念 ）は「物権」としては同格の権利となった。しかし、依然として「死んだ労働」の集積体としての「所有権」が「生きた労働」を営んでいる「占有権」よりも優越している。したがって、「所有権を破棄して占有権を擁護せよ」と主張するのである（樺山, 1974）。

プルードンは『所有とは何か』の段階では、所有（権）を批判したのに、晩年は所有（権）を擁護するといった矛盾を犯しているとの批判がある。これは、プルードンによる哲学的思考の変遷があり、マルクスの哲学との相違点を浮き彫りにする極めて重要なポイントである。すなわち、プルードンは遺稿集『所有の理論』（*Théorie de la propriété*.1866）において、初期の『所有とは何か』段階でのヘーゲル的な弁証法から、系列（série）弁証法、すなわちアンチノミー（二律背反）、矛盾の弁証法[*20] で思考し、「所有権の破棄」には否定的な見解を示している。所有（権）とは矛盾した存在ではあるが、矛盾は矛盾として受け入れ、対立物は相互に浸透されねばならない[*21]。一方が破棄された場合、もう一方も破棄される。物事は、ほどよく均衡（equilibre）させなければならない、との最終結論があるからである。占有権優越社会を脅かす封建勢力や資本勢力に対する防波堤としてである。さらに、図１－２で示しているような機関所有と個々人的所有とを矛盾的、弁証法的に連一するという考え方をすでに内包しているのである。

「所有が絶対的なもの、つまり二つの対立物(deux contraires)、……二律背反＝アンチノミー(antinomie) を内包する概念であるので、集合的・集団的利益(l'intérèt collectif)と個々人的自発性（l'intitative individuell）をともに満足させるより上位の定式により総合されねばならない。…… 1840 年、私によって予見され、確証されたこのより上位の定式

に私は占有（possession）という仮の名前をあたえた。このあいまいな言葉は、私は認めることができず、また破棄した制度の形態を思い出させるものであった。問題は、多年にわたり残されたままである……（アンチノミーは－引用者）解決されないものであることがわかった。……（矛盾(contradiction)は－引用者）、ただ対立物の均衡(balancée)か、他のアンチノミーとの対立によって平衡(équilibration)されるだけである」(Proudhon,P.J［1866］1977:204-255)ただし(Bancal,1970b :70=1984: 353)も参照した。下線は引用者）

「占有の擁護、所有の破棄ではなく、所有の性格変化」ということを示し、より現実的な社会革命の方向性＝相互性を示したのである。これは完全にマルクスの株式会社論に先行している考え方なのである。

そこで、『所有とは何か』で示された利潤分配論から見ていき、プルードンの社会主義、アナーキズムの青写真を見ていくことにしたい。

２－３－１、プルードンの「利潤分配制」論

プルードンは個別（つまり、個々別々、個体の意味）と個々人（個別と個別のアソシエーション関係）の概念を区別して『所有とはなにか』で J・S ミルの言うパートナーシップ、利潤分配制を展開する。

「所有を享受するには、所有（権）を破棄しなければならない。本当に所有者であるためには、所有（権）者であることを止めなくてはならない」（Proudhon［1840］1926:287.=1971:227）

後に、所有という概念に基づいた所有論の否定（死んだ労働から現在の労働者が搾取されている）、占有という概念に基づいた所有論の肯定（生きた労働の保護のために）に進化していくわけただが、この占有に基づいた所有論の肯定は次のような方策でなされる。

「　労働者はかれが創出した価値の所有者であるとすれば、次のようなことになる。～

（一）労働者は無為な所有者を犠牲にして獲得すること。

（二）生産者はすべて必然的に集合的・集団的(collective)であるから、労働者は、その労働に比例して、生産物利益の分け前に参加する権利を持つこと。

（三）蓄積された資本はすべて社会的所有物(propriété sociale)であるから、何人もそれに対する排他的所有権をもちえないこと。

これらは否定できない結論である。これらの結論だけで、われわれの経済をくつがえし、われわれの制度と法律とを変革するのに十分であろう」

（Proudhon［1840］1926 : 218=1971, 144-145（）原語挿入は引用者、以下同じ）

プルードンの問題提起は、政治的諸力としての「集合力」（force collective）[*22]＝個々人的占有（La possession individuell)[*23]の疎外形態としての「国家」の問題、経済的諸力としての「集合力」の疎外形態としての「私的所有」の問題をどのように解決するかであった。その結論は、「政治問題」の「経済問題」への解消、即ち、私的所有の揚棄（Aufhebung）のうちに国家の解体を求めることであった。

プルードンにとって「社会革命」はなによりも「経済革命」でならなければならなかった。革命を通して獲得された新たな社会秩序は「すべての労働手段」が「社会的所有」のもとで「非人格化」された社会であり、そこでは「社会的人格性が個人的人格性と同時に生み出される」社会、即ち構成する諸個人が、個別的存在であると同時に社会的存在である社会（つまり個々人的存在）ということになる。従って具体的な形態としては株式制度のより発達した状態、または完成された状態（脱資本主義）が提起されている。後に、それは「労働者会社」（compagnies ouviéres）と表現している。

以上の社会を、一つの企業、団体、国家の枠組みを超えた「連邦・連盟(fédération）主義」としてプルードンは体系づけることになる。

プルードンにとっての社会とは、本来個人や集団の自由で、自立的な活動からなる多元的性格を持つものである。連邦・連盟(fédération）はこの具体的な「制度化」であり、経済的相互主義の政治的表現である。したがって、連邦・連盟(fédération）政府は、その基礎に相互主義（mutualisation）化された経済構造を持つことになる。平均的利潤率（自由競争下ではほぼ等しい利潤率が形成される）の成立のもと、全生産手段を共通に占有していくというのが、プルードンの社会主義、アナーキズムであった。以下、このことを順次

概観しておこう。

２－３－２、プルードンの「株式会社論」から「労働者会社論」へ

プルードンは、『所有とは何か』で提示した先の利潤分配制をさらに進化させていく。プルードンは『株式取引所における投機家要覧』（Munuel du spéculateur á la bourse1854.）において、株式会社論を展開する。株式会社を「労働者会社」に転換するためである。言いかえれば「資本のアソシアシオン（association）」から「労働のアソシアシオン（association）」に転換することを意味する（マルクスのことばで言い換えれば、「combined　labour」から「associated labour」へ）。

プルードンは「商法典」で規定された商事会社の三形態である合名会社、合資会社、株式会社を検討する。「合名会社」の出資者＝社員は、会社のすべての行為に無限責任を持つ。会社に社員個人が縛り付けられている。よって、ある意味運命共同体的であり、社員は会社に対して無限責任を持つのである。そのため完全に社員の自主性を欠いている。なぜなら加入や脱会の自由などの社員の流動化がなく、さらに業務の発展と言うことを軽視する傾向にあるからだとプルードンはいう。「合資会社」は、無限責任社員と有限責任社員が混在し、一部の社員＝出資者に自立性を欠く。したがって両者とも「真のアソシアシオン」＝自由人の連合ではない。

株式会社の社員＝出資者は、誰もが無限責任を持たない。したがって、プルードンは、会社三形態のうち株式会社こそが、アソシアシオン＝結社参加の「自立性」を最高度に満たした形態であるとプルードンは考える。個別個人の自由があり個々人（個別人と個別人の連立）というアソシエーションが発達し、その上で成立する機関所有＝株式会社だからである。

さらに、株式会社の発展は、当然ながら旧来の信用制度を変革することになる。旧来の人格に依存した「信用」の性格を打破したのが、「株式」であるとプルードンは考えた。

「今となっては、株の流動性により、資本はあらゆる障害から解放され、同時に借り手は一層の容易さにめぐりあう。完全に非人格された（dépersonnalisé）信用は、完全に現実のものになった。（資本は－引用者）かつては人（l'homme）といわれたが、今では物（la

chose）といわれている」（Proudhon, 1854 : 73）

「このようにして、資本は、生産物のように、生産物の物よりも遥に流通し、遥に容易に交換できる商品となったのである」（Proudhon, 1854: 74.）

藤田勝次郎によると、このプルードンが語る株式会社論は、資本の商品化論であり、資本の「非人格化」＝社会化を指摘していた。この指摘こそ、後に『資本論』３巻５篇２７章「資本制的生産における信用の役割」におけるマルクスの「私的資本に対立する社会＝会社資本（Gesellschafts-Kapital） としての株式会社形態についての叙述をすでに先取りしているという（藤田, 1993: 119）。

資本の「流通証券」化を促す株式会社の発展は、株式取引所を通して資本の移転を容易にする。また、株式会社による信用制度の進展は、古い高利の体制を打破し工業部門だけではなく、農業にも進展する。農業と工業を同一化する新しい信用制度のもとで、農業生活が向上、造船所、鉄道などの労働者の生活と同じようになる。しかし、労働者は株式会社と大工業の発展が進むに連れて、単なる「機械装置の歯車」にすぎなくなる。このように単なる投機や機械に従属しているアソシアシオンの関係をプルードンは「資本のアソシアシオン」と呼んでいる。この資本の非人格化、社会化という現実を前に、逆にそれを逆手に「人格のアソシアシオン」としての「労働者アソシアシオン」論を考える。

すなわち、プルードンは資本制的な「株式会社論」から「労働者会社」への転換を考えているわけである。

では、その労働者会社はどのような物であるのか？

プルードンの『第１９世紀における革命の一般理念』（Idée générale de la Révolution au XIXᵉ siécie,1851.）の第６研究「経済諸力の組織化」３「分業、集合力（forces collectives）、機械、労働者会社（COMPAGNIES　OUVRIÉRES）」に詳しい。

用語について注意しながら要約解説していきたい。

２－３－３、プルードンの「労働者会社」論

この節では、まず、プルードンは土地所有を土台とする農業について語っている。それ

によると、農業というものは、あらゆる仕事の中で、もっとも高貴で、健康的であるという。知能を働かす点から見れば、もっとも百科全書的であるともいう。したがって、結社・アソシアシオン（association）的な形態をもっとも必要としない。むしろ結社・アソシアシオンを烈しく拒否する仕事である。つまり農民がその畑を耕すために結社・アソシアシオンをつくるといったことは一度もなかったことであるし、これからもないだろう。自然のままの威厳をそのまま職業にしているからである。農民同士のあいだに存在する統一(unité)および連帯（solidarité）の唯一の関係で、受け入れることができるのは純生産物の補償(compensation)、相互保険(la mutualité de l'assurance)、そして地代の廃止(abolition)である。特に地代の廃止は必要なものである。なぜならば、土地の集中、農地の細分化、農民の隷属、相続地の消散などを防ぐためである、とする。

一方、農村のような自由な主権を持った家長ではなく、鉄道、鉱山、製造工場などの大規模工業の場合を考える。この場合は、労働者は集合的・集団的（collective）雇用されている。つまり、大規模な分業、人力の高度な集積を必要とする労働は、労働者の労働者への従属、人間の人間への依存は必然的なものとなる。したがって、

「これらの産業においては、取るべき道はつぎの二つである。すなわち、必然的に部分化せざるをえない労働者が、地主－資本家－企業主の単なる賃金労働者（salarié）にとどまるか、さもなければ、この労働者が企業の運命を左右する機会に参加（participera）し、管理機関において発言権を持ち、つまり一言で言えば、出資者＝共同経営者（associé）になるか、いずれかである。

第１の場合は、労働者は従属させられ、搾取される。服従と貧困が彼の永遠の状態である。第２の場合にのみ、労働者は人間としての威厳を取り戻し、安心して息をつくことができる」（Proudhon, 1851: 275=1971: 228-229）

大工業の労働者は、出資者＝共同経営者になることで、かつては生産者の奴隷にすぎなかったが、生産者の一部となるわけである。したがって、プルードンは大規模分業と集合・集団労働（Force collective）が必要なところでは、産業を動かす人々のあいだで、これまでの資本制とは違う結社・アソシアシオンを結成しなければならないと、強くプルードンは強調する。この革命的結社こそ、「労働者の会社」（compagnie du travailleurs）であるとプルードンはいう。つまり、collective propriété ＝集合的・集団的所有の実現である[*24]。

「一方には、ついに自分の耕す土地の主人公となった農民たちがいる。彼らの意志はこの土地に根をおろすことである。共通の保証（commune garantie）によって集結され、同一の利益によって統一された、膨大な農民の不屈の力は、民主主義の勝利の契約の連帯性（solidité）を永久に保証する。

他方には、進んで商業や工業を志した無数の小製造業者、職人、商人がいる。ひとりで、あるいは小グループを作って働く彼らは、人々のうちでもっとも流動的であり、仕事のある場所がつねに故郷であることを確信し、土地に対する主権よりも、なにものにもかえがたい自分の独立の方を選んだ人たちである。

最後に、革命の真の部隊である労働者会社（compagnies ouviéres）が姿を現す。そこでは、労働者は、部隊のなかの兵士と同じく、彼の機械を正確に操作し、知的で誇り高い幾千の意志が、より高い意志に融け合い、幾千の腕が協力して、彼らの数よりもさらに大きな集合力（force collective）を生み出す」（Proudhon, 1851: 280=1971: 234）

農民は、地代と抵当のために封建的隷属状態に屈服したままであった。しかし、土地銀行と土地所有に対する小作人の権利によって、自由の身になる。土地は、広さと深さにおいて巨大な、平等の土台となる。

大工業の賃労働者は、集合的な力の疎外によって、奴隷よりも悪い状態におかれていた。しかし、集合力が労働者にあたえられるべき権利を承認されることにより、労働者の尊厳を取り戻し、ふたたび幸福が得られるようになる。大工業が、今度は、自由と社会福祉の主要な機関となる。これこそが資本制的な株式会社から脱却した労働者会社（compagnies ouviéres）であると、プルードンはいう。

プルードンは労働者会社（compagnies　ouviéres）の新しい革命的な力を構成する契約の原則について明らかにする。

大工業は、新たに発見された土地、社会的天才の手によって、突然、無から作り出された土地に例えられるとプルードンは言う。プルードンはこれを労働者の「コロニー」」と呼んでいる。すべての人々の利益のためにこの労働者の「コロニー（colony）」としての土地を所有し、これを開発するために、構成員＝出資者＝共同経営者（associé）に一定の権限と、個人の財産を規定する。それを相互に結び付けて、義務と権利を規定する新たな契約を結ぶ。

労働者の「コロニー」は社会によって作り出され、社会に依存しているが、この社会にたいして労働者会社は、要求される生産物や役務をほぼ原価でつねに供給し、望ましい改革や改善の利益を民衆にあたえる義務を負う。このため、労働者会社はあらゆる提携を禁止されて、自由競争の法則にゆだねられる。そして、その帳簿と書類を社会全体に縦覧させる。社会は、会社に対する社会の監督権を保障するため会社を解散する権限を持つ。

そして、「労働者会社」の「諸規則」とはつぎのようなものである。個別個人と相互に結びつく個々人（individuell）と対蹠的な個別個人（personnes、連帯性の意味ではなく、あくまで個人）という言葉に注意しながら、わかりやすくするため原文にはない通し番号をつけ引用する。

「会社がその労働を連合（association）させる個別個人（personnes）については、つぎのようなことが原則とされる－

①連合（association）に雇用されるすべての個人は、男も女も、子供も老人も、部課の長も、職長も、労働者も、見習いも、会社(compagnies)の所有（propriété）に対して不可分の権利を持つ。

②すべての個々の従業員(individu employé)は、その性、年齢、技能、年功に応じて、会社のあらゆる仕事を順次おこない、あらゆる役職を占める権利を持つ。

③彼の教育、養成、技能修得は、従って、人のいやがる苦役に耐える力を与えると同時に、一連の様々な仕事と知識に通暁させ、彼が一人前になったときには、百科全書的な能力と充分な収入を保証できるように、おこなわれる。

④さまざまの役職は選挙によって決められ、いろいろな規則は、出資者＝共同経営者（associé）の投票にゆだねれる。

⑤賃金は、仕事の性質、技能の重要さ、責任の範囲に比例して決定される。

⑥すべての出資者＝共同経営者（associé）は、彼の提供した役務に比例して、出資者＝共同経営者（associé）の利益の配分(participe aux bénéfices)と役職の配分にあずかる。

⑦各人は自分の意志にもとづいて自由に会社から脱退し、自分の勘定を清算してもらい、彼の権利　を処分することかできるし、逆に会社は、いつでも新しいメンバーを加入させることができる」（Proudhon, 1851:281-282= 1971: 236）

プルードンはこの原則により、集合力と分業の問題が解決できるという。つまり地位の

配分と利益の配分への参加（la participation aux charges et bénéfices）、賃金の等級上昇、あらゆる地位と仕事の継続的な昇進により、勤労者の共通の所産である集合力は、少数の特権的有資格者や投機家の利益追求をやめさせ、労働者の所有（propriété）となる。すなわち、近代物権法の占有権の優越により労働者が向上し、さらに投機、特権資格者から労働者会社を保護するための「労働者の所有」をプルードンはいうのである。バンカールによれば、それは労働者自主管理論の先駆けであるという（Bancal, 1970a,b）。

見逃しがちであるが、ここで重要なのは、プルードンがローマ法を前提に、ローマ法上の共同所有（現在の民法上の共有、coproprietarie）の概念で語っていることである。団体の加入・脱会の自由ということを前提にしているのである。団体の加入・脱退の自由のないゲルマン法上の概念とは一線を引いていることはあきらかである。

さらに、労働者会社は労働者に百科全書的な教育、技能修得を義務づける。そして、それは集合労働の様々な部門の協力によって達成される。これにより分業は、労働者に被害の原因ではなく、教育の道具となる。そして、分業が労働者の安定した生活保障となる、とプルードンはいう。

「そればかりではない、これらの原則の適用は、過渡期においては、すべての寛容な人びと、すべての真の革命家が願っていること、すなわち、ブルジョワ階級の創意と、この階級のプロレタリアートへの融合をもたらすであろう」（Proudhon, 1851: 282=1971: 237）

プルードンは、このように原則の適用は、現在でいう「資本と労働の調和」または「労使協調」を真の意味で実現できるとしているのである。

ただし、プルードンは、この実現を楽観視はしていない。なぜならば、労働者階級には、全体の見通しと、事業不足のため、商業や高度化された工業に見られるような大事業を経営する能力はまだないとしている。プロレタリアートのあいだでは、現在の民主主義陣営全体にもいえるが、完全に人材が不足をしているという。扇動家はいるが、全く人民の信頼を得られていないという。度重なる労働運動の実情から見たプルードンの率直な感想であったことだろう。

プルードンは、この経験から「労働者会社」のために、事業の手ほどきを受けるブルジョア＝経営者を雇い入れるべきであるという。商業や工業のことをよくわきまえて、その無数の危険も知っているブルジョア＝経営者ならば不安定な個人企業よりも「労働者会社」

の安定した待遇と名誉ある仕事を選ぶだろう。有能なブルジョア＝経営者ならば労働者のために、不安定な地位を捨てて「労働会社」の経営というポストに就いてくれるはずである、とプルードンはいう[*25]。そして、こういう人材を獲得することが、献身的ではあるが能力において劣る一般的労働者の幹部が、暗中模索のなかで失敗をくり返す場合よりも、労働者の利益になるであろう、とプルードンは述べる。

このように、プルードンは具体的に資本制的な「株式会社」から「労働者会社」への転換過程を提示し、彼の社会主義、アナーキズムの理論を進化させたのである。

２－３－４、プルードンの社会主義＝相互主義＝連邦・連盟（fédération）主義

プルードンには、「労働者会社」論をさらに進化させ、「連邦・連盟（fédération）」論に結実させて明確な将来社会のビジョンを示している

しかし、プルードンは『連邦・連盟(fédération）の原理』「第９章　連邦・連盟の遅延、遅れている理由」では、大国のエゴ、人種差別、宗教などの問題により「連邦・連盟」が遅れていることを嘆いている。これなども今日のＥＵ諸国内での対立による連邦・連盟の困難さなどの今日的な情況とも共通する嘆きである。しかし、この困難さに嘆きながらも、プルードンはさらに論を進める。

プルードンは農業は工業と異なり、農地の「個々人的所有」を基礎にして農業の地域組織である農村自治区（コミューン）に結集される独自の相互主義化、協同化が提起されることになるとする。こうして、相互主義化(mutualisation）された農業と工業は「農・工連邦・連盟(fédération)」を組織することになるといっている。この場合、相互主義化(mutualisation）された企業間はどうなるのだろうか？そこには諸企業間では競争が排除されることはない。競争の排除は連合体を権威的共同体に変えてしまうからである。しかし、市場機能の全面的承認、「経済主義」の復位、復権をさせることを意味せるのではない。同種企業の association、連合体が、また工業の各連合体が、さらには「農・工連邦・連盟（fédération）」体が常に人為的な需給予測と調整、企業間紛争の調停の機能を果たすようになるという。プルードンは今日でいう市場万能主義を批判しているのである。

プルードンの連邦・連盟（fédération）は、「農工連邦・連盟」（fédération agricole-industrielle）によってその経済的裏付けを獲得する。「２５年間ねりあげてきた私の全経済思想は、農

工連邦・連盟（fédération）という三つの語に要約することができる」と述べる農工連邦・連盟（fédération）とはどのようなものか。

それは産業革命が完成に近づくにつれてあらわとなった資本の集中と独占から農民と労働者を防衛するとともに、農民と労働者の連邦・連盟（fédération）によって新たな経済革命を遂行するための組織である。

『連邦・連盟(fédération）の原理』の中でプルードンは、

「金融的、産業的封建制は、公共事業の独占によって、教育の特権によって、労働の細分化によって、資本の利益によって、税金の不平等などによって、大衆政治的失墜、経済的隷属または賃金制度を、要するに条件と財産の不平等を認めさせることを目的としている。農・工連邦・連合（fédération）は反対に、もっとも安価に、しかも国家以外の手で、あらゆる公共事業を組織化することによって、また信用と保険の相互扶助によって、税金の均等割当てによって、労働と教育の保証によって各労働者がたんなる勤勉な日雇いからアルチザン（職人）に、賃金労働者から親方になりうるように、仕事の組み合わせによって、しだいに平等に近づこうとしている」（Proudhon, 1863: 357-358=1971: 407）

プルードンの「金融的・産業封建制」という言葉は、労働破壊、資本の帝国化している今日的な情況の強烈な批判となっている。すなわち、日雇いから職人、賃労働者から親方という逆のプロセスをたどっているということである。

さらに遺著『所有の理論』では、「工・農連合体」（associations industrielles et agricoles）の名のもとに次のように述べている。

「工・農連合体は……連合体活動によって個人的創意を置きかえるのではなくて、中小産業すべての企業者ならびに小土地所有者を保証し、別のやり方では普通の企業や所有地にとっても近寄りがたいさまざまの発見・機会・改良および方式を保証することを目的とする」（Proudhon, 1866: 183）

農・工連合は、農村と都市とにおける、農民と労働者における、相互主義に基づく自由で平等な連合を意味する。つまり、農民は家族的農業を営みながら相互に連合し「農業集団」または「農業コミューン」を作り、いくつかの農村コミューンが連合、アソシエーシ

ョン(association)して「農業連合」を作る。一方、都市の工業労働者はアトリエを中心として､あるいは大工場をそのままでアトリエに分解して工業団地または都市コミューンを、さらに工業連合を作る。農業連合と工業連合は相互に結合してここに農・工連合が成立する。さらに、

「農民の立場は工業労働者と同じである。……農業と工業を結婚させること、この方法によって、都市住民と農村住民を和解させること、相互性の原理と連合の権利とによって所有を回復させること、農業階級を新しい諸制度をもって包み込むこと、労働者のためと同じく農民のために、信用、保健、家賃、肉販売、野菜類および酒類などの諸問題を解決すること」(Proudhon, 1866: 69-70)

この農・工連合を実施するための最初の具体的経済方策が「利潤分配」である。そして、この小さな枠組みを順次、維持し拡大し発展する。つまり独自の地方性、コミュニティを維持しながら発展する。つまり、これまでの歴史にあったような(例えば植民地的な発想)ある大きな枠組みが独自の地方、コミュニティーを破壊し支配しながら巨大化する団体を拒否することである。このことが封建性の残滓を残した資本制の私的所有性（略奪という意味での）を解消し、経済学的に言う相互主義(mutuellist) あるいは政治学的に言う連邦・連帯主義(fédération)である。

このプルードンの農・工連合を、現代のわれわれがいかなる形で継承するのかという問に「ＥＣ型の地域主義」であると答えたのが、玉野井（1990）であり、坂本（1987,1994)、河野（1974,1974)、阪上（1987）の京都大学の人文科学研究所の考え方である。我が国の先進的な先行研究といって良いであろう[*26]。

占有論、すなわち集合力＝個々人的占有に結びつけられた利潤分配制度（partnership、participe aux bénéfices）は相互主義思想（mutualisation）につながる（Proudhon, 1865: 124=1971: 134)。

プルードンのいう相互性 mutualité の語源である mutuum はラテン語訳の聖書、ルカによる福音書第六章三十五節にも出てくる言葉である。すなわち、mutuum date,nihilinde sperantes（何も当てにしないで貸せ）というイエスの言葉である。

mutuum はローンの意味で用いられている。プルードンはこの箇所を相互性の本質だと主張する（pessinet et pucciarell, 2003: 145-172)。このイエスの教えは、中性カトリック時

代はともかく、近世では完全に踏みにじられる。そこでプルードンはこのような高利貸しを激しく攻撃する。しかし、その真意は『革命と教会における正義』でも明らかにされているようにキリスト教的なコミュニズムや隣人愛へ復帰することではない。この時代は終わったのだとプルードンは断言する。それは経済的な相互性を主張することである、と述べている。そしてこのような経済的相互性を実行に移したのが、「人民銀行」または「交換銀行」創設の試みであった（Proudhon, 1929 :247）[*27]。

藤田（1993）によれば、プルードンは相互主義にもとづく「人民銀行」が資本主義の原理にもとづく大銀行（あるいは国家銀行(banq　d'Etat)）に対する競争に打ち勝ち、その結果、「資本の支配」のない社会が徐々にではあるが平和に出現するであろうと主張した。さらにプルードンはいう

「特に国家間の保証主義（garantisme）と呼ばれるものは相互連帯（mutualité)の思想のもっとも輝かしい適用に外ならない。この相互連帯は、政治上は連邦・連盟（fédération）の思想となるのである」（ Proudhon, 1865: 404=1972: 43 ）

さらに、相互主義または保証主義と呼んだものは政治革命と経済的な革命がまったくの同義語となることを明確に語っている（Proudhon, 1865: 144=1972: 211）。

プルードンは、多くのプルードン研究者からは「21 世紀」になってはじめて理解される思想家だといわれている。

『連邦・連盟（fédératif）の原理』（1863 年）では次のようにいう。

「20 世紀は連邦・連盟(fédération）の時代を開くであろう。そうでなければ人類は、千年にわたる煉獄をまた繰り返すことであろう」（Proudhon,1863:318-319=1971:406）と。

そして、自由を主張するものは連邦・連盟（fédération）を主張しなければ、何事も主張しないに等しい。同様に、共和主義や社会主義を主張するものは連邦・連盟を主張しなければ、何事も主張しないに等しいとまで言い切っている。

プルードンによれば連邦・連盟主義とは具体的に次のようなものである。

「協定、契約、条約、約束、結合などを意味するラテン語の、その属格から由来する

FÉDÉRATION とは、一ないし多数の家族の長、一ないし複数の村、一ないし複数の村のグループないし国家が、一つないし多数の特殊な目的のために、相互に平等に、それぞれが相手方に義務を負う協定である。その目的についての責任は、もっぱら連邦・連盟（fédération）の代表者たちに属する。……この制度の中では、契約当事者たち、家族の長、村、群、地方ないし国家は、一方が他方と、双務的に実定的に義務を負うのみならず、それらは協定を結びながらも、協定によって放棄する以上の権利と自由と権威と所有とを、個々に留保していることである」（Proudhon, 1863: 318-319=1971 :406）

これは反中央集権または地方分権を共通項とした、社会主義者の基本思想であった。

資本主義的な連合、つまり、アソシエーションを一歩進めた連邦・連盟（fédération）とは市民社会の理念（フランス革命の理念）を理論化したものであった。セントラリゼーションあるいはコンビネーション、上から統括し、統合する、つまり縦割りの中央集権にたいして、横に連合、連帯する市民社会の横のつながりを示している。これは形式的平等＝持分権の有無によって、連帯していこうという考えである。具体的には、この連邦・連盟は、自立的な諸地域を基礎とする連合を国内及び国際間に押し広げることであり、それは、国家を越えた連邦制のことである。政治の領域で連邦・連帯主義と呼ばれるこの思想は、経済の領域では『相互主義』と呼ばれる。繰り返すが、それは、地域性重視した上での連邦・連帯であり、中央集権制ではないことが特徴的である。プルードンはいう

「連邦・連盟（fédération）の権限は、実際に量的に、村や地方の権威の権限を越えることはけっして許されない、といいたい。同様に村や地方の権限は、人間や市民の権利や特典を超えることは許されない。そうでなかったら、村は共同体となろう。連邦・連帯は君主制的中央集権に戻ることになろう。」（Proudhon, 1863: 319=1971: 371）

一方、マルクスも『フランスの内乱』においてパリ＝コミューンが「労働者の経済的解放をなしとげるための、ついに発見された政治形態（*the political form at last discoverd*）であった」（Marx-Engels,V17:319）という。マルクスにおいてもパリ＝コミューン、あるいは社会主義の政治形態とは、小国家（*small states*）の連邦・連盟(fédération)・連盟制ではない。それはプルードンと同様に自治体（commune、communism ではないことに注意）の fédération 制であることを示している。マルクスは後で見るようにコミュニズムを棄て

切れていないが、地方自治体がアソシエーション・連合した連邦・連盟（fédération）体制を志向しているのである[*28]。

このようにプルードンは将来社会を明確に語っており、これが彼の社会主義、アナーキズムであった。

２－４　マルクスの株式会社論、利潤分配論、自由時間論
－生前非公開の論説から読み解く－

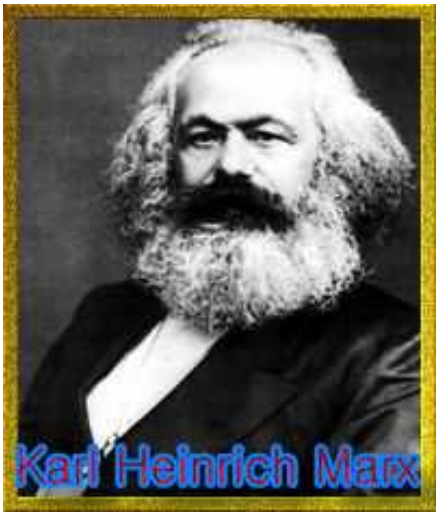

はじめに

先に、マルクス（Karl Heinrich Marx, 1818-1883）には国営・国有説がないことを明らかにした。しかし、マルクスは日本では「共産主義」といわれている「共同体主義」者である。マルクス主義者は絶対に引用しないが、たしかに初期のマルクスは「共産主義とアウグスブルグ『アルゲマイネ・ファイトウング』」１８４２年１０月１６日（M.E.Weke,Bd1: 109: 125）では「共産主義」＝「共同体主義」を邪教、デーモンといって非難していた。プルードンに同調していたからである。後にマルクスは明らかに「共同体主義」になっている。マルクスはこれまでマルクス主義者からはいっさい無視されてきたがゲルマン法上でいう「仲間組合（または、法学用語で総合人）」（genossenschaft）としての「株式会社」を軸と

した将来社会構想を考えているのである。

後述するが、マルクスにとって「株式会社」は「共産主義＝共同体主義」へ逆転化（古代の共同体主義へ）するための通過点であり、完成形態なのである。

マルクスには J・S ミルやプルードンのように、資本制的な、あるいは資本家的な「株式会社」から「労働者会社」への転換という明確な言葉は述べられていない。しかし、このことを明確にしていくことにより、マルクスの最終見解はどうであれ、同時代人の社会主義者と同様に、「株式会社」、「利潤分配」、「自由時間論」という共通のテーマで議論されていたことが分かる。そこには、19 世紀前半の一部に見られた社会主義者、初期のエンゲルス（Engels, 1820-1895）のような「国有」説、「国営」説の入り込む隙はない。

それではマルクスの将来社会のビジョンとは具体的に、どのようなものであったのだろうか。

結論を先取りして言えば、マルクスはプルードンとの対立、J・S ミルとは違う構想を模索したため、明確なビジョンを描くことはできなかったのである。しかしながら、方向性としてはプルードンやＪＳミルが提唱した「労働者会社」、「利潤分配制」へ傾斜しているということである。だが、その理論そのものはマルクスの生前には、そのほとんどが非公表のものである。それが災いし、マルクスを国営説に仕立て上げてしまう思想的要因ともなる。

マルクスはプルードンの著作『人類における秩序の創造について』（以下『秩序の創造』と略す）（1843 年）に感激し、プルードンへ彼が主催する「共産主義者同盟」へ寄稿することを頼んでいる（1865 年 5 月 5 日付）。それにたいする返答が 1846 年 5 月 17 日付けプルートンの手紙にある。その内容を要約すれば次のようになる。

かつては革命と呼ばれ、せいぜい動乱でしかないものの助なしには、改革は不可能である考えをプルードンは棄てていた。その代替として「ある経済組織によって社会から取り上げられた富を、別の経済組織によって社会に返還」すること。経済学において、マルクスたちがドイツの社会主義者が共同体と呼んでいるもの、プルードンから見た場合、自由とか平等とかと呼ぶものを作り出すことを通じて、所有の理論を政治経済学へ復帰させること。そして「所有に新しい力を与えるよりもむしろ、所有をジリジリと苦しめることを選ぶ」と語り、マルクスの申し出を断っている。（Proudhon［1849］1929=2006: 501-503）

没収、暴力革命を旗印にしていた当時のマルクスはこのプルードンの返答に激怒した。そしてプルードンの哲学の書『秩序の創造』を政治経済学に適用した『経済的諸矛盾の体

系、または貧困の哲学』（1846 年）を徹底的に批判した『哲学の貧困』（1947 年）を著し、以後プルードンと袂を分かつようになるのである。

しかし、本稿の第 1 章で明らかにしたように、『共産党宣言』の「1872 年ドイツ語版第二版序文」以降、マルクスはプルードンのこの手紙にある助言を知らす知らず受け入れていっていることがわかる。つまり、マルクスは国営方式はもとより、革命手段としての没収と有意味での国有化も放棄し、プルードンの手紙にあるように「所有をジリジリと苦しめる」政策に変化しているのである。このマルクスの変化は重要なものであるが、これまで J・S ミル研究家の馬渡尚憲（1997）など一部の非マルクス主義者が強調する以外は、あまり強調されてこなかったのである。

２－４－１、アソシエーションとしての「株式会社」

それでは、この経過を今一度見てみたい。1864 年、マルクスか想起した『国際労働者協会創立宣言』いわゆる第一インター宣言、綱領では国営、国有化説は述べられていない。この時期ほとんどの社会主義者達は国営方式を放棄しており、マルクスに反対していない。マルクスは協同組合＝仲間的協同組合説となっている。

さらに、マルクスは１９世紀の恐慌を通じて、内在法則としては協同組合を支持するも形態としては「株式会社」に注目していく。

1857 年 8 月『経済学批判への序説』では次のようにいう、

「ブルジョア社会の最後の諸形態の一つである株式会社」（M.E.Weke, Bd13, 639:635）

「1958 年４月２日のエンゲルス宛の手紙」

「d　株式資本（会社）。最も完成した形態（共産主義〔共同体主義〕に移ための〔Zum Kommunismus überschlagend〕）として、同時にそのいっさいの矛盾とともに。」

（M.E.Weke, Bd29, 314:246）

株式会社を軸心として共産主義に移行する、ということが述べられている。そして、マルクスは「株式会社」をアソシエーション（association）であるという。アソシエーション

とはフランス革命以来、１９世紀になっても度重なる内乱から破壊された社会、経済関係を立て直すために産業主義と結びつけられたもだからである。

『資本論』第２巻第１２章

「発展した資本主義時代----一方では、莫大な資本が個別人の手に集積されており、他方では、個別資本家のほかに連合〔assoziierte〕資本家（株式会社）が現れると同時に信用業が発展している時代には、……」（M.E.Weke, Bd24 :230,Ⅱ,176）

『資本論』第２巻第１８章

「資本制的生産の基礎上では……個別の〔einzeln〕資本家が貨幣資本を自由にしうる限界に依存する。この制限は、信用制度、および、これと関係のある会社〔Association〕たとえば株式会社によって打破される。」（M.E.Weke, Bd24: 385,Ⅱ,268）

また、『フランスにおける内乱』第一草稿（M.E.Weke,Bd17 :553:552）では

「資本家の連合体（株式会社）〔Assoziationen der Kapitalsten（Aktengesellshaftwn)〕によって収奪された」といっている。((　) 内の株式会社の挿入はマルクスによる)

マルクスの意図するところは、次の通りである。西ヨーロッパの近代文明の産物として重要の要素の中に議会制度、三権分立そして株式会社がある。株式会社制度、すなわち、アソシエーションである。ここでの意味は、もちろん「結社」の原理のことである。「結社」の原理は、封建制で認められなかった、個別（einzelen）個人同士が結びつき個々人的（Individuum）[*29] 所有を形成し、会社を設立することが認められたことを示すのである。それは別の見方をすれば、統治権力と所有が一体化した「封建制度」はブルジョア革命、すなわち資本主義によって一体化が分離した。所有者（資本家）と占有者（経営労働者）が連合したアソシエーション体制である。ただし、労働者は補助労働者、アシスタントとしてアソシエーション体制に参加できていないということである。したがって、マルクスは、将来社会に向けて株式会社をもっとも完成した形態であるが、矛盾も抱えている、と述べているのである。

したがって、旧ソ連や改革開放前の中国は「結社」を否定したのであるから、少なくと

もマルクスが想定したビジョンからはずれていたことがわかるのである。

資本主義社会では産業、商業、金融資本家、地主など、それぞれの所有者の競争を通じて平均利潤が成立する。労働者はこの利潤配分から疎外されている。しかし、労働者は永久に疎外されているわけにはいかない。労働力商品として高値に買えと要求し反抗する。これは経済競争としては当然のことである。資本主義の原理としては競争を否定するわけにはいかない。

マルクスは『賃金、価格、利潤』（1865 年）では次のように言っている。

「一般的にいって、すべての商品は、需要と供給のたえまない変動から生じる市場価格のたえまない変化が相殺されることによってはじめて価値どおりに売られる。

現在の制度を基礎にするかぎり、労働もほかの商品と同じく一つの商品にすぎない。したがって労働も、その価値に相応する平均価格で売られるためには、右と同じ変動をへなければならない。一方では労働者を一個の商品として扱いながら、他方では諸商品の価格を規制する諸法則を労働にあてはめようとしないのは、筋がとおるまい」（M.E.Weke, Bd16: 146:147、傍点筆者）

このマルクスの言葉は、今日の補助労働の増大（アルバイト、パートなどの非正規雇用のこと）をはじめ賃下げに苦しんでいる今日の社会状況への痛烈な批判となっている。

マルクスは、プルードンとの決裂以来、「労働全集権論」や「利潤分配制度」には反対である。しかし、理念的には J・S ミル説、プルードン説へと近づいているのである。つまり、資本主義はその内部の競争原理によって、必然的に利潤分配制生産様式になるということである。

マルクスは初期に『経済学・哲学草稿』（1844 年）の第三草稿「私的所有と共産主義」でいう。

「人間的自己疎外としての私的所有のポジティヴな揚棄〔Aufhebung〕、したがってまた人間による、また人間のための人間的本質の現実的獲得としての共産主義〔Kommunisus〕」（M.E.Weke,Bd40: 536:457）

労働者階級が賃上げ闘争、反抗するのは労働力商品としての私的所有性の肯定的・前進

的な要求である。資本主義の前進する回転軸、原動力である私的所有制という性格を肯定し、その増加発展としての労働者の団結、賃上げ闘争、福利厚生充実の要求等を経て利潤分配制社会に到達する。資本主義の内在法則を利用して、将来社会へ到達するという考えである。

したがって、旧ソ連や今日の中国は「家産体制から資本主義」への移行期である。つまり、搾取段階である。地域格差や所得格差の増大は、むしろ資本主義の初期段階という規定をあたえた方が正しいのである。

２－４－２、マルクス「株式会社論」による資本主義崩壊論と、その限界。

マルクスの将来社会論は共産主義と誤訳されている共同体主義(communism)である。したがって、後で見るように明確な将来社会のビジョンを描けてはいない。この思想のおかげで、旧ソ連をはじめマルクス教的な再編家産体制を誕生させてしまった。しかし、マルクス自身は論敵プルードンやＪＳミル(Mill,J.S)が提唱した利潤分配制への方向性に向かっているといって良いであろう。

マルクス説は、労働株の促進を促す利潤分配制には反対である。後で見るように、中央管理局が一括して管理する従業員持ち株制度論者である。しかし、次第に利潤分配制論者となっている。

また、ミルは遺稿『社会主義論』(「*Mill's socialism (1891)*」) では、利潤分配制度を実施した企業は労働者が熱心な努力を促し浪費も少なくなっているということを述べている。

マルクスは利潤分配制度には反対であったが、『労働者へのアンケート』(1880 年 4 月) ではJ・S ミルの言説を裏付けるアンケートを行っている。

「一七　あなたの職業には、工員の一部は賃金という名称で、他の一部は雇主の利潤からのいわゆる分けまえとして〔Partnership〕支払われる工場がありますか？こういう工員の総所得をこのいわゆる利潤参加制度（パートナーシップ）の存在しない工場の他の工員の総所得とくらべてください。この制度のもとで生活している労働者の契約上の義務を言ってください。彼らはストライキ等に参加することが許されているかどうか、彼らの主人の従順な「臣下」であることしか許可されていないかどうか言っ

てください。」（M.E.Weke,Bd19: 237:233-234）

マルクス、J・S ミル、そしてプルードンも利潤分配制か従業員持ち株制度での連合を考えていたが、その具体的形態は協同組合を将来社会の指針と考えていた時期があった。

しかし１９世紀の恐慌のあと、それを棄てて「株式会社」に注目するようになった。

マルクス『資本論』やプルードン『株式取引所における投機家要覧』（1853 年、以下『要覧』）などは将来社会を株式会社を軸として構想されている。

マルクスは後半はぐらついていくが『共産党宣言』の段階までは基本的には次のような考え方があった。廣西（［1967］2000,1970）が指摘したように、マルクスはブルジョア的所有の廃止（Abschaffung）と区別して次のように続けていう。

「共産主義者は、自分の理論を、私的所有の揚棄（Aufhebung）、という一語にまとめることができる。……資本は個人的力ではない。それは社会的力である。したがつて、資本が共同の所有、社会の全成員に属する所有に変えられても、個人の所有が社会の所有に変わるわけではない。所有の社会的性格が変わるだけである。すなわち、所有はその階級的な性格を失うのである。（傍点引用者）」（M.E.Weke,Bd4: 475-476: 488-489）

この「私的所有の性格を変える」という弁証法により、マルクスは将来社会を構想する。しかし、労働株を促進する「利潤分配制度」を提唱しない。マルクス説がプルードン説になってしまうからである。

マルクスは後で見るようにゲルマン法的な考え方があったためか、株式会社を「利潤分配制」にすることは不可能だと考えていた。プロレタリア独裁の発動により「従業員持株制」を志向していた。それが発展したのが共産主義と誤訳されている共同体主義（communism）であり、『資本論』第３巻第 27 章における株式会社を軸とした〔共産主義社会〕への転換論につながるのである。ある意味、J・S ミル、プルードン、マルクスのなかでは「マルクス主義」的発想とは違い、現行の資本制度における「株式会社」をもっとも買い被る、必要以上に評価しすぎているのがマルクスなのである。そして、『フランスの内乱』でローマ法上の協同組合である co-operation 概念を持ち込み、また、後にゲルマン法的協同組合であり、ほぼ個人の持ち分がない仲間組合（genosseschaft）概念を持ち込む。このことで、「自由なアソシエーション」という理論に混乱を起こさせている。

マルクスは J・S ミル、プルードンのように正式に公表された「株式会社論」はない。さらに、その「株式会社」を「労働者会社」に転換するといった明確な言葉はない。ある意味、マルクス説を国有化説に仕立て上げられる素地がそこにはある。しかし、哲学的に粉飾されたものはある。それが『資本論』第 1 巻 24 章 7 節である。これも廣西元信（[1967] 2000,1970）の誤訳指摘を参考にしながら、ドイツ語、フランス語の原文と照らし合わせて見ていきたい。（）は誤訳訂正で原語（ドイツ語／英語）を入れる。〔〕はフランス語版『資本論』（Marx,[1872]962）を参照したものである。

「資本生的私的所有〔Privateigentum/private property〕の最後の時が鳴る。収奪者たちが収奪される。

資本制的生産様式から発生する資本生的取得様式は、したがって資本制的な私的所有は、自分の労働を基礎とする個々人的な〔individuell/individual〕私的所有の第一の否定である。だが資本制的生産はある（ein=a 不定冠詞）自然過程の必然性をもって、それ自身の否定を生みだす。これは否定の否定である。この否定は〔勤労者の〕私的所有を再建するわけではないが、しかも資本主義時代に達成されたものーすなわち協業や、土地、および労働そのものによって生産された〔全〕生産手段の共通の占有（Gemeinbesitz/possession commune/possession in common）ーを基礎とする〔勤労者の〕個々人的（individuell）所有を再建する（wieder herstellen/re-establish）。

個々人の（individuell）自己労働にもとづく、分散的な私的所有の資本制的な私的所有の転化は、もちろん、事実上すでに社会的生産経営にもとづく資本制的な〈私的〉所有の社会的所有への転化よりも比較にならないほど長くかかる・苦しい困難な過程である。前の場合には、少数の横奪者による人民大衆の収奪が行われたのであるが、後の場合には、人民大衆による横奪者の収奪が行われるのである」

（〔〕はエンゲルスによって削除されたもの）（M.E.Weke, Bd23,b: 791: 597-598）

マルクスは『資本論』においても「性格（charakter）」を強調する。マルクスは、先に引用した『共産党宣言』での「私的所有性の性格変化」をここではさらに詳しく述べているのである。つまり、収奪されるのは個々人の財産を収奪、没収されるという意味ではない。資本家的な私的所有性という「略奪の性格」を収奪し、私的所有性の性格を変えることなのである。言い換えれば資本家的な私的所有性という社会的性格、内在論理を変革す

ることである。

資本主義下では商品の高根競争の結果、平均利潤率が成立している。これを基準として資本家と経営者は共通の占有(Gemeinbesitz)[*30] となっている。しかし、この共通の占有(Gemeinbesitz)から賃金労働者は除外されている。個別と個別が連合・共通(joint)した個々人的所有は賃金労働者を含めたものに再建されなければならない。それは、民法上の共有 Miteigentum の上で再建させる。これが社会主義であり、全生産手段を gemeisamer Besitz＝共通占有する未来社会へ到達する。

マルクスは、J・S ミルとプルードンに遅れて『資本論』第３巻２７章で「株式会社論」を展開する。

このマルクスの「株式会社論」は後年、ヒルファーテング『金融資本論』(1910 年）によって「マルクスは資本主義生産における信用の役割についての天才的スケッチ～おしいことに詳論はしていない」(Hilferding,R［1910］1955: 244-245: 176-178）と称せられたものである。

マルクスは将来社会構想である「労働者会社」をはっきりと明示はしていない。しかし、『資本論』第３巻２７章では、連合的（association)、ゲルマン法上の協同組合、仲間組合、総合人（genossenschaftlich）的な株式会社論が段階的に述べられている。本稿の２－２－２で紹介した藤田勝次郎（1993）が明らかにしたプルードンの「株式会社論」の後追いであるマルクス「株式会社論」なのである。

たしかに『資本論』第２巻、第３巻はマルクスの死後、エンゲルスの編纂により世に出されたものであり、その原稿の正確性には問題有り、との見解がある（佐藤金三郎,1989,1992)。

しかし、マルクスの「株式会社論」と理念的には「株式会社」から「労働者会社」へという思想変遷が理解できるであろう。

「Ⅲ　株式会社の形成。これによって、:

（１）個別適所資本にとって不可能であった生産および企業の規模の、厖大な拡張、同時に、従来は政府企業であったような企業が会社企業すなわち社会的企業〔gesellschaftlich/public〕となる。

（２）即時的に社会的生産様式に立脚して生産手段および労働力の社会的集積を前提とする資本が、この場合には形態的直接性〔direkt/direrlly〕、私的資本(プリベートカピタール)に対立する

社会=会　社資　本（直接に〔direkt〕連合〔assoziiert/associated〕した諸個々人〔Individuen〕の資本）の形態を取るのであって、かかる資本の企業は、私的企業に対立する社会=会社企業として登場する。これは資本制的生産様式そのものの限界内での私的所　有としての揚棄〔Aufhebung〕である」

(M.E.Weke, Bd25a :452: 357-358)

従来、政府企業＝国有企業であった企業が、社会的＝会社的企業[*31]（すなわち民間企業）となる。これは資本主義の始まりであり、従来の所有者と経営者は連合して社会＝会社資本を形成する。ただし、労働者はその連合（association）から疎外されている。したがつて、統合（combined）生産様式である[*32]。しかし、これは資本生的生産様式の限界内での資本の揚棄（Aufhebung）であり、生産者たちの直接的会社所有に逆転化するための必然的な通過点である。株式会社は他面では、これまでまだ資本所有と結びついている再生産過程上のいっさいの機能が連合生産者たちのたんなる機能に、会社的機能に、転化するための通過点である。この後、資本主義下では出資と経営の分離が徹底して行われる。オーナー・プロダクションの生産様式から、支配人、管理人すなわち経営者のプロフェッショナル・プロダクションに変化する。経営者はマルクスにとっても、経営が熟達している熟練労働者である。この発展により一般労働者（労働力だけを提供）をも連合に参加させる完全な連合生産様式の株式会社へと発展する。

株式会社とは近代のローマ法から見れば、「法人」であり、株主の所有物ではない。個々の構成員から独立した法人格であり、会社的=会社的所有である。また、廣西（1985a）がいうように、株式会社は、機関所有であり、民法上の共有（Miteigentum）そのものではないが、設立と解散の時に民法上の共有（Miteigentum）が類推される。機関所有のもとで、社員たちは共通に占有している。これは市原(1959)がいうように民法上の共有を基礎とした従業員の所有参加（Miteigentum）と経営参加（Mitebestimmung）の問題に関わってくる。そして、利潤分配制の基礎が確立する。共通した占有を基礎として、将来社会の世界的に浸透する gemeinsamer　Besitz というは構想がなされる。ただし、マルクスはゲルマン法的な仲間組合（genossenschaft）による構成員の意志と利益を離れて団体に力点をおく従業員持ち株制株式会社が世界に浸透すれば、社会主義、共産主義社会であるということを述べているのである。

マルクスは続けていう

「株式会社においては、機能が資本から分離され、したがって労働も、生産手段および剰余労働の所有からすっかり分離している。資本制的な生産の最高の発展したこうした成果は、資本が生産者たちの所有ーといっても、もはや、個々別々の生産者たちの私的所有としてではなく、連合せる生産者としての彼らの所有としてのーに逆転化するための必要な通過点である。株式会社は他面では、従来はまだ資本所有と関連している再生産過程上のあらゆる機能が連合生産者たちの単なる機能に、転化するための通過点である」（M.E.Weke, Bd25a: 453:358）（〔〕はエンゲルスが削除し「それ」に変えている）

マルクスは、プルードンの「資本のアソシアシオン」から「労働のアソシアシオン」へという命題を資本主義的な統合的・統括的労働（combined labour）から未来社会を示す連合・連帯労働（associated labour）へという言葉で具体的に解説している。しかし、マルクスはプルードンとは対照的に、１９世紀的「一物二権」すなわち「会社所有であって生産者の所有」という表現をしている。今日ではこのような表現をしてはならない。すなわち「一物一権主義」にしなければならない（末川（1956）、川島（1949）、小室（2004）等）。しかし表現方法はともかく、マルクスの意図は株式会社的所有の下で、生産者〔労働者〕が占有者〔マルクスの言葉では所有者〕になることは、太古の共同所有の形態へ逆転化することである。

太古の共同体では、共同体所有であって、その成員は個々人的〔等比・対比的〕占有者〔マルクスの言葉では所有者〕であった。その太古へ逆転化するという意味がある。

今日的にいえば、会社所有の下で、生産者〔労働者〕が利潤分配制で占有者になるということは、太古の形態へ逆転化することである。マルクスは「所有者」と表記して、J・Sミルやプルードンの利潤分配制度とは対蹠的に「従業員持株制」で表現している。単なる従業員持株制は規模が大きくなればなるほど、それを維持するために賃金労働者を必要とする。「資本制」の根本的解決とはならない。ここでも、マルクスによる association の意味内容の変容が見られる。また、一度、逆転化すれば〔つまり社会主義になれば〕それまでの再生産過程上での資本機能が、単に会社機能に転化するようになる。つまり、マルクスは太古の共同体所有とは単に、他の共同体と区別されるだけのたんなる名目上の所有であったという見解である。

逆転化として、社会主義となれば次は共産主義に必然的に転化する。これが株式会社の

必然的な通過点であるとの意味である。マルクスは〔逆転化〕と〔転化〕という用語を使い分けて、株式会社が社会主義を通じ共産主義にまで存続することが説明されている。『フランスにおける内乱』（1871 年）では次のように述べられている。

「コミューンは……土地と資本を自由な連合労働の歴然たる道具に変えることによって、個々人的所有（individuelles Eigentum）を事実にしようと望んだ。……もし仲間組合的〔genossenschaftlich〕生産が……資本主義制度にとって変わるべきものとすれば、もし諸仲間的組合〔genossenschaft〕の総体〔Gesamtheit〕が、ある共通の計画にもとづいて、全国の生産を調整し、こうして、それを自分の統制のもとにおき、資本主義の宿命である不断の無政府状態と周期的〔恐慌〕とを終わらせるべきものとすれば、諸君、それこそは共産主義〔Kommunisms〕、「可能な」共産主義〔Kommunisms〕ではなくてなんであろうか！」（M.E.Weke, Bd17: 343:319）

諸仲間組合（マルクスの意味では従業員持ち株制度、ゲルマン法上の組合団体が主体となる組織）の総体が統制の主体になることを述べている。諸仲間的組合〔genossenschaftlich、genossenschaft〕とは、本来的には広義的には仲間組合、同志的結合組織のことを指す。ロシア語で、日本語にもなっているタワーリシチ、同志と同じ意味のドイツ語である。現存する、いわゆる協同組合は仲間、同志組合の縮図版である。

マルクスは株式会社が従業員持株制となれば、太古の共同体所有の新しい形態になるという考え方であり、そしてこの仲間組合、新しい共同体組合が共産主義の現実的な基礎形態であるとの構想である。しかし、その社会になるためにはどのようなプロセスを通って、達成されるのかを記述しない。後で詳しく論ずるが共同体の信奉者、願望者のマルクスは、現存の〔株式会社〕はすでに新しい共同体所有になっていると考えている。

Ａ仲間組合とＢ仲間組合との関係、つまり諸仲間組合の関係は、資本主義と同じ法則が通用する。商品・貨幣・市場関係の存在・存続である。そこで諸仲間組合の総体＝連合組織が、全国の生産を調整し、統制する。市場関係が存続しているためである。従業員持株制でも諸仲間組合に株式をゆだねてその成員は持分権を放棄して実質的平等になる、という考え方であり、「可能」な共産主義（Kommunism,communism）である！と、いっているのである。

このように本来、多様性、多元的なものを目指すアソシエーション理論は、マルクスに

よって、全く別種のもの、一元論的なコミュニズムに変化してしまっていることがわかるのである。　だが決して、マルクスは旧ソ連のように国営・国有を思考していなかったことがわかるのである。

２－４－３、マルクスの「利潤分配論」
－労働配分論および時間存在論に関連させて－

マルクスの「株式会社論」は今日の見方でいえば、マルクスは非常に反動主義、超保守主義に思える。しかしマルクスの基本的構想はこのようなものだった。廣西元信（1990）がいうようにマルクスの構想は粗雑であり、ひどく楽観的でもあるが、当時としては、斬新な、革命的提言であった。彼の粗雑さは、別の構想に由来するものである。資本主義は競争の結果、巨大企業が制覇する。部門別に一つの巨大企業となる。その資本主義の達成した結果を頂戴して共産主義へ移行する、といった考え方である。安易に統制の可能性を信じている。資本主義は独禁法が成立して、部門別に単一の巨大企業になる、などのことは、ありえない。マルクスは所有の自己回転で、必然的に単一の巨大企業になる、と錯誤してしまう。彼の所有論の欠陥である。所有が拡大し、単一の巨大企業になれば、所有は権力化してしまう。所有＝権力の家産制を解体して成立した資本主義の運命に関連する。そこで独禁法の発動ということになる。しかし、マルクスは新しい共同体への転換のプロセスを示すことができず、『ゴータ綱領批判』（1875 年）では空想的な社会[*33] を持ち出してしまうわけである。

しかし、マルクスは突然にプロセスを記述[*34] せぬまま『経済学批判要領』で、プルードンやＪＳミル的な利潤分配制を打ち出す。そして、杉原（[1981]2003a,2003b）、ネグリ（Neqri=2003）などが強調する「資本主義崩壊論」、「労働配分論」、「時間存在論」をマルクスは主張して行くのである。これはすべてマルクスの草稿、ノート類であり生前には公表されなかったものである。これらが日の目を見るのは 1934 年から 1941 年になってからである。大変に重要な文献であるので引用していきたい。

「かりにもこれにも〔利潤の一部を〕資本が支払わなければならないとすれば、資本はたちまち資本であることを止めるであろう」（Grundriss:269: Ⅱ,: 289）

「労働者は自分の要求を資本家の利潤を基準にして測り、労働者によって創造された剰余価値に対する一定の分け前を要求するといったことになる。その結果、割合というものが経済生活そのものへの現実の契機になる」（Grundriss:491 :Ⅲ, 538-539）

「資本は、労働が対立していないならば、資本に対立することはできない。資本は、非資本としてのみ、すなわちこの対立関係においてのみ資本である。もしそういうことであれば（利潤分配制のこと～筆者）、資本の概念および関係それ自体が打ちこわされてしまうであろう」（Grundriss:199:,Ⅱ: 211）

株式会社は資本制最高の完成形態とともに、その弁証法的な結論である相互浸透的な性格から、必然的に脱資本主義化に向かうわけである。

ただしマルクスは次のようにも言っている。

「労働者にある程度の利潤の分け前をあたえよという、最近しばしば自慢げにもちだされる要求については、労賃の編で論ずることになろう。ただし特別手当としての労賃は別である。……自分の階級にそむいて雇用の利益をはかる個別的な監督などの買収とか、あるいは手先どもなどにかぎられている。これらの人々はもはや単純な労働者ではなく……」（Grundriss:198-199, Ⅱ: 210）

今日、監督者や支配人（マルクスも『資本論』では労働者と規定している）で利潤を取得していないものはない。ほぼ全部の管理者や支配人が「自分の階級にそむいて」いることになる。つまり、監督者や支配人が利潤を分配されることは労働者仲間に対する裏切り行為であった。そして利潤分配は一部の裏切り者にしか分配されず、労働者一般には分配されるはずがないと考えていた。以上が、マルクスが利潤分配制度に反対する理由である。しかし、プルードン、Ｊ・Ｓミル（Mill,J,S）ら、いわゆる初期社会主義がはっきりと明言していない「労働者に利潤が分配されると資本主義は崩壊する」ことをはっきりと示していることに注目しなければならない。そして、そこにマルクスの先進性を見いだすことができる。

現在のフランス民法第 1832 条は次のように言っている。

「会社とは２人以上の者が、ある者を出資しあい、会社から生ずる利益を分配することを企てる契約である」

しかし、大野實雄がいうように、日本では 1899 年（明治 32 年）の新商法以来この定義がない（大野,1950）。明治政府下で商法はフランス商法典とドイツ帝国商法典を参考に制定されたが（同上）「利潤分配制度」に関する法律は採用されなかった。

本稿の第 1 章で見たように、フランスにおいては、1867 年の「労働株」制度、1917 年に「労働者参加株式会社」、民法と商法の改正により「利潤分配制度」（単なる資本主義制度の大衆化である従業員持株制度ではない）が法的に確立されている。このように見るとマルクス思想は、コミュニズム思想ではあるが、資本制内で発達したものをもとに脱資本主義講造を論じていたことがわかる。さらに、今日的な問題となっている労働時間、自由時間への視点（杉原,2003）でマルクス思想を見直すことにより、さらに今日的な諸問題の解決の糸口になるであろう。マルクスはいう。

「労働大衆自身が彼らの剰余価値をわがものとしなければならないということが、ますます明かとなる……その結果～生産は今や万人の富の目標にしておこなわれるにもかかわらず～万人の自由に処分できる時間が増大する……富の尺度は、もはや労働時間ではけっしてなく、自由に処分できる時間である」（Grundriss:596:Ⅲ,: 657）

マルクスは以上のように当時は非公表・非公開ではあるが J・S ミルの『経済学原理』で公表された「自由時間論」とプルードンも公表している「労働者教育論」を展開していることがわかるのである。

さらに、口述筆記ではあるがマルクスは「フランス労働党の綱領前文」（1880）では、プルードン説になっているのである（原文はフランス語なので〔〕内の原文は〔ドイツ語／フランス語〕の順に挿入する。）。

「生産手段を占有〔Besitz/possession〕する場合にはじめて、自由でありうること、
生産手段が生産者に所属することのできる形態は、つぎの二つしかないこと、
１、個々人的所有〔individuelle/individuel〕－この形態は普遍的な現象であったことは

一度もなく、また工業の進歩によってますます排除されつつある、

２、集合的・集団的所有〔kollektive/collective〕－この形態の物質的および知的な諸要素は、資本主義社会そのものの発展によりつくりだされていく」

(M.E.Weke, Bd19: 238:234)

生産者は生産手段を占有する限り自由である。そして生産者に所属しうる形態は個々人的と集合・集団的の２形態がある。そして集合・集団的(kollektive)な取得を掲げ、最後に、生産手段の集合的・集団的所有〔kollektive/collective〕へ返還させると結んでいる。

生産手段を共通に占有し、社会的な集合的・集団的所有〔kollektive/collective〕を確立する。これはもはやプルードン説になっていることがわかるのである。そして、後で詳しく詳述するが、この社会的な集合的・集団的所有〔kollektive/collective〕を日本で最初に論究したのが京都帝国大学経済学部の初代経済学部長であった田島錦治なのである。

さて、マルクスは共同体主義(communism、邦訳では「共産主義」と誤訳されている)を思考しながらも、理念的には論敵の J・S ミルの利潤分配制、そしてプルードンの相互主義、連邦・連合(federation)思想、利潤分配制へ傾倒していっている[*35]のである。

しかし、マルクスは、「ザスーリッチへの手紙草稿」(1881) に見られるように共同体主義(communism)の願望は捨てきれていない。そのため『資本論』において、将来社会像を描くことに失敗している。経営学的な、それも今日で言えば「独占禁止法」に抵触する「株式会社論」で終わってしまっている。しかも、それらはほとんどがマルクスの生前には公表されていなかったものが多いのである。そして、J・S ミルやプルードンのように「労働者会社」論を全面的に押し出してはいない。

共同体思想が連邦・連合思想よりも高次の段階であるとの思いこみから来る失敗である。しかし、『経済学批判要領』で見たように理念としてパートナーシップ、利潤分配制の方向性、つまり経済的には相互主義(mutualisation)と呼ばれ、政治学的には連邦・連合(fédération)と呼ばれる思想へ方向性を示していると言って良い。そして、これが社会主義の本義であった。

マルクスのコミュニズム思想は、誤解され、ついには「国営社会主義思想」へとグロテスクに変容されてしまった。しかし、論証したようにマルクスは J・S ミルやプルードンを後追いしながら、彼らの思想に近づいているのである。しかし、何度も繰り返すが残念ながら、その片鱗は草稿やノートという形でしか残っていない。「利潤分配制度」として

の社会主義を考えれば、歴史的にもっとも不整合だったものが、革命のヒーローにされてしまったのである。

思想とはある意味で「伝言ゲーム」のようなものであろう。ある言葉、思想は、人に伝わり、国を離れ、様々なものを通して「変容」していくものであろう。それは、その国柄、土地柄に合わせて、良好に浸透する場合もあれば、旧ソ連のように社会主義をグロテスクに変容し、いわば「共産党」という新編家産的な王国を築き、結果的に民衆を抑圧する場合もある。使い方を誤ると「歴史的不幸」へ民衆を導くものであることを我々は自戒したい。

まとめ－アントン・メンガー『全労働収益権史論』によせて

このように社会主義を「株式会社論」、「利潤分配論」、「自由論としての労働者教育論」、「自由時間論」というキーワードから見てきた。すべての論者にいえることであるが、これらを始からまとまりのある理論として構築させたわけではない。紆余曲折を経た上で構築していったものである。たしかにマルクスは他の主義者の後追いをしており「株式会社論」、「利潤分配論」を正式には公表していない。しかし、論証してきたように「株式会社論」、「利潤分配論」を資本制崩壊理論として理論化している以上、同時代人との対比の上で新しい社会主義像の実相を示していかなければならないであろう。

しかし、その前に、このキーワードをもとに後生に与えた影響を調べる必要がある。

特にわが国、日本が明治維新以来の資本主義導入政策から始まる西欧社会主義の影響を調べなくてはならない。『資本論』の訳者であり、河上肇の弟子筋でもある長谷部文男は Gesellschaft の訳を「会社＝社会」で表記している。廣西（1970）もいうように西欧の言葉は日本語のように一義語ではなく多義語だからである。つまり「社会化」とは「会社化」という意味にもなる。性格概念と実体概念の一体した原語である。したがって、「社会化」＝国有化ではない。

封建制から解放され「結社」の原理、すなわちアソシエーション（association）が認められた。アソシエーション体制である資本制は個別個人の財産と個別個人の財産を連結・連合・共通化(joint)させた個々人的所有を機関所有と結び付けた「結社」、「会社」を設立することができるようになったのである。しかし、本来その原理は反封建制という反体制

であり、封建制の残滓を徹底的に取り除いていく、という動きが当然に出る。「結社」の内部で虐げられたもの生存を危うくされたものを解放する作用が内包されているためである。そして、これが社会主義運動の実相である。

以上の先行研究となるものの一つに、1903（明治 36）年に著作されたオーストリアの法学者であるアントン・メンガー（Menger,Anton,1841-1906）の『勞働全收権史論』（,Das recht auf vollen Arbeitsertrag）である。あの経済学者のカール・メンガー（Menger,Karl）の弟である。エンゲルスはまだ生きており、アントン・メンガーを「法曹社会主義」という言葉で揶揄したが、すでに開始されていた「民法典論争」の解釈とともにアントン・メンガーの理論を正面から批判できなくなっていた。アントンメンガーの社会主義思想は「全労働収益権」・「生存権」・「労働権」を基本権として確立することを提唱していた。日本では第一次大戦後の社会的高揚の時期（大正デモクラシー）に、多くの社会思想や学説が脚光を浴びることになるがアントン・メンガーはその 1 人であった。福田徳三が「生存権」に関して米田庄太郎が「法的社会主義」に関連して、アントン・メンガーを高く評価していた。その後、いわゆる「森戸事件」（無政府主義者クロポトキンに関する論文を書いたため勤務先の東大を追われた）で東京帝国大学経済学部講師を退いた森戸辰男が『近世社会主義思想史』というタイトルで 1921（大正 10）年に我等社より翻訳本が出版されている。その後、1924（大正 13）年により弘文堂書店から本来の『勞働全收権史論』のタイトルで出版され、1969（昭和 44）年には再版されている。森戸は大正期には雑誌『我等』においてアントン・メンガーの「民法と無産者階級」などを精力的に翻訳していた。

さて、アントン・メンガーの『勞働全收権史論』章立ては次のようになっている。簡単に紹介しよう。

第 1 章　緒論　全労働収益権と生存権と労働権

第 2 章　ドイツの法理学

第 3 章　ウィリアム・ゴドウィン

第 4 章　チャールズ・ホール

第 5 章　ウィリアム・トムソン

第 6 章　サン・シモン主義

第 7 章　プルードン

第 8 章　ロードベルトゥス

第 9 章　マルクス

第 10 章　ルイ・ブランとフェルディナンド・ラッサール

第 11 章　ドイツにおける保守的社会主義（近代社会主義運動の諸目標　その 1）

第 12 章　イギリスにおける土地国有化（近代社会主義運動の諸目標　その 2）

（但し、これは「土地のナショナリゼーション化」（国民化）の誤訳である）

第 13 章　全労働収益権と財産の形態

第 14 章　結論

この時期には、まだマルクスの『經濟學批判要綱』の「利潤分配制による資本主義の崩壊論」は日の目を見てはいない。しかし、アントン・メンガーはエンゲルスが公表したマルクスの草稿である『ゴータ要領批判』の存在を知りながらも彼の嗅覚からマルクスを「全労働収益権」の枠組みに入れているのである。なお、J.S ミルに関する言及はない。

翻訳者の森戸辰男は訳者の「まえがき」で次のようにいっている、

「初版発行の時、私はメンガーの法的社会主義者としてのメリットを高く評価したけれども、同時に、漸進的な法律改正の手段によって、平和的に社会主義国家を実現しようとの希望、もしくは、実現しうるとの主張にたいしては、多くの疑問をいだいていた。しかし、私のこの言説は、軍国主義と全体主義が支配的であった戦前の時代には妥当したけれども、国民主権の確立した現在の民主国家日本には、もはや、その通りにあてはまらない。今となれば、暴力革命に反対して平和的改革を主張するメンガーの見解には、傾聴に値するものが多いように思われる。といっても、全労働収益権や労働権がそのまま今日の社会に妥当するわけではない。戦後における急激な国家・社会の発展に即応して、労働権は完全雇傭と、全労働収益権は公共の福祉の優先との関連において、現実的に勘案・施策されなければならないのは、いうまでもない」（Menger,Anton, 1903b=1969 :3-4、下線は引用者）

詳しくは後述するが森戸のこの思想は挫折した。しかし、経済安定本部の「利潤分配制法案要綱」につながっていくことになるのである。

日本は明治維新以来、資本主義の導入政策は、「会社制度」を導入して殖産興業を起こす計画を実施した。だが、明治政府としては「会社制度」の背後に潜む「反体制」という

側面、つまり性格概念を無視しながら「会社制度」という実体概念だけを導入しのである。しかし、その中にあっても「反体制」としての概念を強調し、社会運動を盛り上げた人物もいると思われる。そこで、以下、特に「利潤分配」をキーワードに、そして「ロシア革命」（1917）を基点として、その前後の社会主義の考え方、「利潤分配論」のとらえ方を実証的に明らかにしていきたい。

そして、「利潤分配論」はどのようにわが国に紹介、導入され、そしてどのように変容史ながら定着していったのか、を明治・大正・昭和を通じて明らかにする。そして、1951年に経済安定本部より提出された「利潤分配制法案要綱」をどのように位置づけたらよいのか、を今日的な労働政策を通して明らかにしていきたい。

19 世紀後半の社会主義関連年表－その１－
－J.S ミル、プルードン、マルクス関係－

年代	ＪＳミル関連	プルードン関連	マルクス関連
生誕	１８０６年５月２０日	１８０９年１月１５日	１８１８年５月５日
1824			
1825	ベンサム『法廷証拠論』編纂	礼拝をやめる	
1828		植字工となり聖書、神学書の熟読。ヘブライ語習得。	
1829		フーリエ『産業と連帯の新世界』校正	
1830	「フランス政界展望」『エグザミナー』誌 「論理学大系」の執筆開始。フランス急行	印刷職人の免許取得	
1831	「時代の精神」『エグザミナー』誌。 カーライルと親交を結ぶ		
1832			
1833			
1834			
1835			
1836			
1838	「ベンサム論」発表、功利主義批判		
1839		『日曜励行論』	
1840	「コールリッジ論」。ロンドン社交界と決別	『所有とは何か』 （ヘーゲル流の弁証法による所有批判。利潤分配制論、association）	マルクス学位論文
1841			
1842			『ライン新聞』主筆に就任
1843	『論理学大系』	『人類における秩序の創造について』 （セリー弁証法を発表。マルクス絶賛）	マルクス、パリに出て『独仏年誌』
1844	『経済学試論集』		マルクス・エンゲルス『聖家族』 〈経済学・哲学草稿〉第二、第三草稿執筆
1845		『ミゼレレ』 『鉄道と海運の競争について』	エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』 エンゲルス『国民経済学批判大綱』 〈ドイツ・イデオロギー〉執筆開始
1846	カーライルと絶交	『経済的諸矛盾または貧困の哲学』 マルクスから頼まれた『独仏年誌』への協力を断る。	〈アンネコフへの手紙〉
1847		『哲学の貧困』の余白に所感を記す。	『哲学の貧困』（仏語）

1847		『哲学の貧困』の余白に所感を記す。	『哲学の貧困』（仏語）
1848	『経済学原理』 （association、株式会社論、利潤分配制論、自由時間論）	『人民の代表』 議会選挙に当選	『共産党宣言』
1849	ジョン・テーラー病死 『経済学原理』第二版	「人民銀行」の計画化 『人民』発禁処分・投獄 『革命家の告白』	『賃労働と資本』
1850		『利子と元本』	『フランスにおける階級闘争』
1851	テーラー未亡人と結婚	『19世紀における革命の一般理念』 （労働者会社論、資本のassociationから労働のassociationへ）	
1852	『経済学原理』第三版	『社会革命』	『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』
1853	「自叙伝の草稿執筆」	『進歩の哲学』 『株式取引所の投機家提要』 （プルードンの株式会社論）	
1855		『鉄道事業の改革』	
1856			
1857		『革命と教会における正義』（通称『正義論』）第一巻、第二巻 （federation思想による非中央集権主義）	〈経済学批判要綱〉第一分冊執筆着手 （公表出版は1939，1941） 〈利潤分配制による資本主義崩壊論、自由時間論〉
1858		『正義論』発禁処分 『教会に追及される正義』	〈経済学批判要綱〉第一分冊執筆着手 （公表出版は1939，1941） 〈利潤分配制による資本主義崩壊論、自由時間論〉
1859	『自由論』、『議会改革論』、『論文集』		『経済学批判』
1860		『祖税の理論』 『戦争と平和』	
1861	『代議政治論』	ナショナリズム批判（特にポーランドとイタリア）をはじめる。 『所有の理論』を準備	〈経済学批判６１－６３草稿〉 「アメリカの内乱」 「合衆国における内戦」
1862	「アメリカの戦乱」で、イギリス世論を批判。	「マッツィ．ーニとイ．クリア統一」 「連邦とイタリアにおける統一」 （プルードンのナショナリズム批判）	
1863	『功利主義論』	『連邦の原理』 『１８１５年の条約はもはや存在しないか』	〈経済学批判６３－６５草稿〉
1864		『労働者階級の政治的能力』準備	『資本論』第二部草稿
1865	『コントと実証主義』、『ウィリアム・ハミルトン哲学の検討』	**死去** 『労働者階級の政治的能力』	『賃金・価格・利潤』 「Ｐ．Ｊプルードンについて」 『資本論』第三部の一部を書き始める
1866			
1867	『論文集』第三巻。		『資本論』第一部出版
1868	『イングランドとアイルランド』		『資本論』二巻、三巻のための研究（-81）
1870	西周訳『論理学』		
1871			『フランスにおける内乱』
1872	『経済学原理』第七版 中村敬太郎訳『自由之理』（『自由論』）		仏語版『資本論』第一部 ドイツ語版『資本論』第一部第二版 〈土地のナショナリゼーション化について〉 『共産党宣言』ドイツ語版序文の『共宣』無効宣言

1872	『経済学原理』第七版 中村敬太郎訳『自由之理』(『自由論』)		仏語版『資本論』第一部 ドイツ語版『資本論』第一部第二版 〈土地のナショナリゼーション化について〉 『共産党宣言』ドイツ語版序文の『共宣』無効宣言
1873	**死去** 『自叙伝』		
1874	『宗教論』		
1875	『論文集』第四巻 永峯秀樹訳『代議政体』(『代議政治論』) 林董『彌兒経済学』(『経済学原理』)(明治10年まで分冊出版)		〈ゴータ綱領批判〉(非公表) 1891年エンゲルスにより公表
1876			露語『共産党宣言』第二版序文
1877			エンゲルス『反デューリング論』
1878			
1879	「社会主義論」		
1880			エンゲルス『空想的社会主義と科学的社会主義』
1881			
1882			
1883			**死去**
1884			エンゲルス『家族・私的所有・国家の起源』
1885			『資本論』第二部出版 (associationとは株式会社であることを述べる)
1886			
1887			
1888			
1889			
1890			
1891			「ゴータ綱領批判」公表

19 世紀後半の社会主義関連年表－その２－
－その他の思想家・社会・文化事象－

年代	その他の思想家	社会・文化事象
生誕		
1824	トムスン『人間の幸福に視するところの最も大きい富の分配原理』 （マルクスの「剰余価値説」のネタもと。後のJSミルの好敵手。利潤分配論）	
1825	ホジスキン『労働擁護論』 サンシモン『新キリスト教』	（英） 最初の資本主義的恐慌
1828		
1829	フーリエ『産業と連帯の新世界』	
1830		（仏） 七月革命
1831		ヘーゲル死去
1832		
1833	Ｇウェイクフィールド『イギリスとアメリカ－資本主義と近世植民地－』	（英） 奴隷使用禁止法、工場法
1834	トクヴィル『アメリカに於ける民主主義』	（仏） リヨンに消費組合設立
1835	シトラウス『イエス伝』	
1836	オーエン『新道徳世界の書』 ショーニア『経済学要録』	（英） ロンドン労働者協会設立 （仏） シューネーデル合資会社設立
1838		
1839	ルイ･ブラン『労働の組織』 ＪＦブレイ『労働の害悪と労働の救済』 （マルクス『哲学の貧困』で長々と引用された。利潤分配制にもとづく国民株式会社制度計画論）	（英） チャーチスト運動激化
1840	ルイ・ナポレオン『ナポレオン的概念』	（英）アヘン戦争（-42）
1841	フオイエルバッハ『キリスト教の本質』	
1842		
1843	フオイエルバッハ『将来哲学の根本問題』	
1844	シュティルナー『唯一者とその所有』	（英） ロッジディール消費組合
1845		（仏） 取引所恐慌 （英） アイルランド大凶作 鉄道建設絶頂
1846		（仏） 農業・工業恐慌 自由貿易同盟結成

1847		（仏）凶作のための世情不安 金融恐慌・選挙法改正 （英）恐慌（48） （独）共産主義者同盟結成
1848		（仏）ルイ・ポナパルト大統領当選 二月革命
1849	ラスキン『建築の7つのランプ』	（仏）ローマにおける共和制宣言
1850		（仏）教育と宗教の分離に関する法制定
1851	ラスキン『ヴエニスの石』	
1852		（仏）ルイ・ナポレオン３世即位
1853		
1855		（仏）パリ万博
1856		(英)株式会社法
1857		経済恐慌
1858		（英）東インド会社解散
1859	ダーウィン『種の起源』	
1860		英仏通商条約締結（自由貿易へ） （米）リンカーン、大統領に当選
1861		（米）南北戦争 （伊）イタリア王国成立 （仏）金融恐慌 （露）農奴解放令
1862	ジェボンズ『経済学の数学的一般理論の考察』 ラサール「労働者綱領」	（仏）綿花飢饉 （米）奴隷解放宣言 （独）ビスマルク、プロシア首相就任 （英）ロンドン万博
1863		
1864		第１インターナショナル結成
1865		（米）リンカーン暗殺
1866		
1867		（仏）ナポレオン3世退位 **株式会社法制定** **（利潤分配制度法制化）**
1868	ワルラス『社会理論の研究』	
1870		パリ・コミューン
1871		
1872		

第１部注

*1 したがって、時に「社会主義的生産様式」というような用語が使用されたことはあるが、社会主義が独自の生産様式ではなくて、共産主義的生産様式の低い段階であることが否定されたことはなく、したがってまた社会主義社会が狭義の共産主義社会への過渡的社会であることが否定されたこともなかった。

低い段階である社会主義社会は、過渡期が終ったのちに始まる。「資本主義社会と共産主義社会とのあいだには、前者から後者への革命的転化の時期かおる。この時期に照応してまた政治上の過渡期がある。この過渡期の国家はプロレタリアートの革命的独裁でしかありえない」というマルクスの有名な文章かあるが、ここでいわれている「共産主義社会」とは社会主義社会をふくむ広義の共産主義社会であって、「革命的転化の時期」および「政治上の過渡期」とは資本主義から社会主義への過渡期をさすというのが、1960 年以前の定説であった。

*21930 年には集団化は嵐のような速度で進行し、コルホーズ（集団農場）やソホーズ（国有農場）が飛躍的に増えた。そして、第一次、第二次の 5 カ年計画という経済政策をへて、社会主義建設が基本的に完了し、社会主義の完全な勝利が達成された。1936 年 12 月の第８回のソビエト大会で採択された憲法、いわゆるスターリン憲法により、ソ連邦における資本主義から社会主義の過渡期は終了した。そして、共産主義の低い段階である社会主義の建設がほぼ成就されたことを法的に確認することになった。

*3「マルク」（M.E.Weke，Bd13）

*4　例えば、本稿の４章で詳しく見る向井鹿松は次のようにいっている。

「今日所謂株式會社の株主の責任は有限なるを以て原則とする。けれどもこれも確認したのは最近で、英國でももと（ママー引用者）joint-Stock Company には無限のものがあつた。今日でも倫敦株式取引所は joint-Stock Company で、其株式は賣買せられてゐるが、責任は無限である。又米國では所謂 Corporation の株主の責任は有限であるが、joint-Stock Company の株主は無限責任である。從つて同國の joint-Stock Company を日本で株式會社

と譯するのは適當ではない。又我國でも明治二十三年の會社法まえでは特別の法律によらずして民間で創立した有限責任は無効と考えられてゐた。けれども現今に於いては一般の事業形態たる株式會社の株主の責任は有限であるのが原則である」（向井, 1929: 117）

*5 鷲田小弥太（1978）において、ローマ法学者、サヴィーニの法哲学を批判することによって、マルクスが以前獲得していたローマ法の体系を自己批判していることを浮き彫りにしている。

*6 ただし。邦訳では誤訳のためそれがわからないものになっていると廣西・坂間はいう）

*7 兄、カール・メンガーは弟の非マルクス主義社会主義者アントン・メンガーの影響を受けローマ法的に『経済学原理』を改訂している（Menger, 1871=1984: 128）。メンガー兄弟に関する先行研究には（八木,2004）がある。なお京都大学では、岡村司がその遺著である（岡村,1922）で古くから展開されていた。

*8*ANTI-DÜHRING (MEGA).303=160* また、エンゲルスはデューリングが唯一の近代法であるローマ法を知らないばかりか、ローマ法との権威とは独立に現代でも発展し続けたイギリス法も知らない（*ANTI-DÜHRING (MEGA)* =:169）。とし、今日イギリスでさえよく知られているローマ法の知識を別とすれば、デューリングの法体系の知識は、全く革命前の遺物であるとし、家父長的専制主義の法典である（*ANTI-DÜHRING (MEGA).=:*173）、としている。これはエンゲルスが間接的にマルクスを批判していることになる。

*9 篠塚・前田, 1991: 580

*10 従来、アソシエーションと同様に「結合」と訳されてきた。マルクスは、コンビネーションとアソシエーションの結合の性質を使い分けている。そのため、ここではコンビネーションを「統括・統合」という訳語にする。

*11 我妻（1953）によれば、後には債権（私法上の「人権」）がより優越する。

*12（廣西（1967 a）を参照に訳語訂正。その用語は〔〕内に原文挿入）。

*13 マルクスの空想社会主義を論じた文献には、新しいところでは牧野［二〇〇四］がある。

*14 もっとも、この法律も大企業は強制され労働者に有利ではあったが小企業については任意で労働者には不利であったともいわれている。

*15 岩波文庫の末永茂喜訳では「大規模生産と小規模生産とについて」となっているので原文を示す。原文は「Advantages and disadvantages of the joint-stock principle」である。

*16*Mill,1879: 519-520=1950: 120−121

「固定給労働の不利な点に対しては、出来高払い制よりも遥に完全な救済策がある。即ち現在「インダストリアル・パートナーシップ」（industrial　Partnership －原文挿入は訳者）と呼ばれているのがそれである。これは、その仕事に参加する凡ゆる人々の間に、収益の全部、あるいは一定額の報酬を資本家にたいして認めた後の一定額を、彼らの稼ぎ高に対する歩合の形式で配分し、これによって労働者の全体を利潤の分配に参加せしめるものである。この案はわが国でも外国でも、立派な効果があることが明らかになっている。……熱狂的な努力を促進し浪費を防ぐという二つの効果によって、それが採用された事業における凡ゆる種類の労働の報酬を甚だしく増加した。この制度に割あたえられる利潤の譲受人（assigned）の無限の拡張と無限の増加－無限の、といっても、これがために経営者のその事業の成功に対する個人的（personal）関心が必要以上に低下しない限りにおいてではあるが－の余地のあることは明白である。かかる組織が一般的に行われるようになれば、これらの事業は早晩、首脳者の死亡若しくは退職の場合に、協定によって純粋に協同的な連合（co-operative association）に移って行くことさえも、ありうるだろう」（下線引用者）

利潤分配制はすでに実施されており、効果をもたらしているが、まだ一般的ではない。それが一般的になれば、協定によって純粋に協同的な連合（co-operative association）、すなち企業の社会化が真に発揮されるとの意味である。

*17

基本的には自由放任政策を J・S ミルは支持している。しかし、ロバート・オウエン（Robert　Owen,1771-1858）など、いわゆるマルクス主義者がいう「ユートピア社会主義者」の潮流の影響を受けて社会主義を標榜するようになる。そして、その社会主義政策はマルクスとはしばしば対比される。しかし、杉原（1957）や馬渡（1997）もいうように『経済学原理』の版によってその社会主義への接近の度合いは変動し、最終版では社会主義に対してやや距離を置いている。勃興する急進的な社会主義運動の実勢に、ミルが幻滅したためとも考えられている。やがて、東欧諸国、ソ連や中国などの社会主義体制の持つであろう恣意的な分配、表現の自由の圧殺などの考えられる弱点について、手厳しく、か

つ先見性に富む予言をしている。

J・S ミルは「大きな政府」によるセーフティ・ネットの構築に、激化する階級対立の処方箋を見出している。後に J・S ミルの「社会主義」はフェビアン協会へと連なっていくイギリスの社会民主主義に大きく影響を与えたという。これが源流となり日本の J・S ミル思想輸入が拡大していったのではないかと予想する。なお、これらイギリス社会主義思想に関する詳しい解説はマックス・ベア（Beer,Max, 1940=1968）、都築忠七編（1975,1986）を参照のこと。

*18 プルードンは多義的にこの言葉を使用している。したがってここでは、「連邦・連合」と訳す。

*19 プルードンの友人であるサント・ブーヴ゛はつぎのようにいっている。

「(プルードンの流儀は）たしかにこれは極端で強圧的な流儀である。しかし、この流儀の長所は、これを押し返そうとする人々自身に力強く作用し、彼らをして歩みを運ばしめ、譲歩のぎりぎりの限界にまで至らしめるのである。彼らが彼の逆説をソフィスムと呼び、事実は極端な倫理にすぎぬこのものによって、プルードンは、彼の敵対者に汗水たらして仕事をさせるのである。彼は、彼らに工夫させ、全力を尽くして仕事をさせ、彼とある一致点を見いだすために、そして彼に答えるために、進行させ、つまり、よかれあしかれ、まだ大きい距たりがあるとはいえ、彼に近づかしめるのである。私はここにおいて、彼の皮肉な大笑いを聞く。これがおそらく確実に、彼が望んだすべての物である」（saint-Beuve［1947］, .62=60-61）

*20 ちなみにマルクスは未完の著『ドイツイデオロギー』の「聖マックス」の章において、プルードンをもはや優れた革命的経済学者、科学的社会主義の首領、労働価値論と超過価値論の父としてだけではなく、豊かな弁証法的理論家として、プルードンの著作『人類における秩序の創造』（*De la création de l'ordre dans l'humamité,ou Principes d'organisations politique*.1834.）でもつて重要なものは「系列弁証法、つまり自立的思考が思考の運動に置き換えられる方法を提示する試みである」（M.E.Weke, Bd3, 1956 :519=1996: 577-578）と絶賛している。

*21 エンゲルスは突如『自然の弁証法』で、プルードンの系列弁証法の「対立物の相互浸透」を打ち出している。

*22 プルードンは初期の著作、『所有とは何か』（Proudhon,1840）において、アダム＝スミ

スの分業論をヒントに「集合力理論」を作り始めた。集合力 force collective は個々人の力の総和を大きく上回るのに、労働者への成果の還元は「個」の論理にもとづいてなされる。資本家による収奪の秘密はここにある、とした。経済学のレベルでは素朴な理論だが、それを社会学的な集合存在の理論に高めていったのがプルードンの功績だといえる。
http://www.minc.ne.jp/~saito-/travaux/durkheim_socialism.html

*23 坂本慶一（1979）では、「個体的占有」と表現されているが、集合力と等式にしている。本稿はこれに従った。

*24 さらに、プルードンは労働者たちのあいだの連帯(solidarité)[*22] は、彼らを結び付けている経済的関係の緊密さに比例すべきであり、労働者の自由意志が抑圧されている関係が認められない場合や無視しうるほどの場合（無数の小さな職場など）は労働者間の連一（unit）を考える必要はないとする。逆に、抑圧されている場合は連一が必要であるという。なお、Mueller（2005）では、ヨーロッパ連合（ＥＵ）の憲章にも使用されている solidarité の原理の源流を、ドイツ人の牧師で経済学者のペッシュ『団結・連帯主義とは何か』などの著作を引用しながら論じている。ベッシュは、明らかにプルードンの影響を受けて solidarité の原理を語っているという。

*25 プルードンはつぎのようにもいっている。

「あらゆる種類の役務と商品の公正な価格とは何か？

それは、(1) 自由な生産者の生活費を公平に平均した額、および（２）商人の賃金(la salaire du commerçant)、すなわち、売り手が品物を手放すことによって失う便益の補償、に正確に相当する額である」（Proudhon, 1851: 286=1972: 241）

*26 そして、現にマーストリヒト条約、第１３０条の a 項では次のようにいっている。

「欧州共同体は全体の調和のとれた発展を進めるため、経済的、社会的同質化（格差是正）を強めるように、その行動を発展し続ける。とくにさまざまな地域間の発展レベルの格差を是正し、農村地域を含む経済的に恵まれない地域の後進性を克服する」

また、この格差是正のために、共同体（Community プルードンのいうコミューンの連合、排他的な偏狭な共同体、または民法上の総有（共同体所有）、入会権的共同所有とは違うものであろう。）は欧州地域開発基金などの構造基金、および欧州投資銀行（ＥＩＢ）などの関係機関の活動を通じてこれらの目的達成を助けることができるとしている。これなどはまさに、プルードンの「人民銀行」設立の思想と同じである。

さらに第１３０条 c 項では、「欧州地域開発基金は、発展の遅れた地域開発、構造調整、

また衰退産業を中心とする地域の産業転換に取り組むことによって、共同体内の主要な地域的不均等の是正を援助することを目的にする」と述べている。

つまり、ＥＵの思想とは、１９世紀の相互主義、連邦・連盟（fédération）思想である。

*27 人民銀行（La banque du peuple ）に関する目的についてプルードンは次のようにいう。

「1、先に示された社会的基本法の諸原理を適用し、自発的で、独立した、そして社会的な集権化の例によって、政治的改革の先駆けとなること。

2、民衆的イニシアチブを拡大し、相互性（mutualité）によって個人的自由をますます獲得させることによって、共産主義(communisme)の過渡的な形態にほかならぬ政府中心主義を非難すること。

3、生産者を生産の原理を目的として、言い換えれば、資本家と消費者として互いに組織することによって、あらゆる生産者に労働と安楽を保証すること。

したがって、その形成の原理からして、人民銀行は何ら国家銀行(banque d'Etat)になるべきものではなかった。国家は、信用をあたえることはできないことは別にしても、財産も担保もないのだから、実業家または商人同様、銀行家になる資格はない」(Proudhon［1854］1929: 247=2003: 277)

*28　プルードンの代表的研究者の一人であるＪ・バンカール（Bancal,1970a,b）によれば、プルードンは経済面でも一種の fédération 制を説いたという。つまり、地球の一点で mutualisation（相互主義）的経済改革が宣言されると、いたるところに連邦・連盟（fédération）・連盟が必要となり、経済法と相互主義（mutualisation）の法則に基ずく連邦・連盟（fédération）のみが、全地表の労働者デモクラシーの勝利を可能とするのである。そして、プルードンは工業部門のみならず農業部門でも、これを浸透させている点が彼の特徴なのである。

*29 個々人的所有を「個体的所有」と表現し、マルクスの意図を台無しにした平田清明批判は本稿第一章を参照のこと。

*30 ※２をもう一度参照のこと。

*31 資本論の訳者である長谷部文男はいう「Gesellschaft という言葉がもつ社会および会社という２義にもとづく、トラスト＝総会社＝総社会＝国民というシャレである」と。

*32 ちなみに、邦訳では連合も統合もすべて「結合」と訳されているが、マルクスは統合を『資本論』第１巻「協業」での資本制の統合様式についてかたり、第 25 章ではウイークフィールドの説を紹介し、「資本制＝統合生産様式」を説明している。

*33 マルクスの空想社会主義を論じた文献には、新しいところでは牧野（2004）がある。

*34 マルクスにはプロセス論がない、と批判したのはM・ウエーバーである。『社会主義論』

*35 したがって、労働破壊、賃下げにあえぐ今日の混沌とした状況を打破するためには唯物論的歴史観による「人間生活の全体的把握とその史的発展の追求とに基本視角を提供する」（杉原, 2003b: 424-425）マルクスの労働配分論または時間存在論を強調させていく必要がある。

第２部

「利潤分配制」に関する
受容史・変容史
－歴史的実証分析－

第３章　「明治政府」の資本主義導入政策と、それに付随する社会主義、
－アナーキズムがわが国へ与えた影響、または受容史
第４章　大正デモクラシーと「利潤分配制」
－大学人脈分析－
第５章　大正デモクラシーと「利潤分配制」に関する世相、公文書、法案、
そして実施企業
－「疑似利潤分配」企業を実証分析していた「協調会」－

第３章　「明治政府」の資本主義導入政策と、それに付随する社会主義、アナーキズムがわが国へ与えた影響、または受容史

はじめに

前章において、明らかにしたのは次のようなことである。社会主義あるいはアナーキズムは 19 世紀の後半より、協同組合方式の利潤分配制から、資本主義の支配的形態である「株式会社」を「株式修正主義」あるいは「労働者会社」に転換し、「利潤分配」を実施することである。この傾向は、ある意味において社会民主主義につながる修正主義（revisionism）でもある。周知の通り、修正主義とはマルクス主義の枠内で思想の原則に修正を加え、革命ではなく社会の安定を優先するものであった。マルクス主義からは侮蔑用語として使われている。しかし、２章でも明らかにしてきたように、マルクスにおいても修正主義的、社会民主主義的な要素が色濃く打ち出されていたのである。

そこで、本章では「利潤分配論」をキーワードとした、わが国への社会主義の受容史を見ていく前に、明治政府の資本主義導入政策、そして明治実業界の社会主義の考え方、在野の言論人の動向を見ていくことにしたい。

これまで明らかにしたように、資本主義とは封建制では認められなかったアソシエーション、つまり結社の原理（association）を基調としている。これはM・ウエーバーもいうように資本主義の精神でもある。社会主義とは結社の原理に参加することを許されず、補助労働（占有補助）に甘んじている労働者を結社の原理、アソシエーションという連合組織に参加させることを目的としていた。

別紙の年表でもわかるように、わが国で「王政復古の大号令」が出された 1867 年にはマルクスは『資本論』の第 1 巻が出版されている。フランスでは同年にはナポレオン三世の退位、そして「利潤分配論」を法制化した「株式会社法」が制定されている。明治維新は 1868 年より始まる。それは、マルクス『資本論』第 2 巻、第 3 巻のための研究、すなわち「株式会社論」と「利潤分配制度」を本格的に研究し始めた頃である。

1870（明治 3）年には、早くも西周（1829 年生-1897 年没）による J・S ミルの『論理学大系』の初の邦訳である『論理学』が出版されている。

1873（明治 6）年は、J・S ミルが株式会社論を軸に社会主義論を展開していく『経済学

原理』第７版が出版されている。また、マルクスが共通占有（la possession commune）概念を打ち出したフランス語版『資本論』の出版された年でもある。さらに、２章で明らかにした、マルクスの「『共産党宣言』ドイツ語版序文」における、暴力革命としての『共産党宣言』無効宣言を発表した年である。この年に、わが国では中村正直（敬太郎：1832 年生、1891 年没）による J・S ミルの『自由論』の初の邦訳書である『自由之理』が出版され、J・S ミルの思想がわが国へ本格的に導入されている（Howland, 2005）のである。同年、中村正直を始め、アメリカから帰国した森有礼が、福澤諭吉・加藤弘之・西周・西村茂樹・津田真道・箕作秋坪・杉亨二・箕作麟祥らとともに啓蒙活動を目的として「明六社」を結成している。名称の由来は明治六年結成からである（大久保, 2007[*1]）。

さらに、J・S ミルの死の３年後の 1875（明治 8）年はドイツではドイツ社会主義者労働者党結成大会「ゴータ綱領」が採択されている。同年わが国では永峯秀樹による J・S ミルの『代議政治論』の初の邦訳『代議政体』と林董による『経済学原理』の初の邦訳である『彌兒（ミル）経済学』（1878（明治 11）年まで分冊出版）が出版されている。

このように、明治初期の思想界は J・S ミルの影響が非常に大きかったことがわかる。

一方、産業界に目を転じると、明治維新以来、わが国は 10 年もしないうちに官主導による資本主義の諸制度（会社制度導入、鉄道の敷設などの殖産興業の増進、国立銀行法条例、郵便制度）が導入されている。そこには、西欧的な association という連合組織の意味での資本主義政策の導入ではなかったことが予想される。そこで、明治期の殖産興業を中心に、わが国の官主導の資本主義導入はどのようなものであったのか。会社制度を導入することにより必然的に問題となるべき社会主義問題は明治初期のわが国ではどのように論じられていたのかを概観してみたい。

３－１・明治政府の資本主義導入政策

明治維新の性格について、わが国では特に「マルクス経済学」陣営のなかで、いわゆる「講座派」と「労農派」[*2]（いずれも「治安維持法」により特効警察がマルキストを検挙するため便宜的にレッテル付けをしたことに端を発している）による性格付けがなされてきた。

明治維新をブルジョア革命と見るのが「労農派」である。そして、明治維新を絶対主義

革命と見るのが「講座派」である。この両派の見解の違いは、特に「産業革命」の把握の違いに現れている。

「労農派」は、日本経済は明治維新の時期に、すでに相当のレベルにまで発展を遂げていたと考える。「労農派」の立場を代表する宇野弘蔵(1978)の宇野理論によれば、消費財生産部門の中軸となる紡績産業において、農業と結びついていた家内工業が駆逐され、近代的機械工業の確立された時期をもって産業革命と見なしている。つまり、それは明治 20 年代である。

これに対して「講座派」は、農業や生糸、綿紡績に見るような半封建的生産部門を広範に持っていた日本の資本主義は、強力な国家権力による指導で育成された半封建的資本主義であると規定する。山田(1934)によると、産業革命の時期を確定するためには、国家権力によって育成された生産手段部門が、ある水準へと発展するための基準を求めねばならない。そこで、消費財部門と生産財部門とを包含した社会の総資本が再生産軌道に乗り始めた時期をもって産業革命とした。つまり、明治 34 年（1901）の官営八幡製鉄所の創業開始と明治 37 年（1904）－明治 38 年（1905）にあった日露戦争の戦後に、外資導入政策により生産手段工業が急速に発展した明治 30 年代から明治 40 年代を示している。

この明治維新の性格については、以上の「講座派」や「労農派」の論争のみならず、戦前から学者の間に多くの論争があり、戦後は外国人学者も含めて種々の説が主張されているが未だに定説はない。しかし、明治維新によって、日本が中央集権的な統一国家として形成され、多くの封建的諸制度が廃止されて、近代的社会制度が導入され、資本主義的生産様式が発展させられたことは確かである。わが国のブルジョア階級（商人、町人階級）が未成熟であったために、自生・自発的にブルジョア革命が展開するには至らない段階において、先進資本主義国からの外圧のなかで、いわば民間からではない官の「上から」のブルジョア革命を遂行したのが、明治維新なのであった。

資本主義が、一国の経済の支配的生産様式となるためには、国内市場の確立と、いわゆる資本の本源的蓄積が不可欠の要件である。すなわち、商品流通の自由を阻害する封建的諸制度が廃止され、生産手段から切り離された賃労働者が生まれる。そして生産手段を資本に転化させる過程が必要となる。明治維新によって成立した新政権は、このような資本主義発展のための諸課題を国家権力の使命として遂行したのである。

その第一が、経済活動の自由を進める政策である。明治新政府は封建的諸制限を、次々に撤廃した。1868(明治元)年には「商法大意」を出して問屋株などの特権的組合を廃止し

営業の自由を広範に認めた。農業については、1872（明治 5）年に農作物の作付についての制限を廃止、翌年には農業のかたわら商業を行なうことも、農作物の販売も自由とした。また田畑の永代売買禁止令を廃止した。さらに士農工商を問わず一般に移転・職業選択の自由を認めた。

第２には、秩禄処分である。資本主義確立のための大きなポイントの一つは、膨大な封建家臣団の解体と、彼らを近代的賃労働者へと再編成することである。封建制度解体の総仕上げともいうべき封建家臣団の解体過程は、わが国では「秩禄処分」と呼ばれ、次のような方法で行なわれた。まず 1869（明治２）年に武士の俸禄はすべて米で支給されることになり、土地所有から切り離された。1871（明治４）年には職業選択の自由が認められたことと関連して、家禄奉還者には３ヵ年分の禄米を一時に支給することにした。 1873（明治６）年には、禄高を金高に換算して支給することにし、さらに 1876（明治９）年にいたって「金禄公債証書発行条例」を発布し、士族にはすべて以前の禄高に応じて一時金として公債が与えられ、以後の禄の支給が打ち切られた。しかし、士族がこの公債を資本として他の職業につくことは、必ずしも順調ではなく、多くのものが商・工業に従事して失敗し、プロレタリアートに転化したものも多かった。

そして第３に、資本のいわゆる本源的蓄積をはかるための政策として明治政府の行なったのが 1873（明治６）年の地租改正である。

封建時代の現物地代は廃止されて、地租は金納となり土地価格の 100 分の３と定められた。この地租改正によって形式的には近代的な金納地代となったが、地価の 100 分の３という定率は、実質では、封建時代の貢租とかわらぬほどの高率であったから、農民の負担は以前と変わらなかった。しかも自らの手で生産物を売ってかねに変えねばならないため、凶作時や米価変動の際の危険をみずから負担することになった。また金納になったことは、商品経済がそれだけ農民の生活に入りこむことを意味し，地租不納や借金のために多くの農民が土地を失って，小作農平賃労働者に転落した。

第４に、幣制改革である。産業資本の発展に必要な資金り調達を容易にするためには，国内の貨幣制度を整備し金融制度を確立しなければならない。

明治新政府は，成立した当初は安定した歳入がなく、しかも佐賀の乱等の内乱の処理などに莫大な出費を必要としたので多くの名目で不換紙幣を発行していた。さらに旧藩札を回収するため、あるいは、西南戦争の費用に当てるために巨額の不換紙幣を発行したので、慢性的なインフレーションとなった。

殖産興業のための貨幣資本を創出するために行なわれたのが国立銀行の設立で、武士階級の整理に使われた金禄公債を資金化して銀行券発行の国立銀行を設立することをこころみた。148 の銀行が日本全国に生まれて資本主義形成に重要な役割を果たした。

このように、明治政府は、きわめて短期間のうちに、資本主義発達のたのの社会的・政治的諸条件を整えた。ブルジョアジーが主導権を握って遂行する西欧的な古典的ブルジョア革命ではなかった。明治政府がブルジョア革命の課題を上から遂行したのである。したがって、西欧の思想を骨抜きにして、つまり、その深層部を無視、あるいは意図的に押し隠し「資本主義制度」を導入したと考えられる。

また、本稿では深く細部には立ち入らないが、第 5 にキリスト教会金の問題である。

明治維新後の、新政府は江戸時代に欧米列強と不平等条約を結ばされ、諸外国と対等になろうと必死であった。政治・法律・経済・軍事など、あらゆる分野の改革を断行していくのであるが、その中には、キリスト教の布教許可も含まれていた。徳川幕府以前のキリスト教禁教政策は、教科書的な説明「その神の前ではみな平等とする平等主義を広める日本国内の支配者に不都合な教え」だからではない。アダムスミスが『国富論』で告発したように、当時のキリスト教布教者を法衣をまとった商人、侵略者と表現したように、布教が植民地政策のために使われていたからである。

明治の廃仏毀釈[*3] は有名であるが、キリスト教がわが国に導入された安土桃山時代においてもあった。それは、キリスト教徒による、彼らから見た不浄の異教徒を弾圧するため佛教寺院の焼き討ちである。一神教ではなく、多神教の風土であるわが国には相容れない考え方であった。このような背景からキリスト教を禁教にした、というのが真実である。しかし、明治政府は殖産工業発展のために、資本主義精神の背後に潜むキリスト教を渋々認めたのである。不完全ながら信教の自由が法的にも保障したというのが深層なのである。

廣西（1966［2002］）はマルクス説が、わが国では誤訳され、国有化政策に仕立て上げられていたことを暴露した。それは、ケアレスミスの誤訳ではなく、外国語理解が不十分のための誤訳でもない。これはにある種の法則があったという。

以上をもう少し詳しく見ていこう。要約すれば次のようになる。

明治以来、日本人が外国思想を受け入れる際の受け取り方である。歴史的には特殊な過程で形成された明治イデオロギーの体質である。これを廣西は明治の「官許御用学」、「開明的紳士学」と表現した。それが東京帝国大学を中心とした御用学養成機関を通じて日本のマルクス主義にも反映されたという。

例えば、『資本論』の翻訳者である長谷部文男が Gesellschaft を「社会＝会社」と訳出している。西欧語は多義語であり、Society,Société などの西欧語は、みな社会と会社の両義を含んでいる。日本のように、社会と会社は反対概念ではない。西欧人にとって、社会＝会社というものは反権力的な意味を持っている。中世期以来、西欧の市民は権力者に対抗する城塞、砦として、会社、結社を組織する。会社とは市民が封建権力に対抗するものであった。そして、この会社という具体的形態の上に社会という想念、抽象概念・性格概念が成立する。しかしながら、明治の官僚政府は「社会」と「会社」を反対概念にさせて輸入した。第二次大戦に敗戦する以前は、「社会」という言葉は官僚の好む言葉ではなかった。反権力の要素を含んでいる言葉であったからである。しかし、言葉自体を禁止するわけにはいかない。そこで、「社会」（抽象概念）＝「会社」（具体概念）の具体的形態であり、足（西欧では日本と違い幽霊にも足がある）である「会社」を切り離し反対概念にした。後述するが島田（1901）でもいっているように、明治政府には「社会思想」は好ましいものではなかったが、会社を禁止することはできなかった。西欧に追いつくためにも、殖産興業、会社を増大させなければならなかった。「会社」を「社会」の実体概念ではなく、足としてではなく、社会の反対概念として、自己権力の支配下に止めておかねばならなかった(廣西,1966［2002］)、と。確かに、これらのことは今日でも発展途上の国々が先進諸国の国々に追いつくために行われる政策とも共通する。明治政府はある意味、未成熟な国家を制御するために意図的に、社会的・制度的に多くの封建制度を残し、近代ブルジョア民主主義を確立させなかった、ということもできる。福田（2007）によれば、明治維新、明治国家に敵対する反革命の諸勢力の主要な担い手となる階級は、武士階級と農民階級であった。第二次大戦後に解体されるまでは強大な権力を握っていた省庁である内務省[*4]は「役所のなかの役所」という異名を持っていた。

内務省の創出期 1874（明治 7）年から 1875（明治 8）年の最大の政治課題は、明治維新という政治革命によって誕生した近代国家を上記の反革命の諸勢力からどのように防衛し、維持するかということであった。誕生早々の革命国家が反革命勢力の反撃を交わすために軍隊と警察により反革命勢力を抑止しようとするのは近代史の図式であるが、創出期の内務省における警保局と東京警視庁がこれを担った。士族階級と農民階級が幕藩体制の崩壊により身分特権が奪われ困窮し自由民権運動に走ったとしても、それはまだ西欧的な市民社会としての大人の理論ではなく成熟していない子供の理論としてとらえ、弾圧したのである。1876（明治 9）年に東京警視庁の警務員が必携していた「警察手眼」という警

察官の心得などを説いている冒頭の「警察要旨」には次のように書かれている。現代語訳として引用する。

「（三）一国は一家である。政府は父母である。人民は子供である。警察は子守役である。わが国のような文明化が進んでいない人民は、もっとも幼い子供とみなさざるをえない。この幼児を生育するためには子守役の看護によらねばならない。だから、警察は今日のわが国の急務とならざるをえないのが当然である」
（『大久保利通伝』下巻: 401-402）

このような理論武装により明治政府は、ある意味、西欧的な思想をつまみ食いしながら、ブルジョア革命を継続させた。そして、あえて封建的な残滓を残し運営していったとも考えられる。したがって、前章で見たように、マルクスが『資本論』第 3 巻でいう「従来政府企業であったものが社会＝会社企業になる」という言葉は無視されるのである。もちろん「会社制度」の背後に潜む、社会主義思想、利潤分配の志向などは強調していく隙間はない。

しかし、このような明治政府の意図的な官許御用学、開明的紳士学に対抗した、思想家、実業者がいたはずである。例えば、明治君主憲法である『大日本帝国憲法』成立前の自由民権思想には、国民主権、人権規定を唱えた植木枝盛[*5]（1857 年生、1892 年没）の憲法草案（1882 年）もあった。それは、植木枝盛がアメリカ独立宣言やフランス人権宣言から影響を受けたものだという。

本稿は、経済面での人権思想としての「利潤分配制度」を唱えた思想家を発掘することにある。つまり経済面での植木のような自由民権思想の掘り起こしである。明治官許御用学と、ある意味、明治御用学と重なるロシア・マルクス主義に隠れた、社会主義、アナーキズムとしての「利潤分配制」が、わが国ではどのように西欧から導入され、変容され、さらに定着していったのかを明らかにする。それは、後で詳しく見るように常に古くて新しい問題となって提起される問題なのである。

その前に、『大日本帝国憲法』がプロシア、ドイツから影響を受けたように、明治政府の思想がなぜ、維新の軍事的な背景と支援があったイギリスではなく（幕府はフランスの支援である）ドイツよりであるのかを明らかにしなければならない。明治政府の思惑と共に、民間の思想家の思惑も見ていかなければならない。そのような点で、右大臣・岩倉具

視率いる「岩倉遣欧使節団」（以下「岩倉使節団」と略す）の動向を見ていきたい。

３－２・明治政府の思想はなぜイギリスではなくドイツなのか？
－岩倉使節団のドイツへの共感と、その後の政府方針に与えた影響－

明治政府の思想に大きく影響を受けたものに岩倉使節団をあげることができる。岩倉使節団とは、太陰暦である 1871 年 11 月 12 日（明治 4 年 12 月 23 日）から太陽暦の 1873（明治 6）年 9 月 13 日まで、日本からアメリカ合衆国、ヨーロッパ諸国に派遣された使節団である。その目的としては、第１に、条約を結んでいる各国を訪問し、元首に国書を提出すること。第２に、江戸時代後期に諸外国と結ばれた諸々の不平等条約の改正のための予備交渉である。第３には、これからの明治政府が国家運営をするための西洋文明の調査を目的としていた。岩倉具視を全権大使とし、政府の有力者や留学生を含む総勢 107 名で構成された[*6]。

元々大隈重信の発案による小規模な使節団を派遣する予定であったが、政治的思惑などから大規模なものとなる。当時の不安定な政情の中で、政府の中枢にいたものが長期間政府を離れ外遊するというのは異例であった。しかし、彼らの補佐官ではなく彼ら自ら、すなわち政府中枢にいた政府高官が直接的に西洋文明や思想に触られた経験は彼らにとっても日本国家においても、その後のわが国に与えた影響は大きいといえる。

そこで、この旅の記録である『特命全権大使米欧回覧実記』（以下、『米欧回覧実記』と略し久米編修（1980）および久米編修（2005）から、参照と引用）から、また田中（2002），田中（2003），泉（2004），NHK（2009）などの先行研究をもとに、わが国へのその後の影響を見ていくことにしたい。

今一度、岩倉使節団の外遊目的をあげれば次のようになる。第１に、江戸幕府が結んだ条約締盟国を歴訪して、元首に天皇の国書を渡すことである。第２に、廃藩置県後の内政整備のため、欧米先進国の諸制度、文物を親しく見聞して、その長所を探り、日本の近代化を進めることであった。第３に、1872（明治 5）年の条約改定期限となるため、条約改定のための予備交渉をすること。以上が大きな目的であった。いずれにしても岩倉使節団の首脳たちは、世界列強による弱肉強食時代の世にあって、小国である日本が植民地にされないための方策を必死に獲得する命運を託されていたのである。

使節団の顔ぶれとしては、特命全権大使・右大臣、岩倉具視の他、大蔵使節団には副使の木戸孝允（桂小五郎）、大久保利通、伊藤博文、山口尚芳という明治政府の実力者を配置し、書記官（一等から四等）のほとんどは旧幕臣から徴用されていた。さらに、後で見るような多彩な留学生も参加している。

ここでは、岩倉使節団が、その後に明治政府に与えた影響を限定して概観する。

岩倉使節団の最初の訪問国であるアメリカで、彼らは大観歓迎を受けることになる。これがきっかけとなって、岩倉使節団は条約交渉の予備交渉から本格交渉に切り方針を替えた。しかし、本格交渉に切り替えたとたん岩倉使節団は、国際外交の厳しい現実を知らされる。交渉の席でアメリカ側の国務長官ハミルトン・フィッシュは、岩倉使節団に言い放った。使節団は討議のみを行えるにすぎないのであって、条約交渉の権限はない、と。それは、岩倉使節団が持参した天皇の国書の内容にも全く書かれていないからだと突っぱねた。これは国際法、国際的なルールであり、岩倉使節団はその権限がないと条約交渉を一蹴した。急遽、大久保と伊藤が天皇の全権委任状を取りに帰るが、その間の予備交渉でアメリカ側は西欧的な裁判制度がないため治外法権を撤廃できないこと、万が一、西欧的な裁判制度を日本が導入したとしても、様々な見返りを要求することを彼らに伝えた。この条約改正交渉は、アメリカだけではなく日本が不平等条約を結んでいた他の国々にも注目されることになった。特に、岩倉使節団と同行していた駐日ドイツ公使・フォン・ブラントと横やりはすさまじかった。それは、日本が結んでいた不平等条約の中に、岩倉を含め使節団か全く知らなかった「最恵国待遇」という条項があったからである。この条項は、日本が一つの国に新たに何らかの利権をあたえると、なんらの見返りもなしに、他の国に自動的に同じ利権をあたえる、というものであった。

ブラントは、もし日本がアメリカとの新条約で結ばれたなら「最恵国待遇」によって、日本がアメリカにあたえた新たな利権のすべてを要求する。しかし、日本がアメリカより得た権利をドイツは日本にあたえたりはしない、と言い放った。

日本は、この「最恵国待遇」という条項を知らない、という問題はアメリカを含め条約締約国に「西欧的常識を知らない信じがたい人物たち」というレッテルを貼られることになる。日本から全権委任状を取りにアメリカに戻ってきた大久保、伊藤の努力もむなしく、条約改正は失敗に終わった。そこには西欧列強諸国のルールにに翻弄される東洋の小国としての日本の姿があった。これ以降、使節団は条約改正交渉から西欧諸国の視察に切り替える。西欧諸国が、なぜ繁栄したのかという秘密を知ることと。西欧のルールを身につけ

ることにあったのである。

田中彰がいうように、通説のように岩倉使節団の首脳が最初からドイツ・イタリアを「特別な国」として過大な比重を置いてはいなかった。明治 3 年から明治 4 年にかけての国費両学生の派遣先を見ても日本の関心度の高さとしてはアメリカとイギリスが高く、次いでドイツとフランスに関心があっただけであった。むしろドイツに関心を高め後に比重を高めたのは、この岩倉使節団が各国を視察した実体験にあったのである（田中, 2002: 155-171）。

西欧と日本の習慣の違い、例えば個人主義と家族主義の違い、西欧全体の思想的な基盤であるキリスト教の存在に戸惑いを覚えながら岩倉使節団は旅を続けていったのである。

岩倉使節団首脳の重要な課題の一つとして、これからの日本の将来設計を「共和制」にするのか「君主制」または「立憲君主制」にするのかというものであった。

特にアメリカ、イギリス、フランス、ドイツの視察は、その課題の答えを探す良い見本であったのである。もともと日本にはアメリカは幕府使節（咸臨丸）によって共和制の予備知識があった。随行した勝海舟や福沢諭吉がアメリカ共和制に感心したのは周知の事実だからである。しかし、確かにアメリカの共和制はフランスのような過去のしがらみのない共和制であり「純粋の自主民が集まり真の共和国をなした」国である。しかし、岩倉使節団の結論としてはアメリカという国は移民の国であり、移民した人が下から積み重ねを行い自主独立の民主主義である。したがって、日本の国情には不向きな国家体制であるとした。つまり、議会での多数決原理は一見公平に見えるが、上下院の議員がみんな最上の人が選ばれているとは思えないこと。多数決で決める意見のほとんどは妥協の産物であり良策と思えないこと。それは自分たちの利益になることだけを決していること。また、アメリカ人は民主主義を至上の原理ととらえ、それが習慣となって民主主義の弊害を知らない。さらに官の権威、上位者の権威か薄くなること。自己の権利ばかりを主張している国民性であること。賄賂が役人のあいだに横行しニューヨークなどのビジネス都市では富豪や財界の力が大きく時の政権はその勢力に圧せられていること（久米編修(1),1980 を要約）。以上の欠点が目立つと結論づけている。

フランスの共和制は共和思想の元祖であるが、血なまぐさい革命をやり遂げて共和制になっている。その後、帝政と共和国のあいだを 6 回も行き来している。岩倉使節団が訪れていた頃は共和制であったが、世界最初の労働者政権を確立したというパリ・コミューン[*7]（1871 年）の蜂起の傷がまだ癒えていない時期の訪問であった。パリ・コミューンの成

立時期にパリに入っていた西園寺公望が「共和政治をめざして姦猾無知な徒が、大いに愚民を扇動して干戈を用いるに至った」と表現したが、岩倉使節団もパリ・コミューンを「賊徒」、「暴徒」、「賊軍」と表現していた。共和国の定着はかなり問題があると岩倉使節団は考えたのである。その後に訪れたスイスは、アメリカと似た純粋な共和国であった。しかし、規模の小さな国だから可能なのであって、日本への手本としては不適切であると結論づけている。

『米欧回覧実記』にはナポレオン三世の評判やその時代相に触れたところに「労働権利ノ説」がある。それによると、フランス政府は「職工」を「勧奨恵恤（かんしようけいじゆつ）」（恵み哀れんでやることを進める）する義務があるのだから、政府は人民の労働のために仕事をあたえ、各人の生活が成り立つ方法を講ずべき、という主張を紹介している。これはフランス社会主義の思想、特にルイ・ブランの説ではないかといわれている（田中, 2002: 128）。この主張に対し岩倉使節団は、「労働権利ノ説」では、全国の人民が仕事に就けないのは政府の責任だというが、そんなことはない、と反論している。それは経済の何かもわからない「君子」がいたずらに美名のもとに社会を攪乱させて、「小市民」に怠けることを教えて、できもしない望を抱かせている。これは「西欧文明ノ国」といえども免れない。こんな議論が続くと、全国の争乱を引き起こすだけである。近年のフランスの内乱の原因の多くは、こうした悪しき習わしにある、と断罪している（久米編修(3), 1980: 80）。岩倉使節団には暴力、蜂起による労働者の解放という発想はない。

岩倉使節団は全世界の視察をすることでみえてきたものがあった。それは、東西社会の性格の相違である。

『米欧回覧実記』では次のようにいっている。

「西欧人の性凜（せいひん）には、尽（ことごと）く会社団結の気風を具有す、是（これ）全く東洋人種になき所たり」（久米編修(5), 1980: 158）

ここでの「会社」とは社会の意味である。まさに『資本論』の訳者である長谷部文男が言うように社会＝会社として、明治初期にはとらえていることはあきらかである。

田中彰(2003)によると、『米欧回覧実記』のこの見解は、ヨーロッパ社会は、社会学でいうゲゼルシャフト（利益社会）であり、アジアはゲマインシャフト（共同社会）の性格を持つ、と彼らが感じ取ったからではないかという。つまり、ヨーロッパでは自主・独立

が叫ばれ、生命や財産の保護が基本となる。道徳により立言されるアジアとは、その社会的体質を異にしていると悟ったのである。

次に、岩倉使節団は君主制についての議論に移る。岩倉使節団の訪問した 12 カ国注 9 カ国が何かしらの君主制度であった。オランダ、ベルギー、デンマークなどは国の規模として参考とならない。日本の近隣国として、最も恐れていたロシアは様々な国を訪れた結果、前近代的な極端な帝政であり、他のヨーロッパよりも遅れていたことを知る。こちらも参考にならない。最後に、参考とした国がイギリスとドイツであった。

イギリスは、王政が存在し、なおかつ議会もある。ただし、1689 年の「名誉革命」により王位に対する議会の優位を認めた「権利の章典」が発布されていた。議会もあり議員もいる。シティーに行くと実業家や金融課が勢力を持って差配している。ところがロンドンを離れる地方に行くと、貴族は地方に広大な土地を持っていて封建領主の生活を行っている。イギリスは、王政でもあり、貴族制でもあり、議会制でもあり複雑な社会状況であった。しかもイギリスの憲法は不文法、コモンローの慣習法の国であり、法律面でもわかりにくい国であった。さらに、資本主義隆盛の陰に隠れている公害、貧困、貧民の存在、貧富の格差をまざまざと見せられたのである。

ドイツに岩倉使節団が訪れた時に、日本と同様な国内事情であることに共感を覚える。つまり国内に様々な藩が乱立している幕藩状態から薩摩、長州、土佐、肥前などの藩が抜きんでて、国内を天皇の名により統一し「明治維新」を遂行した。これと同様に、1871 年にドイツはプロシャ、バイエルン、ザクセンなどの分裂状態にあった諸侯をプロイセン王のウィルヘルム一世が統一ドイツの皇帝となり、プロイセンの首相であったビスマルクがドイツ全体の宰相になっていた。また、長州からの留学生の青木周蔵が、政治学の研究をベルリンで続けていた。その成果を木戸、大久保らは青木から講義を受け、憲法についてもイギリスよりもわかりやすいかたちで制定されていることを知る。岩倉使節団としては歴史的な意味でもドイツと日本の共通性を見いだしたのである。

さらに、岩倉使節団がドイツにたいして親近感を持った理由として、宰相ビスマルクの岩倉使節団歓迎の晩餐会での演説がある。

歴史的事実として当時のビスマルク政権下のドイツでは、実行には移されなかったが、密かに日本の蝦夷地、すなわち北海道を植民地化、侵略計画があった。これは、彼の駐日ドイツ公使・フォン・ブラントがビスマルクに意見具申をした資料が発見されている（ＮＨＫ,2006）。しかしながら当時の弱肉強食の世界にあって、ビスマルクの岩倉使節団歓迎

の晩餐会の演説は岩倉使節団の心に染み入ったのである。

『米欧回覧実記』には、ビスマルクの演説が引用されている。少し長いが引用する。

「現在、世界各国は皆親睦の念と礼儀をを保ちながら交際している。しかし、これは全くの建前のところである。私が幼いころ、わがプロイセン国が弱体であったことは皆さんもご存じのことであろう。その頃私は小国としての実際の状況を自ら体験し、常に憤慨を感じていたことは、今も脳裏にはっきりと記憶している。

かのいわゆる「万国公法（国際法）は、列国の権利を保全するための原則的取り決めであるけれども、大国が利益を追求するに際して、自分に利益があれば国際法をきちんとまもるものの、もし国際法を守ることが自国にとって不利だとなれば、たちまち軍事力にものをいわせるのであって、国際法を常に守るなどはありえない。国は一生懸命国際法に書かれていることと理念を大切にし、それを無視しないことで自主権を守ろうと努力するが、弱者を翻弄する力任せの政略にあっては、ほとんど自分をまもれないことは、良くあることである」（久米編修（３）,2005: 369）

続けて、ビスマルクは、統一ドイツに対する、最近の軍事行動による世界世論批判、すなわちプロイセンは侵略を好む国であるとの批判に対し反論する。それはドイツの統一、ドイツの国権のためにやむを得ないものであり、それを通じて各国相互が自主権を守り、対等に交わり、相互に侵略しないための世界を構築したにすぎないという。そして、ビスマルクは続けていう。

「聞くところによると英仏両国は海外に植民地を搾取し、その物産をほしいままに強め強め、他の諸国は皆両国の行動に迷惑しているという。ヨーロッパ平和外交などはまだ信用するわけに行かない。皆さんもきっと顧みてひそかな危惧を捨て去ることができないのではないか。そのお気持ちは私自身小国に生まれ、その実体を良く理解できるところである。したがって、現在日本が親しく交際している国も多いだろうけれども、国権と自主を重んずるわがドイツこそは、日本にとって、親しい中でも最も親しむべき国ではないのか」（久米編修（３）,2005: 370）

この演説を聴いて感激した伊藤博文はビスマルクに尊敬の念を込めてビスマルクを「大

先生」と呼んでいた。これにより小国である日本がビスマルクにより勇気づけられたのである。

このようにして、それまでイギリスよりであった明治政府はドイツよりとなっていくのである。以後ドイツの国費留学生を送り込み、ドイツ観念論の輸入から、結果的にマルクス主義を輸入しやすい土壌を作っていったということもいえよう。

しかし、このような明治政府のドイツ重視政策はあったものの日本全国の思想がドイツ一色になってはいない。例えば、岩倉使節団においても明治政府の中枢にあった大久保や伊藤の参加はいうまでもなく、日本のその後に影響力を持った人物が多く使節団に参加している。自覚、無自覚は別として明治政府の意図と関係しているものも、関係していないものも存在する。主な人物を久米編修(2005)の付録を参考に、あげてみると次のような多彩な人物がいる。

３－２－１　「岩倉使節団」の高官と留学生の群像

何礼之(1840 年生-1923 年没)は一等書記官として参加した。使節団副使の木戸孝允に附属し、憲法の調査を行い、モンテスキューの『法の精神』を翻訳を行い、のちに『万法精理』として刊行した。その後、ベンサムの『民法論綱』を翻訳するなど自由民権運動に大きな影響を与えた。

福地源一郎(1841 年生-1906 年没)は大蔵官僚の身分で、岩倉使節団に一等書記官として参加している。帰国後の 1874 年、政府系の東京日日新聞に主筆として入社しのち社長となりジャーナリストをへて東京府府会議長として政界にも進出した。1882 年、丸山作楽・水野寅次郎らと共に立憲帝政党を結成し、天皇主権・欽定憲法の施行・制限選挙などを政治要綱に掲げている。

二等書記官で参加当時、林董三郎と名乗っていたのは林董(1850 年生-1913 年没)である。先に述べたように彼は『経済学原理』の初の邦訳である『彌兒経済学』を出版している。後の明治学院となる ヘボン塾で学んだ後、幕府の留学生としてイギリスへ渡った。その後、榎本武揚率いる脱走艦隊に身を投じ、箱館戦争時には佐藤東三郎と名乗った。敗戦後は香川・兵庫の県知事、ロシア・イギリスの駐在公使、外務大臣、逓信大臣などを務めた。彼の孫である忠雄は三菱財閥の 4 代目総帥・岩崎小弥太の養嗣子となり林家は三菱の創業

者一族である岩崎家と閨閥（妻の一族を中心に結ばれた人のつながり）でつながった。

大使随行として参加していた久米邦武(1839 年生-1932 年没)は、佐賀藩士の時代に、弘道館で学び、江戸に出て昌平坂学問所で学んだ後、明治政府に使えた。岩倉使節団の帰国後に、『米欧回覧実記』を編集した。1888(明治 21）年、帝国大学教授兼臨時編年史編纂委員に就任、重野安繹らとともに修史事業に関与する。在職中の 1892(明治 25)年、田口卯吉の勧めにより雑誌『史海』に転載した論文「神道ハ祭天ノ古俗」の内容が問題となる、いわゆる久米邦武筆禍事件により帝国大学教授職を辞している。特に歴史学における学問の自由と国体とのかかわりについて一石を投じている。その後は早稲田大学の教授に就任している。

同じく随行員である内海忠勝(1843 年生、1905 年没)は長州藩士で蛤御門の変に参加し、維新後新政府に登用され､使節団に大使随行員として参加し帰国後には地方官として長崎、三重、兵庫、長野、神奈川、大阪、京都の各県令・知事を歴任した。

理事官として参加した山田顕義(1844 年生-1892 年没)は、長州藩士から政府高官に任官され、近代日本の法典整備に力を尽くした。日本大学の前身である日本法律学校や國學院大學の前身である國學院を創立し、現在は両大学の学祖となっている。

同じく、田中不二麿(1845 年生-1909 年没)は、明治維新期の著名人物としては珍しい尾張藩出身者の一人である。彼は 1879（明治 12）年に「教育令」を建白した。これにより、それまでの学制が廃止され、新たにこの教育令が施行された。これは、それまでの学制にある画一的、民生圧迫的な側面を退けて、アメリカ式の地方主体の自由主義教育を押し進めた。義務就学期間の短縮や校舎を設けず教員の巡回で教育を行う移動教育の導入、私立学校の開設認可制度の導入を行った。近代体育教育を導入、「女子校」や「幼稚園」の開設に関与し日本教育史上に大きな功績を示した。

理事の随員として参加した原田一道(1830 年生、1910 年没)は、幕末・明治期の兵学者である。山田顕義理事官の随行員として使節団に参加し、フランス、オランダなど欧米各国をめぐっている。帰国後、陸軍省砲兵局長、陸軍少将、東京砲兵工廠長・砲兵工廠提理・砲兵会議議長等の陸軍の要職を歴任ししている。桂太郎や寺内正毅、乃木希典などの軍人を兵学校大教授時代に教えている。

同じく、長與専齋(1838 年生-1902 年没)は、肥前大村藩に代々仕える漢方医の家系に生まれる。大村藩の藩校である長崎県立大村高等学校の前身である五教館で学んだ後、安政元年（1854 年)、大坂（当時の表記）にて緒方洪庵の適塾に入門し、やがて塾頭となりの

ちに大村藩の侍医となった。岩倉使節団の一員として欧州に渡り、ドイツやオランダの医学及び衛生行政を視察を行っている。帰国後は、1874（明治 7）年に文部省医務局長に就任。また現在の東京大学医学部の前身となる東京医学校の校長を兼務した。また、1875（明治 8）年、医務局が内務省に移管されると、衛生局と改称して、初代局長に就任。コレラなど伝染病の流行に対して衛生工事を推進した。彼は Hygiene の訳語を「衛生」として採用して衛生思想の普及に尽力した。

さらに、岩倉使節団はイギリス、フランス、アメリカ、ドイツ、ロシアに留学生を派遣している。この留学生たちも、その後の明治の思想、政治・経済、教育、等々に影響を与えた人物である。その、一部を紹介しよう。

イギリスの留学生のなかに、フランスの思想家ジャン＝ジャック・ルソーを日本へ紹介して自由民権運動の理論的指導者となった事で知られ、「東洋のルソー」と評された中江兆民がいる。彼は、さらにアメリカから第三共和政時代のフランスへ渡る。フランスではパリ、リヨンに滞在し、西園寺公望とも知り合う。帰国後は仏蘭西学舎（のちに仏学塾）を開き語学や思想史のほか、漢学も教育した。また民権論の教授に務めルソーの『社会契約論』の部分訳である漢字カタカナ混じり文の『民約論』の校訂に携わった。

アメリカの留学生には、金子堅太郎がいる。彼は、帰国後、伊藤博文の側近として大日本帝国憲法の起草に参画した。また、日露戦争においては、留学先のハーバード大学の人脈を頼りに（当時のルーズベルトアメリカ大統領は同窓生）アメリカに渡り日本の戦争遂行を有利にすべく外交交渉・外交工作を行った。

同じく、團琢磨は、使節団に参加し、そのままマサチューセッツ工科大学鉱山学科に留学する。帰国後は、旧制第三高等学校の前身である大阪専門学校助教授 、次いで東京帝国大学助教授となり、工学・天文学などを教える。1884（明治 17）年に工部省に移り、鉱山局次席、さらに三池鉱山局技師となる。採炭技術の習得のために渡欧し、1888（明治 21）年に三池鉱山が政府から三井に売却された後、そのまま三井に移り、三井三池炭鉱社事務長に就任する。1893（明治 26）年に三井鉱山合資会社専務理事に就任。1899（明治 32）年に工学博士号が授与され。1909（明治 42）年に三井鉱山会長する。彼の手腕により三井財閥形成されるようになった。

同じく、牧野伸顕は、大久保利通と妻・満寿子の二男として生れ生後間もなく大久保利通の義理の従兄弟にあたる牧野吉之丞の養子となった。11 歳で父や兄とともに岩倉使節団に加わって渡米し、フィラデルフィアの中学を経て、帰国後、東京帝国大学の前身であ

る大学校に入学する。1880（明治 13）年に大学校を中退して外務省入省する。その後、ロンドン大使館に赴任し、憲法調査のため渡欧していた伊藤博文と知りあう。対外協調的な外交姿勢と英米型自由主義による政治姿勢を基調とし、一方では薩摩閥により広く政界、外交界、宮中筋と通じるという、独自の地位を築きあげる。1919（大正 8）年、第一次世界大戦後のパリ講和会議に次席全権大使として参加して日本の次席全権大使として人種的差別撤廃提案を行っている。晩年は自由主義者となっており、第二次大戦後に首相となる吉田茂は女婿（**娘の夫**）である。

同じく、津田梅子は留学生のなかでは最年少の満 6 歳で留学している。途中、キリスト教の洗礼を受け、1878（明治 11）年にはコレジエト校を卒業し、私立の女学校であるアーチャー・インスティチュートへ進学。ラテン語、フランス語などの語学や英文学のほか、自然科学や心理学、芸術などを学ぶ。1885（明治 18）年には伊藤に推薦され、学習院女学部から独立して設立された華族女学校で英語教師となる。さらに、明治女学院の講師などを経て、1900（明治 33）年に、現在の津田塾大学の前身である「女子英学塾」の設立し東京府知事の認可を受け東京麹町区に開校し塾長となっている。

同じく、山川捨松（後の大山捨松）は、日露戦争で活躍した西郷隆盛の従兄弟、元帥陸軍大将大山巌の妻である。捨松は使節団に参加しアメリカに留学、コネチカット州ニューヘイブンのリオナード・ベーコン牧師宅に寄宿し、そこで四年近くをベーコン家の娘同様に過ごして英語を完璧に習得しニューヨーク州ポキプシーのヴァッサー大学に進んだ。帰国後は、自らも持っていた看護婦資格をもとに日本における赤十字社の設立や女子教育の発展に寄与した。

さらに、同じく、日下義雄は帰国後の 1899（明治 32）年に渋沢栄一などの実業家の協力や地元の資本家らと岩越鉄道株式会社を設立し、郡山と会津若松間を開通さた。また第一銀行常務取締役などの民間の役員を歴任している。

山脇正勝は新撰組隊士であったにもかかわらず使節団留学生になり、アメリカに留学、帰国後は三菱に入社。その後、長崎造船所所長を長年のあいだ務めている。

同じく、新撰組隊士であった、高木貞作は。アメリカで商法を学んで 1875（明治 8）年に帰国している。後年、一橋大学設立に携わり、商業簿記の教授に就任しいる。

ドイツの留学生としては平田東助がいる。彼は当初はロシアに留学する予定であった。しかし、ベルリンで青木周蔵・品川弥二郎らに見識を認められ、説得されて統一したばかりのドイツの留学に切り替えた。ベルリン大学で政治学、ハイデルベルク大学で国際法、

ライプチヒ大学で商法を習得する。このうちハイデルベルク大学では日本人として初の博士号を取得している。ドイツ法学の専門家として大蔵省翻訳課長、少書記官、法制局専務などを歴任。1882（明治 15）年には、憲法調査のため、伊藤博文の憲法調査団にドイツに随伴。帰国後、内閣制度導入に関わる法制度整備に貢献した。山県有朋の山形閥であり、日露戦争後に自由主義や社会主義思想を危ぶみ大逆事件が起きた内務大臣時代には検挙を指揮し幸徳秋水らをとらえている。

その他、留学組には大鳥圭介がいる。大鳥も適塾出身者で、その後、西洋砲術を学び、1863（文久 3）年に陸軍所の勤務を経て幕臣に取り立てられて歩兵奉行となり幕府陸軍の育成や訓練にある。江戸城の無血開城後に江戸を脱走し、いわゆる脱走軍を指揮する。仙台にて榎本武揚と合流して蝦夷に渡り、箱館政権の陸軍奉行となる。箱館五稜郭で降伏して投獄された。1872（明治 5）年に出獄後、新政府に使えて使節団に参加した。帰国後は工部省に属し、技術官僚として殖産興業政策に貢献した。工作局長として官営工場を総括し、セメントやガラス、造船、紡績などのモデル事業を推進するなどインフラ開発にも関わる。また、内国勧業博覧会の審査員として国内諸産業の普及と民力向上に尽力し、「工業新報」を発刊して先進的技術の普及につとめたほか、「堰堤築法新按」の翻訳や民間草の根レベルの水利・ダム技術の紹介などにつとめた。

同志社の創設者である新島襄は通訳として参加している。安中藩士であったが元治元（1864）年に鎖国の国禁を犯してのアメリカ合衆国への渡航を画策する。慶応元（1865）年にボストン到着し密航船の船主・A.ハーディー夫妻の援助をうけ、フィリップス・アカデミーに入学する。翌年に、アンドーヴァー神学校付属教会で洗礼を受け、1867（慶応 3）年にフィリップス・アカデミーを卒業、1870（明治 3）年にアマースト大学を卒業し理学士を授与される。日本人初の学士の学位取得であった[*8]。当初密入国者として渡米した襄であったが、初代の駐米公使となった森有礼によって正式な留学生として認可された。1872（明治 5 年）、アメリカ訪問中の岩倉使節団と会う。襄の語学力に目をつけた木戸孝允は、4 月 16 日から翌年 1 月にかけて自分付けの通訳として使節団に参加させた。襄は使節団に参加する形でニューヨークからヨーロッパへ渡り、フランス、スイス、ドイツ、ロシアを訪ねた。その後ベルリンにもどって約 7 カ月間滞在し、使節団の報告書ともいうべき『理事功程』を編集した。これは、明治政府の教育制度にも大きな影響を与えている。また欧米教育制度調査の委嘱を受け、文部理事官・田中不二麿に随行して欧米各国の教育制度を調査した。

岩倉使節団の参加者だけを取ってみてもこれだけの多彩な人物がいる。まして、1862年のイギリスへの使節団である「遣欧使節団」には福地源一郎、箕作秋坪、福沢諭吉がいた。さらに、森有礼もイギリスに留学していた。したがって、明治政府の意図と反して、資本主義の背後に潜む「社会主義の原理」、「結社の原理」、そしてキリスト教の思想を輸入されたはずである。それも多様な思想家の輸入があったはずである。そこで次に明治期の社会主義の文献を詳しく見ていくことにしたい。

３－３　明治期の社会主義思想
－在野の思想家・実業界の社会主義感－

３－３－１・明治初期の社会主義、アナーキズム文献

わが国への社會主義、アナーキズムの受容は明治 30 年代（1897 －）から盛んになったといわれているが、明治 10 年代（1877 －）にはすでに始まっていた。ここでは、細川嘉六(1932),大原社会問題研究初編(1929)を頼りに資料発掘作業を通じながら、いわゆるマルクス主義を社会主義（あるいは共産主義）理論の至高なものとする偏見と整理にとらわれず、「利潤分配制度」の受容に関連する資料紹介を行っていきたい。

明治 14（1881）年にプロテスタント教会を中心とした宣伝雑誌『六合雑誌』第 1 巻 7 号に小崎弘道著「近世社會黨の原因を論ず」という論文がある。社會黨、すなわち社会主義の遠因は宗教の教義にあるとした当時の主張に反対意見を示し、自分のキリスト教的立場を支配階級に訴えるために書いている。これは逆にいえば、当時の支配階級が抱いているキリスト教への拒否反応を読み取ることができる。ブラートー、モール、ルイ・ブランを始めマルクス、バクーニン、ラサールの思想を紹介している。

1882(明治 15）年には原田潜著『自由堤網　財産平均論』(春陽堂)が出版されている。本書の内容としては、次の通りである。

１．財産ノ義解、２．財産ノ性質、３．財産ノ目的、４．天賦ノ財産、５．人為ノ財産、６．自由權果シテ平等ナレバ財産モ亦(また)平等ナラザルヲ得ズ、７．財産偏倚(へんい)ハ國ノ幸ニ非ズ、９．財産ヲシテ各人平等ナラシムル方法如何

当時、先に述べた「岩倉使節団」の留学生であった中江兆民がルソーの『民約論』の翻訳書が出版されていた。本書は、これと並んで、フランス革命の思想を我が国に導入したものである。

同じく、1882（明治 15）年にはトマス・ウールセイ（Woolsey,Th.D.）の *Communism and Socialism* の翻訳書、宍戸義知訳『古今社會黨沿革説』が出版されている。本書は、5 巻の分冊として出版されている。内容としては、社会主義を始祖とする社会主義の発祥の原因からマルクス主義までを解説している。特に第 3 巻ではフランス社会主義の「結社の原理」について解説している。

中江兆民主宰『政理叢談』誌は、1882（明治 15）年に刊行され 1884（明治 17）年末まで創刊された。1882（明治 15）年の 2 月に創刊された同誌には、プラグ「近世社會黨の沿革」、ナケー「社會黨論」の２論文を訳出し掲載されている。前者は、第 17 世紀から第 19 世紀（中江兆民の表現である）全般におけるフランスを中心とした社会思想の紹介である。後者は社会主義を社会の永遠理想の実現を望むものであり、ただ目先のために過激に行動するものは「恒産ナキモノハ恒心ナシ」（**生活が安定していないと精神も安定しない**）として、漸進的社会改良を唱えたものである。

以上のように明治初期の社会主義はフランス社会主義から多くの影響を受けていたことがわかる。

さらに明治 20 年代に入ると、日本の封建制から資本制に移行した弊害（農民階級と労働者階級の困窮）という現実問題を反映して、1887（明治 20）年に Fawcett,Henry の翻訳書、大野直輔訳『貧困救済論』（有隣堂）、松永道一著『内地雑居経済未来記』（春陽堂）が出版されている。特に松永は、分配分均の傾向を予想して、それをもとに救済方法を考える、という「利潤分配制」的な処方箋を紹介している。

1888（明治 21）年には『社會改良論』（江藤書店）、1891（明治 24）年には、石谷齋蔵がアメリカ社会党の綱領の紹介の書『社會主義綱領』（其光）および『社會黨瑣聞』（其光）を著している。さらに同年に、ヘンリー・ジョージ（George, Henry （1839-1897）[*9]）の抄訳がなされている城泉太郎編述『賦税全廃　済世危言』知新館、が出版されている。翌年、1892（明治 25）年にはヘンリー・ジョージの翻訳ブームとなり江口三省訳『社會問題』東京自由社、角田剛一朗訳『土地問題』（東京自由社）が立て続けに出版されている。このように、明治二十年までは社会民主主義的な傾向が根強いが、同年には、ビスマルクや国家社會主

義を論じたドーソン(Dawson,W.H)の翻訳、『國家社會制』光吉光次郎訳(哲学書院)や斯波貞吉『國家的社會論』(富山房)が出版され、本格的な国家社会主義の論議が深まり始めている。

1897(明治 30) 年に入ると、本城正碌著『日本社會の將來』(公愛社)と題して、利潤分配を唱える『ゴータ綱領』を訳出している。その結論には「我社會ノ將來ハ「社會主義ノ勝利」と結論づけている。さらに同年、片山潜の『英國今日之社會』(警醒社)、『労働者之良友　喇撒傳(らざる)』(労働世界發賣所)が出版された。後者はドイツ社会主義者のラッサール(Ferdinand Lassalle 1825 - 1864[*10]) の解説である。「日本の労働問題の改善を図るためには必ず読むべきである」と主張されている。これに関連して川上清は『勞働保護論』(東華堂)では、労働の保護の意義、労働の権利、婦人工場労働、婦人の優生保護、幼年労働の禁止、労働者之身分保障、労働保護の機関(中央、地方とも)の設立等を主張している。

明治 32(1899)年には福井準造著『近世社會主義』(有斐閣) が出版されている。福井は慶應義塾の卒業生であり、後に神奈川県の代議士、司法大臣の秘書官になっている。内容としては第一期の J. S ミルを含むイギリスとフランスの社会主義の紹介、フランスとイギリスの社会状態、ロバとオーエン、ルイ・ブラン、プルードンの社会主義、ドイツ社会主義、マルクス、ラッサール、アメリカ社会党、キリスト教社会主義など幅広い社会主義の解説を行っている。

さらに、同年には村井知至著『社會主義』(勞働新聞社、社會主義圖書部)が出版されている。それによるとヨーロッパの現時の社会問題、社会主義の定義、社会主義の教育、美術、道徳、婦人問題および労働組合などを中心に論じている。そして、この時期の社会主義者にとって共通した見解である資本主義と同様に社会主義思想の背後に潜む思想がキリスト教であることを説いている。

1904 (明治 37) 年には、本稿の「はじめにー本稿の要約と構成」で引用した、アメリカ社会党のシャトルが書いた *ABC of socialism.*の翻訳、石川三四郎訳「社会主義のイロハ」『社会主義入門』と石川三四郎著『消費組合(一名購買組合) 之話』(平民文庫) が出版されている。後者は、「協同組合の父」と呼ばれる賀川豊彦 (第 5 章で詳述) に大きく影響を与えたという。

このように、明治期のアナーキズムを含む社会主義思想は、19 世紀後半の西欧の多様な社会主義の主張をそのまま輸入、受容していることがわかるのである。

今一度、以上を証明するために、深井英五著『現時之社会主義』、田島錦治著『日本現

時之社會問題』、豊原又男『資本と労働の調和』、島田三郎『世界之大問題社会主義概評』を例に取り上げ少し詳しく見ていこう。

３－３－２　深井英五『現時之社会主義』1893（明治 26）年

『現時之社会主義』（以下、深井（1893）と略す）は 1893（明治 26）年に徳冨蘇峰[*11]（1863 年生-1957 年没）の民友社から『平民叢書』の第 6 巻として刊行されている[*12]。著書の名前は明らかにはされていないが杉原（1980）、杉沢（2004）らが主張しているように徳冨蘇峰と関係が深かった深井英五であるというのが定説となっている。本稿もこれに従う。

深井英五（1871 年生-1945 年没）は大正・昭和期の金融財政家である。明治 4 年 11 月 20 日群馬県高崎に生まれる。同志社卒業後、民友社勤務、時の宰相である松方正義秘書を経て 1901 年（明治 34）日本銀行に調査役として入行、1935 年（昭和 10）総裁となり、私学出身として異例の地位に上った。その間、日露戦争中に外債募集のため高橋是清に随行、第一次世界大戦後の国際会議に出席し、金融恐慌（1927）や金解禁・再禁止問題に対処し、外国為替管理法の制定に尽力し、有能な金融官僚として難局の処理にあたった。二・二六事件（1936）後、日銀総裁を辞し、貴族院議員、ついで枢密顧問官となった。

同志社時代にキリスト教とは離れたが「意識と物質とが共通なる本源から発するとみる一元論にたち、自由と必然を確率の概念において統一」しようとする独自の哲学的世界観をもち、通貨問題では国際的潮流を見通した経済理論をもつ優れた思想家でもあった。昭 1945（和 20）年に病没している。主著に『通貨調節論』『金本位制離脱後の通貨政策』『人物と思想』『回顧七十年』、遺著に『枢密院重要議事覚書』などがある。

このような金融財政家、金融官僚が 23 歳という若き時代に書き記した社会主義論という意味で大変興味深いものである。深井（1893）の序言にあるように、本書はウイリアム・グラハム『新舊社會主義』（1894（明治 27）年に、邦訳が森山信規訳、博文館により出版されている）とジョン・レー『現時の社會主義』の紹介的な著書である。

目次を詳しく見てみよう。（人名の下線は本文のものである）

第 1 章　社會主義の種類

第 2 章　十九世紀以前の社會主義

（1）猶太及基督教の社會主義

（2）トマス、モールよりルーソーまで　（ルソーのことー引用者）

（3）新時代の號鐘

第 3 章　十九世紀以前の社會主義

（1）サン、シモン及シモン派

（2）カーライルの社會主義

（3）フーリールの共同組合制　（フーリエのことー引用者）

（4）ルイ、ブランの労働組織

（5）ミルの社會主義

第 4 章　新社会主義の勃興

（1）独逸社會黨の始祖フェルヂナンド、ラサーレ　（ラッサールのこと-引用者）

（2）新社会主義の經典マルクスの資本論

（3）社會黨最近の運動

（4）魯士亜虚無黨　（ロシア虚無党のこと-引用者）

第 5 章　新ユートピア

（1）公有制度

（2）冨の分配

（3）物價及貨幣

第 6 章　實行的社會主義

（1）非ユートピア

（2）社会主義的立法

（3）労働者保護

（4）官設事業

第 7 章　社會主義の前途

以上のように、海外の文献を参照しながらも 1893（明治 26）年という時点で、プルードンの社会主義には言及してはいないが、西欧の社会主義的な見解を網羅しているのである。そして、社会主義とキリスト教の関係についても垣間見ることができる。

本書の影響力は発売当時は絶大であった。山口（1919）によると「幸徳秋水、西川光次郎などに社會主義のイロハを教えた」ものが本書だといっている。

本書によると生活の自由はすべての自由の用件であり、財産の平等はすべての平等の用件であるという（深井, 1893: 3）。封建主義から資本制への転換は画期的なことであった。しかし、19 世紀の特質的な現象としての物質的進歩が、富める資本家がますます冨を独占し、労働者はますます隷属的な地位に陥れられている現状を見れば、フランス革命のスローガンである「自由」、「平等」、「博愛」のスローガンは空虚なものとなっている。しかし、空虚なものとしてはならないという。そして、あえて再び社会的な解放の用件として次のようにいう。

「其方法の如何を問はず、成る可きだけ冨の分配を平等にし、若しくは冨の分配に於ける大なる不平等を防遏するの目的を以て、社會上の関係を按排するのは、最も廣き意味に於いて言う所の社会主義也。協働生産の組織、合衆國に於ける共産的社會の試験、種々の慈善制度、貧民救助法、小農民及び一般勞働者を保護する為の立法、無政府黨の目的、土地の自由賣買を禁じ、若しくは一個人の私有を得る土地の額を制限せる古代の法律習慣の如きは、皆此廣義に於いて社会主義的なりと言はる可し」

（深井, 1893: 3-4）

このように社会主義という定義を幅広い意味で使用していることがわかるのである。本書による最近の国家社会主義たる社会主義とは「公有主義（コレクテビズム）」であるという。公有主義は共産主義（コンムユニズム）とは全く違うものだという。共産主義は全く私有財産制を認めないけれども、公有主義は消費品に限り私有制を認める。共産主義は絶対的平等を目的とするが、公有主義は一定の範囲内に於いて分配の不平等、蓄財、相続制が存在する。しかし、その蓄財を貸与して利子を納め、もしくは私企業を企てて利益を得ることは許容できないものである、と定義づけている。この定義は疑わしいが社会主義を国有・国営主義と言っていないことが重要な点なのである。なお、田島錦治は本稿（4-2-2-2）で見るように「公有主義（コレクテビズム）」を「合邦的報恩主義」と訳して「利潤分配制」の基礎論としている。」

以上をふまえて本書はJ. Sミルの社会主義にも言及する。本書はミルの『経済学原理』（1848）からミルの社会主義論と共産主義論について検討している。『経済学原理』の何版を参照したのかは言及されていない。しかし、「株式会社論」を展開したミルの生前最終版第7版ではないことは確かである。しかし、杉原四郎も言うように、本書は明治の前半においてミルの自由主義的側面が主にクローズアップされたのに対し、後半のミルの社会主義的側面が強調されていくが、その時期の間を取り持つ貴重な資料なのである（杉原, 1980 :178-180）。先に見たように、公有主義を社会主義と規定すれば、J. Sミルの社会主義には違和感を伴う。しかし、本書は言う。

「公有主義者、革命的社會黨の意味を以て言えば、彼は素より社會主義者に非ざる可し。されど吾人は彼が社會主義者と自稱するとの必ずしも理由なきにあらざるを見る」（深井, 1893: 58）

ミルは理想の実現が道徳の進歩とが同時に実現することを可能とする政策を打ち出した。したがって、ミルは早急に社会主義を実現させようとするものは愚かな行為だと言っているという。そして、さらに深井は次のように言う。

「ミルは、ユートピア的、革命的社會主義者に反對せる、實行的、小心的社會主義者にてありし也」（深井, 1893: 58）

このように特徴付けて J. Sミルを社会主義者であると認定しているのである。しかし

ながら、社会主義的理想に近づく第一歩として熱心に唱道した協働生産、協働組合による生産の制度は、ルイ・ブランと同様にミルの予想に反してその後はあまり発展していないという。資本家の勢力はますます強大になり、合資会社はますます資本家の地位を強固なものにし、ミルも設立に尽力した「有限会社法」の有限責任は、資本家の地位をますます安全にするだけであった、と言っている。ここで深井はミルの「株式会社論」には言及していない。もちろんマルクスの生前未公開である「株式会社論」には言及するはずもない。だが、深井が現時点では知るよしもないミルとマルクスが協働組合生産方式から株式会社生産方式へ、将来社会の支配的な形態へ転換させた諸事情を上手く表現させている。深井は協働組合生産方式の社会主義を批判して次のように言う。

「協働組合が資本家を壓倒して殖産社會に獨歩するの時遠きに非ずとは、資本家の勢力が如何に根強きかわ知らざる哲學者の空望にありし也」（深井, 1893: 60）

深井は「協働生産」の「協働」の原語、語源が何であるのかは示していない。しかし、アソシエーション（association）であることは明白である。本書の最終章、第 7 章の「社會主義の前途」では、ミルの「協働組合」、「協働生産」、つまりアソシエーションは成功しなかった。それはミルだけではなく、マルクス、トクエブル、スペンサー、カーライルの予言もことごとく失敗している。これらの失敗の原因は早急な改革を望みすぎたこと。将来社会に関する特定の予言は信じがたいということ。そして彼ら予言者は進歩を信ずる楽天家であるという。しかし、深井自身も社会の進歩を信ずるものと言っている。そして次のように本書を結んでいる。

「吾人亦た社會の進化を信ず。進化の極致如何は素より今に於いて特定的に豫知す可らずと雖、吾人は其がより多くの平等と、より多くの自由の方向に於いてあるとを信ずる也。而して其方向に進むの途は、人情と、自助と、國家の按排に在てあるとを信ずる也」

（深井, 1893: 167）

杉原四郎によれば、深井のこの言葉は、ミルの社会主義をかなり評価した内容だという。確かに、時代的制約もあり、ミルを含め株式会社論から株式修正主義つまり「利潤分配制」

の議論はおこなっていない。しかしながら、後に体制側になる著者が資本主義の矛盾を論じ、さらに労働者への分配の不平等を訴えていたことは大きい。明治 20 年代という文献の取得にも恵まれなかった時代において画期的な書といえる（杉原, 1980: 180）。

３－３－３　田島錦治の『日本現時之社會問題　附近世社會主義論』1897（明治 30）年

『日本現時之社會問題　附近世社會主義論』（東華堂）（以下、田島（1897）と略す）は京都帝国大学法科大学教授・田島錦治が東京帝国大学の大学院生時代に著述されたものである。なお、田島錦治の略歴に関しては次章で詳しく見る。本書の付録にある「近世社會主義論」は、当時において国際的に社会主義者間でよく読まれたアメリカのキリスト教社会主義者、イリーの著作を翻訳したものである（R.Ely;*French and German Socialism in Modern Times,*1883）。ちなみに、河上肇もこのイリーの著作を翻訳する計画があったが、本書の存在を知り草稿段階で中断している。なお、本書はしばらく絶版の状態であったが第一次世界大戦後のデモクラシー精神の時代思潮とともに『近世社会主義論』と名前を変えて 1919（大正 8）年に再刊されている。この事実をもってしても興味深い著書である。

田島錦治は、本書の冒頭に、社会主義を知らずに社会問題を語ることはできない。日本の社会問題を語る上で、社会主義問題とはどのようなことかを広く知らしめることにあると本書の目的を書き記している。

本書の目次構成を見てみよう。1890 年代の日本の社会主義の受容状況がよく解る。

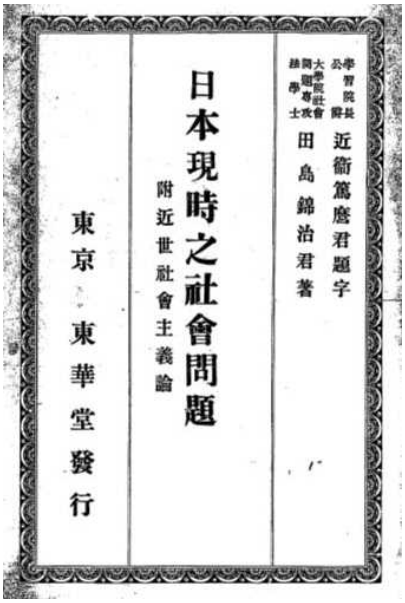
学習院長 公爵 近衛篤麿君題字
大學院社會 問題專攻 法學士 田島錦治君著
日本現時之社會問題
附近世社會主義論
東京 東華堂發行

第 1 編　總論
　第 1 章　緒言
　第 2 章　社會問題の本質
　第 3 章　現今社会問題の起因及發達
第 2 編　仏蘭西社會主義
　第 1 章　緒論
　第 2 章　ハブーフの社會主義
　第 3 章　カペーの社會主義
　第 4 章　サン、シモンの社會主義
　第 5 章　フーリエの社會主義
　第 6 章　ルイ、ブランの社會主義
　第 7 章　プルードンの社會主義
　第 8 章　プルードンの死後に於ける仏蘭西社會主義
第 3 編　日耳曼（ゲルマン）社會主義
　第 1 章　緒論
　第 2 章　ロッドベルツの社會主義
　第 3 章　カール、マルクスの社會主義
　第 4 章　萬國労働者同盟
　第 5 章　フェルヂナンド、ラッサルの社會主義
　第 6 章　社會民主黨の理想
　第 7 章　ラッサルの死後に於ける社會民主黨
　第 8 章　講壇社會主義
第 4 編　基督教的社會主義
　第 1 章　宗教と社會問題の関係
　第 2 章　聖書中の社會主義的教義
　第 3 章　英獨拂の基督教的社會主義

このように、19 世紀後半の社会主義思想がほぼ網羅されていることがわかる。同時期

の論者のように宗教問題、キリスト教思想と社会主義思想の同一性についてにも触れている。

深井(1893)では決して語られなかったのは共有＝国有という規定である。田島は共産主義とは「私有財産制度に制限を加へ、土地及資本は之を共有（即ち國有）となし、國民は共同して生産に従事し、其生産物は勞働高に比例して配分せんと企てたり」(田島, 1897: 5)するものである。一方、社会主義は極端な制限を加えず着実に社会を改良していくもので、きわめて原理論的なものであるという前提で著述しているわけであるが、ここで共有＝国有説が述べられていることは、以降の社会主義に与えた影響としても注目に値する。

本書は、上記の目次でもわかるようにマルクスよりもむしろプルードンの社会主義に多くの紙面を割いている。しかしながら、同じく京都帝国大学教授の岡村司が指摘して注意したように（前章参照)、プルードンの『所有とは何か』を『財産とは何か』と法概念を無視した表記になっている。だがプルードンの mutualism を「相互主義」という邦訳で紹介し、「人民銀行」を「國立銀行」と誤訳しているが、それがプルードンの社会改良政策であることを紹介している。当時としては画期的なことである。そして、その社会改良政策の次のようになるという。

「私有財産は漸く消滅するに至り勞働者は始めて盡く(ことごと)自己勞働の報酬を受くるを得ん、是に於いてか人は皆平等にして何人にも隷従することなく、又能く自由にして随意に其の能力を伸を得ん、是れ即ち自由と平等と手を携へて兩立するなり、個人主義にして社會主義、社會主義にして個人主義、完全無瑕の社會は是に外ならざるなり」
(田島, 1897: 153)

ただし、冒頭の「私有財産」は「私的所有性」(財産一般ではなく、略奪性という性格、性質）という性格概念で記述しなければプルードンの意図から外れてしまう。しかしながら、田島錦治が本書の第 6 章「社會民主黨の理想」での言及を含めて、次章で詳しく扱うように「利潤分配制度」を提唱していく素地ができあがっていたといえるであろう。

田島錦治は、本書の第 8 章「講壇社會主義」でも述べているように、自らを講壇社會主義者と称していた。講壇社会主義（Kathedersozialismus）とは、資本主義制度を変革せず、社会政策・社会立法によって漸進的に社会改革を行おうとする理論である。1870 年代、ドイツにおいて、A.ワグナー・シュモラーらの大学講壇に立つ学者の提唱する社会改良主

義を当時のマルクス主義者が皮肉った言葉であるが、田島はあえて使っている。また、このことは政府のドイツ重視政策とともに、学問の世界においてもドイツ重視の傾向を垣間見ることができる。

３－３－４・豊原又男『資本と労働の調和』1899（明治 32）年

『資本と労働の調和』は 1899（明治 32）年に魁眞樓から出版されている（以下、本書、または豊原(1899)と略す。)。著者の豊原又男(1872-1947)は、大正、昭和期の職業紹介事業の先駆者として知られ「職業紹介の父」と称せられている。「職業紹介の国営化論」を主張し現在の公共職業安定所の基礎を作っている（保谷六郎, 1995)。

本書の書翰には森鴎外の上司であり、草創期の軍医制度を確立した石黒忠悳（1845 年生 - 1941 年没）が担当している。序文は新聞記者、政治家の島田三郎が担当している。豊原は、工場法制定に尽力し、さらに「日本のロバート・オーエン」と称され最初の印刷工組合を組織し、多くの労働者保護施策を実行したた佐久間貞一(1848 年生-1898 年没)と交友関係を持っており、豊原は豊原又男編著『佐久間貞一小伝』(1904・佐久間貞一君胸像建設事務所）という著書を持っている。

なお、本書は細川(1932)では社会主義文献としてはあげられはいない。一方、大原社会問題研究初編(1929)では社会主義文献として明確に位置づけられているものである。

序文の島田三郎も言っているように、天物、人力、資本の三者が相まって財が生まれている。どれ一つを欠いても財は生まれず、したがって冨をもたらすことはできない。しかし、現在は資本のみに重きが置かれ、人は衰退している。社会進歩のためには「資本と勞働の調和」が是非とも必要であると説いている。また、本書は豊原が凡例で示しているように、佐久間貞一の生前の指導により、佐久間がイギリスロンドン労働組合書記であるウエリアム、トラントやフリードリッヒ、クリップから寄贈された報告書とサー、トウマスムーア、サー、トウマスブラシー、ロバート、ギッフェン、ソルントンなどの著作を参照している。豊原はスミス、リカード、Ｊ．Ｓミルの労働経済論などを援用しながら、イギリスの労働組合をわが国に紹介しているのである。

本書の目次を見ていこう。

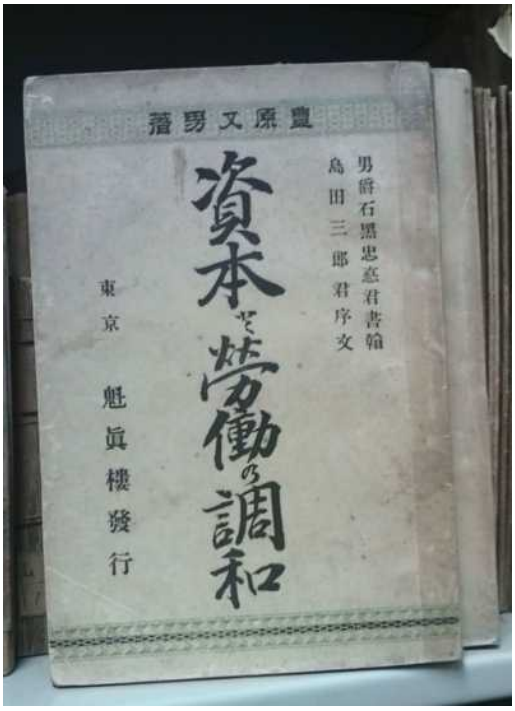

第１章　勞働問題の釋義

　第１節　勞働者の困弊せる原因

　第２節　勞働者困弊の状態

　第３節　勞働者困弊の結果

　第４節　勞働者の困弊救済を要するの理由

　第５節　勞働者の困弊を救済する方法

第２章　實際的職工保護制度

　第１節　独逸「クルップ」製鐵工場に於ける制度

　第２節　職工の家屋

　第３節　救済及び年金基金

　第４節　職工生命保険協會

　第５節　定規の救助及年金以外の救助基金

　第６節　共同分配倉庫

　第７節　學校制度

　第８節　衛生事項

　第９節　其他の制度

第 10 節　餘論
第 3 章　英國の勞働組合
第 1 節　勞働組合の起源及沿革
第 2 節　勞働組合の進歩及發達
第 3 節　勞働組合の目的
第 4 節　勞働組合の効果
第 5 節　勞働組合の影響

本書だけではなく、当時の日本の思想界には「資本と労働」の関係だけを描き、「資本、経営、労働」という図式は描いていない。「経営」の概念、「資本と経営」の分離概念はまだない。

ともかく、本書は労働者は、資本の圧政により困窮している。衣食住もやっとの事であり、音楽美術などの趣味を楽しむ余裕もない。さらに最愛の子女に教育も受けさせることすらできないでいる。家族の団欒さえも許されない。このような状態で労働者階級は一生を送ることになる。これは資本や国家にとってもよい結果をもたらさない。なぜならば、労働者は生きるために資本家に暴力をもって苦しめようとする。過激な社会主義者と結託して国を混乱させるようになる。一部の社会主義は国家権力をもちいて土地資本を没収しようとする。

「然れども土地資本は、勤勉貯蓄正當の方法によりて、収得したるもの多きに居る、然るを之を省みずして、資産は凡て、之を没収せんとするは、暴虐の極にして、國家の宜しく為すべき事に非ざり」（豊原, 1899: 23）

さらに、豊原は、これらの画策は生産手段の私有制度を全廃しようとするにと止まらず、各種の生産事業を官業にする。そして労働者へは適当に利益の分配をさせようとするだろうという。しかし、これでは個人の自由が尊重できない。資本制度での労働者の困窮、人類の生存発達を阻害する現状から脱却するためには、過激な手段によるものではなく法律制度などの穏和な手段で矯正させていかねばならない、としている。

そこで、豊原は労働者救済方法を助成的救済法と保護的救済法の二法を提案している。

助成的救済法の中の一つに「勞働者をして利益の分配に與らしむること」（豊原,1899:26）

という「利潤分配制」の方策がある。

この方法は「歩合配当法」、「株式分有法」、「労働資本共算法」である。社会主義としての「利潤分配制度」は「労働資本共算法」が適当であろう。事務管理を資本家に託し、工場修繕の費用も資本家に負担させ、資本家にも賃金を支払う。さらに事業拡張費用額を毎年総資本額の 6 分にし、総収入の一割五分を積み立て非常の損害に備える。純益金はこれを等分して、半分を資本家に、半分を労働者に与える。労働者はその在職年限の長短に応じて分配する。この方式を豊原は「資本家勞働者間の軋轢を防止し、勞働者の収益をして大ならしめ、勞働者の自助活動を補助するものにして、其困弊を救済するに、きわめて適當な方法の一つなり」（豊原又男, 1899: 28）としているのである。

さらに助成的救済法には「労働者の協同組合を作ること」（信用組合、購買組合、使用組合、生産組合、販売組合）、「労働者及び小農工業者のための金融機関を整備すること」、「労働者、小企業の自立支援のために、特別な技能が無くても仕事ができる小発動機を応用＝技術進歩させる」ことをあげている。

保護的救済法としては「労働者の健康を保護すること」、「労働者の教育」、「労働者救助基金の設立」、「年金基金」、「疾病救助基金」、「災厄救助基金」、「保険の強勢」等をあげているのである。これらは、いままで見てきたように国営主義とは違った、社会民主主義的な社会主義の源流から応用されているのである。これを豊原は 19 世紀末に書き上げているのである。

３－３－５・島田三郎『世界之大問題社会主義概評』

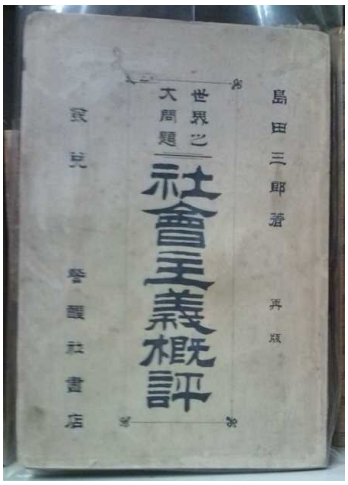

1901（明治 34）年

島田三郎（1852 年生-1923 年没）は明治・大正期の新聞記者、政治家である。静岡県の

出身であり、幕府御家人の家に生まれる。沼津兵学校、大学南校、大蔵省附属英学校に学ぶ。1872 年（明治 5)『横浜毎日新聞』翻訳記者となり、同社社員総代であった島田豊寛の養子となる。元老院大書記生、文部大書記官に就官したが、明治十四年の政変（1881）により下野した。その年『東京横浜毎日新聞』に再入社、言論を担当した。また嚶鳴社（おうめいしゃ）幹部として立憲改進党の創立にも参画しキリスト教に帰依、受洗し、以後はキリスト教的人道主義の立場から言論・政治活動を展開した。議員となって明治末期には足尾銅山鉱毒事件や労働問題、公害問題で活発な言論活動を行った人物である。特に、戦前期において最も長期にわたる婦人解放運動であった「廃娼運動」に尽力している。

本書『世界之大問題社会主義概評』（以下、島田(1901)と略す)は「歐米近代の社會主義に､幾多の種類あるを我國人に紹介し、便宜管見を附述したる者なり」（島田，1901：5)との方針の下、シェフレーの *Quitessnce of Socialism.* を基にして執筆されている。

内容が重複するものもあるので、主な目次内容を列挙してみたい（(　) 内は筆者の解説)。

「社會主義に定義を欠く、社會黨に異人格を含めり」「近代社會主義の發源」（オーエン、サン・シモン、ルイ・ブラン、プルードンの社会主義の紹介)、「独逸の社會主義」（ラーッサールとビスマルクとの関係)、「独逸社會党員の兇暴」(社会党鎮圧法ができた理由)、「独逸の社會黨對ビスマルク」、「社會黨國情によりて其性質情態を變ず」、「各國の社會黨」（イギリス（フェビアン協会)、ドイツ、フランス、イタリア等)、「米國の社會黨」、「露國虚無黨」、「社會黨の同名異實」、「社會主義は經濟主義なり」、「社會主義對個人主義」（ヘルド、ミル、ブレンタノール、サムテルの言説の紹介)、「講坐社會黨」、「フォーセットの社會主義評」、「政治家學者宗教家の評言」（グラッドストーン、ミル『経済学原理』、エマーソン等の言説の紹介)、「社會主義對政体」（島田の見解とゴダン説による島田見解の補足)、「社會主義對宗教」、「基督教的社會主義」（サン・シモン、キャペー等の説を紹介)、「英國に於ける社會主義の實行」（社会主義と個人主義の協調)、「社會主義研鑽の必要」(學者の態度、ミルの言葉)、「社會主義實現の兆」、「結論」。

以上のように多様かつ詳細に社會主義を分析していることがわかる。本書は、欧米各国の社会主義文献を精査し「社会主義を私有財産の廃絶と考えてはならない」という前提の上に立っている。その島田の見解を引用してみたい。

島田は明治期にあって､当時の日本がもつ「社會」という言葉がもつイメージを次のように語っている。

「社會といへば保守家富豪貴族官吏等には何となく不快の念を惹起する者の如し、又社會なる文字は暗黒面を意味せられるゝことあり」（島田, 1901: 6）

このように当時の権力者がもつ「社會」というイメージの悪さについて語っている。さらに島田は、我が国に「社會」の概念が発達しないのは、翻訳に頼りすぎて国内の学問になっていないこと。さらに輸入先の欧米に於いても社会運動というものがきわめて最近のことであり、社会学がいまだに科学として成熟していないことを説いているのである。

目次でもあげたように、島田はＪ.Ｓミルから多くの者を学んでおり、彼の社会主義の主張はＪ.Ｓミルに近い。島田は言う。

「單純に社會主義を観察するに、其本領は經濟上の不平均を醫(い)せんとするに在り、其交渉の點は、勿論政治倫理の分野にも接觸(せつしよく)し、人類結合の躰を改進せんとするを目的とす、蓋し社會主義てふ名目は個人に對するの意義にして、社會主義は個人主義自由競争の弊を協力共同組織によりて救済せんとするに起これり、是畢竟(ひつきよう)個人自由主義の反應に外ならず」（島田, 1901: 13-14）

島田は「社会主義とは経済主義である」という。この見解をもとに次のように言う。

「社會主義を、他の淆雜分子より分離し、其要素を擧ぐるに、分明に經濟的問題にして政治問題に非ず、労働に對する報酬の當否を論究し、財産富資の不平均を醫治するを以て主眼とする者なり」（島田, 1901: 102-103）

さらに、島田はＪ.Ｓミルを援用して次のように言う。

「（社会主義の本質とは-引用者）自由競争の弊害を社會共同の主義によって、絶たんとするに帰着すべし、資本家労働者の二族に別れ、勞逸の二種に別れたるを、共働同資の社會に改めんと欲するに外ならず」（島田, 1901: 107）

島田は、ここでは、はっきりとは「利潤分配制」には言及していない。しかし、労資の

「共働同資」＝共同出資制にすることを念頭に議論が進められている。この議論の行き着く先はもちろん「利潤分配制」への途である。

島田は、資本と労働を同一のものにすることは不可能なことではないという。社会は進化するが､それにともない人心も比例的に進化していくものであるという。個人の性質の変化が社会の変化をもたらす。個人の性質の変化なしに、旧社会を破壊すれば別個の新社会が生まれるものではないとも言う。個人の性質の変化と同時に社会変革をもたらすことにより、資本と労働は同一のものになるという。そして、島田は次のように結論づける。

「(19 世紀から 20 世紀に社会主義の成長する特徴は-引用者) 協力協働組合の組織及び其發達是なり此組合に二大別あり、甲は勞働者が、各自の資本を集合し、之に各自の勞力を應用する生産的共同にして、乙は合資を以て必需品を買ひ、之を各自に分給し、之によりて良品を得、又其利益の分配を受くる消費的協働なりとす、甲乙共に資本労力の二者を合一するものにして、即ち社會主義の一大適用なり」(島田, 1901: 173)

本書での島田の社会主義論には「株式会社論」がない。Ｊ．Ｓミル『経済学原理』の第７版以前の「協働組合」を基にした「利潤分配制」を提唱しているといえる。しかし、暴力革命論ではなく、社会進化による労資協調路線を 20 世紀の元年である 1901(明治 34)年に我が国へ紹介した意義は大きいといえる。

まとめ

明治政府の資本主義導入政策は殖産工業発達のため資本主義の背後に潜んでいる西欧社会思想を捨象している。しかしながら、それでも当時の思想界や実業界は、当時としては最新の西欧社会思想を輸入、受容している面がある。それは多様な社会主義思想の導入であった。マルクス主義、ロシア社会主義的な「国営・国有」主義の観点から見えた場合、この状況は、「当時にあっては、「科学的社会主義」と「空想的社会主義」との歴史的位置づけ、「国家資本主義」と「社会主義」との区別さえ明らかにされえない状態であり、…（当時の社会主義研究者は）…キリスト教徒、社会主義者、その反対者、人道主義者など、さまざまな思想の持ち主が混在していた」(細川監修,1958:24)ことになってしまう。

だが、「国営・国有」方式の社会主義が破綻した現在において、この見方を変えねばならないだろう。

村井知至[*13] は 1899（明治 32）年に、その著書『社会主義論』（労働新聞社,以下、村井（1899）と略す）で次のようにいっている。

「社會主義の始及び終は競争的私有資本を変革して聯合的協同資本となさんとするに在り」（村井, 1899: 21）

本稿の第 2 章でも証明したように、社会主義とは資本主義と違った連合、association を構築することである。村井は「聯合」と表現した。後に、1926（昭和元）年にマルクス・エンゲルス「ドイツ・イデオロギー」を河上肇が監訳者として出版しているが、その翻訳者である森戸辰雄・櫛田民蔵は「聯合（association）」（森戸・櫛田訳, 1926: 31）と訳出している。マルクス主義の単なる「結合」という訳出とは異なるものであった。

村井は、社会主義、ビスマルクの国家資本主義などの「資本を共有にして協同主義を以て生産事業を営む」（村井知至,1899:43）を肯定的に紹介している。ただし、イリーの説を引用する際に村井は資本制度を廃止して「共有或は國有資本制度となし」（村井,1899:21）と表現している。本稿 1 章でも説明したように、共有は共同所有のことであり国有のことではない。村井の国有化論はこの 1 点のみだが共有=国有説へ導くものともなりえる。しかし、それ以外のマルクス説を含めた社会主義の紹介として直接的に国有説とを打ち出してはいない。村井は社会主義の本質を不平等の解消であり、私有資本を廃して共有資本とする。資本を共有として少数者に利益を壟断させることなく、社会の公益を計画する（村井,1899:32-33）ことだといっている。

この時期の社会主義者においても上述の村井知至をはじめ多くの日本の思想家・実業家は「私有」が「私有財産一般」を示しているのか「私的所有」という略奪を意味する性格

を示しているのかは不明である。まさに「明治御用学」影響されているといえよう。また「公有」という場合、「国民化」つまり、nationalization を示しているのか、集団・集合的所有を示す collective を示すのかも不明である。ほぼ、その根拠を示してはいない。西欧的な多義語が一義的な日本語に変容されいる。片山潜はそのことを自覚しているのか 1903（明治 36）年に著作した『我社會主義』での第 1 章「社會主義とは何ぞや」では明確な社会主義のビジョンを語ることを避けている。1904（明治 37）年に『経済進化論』でキリスト教的社会主義の立場と実証的な研究を等して資本主義批判を行い「労力の社会分配」や「資本家と実務の分離」（所有と経営の分離）等を発表した田添鐵二は 1907（明治 40）年の『近世社會主義史』においては、「生産の一切資料を社会國家の公有となすにあり[*14]」とし社会化=公有説になっている。明治も 40 年代に入るとマルクス主義の影響が強くなり「利潤分配制」の立場は弱まっていくように見える。しかしながら、時代が明治から大正へと移り、いわゆる「大正デモクラシー」の時期に、この「利潤分配制」はどのように論じられていったのか、さらに「ロシア革命」（1917（大正 6）年）を経て「国有社会主義」=ソビエト連邦共和国の誕生の陰に隠れて論じられた社会主義としての「利潤分配論」の行方を実証的に研究しておく必要がある。

そこで、次章において、大正期における「利潤分配制」に関する実証分析を大学研究者の研究から見た「大学人脈分析」。「利潤分配制」に関連した法案を国会審議や新聞などから収集する「制度分析」。大正時代から第二次大戦までの利潤分配制度実施企業の「成功と失敗」を分析した「実施企業分析」。以上 3 点から見えていくことにする。そこに「利潤分配制」の受容と変容を見えることができる。

第 4 章　大正デモクラシーと「利潤分配制」

はじめに

これまで、本稿において「利潤分配制度」またはパートナーシップ論を社会主義あるいはアナーキズム思想の根幹としてみてきた。J.S ミルやプルードン、マルクスの「利潤分配制」理論と、それを具体的に実施する形態概念である「株式修正主義」をみてきた。さらに彼らが注目していたフランス、イギリスを中心とした「利潤分配制」実施企業も紹介

してきた。また、西欧社会思想をある意味意図的に無視した明治期の明治政府の資本主義導入政策もみてきた。しかし、そうした日本の社会的土壌においても資本主義（資本家的な思想といった方が適切であるが）の背後に潜む社会主義的な思想、つまり当時の最新的な西欧思想を取り入れようとする実業界、思想界の文献を紹介してきた。それはマルクス主義のいうような「科学的社会主義」と「空想的社会主義」の区別のついていない稚拙なものである、との偏見を外して「マルクス主義だけではない様々な考え方の社会主義、アナーキズムの我が国への導入」という一点から文献発掘を行ってきた。

本章では、特に大正デモクラシー期の「利潤分配制度」に関する文献発掘を行っていく。

大正期は、マルクス主義が在野の学問から学界の世界に移行してきた時期であり、さらにロシア革命（1917）が起こり、それが国有・国営主義という 19 世紀後半の西欧社会主義の思想とは異なった変容された「社会主義」＝ソ連社会主義誕生であったとしても、その歴史的事象は無視できない事実である。そこで、このような時代背景にありながらも「利潤分配制度」を提唱、または批判的な見解を行っている文献、関連法案、実施企業の成功、失敗の事例をみていかなければならない。この実証研究をしていく上で、浅羽(2006)の方法論を採る。つまり、単なる「右翼」、「左翼」というレッテル貼り、交通整理という偏見を捨て実証していく。浅羽通明(2006)もいうように、フランス革命の推移のように右翼・左翼が状況によって右にも左にもなりえるためである。たとえば、本稿の一章で方法論で言えば「マルクス主義」は最大の右翼であるともいえる。民法上の共有(Miteigentum)制度を無視した共同体所有の世界、さらにそれを戯画化し国有・国有説を唱え「労働者の党」を名乗った党中央部が、事実上の所有者になり全国民に施しを受ける。専制的な「王」が「党」に変化しただけで内実は同じものだったのである。したがって、歴史的なレッテル貼り、偏見を一切排除しながら純粋な感覚と視点から「利潤分配制度」の関連文献を発掘していく。では、この時期、すなわち「大正デモクラシー」の時期とはどの様なものであったのかを明らかにしていこう。

４－１「大正デモクラシー」とは何か

「大正デモクラシー」とは日本で 1910（明治 43）年ごろから 1920（大正 9 年）年にかけて起こった、政治・社会・文化の各方面における民主主義、自由主義的な運動、風潮、

思潮の総称である。なにをもって「大正デモクラシー」とするかについては諸説あり、「大正デモクラシー」は「そもそもなかった」とする説もある。「ある」という説には次のような特徴を指摘する。政治面からいえば、普通選挙制度や言論・集会・結社の自由に関しての運動である。外交面からいえば、生活に困窮した国民への負担が大きい海外派兵の停止を求めた運動である。また、社会面からいえば、男女平等、部落差別解放運動、団結権やストライキ権などの獲得運動などの人権運動や労働運動の激化を示す。文化面では、自由教育の獲得、大学の自治権獲得運動、美術団体の文部省支配からの独立などがあげられる。様々な方面から様々な自主的集団による運動が展開された時期である。これまでにも明らかにしてきたように、日本の民主化は第二次大戦後の占領政策によって急激に民主化したものではなかった。確かに、保守思想や明治官許御用学、ロシア・マルクス主義などと結びついて骨抜きにされた思想などもある。本稿で論じようとしている「利潤分配制」なども、その一例である。しかしながら、松尾尊兊もいっているように、議会政治にしても、大正デモクラシー期の議会政治や政党政治の経験がなければ、戦後のスムーズな運用は出来なかった。また、「基本的人権の尊重」という『日本国憲法』の基本的特徴の一つも、民衆組織がなければ単なる根無し草になっていただろう。身分差別に関することも、労働基本権を支える労働組合にしても、婦人解放にしても、すでに大正期に、一定の範囲で国民の間に根を下ろしていた（松尾, 1983: 275）という。本稿は、この考えに賛同し「大正デモクラシーはあった」という前提で今後は論じていくことにする。

４－１－２「大正デモクラシー」と呼称されるべき期間

もともと、「大正デモクラシー」という名称は、信夫清三郎[**15]（信夫淳平三男、歴史学者）が 1954（昭和 29）年に自著でその呼称を提唱して以来、定着したものである。したがって、大正期や戦前にはこの言葉そのものがなかったのである。

この「大正デモクラシー」と呼称される時期には諸説ある。それを４つに仕分けすると次のようになる。第１に、桂太郎内閣への倒閣運動から治安維持法の制定までの 1905（明治 38）年－ 1925（大正 14）年とする説、第２に、桂太郎内閣への倒閣運動から柳条湖事件までの 1905（明治 38）年－ 1931（昭和 6）年とする説。そして第３に、辛亥革命から治安維持法制定まで、1911（明治 44）年－ 1925（大正 14）年とする説。第４に、第一次

世界大戦終結（ドイツ革命）から柳条湖事件までの 1918（大正 7）年－ 1931（昭和 6）年とする説である。 定義内容に応じて変動するが、いずれも辛亥革命から治安維持法制定までの時期を中心として、1917 年のロシア革命や、1918（大正７）年のドイツ革命と米騒動を民主化運動の中核と見なす点においては共通している。

「大正デモクラシーはなかった」とする説の一部に大正という大正天皇の治世を示す元号とデモクラシーという相容れない原語の組み合わせは不適当であり「大正民本主義」とすべきという主張もあるが、松尾尊兊もいうように、この言葉に含まれる「民本主義」には吉野作造の民本主義と密着しすぎ､内容が狭くとらえられる恐れがある(松尾,1966:278)。本稿では、「大正」を広い意味でとらえて、上記の第２説の明治後期から昭和初期までの範囲、すなわち政党内閣期の開始前後から、いわゆる１５年戦争開始時期までを「大正デモクラシー」期と捉えてることにする。いずれにしても、この期間に大学に経済学部が誕生し、この誕生の前後に「利潤分配制度」が大いに議論されていることに注目されねばならない。

日露戦争における日本の勝利は､アジア諸国における国際的緊張関係の緩和要因となり、1905（明治 38）年には東京で中国同盟会が結成されるなど民主主義的自由の獲得を目指した運動が本格化していった。一方では、資本主義の急速な発展と成長が、日本の一般市民に政治的、市民的自由を自覚させ、様々な課題を掲げた自主集団が設立され自由と権利の獲得､抑圧からの解放に対して声高に叫ばれる時代背景ができ上がっていったのである。このような状況の中で、1911（明治 44、この時期日本はアジアと連動しており民国 0 年、大正 0 年ともいわれている）年に清の四川省で発生した鉄道国有化の反対運動をきっかけとして辛亥革命が勃発し、中国革命同盟会が中核となった革命軍は、翌 1912 年（民国元年、大正元年）に清朝を倒して中華民国を樹立した。この中国情勢の混乱を勢力圏拡大の好機と判断した陸軍大臣の上原勇作は、当時の第三次西園寺公望内閣に対し朝鮮半島に 2 個師団を新設するよう提言した。しかし西園寺は日露戦争を要因とした財政難や国際関係の問題などを理由に拒否した為、上原は軍部大臣現役武官制を利用して西園寺内閣を内閣総辞職へ追い込み、陸軍主導の内閣を成立させようと画策した。こうした背景の中、長州藩閥（いわゆる陸軍の山縣有朋閥）出身で陸軍の影響力が強い第三次桂太郎（長州山縣有朋閥、陸軍大将）内閣が組閣された。この桂内閣に対し国民は怒り、また衆議院議員の尾崎行雄や犬養毅らは藩閥政治であるとして桂内閣を批判し、1912 年（民国元年、大正元年)、「閥族打破・憲政擁護」を掲げた第一次護憲運動が展開され第三次桂太郎内閣は組

閣してからわずか 53 日で内閣総辞職に追い込まれたという、大正政変が起こった。続いて設立された立憲政友会を与党とする山本権兵衛（薩摩、海軍大将）内閣は軍部大臣現役武官制の廃止など陸海軍の内閣への発言力を弱める改革に着手したが、海軍高官の贈賄事件、いわゆる「シーメンス事件」の影響により再び国民の怒りを買い、1914（大正 3）年に内閣総辞職を余儀なくされた。その 1914（大正３）年には、サラエヴォ事件をきっかけとして第一次世界大戦が勃発した。すると、第二次大隈重信内閣は日英同盟に基づいてドイツに宣戦布告し、第一次世界大戦に参戦する。これは日本の国際協調の気運を高め、民主主義的な運動や自由主義的な運動をさらに激化させることとなった。そして、第一次世界大戦末期に起こったロシア革命とドイツ革命は、この動きに拍車をかけた。オーストリア＝ハンガリー帝国も、第一次世界大戦の敗北によって崩壊した。さらに、第一次世界大戦終結の 4 年後の 1922 年（大正 11）には、トルコ革命が起こった。このように、大正デモクラシーの時代背景には、辛亥革命、ロシア革命、ドイツ革命、オーストリア＝ハンガリー帝国崩壊やトルコ革命と連続した革命によって、君主制国家がドミノ式に倒されるという「革命が起きる危機」が存在したのである。そして、この革命資金提供はアメリカウォール街から流失しているとみられる。そこにはロックフェラー財団の影があるのである[**16]。

４－１－３　民本主義と天皇機関説

1913（大正 2）年、石田友治らによって言論雑誌『第三帝国』が刊行され、また 1916（大正 5）年には東京帝国大学の吉野作造により民本主義による政治が提唱された事を背景に、次第に制限選挙から普選運動が活発になっていった。また美濃部達吉は天皇機関説を提唱し、国家が統治権の主体であるべきと主張し政党内閣制を支持した。この説に対して上杉慎吉は天皇主権説の立場から批判を行ったが、天皇機関説は議会政治を実現する上での憲法解釈上の大きな根拠として度々取り上げられるようになった。

また東京帝国大学出身の吉野作造や美濃部達吉に加え、中央大学出身の長谷川如是閑や早稲田大学出身の大山郁夫といったジャーナリストや学者の発言にも大きな影響を与えていた。

４－１－４　米騒動と日本初の本格的政党内閣

1917（大正６）年のロシア革命に端を発し、寺内正毅（長州、元帥、陸軍大将）内閣により 1918（大正 7）年 7 月 12 日にシベリア出兵、つまりロシアへの干渉戦争の宣言が出されると、需要拡大を見込んだ商人による米の買占め、売惜しみが発生し米価格が急騰した。そのような中、同年に富山県で発生した米問屋と住民（特に平民の主婦層を中心に起こった）の騒動は瞬く間に全国に広がり、いわゆる「米騒動」が勃発した。米問屋の打ち壊しや焼き討ちなどが約 2 ヶ月間に渡り頻発した。戦争による格差の拡大、新聞社に対する言論の弾圧などの問題を孕んだこの騒動は 9 月 21 日、寺内内閣の総辞職をもって一応の収まりを見せ「平民宰相」と呼ばれた原敬（盛岡出身）による日本で初めての本格的な政党内閣が 9 月 27 日組織されることになった。

４－１－５　第二次護憲運動

1923（大正 12）年 12 月 27 日に発生した、難波大助による摂政裕仁（つまり後の昭和天皇）親王狙撃事件、いわゆる「虎ノ門事件」により、当時の第二次山本権兵衛内閣は総辞職に追い込まれ、枢密院議長であった清浦奎吾（肥後）の内閣が発足した。しかし清浦内閣はほぼ全ての閣僚が貴族院議員から選出された超然内閣であり、国民の間で再び憲政擁護（反藩閥政治、憲法擁護）を求める第二次護憲運動が起こった。その結果として立憲政友会、憲政会、革新倶楽部の護憲三派からなる加藤高明（外交官出身）内閣が成立し、「普通選挙法」が制定され財産、納税額によって制限される制限選挙から満 25 歳以上全ての男子に選挙権が与えられることとなり、ここに初めて「普通選挙」が実現した。しかし同時にソビエト連邦が誕生したことにより、赤化思想、すなわち共産主義思想が広まり、共産主義者による革命運動を懸念した政府は「治安維持法」と「普通選挙法」と同時に制定され、国民の運動に対し規制がかけられる形となったのである[**17]。

４－１－６「利潤分配制」を論じる上での「大正デモクラシー」の評価

本稿では、「大正デモクラシー」の性格、性質付けを松尾の以下の言葉に従うことにす

る。

「大正デモクラシーとは、日露戦争後より大正末年にかけて、日本の政治・社会ないし文化の各方面に顕著に現れた民主主義的傾向をさすが、その推進力となったものこそ、広範な民衆－都市中間層を中核とし、労働者・農民および特権をもたぬ新興の資本家をふくむ－の政治的自由獲得をめざす運動であった」（松尾, 1966: 1）

ここに大正デモクラシー期に「利潤分配制」論議が活発に行われていた素地を見ることが出来る。「利潤分配制」は経済面から見るデモクラシーであったからである。したがって、戦後の民主主義は占領軍によって単に移植されたものではなく、日本には、戦前あるていどにせよ民主主義の発展があり、それが現在の民主主義の基礎にもなっている（松尾:1966:2）ということ。そして、ある意味、現在の日本の状況よりも経済的なものも含め民主的なものがあったということを確認することが必要である。本章では、それを掘り起こす作業をする。

松尾がいうように、大正デモクラシー期の民本主義者の任意の文章を取り出して、その思想がいかに「民主主義」に遠いか近いかを論ずるものではなく、民本主義者の生き方自体を問題にすること。すなわち、天皇制と帝国主義の専制にたいし、いかに行動し、その一環としていかなる文章を書き、そのことによっていかに一歩でも前進して行ったのかを明らかにすること。それが結果においてファシズムにおしつぶされたとしても、民本主義のなかに存在した歴史変革の可能性に目を閉じない（松尾, 1966: 2）という松尾の方法論を本章では特に「利潤分配制」にあてはめて考察することにする。

次に最初のこころみとして「大正デモクラシー期」に設立された「社会政策学会」と北一輝との関係、米騒動やソ連誕生を契機として大学に「経済学部」が誕生した経緯。また「社会政策学会」第 15 回大会の意義を明らかにする。そして、「社会政策学会」の会員を所属大学別に振り分けて考察した場合、松尾のいう、「民本主義者の生き方自体を問題にする」というテーマを「利潤分配制を提唱する者の生き方自体を問題」にすることと置き換えて、その一環としていかなる文章を書き、そのことによっていかに一歩でも「利潤分配制」という社会主義の道へ漸進して行ったのかを明らかにしていきたい。

４－２　大学人脈による「利潤分配制」の論議

４－２－１「社会政策学会」と北一輝の陰
－北と河上、福田らとの関係－
－唐突に見える北一輝の「利潤分配制」強調の裏側－

戦前右翼の理論的最高指導者であり、さらに 1936（昭和 11）年に起こった陸軍皇道派の青年将校が起こしたクーデターである二・二六事件の理論的首謀者とされ、翌年の 1937（昭和 12）年に民間人でありながら軍法会議にかけられ死刑判決を受け執行された北一輝[*18] の著書『日本改造法案大綱』（1919（大正 8）年は当初、『国家改造案原理大綱』としてガリ版で 47 部を出版し、一説によると河上肇の紹介により『日本改造法案大綱』と 1923（大正 12）年に改題して改造社より出版されている（以下、本書、または北（1923［1959］）と略す）。本書の「巻五[*19]　労働者の権利」において、次のように利潤分配制を提唱している

「勞働者ノ利益配当－私人生産二雇傭セラル、勞働者ハ其ノ純益ノ二分ノ一ヲ配当セラルベシ。此ノ配当ハ知能的労働者及ヒ力役的勞働者ヲ総括シタルモノニシテ各自ノ俸給賃金二比例シテ配分ス。

勞働者ハ其ノ代表ヲ選ビテ事業ノ經営計画及ビ収益決算二干與ス。

農業勞働者ト地主トノ間亦之レニ同ジ。

國家的生産ニ雇傭セラル、勞働者ハ利益配當ニ変ハルベキ半期毎ノ給付ヲ得ベシ。事業ノ經營収支決算ニ干與スル代リニ衆議院ヲ通シテ國民トシテ國家ノ全生産ニ發言スベシ。」（北, 1923［1959］: 245-246）

改造社で出版され『日本改造法案大綱』と改題され、内容が追加された事項は次の通りである。

「勞働的株主制ノ立法。私人生産業中株式組織ノ事業ハ其レニ雇傭サルル肉体的精神的勞働者ヲシテ、自ラ其ノ株主タリ得ル権利ヲ設定スベシ」（北, 1923［1959］: 316）

このように北一輝は、労働者への「利潤分配制度」と「労働的株主制度」の立法を訴えてやまないのである。これだけを読むと本稿２章で論じた西欧の社会主義、アナーキズム思想、フランス「株式会社法」などをうまくまとめているように見える。我々が過去に植え付けられた北一輝の思想イメージが一新してしまう。たとえば、坂野潤治は、当時、北一輝だけが歴史論としては反天皇制で、社会民主主義を唱えたていた。日本人は忠君愛国の国民だと称しているが、歴史的に日本人は忠君であったことはほとんどなく、歴代の権力者はみな天皇の簒奪者（さんだつしや）であるとの北一輝の思想要旨を紹介し、尊王攘夷を思想的基礎としていた板垣退助や中江兆民、また天皇制を容認していた美濃部達吉や吉野作造と比べても北一輝の方がかなり人民主義であるという（坂野・田原, 2006: 190-193）。

本稿は北一輝に関する詳細な紹介と解説は避けるが、『日本改造法案大綱』とは次のような全体像をもっている。北一輝が中国革命に参加して近代化されない国家の革命戦争を体験した結果、先に北一輝はそれまでの方針を変え、天皇は全日本国民と共に国家改造の根基を定めるため天皇大権の発動によりて三年間憲法を停止し両院を解散して全国に戒厳令を布くという革命を訴える（神の存在としての天皇と天皇機関説として革命を遂行させるための革命的な政治権力をもつ天皇）著作であった。革命の要求としては華族制の廃止、普通選挙、言論の自由、農地改革、労働８時間制、婦人労働の自由、義務教育制、基本的人権の擁護、植民地の本国並の権利要求など、太平洋戦後の改革を先取りするような項目が含まれている。松本（2004）、渡辺（2007）によればGHQ（General Headquarters[*20]）民政局は、戦後改革を立案するにあたって『改造法案』を参考にしたといわれる。民政局員は「日本国憲法ＧＨＱ草案」の創案者の中心人物であるケーディス（Charles L. Kades:1901-1996）

らのようにニューディーラー、社会主義者が多かったからだとも言われている。

いずれにしても北一輝が 1919（大正 8）年という時期に革命の方策の一つとして、つまり北一輝の言葉を借りれば「社会民主主義」としての「利潤分配制」ということになるのであろうが、何か北一輝の思想の流れをみると唐突な感じを覚える。また、革命書であることなどから典拠となる文献の提示がほとんどない。

そこで、その謎を解くカギとして、今一度、北一輝の処女作『國体論及び純正社会主義』[*21]（1906（明治 39）年、以下、本書あるいは北（1906）と略す）に関連する事項をみていくことにする。

本書は、当初、自紙出版の形をとっていたが有斐閣より本名の北輝次郎の名義で出版されている。本書は、後に『社会民主主義』と改題、出版[*22] される予定であったという。ルター、スミス、マルクス、スペンサー、ダーウィン、クロポトキンなどの言説を批判的に紹介したものである。もともと北一輝は、佐渡から上京し幸徳秋水や堺利彦ら平民社の運動にも関心を持ち、社会主義思想に接近する。さらに『佐渡新聞』紙上に次々と日露開戦論、国体論批判などの論文を発表、『国民対皇室の歴史的観察』2 日で連載中止となった。弟の北昤吉が早稲田大学に入学すると、上京して早稲田大学の聴講生となる。有賀長雄や穂積八束といった学者の講義を聴講し、著書を読破すると、さらに図書館に通いつめて社会科学や思想関連の本を読み独学で研究を進める。その研究成果が本書であった。法学・哲学・政治学・経済学・生物学など多岐に渡る学問を統一的に論ずることによって学問の体系化を試みた。北一輝のいう「純正社会主義」という理念は、人間と社会についての一般理論を目指したものであった。本書において最も力を入れたのが、通俗的「国体論」の破壊であった。本書は、天皇機関説の考え方を基礎として天皇の神聖視を支配の根拠とする藩閥官僚政治への厳しい批判をおこなっていたため、刊行後ただちに発禁処分を受けることになった。また、攻撃されるべき攻撃対象の学者は次の通りである。本書より引用する。

「社会民主主義を讒誣（ざんぶ）[*23] し、国体論の妄想を伝播しつつある日本の代表的学者なりとして指名したるは左の諸氏なり。故に本書は社会民主主義の論究以外、一は日本現代の思潮評論として見らるべし。

金井延氏『社会経済学』（田島錦治の指導教官で後、社会政策学会の重鎮）

田島錦治氏『最新経済論』（『最近經濟學』の誤り）

樋口勘次郎氏『国家社会主義新教育学』及び『国家社会主義教育学本論』

丘浅次郎氏『進化論講話』

有賀長雄氏『国法学』

穂積八束氏『憲法大意』及び帝国大学講義筆記（河上肇の指導教官）

井上密氏　京都法政学校憲法講義録（現在の立命館大学の前身である）

一木喜徳郎氏　帝国大学講義筆記

美濃部達吉氏　早稲田大学講義筆記（美濃部事件）

井上哲次郎氏　諸著

山路愛山氏及び国家社会党諸氏

安部磯雄氏及び社会党諸氏」（北, 1906［1959］: 5-6、（）内の解説は引用者）

このように、当時の代表的な学者たちを徹底的に批判しているのである。このような内容ながら、本書は、福田徳三、吉野作造そして片山潜、河上肇などに賞賛されていた。北（1959）の資料から引用してみたい。

当時、慶應義塾大学教授だった福田徳三は、『佐渡新聞』に人物評論を求められていたが、それに応じた福田徳三は北輝次郎（北一輝）を「日本思想界の惑星－北輝次郎君」と題した書簡を『佐渡新聞』の児玉主筆に宛てて次のように書いている。

「唯同君（北輝次郎のこと－引用者）の著書は其形式に遺憾なる点はありと雖も頗独創の見に冨み、文章に生命あり、常に敬服致居る一事を申し上げ得るのみ、同士の令弟北吟吉君学者としては或いは令兄以上になるべく、近未公けにせらるゝ各種の論文小生は趣味を以て愛読居り候」（北, 1959: 553,傍点は福田）

福田徳三は北一輝の在野人として陥りがちな論文の形式的不備を指摘しながらも、その発送の独創性を賞賛し、むしろ正規の研究者としての弟令吉よりもすぐれていることを述べている。さらに東京帝国大学法科大学の教授であった吉野作造は 1917（大正 6）年付けの『佐渡新聞』において、北一輝の頭脳明晰さを賞賛し、支那革命、日本外交革命は近来の名論であるといっている（北, 1959: 554）。さらに、同紙で、早稲田大学の教授であった永井柳太郎は北一輝を「日本のファーデナンド・ラサールなり」といっている。

すぐに発禁処分となった本書であるが、『読売新聞』は片山潜と河上肇に書評を依頼している。

片山潜は次のようにいっている。

「是れ一千有余頁の一大著述なり、蓋し我邦社会主義に関する著書中最大なる者なり、其内容如何は暫くをき著者が是に向かって費したる研究と能力は莫大にして吾人は社会主義のために感謝せざるを得ず……（中略）……著者が国体論を研究して憲法上より社会主義を主張されたるはもっとも多とするところなり……今は送著の好意を謝すると同時に氏の社会主義の発展に向かって供献されたる巧を多として且感謝するのみ」（北, 1959: 573-574）

京都帝国大学法か大学講師であった河上肇は自身も本書で批判されているにもかかわらず、次のよう本書を賛美している。

「今の所謂学者階級の何等為すなきに反し、無名の一研究たる本書の著書が能く此の如　き大冊を自費出版して其の所見を世に問へる篤学と勇気とに対し茲に敬意を表し置く者**也**」

（北，1959：571−572）

特に、河上肇と北一輝は後にかなり親しい関係にあったという。北一輝は河上肇に本書を献本しており、河上肇は、その本に多数の書き込みがなされている。現在、京都大学経済学部「河上肇文庫」には本書の手沢本が存在する。その中で、北一輝による河上肇批判

の部分の書き込みに、明治末期の社会主義者たちの考え方を読み取れるものが存在する。以下、その画像とともに紹介していこう。

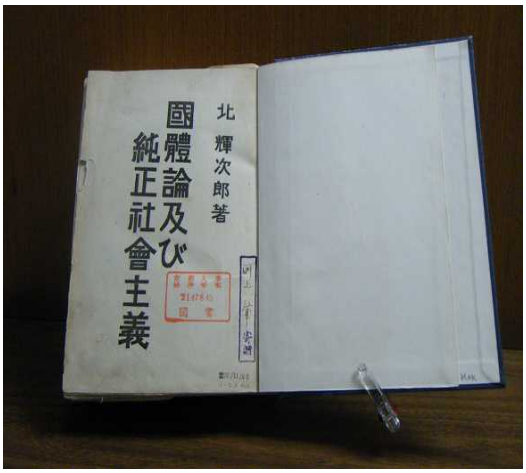

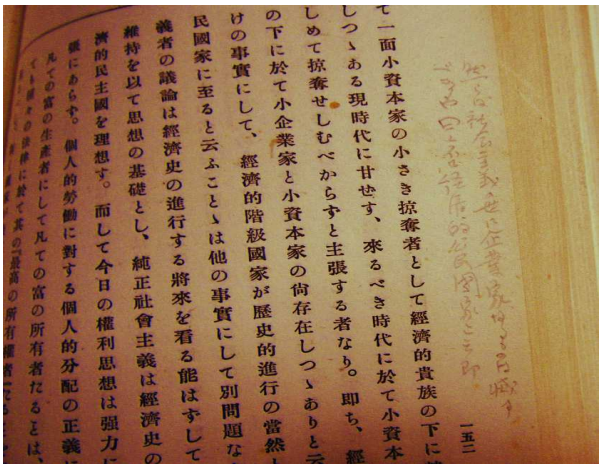

問題の箇所は本書第壹編「社會主義の經濟的正義」において金井延と田島錦治批判を中心に展開しているところである。北一輝は金井延と田島錦治の講壇社會主義を『政府社會主義』、『資本家社會主義』と皮肉っている。これに関連して北一輝は京都帝国大学教授、桑田熊蔵と河上肇が千山万水樓というペンネームで「讀賣新聞」紙上にて論戦をしていたが北一輝としては桑田熊蔵を支持している。その箇所を引用する。

「社會主義は小企業家と云うが如き小さき略奪者が、なお経済的諸侯の勢力外に立って存在しつつある現時代に甘んずる者に非ずして、来るべき時代においては小企業家をも存在せしめて略奪せしむべからずと主張する者なり。精神的肉体的労働者がトラストの株券を得て一面小資本家の小さき略奪者として経済的貴族の下に隷属して存在しつつある現時代に甘んぜず、来るべき時代において小資本家をも存在せしめて略奪せしむべからずと主張する者なり。すなわち、経済的封建制度の下において小企業家と小資本家のなお存在しつつありと云う事はそれだけの事実にして、<u>経済的階級国家が歴史的進行の当然として経済的公民国家</u>に至ると云うこととは他の事実にして別問題なり。……（中略）……斯く国家が最高の所有者と承認されるまで権利思想の進化し正義の理想の向上せる今日において、なお小企業家と云い小資本家と云うが如き小さき略奪者の存在し得べきことを理由として経済的維新革命を阻害せんと試みるは何ぞや」（北, 1906［1959］: 64-65、下線は引用者）

北一輝としてはマルクス主義的な「科学的社會主義」には反対であった。自らを「純正

社会主義」と称し、「純粋科学的な社会主義」と言う意味の社会主義を主張し、マルクスの考え方を「目的論」あるいは「個人主義」だとして批判していた。社会主義はロシア革命以後は「マルクス主義」を指す言葉（粗野な共産主義）となっているが、この時期の社会主義者と同様に広義な意味で使われている。つまり社会とはどういうものであるのかを論理的に分析して、その理論を社会改革に役立てようとすることである。したがってマルクス主義、国体論を唱えた国家社会主義、無政府主義などの理論のすべてが社会主義というスタンスは変わらない。北一輝の「純正社会主義」も歴史的にはその中の一つなのである。北一輝に言わせると尊皇攘夷も社会主義運動であり明治維新は社会主義革命だとする。「個人主義」の反語概念として「社会主義」（おそらく団体の意味を含む）を使っているのである。北一輝によると明治初期の自由民権運動での帝国憲法制定と選挙した議員による国会開設も社会民主主義運動による成果とする。社会の構成員である民衆も政治に参加させることにより、社会の利益と個人の利益を一体化させるのが「純正社會主義」なのだと。

河上肇は北一輝の言説に賛成を示しながらも上記の北一輝の見解に対し、河上肇はある意味、金井と田島側に立って次のように書き込みをしている。

（上記の写真も参照のこと）

「然らば社会主義の世に企業家なるものは滅すべき也。曰く否経済的公民國家これ即」

河上肇は、同時期の社会主義者と同様に、少なくともこの時期までは「社会主義に企業、企業家が存在する」という意味合いで本書に書き込みをしているのである。そして、企業家がいなくなれば、北一輝がいう「経済的階級国家が歴史的進行の当然として経済的公民国家」という言葉を皮肉って「否経済的公民國家」といっているのである。この河上肇の言葉には今後注目していく必要がある。単に「マルクス主義になっていない未熟な時期の河上肇」との交通整理ではものの見方を失うだけである。

さて、本書の「第五編　社會主義の啓蒙運動」の中で北一輝は「資本勞働の調和」論を批判していた。資本勞働の調和は幕末の公武合体論[*24]であるという。マルクス『資本論』により、「資本が勞働の略奪」であることがわかった。これを知らなかったら公武合体論は今日に存在しており、さらに「資本勞働の調和は地球とともに永遠に続いている」（北, 1906［1959］: 398）と皮肉っている。

以上のような本書が出版された 1906（明治 39）年時点での「資本と勞働の調和批判」か

ら 1923（大正 12）年の『日本改造法案大綱』による「資本と労働の調和」の具体的な方策である「利潤分配制度の提唱」には違和感がある。北一輝の思想転換には、何かがあるはずである。それは、明治期から大正期に入って「利潤分配制度」が一つの経済政策として定着してきたとともにある意味、社会主義、またはロシア・マルクス主義的な国有・国営説としての〈社会主義〉（カッコ付きという意味での）反論、批判のための具体的な方策として認知されていたのではないのか、という仮説が成り立つ。

そこで、注目したのが北一輝が批判した人物、北一輝を賞賛した人物の多くが「社会政策学会[*25]」の学会員[*26]であるということである。そして、「社会政策学会」第 15 回大会が 1921（大正 10 年）年 12 月 東京帝国大学において「賃銀制度並に純益分配制度」ど題して開催されている。この学会を報道した「大阪朝日新聞」1921.12.7（大正 10）号「賃銀問題の研究を諸博士が発表－十七八両日の帝大で開く社会政策学会の大会－」を少し長いが引用しよう。

「社会政策学会では本年度大会を来る十七日（午後一時）十八日（午前十時）の両日帝大大講堂で開催する、今年の研究問題は労働問題の根本義である「賃金制度」に就てで、福田徳三博士が右「総論」を担任し、渡辺鉄三博士が「利潤分配制度に就て」及び慶大教授神田孝一氏が「日本に於ける賃銀制度の実際」の研究が発表される、尚本大会の幹事である北沢新次郎教授も或は「現在賃銀制度に就いて」発表があるかも知れぬ、元来賃銀制度の研究は日本では近来労働問題、産業問題が重要になって来たに拘らず、当局側からも民間の学者、労資側からも何等論及されて居ない時、初めて斯界の権威者がその多年の蘊蓄を吐露するというので、学界や実際運動者側から異常の注目を惹いて居るのは当然なことであろう、その主任研究者である福田博士は語る「日本の労働争議と言えば賃銀の値上げか現状維持でなければ此頃の退職手当位の所が問題になるだけだ、本当の賃銀制度それ自身の核心に触れた問題は資本家にも労働者にも胸に浮ばない、一寸一例を言えば電車の内で従業員は九十余円の収入にまでなると電気局が募集して居るが、一時間乗務すれば十八銭から二十三銭まで、等級手当月何円というので八時間乗務して一円六十銭と見ても二十五日間四十円、それに手当を加えれば高給者は九十円になる計算になるが、一ヶ月の労働能率を見れば初めは次第に上って行くが、次にはそれと同程度或はより以上に反動的に下って居る、又個別払賃銀に就いても、この品物一個何銭、何時間以内に出来れば割増を与えると云って

能率増進という美名の下に盛に働かせて居るが、之も実際能率は前記の様な結果に終って使用者が求むる能率増進所か、能率を減退させている茲に賃銀制度の根本的覚醒が使用者にも労働者にも緊要な問題となるので、単に一時間何銭、一日幾らというものが実際増額された訳でなく、又優遇したわけではないこんな問題に触れずに工場委員制度を実施したり、団体交渉権を要求する人達の気が知れぬ、賃銀制度そのものに対して労資互に利害を調節しようとするから前記の工場委員の必要も起り、団体交渉が問題になるので、少くも産業界の前途を憂慮するものは賃銀制度を根本から研究して能率と生活とを顧慮した賃銀を要求し支給することにならねばなるまいと思う」

（新聞記事文庫 労働(8-240),下線は引用者）

ガリ刷り版 1919（大正 8）年、そして活字版 1923（大正 12）年、北一輝『日本改造法案大綱』出版と前後して「社会政策学会」は「利潤分配制」を学会のテーマとして大会を開いていたのである。学会のテーマになるということは、たとえ最新のテーマといえどもある程度の研究蓄積が必要であろう。にわか仕込みでは「学会」は開かれない。「利潤分配制」の研究は、この時期には最高潮に達していたと仮定することができる。ちなみに、この学会の成果は社会政策学会編『賃銀制度並純益分配制度』同文館[*27]（大正 11 年）として出版されているのである。

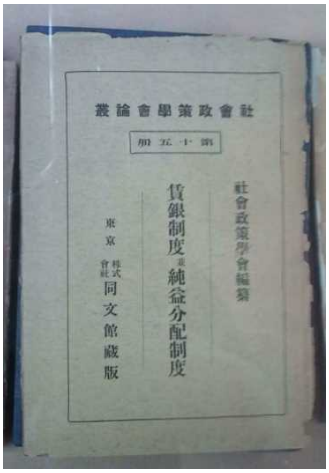

「社会政策学会」の流れを簡単に確認しておこう。「社会政策学会」とは、1897（明治 30）年に結成され 1924（大正 13）年まで活動を続けていた日本最初の社会科学研究団体である。単なる学術研究団体ではなく、講演会・年例大会などを通じて社会政策の必要を世論に訴える啓発活動や、政府の社会制度立法に際してさまざまな提言を行っていた（例えば

「工場法制定」の提言など)。社会問題の激化予防と解決のため「ドイツ社会政策学会」をモデルに設立されている。また当時の東京帝国大学、京都帝国大学、東京商科大学（現・一橋大学）などの枠を超え全国から官・学・民の進歩的人材が参加し、日本最初の経済学・社会科学の総合的学会となった。

既存の「国家学会」が東京帝国大学法科大学（現・東京大学法学部）の官学アカデミズムを拠点に、政府と官僚の主導で発足したのに対し「社会政策学会」は、あくまで学者たちの自発的な契機から結成された。また学者・官僚のみならず実業家・弁護士・社会運動家などが多数参加しアカデミズムの閉鎖性打破につながった。それまでのイギリス社会主義や､本稿の第 3 章でみたようにイリーをはじめとするアメリカ社会主義の学問輸入から、「ドイツ歴史学派」の強い影響を受け政策立案を通じた社会改良主義[*28] を主張していくようになっていた。しかし、第一次世界大戦後、ヨーロッパよりマルクス主義社会科学が日本に伝えられ急速に勢力を拡大すると、会の標榜するドイツ歴史学派流の改良主義は、特に若手研究者と知識人から時勢に合わぬ旧態依然のもの(ロシア革命が起きて具体的な｢社会主義」の道筋ができていた）とされ、会の影響力は次第に失われていった。「ドイツ社会政策学派」ではより急進的なブレンターノに学び帰国した福田徳三は、学会内では新世代に属し、中間派として厚生経済学による生存権概念の説明を試みていたが、マルクス主義に立つ河上肇・高野岩三郎・森戸辰男・大内兵衛らの左派勢力に十分対抗することはできず、学会内の左右分裂はますます激化し、第 13 回大会（1919 年）における労働組合の位置づけをめぐる論争、すなわち労資協調の機関か、階級解放の手段かという論争に発展していった。この対立により学会は分裂していった。そして次第に学会は影響力を失い休会状態になっている。

多様な人材の集まりであった「社会政策学会」だったために、多くの派閥が存在する。既存の交通整理で、派閥分けをすれば次のようになる。

左派は、片山潜 、マルクス主義に立つ河上肇（京大）・高野岩三郎（東大）・森戸辰男（東大）・大内兵衛（東大)。

中間派は、厚生経済学による生存権概念を導入した福田徳三（東商)。

右派は、桑田熊蔵・河津暹・金井延（東大）・添田寿一・神戸正雄（京大）・気賀勘重（慶応）となっている。

1919（大正 8 年）年には労資協調をめざす官・財・学協同の機関「協調會」の設立に際し、この会への参加如何をめぐって学会内の対応は二つに分かれた。鈴木文治（大日本労

働総同盟友愛会）が労働組合を前提としない労資協調に反対してこれへの入会を拒否すると、堀江帰一ら総同盟に近い会員は「協調會」参加を拒否した。また、いわゆる学会左派の高野岩太郎・森戸辰男・河上肇・河田嗣郎、中間派の福田徳三が不参加を表明した。これに対し学会の旧世代あるいは右派である桑田熊蔵・河津暹・金井延・添田寿一・神戸正雄・気賀勘重らは役員として参加した。また同年、国際労働会議労働者代表選出問題で高野岩三郎が東大辞職をよぎなくされ（後で詳述）、大原社会問題研究所の設立に際して初代所長に迎えられた。さらに翌年の 1920（大正 9）年、雑誌論文をめぐる森戸筆禍事件（森戸事件）により東大経済学部を失職した森戸辰男・大内兵衛・河田嗣郎が「大原社会問題研究所」に参加した。この結果、学会の現状に飽き足らなくなった左派の研究者たちはに「大原社会問題研究所」に結集し、学会の旧世代あるいは右派は「協調會」に参加したということになる。すなわち学会は、ある意味において「大原社会問題研究所」と「協調會」に分裂したのである。戦後、1950（昭和 25）年になって、大河内一男・岸本英太郎らによって再建されている。

そこで、以上のような時代背景や派閥のレッテル貼りは無視して、「社会政策学会」を中心とした大学人が「利潤分配制度」をどのように論じていたのかを検証する。これは後の昭和戦前期の「日本改造計画」、戦後すぐの経済同友会の「企業民主化論」、経済安定本部の「利潤分配法案」、いわゆる「日本的経営」の問題ともリンクしてくるからである。また、基本的な労働政策は「大原社会問題研究所」といえども「協調會」いえども労働政策の基本は同じだった[*29]。その点を踏まえながら、東京帝国大学、京都帝国大学、東京商科大学（現・一橋大学）、早稲田大学、慶應義塾大学の人脈を中心に資料を割り出していく。ただし、この時期の大学教員は現在と違ってお互いが非常に近しい間柄になっている。京都帝国大学初期の法科大学、法学部、独立した経済学部教官たちの指導教官はすべて東京帝国大学の教官であった。例えば、田島錦治の教官は東大の金井延であり、岡村司と河上肇の教官は東大の穂積八束であった。さらに、当時、専門学校あつかいであった東京商科大学では博士の学位は出せないため福田徳三は金井延[*30]から博士号を取得している。また、福田徳三はダーウィン的な進化論、スペンサーの進化論をベースとした法典論を展開し、の法学会だけではなく社会思想においても多大な功績を残した東大の穂積八束がイギリスの養老年金法の成立に影響を受けて書いた『隠居論』（1915（大正 4）年）に啓発されて「生存権」を提唱する足がかりにしていた。このように見ると各大学の人脈を論じるのは無意味で、すべて「東京帝国大学」人脈となるように思われる。また、その大学の範

疇に入れた教官たちも様々な形で大学を追われたり、短期間在籍ですぐに移籍したものも少なくない。この人脈分け自体が無意味に思う読者もいることであろう。しかし、本稿では「人間の持つ風土」というものに着目したい。人間はそこで育った風土に左右される生き物である。しかし、人は常日頃は、それを忘れてしまっている。だが、ふと何か解決に迫られる問題が起きると若き頃に育ち培ったものからヒントをえて解決に結びつくものであると考えられる。ここでは、研究者が初めて教官、教員として誕生した土壌から見ていこうとするものである。

それでは、今一度、下記の大正デモクラシー期の「利潤分配制」が強く提唱されていた時期の関連年表を確認してから、各大学の研究者の研究成果に耳を傾けることにしよう。

関連年表（自作）

西暦	1914	1915	1917	1918	1919	1920	1921	1923
和暦	大正３	大正４	大正６	大正７	大正８	大正９	大正１０	大正１２
歴史事象	第1次 大戦参戦	對華21カ 条の要求	ロシア革命	米騒動	・東大と京大で法学部より経済学部独立 ・北一輝著『日本改造法案大綱』（ガリ刷り版）	・戦後恐慌襲来 ・「大学令」により、東商、早稲田、慶應が大学に昇格	「社会政策学会」第15回大会「賃金制度並利益分配制度」	・北一輝著『日本改造法案大綱』（改造社版）

なお、慣例としては、東京帝国大学から始めるべきではあるが、「大正デモクラシー期」の「利潤分配制」に関する拠点となる大学は東京の中央政府から遠く離れた京都にある京都帝国大学であった。さらに、同時期の東京商科大学（現・一橋大学）が経済学、特に、経営学の方面から「利潤分配制」の議論が肯定・否定の両面で行われていた。同じく慶應義塾大学は、特に J.S ミルをはじめとする海外文献、１９世紀中葉から２０世紀初頭にかけての海外事情と日本の現状とを突き合わせて「利潤分配制」を研究していた。同じく早稲田大学は、特に政治的デモクラシーから経済学デモクラシーへの要求という視点から「利潤分配制」が研究されていた。一方、東京帝国大学は、「大正デモクラシー」の時期に経済学部が法学部より独立する。しかし、独立後まもなく、いわゆる「森戸事件」などの内部抗争が激化して、「経済学部」として機能していなかった。そして、この当時、盛んに議論されていた「利潤分配制」は東京帝国大学ではあまり議論されていない。むしろ「利潤分配制」が活発に行われた「大正デモクラシー期」という円熟した時期が過ぎた太平洋戦争後に、東京帝国大学の関係者が改めて主張されている。そして、それが戦後の官僚達に影響、または後押ししているという構図が見えてくる。そこで、扱う順番は、京都帝国大学、慶應義塾大学、東京帝国大学、その他（賀川豊彦、協調会）とする。これらから「利潤分配制を提唱（あるいは批判）するものの生き方自体を問題」にしてみたい。

４－２－２　京都帝国大学人脈
－「利潤分配制」論の拠点となる「経済学部」－

はじめに

京都帝国大学は 1897 年（明治 30）京都帝国理工科大学として誕生した。1899（明治 32）年に法科と医科大学、1906（明治 39）年に文科大学をそれぞれ開設、1914（大正 3）年に理工科大学が理科大学と工科大学にわかれたのち、1919（大正 8）年帝国大学令の改正により各分科大学はそれぞれ学部にあらためられた。さらに経済・農学部、科学研究所や人文科学研究所などを設置して研究体制の整備をはかり、1949（昭和 24）年に旧制第三高等学校などを統合して新制大学に移行、京都大学となった。

東京大学が官僚主義的気風であるのに対し、学問の自由と大学の自治をもとめる姿勢は帝国大学時代から強い。1913（大正 2）年、時の総長・沢柳政太郎が 7 人の教授を免官したのに法科の教授が反対し、教官の任免に教授会の同意を必要とすることを文部省にみとめさせている。さらに 1933（昭和 8）年には著書が共産主義的であるとして法学部教授滝川幸辰が、文部大臣鳩山一郎により罷免されたことに教授、学生が抗議して滝川事件に発展した。創造的な学風で、西田幾多郎を中心に哲学体系をきずいた京都学派や、湯川秀樹、福井謙一、利根川進らのノーベル賞受賞者をだしている（『エンカルタ総合百科事典』より、一部改変した）。

以下、潮木（1997[1984]）に大きく依存する。京都帝国大学は東京帝国大学のライバルとなることを期待され、あるいは運命づけられ設立されている。

後発大学である京都帝国大学は、東京帝国大学の官吏となるための詰め込み教育を是正するための教育改革を次々と行っている。現在では当たり前、必須事項になっている大学図書館の図書の一般学生への貸し出し作業も京都帝国大学が初めて行ったものである。それまでは学生が官吏登用試験に合格するためには、研究は必要がない、というか基本的なスタンスであった。

東京帝国大学のフランス方式の大教室の詰め込み教育から、国柄は遅れているかもしれないが少人数教育を行うドイツ方式の教育を取り入れたのが京都帝国大学であった。当時、法科大学院の教授であった高根義人（たかねよしひと）は京都帝国大学は「パンのための学問」（Brotstudium）、つまり官吏登用のための予備校教育はしない、「学問のための学問」（reine Wissenschaft）という理想を掲げた。そして、京大教官に教育と研究の妨げになるため東大教授のように国会議員との掛け持ちを戒めたという。これらの教育は「ゼミナール」教育にも現れている。一人ないし複数の教官が少人数の学生による「演習」（seminar）を組織して、教育、研究活動を行う。これは東大と違い必修化されていた（但し、これ以外のカリキュラムに必修條件は東大よりもかなり緩い）。例えば、経済学部では田島錦治と神戸正雄が交代で少人数のゼミ学生を相手に、学生への教授と学生と一体となった討論を行っていたという。したがって、この時期のゼミナールの教官と学生の結びつきは京大の方が強いことになる。

また、法科大学教授の岡村司は『京都法学会雑誌』において「大学教育の要は、あらゆる材料を教授するに非ずして、難解の理を了解せしむるに在り。学生の記憶力を助長せずして、その判断力を養成するにあり。なるべく講義時間を減少して自由研究の余裕を与へ、優悠涵養（ゆうゆうかんよう）して、自修自得せしむるにあり。わが京都法科大学の制度は、実にこの精神にもとづきて作られたり」（潮木,1997［1984］:188）といっていたという。しかしながら、このような高邁な理想も当時の学生には受け入れられなかった。官吏登用試験の合格率が東大に比べて非常に悪かったからである。以後、京大の志望者は減少し、京都帝国大学の理想教育は挫折したのである（潮木,1997［1984］）。しかしながら、京大方式の少人数教育、ゼミナール教育は次第に全国大学に広まっていったのも事実である。

さて、京都帝国大学経済学部は東京帝国大学経済学部が法学部より独立したことに遅れること一月後の 1919（大正 8）年 5 月に法学部より独立している。こちらも東大と同じく、経済学を独立の学問として教育し研究する必要に迫られたためである。日本の資本主義の発展に応じて、民間企業においても人材を必要とする時代になったことがその第一の要因である。また、第二の要因として当時の時代背景、ロシア革命、米騒動、第一次大戦不況、

株価投機などの問題解決の要請からの経済学の独立研究の必要性があったからである。

なお、経済学部が独立した当時の教官は学部長の田島錦治を筆頭に、神戸正雄、戸田海市、小川郷太郎、河上肇、山本美越乃、河田嗣郎である。京大の経済学部の教官は、東大経済学部よりも左翼的な教官が多かったといわれる。実際に、田島錦治を例にとるまでもなくマルクス主義、非マルクス主義を問わず「社会主義研究」が何等かの形で行われていた。さらに、「J.S ミル研究」を中心に「利潤分配制度」や「パートナーシップ論」が大きく議論されている。ここでは、法科大学の岡村司、経済学部が 1919（大正 8）年 5 月に独立した時の教官の内、田島錦治、戸田海市、河上肇（櫛田民蔵）、河田嗣郎の研究を、さらにその研究成果を統合する大塚一朗と「日本改造計画」に「利潤分配制」を導入しようとした柴田敬の研究成果を見ていくことにしたい。

４－２－２－１　岡村　司（おかむらつかさ）（1866 年生-1922 年没）
－社会主義を民法の視点から導入した先駆け的な存在－
－「民法ト社會主義」『法律学経済学内外論叢』（明治 35）年
－『民法と社會主義』弘文堂書房（大正 11 年）

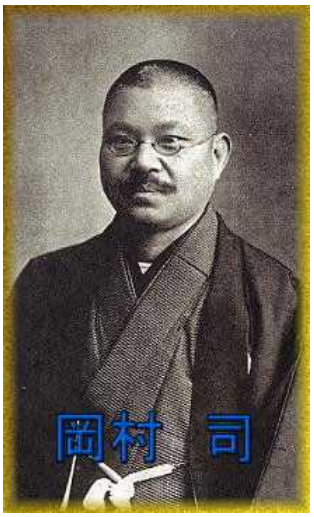

家永（1980）によると、岡村司は下総国古河（現在の茨城県古河市）の出身である。二松学舎で漢学を学んだ後、帝国大学（現・東京大学）でフランス法を専攻する。指導教官は穂積陳重であった。1892（明治 25）年に大学を卒業し、陸軍経理学校教授などを経て 1899（明治 32）年に京都帝国大学助教授となりフランスに留学、3 年後に帰国して教授になった。1904（明治 37）年に法学博士を授与される。孟子とジャン＝ジャック・ルソーを尊敬して

両者の思想の融合した自由主義を信奉した。専攻は民法であったが、特に当時の家制度を基盤とした家族法に対しては痛烈に批判し、家族法の近代化の必要性を一貫して唱え続けた。だが、1911(明治 44)年、文部省はこうした彼の言動に対して文官懲戒令を適用して譴責処分とした。こうした事情から 1914(大正 3)年に大学を退官して大阪で弁護士となり、活躍した。なお、岡村司は京都大学法学部の伝統な学問であるローマ法を導入した始祖である。

岡村司の『民法と社會主義』は弘文堂書房から 1922(大正 11)年に出版されている（以下、岡村(1922)または本書と略す)。岡村司が逝去した年である。これは岡村司の遺稿集を兄弟子であり岡村司を尊敬する河上肇と中島玉吉が編纂者として世に送り出されたものである。目次としては次のように 3 章に分かれている。

緒言
第 1 章　所有権
第 2 章　勞働契約
第 3 章　家族制度

京都帝国大学を追われた論文は第 3 章であるが、本書のタイトル「民法ト社会主義」の初出の論文は緒言と第 1 章「所有権」である。これに別タイトルの第 2 章と第 3 章を編纂者の河上肇と中島玉吉が付け加え完成させたのが本書である。

緒言と第 1 章「所有権」の初出論文「民法ト社會主義」は 1902（明治 35）年に創刊された『法律学経済学内外論叢』（以下、『内外論叢』と略す）で発表されている。

『内外論叢』について解説しておこう。京都帝国大学法科大学は当初、学内での紀要は存在していなかった。そこで、宝文館より京都帝国大学法科大学の教官のための紀要として発行されたのが『内外論叢』なのである。ただし、学内だけではなく、学外の教官、福田徳三、美濃部達吉なども執筆活動を行っていた。その後、『京都法学会雑誌』が 1906（明治 39）年に創刊され、学内の紀要が整備された。さらに、それは経済学部の独立に先立ち学内の経済学専門雑誌である 1915(大正 4)年『經濟論叢』と経済学部独立後の 1919(大正 8)年に法学部独自の法学の専門誌である『法学論叢』へと分化していくが、『内外論叢』はそれまでの京都帝国大学の法学と経済学の研究を担っていたのである。

さて、岡村司の「民法ト社會主義」『内外論叢』での論文発表状況は次のようになって

いる。『内外論叢』第 5 巻 2 号（1906（明治 39）年 4 月 11 日発行）で「民法ト社會主義（一)」として「緒言」と「第一節、所有ノ観念」を、同第 5 巻 3 号（1906（明治 39）年 6 月 11 日発行）で「民法ト社會主義（承前)」として「第 2 節、所有權ノ變遷」を、同第 5 巻 4 号（1906（明治 39）年 8 月 11 日発行）で「民法ト社會主義（承前)」として「第 3 節、所有權ノ原理」を、同第 6 巻 5 号（1906（明治 39）年 12 月 28 日発行）で「民法ト社會主義（承前)」として「第 3 節、所有權ノ原理（續)」と「第 4 節、所有權ト社會主義」として公表されたものである。河上肇と中島玉吉は、これを緒言、1 章として岡村(1922)は編纂しているのである。では、この緒言、1 章の詳細を見ていくことにしよう。

緒言

第 1 章　所有權

第 1 節　所有權の観念

第 1　絶對的

第 2　除斥的

第 3　恒久的

第 2 節　所有權の變遷

1、所有權の過去

2、所有權の現在

3、所有權の將來

第 3 節　所有權の原理

甲、先占説

乙、勞働説

丙、法定説

丁、需要説

戊、經濟説

巳、人性説

庚、進化説

第 4 節　所有權と社會主義

第 1、プルードン

第 2、カルゝ・マルクス（カール・マルクスのこと－引用者）

第3、ヘンリー・ヂョーヂ（ヘンリー・ジョージのことー引用者）

本研究は1906（明治39）年という明治後期の研究であるが、いわゆる大正デモクラシー（明治 38 年から大正デモクラシーは始まったという説もあるが）の気風から本書は編纂されているのである(以後の引用は、遺稿集の岡村司(1922)より行う)。

本書は、本稿の第 1 章で明らかにしたように、社会主義の理論的根拠を法学、とりわけ民法の観点から検証されているのである。マルクス主義が全盛になるにつれて、エンゲルスがアントン・メンガーの「労働全集権思想」を非難した際に使われた「法曹社会主義」という言葉だけが一人歩きする。そして、いつしか社会主義＝国営・国有主義にされ、さらに難解で内容のない哲学用語で粉飾された〈社会主義〉思想なるグロテスクなものが出来てしまったのである。これは、旧ソ連が崩壊し、21 世紀を迎えた今日だからこそ断言していえることなのである。

本書の「編纂者例言」において、岡村司の 1897（明治 30）年 3 月 19 日付けの日記体の随筆を紹介している。編者によれば、岡村司博士の死に先立つ 25 年前の随筆の中に、その後に書かれていた随筆、論文の中に同様の志が再三繰り返されている。編纂者は岡村司がいかに早くから『民法と社会主義』という研究内容をライフワークとしていたのかを語っている（岡村司(1922、編纂者例言:4）のである。その岡村の随筆の一端を引用する、

「余は法律學を攻めたり、法律は經世（世を治めるー引用者）學なり、政治經濟と密接の關係を有す、余は職務の必要より法律中殊に民法を攻むるの境遇に處せり、當初余は民法を以て極小の學、丈夫畢生（**一生涯。終生の意味ー引用者**）の心血未だ此の間に向かつて濺(そそ)ぎ易からずとなし、頗(すこぶ)る之を軽視するの心ありたり、今にして之を思ふに、民法は各人の私權を保證せんとするものなり、人の生活上必然生ずべき個人相互の關係に就きて定むる所あるものなり、其の民生の利害休戚（利害の良いこと悪いことー引用者）に關すること極めて大なり、近者歐人著す所の社會主義の書を讀(ヨ)むに及びて、益〻其の然る所以を悟れり、個人所有権の當否、相續制度の當否、契約自由主義の當否、雇傭契約、會社契約（勞働者共同會社の組織）等は、尤も力を着けて精究すべきもの、好題目に非ざらんや、法律の原理上、社會主義の上より、民法を觀察評隲するのは、經世濟民の業に非ざらんや、切近實用の策に非ざらんや、此等の題目に就きて十分の研究を遂げなば、以て政治學問の壇上に高く自ら標榜して、一世に

呼號するにたらざんや」（岡村,1922:編纂者例言:4,下線は引用者）

以上のように岡村司は欧米の社会主義者の著作を読むたびに民法の知識が必要であることを正当にも語っていることがよく読み取れるのである。そして、岡村司は、本稿第２章で示した 19 世紀後半の社会主義者が提唱した「労働者会社」にも言及している。そして岡村は、この研究を脇目も触れずに一直線に進行させることも宣言している。民法に関係するものはことごとく、その利害得失を研究し社会主義の政策の一助とすることを述べているのである。したがって、本書の「緒言」の冒頭の言葉は次のようになっている、

「余輩嘗て曰く、社會主義は經濟上に於いては勞働問題資本問題たり、法律上に於いては私權問題民法問題たりと」（岡村, 1922: 1）

以上のように岡村は断言する。今日まで社会主義者はさまざまな主張、例えば個人所有権の廃止、契約自由の制限、自由婚姻の創設、相続の滅却、減殺などという民法上のことが論議されているが、いずれにしても貧困に苦しんでいる人民の運命を改善することにある。しかし、現制度を変革するということに一般の人びとが納得いく説明をしている者は少ない。穏健的な考え方よりは、むしろ暴力的に現制度を破壊してその理想を実現させようという急進的な考え方が多い。しかし、それは社会を混乱に導くだけである。だが、急進的な者を国家の力で圧迫するのはよくない。また、たんに社会主義の理論を吹聴して、国家の力を用いて穏和な手段で強制的に実行させるのも、また考え物である。そして、思想を弾圧して口をふさぐやり方もよくない。たとえ弾圧したとしても人民がひとたび身についた思想の潮流はいかなる方法をとったとしても消し去ることは出来ない。今後のためにも多様な考え方を自由に論議させることが必要であると説いている。

「歐州の現狀を察するに、社會主義は既に理論の域を離れて實行の運に上がれり。既往數十年間、社會の下層に渟蓄瀰漫（はびこるー引用者）せる其の思想は、今や漸（ようや）く社會の上層に顕現し来り、主權の中樞たる國會に代議士を送り、立法の手段に依りて、所謂社會政策を實行せんとす」（岡村, 1922: 2-3）

岡村は、この時期のヨーロッパで潮流となっていた、社会民主主義のことを語っているように思われる。時の宰相は社会主義者と握手して、その政策を歓迎して社会主義者の国家転覆の勢いをそごうとしたり、社会主義者が自ら重要な地位について、その政策を実行する者もいる。つまり労働保護や社会政策のための立法作りのために国会議員となっている社会主義者も多い。これらの議員が多数を占めれば社会主義が完全に実行に移されるだろう。このように平和的な手段によって、困窮した人民の苦痛をゆるめ、人びとが平等円満な福祉を受けることが出来たら、人生の幸せであろう。そのためには、岡村は二つの革命が必要だという。第一の革命は政治上の革命であり、圧政制度を倒して自由制度を樹立する。第二の革命は、社会上の革命であり、自由制度を破壊して保護制度を建設せよと（岡村司、1922:3-4）。しかし、第二の革命はいまだによく解らないことも多い。我が国においても国有鉄道法案などが国会の議題に上がっているが、財政上の必要にもとづくものであり、まったく社会政策の意義は内包していない。我が国の貧富の差を解消するためには、社会主義の政策以外にはない。あらゆる方面から社会主義を研究しなければならない。そのため、「所有権」、「労働契約」、「婚姻」、「相續」を法律上の見地から社会主義の可能性を明らかにすると、岡村はいっているのである。

岡村司はゲルマン法的な諸侯や資本家の直接的所有権（高等所有権）と家臣や小作人、労働者の実用所有権（低級所有権）にわけて論ずるよりも、「所有権」と「占有権」を分けて論じるべきであると主張し、一時的な取得である先占（Occupatio）と継続的な取得である占有（possessio）とを分けて労働問題を考えるべきであると主張する。ローの法的な思考方法であり、プルードンと認識を一つにしている。そして、これを用いて岡村は現行の株式制度を批判し社会政策を進めるのである。

さらに、岡村は本稿の第 1 章の「共同所有の三形態」は示していないものの、「所有権の將來」において、共有制（共同所有）と個人制（個々人的所有）の将来的な調和、「利潤分配」を語っている、

「個人制及共有制を適當に調和し、個人の自主工夫を滅却せざる限度に於いて共有制を設立施行し、連帯利他の觀念と自由利己の主義とをして、竝び行はれて相悖らざらしむるに在るのみ。而して其共有制には、國家の經營に係るものと、私人の計劃に依るものとの二つあり。私人の計劃に依るものは、所謂協力組合（Cooperative Association）

なり。農夫若くは職工が、自己の資本に依り、協力して農工業を行ひ、其の利益を分配す。資本主に歸すべきものが悉く組合員に歸するの組織なり。此の組合は、今より五六十年前一時盛に勃興し、多くは失敗に歸したけれども其の今日に殘存する小數のものは、皆良好の結果を示せり。其の失敗は、制度の罪に非ずして、管理者其の人を得ざりしに困ることは、經濟學者の一般に認むる所なり。民事商事を目的とする會社の設立益盛行するの狀況なり。若し頗る其の制度を改革し、之をして二三富豪の爪牙（**手足となって働く者－引用者**）たらしむことなく、社員共同の利益を圖らしめば、亦一種異形の共有制なり」（岡村, 1922: 64-65,下線は引用者）

本稿がこれまで語ってきたように、岡村は共同所有と個々人所有の調和、労働のアソシエーション（association）と「利潤分配制」について語り、将来社会への方向性をも語っていることがわかるのである。それは、小数の富豪家の手足となって働くものではなく、社員共同の利益、労働のアソシエーションを目指すものであることを明確に岡村司は語っているのである。

最後に岡村司は「所有権と社会主義」について語っている。

「社會主義が如何に所有權を論ずるかを知らんとするには、其の首領巨擘と目すべき人の論説を紹介するを以て、最も捷徑なりと信ず。依りて、左に二三の所有權に關する意見の要略を叙述することを試みん」（岡村, 1922: 114-115）

として、第一にプルードン説、第二にマルクスの説、第三にヘンリー・ジョージの説を紹介している。プルードン説に関しては本稿の 2 章 2-2 で語ったように、他の日本人研究者はプルードン『所有とは何か』を『財産とは何か』と邦訳していた。岡村はプルードンは所有権を研究、批判したのであり財産一般を研究、批判したのではないことを力説していた。本書もその点を繰り返し主張している。また、プルードンは所有權を批判するも将来社会を共産主義とすることには否定的であったこと、したがって「經濟説の大破壞者と為し、經濟派は社會主義の大破壞者と為す、亦一奇なり」（岡村司, 1922: 123）と酷評されていることも紹介している。しかし、それはプルードンの独創であり正義と自由を標榜し、国家内に強制権力の存在を許さず、一切は任意の契約で定めることを宣言したものであるという。人は強制されない団結によって始めて平等になる。そして、結果として平等

な賃金がもたらされる。

「所有權に代ふるに單純の占有を以てし、占有の權利を萬人平等とすること、プルードンの理想なり。有名なる相互制度（systéme mutualiste.）と稱するもの、是れなり。其の方法として、人民銀行を設立し、一般の人の請求に應じて無償にて切手を交付し、之に依りて各人の要する物品若しくは勞務を受けしむることゝ為し、以て貨幣を廢止し、且占有を以て所有權に代ふるの手段と為さんと欲し、之を試みたりしも、全く失敗に歸したり」（岡村, 1922: 124）

必ずしも岡村のプルードン評論が正確とはいえないが、プルードン説の何たるかを明治期に、大正期以降の他の研究者よりもより詳しくプルードンの意図にしたがって語っていることがわかるのである。そして、次のようにもいう。

「後來カルゝ、マルクスは、其の資本論に依りて所謂科学的社會主義の基礎を立てたるが、其の重要なる部分は全くプルードンにでたこと是なり。多くプルードンに学ぶ所ありしことはマルクス自身も明言する所なり」（岡村, 1922: 125）

マルクスに関して岡村は、「マルクスは社會主義論者の泰斗（**その道で世人から最も仰ぎ尊ばれている権威者−引用者**）なり」（岡村, 1922 :125）としている。そして、マルクスは動産、不動産の所有権の多くが譎詐、暴力などにより不正に取得したものであることを証明していること。資本制度は、比較的に禁制に出現したこと、それは第 16 世紀以後のことであることを証明したこと、賃金制と、労働時間、搾取の理論などを紹介している。

岡村はマルクスの理論を賞賛しつつも次のようにいう、

「マルクスの論理を仔細に點檢すれば、幾多の謬妄詭辯を包藏することを見る。但、其の所論多く經濟に渉りて法律に繁ること少なきを以て、此には單に其の縝密なる論理の一班を示すに止め、其の評論を紹介するの勞を避く」（岡村, 1922 :134-135）

その後のマルクス主義全盛期のマルクス無謬論からは決して出てこない評論である。

ヘンリー・ジョージに関しては、社会主義者が久しく主張する土地国有論に新しい勢いを

付け加えた著書『所有権と貧困』について評論している。ヘンリー・ジョージは社會の害悪を治癒するためには、土地の個人所有を廃止することであり、遠慮なく、躊躇亡く、賠償もなく、個人の財産を没収することであるという。これを没収するには地主より直接取り上げるのではなくて、地主が死亡してから重税をかけ相続者が土地の所有が維持できなくなることにより事実上、土地を取り上げる方法を紹介している。

さて、岡村は、これら社会主義の評論を終えて次のように結論している。

「社會主義者たちは、皆窮民の運命を改善することを以て其の目的と為すものにして、其の高潔義烈の精神は眞に敬仰すべしと雖も、然れども其の議論に至りては、徒に巧妙架空に失して、未だ直に之を實行すること能はず。然らば吾人は現在の自由制度に満足すべきか、曰く否。今日の制度が幾多の缺陥（けつかん）を含み、貧民悲痛の叫聲を聞くこと益大なるときは、必ず何等かの方法を求めて之を変革する所なかるべからざるなり」（岡村, 1922: 139）

団体生存は人生にとって必要条件である。我々は団体の一員として始めてこの世に生存することが出来る。しかし、だからといって団体生存のために個人、個性を埋没させて良いのであろうか。そうではないと岡村は言う。岡村は言及し、断言していないが本稿第一章でも言ったように「民法学は個性を重んじる」学問である。個人の生活と団体生存とが調和するためにはどのようにしたらよいのか。西欧の社会主義思想の中には、国家をもって全能とし、国有財産を広げ活用してことに当たれという者もいる。しかし、我が国にはこの考え方は無用である。今なさなければならないことは、国家所有という短絡的なものではなくて、個人の生活と団体生存とが調和するための実用的な社会主義を構築すべきであると岡村は語っているのである。

４－２－２－２　田島錦治（たじまきんじ）（1867 年生-1934 年没）

－京都帝国大学「利潤分配制」論の始祖－

『最近經濟学』有斐閣書房（明治 30 年）

「合衆的報恩主義の提唱」『改造』7 月増大号。

「勞働と資本との根本的協調」『經濟論叢』第 12 巻第 4 号。

「勞働資本協調方法としての利潤分配」『經濟論叢』第 12 巻第 4 号

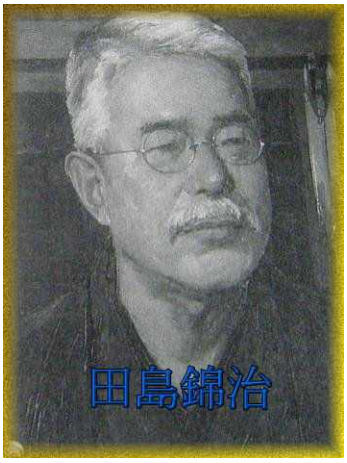

池上淳によると、田島錦治は近代日本への経済学導入期に所得の公正な分配を主張し、市場経済と儒教的道徳の調和を説いた明治、大正期の先駆的経済学者である。

田島錦治は東京牛込区赤城元町(東京都新宿区)に生まれている。赤城と号す。第一高等学校から帝国大学法科大政治学科（現・東京大学法学部）を卒業。金井延の指導を受けている。欧米留学後、1900(明治 33)年京都帝国大学法科大学教授、経済学第 1 講座(経済理論)、財政学講座を担当する。経済学部の分離独立に伴い 1919(大正 8)年に初代の経済学部長となる。東京商科大学(現・一橋大学)からの学生受け入れたり、河上肇の招聘など自由で多様な学風を確立した。退職後、1927(昭和 2)年立命館大学総長に就任する。経済と商学部門の拡充を進め、滝川事件(1933（昭和 8）年)で京都帝国大学を退職した末川博ら教授陣を受け入れた。酒豪、弓道、シジウィックの翻訳で有名である。著作には『東洋経済学史』などがある（朝日新聞(1994）一部改作、付け加えをしている)。

経済学部の分離独立と田島錦治と河上肇のエピソードを語る上で見のがすことが出来ないのは、いわゆる「競争講座」の存在である。出口勇蔵によると、1919（大正 8）年に経

済学が独立してからは、「経済原論」と「経済学史」の講座を田島錦治と河上肇が交代で持つようになった。例えば、河上が「経済原論」を持つと田島は「経済学史」を持ち、次の年には交代して受け持つ。その交代というのは、ただ交代するだけではなく立場を違える。田島は限界効用学説で、広い意味で反マルクス主義の立場をとって講義を行う。一方、河上はマルクス主義の立場から講義を行う。学生は 3 年間に両方の立場から講義を受けられるものであった。1928（昭和 3）年に河上肇が辞職した後は、河上の親友で論敵の近代経済学者である高田保馬（たかだやすま、1883 - 1972）を経済学部は呼んできた。しかし、これまた、河上肇の論敵で親友の福田徳三は京大経済学部の競争講座を大変に高く評価しておりこの人事を嘆いたという。それは大阪朝日新聞に書いた「笛吹かざるに踊る」という有名な文章においてである。「河上がやめた後には田島先生がいる。後任にはマルクス経済を講義できる立場の人をとるべきである。近代経済学を教える人は田島先生がいるのだから高田さんを呼ぶべきではない。それでは経済学部の一つのよき伝統であった「競争講座」が失われてしまう」（要約）と（京大 90 周年委員会（1988））。

田島は、本稿の第 3 章でも述べたとおり、東大の大学院時代には幅広い意味（つまりマルクス主義だけではない）での社会主義を研究していた。京大の教官、特に経済学部の独立にあたり初代経済学部長に就任してからは近代経済学や東洋経済史に研究の軸を移している。

その田島錦治が最初に「利潤分配制」に言及した文献が、1897（明治 30）年の京都帝国大学法科大学（現・京都大学法学部）教授の時代に書いた『最近經濟学』有斐閣書房（以下、田島（1897）と略す）である。

その前に、田島が経済学部独立の年である 1919（大正 8）年に雑誌『改造』に書いた論稿の思想背景を確認していく作業から始める。その上で田島の「利潤分配制」に関する論文を時系列的に、見ていくことにしよう。

田島は雑誌『改造』の 1919（大正 8）年 7 月増大号「勞働問題、社会主義批判號」に「合衆的報恩主義の提唱」（以下、田島（1919a）と略す）という論稿において、「合衆的報恩主義」を提唱している。「合衆」とは本稿第 2 章で明らかにした「集合的・集団的所有」（Kollektive/collective）のことである。プルードンが提唱しマルクスが「フランス労働党綱領前文」（1880）で受け継いだものである。必然的に「勞働者の生産手段の占有論」が導かれ、「利潤分配制」が提唱されていくことになる。それは、今日、定説化されている「公有」のことではない。田島の言葉で聞いてみよう、

「外國にはコレクチブズム（合衆主義）と云う言葉がある。吾人は國家に對し合衆的に報恩し、同時に子孫に對つては合衆的に恩恵を施すと云う事で、此の合衆的（コレクチブ）と云う観念が最も必要な事である」（田島, 1919a: 57 上段）

昔は忠臣孝子だった。しかし、これは今日ではまれになった。合衆主義は忠君孝子の野蛮的な考えだと批判する者もいるが、それは合衆的の意味がわからぬ時代遅れの考え方だという。昔は個人的であった報恩の範囲は今では合衆的に拡大されている。社会が未開の時代とは道徳範囲の広さが違うと主張する。そして、次のようにいう、

「今日では使用せらるゝ職工の數も數萬に達し主人も昔の如く只一人ではない、職工は社會全體から恩恵を受け社會全體を主人として居るのである。昔だつたら一人の親方が自分の乾分（雇人）全部を保護して居たが今日はあらゆる雇主が合衆的に職工を保護しなくてはならぬ、更に擴大して國家全體が勞働者階級を擁護しなければならぬ、勞働法だの工場法だのは此の意味に於いて作られたのである。同時に職工側から云っても職工全體が合衆的に國家全體に報恩して居るので有つて」
（田島, 1919a: 57 下段）

つまり批判者が言うような旧幕府時代の親分乾分の関係や未開地の港湾や南洋のまねをするのではないといっている。田島はロシア・マルクス主義、つまり国営・国有主義的な〈社会主義〉（カッコ付き）を意識して書いているのである。

同盟罷工（ストライキ）は、労働者が合衆的に恩を忘れたために起こる。労働者全体が、合衆的に国家の恩恵を思うならば同盟罷工（ストライキ）は決して起きるはずがない。勞働組合は最初は同盟罷工（ストライキ）の機関として組織されたが、今日では経済的に道徳的に労働者の位置を進歩させる機関となっている。使用人も雇い人もお互いに恩恵を受けているということを自覚すれば「所謂社會主義の惡影響を恐るゝ」必要はないという。

そして次のように結論づける、

「僕は資本家と勞働者の關係を密接ならしむる為に利益の配當をなすが最も善いと信じて居る。然れども利益を餌にして職工の争奪をなすなどゝは最も危險な事で有つて斯

う云ふ小策は合衆的報恩の觀念を破壞するものである。將來は必ずトレイド、ユニオンの組織が完全になつて需要に應じ職工の供給も案分的に行われるやうになるだろう、其の為には何うしても實業教育を進歩せしめなければならぬ」と。

（田島, 1919a: 58、上段）

社会主義思想と在来の国民性を調和させるためにはプルードンやマルクスが言った「集合理論」＝「合衆的報恩主義」の教育が必要だというのである。

田島は、これにさかのぼること 1897（明治 30）年に田島錦治（1897）において第 4 章「給料」第 6 節「利潤分配法」において、利潤分配制度を語っている。かの北一輝が北（1923［1959］）で批判したものである。

「余輩カ茲ニ利潤分配ト稱スルハ株式會社ノ株主カ其持株ニ應シテ利益ノ配當ニ與カルモノヲ指サスシテ勞働者カ其約定ノ賃金ノ外ニ雇主ノ企業利益即チ利潤ノ分配ニ與カルヲ謂フ此ノ利潤分配法ノ行ハレタルハ近世ノ事ニ屬ス即此ノ世紀ノ三四十年ノ頃ニ於テ愛蘭佛獨ニ於テ殆ント同時ニ始マリタルモノナリ」（田島, 1897: 452）

として、アイルランド（愛蘭）、「ルクレール」のフランス（佛蘭西）、ドイツ（獨逸）の事例をあげている。田島は利潤分配法を大きく二つに分けて説明する、

「（第一）資本ニ對シテ定額ノ配當ヲ交付シタル後ニ勞働ニ對シテ利潤ヲ配分スルコト
（第二）利潤分配ノ率ノ高低如何ニ拘ハラス資本ニ對シテ先ツ配當ヲナスコトナクシテ直ニ勞働ニ向テ配當ヲナス法」（田島, 1897: 454）

さらに労働者に配当する配分方法に関する二つの方法を次のようにいう、

「（甲）勞働者ニ等級ヲ設ケテ其ノ等級ノ上下ニ從ヒ配分率ヲ異ニスル法
（乙）單ニ勞働者ノ賃金ニ比例シテ配分スル法」（田島, 1897: 454）

甲は人間の勤労価格の差として現れ、配分額も賃金よりも大きくなり、乙の方法に比べ不平や嫉妬心が労働者間に蔓延することを憂慮している。

配当方法としては「イ、直配當・ロ、延配當」を示して、イの方法が直接労働者に手渡される方法であり、特にアメリカが行っている。ロは貯金、銀行または養老年金に預ける（預金や年金もかねる場合もある）方法であり、ヨーロッパ大陸でもっぱら行われている方法である。この方法は貯蓄を奨励して、かつ勤労の永続的な確保を目的としていると説明している。田島は、この「利潤分配法」は雇用主と労働者との衝突を和らげ、相互に利益を結合させて、労働者には勤勉、忠実、注意、節約、忍耐を学び「共働心」という産業上の美徳を発達させることにあるとしている。このように、田島は 1897（明治 30）年の時点で語っているのである。北一輝の『日本改造論』は、明らかに田島錦治の「利潤分配論」を参考にしていることがわかるのである。

経済学部独立後に書いたのが「勞働と資本との根本的協調」『經濟論叢』第 12 巻第 4 号（以下、田島（1919b）と略す）である。第一次大戦後の不況に伴う労働条件の悪化、ストライキの増大などを背景に再び田島は「利潤分配制」を提唱していくのである。したがって、本論文は以下のような節立てとなっている。

第 1 節　緒
第 2 節　勞働争議
第 3 節　團體的精神の惡化
第 4 節　勞働者資本主両階級の覺醒

以上のようになっている。社会が混乱している中で、田島のいらだちが読み取れるような論文である。「利潤分配制度」もあまりうまくいっていない状況も描写している。

田島は「利潤分配」に反対する者の説を 2 種類に分類している。第一は、利潤とは企業者の精神的労力と企業者が営業上で一人負担する危険（risk）とに対する報酬であが、労働者は何らの危険も負担せず、営業の不利益に拘わらず契約上の前払いを必ず受けるものであるから、利潤の配分を受けるのは不適切であるとの説。第二は、欧米諸国において利潤分配法があまり多くは行われておらず、行っているものでも中止している企業が多いという事例をあげて、この方法の実施は困難であるという説を紹介している。しかし田島は「然れども余の見る所にては此二説は共に取るに足らず」（田島,1919b:789）だという。その根拠として次のようにいっている、

「第一、企業上の危險は企業主の直接に之を負檐するは勿論なれども、實は勞働者も亦間接に之を負擔するのみならず、其危險は一層甚だしきものなり」（田島, 1919b: 789）

なぜならば、企業者は好景気の時は莫大な利潤を得て、これを貯蓄する。不景気になって産業上の危機にあったとしてもこの蓄積を取り崩して経営者の地位は安泰である。それに比べて労働者は、日常の労賃で生計を維持している。不景気になったとしても多くの貯蓄を取り崩す余裕がない。さらに産業上の危機にあって労賃を減少させられ、また解雇させられた場合には飢餓の恐れさえある。したがって、利潤とは第一に、企業家の精神労働に対するもの、第二に、企業者が負担する危険にたいするものの外に、第三として、労働者の負担する危険に対するものでなくてはならない、というのである。企業者は労働者に利潤を配分するにあたり、一部は現金で支給し、その他は積み立てておいて疾病や不慮の事故、災害または失業したときの危険に備えるべきである。株式会社が雇傭している労働者に利潤を分配するためには株を与えることがよい。このようにして企業主と労働者との利害が一致して両者の関係が密接になったとき、勤勉、忠実、節約などのあらゆる美徳が発揮して、妬みや反目、争乱等の悪行は消え去るといっている。

「第二、利潤分配法か歐米に於いて實際に餘り多く行はれず、且其繼續する場合尠なきを指摘して暗に其實施を否むものあること前述の如し。然れとも此事實は歐米に於ける資本主義階級の超階級的及び國民的覺醒の未たた足らさるを證するものなり。大和魂を具え武士道の鍛錬を受けつゝあるへき我國民は必ずしも個人主義的歐米人民の利己的行為を學ふを要せす。如何に良好なる方法も之を行ふの誠意を缺くときは到底其効果を生せしむるに由なし、歐米に於いて利潤分配の善く行はれさるは蓋し誠意の足さるに由る」（田島, 1919b: 790、文字飾りは田島のもの）

多少、田島の以上の言葉には違和感を覚える読者もいると思われるが、若き頃の社会主義研究から導かれた言葉でもあろう。

田島はさらに、株式会社が純益の中から配当金や責任積立金を除いて株主へ 5 割労働者へ 5 割の配分を約束したとしても、企業者の誠意がなければ、企業者はなるべく配分を少なくさせようとする。それは巧妙に行われる。すなわち、固定資本の減価補充積立金を過度に多くしたり、見せかけ上の割り増し株である「水株」を作ることで行われる。そして、

これを使用して巧妙な手口で企業者は脱税を行ったり、労働者に対して労賃の低減を行い増加させることを拒否させたりする。このように利潤分配を掲げているが実際は利潤分配ではない「羊頭狗肉」策を行っている企業では、労働者が真実を知ることによって利潤分配法の廃止を要求することになる。したがって、いかに良好な方法でも、これを実施するときに企業主の誠意が欠けるとその効果は逆効果となる。和解や仲裁制度もそうだし、労働組合の承認、工場法やその他の労働法もそうである。そして、次のようにいう、

「勞働者階級と資本主階級との根本的協調は經濟的な大利と道徳的の大善と融合一致にあり」（田島, 1919b: 791）

労働者と資本主の両階級が、生産する上で相互に助け合い、互いにその恩に報いるということを悟れば、互いに誠意を持って報恩に報いようとすることで、労働争議は後を絶ち、産業の平和を確立することが出来るだろう。そして、その報恩を忘れている〈社会主義やサンジカリズム〉は勢いがなくなるであろうという。

「勞働資本協調方法としての利潤分配」『經濟論叢』第 12 巻第 4 号（以下、田島(1921)と略す）は 1921（大正 10）年に発表された。繰り返すが同年の 12 月には「社会政策学会」第 15 回大会、テーマ「賃銀制度並に純益分配制度」（於・東京帝国大学）が開催されている。そのことが反映されているためであろうか、本論文の冒頭に次のように記されている、

「利潤分配即ち雇主たる企業者が其企業の利益の一部を豫定の約束に從ひて彼の雇傭勞働者に配分する方法は、歐米に於いては既に陳腐の問題に屬する嫌いあれども、我國に於いては寧ろ新鮮の問題と謂ふべく。少なくとも現時我國の勞働争議を豫防し、謂ゆる勞働資本協調の實を擧くへき重要なる方法の一つとして推稱する價値ありと信す」（田島, 1921: 499）

2 年が経過し前作の田島(1919b)と比較して、かなり冷静に「利潤分配制」を論じている。節立てを見てみよう。

第 1 節　利潤分配方法の起源及び發達

第 2 節　利潤分配方法の本質

このような構成となっており、改めて「利潤分配論」に関して、解説と論説を行っている。特に、田島錦治(1921)で付け加わったものを紹介していくことにしよう。

第 1 節ではアイルランドを起源とする「利潤分配制」の歴史、有名な、フランスのパリのルクレールの実践にはじまり、パリのオルレアン鉄道、イギリスのブリッグズ会社などの実践をとおして、シュヴリエ、J･S ミル、ソーントン、フォーセット、ボエーメルト、ギルマンなどの学者が賞賛していた。しかし、彼等の様な高名な学者の賞賛にもかかわらず、利潤分配法の進歩の度合いは遅く、新たに始めたものもあれば中止したもの、組織を変更したものも多いという事実をあげている。

さらに、1879（明治 12）年にフランスで設立された『佛國利潤分配方法研究會』(Société pour l'Etude de la Participation aux Bénéfices)、1889（明治 22）年のパリで開かれた「利潤分配方法國際會議」(Congrés international de la participation aux bénéfices)、アメリカで 1892（明治 25）年に設立された「利潤分配法法振興協會」(Association for the Promotion of Profit Sharing）等の「利潤分配制」に関する協会を紹介している。

また、この時期、我が国では「利潤分配」、「利益分配」と用語が一定していないが、田島はこのことについて次のようにいっている、

「利潤は我國の通用語にては利益と稱される。佛國に於いて profit か俗に bénéfice と稱せらるると似たり。然れども學語としては利潤と呼ふを可とす。蓋し利益は利潤よりは一層廣く社會上政治上の事實に就て弊害又は損失の反對として用ゐられるとも。經濟學上英語の the profit 佛語の le profit 獨語の der Unternehmergewinn に當る語としては利潤を適當なりとす」（田島, 1921: 504,文字飾りは田島のもの）

田島のこの定義付けと指摘により以後、「利益分配」よりも「利潤分配」という言葉を使う学者が多くなっている。

また、フランスの経済学者で反マルクス主義のルロワ・ボーリュー(Paul Leroy-Bcaulieu)の「利潤分配法」反対説に対しては次のようにいう、

「余輩は固より「マルクス」等社會主義者の利子利潤の總てを以て無償勞働の結果即ち餘

剰價値と思考する説を大いに謬れりとするものなるはルロワ・ボーリュー氏等と同じと雖も、利潤中に労働者の分前を受くべき部分なしとする此の考え方には從ふを得す」（田島, 1921: 520）

田島は、田島（1919b）で主張した雇主の危険負担、雇主の精神労働の報酬としての「利潤」に加え、失職、解雇などによる労働者の危険負担を補うものであることを繰り返している。そして、田島は要約する。

「利潤分配法は形式上は固より通常の勞賃及ひ種々の割增賞金と異なれとも、其實質上に於いては、企業者の一部を構成すへきものなるが故に、企業者か利潤分配法に向ふは、啻に學理上根據あるのみならす、實施上必要適當の方法なりとす」（田島, 1921: 522）

このように田島錦治は京都帝国大学の「利潤分配論」の始祖となったのである。

４－２－２－３　戸田海市（とだかいいち）（1871 年生-1924 年没）
－社会民主主義的な立場としての「利潤分配制度」の提唱者－
－『社會主義ト日本國民』博文館（1911（明治 44）年）－
－『經濟學』京都法制専門學校－

細川元雄によると戸田海市は 1871（明治 4）年に広島県豊田郡で生まれている。農家の三

男であるが、1884（明治 17）年に真宗の僧侶として修業しながら京都東山中学に学び、1886（明治 19）年に上京し、苦学しながら東京専修学校（現・専修大学）理財科を 1892（明治 25）年を修了し、東京帝国大学法科大学選科に入学し政治科を 1897（明治 30）年に卒業する。その後東京帝国大学法科大学本科には進まず、第四高等学校教授に就任し、さらに 1901（明治 34）年に京都帝国大学法科大学院助教授に就任し、1903（明治 36）年に独逸に留学し、帰国後の 1906（明治 39）年に京都帝国大学法科大学教授に昇進した。そして経済学第 2 講座を担当した（京大経済学部調査室、1983）。1924（大正 13）年に超結核と喉頭結核で 53 歳の若さでなくなっている。

戸田海市は工業経済学、社会政策などの研究で知られるが、杉原（1979）によると「忘れられた経済学者の一人」であるという。しかし、「明治末期から大正の前半期における代表的な経済学者」であったという。福田（1924）によれば京都帝国大学経済学部『經濟論叢』の「戸田博士追悼号」の中で、戸田博士が健在の頃の京大経済学部は、様々なことを論議できて経済学者のパラダイスであったとし、そして戸田海市に関して「独り學問を以てのみならず、その人格を以て、京都経済学のパイオニアであると共に、之を取り囲む人々を、學究的パラダイスの住人たらしめた恩人である」といっている。さらに同号において親友の西田幾多郎（1924）は「戸田海市君の追懐」と題して戸田を追懐し「青年時代には可なり苦学したさうである。牛乳配達などもやつたさうである。而して其時はミルの経済学しか有つて居なかつたので、この一冊を幾度となく読み返し読み返し、之について考へに考へぬいたと云つた。君の天命の然らしむ所であつたであろうが、右の如き境遇と修養とが君の如き人物を築き上げたのかも知りない」といっている。西田幾多郎が言うとおり戸田海市はＪ.Ｓミルの経済学を紙片が擦り切れるまで読んでいたという。戸田海市の代表的な著作に『工業経済』、『日本之経済』などがある。ちなみに、河上肇は岡村司と同様に戸田海市を尊敬しており、戸田の死後に河田嗣郎との連名において河上肇、河田嗣郎編『戸田海市著作集』[*31] を弘文堂から出している。

戸田海市が社会主義について語った論文は 1911（明治 44）年の『社會主義ト日本國民』博文館（以下、戸田海市（1911a）と略す）である。社会主義者である幸徳秋水らが死刑となった大逆事件[*32] の社会的動揺を抑えるために執筆されたという。なお、この著書は後に同年に出版された『日本乃社會』博文館　（以下、戸田（1911b）と略す）の第 1 部第一篇にそのまま挿入、編入されることになった。

この中で戸田は社会主義の性質と種類について語っている。性質としては、広く社会主

義という者が現在の社会制度やその中での財産制度に不満を持っていて、これを打破しようとするものであることという。全体的に戸田自身としては「社会主義」に対してはあまりよいイメージを持ってはいない。種類としては「虚無主義者」（アナーキズム）とその亜種である「共産主義」と、当事のヨーロッパで大勢力となっている「社会民主主義」を上げている。今日、暴力による社会革命である「虚無主義」や「共産主義」がなりを潜め「社会民主主義」が大きな勢力となっている原因を次のようにいっている。

「元來此主義（社会主義のこと－引用者）は、天賦の人權とか世界の統一平和とか云ふ過去の哲學から起こつたものであつて、人智の進歩するに從ひ其の空想に過ぎざることが知れ渡つて來た。故に近來社會主義者の中にも社會黨綱領に大修正を加え、實行の不能なる空想に憧憬するよりも現下の事情に於いて出來得る限り勞働者階級の權利を伸張するの方法を探り、一歩一歩に進んで遂に理想の境に到達すべしと云う穏和なる修正派が出現し、次第に增進するの傾を示して來た。此修正派は名は社會主義と云ふも實は今日各先進國の極力盡瘁（じんすい）（**一所懸命に力を尽くして労苦すること－引用者**）して居る社会改良主義と大差なく、只だ其手段に於いて急進漸進の別があるに過ぎない有樣である」（戸田, 1911b :4,傍点は戸田、ふりがなと下線は引用者）

以上のように 1911（明治 44）年の時点でのヨーロッパの社会主義事情を描写している。元々ヨーロッパに社会主義が起こった原因として、生産手段の私有という有害な制度を打破して社会公共的なものにしようとの考えがあったと戸田はいう。資本家と労働者階級の内、労働者は生産手段という財産を持たない無産階級である。無産主義の階級においては無産者階級の福利と一致しないものが多いために財産制度の改造と共に、様々な有形無形の制度を改造しなくてはならないという思想であることを述べている。

また、社会主義とは個人主義思想から発達したものであるとも戸田は説明する。それは、単なる団体主義や国家主義とは異なるとして、次のような社会主義感を批判する。

「我國に於いては勿論、歐米に於いても是まで世人は社會主義の眞相に付いて一大誤解を懷て居た。謂らく、社會主義は元平等無我を精神とする團體主義であつて、國家主義と系統を一にし、個人主義に對立するものである。現に最も主我的な英國に於いて社會主義の甚だ微弱なるに反し、比較的沒我の要素大なる大陸諸國、就中國家主義の

本元と稱せらるゝ獨逸に於いて社會主義は最も跋扈して居るのは其證據である。故に社會主義を防遏せんとすれば國家主義や家族制度と云ふ沒我的傾向を排して個人主義を盛んにしなくてはならぬと」（戸田, 1911b :14-15、傍点は戸田、ふりがなと下線は引用者）

しかし、今や個人主義が盛んなイギリスでも社会民主主義を中心に社会主義が盛んになっている。一見すると団体主義、国家主義にみえる社会主義は本来は個人主義に結びつけられたものであることを戸田は説いている。今日の観点からいえば、戸田は旧ソ連やマルクス主義の良い批判となっている。しかし、だからこそ戸田は日本民族の性質として社会主義が日本の大勢力にはなり得ないとしている。これはもちろん当時の戸田が「大逆事件」後の社会不安を沈めようという意図で書かれているからなのであるが、反社会主義というよりも団体的ではなく、個人主義的基盤がある階級主義的、暴力革命的な「社会主義」批判を行っているのである。そして、むしろ西洋との国民性と根本的に違う日本には日本的な「社会民主主義」を推し進めようとする意図がある。したがって、

「社會主義は決して西洋の如く激烈なる階級主義に陥り、社會の秩序を根底より振蕩するが如き勢力となることは出未ない。我國の社會問題を解決するには敢(あえ)て西洋の如く激烈なる破壞的の階級戰に依頼する必要はない。國家の公益を本意とし、從つて我國民各階級の熱心なる賛同者を得べき社會政策、即ち穏健なる社会改良主義に由つて能く之を解決することが出未る」（戸田, 1911b: 45）

我が国は、西洋の模倣をするだけではなく、我が国の特性を踏まえた社會政策を実施しなければならないと戸田はいう。そのためには、まず諸外国より遅れている教育を充実させなければならない。これを行わないと、諸外国の思想を誤って導入したり、ねじ曲げて導入してしまう。不健全な思想の発生を防ぐためには特に初等教育の拡充が必要である、という。名指しはしていないがＪ.Ｓミルの思想を日本的にアレンジしようとする姿勢が伺える。そして、これが土地が狭くて資本の乏しい我が国が社会発展をもたらす要素であると戸田は主張している。

さらに、8 年後の 1919（大正 8）年では『改造』「労働問題・社会主義批判号」（7 月増大号）の中の「社會主義の致命的缺陷」（以下、戸田（1919a）と略す）で次のように明確に

いっている。

世間は往々にして、労働時間を短縮し、労働の苦痛を早く切り上げて、活動欲望を生産活動以外に求めようとする人がいるが、それは物質消費が多くなった今日では不可能である。そうならば、労働を苦痛としないで、むしろ楽しんで仕事が出来るように社会改造をすることである。それがなかったならば、いくら分配を公平にしたところで何の解決にもならない。この解決なしには根本的要求を満たすことは出来ない。従来主張されていた社会主義の根本的な欠陥は、

「社會主義者は、人類の物質生活をば均一にして、精神生活のみ自由に發展する事を許すと云ふのである、其の主張は要するに物質生活に於いて人民を國家の奴隷となし、人民は主權者の命ずる儘に、各自分擔せる生産勞働に從事しなければならない。然れども其の精神生活には何等の拘束をなさないと云ふのである。即ち物質生活に於ける各人の發展を強制的にきんんいつならしめやうと云ふのである……然し乍ら物質生活と精神生活とは決して離して考ふべきものではなく、例えば茲に物質生活の寒暑を凌ぐべき衣服類にしても、矢張り色彩、形狀、模様の如き精神生活の要求に應ずる條件を具へなければ、人間は滿足するものではないのである。……だから今後の社會主義は現在の其れよりも一歩進んで自由なる制度を取らねば到底此の社會の進歩も人類の幸福も望むことが出未まい」（戸田, 1919a: 55）

すでに、京都大学経済学部が法学部より独立し、ロシア革命も米騒動も経験した後の論文であるが、その後のソ連批判にも充分になっていることがよくわかるのである。戸田がいうように、精神的自由も抑制されていったことはいうまでもない歴史の事実である。ただし、戸田自身としては、この論文のタイトルとは裏腹に最後まで社会民主主義的な社会改良主義に望みを託していたことが文面からも読み取れるであろう。

この戸田海市が「利潤分配制」に言及した文献が、立命館大学の講師として立命館大学の教科書として田島錦治と共著した『經濟學』京都法制専門學校（以下、本書および田島・戸田と略す）である。この著作がいったい何年に書かれたのかは不明である。京大経済学部調査室（1983）においても文献のリストには載っていない。ただし、田島錦治が京都帝国大学法科大学教授、立命館大学講師、戸田海市が京都帝国大学法科大学助教授、立命館大学講師の肩書きで出版されているので 1901（明治 34）年－ 1903（明治 36）年のもの

であると推定される。

それでは当時の社会民主主義を中心とした社会主義者が提唱していた「利潤分配制」に関して戸田海市はどのようなスタンスを持っていたのであろうか。

戸田が「利潤分配制」に言及したのは本書の第 12 章「給料」第 2 節「給料支払方法」である。その第 1 の方法が実物給料、貨幣給料である。第 2 には労働者に勤勉忠実、忠誠を示させるための「標準給料」、いわゆる定まった定額給料制のことである。第 3 には、「賞與」、いわゆるボーナスを上げている。そして、第 4 の方法として「利潤分配制」を上げているのである。

戸田はまず単純な profit-sharing を説明する。ただし戸田の言葉に profit-sharing という言葉はない。

「之レ事業ノ利潤ノ一部ヲ勞働者ニ分配シ以テ勞働者ヲシテ仕事ニ熱心誠實ナヲシメントスル方法ニシテ、通例利潤ノ中ヨリ世間並ミノ歩合ヲ引去リテ企業者ノ所得トシ、且ツ事業ノ損失ノ危險ニ對スル積立テトシテ相當ノ額ヲ引去リ、尚ホ其上ニ殘餘ヲ生スレハ之ヲ雇主ト勞働者全體トノ間ニ一定ノ割合ニテ分配ス而シテ勞働者全體ニ配分セラレタル額ヲ各勞働者ニ分配スルニハ其給料高ニ比例スルヲ常トス、固ヨリ利潤ノ算出ハ一年又ハ六ヶ月ト云ウカ如キ事業年度ノ終了ヲ待タルヘカラス、從ツテ利潤分配ニ與ルコトヲ得ル勞働者モ一事業年度以上勤續ノ者ニ限リ配當ニ與ルコトヲ得サル者ニ對シテ算出シタル額ハ之ヲ職工ノ救助基金等ニ積立テゝ共同ノ利益ニ供スルコトヲ常トス」（田島・戸田: 476）

以上の profit-sharing としての「利潤分配制」は、労働者が利潤に対して一定の利益を受けるため他人の利潤のために働いている、という感覚がなくなる。そこで勤労意欲が向上し、コストダウンも可能である。また、労働者の勤続年数も長くなるなどのメリットを上げている。しかし、デメリットとしては利潤の分配額が事業の収益に関係してくること、利潤の算出方法と分配方法に労働者が疑念を抱き紛争の引き金になりやすいこと、農業などの分野では、一般労働者と比較して、さらに利潤の算出方法が難しいこと等を上げている。さらに、「利潤分配制」といいながらも「賞與」（ボーナス）と同じように、雇用主が恩恵的に与える者であり、それも結局は雇主の手足である番頭や支配人などの「高等労働者」にしか配分されなくなる危険性があるという。

次に、パートナーシップについて戸田は説明する。ただし、戸田は partnership という用語は使っていない。

「利潤分配ハ勞働者カ純然タル勞働者トシテ受クル所ナシトモ、此外尚ホ勞働者カ企業者ノ一員トナリテ利潤ノ分配ヲ受クル場合ニアリ、第一ハ企業者カ恩惠的ニ各勞働者ニ株式又ハ持分ヲ分與スルカ、又ハ給料賞預金等ノ一部分ヲ雇主ノ手許ニ積立テ之ヲ以テ持分ヲ取得セシメ以テ事業ノ利潤ヲ分配スルニアリ」（田島・戸田: 479）

このパートナーシップの方法は 19 世紀後半の西欧社会では好結果をもたらしていた。しかし、事業の運転能力がない労働者が事業の運転能力のある資本家に良いように使われる恐れがある。そうなると労働者の疑念が再燃し、資産のない労働者は企業内部に利潤分配分の積立金、貯蓄金に対して心配になる。会社の事業は栄枯盛衰がある。もし、事業がうまくいっていなければ労働者が「利潤分配」で得た積立金や預金が勝手に資本家に使われるのではないか、という疑念を持たれる。そこで、「生産組合」が登場する。

「此方法（生産組合－引用者）ハ第一ノ如ク（profit-sharing と partnership のこと－引用者）他人ノ恩惠ニ由ラズ全ク勞働者共同ノ出資ニ由ルモノナリ、」
（田島・戸田: 480）

しかし、実際に成功した事例は少ない。その理由はまず、資本労働問題をいう前に、今日の事業界で成功するためには、企業能力と経営能力である。共同者の中から適任者を選んで企業の全権を一任して後の者は服従するというやり方では以前の資本家的な企業と同じである。また、労働者は資金、資本を集める上でも信用がない。たとえ、これらが解決されたとしても、新しくこの生産組合に雇う勞働者に企業経営能力がなければ雇うことはしないであろう。そうなれば生産組合の加入者は一部のエリートだけ、ということになってしまう。また、成功した生産組合員は結局、資本家的一般企業と変わりなく、単なる資本勢力となって一般労働者に恩惠的に利益を与えていると戸田はいっている。戸田は、ここでは本稿第 2 章で明らかにした社会主義者たちの「勞働者会社論」に関しては述べていない。しかし、労働者会社になることによる憂慮される問題を浮き彫りにしていることがわかる。

このように戸田海市は「利潤分配制」に関して、メリットとデメリットを紹介しているが、では自身はどのような結論であったのであろうか。

1919（大正 8）年の『改造』8 月号「資本主義征服号」において「配當に對する超過利得税」（以下、戸田(1919b)と略す）という論文の中で次のようにいっている。

今日（1919（大正 8）年）の多数の会社が株式の空前のブームによって大配当を受けている。しかし、これは本業の努力の結果ではない。偶然の利得であって、まるで賭け事に勝ったか宝くじに当たったようなものである。従って、私有財産制の道徳的価値を向上させる上でも偶然の利得のような者は公共的な事業に持ちうることが当然のことである。

まず会社の利得が努力の結果であるか偶然の賜であるのかを区別することは容易ではないので、ある程度画一的に利益を国家で取り上げるべきである。それは、国家の収益にするか、また、一定の配当制限をするかという問題にはなるがどちらも弊害がある。努力し利益を上げた場合、国庫に取り上げられるだけならば人は努力しなくなる。さらに、国家が取り上げる場合は、利益を隠匿するためにあらゆる策が講じられる。配当を制限したら過剰な利得は自然に会社の積立金を増加させ、株の値段が騰貴することになりこれも解決にはほど遠い。次に考える問題として、一つの会社が多くの利益を得た場合に、政府がこれを公共のために没収するのか、事業に携わった従業員に配当するか、どちらが正解なのかを戸田は問うている。労働者は一定の職業を所有し、その職業、即ち事業の盛衰は直接的に労働者自身に関係が及ぶため、損得ともに関係労働者は運命を共にすべきであると戸田はいう。従って「利潤分配」には賛成である。しかしながら、ある事業が経済界の変調によって偶然の利益を得た場合、それに関係する一部の労働者が巨額の配当を受けるということは、労働者自身が偶然の利得者となる。ある意味特別の配当を一部の労働者が受けることは差し支えないが、常態化すると労働者の格差が広がってしまう。

「總ての問題を解決する為に予は配當に對する超過利得税を賦課し、配當率の増加に從て累進的にパーセンテイヂを多くする。而して利益の大部分を國庫に差し出さしめて、政府は是を以て一般勞働者の幸福の為に使用する事とする。然らば資本家にありても國庫に納むるよりは寧ろ自己の勞働者使用人を潤(うるほ)す方が結局自己の為だと為して、自然に使用勞働者にも配當する事となるであろう」

（戸田, 1919b: 60,ふりがなは戸田、下線は引用者）

現在では半ば当然と思われる内容である。しかし、小池和夫(1991)がいうように、日本的雇用慣行の「ブルーカラー労働者の〈ホワイトカラー化〉」という定式化が常態化している今日の我々から見た思いである。戸田の時代の労働者、従業員は「社員」と「職工」という厳格な身分があり「職工」は人間あつかいをされていなかったのである[*33]。したがって、戸田海市は特殊な利益配当を問題としてはいるが、「社員」と「職工」の身分に関係なく国家による利益再配分の強化により、個々の企業の「利潤分配」がさらに促進されることを説いているのである。

４－２－２－４　河上肇（かわかみはじめ）（1879 年生-1946 年没）と櫛田民蔵（くしだたみぞう）（1885 年生-1934 年没）
－J.S ミル批判、「労働全収権」批判文献－

京都帝国大学の人脈分析（特に、経済学部）において、マルクス主義の河上肇や、その弟子の櫛田民蔵を避けて通ることは出来ない。この両者とも「利潤分配制」に関する論文は非常に少ない。しかし、その主な批判的な論文を極簡単に紹介することにしたい。

中村隆英によると、河上肇は、明治から昭和期にかけての経済学者、思想家である。山口県錦見村(岩国市)の下級士族の家に生まれ、岩国学校、山口高等学校を経て、東京帝国大学に入学。高校時代には国家主義的で、詩人志望だったが、民党が政権に就いたのをみて、にわかに法科に転学したのである。上京した河上は、木下尚江、内村鑑三らの演説を聞き、聖書を読み、「絶対的な無我主義」に心を惹かれ、足尾鉱毒救済のために身につけ

ている以外の一切の衣類を寄付するという異常な行動に出た。1902（明治 35）年に大学卒業後、東京帝国大学農科大学実科の講師となり、経済原論、農政学業を教えるとともに刻苦して経済学を学び、1905（明治 38）年に『日本尊農論』『経済学原論』上巻などを出版。さらに「社会主義評論」を『読売新聞』紙上に連載中、トルストイの「我が宗教」を読んで感激し、一切をなげうって 60 日ほど伊藤証信の無我苑に入苑して伝道したが、この間に「自我滅却、大死一番」の「宗教的真理」を体験した。田島錦治・戸田海市の推薦により 1908（明治 41）年に京都帝国大学法科大学講師に就任、1915（大正 4）年に同教授。経済学史、経済原論を担当した。学説的には、はじめはカール・メンガーなど当時の欧米の学説によっていたが、次第に社会主義に惹かれ、はじめは人道主義の立場を守っていたが、「経済原論」の講義も、1925（大正 14）年以後は『資本論』の解説に終始するようになった。マルクス主義と『資本論』に傾倒するにつれて、思想的にも弟子の櫛田民蔵、福本和夫の批判を受け容れ、唯物弁証法を基礎とするようになり、完全なマルクス主義者に脱皮した。1928（昭和 3）年京大を辞職、1932（昭和 7）年に日本共産党に入党し、入獄した。その行動は彼独自の「無我」の真理に直結していた。出獄後『自叙伝』を執筆した。生涯共産主義を棄てなかったが、同時に常に真理を求め、宗教的求道者の道を歩んだ特色ある経済学者であった。（朝日日本歴史人物事典、一部加筆修正を行った）

河上肇に「profit-sharing」と「partnership」に関する言及は非常に少ない。1919（大正 8）年の「社会主義者としてのゼー・エス・ミル」（『經濟論叢』）はもとより J.S ミルの経済学を真っ正面からとらえた初期の作品である 1932（大正 12）年に出版された『資本主義経済の史的発展』（以下、『河上肇全集１３』岩波書店を底本として、河上肇（1932［1982］と略す）にも確認することは出来ない。ただ、「profit-sharing」と「partnership」を打ち立てる前提条件となる「徒党を組む原理」つまり「right of association（団結権）」（河上肇,1932［1982］:220）と本稿の２章で明らかにした J.S ミルがテーラー夫人の影響によりもたらされた思想である「全生存の協同」（partnership of entire existence）、（河上,1932［1982］:278）という言葉を示しているだけである。

後で詳しく論ずる東京商科大学の福田徳三は河上肇は親友で、論敵であった。

福田徳三はアントン・メンガーの「労働権・労働全収権・生存権」を応用して社会政策の哲学を構築し、マーシャルやピグーらの「厚生経済学」の方向に新しい経済学を発展させようとした。一方、河上肇は 1928（昭和 3）年に京都帝国大学を追われ、レーニン・スターリンの方向で 1930（昭和 5）年に『第二貧乏物語』を改造社から出版し対抗しようと

した。こうした背景をもとに、河上肇は 1921（大正 10）年に「『勞働收益全部に對する權利』に就いての一考察」（以下、河上（1921［1975］）と略す）という論考で、福田が支持するアントン・メンガーの理論を批判している。

「メンガアの Recht auf vollen Arbeitsertrag in geschichtlicher Darstellung（『史的叙述に於ける勞働收益全部に對する權利』又は『勞働全收權史論』とでも譯すべきもの）」が、森戸辰男氏により日本文に譯され、我等社から『近世社會主義思想史』といふ表題の下で刊行された。私は之を機會として、勞働收益全部に對する權利と社會主義との關係につき、一言を費してみたいと思ふ。私の見る所によれば、第一に、此の種の權利思想は、必ずしも社會主義に特有なものでは無くて、夙に資本主義の經濟學者により、私有財産の辯護のために用ひられたものであり、第二に、此の種の權利思想は、考え方によつては、極めて幼稚なる經濟狀態の下に發生した所の、個人主義の臭味を脱せざる、頗る舊式の權利思想であつて、今日の實際に當嵌めて見たならば、殆ど無意味のものになると思ふ」（河上, 1921［1975］: 917,傍点は河上、ふりがなは引用者）

河上のメンガー評はこのように手厳しい。ある意味マルクス主義者としては当然である。アントン・メンガーも河上肇もマルクスの『経済学批判要綱』に「利潤分配」＝「脱資本主義」の思想があることはまだ知らない。

河上肇は 1906（明治 39）年に出版された『社會主義管見』の年表の中に J.S ミルの父である「ジェームス・ミルの論の中に社會主義に類するものがある」という一説があるが、『勞働收益全部に對する權利』のことだろうと推察している。つまり、アントン・メンガーの思想は、すでにジェームス・ミルが提唱し克服された稚拙なものであるという考え方である。河上には全生産手段の平均利潤率の上に利潤分配制が成り立つという思想はない。

したがって、結論は次のようになっている。

「もし、『勞働收益全部に對する權利』の主張が、ミル（ジェームスの方ー引用者）のいうが如くに、各個人の勞働の收益を其の者の所有に歸せしむることを要求する意味であるならば、それはボルハルトの言うが如くに、全く Unsinn（ノンセンス）のことである。しかも今日、分配政策上に於ける社會主義の標準として、動もすれば給付に對する反對給付の等價が提案せらるゝのは、恐らく資本主義的權利思想の殘滓に外なら

ぬであろう」（河上, 1921［1975］: 928,傍点は河上）

ある意味、ロシア革命後の国営的な社会主義のイメージが河上肇にはあるのであろう。さらに、河上肇には共産主義と誤訳された共同体主義（communism）の思想がある。先ほど本稿で北一輝のところでも述べた北一輝への論評や後に述べる上田貞次郎の論評でも共通するように、少なくともこの時期までは「社会主義に企業は存続している」という考え方である。では、存続している企業はどう変化していくのか、という点は不明になっているのである。ある意味「社会主義を家族」とみなす傾向が河上肇にはある（河上,1923［1975］:1783-1818）。しかし、家族ではなく、人種、性別、門地が違う異質な個人と連帯するのが association 思想ではなかったのか。異質な者が連帯しあうという力をプルードンは「社交性」（ソシアビリティ）と呼んだが、河上を含む共産主義にはこの考え方が非常に薄い。

山崎春成によると、櫛田民蔵はマルクス経済学者である。1885（明治 18）年福島県に生まれいる。東京外国語学校卒業後、京都帝国大学で河上肇（はじめ）に経済学を学び、さらに東京帝国大学大学院で研究を続け高野岩三郎に師事した。『大阪朝日新聞』論説記者、同志社大学教授を経て、1919 年（大正 8）新設の東京帝国大学経済学部の講師となったが、1920（大正 9）年「森戸事件」に際会して辞職し 1919（大正 8）年に恩師高野が創立した大原社会問題研究所に入り、まもなくドイツに留学、1922（大正 11）年に帰国した。以後、急逝するまで同研究所にあってマルクス経済学の研究に没頭し、恩師の河上の唯物史観理解の批判や、高田保馬、小泉信三などのマルクス価値論批判への反批判を通じて、日本のマルクス経済学研究の水準を向上させた。1930 年代に入ってからはマルクスの地代論の研究を進め、ついで日本の小作料は前資本主義地代であると論じて講座派の見解と対

立した。1934(昭和 9)没。著作は、彼の没後、高野岩三郎、大内兵衛らによって編集された『櫛田民蔵全集』全 5 巻（1935、再刊 1947・改造社）にほとんど収録されている(朝日日本歴史人物事典、一部加筆修正を行った)。

櫛田民蔵についても「利潤分配制」について論じている者は極めて少ない。J.S ミルの思想に関して「利潤分配制」であることを紹介した論文が 1919（大正 8）年に『国家学雑誌』の誌上で発表された「ゼ・エス・ミルの社会思想」（以下、櫛田,1919［1979］と略す）である。

この論文は、ある意味、河上肇の J.S ミル観である「社会主義者としての J.S ミル」の批判である。この論文の中で「ミルと自助主義」のなかで J.S ミルの「利潤分配制」について解説している。

> 「現に行われ、将来発達すべき企業組織は、第一は利潤分配制度、第二は労働者自身の生産組合、第三は消費組合であるとし、ことに第一および第二に重きをおいた。第一は、現在の組織のもとにおいて、労働者が、利潤の分け前をうくるの方法であり、第二および第三は労働者自身が、企業者として生産上の利益を取得せんとする方法であり、または、概して、小所得者ことに賃金労働者がその日用必需品の資本家的生産もしくは販売に原因する価格騰貴の不利益を防止するの方法である。これらの方法は、資本家経済の発達にともなう、利子歩合下落の傾向、および先に述べたる小地主制度の発達と相まって、漸次に農工業いっさいの労働者の地位の改善を助くるものである。すなわち、小地主制度は地主の地代を、利潤分配生産組合および消費組合は、企業家資本家の利潤を労働者をして取得せしむるものである。このゆえに、一度これらの方策にして実行せられんか、社会の冨は漸次上層より下層に分配せられ、労働者の地位は、おのずから改善せられ云々」（櫛田, 1919［1979］: 60,下線は引用者）

櫛田民蔵は、河上肇が強調しなかった J.S ミルの profit-sharing とパートナーシップ論を強調していることがわかる。では、河上肇がいうように「社会主義社ミル」という断定に対しては否定的である。社会主義は確かに、多様な考え方がある。個人主義的な色彩もある。しかし、少なくとも「生産手段－土地・資本－が社会またはは国家の公有であり、かつ社会または国家が運用」（櫛田, 1919［1979］: 64）していなければ社会主義ではないという。したがって J.S ミルは社会主義社の範疇には入らない。

「ミルが「遠き将来」の希望としての社会主義者であり、社会主義社の強き同情者であることを認むるも、今日の意味において、社会主義者でないということを一言するにとどむ」（櫛田, 1919［1979］: 67）

このように河上肇の「J.S ミル社会主義社」説を否定しているのである。ロシア革命後の高揚した雰囲気の中での論文であるが、この否定が後の社会主義研究に大きく影を落とすことになるのは歴史が証明している所である。

また、櫛田は「岡村博士と『民法と社會主義』」『我等』我等社（以下、櫛田(1922)と略す）において、本稿で論じた岡村司（４－１－３－１参照）の遺著、『民法と社會主義』について論評している。それによると、櫛田自身は学生時代に聴講した講義は学校を出るとすぐに忘れてしまった。特に法学關係の講義がそうであったという。しかし、岡村先生の講義は非常に覚えていると、まずは持ち上げている。一題目を論ずるごとに必ずそれに対する歴史および歴史論があるからだという。だが、岡村先生は社会主義者かというと、そうではないという。岡村先生は社会主義の考え方には近いけれども階級闘争論がない。社会連帯論はとっているが階級闘争を否定しようとしている。そして、櫛田は間違えているが、岡村は社會と国家を同一視して単純な国有論と組合企業をもって社会改造の良策だとしているだけだというのである。

「民法と社會主義と云うよりは民法と社会連帯と云った方が正しく無かつたかとも思ふ……かう考えてみると、先生は（岡村のことー引用者）、私の云ふ意味での社會主義社ではなかつたようである。むしろ、社會主義社側からは、多少侮蔑的意味で所謂、協調主義社、又は温情主義者とでも云つた方に属しはせぬか」（櫛田, 1922: 45）

ある意味、マルクス主義社としては当然の主張である。ただし、マルクスにおいても晩年は、本稿第 1 章でも明らかにしたように、櫛田の主張とは違い単純な階級闘争論からは脱却しているのである。 櫛田は、この後、岡村先生が生きていても、私の侮蔑的な言葉を歯牙にもかけなかったであろう、と述べているが、この予想はたぶん正鵠をついているのである。

４－２－２－５　河田嗣郎（かわたつぐお）（1883 年生-1942 年没）

－ co-partnership 論の強調者－

－「職工組合論（三）」『經濟論叢』第 6 巻第,第 6 号,1918（大正 7）

－『賃金制及利潤分配制』有斐閣 1925（大正 14)年

河田嗣郎は、山口県玖珂郡に地主・河田正輔の長男として生まれる。旧制山口中学・旧制山口高校（旧旧山高）を経て京都帝国大学法科大学を卒業し天皇より成績優秀者に与えられる「恩賜の銀時計」を授与される。

卒業後、「国民新聞」に入社するが、まもなく京都帝国大学に戻って法科大学のちの法学部の講師・助教授となり、欧米への留学後教授に昇進した。1917(大正 6)年、京都帝国大学での経済学部独立にさいしては同学部教授となり、社会政策学・農政学などを担当、学部長も務めた。同じく山口出身で中学、高校でともに学び、京都帝国大学の法科大学、経済学部では同僚となった河上肇とは家族ぐるみの親交を結んだ。また米穀統制調査委員・文官高等試験委員など各種政府委員を歴任している。

1928（昭和 3）年、戸田海市の弟子でもある関一大阪市長の招聘を受け大阪商科大学の発足に当たり初代学長に就任した。さらに大阪市経済研究所長を兼任し、死去するまでの 14 年にわたり学長であり続けた。1933（昭和 8）年、出身校の京都帝国大学で滝川事件が発生する。滝川幸辰教授らの処分に反対する法学部教官が京都帝国大学を辞任すると、河田は辞任組教官の中心と目された末川博、恒藤恭を大阪商科大学に迎え入れた。当時の大阪商科大学は日中戦争のさなかにも関わらず自由主義的な雰囲気が守られていたといわれ

る。一方、学生に人気のあった左派教員の立野保男講師に対して免職に追いやるなどの厳しい態度を取ったことで非難された。

河田は家族制度研究に始まり、婦人問題、農業経済、食糧問題、経済原論など社会問題全般におよぶ広範な領域に対し実際的な問題関心を抱き続けたが、主要な研究分野は農業問題研究と家族制度研究に 2 大別される。また社会政策学会に参加し、「個人人格の尊重」と「その社会生活上及び経済生活上の平等なる独立」を「社会問題の解決」におく、非主流派で左寄りに見られたが、マルクス主義ではなく、新古典派経済学的な分析手法であった。自由主義的な立場を終生持ち続けたといわれている。

各種政府委員を歴任する一方で社会的発言を盛んに行い、著書『婦人問題』は 1910（明治 43）年に発禁処分を受けている。また社会主義に対しても柔軟な立場をとり、評論集『何処へ往く』では集権的集産主義を提唱した。晩年の著作『国防経済概論』でも戦時政策に対する「経済の自己規律性」の制約を協調するなど、リベラルな態度を崩さなかった、という。

河田嗣郎が「利潤分配制」に言及している文献は、先ず第一に 1918（大正 7）年に執筆された論文「職工組合論（三）」（京都帝国大学『經濟論叢』第 6 巻第 1 号、第 4 号、以下、河田（1918）と略す）である。

「今暫ク職工組合ト云ウ問題ヲ離レテ一般的ニ資本主ト勞働者トノ両階級間ニ共同ナル利害ノ一致ヲ見出スノ方法ニ就キテ攷フレバ、其方法ハ一ニハ勞働者ヲシテ生産結果ニ對シ今少シク大イナル割ケ前ニ預ルヲ得セシムルコト之デアツテ、彼ノ利益分配（プロフィツト、シェアリング）制ノ設定ノ如キハ其ノ一方法ナリトセラルル。二ニハ又勞働者ヲシテ今少シク生産事業ノ管理ニ關シ發言權ヲ獲セシムルコト之デアツテ、ツマリ勞働者ヲシテ理事者ノ仲間ニ加入スルヲ得セシムルニ在リトセラルル。然ルニ此種ノ共同作業（コパートナーシツプ）ナルモノハ從來ハ兎角職工組合トハ縁故薄ク否寧ロ相容レズ、共同作業ハ却ツテ職工組合ヨリ勞働者ヲ引抜クノ係蹄ニ用ヒラレタルノ感ナキニアラズ、從テ普通ニハ此種ノ共同作業ノ方法ハ勞働者ヲシテ個人主義的ナラシメ、小資本主トシテ自己ノ地位ト利益トヲ守ルニ之レ専念シ、勞働者一般ノ共益增進ヲ顧ミザルニ至ラシムルモノト考ヘラレテ居ル。即チ此ノ共同作業制ハ職工組合ノ根本原則タル勞働者一般ノ利害ノ共通ト從テ之ニ對スル共通ノ規制ト云フコトニ反スルモノトセラレ、利益分配ト職工組合トハ互ニ相容レザル立場ニ立チ、前者ハ或特定ノ事業ニ於ケル特定ノ雇主ト特定ノ勞働者トノ間ノ

利害共同ヲ計ルモノナルニ、後者ハ或ル職業ニ於ケル總テノ勞働者ノ利益ト總テノ雇主ノ利益トノ間ニ共通一致ヲ見出サントスルモノナリト考ヘラレテ居ル」

（河田, 1918: 815-816,ルビは河田、下線は引用者）

河田嗣郎は、以上のように、職工組合（勞働組合）に対して、利益分配＝利潤分配の Profit-Sharing と共同作業＝労働者企業参加の co-partnership に対するイメージは余りよろしくない。このイメージを変化させるのは７年後、河田嗣郎が大阪商科大学に移り『社會問題體系』全８巻の内の第２巻『賃金制及利潤分配制』有斐閣（1925（大正 14）年、以下、本書もしくは河田（1925）と略す）である。

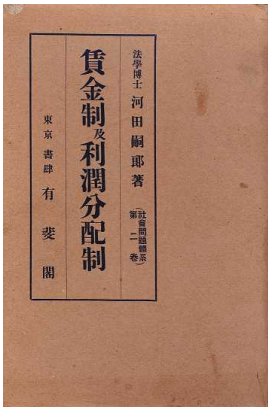

本書にて河田は「序」において、『社會問題體系』の第 1 巻は社会問題の総論と労働問題の総論、労働者保護政策に関する立法に関する者をあつかった。第 2 巻は、現在行われている労賃制度と労賃制度の改善のために試みられる「利潤分配制」と「労働者企業参加制度」に関する研究の書であるといっている。労賃に関する一般的理論は経済原論で取り扱うことにし、現行の賃金制度の長所と短所を洗い出してこれを批判する。特に最近の科学的経営法の下で考案された諸々の賃金制度については詳しく研究しているという。そして「利潤分配制や勞働者企業参加制の如きは、或意味に於いては現時の賃金制の補充として又或意味に於いてはその改革として囑目（しよくもく）されて居る次第なれば、此等に就いても其立場とする所や實質上の効果やに關して十分詮索を試み、其等が果たして斯かる期待にそひ得るものなりや否やをも見定むるに足るべき要點を攫（つか）むに努めた」（河田、1925:序 1-2）としている。本書は「第 3 編　賃金制」と「第 4 編　利潤分配制」の二部構成になっている。「利潤分配制」をあつかった第 4 編は次のような章立てとなっている。

第 1 章　利潤分配制の意義

第 2 章　利潤分配制是非

第 3 章　利潤分配の方法

第 4 章　利潤分配制批判

第 5 章　勞働者企業参加制

第 6 章　企業参加是非

第 7 章　企業参加制の効果と其條件

なお、参照文献としては Schloss（D.F）、*Methods of Industeial Remuneration*、London 1892 に大きく依存している[*34] と河田は本書の序文で述べている。しかし、河田としては、次のような考え方が基本的に存在している。

「勞働者企業参加制（Labour Co-partnership）の如きは雇傭勞働制の下に於いてのみ考へられ、労働者生産協働組合（Industrial Co-operation）の如きは勞働雇用制が廃止されても又之が一般的廃止は行われなくとも、共に能く實行されえべきものとして考えられて居る。然し後者は今一歩進めば勞働雇用制の一般的なる廃止要求となり、更には又現時の意味の私的企業制の一般的なる廃止要求となり、更には又現時の意味の私的企業制の一般的なる廃止要求とまでも進み行くものであつて、其の限界の頗明確にし難きものがある」（河田, 1925: 15）

河田には以上のように、勞働者企業参加制（Labour Co-partnership）は現行の賃金制度の改良との考え方であり、労働者生産協働組合（Industrial Co-operation）は「新たなる勞働組織の提唱」であり「廣く之を見たる社會主義組織」に関する研究範囲であるとの考え方が存在する。しかし、本書は現制度における賃金諸形態と、勞働参加制とに関する研究のみを行うことを述べている[*35] のである。

さて、本書の第 4 編は、先ず利潤分配制（Profit-Sharing）に言及する。なおも河田のいう利潤分配制（Profit-Sharing）は「現金支給」によるものを指している。その上で、利潤分配と利潤分配に類似したもの、つまり賞與（ボーナス）との違い、株式分配や割増賃金は利潤分配ではないこと、年金基金の払い込みも利潤分配制でないことを主張している。そして、利潤分配は「雇主及勞働者両當事者間の契約に依て定められねばならぬ」（河田嗣

郎、1925:199）ものであり、利潤分配の総額の決定もその歩合の決定も企業側の自由意思によるのではなく、あくまでも契約によるものであると説明している。さらに、「利潤分配制」の歴史、フランスやイギリスにおける発展について解説している。「利潤分配制」の反対論を論じている所では、河田（1918）の議論を採録し、企業者側がストライキの回避、解決として「利潤分配」を採用しても見当違いであり、場合によってはさらに激化させることを説いている。「利潤分配制」を実施する前に先ず行わなければならないことは次の三点である。第 1 に労賃の報酬を欲すること、第 2 に、労働時間を短くすること、第 3 に、工場の衛生設備をよくする事などをあげている（河田, 1918: 230-231）。さらに、労働の自由を与え、生産事業の経営に参加させ、最終的には管理上の実権を掌握させることである。しかし、単なる現金支給の利潤分配制（Profit-Sharing）はこの要求に対して満足させるものではないという（河田,1918:231）。ただ一見して、利潤分配制が行われたことによって労働賃金が多くなるようにみえるだけである。また、全体に占める利潤率に対する労働者の配分率は極めて少ない（実際、我が国の大正時代の制度実施企業も配分率は少なかった。5 章で詳述）。また、利潤分配は労働者が企業に多くの口出しをするようになり、それが幾多の経営上の支障と困難を生じさせるという反対意見も紹介している。単なる現金支給の利潤分配制（Profit-Sharing）は小規模企業では効果を上げられるかもしれないが、大規模な企業では十分注意した方が良いと主張している（河田,1918:254-253）。

単なる現金支給の利潤分配制（Profit-Sharing）は結局のところ上記のような問題をはらみ労働者の勤勉心を刺激し、労働能率を高めて企業利潤の増大をはかることはできない。そこで、co-partnership 論が浮上してくるのである。

> 「利潤分配制に依て此の目的（労働能率の増加や原材料、機械器具の節約のこと-引用者）の達せざるものとせば、勞働者に利潤の分配を為すと同時に其の企業の資本の所持者としての資格を有せしめ、其の資本に對する利益の配當わ為すのは勿論のことし、勞働者に其の勤勞に對する報酬と併せて投資に對する報酬を為し、其の資格が資本主たると同時に勞働者たるが如く、其の受くる利得も資本に對する配當と勞働に對する報酬との兩者より併せ成れるものと為すに於いては、能く此の所期の目的を果たし得るべきか考へらるゝに至つた。此の希望に基く考案として生まれたものが即ち co-partnership なるものである」（河田, 1918: 315）

co-partnership は「利潤分配制」に加わることにより資本の所有、企業そのものの経営上の参与権を賦与するものということができる。つまり労働者に資本主の資格を併せ持たせることによって、資本と企業の成績に対して密接に利害関係を持たせる。元来、生産より生ずる利潤はその生産の二要素である資本と労働との間に分配されるべきである。それは、金額的には少ないかもしれないが、労働者が資本を所有しその事業に投資しているということに重点を置き、その心理的作用を利用して企業の生産性向上を発揮させるべきであるという（河田嗣郎，1918 :315-316）。しかし、労働者が該当企業の株主に、するということは、諸々の関係において非常に都合が良いことであるが、労働者には株を買う金もなければ、労働者に自由に任せただけでは株を買おうとする意思を持たない。又、企業が無償で株券を賦与した場合、労働者は依頼心が強くなるばかりではなく、勤勉や進取の気持ちを喚起することはなくなる。心ある労働者はこれを人間的な屈辱と考え、株券を贈与してもらおうとは思わない。したがって労働者を資本の所有者として企業に参加させる方法は大いに議論と研究が必要である（河田， 1918: 318）。そこで河田は、ガイド（Prof.Gide、L'Actionnariat ouvrie.、1910）を援用して、その方法には 3 通りあることを説明する。第 1 は、労働者が単純に株券を購買する者である。第 2 に、利潤分配を行いその分配された金額が漸次会社の資本として貯蓄されるもの。第 3 に、労働者が会社の業務に対して資本を投じるということではなく、ただ勤労だけを提供し、その貢献に対して一定の株券を分与することである。河田はガイドが、この方法の中で、「利潤分配制」によるものが、最も有効的な方法であることを紹介している（河田，1918: 318）。そして、それは単純な利潤分配制と co-partnership を併せ持つことだという。

「（労働者の貯蓄が）賃金の中より行われ其の貯蓄に依て株券購入が行はれて、勞働者が其の會社の企業に資本的に参加するこゝなれば、その場合 co-partnership は利潤分配とは獨立に行はるゝ次第だが、若し其の貯蓄が利潤分配に依って為さるゝものたらば co-partnership は利潤分配と伴ひ行はれることとなる。此兩者には共に夫々實例の存するを知らねばならぬ。そして勞働者が其の雇われたる會社の株券を買ふに就いては、會社としてはこれに株券の價格等に就いての何らの特典を與へざることもあり得べきだが、又これに便益を與へ勞働者は市價よりも甚だよい條件を以て之を買い取るやうにせられたる場合もある」（河田, 1918: 323-324）

つまり co-partnership はただたんに労働者を現金で利益の分配を行う制度ではなく、企業の資本に参加させることであり、労働者と企業の間に新たな紐帯が生じて両者を結合するだけではなく、その「新たなる紐をば資本の結合に依て造り出し、資本と勞働との間には切っても切れぬ結合關係あるもの」（河田,1918:323-324）にすることにある。労働者をただ自由意思のまま放任させるだけでは資本的結合を試みる能力や意思が生じない。したがって「利潤分配制度」と co-partnership を併せて行うことにより、あるいは単純に労働者の貯蓄を奨励し、その利殖と安全を図ることによって、労働者が資本的結合をなさせる能力を身につけさせることであると主張しているのである。

４－２－２－６　山本美越乃（やまもとみおの）（1874 年生-1941 年没）
－「利潤分配制」と「利得分配制」の違いを明確化－
－『勞働問題』巌松書店 1913（大正 2)年－

山本美越乃は 1874（明治 7）三重県の生まれである。大阪高等商業学校（現・大阪市立大学）教授となり、1905（明治 38）年に欧米に留学する。帰国後に山口高等商業学校（現・山口大学）教授をへて母校の京都帝国大学にもどり、1932（昭和 7 年）に教授に昇進し、その後、経済学部長をつとめ、1933（昭和 8）年に京都帝国大学の総長になっている。1941（昭和 16）年に死去している。著作に「植民政策研究」などがある。

戦前期の日本においては多くの大学で植民政策学講座が設置されていたが、山本美越乃は京都帝国大学経済学部での最初の「植民地政策講座」を担当していた。 植民地統治を

行う立場から、その下での諸政策を研究する学問でありる。法学や政治学的な統治形式の比較検討に始まり、移民、植民、開発にともなって生じる社会現象、自然現象など、広範な問題領域を研究対象とした。

山本美越乃が「利潤分配制」について言及した著作は、1913（大正 2）年に京都帝国大学法科大学助教授時代に書いた、『勞働問題』巖松堂書店（1913（大正 2）年、以下、山本（1913）または、本書と略す）である。

本書は、京都府教育会の委嘱を受け前後三回にわたって労働問題の大要、要点を講義した講演内容を筆録したものである。

本書の第 6 章が「利益分配及び組合の方法」となっており、利潤分配制に言及しているものである。この 6 章の節立ては以下のようになっている。

第 1 節　利益分配の方法

第 2 節　組合の方法

ここでは、第 1 節を中心に見ていきたい。山本は、これまでの講義の中で、近世の産業社会における弊害について話していた。資本制度の発達に伴う極端な富の集中、すなわち少人数の富の支配、資本家階級と労働者階級の確定的地位、婦人労働や幼年労働の問題、青年労働の問題、貧困及び失職問題（失業問題）などを説いていた。この 6 章からは弊害に対する救済方法を語り始める。

本書によると、近世の産業社会における弊害の救済方法を大別して 3 種類に分けている。

第 1 に、事業家、即ち雇用主の方から率先してその弊害を強制しようとするもの。第 2 に、労働者自身がその弊害を減少させようとするもの。第 3 に、国家が干渉して解決の道をひらく、という方法である（山本, 1913: 66-67）。そして、第 1 の方法に属するものが「利益分配＝利潤分配」の方法であるという。

「勞働問題に關する諸種の弊害の最も大切な救濟方法の一つとして、經濟學者及び博愛主義者の論者によって從來推奬せられて居ります方法の一は利益分配法であります。利益分配とは被使用者が豫め定めたる割合に應じて、自己の從事しつゝある事業より生ずる利益の一部を受領し得るべき事を約せる當事者の合意を云うのであります。若し分配せらるゝ割合が豫め定められない時は、被雇傭者に分與せらるゝ所のものは一

つの贈與に過ぎませぬ」（山本, 1913: 67）。

贈与に過ぎない分配は、必ずしも労働者に予告することはない。この制度は、事業の純利益を分配するのではなく、他の理由で賃金以外の報酬を与えるものであり、「利益分配＝利潤分配」と同一視すべきではないことを述べている。本書では、「利得分配（ゲインセヤリング）」を例に出し、賞與金（ボーナス）の支給は、利得、すなわち生産費を節約して得た額に比例している。使用者が実際得た純利益の割合とはまったく関係がない。したがって、

「之は賃金制度の一種の變態（変態－引用者）に過ぎぬものであります。賃金以外に純利益の一部を被使用者に分與する場合に初めて利益分配制度なるものが行はれます。利益分配の本來の主意は富の分配をして加成衡平ならしめんが為に設けられたものではなくして、寧ろ之によつて全生産額を増加せしめ、業種及び勞働者の雙方を利せんが為に案出されたるものであります」（山本, 1913: 68）。

以上のように「利潤分配制」と「利得分配制」の違いを明確に語っている。
さらに、「利潤分配制」における損失の分担に関して、次のようにいう、

「利益分配法は業種及び勞働者間に於ける商業的の組合制度ではありませぬから、勞働者は利益の分配を受くるけれども、損失の分檐には與かるものではありませぬ」（山本, 1913: 69）。

つまり、損失の時は予定の分配を受けないだけであり、損失は分担せずともよい、ということである。

では、分配の方法には具体的にはどのような方法があるのか、本書では三点に分けて解説している。第一点は、「現金制度」である。これは一定時期に現金で支給する方法である。第二点は、「積立制度」である。これは預金、予備金または年金の方法により支給するものである。第三点は、「証券制度」である。これは、会社または関係事業の株券により支給する方法である。本書の説明では、従来、第一点の方法は、イギリスやアメリカにおいて行われていた。第二点の方法はフランスが主として行っていた。第三点の制度は、最近アメリカによって漸次、行われてきているとのべ（山本,1913:70）、その詳細を論じ、か

つ利潤分配制に対する反対意見も明らかにしている。

最後に、本書は「協同制度」について述べ閉めている。この「協同制度」の原語が何であるのかは本書で明示されていないがアソシエーション（association）である。

「（協同制度）成功せる多數の利益分配制度の下に於きましては、業種及び勞働者の眞實の組合、即ち同心協力の方面に漸次其歩を進めんとする傾向があり、此傾向は左の方法によつて發達しつゝあります。

（一）勞働者をして株主たらしむる事によりて業主と協同せしむる事。

（二）事業管理に干與せしむる事によりて業主と協同せしむる事。

（三）事業經営の選任に干與せしむる事によりて業主と協同せしむる事。

此の如くして此制度の下にあつては被使用者は、其事業の重要なる一要素と見なさるゝものである。此の制度は佛國に於いて比較的多く成功しつゝあります」と。

（山本, 1913: 76、下線は引用者）

そしてさらに、資本家階級が労働者の利益を増進させるための目的である「利益分配法＝利潤分配法」に次いで、労働者各自が自己の利益を増加させるためな行う「組合」（partnership）である「消費組合」、「生産組合」について解説するのである。

４－２－２－７　大塚一朗（おおつかいちろう）（**1895** 年生**-1949** 年没）

－京大「利潤分配制」論の統合者－

『工場内福利施設に關する研究－特に其の構造及これが經營經濟的影響に就いて－』 弘文堂書店 **1938**（昭和 **13**）年。

京大経済七十周年記念（1989）によれば、大塚一朗は 1895（明治 28）年に生まれ、京都帝国大学経済学部を卒業、次いで同大学院を修了し、1931（昭和 6）年に助教授、1943（昭和 18）年に就任、1946（昭和 21）年に京大を退職している。この退職理由は戦後のＧＨＱによる公職追放である。経営学を専攻していた。

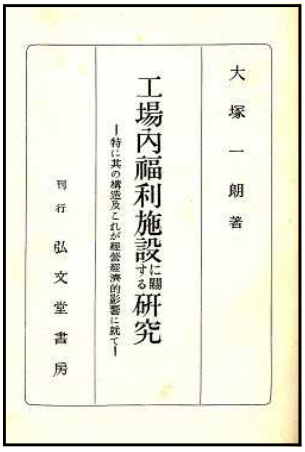

さて、大塚一朗は、これまでの京都帝国大学の「利潤分配制論」を総合、統合するような研究を行っている。それが、助教授の時代の 1938(昭和 13)年に刊行された『工場内福

利施設に關する研究－特に其の構造及これが經營經濟的影響に就いて－』弘文堂書店（以下、大塚（1938a）または本書と略す）である。総ページ数が 1、000 ページにも及ぶ大著である。

本書が執筆された 1938(昭和 13)年の時代背景としては、支那事変処理費根本方針を御前会議[*36]により決定し、近衛文麿内閣がだした有名な第一次近衛声明、つまり中華民国に和平交渉打ち切りを通告した「国民党政府（つまり蒋介石政権）を相手とせず」という声明をだした年である。さらに、厚生省（現・厚生労働省）が設置され、国家総動員法の公布、農地調整法公布、商法改正の公布、電力管理法・日本発電株式会社法などが立て続に公布され、世は「統制経済」となっている。さらに国家総動員法の最初の発動である工場事業上管理令が公布されている。そして、いわゆる「第二次人民戦線事件」により大内兵衛ら労農派の教授 11 名ほか 24 名が検挙されている。また、東京帝国大学教授である河合栄二郎の 4 著作が発禁になり、東京帝国大学総長に海軍造船中将である平賀譲が就任した年でもある。

以上の時代背景のなかで、本書は大正期までの京都帝国大学の「利潤分配制」論を統合、総合させているのである。さらに重要なことは、本書が後述する 1951(昭和 26)年に経済安定本部より提出された「利潤分配制法案」を作成する際に、これも後述する増地庸治郎の著作とともに参照されているという事実である。

本書が、特に、利潤分配制を論じた第 5 編第 2 章で参照した文献は以下の通りである（文献表記はあくまで大塚(1938a:25-29)の文献目録の形式である。なお、論文と著書名に「」を付けたのは引用者である）。

邦文文献は主に次のようなものを参照している。

田島錦治博士「勞働と利潤」（大正 11 年）、河田嗣郎博士「社會問題體系第 2 巻」（大正 14 年）つまり『賃金制及利潤分配制』有斐閣のことである。協調會の機関誌「社会政策時報」の２論文、鈴木宗正「工場の利潤分配制度と高賃金對策」（211 号）と吉田寧「我國に於ける利益分配及類似制度」（118 号）をあげている。また、ベルギー労働局長でブリュッセル大学講師である Waxweler,Emil,La participation aux bénéfices の邦訳版である足立北鷗訳「利益分配論」[*37]（昭和４年）も参考引用文献としている。

欧文文献は主に次のようなものを参照している（これも大塚一朗が掲示したとおり）。

Böhmert,V.,Die Gewinnbetheiligung. Ⅰ,Ⅱ Teil,1878.

Brandt,H.,Gewinnbetheiligung Ertragslohn,1907.

Burritt.A.W.,Profit Sharing,1918.

Cummins,E.E.,The Labor Problem in the United States,1932.

Gchmidt,B.,Gewinnbeteiligung der Arbeitnehmer,1922.

Putensen,R.,Das Problem der Gewinnbeteiligung der Arbeitnehmer,1930.

等々、20 数点に及んでいる。ほぼ田島錦治、河田嗣郎らが参照した文献とも共通する。そして、大塚一朗も彼等を「利潤分配制」に関する先行研究者として取り上げているのである。そこで以下、本書における大塚の研究対象と「利潤分配制度」に関する章立ての紹介と大塚における「利潤分配制」に関する結論的な見解を見ていくことにする。

さて、本書の研究対象は「工場内福利施設」である。大塚は、本書において彼が 1935（昭和 10）年に著した『工業經濟學講義』で示した概念をそのまま引用して示している。

「工場内福利施設とは、工業的企業に於ける雇主と其の從業賃金勞働者との間に成立するところの雇傭生活關係の内容を形成する諸要素中で賃金給付の規定、勞働日の長さの規定、解雇條件の規定等三つの基本的なるもの以外に屬し、雇主側の責任に於いて設置せられて、少なくともそれ自體直接關係的には、從業勞働者本人乃至時としては其の家族的係累の生活福利に對して何等かの積極的貢献を致し得べきやうな性能を持てる組織的手段のことである」（大塚, 1938a: 7）と。

以上の延長線上に、「利潤分配制度」がある。本書の第 5 編「財務關係的施設」第 2 章「利潤分配制度」の章立ては次のようになっている。

第 2 章　利潤分配制度

第 1 節　其の概念

第 2 節　其の構造様式

第 1 項　分配資源の問題

第 2 項　分配總額算出基準の問題

第 3 項　個人的分配基準の問題

第 4 項　個人的分配形態の問題

第 1 日　其の種類

第 2 日　全額現金給與の形態

第 3 日　全額支払拂保留の形態
第 4 日　全額株式分與の形態
第 5 日　混合的形態
第 5 項　制度機構の形式性に關する問題
第 3 節　其の經營經濟的影響
第 1 項　積極的影響
第 1 日　勞働成績增進に對する刺激
第 2 日　勞働所得の自動的調整手段となり勞働争議を緩和豫防する作用
第 3 日　從業者移動率低下の為の手段としての作用
第 2 項　消極的影響
第 1 日　從業勞働者側の理解不足に基づく經營内紛争惹起の可能性
第 2 日　企業収益力の内容公開
第 3 日　企業の會計の複雑化
第 4 日　利潤分配制度の費用
第 3 項　結　論

以上のように当時の最新の欧文文献を援用しながらも、昭和 10 年代に大正期で確立していた京都帝国大学の「利潤分配制度」論を統合し、総合させていることが目次だけでも見て取れるのである。本書は「利潤分配制度」に関する経済経営的影響を上記のように消極論と積極論の領面から観察して結論する。まず、「利潤分配制度」はその本質において、経営経済学上に多少、消極的影響を引き起こす可能性があること。しかし、そのことよりも一層注意が必要なことは、この制度が、イギリス、フランス、アメリカ、ドイツなどで長い実践的な経験を持っているし、我が国においても相当に普及している（その事例は第 5 章で論じる）。しかし、不幸にしてその実際に経験されたものを検証していけば、この制度を取り入れ期待された経営経済上の積極的な影響が確実顕著に具体化されなかった、とする。一応、期待された結果は見られるものの、その積極的影響を妨げたり、制限されたりする障害も多い。したがって、せっかくの積極可能的な影響も無条件に実現許容されがたくなっている。欧米における今日の経験では、従業員を対象に行われた、この制度が個々の事例としてみれば、一般にその持続性は非常に薄弱なものであり、制度の死滅率は高い。これは多くの研究調査が示していることである。一部には、一般に「利潤分配制」の

意義自体の経営経済的積極性に対して非常に悲観的に見る者もいる。しかし、全面的に否定するのも軽率な態度であると本書はいう。過大にならないように「利潤分配制」の可能的な積極性を認めながら、それと同時に伴われるいろいろな障害による制約を知る。その上で、適正公平な構造条件を持って「利潤分配」を実施する場合には、労働成績の向上と経営内的平和の促進を呼び起こす甲賀が現れるのは間違いないという。そして、本書はエスティ（Estey,J.A.）の *The Labor Problem,*1928.を引用し、結論に代えている。

「産業には利潤分配制を實施し得る餘地か存してゐる。しかし、それは勞働關係改善のための諸施設の中で最初に着手せらるべき性質のものではない。寧ろ順序としては最後におかるべきところのものである。最初の事業ではなくて最後の事業でなければならぬ。適當な勞務管理部を基礎にして恒久的なる勞務管理の諸政策が確立してゐるならば、而して又既に高度なる産業協力と相互の信頼が維持されるならば、其の時はそこに行はれる利潤分配制度が右の體系を完成して勞資間融和了解の促進に貢献する作用を發揮するに至らう。此の制度のみ單獨の力で具體的に産業協力促進の實を擧げるといふことは出來ないのである」（大塚, 1938a: 900、下線部は引用者）と。

４－２－２－８　柴田敬（しばたけい）（1902 年生-1986 年没）

－「日本改造計画」と利潤分配制－戦後の利潤分配制度＝統制経済批判の根拠となる文献－

－「日本經濟の革新に就いて」『經濟論叢』第 51 巻第 5 号（昭和 15 年）

－『日本經濟革新大綱』有斐閣（昭和 15 年）

大塚一朗と同じように大正期ではないが、昭和期の太平洋戦争前の京都帝国大学の「利潤分配」に関する研究者として、柴田敬をあげることが出来る。簡単に紹介しておこう。福岡県福岡市に生まれる。福岡商業学校、山口高等商業学校（現・山口大学経済学部）を卒業、高商時代の恩師の作田荘一を追うようにして京都帝国大学経済学部に入学する。河上肇のゼミに参加する。本人はマルクスには否定的であったが、河上ゼミ読書会では『資本論』を読むことを具申したという。大学院時代は神戸正雄（かんべまさお）に師事している。京都帝国大学助教授時代に欧米に留学、黄金時代のハーバード大学ではシュンペーターのゼミに加わり、高い評価を得る。当時のゼミ生には、サミュエルソン、レオンチェフ、スイージー、都留重人らそうそうたるメンバーがいた。また、帰途には、吉田茂の仲介により､英国でケインズと面会し、伊東光晴によると「日本人としては、ただ一人ケインズと議論らしい議論を行った経済学者」としても有名である。都留(1985)によれば、日本には「経済学学者」は多いけれど経済学者は少ないのではないか。つまり、外国の著名な経済学者の著書や論文を､横のものを縦にする形で発表する学者は非常に多いけれども、自分で独創的に問題を展開して、世界の経済学界に一石を投じるような人は比較的少なかったのではないかと述べている。しかし、時の宰相である近衛文麿内閣の経済ブレインとして、近衛文麿の「経済体制革新運動」や天皇による早期終戦工作などにも巻き込まれることになった結果、戦後 GHQ により公職追放指定となり追放されている。追放解除後は山口大学教授・経済学部長、青山学院大学教授・経済学部長も務めている。

この柴田敬が「利潤分配制」に言及した文献が 1940（昭和 15）年に発表された「日本經濟の革新に就いて」『經濟論叢』第 51 巻第 5 号（以下、柴田敬(1940a)と略す）と同じく 1940（昭和 15）年に発表された『日本經濟革新大綱』有斐閣（以下、柴田(1940b)と略す）である。これらは、総て近衛文麿「経済体制革新運動」のブレインとなった研究所である。特に、柴田敬(1940a)は「紀元二千六百年[*38] 記念論文集」の一つである。

第一次大戦後のロシア革命や米騒動、労働運動の激化などを背景に資本主義の行き詰まりを目にしている現況打破のめに「経済体制革新運動」による｢日本改造計画｣を目指すために「新体制研究会」が組織された。その会員には、同じく京大の谷口吉彦らも参加していた。その報告書というべきものが柴田(1940b)である。目次を見てみよう。

序論

第 1 章　企業新體制

１　資本家の企業支配を如何にするか
２　利潤を如何にするか
３　新企業體制－公社
第 2 章　中間指導機關組織への組み入れ
１　公社の國民經濟組織への組入れ
２　生産業指導機關
３　商業指導機關
４　交通指導機關
５　金融業指導機關
６　計畫經濟の所謂難點は怖れるに足らぬ
７　勞務者指導機關
８　全面的經濟活動の地方的統一指導機關
第 3 章　中央官廳新體制
１　經濟省
２　省の編成
３　内閣新體制
附論（１）東亞經濟新體制
附論（２）日本政治革新案序説
補論　經濟革新の必至（必ずそうなること－引用者）性
１　日本國民團體と資本主義
２　資本主義の反動化と革新の必要
３　日本經濟革新の主體

以上のようになっている。目次を見れば、統制経済、マルクス主義的ないわゆる「革新官僚」がソ連の５カ年計画経済を模倣したという「国家総動員法」(1938（昭和 13）年)から影響もみられるが、資本主義の行き詰まり感からの打破を目的化していたことには変わりはない。柴田は、柴田(1940a)において「日本經濟改革の必要」において次のようにいう、

「世界の舊(きゅう)秩序は愈々(いよいよ)根本から崩壊し始めた、此の世界史的大轉換に處する為には何

としても國内自體をもつと強くもっと正しく固めなおしてかゝらねばならぬ、と謂う事は今日に於いては最早論議の餘地はない……崩壊しつゝある世界舊秩序は資本主義に基づけるものであり、資本主義的秩序が資本主義自體の發展法則に從つて根本的に行詰つたと謂う事が今日の此の世界秩序の大轉換の一因を為すと謂う事、從つて此の世界史的大轉換に處する為には國内自體の資本主義にメスを加えてかゝらねばならぬと謂う事、それは多くの人に依つて指摘されて來た處であり、自分も亦數回に亙つて之を論證した處である」（柴田, 1940a: 69）

そして柴田敬は明治維新後の我が国への資本主義導入政策から日清・日露の戦争を通し第一次大戦後の不景気による資本主義の行き詰まりを描写していく。当時の我が国が支那事変の激化、泥沼化、さらにヨーロッパ秩序の大転換を背景に「日本經濟革新案の基礎理論」を展開していく。その理論の一つが「企業革新」にもとづく「利潤分配制」の提案である。いわゆる「出資と経営の分離＝資本と経営の分離」という大前提の下で次のようにいう。

「新しき企業體制の下に於ては利潤配當の制度は當分の間は之を排除すべきではなく存置すべきであり、而もそれを存置する事に依つて往々にして生ずる虞れある弊害の生ずる餘地なからしめんが為に利潤其者の本質を變化せしめ、産業精神に則つて平均以上に為されたる功績を現はすものにしなければならぬのである。然るに斯くの如くして利潤の本質を改め産業精神に則つて平均以上に為されたる功績を現はす事にすれば、利潤は、當然從來の如く資本家に對してゞなく、産業精神に則つて平均以上の功績ある勞務を為したる者に對して、即ち企業指導者をも含む廣い意味に於ける勞務者に對して、配當されるべきである」（柴田, 1940a: 82-83,下線は引用者）

このように、「利潤分配制度」を展開している。さらに、今まで労働者に利潤配分が行われなかったのは、国民経済の発展に必要な資本が充分に動員されなかっただけであり、今はその心配はない。資本は国家の手によっても、郵便貯金や簡易保険の特殊制限を撤廃することによっても集めることが出来る。国民経済体制下においては、消費は相当程度に規制されるはずであるから、その分は貯蓄されるから容易に資本が得られるようになるという。その結果、「利潤分配制度」が促進するのだという。しかしながら、この論文が発表

された当時から企業統制と利潤分配がセットになって議論され、これが、そのまま後世の批判の対象にもなっている。太平洋戦争後の「利潤分配制度」批判にも、この議論により深い影が生じていると思われる。

なお、蛇足ではあるが、第二次世界大戦後の京都大学では「利潤分配制」の議論が戦後は封印されてしまった。再び「利潤分配制」に関する研究が行われるようになったのは、前川（1966）、前川（1965）と本山（2003）である。

４－２－３　東京商科大学（現・一橋大学）人脈

－福田の影響のもとで中道的な厚みのある政策提言－

はじめに

起源は 1875 年(明治 8)に森有礼が西洋式の商業教育をおこなうために東京尾張町に設立した商法講習所である。翌 1876（明治 9）年には東京府立、1884（明治 17）年には農商務省直轄の東京商業学校となる。さらに 1885（明治 18）年に文部省に移管し、東京外国語学校を包括して神田一ツ橋に移転した。1887 (明治 20) 年に高等商業学校となり、1902（明治 35）年、神戸高等商業学校(現・神戸大学)の設立にともない東京高等商業学校となる。1920(大正 9)年の大学令により、東京商科大学に昇格した。関東大震災で被災したために、1930(昭和 5)年までに現在地(東京都国立市)に移転した。1944（昭和 19）年から多くの商業学校や商業系の大学が工業系の校名変更を政府から強要されたように、校名を東京産業大学としている。しかし、戦後の 1947（昭和 22）年にふたたび東京商科大学となり、1949（昭和 24）年の新制大学移行時に移転前の地名を校名とした。現在、商・経済・法・社会学部をおき、大学院は 53 年に開設している（『エンカルタ総合百科事典』よ

り、一部改変した)。

ここでは、東京商科大学が 1920(大正 9)年の大学令により大学になった頃の教官である福田徳三、そして上田貞次郎と上田の弟子であり戦後の「経済安定本部」の「利潤分配法案」に影響を与えたと見なされる増地庸治郎の「利潤分配論」とパートナーシップ論についてみていきたい。東京商科大学は、福田の影響のもとで中道的な厚みのある政策提言をおこなっているといえる。

４－２－３－１　福田徳三（ふくだとくぞう）(1874 年生-1930 年没)
－「労働全収権思想」にもとづく Gain-Sharing の提唱者－
－『社會運動と勞銀制度』改造社出版－
－『生存権の社会政策』講談社学術文庫－

慶應義塾大学ウェブサイトによると、福田徳三は 1874(明治 7)年に東京神田に生まれ、11 歳で受洗し、1896(明治 29)年に高等商業学校（後に東京高等商業学校、東京商科大学、一橋大学）を卒業した後、1898(明治 31)年より三年余りの間、ドイツを中心に留学した。ミュンヘン大学ではブレンターノ（新歴史学派の代表で、ミュンヘン大学で経済学を指導していた）[*39] に学んで、1900(明治 33)年に博士号を受けている。

やがて、1902(明治 35)年に帰国した福田は母校の東京高等商業学校で商業経済史を教えることとなり、多くの優れた人材を育てている。福田の弟子達に対するトレーニングは峻烈を極め、毎月約三千ページを下らぬ程度に書物に目を通すことを真面目に学生達に命

じたという。ちなみに福田から「クールノーから入れ。続いてゴッセン、ワルラスを読め」と指示され、「クールノーの理論について数式抜きに 20 枚にまとめて報告せよ」といった課題に途方に暮れながらそれに応えていった中山伊知郎が、後にボンに留学してシュンペーターに師事した時、シュンペーターは「そういう指導をした人は一体誰か」と言って感服したという話は余りにも有名である。

この福田が慶應義塾に迎えられたのは 1905（明治 38）年のことであり、以後約 13 年間にわたって純粋経済学、経済政策、財政学の講義を担当し、高橋誠一郎、小泉信三（当時の理財科では福田の担当するクラスとそうでないクラスがあり、これに対して政治科では経済原論担当は福田一人であったため、間違いなく福田の講義を聴けるという理由からわざわざ政治科に進学したという）といった俊才をここでも育て上げている。福田はゼミ生に近代経済学者を一人選んでその著書を研究し、それを翻訳するように指導しているが、小泉にはジェヴォンズを、東京商科大学の大塚金之助（経済学史学会発起人、治安維持法による追放時に慶應義塾図書館の恩恵を受け、戦後は慶應義塾の教壇にも立っている）にはマーシャル、手塚寿郎（数理経済学のパイオニア的存在）にはゴッセン、中山（理論・経済学会〔現日本経済学会〕初代会長）にはワルラスとクールノーを当てている。

福田徳三の関心分野は実に広く、経済理論から経済史と経済学史、社会政策や厚生経済学などの応用経済学まで多岐にわたり、歴史学派から始まって古典派からマーシャル、さらにはマルクス等の社会主義思想にも取り組み（日本における『資本論』の最初の翻訳は福田徳三監修・高畠素之訳であり、福田がプロゼミナールでカウツキー版の『資本論』を読んで講釈していた際には、東大から河合栄治郎らが聴講に来ていたという）、ピグー、ホブソン等の厚生経済学研究と様々な学問遍歴を辿り、慶應義塾で行なった講義をふまえて、マーシャルの『経済学原理』の第四編までをベースとして書いた『経済学講義』（中山によれば、「マーシャルを超えて理論的な骨格を作りたい」というのが福田の悲願であったという）や晩年の主著『厚生経済学』など、名著も多く著わしている。福田が昭和五年に死去した時には、『貧乏物語』で有名な論敵の河上肇もその死を悼み、「ブルジョア学者としては、今日まで日本にあっては最も有能な最も博識な学者であつた」（『改造』）と述べており、敵（学問上のみならず、福田は東京高等商業学校でも慶應義塾でも実に多くの人と衝突している）も味方も等しくその力量に驚嘆、敬服していたことは事実であろう。（http://www.keiocampus.net/archives/2005/02/21.html2009.11.22）

なお、赤松要によれば、福田は前述したとおり社会政策学会の中心メンバーとして活躍

し、大正デモクラシー期には吉野作造とともに黎明会を組織し、民本主義の啓蒙につとめている。当初はマルクス論を研究していた福田だが、第一次世界大戦後はマルクス主義に対し批判的立場から、民本主義、自由主義に立ち、政府による社会・労働問題の解決を主張した。日本における福祉国家論の先駆者としている(福田, 1916［1980]）。

福田徳三を語る上で、まず「生存権」の強調者であることを確認しなくてはならない。「生存権」は、その後、森戸辰男に、その思想が受け継がれ戦後の「日本国憲法」制定に影響を与えたことはすでに見た。

田中(2004)によると、福田徳三の生存権は日本国憲法 25 条 1 項においては、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という、いわゆる「ナショナルミニマム」を意味するものとほぼ同じであったという。その思想的な背景はウェッブ夫妻やマーシャル、ピグーらのイギリス社会政策学派や厚生経済学の影響を受けながらも、基本的な部分でよりドイツ的な法思想を背景にしていた。福田はアントン･メンガーの『労働全収権』の議論を展開して、メンガーの労働全集權の理論を独自の視点から再構成し、生存権を社会政策が保証すべき最も重要な社会権であるとした。そして、それはウェッブやマーシャル、ピグーらの影響も強く影響されたのものであるという。

アントン・メンガーについては、本稿、第 2 章と後述する「森戸辰男」（4-2-6-3）の所で述べるので繰り返さない。ここでは、 1916(大正 5)年に金井延博士記念論文集『最近社会政策』に納められた「生存権の社会政策」(『生存権の社会政策』講談社学術文庫。から引用し福田, 1916［1980]と略す)から福田の「生存権」思想を見ていきたい。

福田(1916［1980])によればアントン・メンガーは、「人類社会の根本権利」として、労働全収権、労働権、生存権の三権を考えた。労働全収権とは「労働の実行者は労働の成果を全部取得すること」(福田, 1916［1980]: 130)であり、労働権とは「労働能力ありまた労働心ありて、労働の機会を得ずまた見出し能わざるものが、その欲する労働の機会を要求すべきひとつの社会権なり」(福田, 1916［1980]: 120)である。前者は労働者の能力に応じて完全にその成果が帰属するという「給付原則」の徹底化であり、また後者は就業機会確保の権利を主張する失業対策の徹底ともいえた。それに対して、生存権は経済的欲望に十分で合理的な充足を要求する権利として定義された。

福田によれば、人間は経済的組織の中で、自らの経済的な欲望を充足するために、労働を行い労働の生産物を得る、そしてこの経済行動は、欲望―充足、労働―労働の生産物　、さらに（労働の生産物への）欲望―充足、……という循環的な構造をもつものとして考え

られた。この循環的構造を支える柱は、欲望―充足、労働―労働の生産物という二局面である。しかし現代の私的所有権制度を前提にした資本主義経済では、これら二局面の適合関係がかならずしも適切に機能していない、と福田は考えた。

福田はアントン・メンガーの所論を独自な切り口で援用して、「現存の財産権は一に伝来の権力関係を結晶したるものにして、ただその保全と擁護とのみ全力を傾注するものなり。されば、欲望とその充足との関係、労働者とその産物との関係について、なんらの理想を認めることなく、なんらの主義を持することなし」（福田, 1916［1980］: 163）として、岡村司もいっていたように、そもそもローマ法以来の西洋の法規範には私的所有権は「先占」（exploitation）の結果であるという伝統がしっかりと根付いていた、と福田は指摘している。この先占から外れた権力的弱者は、欲望を十分に満たすことができないのでやがて自然淘汰されるというマルサス・ダーウィン的機構が働いてしまう。また現在の資本主義制度は企業経営者の「不労所得」ともいえる余剰価値（レント）の獲得を保証しているので、労働者は彼の成果をすべて得ることはできない。

そしてこのような欲望―充足、労働―労働の生産物の不適応を正すために社会政策の積極的意義が見出される、と福田は考えた。福田のこのような発想の根源には、私的所有制度を基礎とする資本主義経済は権力関係の経済機構であり、またその強者が弱者よりも財産を先占する exploitate することで発展する経済であるという価値判断があった。

また労働権は、就業機会を要求する権利であった。雇用契約がそもそも雇用者側に有利なように締結せざるをえない、という権力関係上の非対称性や、すべての環境変化に対応していないという契約上の「瑕疵」によって、失業が発生すると福田は考えた。いわゆる「構造的失業」の一種である。そのためこの瑕疵を正すためには、労働協約の締結などの交渉力を政府が保証することが重要な失業対策ともなった。先の循環的な経済構造の捉えかたからいえばこの労働権は、欲望―充足、労働―労働の生産物という二つの局面を結びつける労働への参加を保証する権利である。

福田はこの生存権、労働全収権、労働権のうち生存権が社会政策の基礎だという。

> 「労働権も労働全収権もともにひとつの過渡的産物たり、畢竟生存権たるべき Mittel zum Zweck（目的のための手段）たり。両者ともに労働するもののみについての主張なり、労働せざるもの、労働し能わざるもの、労働を欲せざるものとは全然没交渉なり、したがって社会の全員を対象とする社会政策の根拠とならず、畢竟ひとつの階

級主張たるに止まる。これに加うるに労働そのもの否労働の産物そのものは、決して人の目的たらず単に手段たり、労働の産物あり、その産物は全部労働するものの手に帰し、しかしてその帰したる産物はこれをもって生存維持にあつることを得るとの前提のもとに立てらる。人の要するところは生存なり、労働もその産物もこの生存を維持する手段に過ぎず、もし社会権が社会政策の基礎たるべきならばそれは生存権ならざるべからず」（福田, 1916［1980］: 190,下線は引用者）

田中秀臣によると、福田に先駆する金井延、桑田熊蔵らが社会政策を労使関係の枠内でしか捉えられず、桑田などが養老年金を賃金代替的な発想でしか把握できなかったことに比べて、福田の発想はまさに「ナショナルミニマム」の先駆であった（田中,2008:136-137）。福田はこうもいっている、「近来、シドニー・ウェッブ夫妻が唱導する「国民最低限の説」Principle of national minimum もまたその帰着を一にするものというべし」、「而して幼者と老者の其生存の権利は報酬の主義に基くにあらざること」と（田中, 2004: 138-139）。

この生存権の認承を国家に要求する闘争として社会政策は現実的な意味をもった。生存権の具体的な表れとして福田は穂積陳重が先行研究である「隠居論」＝「養老年金制度」が位置づけられていた。労働者が現役時に保険料を納付して、その積立で老後の生活を行うとした桑田熊蔵らの賃金代替的な発想は理念的には乗り越えられていた。

他方で、この生存権が理論的にもまた現実的にも直面した最重要課題が、マルサス・ダーウィン的な自然淘汰の法則であった。

福田はマルサスの人口法則を、（１）人口の幾何級数的増加と食料の算術級数的増加、（２）食料の増加は人口に対する需要の増加が原因、（３）西欧諸国は人口が食料に比して超過する可能性が高いので道徳的抑制で人口供給を調整する必要がある、という三つの観点からとらえた。このうち（１）については幾何級数的・算術級数的な数値シミュレーションはマルサスは適切ではなかったもが、食料の生産速度よりも人口増加の速度の方が上回っている。（２）についても肯定し、（３）については人口超過の傾向は西欧諸国にみられない、と否定的であった。福田のマルサス論で見逃せないのが、その（１）と（２）の論点から、彼がダーウィン的な自然淘汰説を導き出し、これを全面的に支持していることである。

「殊に人間は食料よりも増加の度が速かであつて、生まれる程の人間は皆必ずしも生

き延びて行けるものではない、生まれるものの中何人から必ず死ぬ可き運命を持て居る、出生者の全部は生存を必する訳には行かぬと云ふ大事実は、人力を以て是を如何することも出来ない自然の大則であります。此事実は否定出来ません。否之が無ければ人類の進化は止まつて仕舞ひます。人間として生れた者の中、精神上肉体上優れた者が優勝者として生き延びます。此淘汰がなかつたならば、人類はいつ迄も同じ所に居るか、或は文明は跡戻りする外ありません。これは甚だ悲惨な事実でありまして、生れる所の生物としては生きる見込みがないのに生み出されるのは甚だ迷惑であります。此個体の為には不幸であります。乍併生物全体人類全体の為から申せば、それは即ち幸福を増す所以であります。淘汰せられる個人は人類全体の進化の為の犠牲たるのです」（福田, 1927a: 506-508、下線は引用者）

優勝者と劣敗者を生み出す生存競争が人類の進化の必然であり、独自の資本主義経済観から、権力の不均衡こそ経済発展を促すというダーウィンの視点と共鳴していた。

「権力関係を度外視して今日の流通社会は説き得ず。共産主義説は権力の行われしを認めるも不都合なるものとしせしなり。されど不均衡こそ流通をすすめる力なり。権力関係を始めから価値判断なりとして流通に入れ来りしは Marx の掠奪、余剰の絞り取りなりとす。されど彼は限られたる眼でそを見たり。広く人類発展の進行に表われたものとして歓迎すべし。文明をすすめし事実としてみざるべからず」（福田徳三ノート、一橋図書館蔵）

19 世紀後半の社会主義者たちもいっていたように、優勝劣敗を社会経済発展の原動力とするならば、弱者（幼児、老人、病疾者ら）を保護するような生存権にもとづく社会政策はむしろ社会の発展を阻害してしまう。

福田自らもこの生存権とマルサス・ダーウィン的自然淘汰説との緊張関係を問題視し、両者をどう調和させるかが「現在に於ける経済学の最大任務たり社会政策の最重宿題たりとす」と明言している。この問題に関しては「人口法則と生存権　マルサス対アーサー・ヤング」『経済学全集』第 2 巻、同文館（以下、福田徳三（1927b）と略す）の中で集中的に議論された。その中で福田が採用した生存権の理論的な基礎づけは、ある意味非常に実践的で、また戦略的な考え方であった。

この論文の中で、改めてマルサスを淘汰説に立脚する生存権否定論者として紹介し、彼の自然淘汰の法則は否定できないと明言している。その上で、福田は機会の平等と結果の平等の二方向から、自然淘汰法則と社会政策の位置関係を明白に定義している。

まず機会の平等に関して、福田は次のように述べている。

「即ち社会は自然淘汰に対し機会均等の主義を取らざる可からず。淘汰せらる可きものは必ず淘汰せらる可し、唯だ淘汰の作用を受くるに方りて自然が要求する淘汰要件以外のハンヂキャップの何人にも加はらざる事は社会は其任として保障する可あり」（福田, 1927b: 1215）

マルサス・ダーウィンの自然淘汰法則が機能するのは、資本主義経済のあり方そのものであると福田はいう。市場による強者が生き残り、弱者は淘汰されるという清算主義、淘汰が「権力の不均衡」を結果としてもたらし、そのことは他方で経済社会の発展の証でもある。そしてこのような自然淘汰＝市場による清算機構がより機能するために機会の平等が必要とされたのである。福田が念頭においた機会の平等を是正する具体的な社会政策としては、労働協約の設定などがあった。

ところでこのような自然淘汰＝市場による清算主義的メカニズムは、結果としての不平等を許容するものである。生存権を淘汰されたり清算された人々に与えることは、経済や社会の発展からは原理的に好ましくない。

「縦令生存権を社会が認むとするも淘汰せらる可き限りのものは早晩淘汰せらる可し」（福田, 1927b: 1214）

福田の生存権の社会政策はどこに理論的基盤を与えることができるのか、または経済発展を犠牲にしてまでこの生存権を認める方向を打ち出すというのであろうか。

福田は生存権の基礎として提示してきたロジックは、「戦略的な不可知論」であった。

「社会に生まるる限りの者を悉く生存に維持することは、如何なる工夫を以てするも如何なる政策を以てするも到底為し能ふ所にあらざるや勿論なり。然れども社会中何れの特定人が何れの特定階級が淘汰の運命の下に立つかは人智を以て知り得る所にあらず…

…淘汰せらる可き特定者誰たるやの知り得ざるに自然の法則の儘に運行せしめ人事を尽くすことを為さずして唯天命之を待つ可しとすること能はず」（福田, 1927b: 1214）

自然淘汰の法則と人間の営為の間には「厖大なる余地があり」、自然淘汰の傾向はわかるにせよ、それがいったい誰にどの階級に該当するかは人智を超えるものである。いいかえれば、自然淘汰の結果として淘汰されたり清算されたのではなく、たまたま遭遇した政府の政策の失敗が淘汰をもたらしたり、偶然の所産で淘汰されるはめに陥る人もあるだろう。そのような人や階級を放置するのは経済社会の発展においても好ましくない。これが福田が生存権の社会政策に与えた理論的な基礎である。

田中秀臣によると、自然淘汰の法則性を認めつつも、その人智を超えた不可知性ゆえに生存権を社会の構成員全員に分配することが、与えられた条件では最善である、と福田は判断したのである。例えば自然淘汰の結果で敗者になったものに生存権を付与することは社会的に望ましくなないが、社会の構成員が自然淘汰の結果として勝者となったのか敗者になったのか、個々に調べる社会的コストは膨大なものであり、事実上不可能であろう。むしろ最も社会的コストが少ないのは生存権を構成員全員に認めておくことである。これが福田の生存権の社会政策の真意であったにちがいない（田中, 2004: 141）、と。

次に「労働全収権」について、見てみよう。福田は、次のようにいう、

「労働全収権とは生存権と相対する一つの社会権にして、後者が労働能力・労働機会・労働実行の有無を論外に置き、単に生存の事実を以て要求の根拠とするのに反し、労働事実のみを根拠として主張されるものとす」（福田, 1916［1980］: 128）

そして、労働全収権の意義については、次のようにいっている。

「労働全収権の内容はひとこともっておおえば、労働の実行者は労働の成果の全部を収得すること是なり。分解するときはまず労働の実行あり、次に労働の成果あり、第三に全部の取得ということあるなり。したがって起こる問題は、一、労働の実行と成果との関係。二、労働者とその収得との関係二つなり」（福田, 1916［1980］: 131）

福田によると一、は経済学の通用後でいえば、生産工程の研究であり、二、は流通工

程の問題であるといっている。学問上は生産工程の研究であり、実行の問題は流通工程と密接に関わっているという。労働全収権についてはいろいろいわれているが、その多くは議論を避けて実行上の要求が出されている。学問上の価値はかなり少なくなっている。実行の工程としてもほとんど成功していないといっている。当時のヨーロッパの現況から判断したのであろう。

福田は、学理的社会主義としての「労働全収権論」を説明する。それを展開したアントン・メンガーの「労働全収権史」の真相を補足している。

「一定の理論的立場を確立してこそ、社会主義なる名のもとにおこなわるる雑駁多岐なる議論を系統的に諒解するを得べし。労働全収権の理論を実際上に建立せんとすることにおいてのみ、社会主義なるものは経済の題目となる、その他の複雑なる事項は直接には経済学と間渉るところなきものとす」（福田, 1916［1980］: 132）

また、分配論としてはウイリアム・トムスンの分配論に言及しする。そして、剰余価値論（余剰価値）と利潤分配論を論じ「余剰価値は畢竟するに資本を蓄積し、これを労働者に前貸しするについての彼の優れる知慮熟練に対して資本主が享受するとろなり」（福田,1916［1980］:142-143）というトムソンの言葉を引いている。そして、さらにいう。

「これ明らかに余剰価値説と労働全収権とを同時に主張するものというべし、この他ジョン・グレー、ブレー、エドモンズなどみな類似の思想を公言せり。つづいてサン・シモンその学派およびプルードンなどフランス社会主義者にいたりてこの思想は大いに拡張せられ、ローズベルトとマルクスとにいたりてその発達の頂点に達し、いわゆる学理的社会主義を建立したるなり」（福田, 1916［1980］: 143）

このように福田は、アントン・メンガーの思想を要約しているのである。では、学理的ではない、労働的な実行的と成果に関する研究、つまり具体的にいえば「利潤分配制度」に関してはどのように福田はいっているのであろうか。先にも述べたとおり「社会政策学会」第 15 回大会が 1921（大正 10 年）年 12 月に 東京帝国大学において「賃銀制度並に純益分配制度」と題して開催されている。そして、この大会の中心人物が福田徳三である。その報告内容は、翌年の 1922（大正 11）年に『社會運動と勞銀制度』改造社出版

（以下、福田（1922b）と略す）としてまとめられている。第 3 編「勞銀制度」の中の「利潤分配制度と出來高利益分割制度」で述べている。そこでは、「社會政策学会」のメンバーである桑田熊蔵、これから本稿で論じる慶應義塾大学の氣賀勘重、瀧本誠一らの唱える profit-sharing には反対している（福田, 1922b: 350-351）。特に、氣賀勘重には 1909（明治 42）年に「利潤分配制度とアツベ教授との關係に就いて氣賀に教えを乞ふ」と題して、『國民經濟雑誌』（以下、福田（1909）と略す）に意見書を書いている。氣賀は熱心に profit-sharing を熱心に提唱している。エルンス・アツベという人は profit-sharing の反対論者なのに、氣賀は主張者であると間違うぐらいに熱心に主張していると皮肉っている（福田,1909:18-23）。福田徳三としては「大體に於いてプロフヰツト・シエーアリングと云ふものは否認すべきものであると主張せんとするものである」（福田, 1922b: 351）と。

それでは、profit-sharing に反対する福田徳三の代替案は何か。それは Gain-Sharing である。福田はそれを「出來高利益分割制度」と邦訳している。

では「出來高利益分割制度」は何か。福田は時間を節約することによって得た利益をドイツ語で Akkordgewinn すなわち出來高利益と名付け英語では Gain-Sharing という。Gain とはこのことをいうという（福田, 1922b: 380）。

「その Gain を如何に勞働者と雇主との間に分割すべきか。その Gain を全部雇主が取つてしまふのが時間給である。その Gain を全部勞働者が取つてしまふのが出來給である。それをどつちも取つてしまはないで、或割合に於いて分けるのが各種の Premium Bounus Systems 即ちベンハルドの所謂分割制度 Tellunysteme 英吉利で Gain-Sharing と云ふところの各種の形態である」（福田, 1922b: 380）

つまりそれまでの時間給の上に、出来高給をプラスさせようというのである。実際にイギリスで行われている「ハルゼー式」という方式を紹介している。

福田は、この方式はすべて良いというのではないが、「今まで存する勞働者報酬形態の中では此が一番勞働者を人間らしく取り扱ひ、其の能率を正當に高むる仕組みの形態であると思ふものである」（福田, 1922b :384）と述べている。そして次のようにいう、

「今日のウエーヂ・システムと社會主義經濟とも亦た本質的に於いて何等の差異がないと云はなければならぬ、何となれば、今日のウエーヂ・システムに於いては、勞働

者の得るところは勞働の全収収穫全産物ではなく、其二分の一か三分の一か三分の二であり、社會主義に於いては、それが百パーセントであると云ふ點丈けが異なるのみであるからと云はねばなるまい、そんな無茶な話はない、然るに會計學專門家、原價計算學者などの間には其様な淺薄極まる事を憶面もなく主張するものがある、此は斷じて排除す可き謬論である」（福田, 1922b: 381,下線は引用者）

賃金制度が全廃できない以上、労働者の自治 self-government を得させるためには、労働協約 Collective bargaining を正当に行うための工事用委員・現業委員を選定して、Gain-Sharing を促進させることを福田は説いているのである。しかし、福田はパートナーシップに関しては何ら言及していない。これは問題が残る点であるとしかいえない。

４－２－３－２　上田貞次郎（うえだていじろう）（1879 年生-1940 年没）－社会主義の理論としての「資本と経営の分離論」を企業デモクラシーに応用－

－『株式会社経済論』同文館（大正 2 年）－

－『社會改造と企業』同文館（大正 15 年）－

上村泰裕によると、上田貞治郎は 1879（明治 12 年）東京都麻布生まれである。旧制の正則中学校（現・正則高等学校）を経て、1902（明治 35）年に高等商業学校（現・一橋大学）専攻部貿易科を卒業した。福田徳三に師事し卒業論文は『外国貿易論』であった。

卒業後はイギリスやドイツ等に留学し、アシュレーやウェッブ夫妻等の下で学んでいる。

帰国後 1905（明治 38）年に母校の高等商業学校教授となり、商工経営商業政策等を講義する。紀州徳川家第 15 代当主徳川頼倫の長男で侯爵の徳川頼貞が 1914（大正 3）年にケンブリッジ大学に留学する際に同行し、上田貞次郎も留学した。その際に、イギリスの社会問題研究家のウェッブ夫妻らと交流した。帰国後、1916（大正 5）年、徳川家理事（1926（昭和元）年に顧問）となる。1918（大正 7 年）商学会を設立し同幹事就任する。

1919（大正 8）年に『株式会社経済論』で法学博士の学位を受けている。同年、第 1 回国際労働会議（国際労働機関）政府代表顧問に代表の鎌田栄吉に請われ就任した。1920（大正 9）年には東京商科大学教授に就任。1925（大正 14）年に東京商科大学の同窓会組織である如水会常務理事に就任している。

上田貞次郎は日本の「経営学研究」を確立し、アダム・スミスや J.S ミルなどのイギリス経済学の影響を受けた理論的・実証的研究を行っている。生涯を通じ商業政策や企業経済に関する研究を続ける一方、1926（昭和元）年に個人雑誌「企業と社会」を創刊し「学者は実際を知らず、実際家は学問を知らず、政治は産業を離れ、産業は社会に背く、是実に産業革命の波濤に漂へる現代日本の悩みではないか。吾人は此混沌裡にあって、企業より社会を望み、社会より企業を覗ひ、眼前の細事に捉はれず又空想の影を逐はず、大所高所より滔々たる時勢の潮流を凝視して、世界に於ける新日本建設の原理を探らんとする」という、しばしば引用されるこの名文句は、「企業と社会」の宣言である。2 年間継続し「新自由主義」を提唱し自由通商運動を推進した。

1936（昭和 11）年に三浦新七の後任として東京商科大学学長に就任した。1937（昭和 12）年に帝国学士院会員。1936（昭和 11）年に東京海上社長等を務めた各務鎌吉の遺産をもとに東亜経済研究所（経済研究所）を設立し初代所長に就任した。1940（昭和 15）年には人口問題の研究に新分野を開拓し、国立人口問題研究所（国立社会保障・人口問題研究所）参与となる。同年、学長在任中のまま、盲腸炎で急逝した。

上田貞次郎ゼミ生には、茂木啓三郎（1899 年生-1993 年没、キッコーマン）、正田英三郎（1903 年生-1999 年没、日清製粉）、森泰吉郎（1904 年生-1993 年没、森ビル）、小坂善太郎（1912 年生-2000 年没、政治家）など多数在籍した。主な著書に、『上田貞次郎全集』全 7 巻（1975-1976。各巻のタイトルは『経営経済学』『株式会社経済論』『産業革命』『社会改造と企業』『貿易関税問題』『日本人口論』『新自由主義』）など多数ある。随筆『白雲去来』（1940）、日記『上田貞次郎日記』全 3 巻（1963-1965）。評伝としては、小泉信三

「上田貞次郎」(『現代人物論――現代史に生きる人々』1955)、上田辰之助「新自由主義の企業者職分論――士族的職分思想家としての上田貞次郎博士」(『経済人の西・東』1988)、山中篤太郎「上田貞次郎先生―― 一つの評伝」(1965) などがある。

(http://www.lit.nagoya-u.ac.jp/~kamimura/uyedadream.pdf#search='上田貞次郎'2009.10.27 を参考に書き直しを行った。)

マルクスを含めた 19 世紀後半の社会主義者がそうであったように「利潤分配」を適切に行うためには、「出資と経営の分離」または「資本と経営の分離論」「所有と経営の分離」を明確にしておかねばならない。我が国において、本格的に「資本と経営の分離論」を展開したのが上田貞次郎が 1913 (大正 2) 年に発表した『株式会社経済論』同文館 (以下、上田(1913[1975])と略す) である。

のである。

柳澤 治によると、資本主義的企業における資本の所有と企業活動、特に株式会社の企業における資本所有者 (株主) と経営担当者 (重役) との関係のあり方が、経済体制の改革の課題と関係して重大な問題となるのは、日中戦争の長期化によって戦時経済体制の確立が要請され、経済の「新体制」の構築が論議された 1940 (昭和 15) 年前後の時期であった (柳澤,2008:42) という。経済新体制、即ち「日本改造計画」のため 1940 (昭和 15) 年 12 月に「経済新体制確立要綱」発表されたが、この中の「資本と経営の分離」に関するものは上田(1913[1975])に依存しているという。

上田貞次郎は「資本 (所有) と経営の分離論」に関して次のようにいっている

「法律上より云へば、會社成立の後に其の機關となりて働くものは第一に株主纏會、第二に重役と云ふ順序なれども、普通の場合には株主總會は無力なるものにして、重心の重心は常に重役にあり。此の如く株式會社の營業は重役に一任されあるに拘らず、其の重役なるものは他の株主と同じく有限責任の出資者たるに過ぎざるを以て怠慢.、浪費不正等の弊害を生ずるは免れ難き所なり。從って歴史上初期の株式會社には失敗の實例少からず。アダム・スミスの有名なる攻撃の如きも生ぜし所以なり。併し夫れにも拘らず株式會社制度は漸次に發達し來り、重役の悪行も會社道徳の進歩に件ひて益々少くなり行けり。現今各國の法制を見れば重役は株主たるを要すとするものあり。又これを要せずと定めたるものもあれど、何れにても差支なく事業は進み行きつゝあり。今や株式會社制度は單に實業界に向って、大資本を供給し、一般公衆に向って好

箇の放資物件を提供する外に、無資力の人材を活動せしむる所の有力なる機關と看做さるゝに至れり。…… 前記の關係を企業組織進展の歴史上より観察すれば、寔に重大なる意味を有することとなる。其は郎ち企業者の職分の分擔されたることなり。株式制度の獲達せざる時代の企業者は何れも出資者にして且經營者なりき」（上田, 1913［1975］: 85,下線は引用者）

上田の「資本（所有）と経営の分離論」は、東京商科大学の恩師で同僚だった福田徳三と後の大阪市長になる關一（戸田海市の弟子でもある）との株式会社論をめぐる論争の中で整備され、上田の「株式会社経済論」は、我が国における「資本（所有）と経営をめぐる論議の先駆」をなすものとなった（晴山, 1981 :173、柳澤, 2008: 46）。しかし、上田の「資本（所有）と経営の分離」、重役による企業職分の分担を単なる株式会社論としては展開していない。それは株式会社がもたらす「社会問題」に注目し、それを資本主義経済の問題性に関連づけた（上田貞次郎（1913［1975］）第 2 部第 5 章「株式會社と社會問題」）。上田によれば、資本主義の問題点は勤労にもとづかない「不労所得」の存在であるという。株式会社の普及が「投機」を通じて、あるいは事業活動と関係がない配当収入によって「不労所得」を増大させていること、それが「相続」によって、さらにより拡大されていることを指摘している。しかし、上田は株式会社が普及することで、同時にイギリスのトーマス・カーライル（Thomas Carlyle, 1795 - 1881）が定義づけた、企業経営を担当する重役「キャブティン・オブ・インダストリー」と、事業に従事する会社員の階級である「私吏員」・「民吏員」（Privatbeamten）という「高級使用人制度」を登場させたことを重く見て、彼等が「今日の金儲け中心」の資本主義の欠点を改良するようになると考えた。この見方は 1926（大正 15）年に出版された『社會改造と企業』同文館（以下、上田（1926）と略す）である。これによれば、資本と経営が一致された古典的な株式会社から株主は単なる資本提供者であり、経営は重役によって行われるる。さらに「將來の社會に於いては個人株主が消滅して公共団体が唯一の株主となり、重役は株主の代理ではなく公共団体の代理として経営の人に當であろう」（上田, 1926: 24）という。上田の公社化＝公共団体が唯一の株主とするのは問題かもしれないが、「資本（所有）と経営の分離」論は重役「キャブティン・オブ・インダストリー」と、事業に従事する会社員の階級である「私吏員」・「民吏員」（Privatbeamten）という「高級使用人制度」により資本主義の営利第一主義の欠陥を改善するものと期待したのであった。さらに上田はいう、

「株式會杜制度は企業者の職分を出資と經營とに分割し、從って所得の種類を配當と俸給及賞與金とに分裂せしむる。そこで將來の課税は配當に重く課し、俸給及賞與金に輕く課すれば古い道理である。又基礎の鞏固（きょうこ）にして失敗の恐少き事業に重く課し、新規の事業に輕く課するといふ方針もやがて實現されねばなるまい」（上田, 1926: 27）

この理論は、上田によるヨーロッパの経済学や経済思想史を詳細に検討し批判し吸収したものであった。その際に、上田が注目したのはイギリスの経済思想であり、アルフレッド・マーシャルの「経済騎士道論」とＲ・Ｈトニーの「ギルド社会主義」であった。

さて、1923（大正 12）年に発行された河上肇の個人誌『社会問題研究』第 44 冊の河上肇「株式會社及び株式取引所の發達に伴ふところの、生産手段に關する資本家の所有權の睡眠」（以下、河上肇（1923［1975］）と略す）において、「私は株式會社を斯く見ることにおいて、博士（上田貞次郎のことー引用者）と全く同じ立場に立つ」（河上, 1923［1975］: 1898）といわしめた、上田貞次郎の言葉は次のようなものである。

「社會主義を經濟上から見れば企業を公共の物として公益の爲めに經營することである。さすれば社會主義の社會には企業の目的たる營利といふことは行はれず、又此目的の爲めに企業を爲す所の企業者なるものも無用に歸する如くに考へらるゝかも知れない。併し自分は今の企業者の才幹が社會主義の來ると共に無用にならぬのみならず却つて益益其職分の重要になることを固く信じて居る」（上田, 1926: 13）

このように、上田貞次郎も河上肇においても、この時期、1923（大正 12）年までは少なくとも「社会主義に会社、企業活動は重要な意味」を持っているわけである。

上田貞次郎の社会主義は株式会社の株主を公有化（市町村有）し、資本主義の害悪である「儲け第一主義」を克服するものであった。上田は、ゾンバルトや J.S ミル、マルクス、マーシャル、ウェブ夫妻の言説を研究しながら上記のような結論を出しているのである。

次に、上田貞次郎が「利潤分配」、「パートナーシップ」について言及した箇所を見てみよう。

上田は J.S ミルの『経済学原理』第４巻第７章の「労働者生産組合」について、論じている。上田自身もいっているように「労働者生産組合」とはフランス語でいう association

ouvreiere de production を訳したものであるという。英語では Producer's co-operative でありドイツ語で Produktivgenossenschaft であるという。したがって「利用組合」といった方が正しいとも語っている（上田,1926:34-35）。これは「労働生産会社」とした方が正しいと思われる。またドイツ語表記には疑う余地がある（上田はどうやらマルクスの提唱する genosseschaftlich 論者のようである）。とりもなおさず、上田は J.S ミルに「労働生産組合」にかんして、次のようにいう、

「ミルが此大膽（だいたん）なる豫言をしてから今は既に七十三年目になるが、其間に所謂生産組合は如何なる進歩を爲したか。佛國の一八四八年の革命當時に爲されたルイ・プランの國立工場 ateliers　nationaux の計畫は一敗地に塗れ、英國の基督教社會主義者の運動も亦效を奏する能はず。獨逸のラッサルの社會民主的生産組合論は實現さるゝに至らずして忘れられてしまった。幾多の組合は起りては亡びて其跡を止めず。現に存する所のものは消費組合の著しき發達に比して極めて微々たる有様である。且又此生産組合と資本的企業との折衷と見るべき利潤分配制度や勞働者参加企業 Labour　Copartnership も亦一部の成效を牧めたに止り、今後並ぶるの希望を寄せることは出來ない。生産組合の發達が資本的企業を壓（あつ）すべしと見たミルの豫言は今までの經驗では明かに裏切られたものである」（上田, 1926: 31、下線は引用者）

上田は、以上のように「生産組合」＝「勞働者組合」が廃れてしまって、「生産組合」＝「勞働者組合」が資本的企業を圧倒するという予言は見事に裏切られてしまった。上田としては利潤分配制度や勞働者参加企業は折衷案であるが、一部を残して成功したとはいいがたいとの評価を示している。しかし、上田はいう、

「併しながらミルは單に豫言のみをしたのでなかった。豫言を爲す前に重要なる疑問を提出して居るのであった。其疑問とは即ち如何にして企業を民主化すべきやといふ事である。曾て政治は階級的專制に委ねられて居たのが十九世紀に於いて漸次に民主化せられ、且今や益益民主化せられつゝある。然るに生産事業は其發達すればする程階級的となり專制的となりつゝある。若し人間が其四六時中の三分一以上を費す所の職業生活に於いて自主獨立を維持することを得ないとすれば、假令数年に一回行はる

ゝ所の總選挙に於いて投票權を得たりとするも、其が何のデモクラシーを意味し得るぞ。企業の民主化なくしてデモクラシーを語ることは出來ない。又若しデモクラシーの精神が眞に人心に徹底し來たれば企業は到底其現状を維持し能はざるに至らねばならぬ。然らば其企業民主化の傾向は如何にして實現されるであらうか。是がミルの提出した疑問である。彼の豫言は適中せざりしと難も、彼の疑問は依然として残されて居る」（上田, 1926: 32、下線は引用者）

上田としては、本稿第２章で見た、マルクス流の genosseschaftlich 社會の実現を最終目標としていた。しかし、ながら J.S ミルの企業デモクラシーへの提起は以前として生きているという。上田もリーフマン説に従いゲゼルシャフト（Gesellschaft）会社＝社会説だからである。会社、企業のデモクラシーがなければ根本的な解決とならない。

J.S ミルの予言が当たらなかったのは、自助能力の進歩について過大な楽観を示したからである。だから「労働者生産組合」は、特殊な場合は成立したが、一つの制度としては成り立たなかった。そして、上田は J.S ミルの『経済学原理』を次のように要約する。

「そこで一部の論者は資本的企業と生産組合との折衷案として利益分配制度並に螢働者参加制度を行はんと希望して居る。利益分配制度は唯勞働者をして決算期毎に爲さるゝ利益の分配に與らしめんとする制度であるから、要するに普通の賞與金制度と同じき一種の賃銀計算法に外ならぬであらう。勞働者参加制度 Labour　Copartnership に至っては實際事業の経管上の灌限と責任とを勞働者の代表者に分要するのだから是こそ眞の折衷案である。現今此制度は英國の瓦斯事業に應用されて相當の成績を擧げつゝある。佛國にも同様の組織を取るものが少くない。ジード教授は之を以って生産組合に至る過渡的形態なりとし、政治部のデモクラシーが専制政治より立憲政治に移りて然る後に共和政治に至る如く、産業上のデモクラシーも亦奴隷制度より賃銀制度に移り、次に利潤分配や所有及經營の割譲を經て、結局完全なる協同的生産に達すべしと観測して居る」（上田, 1926: 47,下線は引用者）

上田は「利潤分配」を単なる賞與金（ボーナス）の一変形としか考えていない。また、Labour Copartnership に関する J.S ミルの見解は甘いものとの認識である。つまり、これは、資本家による譲歩の折衷案でしかない。資本化が自ら進んで、この制度を採用しないであ

ろう。もし行うとしたら、労働争議の解決策として、勞働組合に加入させないことを條件に認めるだろう。また、労働の移動を妨害し、長期間自分の企業に労働者を止めるだろう。さらに個々の労働者別に労働協約を結び労働者の団体行動を取らせない手段に使われることであろうという。

「従って労働者参加制度は労働組合の發達を妨害するの結果となりて兩者の問に勞働者の争奪戦戦を惹起すのである。而かも勞働組合の勢力旺盛ならざる場合には資本家が其折思案を維持するけれども、勞働組合の發達せる場合には此計畫は全然不可能となるか、然らずんば更に之を攣更して工場委員制度 Works　Committee の如きものと爲さねばならぬ。かくなれば是既に資本的企業と生産組合との折衷にあらずして、資本的企業が勞働組合に對する讓歩である」（上田 ,1926: 48）

以上のように手厳しい。これは、後で論じる堀江歸一と同じ考え方である。イギリスでの師であるウェブも「ギルド社会主義」として工場委員会の拡張完成を主張している。そして、資本家側と労働者側の代表との合同委員会を組織するのではなく、労働者は労働者のみの委員会を組織して資本家側と対立すべきとしているが、上田はこれを疑わしく思っている。この点に関しては上田は本稿２章で見たようにプルードン的である。

「英國の社會主義者の説であるが、私としては尚ほ此他にも考ふべきことがある。夫は企業の才能を如何にして社會全體の爲めに働かしめ得るかといふ一事である。蓋し企業は複雑なる問題であるから特殊の才能あるものでなければ之を管理することは出來ない。生産者のデモクラシーといふも結局從業員の rank　and　file が有爲の人物を選出して之に信頼するにあらずんば成立しないであらう。マーシャル博士が「社會の進歩は人間性の最高の力のみならず、最強の力を社會の利幅の爲めに利用するに依って達せらるゝものだ」といひ、又「公益の爲めに働くこと其自身を快樂と感ぜしめ、各種の人物をして豪奢なる浪費に依って自己の勢力を示す如き野鄙なる刺戟に侯たずして其全能力を盡さしむる」を要すといはれて居る所に私は無限の教訓を感ずるのである」（上田, 1926: 54,下線は引用者）

本稿２章で明らかにしたようにプルードンは『１９世紀の革命と一般理念』のなかで「労

働者会社」を設立に際し、労働者だけでは経験不足であり、会社を運営していくことは出来ない。むしろ、労働者会社が優秀なる経営者を雇え、という提言が思い出される。上田はこのプルードンの言葉を知らないと思われるが、まさに当時のイギリス社会主義にたいするプルードン的な問いを発しているといえる。

ともかく、上田は「利潤分配制」には疑念を持っていたが、J.S ミルの言説を浮き彫りにしている。さらに、残念なことに、その前提となる明確な「占有論」はないが、社会主義的な思考である「資本（所有）と経営の分離論」を提示して、太平洋戦争前の「日本改造計画」と戦後の「企業民主化論」や「利潤分配法案」の基礎的な理論を築いているのである。

４－２－３－３　増地庸治郎（ますちようじろう）（1896 年生-1945 年没）
－戦後に提出された「利潤分配法案」の参照文献－
－『賃金論』千倉書房 1943（昭和 18)年－

増地庸治郎は京都府出身である。京都市立第二高等小学校、京都市立第一商業学校（現・京都市立西京高等学校）、東京高等商業学校（東京商科大学の前身、現・一橋大学）をへて、1919(大正 8)年、同校専攻部商工経営科を卒業している。1921（大正 10）年より東京商科大学勤務している。、1923（大正 12）年から 1925（大正 14）年まで欧米留学に留学し、帰国後、助教授に就任。1936（昭和 11）年に教授に昇進する。翌年、商学博士の学位を受けている。1939（昭和 14）年から 1944（昭和 19）年まで、東京帝国大学経済学部教授を兼任した。1945（昭和 20）年 3 月 10 日の東京大空襲の戦火に遭い亡くなってい

る。主要な著作としては邦訳『企業形態論』（リーフマン著、同文館、大正 11 年刊）、「リーフマン氏企業形態論」『商学研究』第 1 巻第 3 号、1922（大正 11）年、『経営経済学序論』同文館、1926（大正 15）年、『株式會社－株式會社の本質に關する經營經濟的研究－』巌松堂書店、1937（昭和 12）年、等がある。

堀越芳昭（1992）によると、「日本経営学」の成立にとって、戦前大正末から昭和期初頭における上田貞次郎と二人の直弟子、増地庸治郎・平井泰太郎らによる功績が極めて大きかったという。とくに増地庸治郎は、経営学の自立性をはかるために経営学の体系化を試み、いわゆる「一橋経営学」を成立させた。その学説は今日までわが国において主流的見解として継承されている。増地庸治郎は、「日本経営学」の建設者であるという。

増地庸治郎は上田貞次郎とともにアメリカ経営学の権威であるＨ．ニックリッシュ（1876-1946）の指導を受けている。増地経営学説における主要三分野は第一に、経営学の原理的研究であり、第二に企業形態論・株式会社論、第三に経営財務論・経営労務論である。このうち「株式会社論」に関して若干の考察をしていきたい。

増地庸治郎によるフライブルグ大学教授リーフマン著『企業形態論』（1922（大正 11）年）の邦訳は師匠の上田貞次郎の指導によるものであった。当事の東京商科大学教授の上田貞次郎が校訂し、東京商科大学の助手であった増地庸治郎と三菱商事の会社員である槇原覺の共訳という形で出版されている。増地庸治郎著『企業形態論』（千倉書房、1930（昭和 5）年）と『新企業形態論』（千倉書房、1937（昭和 12）年）』は当初、上田貞次郎が著作する予定のものであったという。また、増地庸治郎著『株式會社』（巌松堂、1930（昭和５）年）は上田『株式會社経済論』（1913（大正 2）年）に、そして増地『商工経營論』（『新経済学全集』第１７巻、日本評論社昭和 1940（昭和 15）年）は上田の『商工経營』（1930（昭和 5）年）に照応した著作である。

しかし、堀越芳昭（1992）によると、その内容においては増地庸治郎の所説は上田貞次郎の諸説と大いに異なるものであるという。それは企業概念の違いに現れる。上田貞次郎は「営利性説」をとり、増地庸治郎は「営利性の排除」をとっている。これは協同組合のとらえ方の相違にも現れる。上田貞次郎の「非企業説」に対して、増地庸治郎は「企業説」をとっている。さらに株式会社の本質規定の違いにも現れる。上田貞次郎が「証券制度＝資本動員説」の立場に立っているのに対し、増地庸治郎は「出資・経営・支配の分離説」になっている。株式会社論においては、増地庸治郎の所論はむしろアメリカ経営学の影響・受容の下にあった。増地庸治郎の「企業形態・株式会社研究」は、わが国において嚆矢

的研究であり今日なお重要文献として取り上げられている[*40]。

増地庸治郎が協同組合を重視した理由として、株式会社と協同組合との関連で、株式会社における「従業員持株制度」の展開方向に労働者生産組合を、そして顧客持株制度の発展方向に消費組合を理論化したことである。これは、増地庸治郎が意識しているのか、意識していないのかは不明であるが、19 世紀後半のマルクスを含めた社会主義者が思考したことでもある。まず、「生産組合」について言及している箇所をみてみよう。

「仮に若しこの従業員の株式所有が無限に発展するものとせば、遂には会社の支配権を獲得し、企業の所有と経営の指揮との合一が出現することとなるであろう。果たして然らば、それは生成の過程を異にする生産組合である」
（増地, 1929: 105、増地, 1938: 164）。

つぎに「消費組合」である。プルードンの用語でもある「相互主義」に注意しながら読み進めたい。

「顧客持株制度は、若しそれが完全に発達して、顧客のみを株主とする株式会社を発生せしめた場合には、同様に生成の道程を異にすれう消費組合である。即ちこれにあっては顧客、即ち利用者と出資者とが一致するものであり、相互主義に立脚する協同組合が成立することとなるのである」（増地, 1938: 170,下線部は引用者）と。

この指摘は、興味深いが、協同組合の人的性格、主体的契機が考慮されないで株式の所有からのみ考察している点で協同組合を考える場合には不適切な説明であり、具体的に「実現可能」な政策の提言はなかった（堀越,1992）との批判もある。

その、増地庸治郎が「利潤分配制」に言及したものが『賃金論』千倉書房（1943(昭和 18)年、以下、本書もしくは増地(1943)と略す）である。本書は、後に詳しく論ずる太平洋戦争後の 1951(昭和 26)年に経済安定本部労働室にて作成し、廃案となった「利潤分配法案要綱試案」の作成のために参照されている。また、この法案の中心的人物であった石井通則も自身の著書において（石井（1952）参照)、このことを語っている。

本書が刊行された 1943（昭和 18）年 3 月の時代背景としては、太平洋戦争の開戦（日本時間、1941（昭和 16）年 12 月 11 日）からすでに、1 年 4 ヶ月か経過していた。すでに戦況が厳しく、1 月にはニューギニヤで日本軍の玉砕、2 月には戦死・餓死者約 2 万 5 千人を出したガダルカナル島からの日本軍撤退。3 月には石油専売制、戦時行政特例法・戦時行政権特例法が、それぞれ公布され、三井銀行と第一銀行が合併されて帝国銀行が設立されるなど、統制経済体制が強化された時期である。また、大阪商業大学の名和統一教授ら 20 名が検挙されている。

以上のような、時代背景から本書の「序」では次のようにいっている。決戦体制下の現在においては、何よりも先ず、生産の増強や生産力の拡充を図らなければならない。軍需的受容に対して資材・動力・労働の供給は著しく制限されている。生産する上での障害はいたるところにでている。この障害をいち早く解消させて、さらにこの発生を進んで未然に防ぐことは、平和になったときのための生産活動に重要なことである。資材や動力を有効に使用することは大切である。しかし、その有効利用には限界がある。これに対して労力の利用については、まだまだ改善の余地が大きくある。労働者の心身を害することなしに、その労働効果を有効適切に発揮させることは、現在残されたほとんど唯一の生産増強策と言っても過言ではない。そのためには労働の報酬の意義を明らかにしなければならない。信賞必罰はあらゆる場合に必要不可欠だからである。怠惰な労働者と勤勉誠実な労働者も同じように扱っては公平を欠くことになる。そして続けて次のように述べる、

「報酬の方法として、勤勞顕功章の授與の如きは推稱すべきものである。しかしこれを全國多數の勞務者に及ぼすことは困難である。これに對して賃金による報酬方法は普遍的に採用することが可能であり、しかもその効果は直接且つ即時的である。ソ聯において一九三四年（1934（昭和 9）年である－引用者）以来複率出來高給制を採用して、生産增強に成功したといふ事實がこゝに想起せられる。このやうな意味において、賃金の算定法、すなわち賃金形態の適否が現下の生産增強の解決に對する最も重要な

鍵の一つであることは明白である」（増地, 1943: 序 2）

以上のように本書の執筆計画を述べている。本書は次のような構成である。

第 1 章　賃金及び賃金形態
第 2 章　日給制
第 3 章　出來高給制
第 4 章　利潤分配制
第 5 章　タウン分益制
第 6 章　ハルシー割増制
第 7 章　ローワン割増制
第 8 章　テーラー差別的出來高給制
第 9 章　ガント賞與制
第 10 章　エマースン能率賞與制
第 11 章　點數賃金制
第 12 章　集團賃金制
第 13 章　計測日給制
第 14 章　年俸制
第 15 章　結び
附録　（一）工場、鑛山に於ける賃金形態、（二）賃金統制法規

戦時下の制約にもかかわらず､最新の欧米の賃金制度を調査研究していることがわかる。このうち、利潤分配制に関するものは第 4 章以降である。特に 4 章と 5 章がその核となるものである。ここでは第 4 章について言及しよう。第 4 章し次のような項目立てがある。１．利潤分配制の発達、２．英國における利潤分配制の近況、３．アメリカにおける利潤分配制の近況、４．利潤分配制度の近況である。本書が示していることは、先に示した経済安定本部の法案だけではなく、日本生産性本部が太平洋戦争の戦後にアメリカやドイツの「利潤分配制」の研究を行っているが、その先行をなしている研究でもある。

増地庸治郎は、先に見た大塚一朗京都帝国大学教授の著書（大塚,1938）を先行研究として挙げている。そして。フランスに始まる Profit-Sharing ＝「利潤分配制」の歴史につ

いて語っている。フーリエの生産共同組合の大計画を促進するための「利潤分配制」、J.S ミルも注目したルクレールの協働組合の「利潤分配制」の実践。フランスにおける「利潤分配制」採用企業の栄枯盛衰、そして、ドイツやイギリスに与えた影響を語っている。（この詳細は次の「瀧本誠一」の部で論じる）ドイツでは社会主義者からの反対、労働組合の拒否、雇用主側に熱意がなかったことから、なかなか制度として根付かなかったことを明らかにしている。イギリスではフランスでの経験が J.S ミル、ジョン・ブライト、基督教社会主義等の注意をひいたことを述べる（増地,1943:69）。それによると、最初に協働組合運動と結びついたが、協働組合全体としては「利潤分配制度」を採用しなかった。むしろ、資本主義的経営において「利潤分配制度」を採用する企業が次第に増えていった。当初は炭鉱会社のストライキ防止のために実施されたが、さらなる賃金闘争があり制度を抛棄した。この事件以来、イギリスの雇用主が「利潤分配制」に興味を示さなかった。反対、無関心の態度をとっていたが、1889（明治 22）年頃から、ストライキ反対のために使われるということで公然と「利潤分配制」（Profit-Sharing）拒否していった経緯を明らかにしている（増地庸治郎,1943:70）。

増地庸治郎の貢献は、我が国の多くの学者は混同、または意識的に混淆させ、ともに「利潤分配」と訳されている Profit-Sharing と co-partnership の違いを明らかにしたことである。

「英國では屢々利潤分配制が copartnership と混同せられた。コーパートナーシップといふのは被傭者が雇傭會社の株式を有し、その代表者を重役に列せしめる制度であるが、これは一面労働者が株式を所有することによつて彼等の心理を變化せしめる者と考えられ、他面被傭者代表の重役に加はることが勞資の利害協調を圖る唯一の方法であると主張させられた。英國ではコーパートナーシップが一八九四年（1894（明治 27）年－引用者）に始めて出現した。即ち South Motropolitan Gas Company では一八八九（1889（明治 22）年－引用者）年から利潤分配制を採用したが、現金で分配することが却って浪費の弊害をもたらすことに鑑みて、一八九四（1894（明治 27）年－引用者）年以後は利潤分配制の半分を現金で支拂ひ、殘りの半分を会社の株式で支拂ふことにした。この方法が成功して以來、英國のガス會社の間には多くこれが採用せられた。なほ利潤分配制の比較的よく發達してゐるのは英國」（増地, 1943: 70,下線は引用者）であるという。

現金のみの支給である Profit-Sharing と株式で支払う co-partnership の違いを明確にしている。他の諸国でも「利潤分配制」は採用されているが、イギリスで特に発達したのは co-partnership の採用が大きいという。また、本書はアメリカでは一般的な利潤分配制よりも経営幹部に対する利潤分配制（managerial profit sharing）や従業者株制（employee stock ownership）の方が有利と考えられている状況を明らかにしている（増地庸治郎、1943:72）。

増地庸治郎がいうように、我が国の大正期の「利潤分配制」もそうであるが、過去 1 世紀の間にいろいろと提唱されて実施されてはいるが、創設者の希望が完全に達成されることなく道半ばで廃止されているものが少なくない。利潤分配制を生産能率増進の刺激剤として、もちいるのには限界があるという。利潤分配に参加する者が多い大経営においては「各個人の努力と利潤の間の關聯が甚だ薄いから、利潤分配の刺激力が小である」（増地庸治郎、1943:106）という。しかも、小企業にもおいても利益も、損失も共に効率であるから、失敗する確率も多いという。利潤が現実に分配する時期が遅く、回数が少なく分配額が僅少である場合は刺激剤としての効果を弱める。これならば、労使関係が必ずしも良好とはならない、と「利潤分配制」に関して憂慮している。

「結局利潤分配制のもつ最大の効果は被傭者の疾病・老年・失業その他のために財政上の安定を圖る資金を蓄積し得るといふことにあるであろう。隨つてその給與の方法も現金分配よりは、強制積み立てを可とすることになる」（増地, 1943: 107）

以上は、本稿の２章でも示した 19 世紀の社会主義者たちが主張していることを繰り返している。

「利潤分配制はその分配金額と勞働給付との間の關聯性が他の賃金形態として少ないが、参加者各個人に對する割當は各人の収得した平常の賃金額に比例するものが最も多く、それ以外も勤續年数・勤務成績などを併せて考慮に入れるものが大部分を占めてゐる點から見ても、この分配金が勞働給付に對する報酬であることはこれを認めなければならぬであろう」（増地, 1943: 107）

このように増地庸治郎の憂慮を逆手にとって、これを法律に則り大企業に適用させようとしたのが、太平洋戦争後の 1951（昭和 26）年に経済安定本部労働室にて作成された「利

潤分配法案要綱試案」だったのである。

４－２－４　慶應義塾大学人脈

－ J.S ミルを導きの糸として

世界情勢や実業界の反応から見て肯定的、批判的に分析－

はじめに

慶應義塾大学は 1858 年(安政 5)、中津藩士である福沢諭吉が藩命により、江戸築地の中津藩奥平家の中屋敷にひらいた蘭学塾「一小家塾」が起源である。福沢は 3 度の欧米訪問をへて、日本の近代化には西欧文明の導入が必要であり、そのためには英学をおこすことが急務であるとして、藩の意向からはしだいに離れて英学塾にあらためた。1868(慶応 4)年には士族ばかりではなく庶民に門戸をひらき、場所も芝にうつし、名称も当時の年号にちなみ慶応義塾とした。1871(明治 4)年に三田の現在地にうつったが、このとき組織を改編して学則を制定し、以後、学校の維持運営は入塾者の協力によっておこなわれ、晩年の福沢が義塾の精神としてしめした独立自尊の気風をはぐくんだ。1890（明治 23）年に理財（つまり経済）・法律・文学の 3 学科からなる大学部を設立し、1892（明治 25）年には幼稚舎を開設、初等教育から大学教育までの一貫教育制度をすでに確立している。1910(明治 43）年に文学科が創刊した雑誌「三田文学」は主幹である永井荷風らの耽美(たんび)的な作品を発表し、当時文壇の主流である自然主義に対抗するものとなった。また、1917 年(大正 6)年に北里柴三郎の参加をえて私学で最初の医学科をもうけた。

大学と関してはいたが法的には「専門学校」あつかいであったが、1920（大正 9）年に大学令による大学に昇格して文・経済・法・医学部をおき慶応義塾大学となる。1933 年(昭和 8)年に小泉信三が塾長に就任すると日吉(神奈川県横浜市)に学舎を建設する動きが本格化し、1944（昭和 19）年に藤原工業大学が寄付され、工学部も日吉構内に開設された。1949（昭和 24）年に新制大学に移行し、第 2 次世界大戦後アメリカ軍に接収された日吉の施設も返還された。その後、1957（昭和 32）年に商学部が新設されている（『エンカルタ総合百科事典』より、一部改変した)。

ここでは、慶應義塾大学が大学令で大学に昇格した頃の 1920 年代に教官である瀧本誠一、気賀勘重、堀江歸一と昭和初期の統制経済学者として活躍した向井鹿松の「利潤分配制」と「パートナーシップ」に関する研究成果を見ていくことにしたい。J.S ミルを導きの糸として世界情勢や実業界の反応から見て肯定的、批判的に「利潤分配制」を分析しているのが特徴といえる。

４－２－４－１　瀧本誠一（たきもと　せいいち）(1857 年生-1932 年没)
J．S ミル『経済学原理』の第五版を導きの糸ととした「利潤分配制－
－『勞働賃金制度の改良案　利益分配法』國文堂 1920(大正 9)年－

瀧本誠一は、慶應義塾大学の経済史研究家であった。まず、彼の生い立ち、経歴を見てみよう。以下、慶應義塾大学ウェブページを参照する。

瀧本誠一（1857（安政 4）年－ 1932（昭和 7）年）は、日本の社会科学が制度化される

前後に生きた学者であった。現在、瀧本は、経済史研究、特に日本経済史・日本経済思想史研究の第一世代として位置づけられ、またその編著『日本経済大典』全 54 巻などは、何世代にもわたって利用されづけるものである。しかし、瀧本は、そのような、現在の一般的評価を越える広がりをもった学者であり、それは、彼の時代の過渡的な一面を象徴するものでもあった。

第一に、瀧本の人生と学歴には、過渡期の特質がよく現れている。瀧本は、1857（安政 4）年に江戸麻布龍土町の宇和島藩邸で同藩藩士の子として生まれている。修学後には、学校教員、新聞記者、シェークスピアの翻訳者、雑誌発行者などの職を遍歴し、その間、千葉で開拓事業に従事したこともあった。このような経歴を経て、本格的に大学で教鞭を執るようになったのは、1914（大正 3）年に同志社大学教授に就任した時で、その時すでに 57 歳であった。その後、瀧本は、大正期の学者として、日本経済史を開拓する仕事を次々と行うが、その仕事の端々には、彼のそれまでの歩みが自ずから反映している。その一つとしては、武士として生まれた、最後の世代の学者という特色もあるかもしれない。『日本経済大典』の解題を通して見てみると、一面では、古典派自由主義経済学的な要素を、日本の経済思想に捜そうとしている面がありながら、他方では武士的教養に対する強固な信頼が流れている。

瀧本の学歴は、現代の基準から言えば極めて変則的なものであった。初学期に可成りの漢学教育を受けたことは想像に難くないが、近代学制に則った教育は宇和島郡立不棄学校のみであった。そこで、1874（明治 7）年から、中上川彦次郎や渡辺恒吉という慶応義塾出身者に英学を習ったことをもって、後の 1881（明治 14）年に慶応義塾卒業生の資格を与えられ、英語教員として和歌山市自修私学校に就職したのである。したがって、瀧本の経済学や経済史についての学識は、すべて、その後の、独学によって形成されたものと言ってよい。

瀧本の学問も、過渡期の姿を、よく現している。本人が執筆した履歴書によれば、瀧本が経済学に志したのは、1892（明治 25）年頃からであるが、その頃の、瀧本の関心は古典派経済学であったようである。しかし、明治の末年には、既に経済史を主要な課題としていた。しかも、彼の経済史研究は、ヨーロッパに関する著作もあるように、単に日本という枠に収まらない広い関心に基づくものであった。このような、彼の古典派から経済史への傾斜は、恐らく、海外に於ける、新歴史学派の展開や、それを慶応義塾に伝えたドロッパーズ（Droppers、 Garret）や福田徳三などからの間接的な刺激があったのではないかと

考えられる。また、明治経済社会の展開とともに、普遍的経済理論では解決できない問題が目に見えてきて、日本の社会を歴史的に考察する必要性が感じられてきたのかもしれない。ただし、瀧本の経済史への傾斜についての以上の見解は、推測に過ぎず、今後の研究を待たなければならない課題である。また、その課題は、日本における経済史学の誕生に一筋の光を当てるものともなるはずである。

以上のような、瀧本の経歴を踏まえて、その特質を整理するならば、第一には、良い意味でのディレッタンティズムあるいはアマチュアリズムとも呼べる広い関心と知識が基礎にある点だろう。彼は、学問は、「よき物も、悪しき物も一つに取込みて、入用に随って取り出す」乞食袋のようなものでなければならないと言っていたが、そのことは、彼の姿勢をよく示している。また、野村兼太郎によれば、瀧本は誰もが認める座談の名手でもあったというが、このことも彼の教養の性格を示している。第二の特質は、そのようなディレッタンティズムを一方で持ちながら、晩年のライフワークとなっていった仕事が、日本経済思想史や経済史に関する史料集の編纂という、極めてアカデミックな作業であった点である。その意味では、彼の史料集が、アカデミズムのためのアカデミズムではなく、ディレッタンティズムから必然的に生まれたアカデミズムであった点が銘記されるべきであろう。（http://project.lib.keio.ac.jp/bdke/psninfo.php?sPsnID=15.2009.10.23、一部年号の付け加えと、人名の表記を改編した。以下、同じ）

以上のように慶応義塾経済学部・慶応義塾経済学会は解説している。瀧本の著作の中で利潤分配制度に言及しているものに『勞働賃金制度の改良案　利益分配法』國文堂（1920（大正 9）年、以下、本書または瀧本（1920）と略す）という著作がある。

その中扉には次のような言葉が書かれている（下画像も参照）。

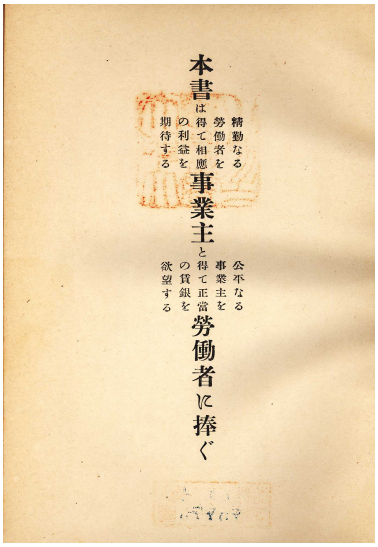

「本書は精勤なる勞働者を得て相應の利益を期待する事業主と公平なる事業主を得て正當の賃金を欲望する勞働者に捧ぐ」とある。

さらに、「小引」では次のようにいっている。

「利益分配法は歐米諸國に於て從來の實驗上餘り有望なものと認めて居らなかつたものである、然れども最近に及んで種々のほうめんよりその實行上の成績を示し、一時激烈に反對し居たる勞働組合すら段々之を賛成し、今や復學界並に実業界に於いて眞面目に之を研究する者續々輩出するに至ったのである」（瀧本, 1920: 1）

後で見るように当時、日本における 1918（大正 7）年から 1921（大正 10）年前後の「利潤分配制」実施企業の設立ブームにも起因している。その時代的背景から瀧本は続けていう。

「余は我國の現今の狀態に於いて此の利益分配法は歐米の先進國より比較的實行し易く且其の効果を収め易いと信ずるものである、是れ此の小冊子を公にして事業家及勞働者諸君の參考に供せんと欲する所以である」（瀧本, 1920 :小引 1-2）

瀧本によると、本書は 1919（大正 8）年に大阪市立大阪高等商業学校（大阪高商、現・大坂市立大学）発行の「商業及經濟研究」に掲載された論文を増補訂正されたものだという。本書の目次は以下のようになっている。

第 1 章　緒論
第 2 章　利益分配の目的
第 3 章　形式及名稱（めいしよう）
第 4 章　分配の方法
第 5 章　實行すべき事業の種類
第 6 章　實行に就いての用件
第 7 章　實行上の成績

第 8 章　失敗の實例
第 9 章　世論の反對
第 10 章　學説上の批評
第 11 章　立法上の干渉
第 12 章　結論
附録
附設

なお「附録」には、附録（一）としてフランスパリにおいて鉄道関係の印刷業を本業とし金融及び工業に関する業務をおこなっている「アンブリメレー・シアー株式會社利益配分規約」を、附録（二）としてフランスの海上保険、火災保険、生命保険の三種の保険業を営み 1850 年より利潤分配制を実施した「普通保険会社 Compagnie d'assurances Générales 扶助基金規約」を収録。附録（三）には「エディソン電燈會社利益分配法規約」を、附録（四）には、アメリカのコネチカット州ブリッヂボードにおいて当時、有力な材木会社であり十数年の間、損益分担法をおこなって成功しつつある「エー・ダブリユー・バリット會社損益分擔規約」を収録している。なお「附設」として、瀧本は「附録」にある利益分配（利潤分配）に関する規約としては欧米諸国で実施されている企業の一例を示したにすぎないということ。さらに、その規約は瀧本が見る所によれば「何れも甚だ不完全」（瀧本誠一、1920:189）なものであり、事業家の恩恵慈善的な要素が強い。また、いかにも専制的な制度になってしまっており、不快な感じを受ける。労働者にとっては悪感情しか受けない。忠実熱心に余計な働きを課されて、その結果、多少の割増金を恩恵的慈善的に頂戴するというのはばかばかしいことであるという。本書で論じた「利益分配（利潤分配）制」の趣旨からは外れているものばかりであるといっている。我が国は労働者の法的地位を改良することを主眼とした分配法をさかんに採用して欧米諸国をリードする「利益分配法（利潤分配）」を確立せよ、と主張している。

以下、簡単に本書の特徴と思える箇所を紹介していきたい。本書においても、利益分配法（利潤分配制）とは Profit-Sharing のことを意味している。本書では今日の経済組織、すなわち賃金制度化における労働問題解決の一つの方法であるとする。Heinrich Frommer、*Die Gewinnbetheiligung* を援用し、それは「事業主がその事業に由つて得たる利益の幾分かを前以て明確に約定したるある条件の下に勞働者へ配分する方法である」（瀧本誠一、

1920:1、傍点は瀧本）としている。事業主はその事業に使用するために労働者を雇う。普通に賃金を支払いその上で、年末若しくは半期ごとに損益決算期または毎月末において、あらかじめ約束してある一定の割増金を給与する。一見してボーナス制度とに似ているようであるが、普通のボーナス制度と性格は全く違っている。ボーナス制度はたいてい全く事業主の恩恵によって支給される。ボーナスの額や支払い方法、規定や約束もない。それに対し、利益分配制度（利潤分配制度）は、に不都合や不公平がないように、あらかじめ明確に規約を設けることである。生産手段の私有を全廃して賃金制度を全廃することが不可能な経済社会において、不完全ながらこの分配法を誠実に実行して、現在の賃金制度の欠陥を補修していく方法であるとする。また、一切の利益を事業主に独占することを怪しいと思わない旧派の経済学も現在の社会に適合しない極論でしかない。利益分配制度（利潤分配制度）は、全生産手段私有を全廃して賃金制度も全廃するものと一切の利益を事業主に独占させるものとの中間、中道を行こうとする折衷論であることを述べている（瀧本, 1920: 4）。

瀧本は時代の制約もあり、マルクスにおいても「利潤分配制」があることを知らない。また、19 世紀後半の社会主義の多くに「利潤分配制」があることも知らないようである。

「我々の考えでは「プロフィトシェアリング」は事業主に於いて誠心誠意を以て之を實行すれば今日に行はれ難き社會主義者の空想よりは、むしろ實際問題として、大いに研究の価値ある者と信ず」（瀧本, 1920: 4）

と、主張しているのである。

瀧本は利益分配法を研究している学者や実行者を紹介している。それは学者ではフォン・チューネン（von Thünen）、フロムメル（H.Frommer）、ベーメルト(V.Böhmert)、テーラー（S.Taylor）、ギルマン（N.P.Gilman）、ビールマー（Biermer）等を紹介し 1913（大正 2）年 5 月に 1867 年 7 月に発布された現行の会社法の追加案を紹介している。特に重要と思われるのは「労働者共營會社」(Sociétés Participation Onvrière)の設立推奨と資本株(actions de capital)と労働株(actions de travail)の創設が挙げられる。労働株は「（共有者は就寝または會社の定款で定められた最短期間で引き続き社員に限られるが-引用者）該會社に於いて賃金をうくる者の共有所有に属する」（瀧本,1920:113）であることを紹介している。しかし、瀧本の本書の結論部分は J. S ミルを援用するのである。瀧本は自覚はしていないが本稿

第 2 章でも明らかにしたように J. S ミルの社会主義であった。

結論部分は次のようにいう。欧米の失敗例や革命を主張する過激な社会主義者の多い欧米では資本家と労働者の妥協は革命の時期を遅らせる思想であるとしてなかなか前に進んでいない。比較して我が国ではこのような階級対立が少ないために実施し易いであろうとしている。利益分配法（利潤分配法）は、労働者の物質的改良のみを目的にするのではない。効果は労働者に自ら事業に対して責任感を強大にさせ、労働者が自ら共同経営に従事する資格を養成する教育機関でもある。しかし、それは企業、労働者とも短期的な利益にならないからなかなかやらない。したがって、労働者の地位が少し向上進歩するまでは、不完全ではあるが利益分配主義を実施して事業主と労働者の「協働」を円満にしていかねばならない。

「ジョン・スチユアート・ミルが數十年前に於いて通説に論及したる所である、茲にミルの言を抄録して本書の結論と為す」（瀧本, 1920: 146）

J. S ミル『経済学原理』の第五版、つまり本稿第 2 章で明らかにしたように「株式会社を基調とした利潤分配制度」＝ J. S ミルの社会主義論ではないが、J. S ミルのアソシエーション（association）論、「資本家と労働者の共同」、「労働者自身の共同経営論」を多くの紙面を割いて引用している。そして、ゼリグマンや 1885 年の工業報酬報告書を参照・援用して、次のような最終結論で本書を閉じている。

「ミルの意見は半世紀を經過したる今日に於いて尚極めて適切に當て嵌（はま）るべき卓見である、余は前に「プロフイト・シエアリング」は今日の經濟組織即ち所謂賃金制度の下に於ける勞働問題解決の一法であると云えり、蓋此の意味は利益分配法を以て勞働問題を解決する最後の最良法であると云へるにあらず、不完全なる今日の經濟組織（否寧ろ不完全なる人間社会の組織）に於いては資本家及事業主を排除したる眞正なる共同経営事業の成立は、事實不可能なるが故に、現在の弊害を一洗すべき救治手段としては、不完全ながら利益分配法に若くものなしと信ずるのである、即ちミルが Temporarily and in some cases と云えるは、正さに今日の場合を意味するのである、テーラー氏亦た曰く利益分配法は勞働者の最後の解決にあらず、眞の共同生産及勞働の解決に向かはんとする進路の一段階であると、皆ミルとその意見を同ふするものである」（瀧本, 1920: 150-151）

と。

４－２－４－２　気賀勘重（きがかんじゅう）（1873 年生-1944 年没）
－労働協約を強調した「利潤分配制」論－
－「利潤分配制度論」『三田学会雑誌』（慶應義塾大学三田学会）
1909(明治 42)年－

気賀勘重は、堀江帰一とならび慶応義塾出身者として、ドロッパーズ(Droppers、Garret)、ヴィッカーズ(Vickers、 Enock Howard)後の慶応義塾理財科を支えた経済学者である。1873（明治 6）年静岡県浜名郡都盛村(現浜名市)の農家三輪家で生まれ、同地の小学校・村塾で学び、スマイルズ(Smiles、 Samuel)の『自助論』などの影響も受ける。その後、19 才まで家業に従事し様々な農事改良に能力を発揮した。

1892（明治 25）年慶応義塾正科に入学、1895（明治 28）年同文学科を卒業し慶応義塾普通部教員に就職、また、卒業後に浜名湖畔気賀町の素封家気賀家の養子となる。1898（明治 31）年には理財科教務主任、さらに 1899（明治 32）年から 1903（明治 36）年には慶応義塾派遣の第一期留学生としてドイツのゲチンゲン大学、ライプチヒ大学、ベルリン大学で研究、歴史学派経済学者カール・ビュッヒャー(Bucher、 Karl)、歴史学派財政学者グスタフ・コーン(Cohn、 Gustav)らに師事し、論文“Das Bankwesen Japans”(『日本の銀行制度』)にて博士学位を取得した。

帰国後は、慶応義塾大学部にて没するまで「経済原論」、「経済政策」関係の講義を担当し、また、留学中にコーンやビュッヒャーより推められていたオイゲン・フィリッポビ

ッチ(Philippovich、 Eugen von)の研究を帰国後に具体化し、同人の主著“Grundriss der Politishen Oekonomie”(『政治経済学綱要』)を翻訳・解説した『フィロッポビッチ氏経済原論』全二巻を 1903 年に、『フィロッポビッチ氏経済政策』全四巻を 1909（明治 42）年に刊行した。気賀は、その留学経験に基づき日本にドイツ歴史学派経済学を導入した一人と言えるが、同時に、フィリッポビッチの紹介を通じて、慶応義塾や日本の経済学にオーストリア学派の影響を注入したものとしても注目に値する。

生涯を通じて気賀の経済学についての言及は多岐に及ぶが、若き日の農村生活経験の故か、最も関心を抱いたのは農業問題であり、とりわけ大正末年からの小作争議の激増については経済学的にその必然性を論じている。気賀の考察は、一方では農産物価格問題の研究に向かったが、同時に地代・地租の問題をも摘出し、「小作問題と地主の責任」などの論説で、地代・地租の軽減論を先導した。

気賀は、同時期の堀江帰一と比較すると学風は丹念かつ地味であり、また性格も温厚で派手な所が少なかったが、ドイツ・オーストリア系経済学の導入や農業問題の経済学的考察に関しては少なからぬ影響を残した学者であった。

（http://project.lib.keio.ac.jp/bdke/psninfo.php?sPsnID=9.2009.10．22）

このような経歴を持つ気賀勘重は 1909（明治 42）年、慶應義塾大学三田学会『三田学会雑誌』第 1 巻第 3 号に「利潤分配制度論」（以下、気賀(1909)と略す）という論文を発表している。

1909（明治 42）年の時代的背景としては、前年の 1908（明治 41）年に荒畑寒村らの赤旗事件があり、社会主義に対する取り締まりが強化されている。同年には、三井合名会社の設立、内務大臣に新聞の発売頒布禁止権を与えた「新聞紙法」の公布、伊藤博文がハルビンで暗殺された年である。

気賀勘重(1909)によると、「産業革命」以来、生産組織が一変され労働者と企業家の地位は隔絶した。次第に妬みや軋轢が多くなっているのに学者や経世家はなんの対策もしていない。しかし、彼らは全く対策をしていなかったわけではない。企業家対労働者の問題解決に関しての思想家や実際家が立案した実験的手段方法は少なくはない。その実験手段の長所と短所を精査して、長所の部分は実施促進を図ると共に、短所の部分の弊害を克服して実施促進していくべきであるという。そして次のようにいう、

「資本勞働調和の策として爾來既に久しく一部の理論家及び實際家の渇仰(かつごう)を博し、我社

會に於ける世人の同情亦決して少なからざる利潤分配制の制度に關して、吾人が此に少しく其性質及び効果を序説し、其當否と利害とを論述せんとするものは畢竟(ひつきよう)有志家の此採長捨短の一端に資せんとするに外ならざり」（気賀, 1909: 322）

このように、気賀が企業家対労働者の対決を解決する手段として「利潤分配制」を取り上げた理由を述べているのである。

気賀は「利潤分配制」の性質として、企業家と直接該当企業の危険を分担し、「多数人聯合」（気賀, 1909: 322）して資本または資本と労力を提供して利益損失の責任を共にし、企業を設立し経営し、その利潤を参加企業家に分配する制度とは違うことを強調している。したがって、株式会社の利益配当や各種組合員（つまり「出資者」＝「社員」の人であり、association のことである）に対する組合事業の利潤分配とは異なるとの強調するのである。この気賀のいう「利潤分配」に参加する者とは、企業家が使役している使用人である。それは、高級、下級を問わず広く事務員、労働者を企業の利潤分配に参加させることである。さらに気賀はいう、

「企業家の職分なき被傭者をして企業利潤の一部分を習得するを得せしむる一種の勞銀制度に外ならずして、此制度に據るときは被雇傭者は給料、日給其他の勞銀として平日企業家より給與せらるゝ通常の勞銀の外に尚ほ企業家の利潤中より一種の報酬を享受すること為り、而して其享受す可き勞働契約の性質を有する一種の規定に依りて律せらるゝものなり」（気賀, 1909: 323）

明確に「利潤分配制」は労働契約であり、企業主が恩恵的に労働者へ与えるものではないことを語っている。気賀においても、「利潤分配制度」とはイギリスでいう Profit-Sharing、ドイツでいう Gewinnbetheiligung、フランスでいう Participation aux bénéfices である。

気賀は、この制度化における各種の使用人は組合員になるのだという。気賀は原語文を示していないが、組合員＝ association であることは明確である。資本主義的アソシエーション（資本家と経営者の連合）に労働者を組み入れるのである。したがって、「此制度は世間普通に見る所の各種の奬勵(しようれい)金制度即ち勉勵賞、賞與、節約賞與等の制度とも亦全く性質を異にせり」（気賀, 1909: 325）ということを確認している。

また、気賀は「利潤分配制」がアメリカやイギリスで行われている被雇傭者の収入が企

業利潤の多寡と直接関連して支払われる「伸縮（スライディングスケール）賃金」とは全く性質が違うことを述べ、伸縮賃金＝利潤分配制を述べる学者を批判している。利潤分配制度は期末賞与金や賞与（ボーナス）ではない。欧米人が賞与金に対するイメージは祝儀や、心付け、または進物を意味する Gratuity または Gratifikation という語をもちいる。したがって賞与＝利潤分配制ではない。

「我國に於ける一部企業家の實行せる所謂利潤分配なるものも性質上此種の贈與に屬するもの甚だ多き如し。さはれ、此種の賞與金にして其の贈與額の割合が營業成績の良否如何に論なく豫め一定され、復た企業家の任意に取捨さるゝことなく被雇傭者の權利として賦與せらるゝ時は其賞與金は即ち純粹の利潤分配たるに至るなり。又以て所謂利潤分配制となるものゝ一般の性質を窺ふに足らん」（気賀, 1909: 328）

当時、我が国で実行されている一部「利潤分配制度」らしきものは「贈与」か、恩恵的な「賞与」でしかない。労働者としての「権利」である「利潤分配制」ではないという意味である。利潤分配制度の真の「目的」は企業組織に基づく現行の賃金制度の欠点を補い企業家と労働者の利益と調和を図ることである。そして、気賀は最後にこの論文を次のように閉じている。

「普通一定の勞銀以外に更に企業の好成績に際して企業利潤の分配に參與するを得るは勞働者に取り一大利益たると勿論なると共に、又企業家より此を觀れば、斯制は勞働者を其支配下に保持するを得せしむるの利益あり、作業に對する勞働者の注意勉勵（べんれい）即ち操業上の勤勉、材料消費上の注意節約、機械取扱上の注意等は企業利潤に影響を及ぼし、從て又勞働者自身の所得に影響を及ぼす可きが故に勞働者は自己の利益に驅られて自發的に其業務に細心勉勵（べんれい）するに至るの利益ある可きなり」（気賀, 1909: 338）

４－４－２－３　堀江歸一（ほりえきいち）（1876 年生-1927 年没）

－国家資本主義者、公有主義者としての「利潤分配制」批判－

－「利益分配制度を論ず（一）－（三）」『三田学会雑誌』第 14 巻第 4 号－第 6 号（1920（大正 9）年）－

次に、慶応人脈での「利潤分配制」を様々な資料を用いて批判した論者を見ていくことにしよう。三島憲之によると堀江歸一は 1876（明治 9）年、東京に生まれている。慶応幼稚舎から慶応義塾に学んだ「生粋の三田ッ子」（いわゆる慶応ボーイ）で、1896（明治 29）年、慶応義塾大学部理財科を卒業。その後、三井銀行を経て、時事新報に入社、主に経済関係の論説を担当する。在学中より、その英才ぶりは広く知られ、17 歳にして邦訳を手引きにアダム・スミス（Smith、 Adam）の『国富論』を読んでいたという。また、時事新報入社後はその驚異的な読書量が同僚の驚嘆の的となり、福沢諭吉にも注目されて「時事新報を背負って立て」と直々にいわれたとの逸話も残っている。1899（明治 32）年、慶応義塾大学部が派遣する最初の海外留学生に選ばれ、ハーバード大学に留学、翌年にはロンドン大学に、さらにつぎの年にはベルリン大学に学ぶ。1902（明治 35）年に帰国すると大学部の教壇に立ち、「銀行論」を担当、翌年からはそれに加えて「貨幣論」、「財政論」を講ずる。1908（明治 41）年に理財科主任となって以降、一時、堀切善兵衛が主任となった時期を除いて事実上の学部長を務め、1926（昭和元年）年に気賀勘重へとバトンタッチするまでの間、実に二十年近くにわたって理財科・経済学部の指導的な地位にあり、その教育・研究の確立に努めた（この間、時事新報の記者も兼務していたが、1909（明治 42）

年に退社)。また、社会・政治運動にも積極的に参加し、鈴木文治の友愛会を支援し、安部磯雄、吉野作造らと社会民衆党の成立にも尽力した。1927（昭和 2）年、京都市の岡崎公会堂における公演中に倒れ、一週間後に亡くなっている。

アカデミズム、ジャーナリズム、社会・政治運動と多方面に活躍した堀江は、膨大な著作、論説を残しており、その精力的な執筆活動は『堀江帰一全集』(全 10 巻)にまとめられている。留学から帰国した堀江は『時事新報』をはじめとして論壇に華々しく登場したが、そのときの彼はかなり徹底した経済的自由主義の立場に立っていた。当時の堀江の思想を象徴する有名なエピソードとして、河上肇と講演をともにした際、保護主義を主張していた河上を向こうに回し、「行燈の火影暗き古昔はいざ知らず、電灯燦として輝く今日の世界に、保護主義の幽霊が再び現はるるとは奇怪至極である。速に退散せよ」と卓をたたいて叫んだという話が残っている。しかし、堀江は日露戦争後より社会問題への関心を持ち始めたようで、1910（明治 43）年、再び欧米留学に出発したが、この時の研究対象は主として救貧法、工場法、イギリスの社会問題などであり、実際にしばしば救貧院の見学を行い、ドイツでは新歴史学派経済学の代表的な経済学者であるブレンターノ(Brentano、 Ludwig Joseph)を訪問している。そして、堀江は帰国後、直ちに「最近社会問題」の講座を開設して自ら担当するようになった。なお、これ以降の堀江の思想は彼の講演の演題から「国家資本主義」と称されることが多い。堀江自身の言葉によると、これは「社会主義の部分的実行」のこととされているが、その内実は市場機構を維持しつつも、労働者の経営参加を通じた諸産業の民主的なコントロールを行う、いわゆる産業民主主義を達成することを目的とした混合経済体制の採用を求めるものといってよい。こうした立場から堀江は、公益事業を中心とする主要産業の公有・国有化、地主・小作人間の分配の公正、国民生活に重要な関係のある物資に対する最高価格の公定制、労働権の確立、国民養老年金制度の制定などを主張した。

(http://project.lib.keio.ac.jp/bdke/psninfo.php?sPsnID=22.2009.11.13)

さて、こうした「国家資本主義」、「公有・国有化」主義者としての立場から「利潤分配制」を詳細に検討して、批判を加えたのが 1920(大正 9)年に発表された、「利益分配制度を論ず（一）－（三)」『三田学会雑誌』第 14 巻第 4 号－第 6 号（以下、堀江（1920a)、(1920b)、(1920c)と略す）である。繰り返すが 1920(大正 9)年、前後の年は、「利潤分配制」の論議が最高潮に達していた時期である。この時期において詳細に検討された「利潤分配制」批判論文は大変に興味深い。堀江歸一はまず、profit-sharing としての「利潤分配

制＝利益分配制」について次のように述べている。

「正當の意義に於いて利益分配制度と稱す可きは傭者が其使役する勞働者に對して、正規の賃金を支拂ひたる上に、更に或る標準に據て、賃金以外の支拂を為すものに外ならず。而して此賃金以外に於ける支拂は傭者が營業上現實に利益を收得したる場合に限つて、行はるゝが故に、利益分配制度の下に於いては、勞働者をして自ら事業主の利益に參加せしむるに至る可く、又彼等に配分せらるゝ金額は豫め定まれる標準に從ひ、事業主の利益の增減するに隨(したが)つて高低するを常とす可し」（堀江, 1920a: 1-2）

このように、堀江歸一は profit-sharing としての「利潤分配制＝利益分配制」を定義づけている。また、利益全体を分配する「一般的利益分配制度」と業務をいくつかの区画に分けて区画ごとに分配する「区画的利益分配制度」があることを説明している。そして、賞与金（ボーナス）や割増賃金とは別物であることも、忘れずに付け加えて説明がなされている。さらに、単なる「従業員持株制度」と違うことも述べている。

堀江によると利益分配制の目的は、労働者の能率を増進させようとする資本家的な利己心と労働者に対して社会的な公正を維持させようとする公共的精神にあるとしている（堀江歸一、1920a:4）。しかし、それを行うためには根本的な原則が必要である。第 1 に、雇用主は労働者に利益を分配すると共に、正常に賃金も支払うこと。第 2 には、利潤を分配するためには相当の高額を用意しなければならない。第 3 に、分配される利益の割合を予め正確に決めておかねばならない。しかし、我が国が当事、実施している利益分配を見てもわかるように名目的には整っているようには見えるが実際は根本原則が守られていないことを指摘している。さらに、利益があるときはいいが、利益のない時には労働者も損失を補填される危険性がある。また、事務仕事と違って、職工の仕事は離職や移動も多い、この場合には次のようなことが考えられる。

「利益分配制度を利用して、勞働者の勤續を勸奬する為めに行はるゝは、利益分配金の交付を或る期間後に延長し、其期間前に工場を去る勞働者には、分配金を交付せざることゝするの方法是なり」（堀江, 1920a: 15）

このようになっては多数の労働者が利益分配金を犠牲にして仕事をすることになってし

まう。アメリカ合衆国のような多数の外国移民を抱えているような国ではこの危険性が大きい。したがって、1916（大正 5）年 7 月には「利益分配制度法」において、従業員は純益金を分配され、いったん会社内に蓄積された後、会社を辞めたとしても 7 年を経過すれば自由に各自の蓄積金を自由に引き出せることにした。

雇傭者が労働者に対して長期の勤続を希望することはよいことである。それを実現させるために割増金や賞與（ボーナス）などの奨励手段を施すこともよい。しかし、「利益分配」を利用し一方的に利益を分配することを理由にして、月々に支払うべき賃金を正常の率よりも低くしてはならない。また、賃金の代償ともいうべき利益分配金を労働者が離職したことによって没収することはあってはならない。また、没収という恐怖感を労働者に植え付けて、永く今の仕事に縛り付けさせたり、労働時間を長くさせるような、労働者の自由を奪うようなことをしてはならないと堀江は主張する。実際、堀江の主張には当時の我が国で実施されていた企業の問題点を挙げているとも推察できる。

「隨(したが)つて此自由を束縛し勞働者をして自己の好む時に、又自己の經濟的狀況を改善するを得る時に、傭者に對する關係を斷絶をするを得ざらしむるの規定や、制度の如きは、總て社會上に於いて、希望す可き所に非ず。勞働者の能率を上申せしむる目的を以て、利益分配制度の行はるゝときには、大なる過誤を生ぜず、寧ろ其目的を達するの効果ありと雖も、勞働者の勤續を奬勵する目的を以て、行はるゝ利益分配制度に至つては、其附帶の條件を通じて、勞働者を壓迫するの恐れあり、然も此附帶の條件が勤續奬勵の要點たるの一事は吾人の看過す可らざる所なりとす」（堀江, 1920a: 17）

このように、「利益分配＝利潤分配」制度の使い方を誤ると労働者の解放どころか労働者への圧迫と恐怖感を植え付けるのみであることを忠告している。

堀江喜一は従業員持ち株制に対しても苦言を呈している。「利益分配制度」を実行する方法として、株式会社が使用する労働者に対して会社の株式を売却したり与えたりする制度がある。これは労働者を株主にしようとする制度であり、株主配当金の形で利益を分配させる。しかし、この制度のほとんどは労働運動の自由を拘束させようとするものである。また、労働者にとって株主の所有は必ずしも常に利益を分配されるものとは限らない。却って損失をも負担させられることになる。また、労働者内部にも裕福な資本家として転換する者もいれば、たんに低賃金に悩む労働者にとどまるものも存在する。こうなると労働

者は分断されてしまうこととなる。

「結局（従業員持株制度の－引用者）利益分配制度の行はるゝが為めに、勞働者の團體運動を妨害し、勞働者の内に事業主と利害嚮背を共にする者を生ぜしめるにいたざるを得ず。是れ或は事業主の希望する所なる可しと雖も、團體の勢力に依て、勞働者の利益を發揚せんとする趣意に反するの大なるものとせざる可からず」
（堀江, 1920b: 46）

従業員持株制としての利益分配制度は産業平和をもたらす一助であることは確かである。オーストラリアでは一事この制度を取り入れて、サボタージュやストライキもなくなった。しかし、これは見かけだけであって産業平和が真にもたらされたわけではなかった。たんに労働争議を一掃するための武器として使われたにすぎなかった。こういう危険性が従業員持株制としての利益分配制度には十分にあると堀江は訴える。

さらに、堀江歸一はパートナーシップ制に対しても苦言を呈している。この方法は、特に事務員クラスの労働者に適用されている方法であると堀江は説明する。事務員クラスの労働者ならば、自らの業務の経営成績向上のために自分の才能を発揮しているし、一般の労働者と比較すれば高給取りであり社会的な地位も高い。この事務員クラスに「利益分配制」を取り入れることによりさらに彼等は自らの業務に熱意を示すことになるであろう。

そして、パートナーシップとしての「利益分配制度」の標本として、パリの会社例とアメリカの、マサチューセッツ州とコネチカット州の会社例を堀江は挙げている。そして、この制度は、

「新たに「産業組合株式（インダストリアル、パートナーシップ、ストック）」なる特殊の様式を發行して、之を從業者の俸給に依て分配するの仕組みにして、株式所有者が会社を去るか、又は死亡する場合には、会社は現金を以て、株式を買戻し、新たに之を他の從業者に交付するの規定なり」（堀江, 1920b: 50）

堀江はこのようにパートナーシップ制度を正確に把握して、論を進めている。そして、パリのルクレール商会などはこの利益分配の蓄積を利用し「養老年金」の財源にしていることも紹介している。さらに、「利潤分配制」の父であるルクレールの実践も忘れずに紹

介している。一見よいことずくめのように見えるが、そうではない、

「（partnership としての-引用者）利益分配制度は或いは能率を増進する方便として、利益を増進して、参加者に大なる利益金を分配する手段として、行はるゝものなること、明白の事實なるが、此制度の効果は利益分配に参加する者の地位と直接の關係あり、又参加する者の數の如きも、自ら影響するものなしとせず」（堀江, 1920b: 55）

このように、パートナーシップ制としての利益分配制は、ある程度社会的地位の高い者ではないと、その恩恵が受けられないことを堀江は語っている。昭和戦後の「ブルーカラーのフォワイトカラー化」という特徴がなく労働者階級が「社員」と「職工」という身分差別により分断されている時代の当然と言うべき理論的帰結である。また、この制度は大規模会社には向かないという。この制度に参加する者が多くなればなるほど、利益金と参加者の努力が微弱なものとなる。労働者の能率を増進させようとする当初の目的から次第に遠ざかっていくことになる。

「茲に於てか利益分配制をして充分の効果を奏せしむるには、之を高級（ハイ、）の團體（グループス）と小數（スモール、）の團體（グループ）とに適用するを以て、必要の條件とせざる可からず」（堀江, 1920b: 58）

したがって、下級の事務員はパートナーシップに参加させないようにしようとするのは必然である。こうなると、労働者全体を考えると「利益分配制」による仕事能率の増進や勤勉を刺激させる効果は発揮されることはないと堀江はいう。「利益分配制」を一歩進めた「勞資の共同組織」にしても同じである。そして、堀江は、最後に次のように述べる。

「利益分配制度即ち勞働者の能率を刺激し、能率の増進に依て生じたる利益の増加額を勞働者に分配せんとする制度には、從來世間多數の論者に依て、認められたるが如く種々の利益の伴うを疑はずと雖も、同時に利益分配制度の下に立つ勞働者をして他より分離せしめ、勞働者全體の進運を妨げ、變動の急劇なる事業に於いては、此制度は不景氣時代に於ける損失を償う為に、資本に効率の利子を與ふるの結果、賃金の低落を惹起するの恐れ在り、好景氣の時代に於いては、賃金の増加は利益分配制度に依るよりも、勞働組合の活動に依るを以て、捷徑（しようけい）（近道のこと-引用者）なりとす可く、

然も利益分配制度が平生勞働組合主義の發達若しくは勞働組合の活動に妨害を加ふるの一事は吾人の如き勞働組合主義を信奉する者の輕々に看過する能はさる所なりとす」（堀江, 1920c: 69,下線は引用者）

堀江歸一のこの指摘は、「利潤分配制度」が大いに提唱されていた時期に、痛烈な反論、批判となっている。確かに、総てが有効な批判になっているとは思いがたいが、「利潤分配制度」の利用方法を間違えると、堀江の批判点が浮かび上がってくる。つまり「労働団結権」がなく「資本家の都合により運用が左右」されるためである。そして、堀江の批判点を改善点として、後で詳述する太平洋戦争後の経済同友会案や経済安定本部「利潤分配制法案」が編纂されたように思われる。

４－２－４－４　向井鹿松（むかいしかまつ）（1888 年生-1979 年没）
－株式会社論に基づく「自律的企業」、「自律的経済」の構想者－
－『経営経済学総論』千倉書房（1929（昭和 4）年）－

慶応大学の人脈の中で、戦前の、いわゆる「統制経済」において「超株式会社論」を提唱したのが向井鹿松である。向井はこれまで明らかにしてきた人物たちの社会主義研究や「利潤分配制」の議論を踏まえて「超株式会社論」を展開している。大正期に活躍した人物ではないが、大正デモクラシーの息吹が感じられる人物として、ここでは簡単に触れておくことにしたい。

宮田純によると、向井鹿松は 1888（明治 21）年 3 月 6 日に愛媛県西宇和郡四ツ浜村において生を受けた。郷里の商業学校で勉学に励み、1909（明治 42）年 9 月に慶応義塾大学部理財科予科に入学する。卒業後、同塾理財科助手に採用され、1915（大正 4）年から 1917 年にかけて同塾商工学校と予科で兼任講師を歴任した。その後、1919（大正 8）年から 1922（大正 11 年）年に海外留学を行う。渡航先はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスであり、シカゴ大学、コロンビア大学、ロンドン・スクール・オブ・エコノミックス、ベルリン大学に於いて商業政策、取引所、商事経営学の研究に取り組んだ。留学時、ドイツでは経営経済学研究が活発化し始め、アメリカ経営学もその萌芽期にあった。したがって、向井は当時最新の研究分野についての輸入者となったのである。

帰国後の 1922（大正 11 年）年に慶応義塾大学教授に就任し、商事経営、商業政策、取引所論、経営経済学、貨幣銀行論、金融論特殊問題の講義を担当した。向井の専攻の中心は当初商業関係であったが、後に経営学も対象とし、また同時に、取引所論を中心とした商業・経済学研究を進展させた。『取引所の理論的研究』（1926（昭和元）年）、『配給市場組織』（1928（昭和 3）年）、『経営経済学総論』（1929（昭和 4）年）、『綜合取引所論』（1932（昭和 7）年）等はその代表的成果である。また、本稿の４－１－５－１で論じた同郷の先輩である瀧本誠一と共に『日本産業資料大系』十二巻（1926（昭和元）-1927（昭和 2）年）の編纂を行い、さらに、満州、シナ、イギリス、フランス、アメリカに渡航して経済事情視察を行い（1928（昭和 3）-1930（昭和 5）年）、当時の合理化気運を積極的に推進した。

以上の様に、向井は多彩な研究・教育活動を通して、商業・経営学という、当時における新分野の開拓者の一人となった。これらの研究活動の一環である総合取引所論研究が認められて、1934（昭和 9）年に慶応義塾大学から経済学博士の学位を授与されている。しかし、新学部（商学部）分離問題が起こると、これを契機として 1937（昭和 12）年に慶応義塾大学を退職し、名古屋商工会議所に移っている。

戦後、向井は官庁に入り、物価庁の部長職を経た後、東洋大学、中央大学、愛知学院大学、千葉商科大学、横浜商科大学に於いて再び教鞭をとる傍ら、日本商業学会会長、日本広告学会会長を歴任した。これらの要職に携わりつつ、1963（昭和 38）年に『流通総論―マーケティングの原理―』を公刊する。同書は向井が中央大学商学部で商業学を担当していたときのテキスト『近代商業論講義案』に手を加えたものであったが、版を重ね、商業学・流通論・マーケティング論を学ぶ学生や研究者にとって座右の書として大いに親し

まれ活用されることとなった。その後も、1964（昭和 39）年にヨーロッパ大陸、イギリス、アメリカを視察して戦後経済事情を研究する等、学究的知見を探求し続け、1966（昭和 41）年には勲二等瑞宝章を受章する。

向井鹿松の学問業績は概ね二つに大別されよう。一つは配給市場論であり、その学問的価値は、商業というこれまでの観念に並べて、「配給」という考え方を展開した事である。これは、生産者から消費者までの財貨の移転現象に注目する概念であり、戦時中などは「乏しい物資を、一定の割合でめいめいに渡すこと」として理解されていた「配給」の意味を、「商品が、供給者から需要者へ、法律的にまた物理的に、移転すること」と位置付け、戦後の「物流」という用語の導入を促した業績であった。

上記の論説に関連する名著『配給市場組織』については、「社会経済的立場に立って配給組織合理化を考察し、機能分離の原則を樹立し、そのすぐれた職能論は、以後わが国の商業経済学研究の一つの方法的基礎となり、他方精神的機能の集中に関する学説は、マーケティング（販売促進の意味での）理論と結びつくことによって、現代の市場分析、あるいは科学的配給技術の発展・展開への理論的端緒となった」と評価されている。

もう一つの学問業績は統制経済論である。向井の統制経済論は昭和 5 年の米・英・独視察や、独・英の「合理化運動」の実態に関する『産業の合理化』（昭和 6 年）公刊をベースに、又、W・ゾムバルト（Sombart、Werner）・E・シュマーレンバッハ（Schmalenbach、Eugen）・W・ラーテナウ（Rathenau、 Walther）を代表とするドイツ・オーストリアの学説・経済思想の影響下に展開された（柳澤治、2001）。その成果が 1933（昭和 8）年に刊行された『統制経済原理』（日本統制経済全集）である。

向井は、自由主義経済の後退と経済的拘束、国家的経済規制への移行を世界的傾向として認め、統制的経済を資本主義と社会主義の「中間」の「経済制度」として構想し、「一国民経済内に各種の原則を異にする経済制度を認めるも、国家の経済政策によって之を統一計画の下に統制せん」（『統制経済原理』）とする計画経済的統制経済を推奨した。ここでは多様な経済形式・経済制度の併存と、多様な統制手段の併用を重視し、それらを「一つの新しい意義ある経済に綜合総括」する必要性が説かれている。この様な主張は単なる政策的時論に止まらず、自由主義的資本主義経済の解体と独占の形成過程を認識し、それを現実の諸問題の局面と結びつけた点、又、現実認識の上に構想や政策思想を構築した点で重要である（柳澤治、2001）と指摘されている。尚、統制経済論を展開しつつ、1935（昭和 10）年以降に重要産業統制法の立案へ参加し、内閣調査局の専門委員への就任や大政

翼賛会事務局政策局経済政策部へ関係していた事蹟に鑑みれば、向井は戦前・戦時における日本の統制経済の現実に一貫して関与した人物として位置付けられる。

（http://project.lib.keio.ac.jp/bdke/psninfo.php?sPsnID=40,2009.11.21 一部改変した）

この向井鹿松が「利潤分配制」に言及した文献が 1929（昭和 4）年に出版された『經營經濟學總論』千倉書房（以下、向井（1929）または本書と略す）である。

本書の序で向井は題名は「経営経済学総論」としているが、その内容は経営経済の社会的発展を叙述したものであるといっている。それは、今日の資本主義企業、資本主義経済組織が将来どのような方向へ向かうのかを探求するものであると、語っている（向井鹿松、1929:序 1）。向井は、経営経済の発展法則として「社会化の二大法則」をあげている。

第 1 に分解作用である。それは、分離性、単独性、孤立性があるという。第 2 に融合作用である。それには、融合性、集合性、社会性がある。この二つの作用の連続性と深刻化が社会を発展させたのであり、現在の資本主義という経営形態もこれらの発展進化の一段階でしかない。現代資本主義企業やこれを基礎とする資本主義経済組織も現状に停滞することなく進化を続けていくものである。つまり、

> 「將來益々其の分解作用と融合作用を發展さして行くものと思はれるのである。かくして經營經濟の今後尚赴く所は必然的に企業の社會化、企業の自主化と云う經營形態の時代に至らざるを得ないと云ふ結論に達したのである。……尚産業組織がかかる發展傾向を辿つてゐる内に、その經營内部に活動する人々の行動は技術上の必然性から漸次に拘束的、機械的とならざるを得ない運命にあることを發見した。而してかかる機械化は單に經營内部に活動する人々のみでなく、尚各種經營相互の關係に及び、かくして社會經濟組織全般が絶えずこの統制的機械的組織の方向に向かつて行きつつあることを明らかにせんとしたのである」（向井, 1929: 序 2-3）

以上のような方法論で叙述されている本書全 14 章において、「利潤分配制」とその関連に言及した章は第 4 章「経営の進化」、第 5 章「企業の進化（事業の孤立性と集合性の展開）」、第 6 章「株式会社の経営（1）1、企業所有者と経営者の分離」、第 7 章「株式会社の経営（2）2、経営者及び従業員の心理的影響」、第 10 章「労働の企業資本参加（労働者の企業参加 1）」、第 11 章「労働の経営参加（労働者の企業参加 2）」そして第 12 章「超株

式会社と自主企業（特にラナウの思想に就いて）」である。

後述する早稲田大学の大野實雄の戦後研究であるフランスの「勞働者参加株式会社法」、「資本株」（Action-Capital）と「労働株」（Action-travail）の論理もすでに向井が先行して研究しているのである。さらに単なる profit-sharing としての「利潤分配制」だけではなく、イギリスで発達している利潤分配とともに労働者が事業にも参加する Co-partnership も言及しており（向井鹿松、1929:237）、さらに 1917（大正 6）年には Co-partnership Committee 制度が成立し内部関係事項についても労働者の投票権が付与された。

「從來此の Association は勞働と資本の Co-partnership を定義して
（一）勞働者が其産業に於ける標準賃金の外に尚其事業の最終利益又は生産上の節約より生ずる利益に對して分配に參與し、且つ
（二）勞働者が此の分配利益の全部又は一部を自ら雇用關係に立つ企業の資本に投下し、蓄積し、之によつて普通株主（労働株主ではない一般株主のことー引用者）と同一の權利及び責任を有することを云ふとしたるを、
一九一九年には此の外に更に左の用件を附加した。即ち
（三）勞働者は（ａ）資本株を獲得し、而して之によつて株主としての普通の權利及び責任を得、（ｂ）勞働者の Co-partnership Committee を組織して内部管理（Internal Management）に關し發言權を有すること、此の二つの方法によつて事業管理に對し或る参加權を獲得す可きことこれである」（向井, 1929: 238）

しかも、これは労働者が少数の株式を獲得させて満足してはならない。それでは、自己の運命が資本家の利害に左右される状況に変わりはない。つまり、労働者が単に株式を所有するだけでは労働問題の解決にはならない。利潤分配制度や単純な株式参加（Co-partnership）も労働問題は解決しない。単純な株式所有に満足せず、「管理の参加」までを要求する「Co-partnership　Association」という新しい労働者の權利要求を説明しているのである。

向井は、しかし、この「Co-partnership　Association」の要求だけでは満足しなかった。ラナウの「株主なき株式会社」論と「共同経済」論、さにに「自律経済」・「新経済」構想を土台としたマルクス主義的な社会論国有化論に対抗する理論を応用した「超株式会社論」を展開した。それが本書の第 12 章である。

ラナウの共同経済論はアメリカで 1932（昭和 7）年に出版されたバーリー、ミーンズの『近代株式会社と私的所有』（*The Modern Coporation and Private Property*、1932）に影響を与えているが、向井はゾンバルトに影響された東京商科大学の上田禎治郎の「（所有）出資と経営の分離論」とともにラナウの「（所有）出資と経営の分離論」にも影響されていた。これは、同じくラナウから影響を受けていたバリー、ミーンズよりも早かったことがわかるのである。しかし、柳澤(2008)によると、向井の「超株式会社」論における「自律的企業論」は重大な欠陥を有していたため気鋭の経済評論家であった小島精一によって厳しく批判されたという。小島は、株式会社における株主分散の傾向や、雇用重役の台頭、重役と株主の間の経営政策上の相違の発生について向井の認識を妥当とした。しかし、企業の自律化の現実性には疑念を示したという。つまり、第 1 に株式の分散は、比較的低い株式所有により全株主を統制する可能性を作り出し大財閥の会社統制権の把握を容易にさせ、ただ大財閥の支配権を拡大させるだけのものになること。第 2 に、雇用重役は向井のいうような自由、独立の存在ではなく、大財閥の中心的な指導者の手足の延長に過ぎない。大財閥に逆らってまで、自発的に社会奉仕的経営政策を実行するなととはとうてい考えられないこと。重役の報酬は直接・間接に企業の利潤に関連するから、彼等は結局利潤増大に熱中することになる(柳澤，2008: 52)、と批判したという。いずれにせよ、このような批判や論議を巻き起こしたが、当事の「統制経済学」や「革新官僚」および「日本改造計画」に影響を与えたのである。

４－２－５　早稲田大学人脈

－非マルクス主義を強調した「利潤分配」論－

はじめに

早稲田大学の前身は 1881（明治 14）のいわゆ「る明治 14 年の政変」で失脚した大隈重信が小野梓、高田早苗らの協力をえて 1882 年（明治 15）に開設した東京専門学校である。藩閥政治に批判的な大隈が政治経済学科・法学科などをおいて開校したことから、政府は学内の動静に注目した。その政府の関心への反発が権力からの学問の独立という理念と在野精神をつちかったといえる。

1883（明治 16）年から教鞭をとっていた坪内逍遥は、1890（明治 23）年に文学科ができると 1891（明治 24）年から雑誌「早稲田文学」の編集をはじめ、当時まだ低かった文学の地位の向上に貢献した。1902（明治 35）年に早稲田大学と改称した。1904（明治 37）年に多くの当時の私学がそうであったように「専門学校令による大学」となり、実学を重視する学風を反映して同年に商科、1909（明治 42）年には理工科を増設している。1920（大正 9）年には「大学令による大学」に昇格した。

大隈の死の翌年の 1923（大正 12）年、軍事研究団が発足した。これは軍部と密接な関係にあった教授青柳篤恒（あつつね）が、軍事思想を民間に浸透させようと指導したもので、大山郁夫や佐野学らの教師陣や学生の間からも抗議の声があがった。「早稲田を軍閥宣伝の具たらしむることに反対す」との決議も採択されたが、乱闘騒ぎをまねき、結局、軍事研究団は解散された。この早稲田軍研事件は、大学の軍国主義化に反対する姿勢をうちだ

すいっぽうで、大山、佐野らの解職が要求されるなど大学から社会主義思想が排除される契機にもなった。

神話を科学的にひもとき日本古代史に関する研究書をあらわした津田左右吉も、神国史観に反したとして天皇制国家の権力統制をうけ、1940 年(昭和 15)教授職をしりぞいた。津田の「古事記」「日本書紀」批判が高い評価をうけ、また、大山らが復職するのは第 2 次世界大戦後のことである（『エンカルタ総合百科事典』より、一部改変した)。

この早稲田大学においても大学令により大学に昇格した 1920(大正 9)年の前後に教員であった安部磯雄、林癸未夫と戦前裁判官として活躍し戦後法学部の教員となって「労働株」の論理を説いた大野實雄の「利潤分配制」とパートナーシップ論を見ていくことにしたい。

早稲田大学の特徴としては「非マルクス主義」としての「社会主義論」をより強調しているという特徴を持つ。

４－２－５－１　安部磯雄（あべいそお）（1865 年生-1949 年没）

－産業デモクラシーとしての「純益分配制＝利潤分配制」－

－「純益分配制度の確立－勞働者は産業界のデモクラシーを要求せよ」『改造』1919（大正 8）年 7 月増大号－

阿部恒久によると、安倍磯雄は戦前のキリスト教社会主義者で政治家である。1865(元治（げんじ）2 年)福岡藩士岡本権之丞（ごんのじょう）の次男に生まれる。同志社に学び、新島襄（にいじまじょう）より受洗を受ける。卒業後に岡山教会に赴任した。しだいに社会問題に関心をもち、1891 年（明治 24）から 95 年にかけてのアメリカ、イギリス、

ドイツ留学では、聖書の歴史を学ぶかたわら社会問題を考究し、その解決を社会主義にみいだすに至った。帰国後、岡山教会牧師、同志社教授を経て、1899(明治 32)年東京専門学校（早稲田大学の前身）教授に就任。また同年より『六合（りくごう）雑誌』の主筆となり、キリスト教社会主義を論じ、さらに社会主義研究会や社会民主党などの結成に重要な役割を果たした。日露戦争では非戦論を展開。このほか都市問題について旺盛な言論活動を行った。1905 年（明治 38）木下尚江（なおえ）らとキリスト教社会主義の雑誌『新紀元』を創刊した。1910（明治 43）年の大逆（たいぎゃく）事件後は第一線から退いたが、廃娼（はいしょう）運動、産児制限運動などに取り組み続けた。1924 年（大正 13）日本フェビアン協会を結成して社会主義運動を再開した。1926（昭和元）年に社会民衆党委員長に就任し、さらに早大教授を辞して 1928 年（昭和 3）の第 1 回普通選挙に立候補、当選（以後 4 回当選）。1932（昭和 7）年の同党分裂に際し、社会大衆党を結成して委員長に就任したが、1940（昭和 15）年反軍演説事件の斎藤隆夫（たかお）議員除名問題で離党、勤労国民党を結成したものの当局に禁止され、政界を引退した。第二次世界大戦後は日本社会党顧問を務めた。1949（昭和 24 年)に死去している。早稲田大学野球部の創立者としても知られる。また、安部磯雄は社会主義者として社会政策学会を批判している。なお、繰り返すが、先にも述べたが社会政策学会は、1898 年 7 月に金井延・戸水寛人らの執筆による「社会政策学会趣意書」を発表した（本稿本章の注３を参照のこと)。「趣意書」は自由放任主義および社会主義への反対を表明し、明確に資本主義の枠内での社会改良主義の立場を標榜したと同時にこの趣意書には、社会政策学会会員の片山潜らが 1898(明治 31)年に結成した社会主義研究会との違いを明確にするという意図も込められていた。1901（明治 34）年には、社会民主党の結党と即日禁止という状況を背景に、和田垣謙三・金井延・桑田熊蔵の連名による「弁明書」を公にして社会主義と社会政策の違いを強調して再度社会主義を批判し、社会主義勢力と同一視されることを拒否した（実際、8 時間労働制、児童労働の禁止、労働組合公認など、社会民主党の綱領と社会政策学会の提言には多くの共通項目があった)。実際、本稿第 3 章でも明らかにしたように「社会」という名称は政府当局からみれば危険思想であった。したがって、名称に「社会」を冠したこの学会は政府当局から危険視されたこともあり、一時は会員が警視庁のブラックリストに掲載されていたともいう。この弁明書は一方で自由放任主義の立場から社会政策に反対する田口卯吉と社会主義と社会政策が背馳しないことを主張する社会主義者・安部磯雄であったのである（日本百科事典)。

この安部磯雄が「利潤分配」に言及したのが、「純益分配制度の確立－勞働者は産業界のデモクラシーを要求せよ」『改造』1919（大正 8）年 7 月増大号（以下、本論文または、安倍（1919）と略す）である。繰り返すが 1919（大正 8）年は東京帝国大学と京都帝国大学の経済学部が法学部より独立し設置された年でもある。翌年の 1920（大正 9 年）の「大学令」に基づく大学になる前の早稲田大学教授として本論文は執筆されている。

本論文の節立ては「純益とは何ぞや」、「利益聾斷（ろうだん）（利益の独占）の疑義を除け」、「正當なる利益分配の標準」、「佛國に於ける利益分配の實例」となっている。以上のように本稿でこれまで明らかにしたように安部磯雄のいう「純益分配制」は「利潤分配制」と同義語であることがわかる。

安部磯雄は我が国の労働組織の改善が、労働法制の実施だけで達成されるものではなく、労働組合の完備と労働者自体の質の改善が先決事項であると主張していた。その労働組織の主要な部分を占める資本家対労働者の根本的な解決方法として「純益分配制度＝利潤分配制度」を提唱するのである。

「資本家對勞働者の紛争軋轢は多くの場合、或は總ての問題が利益分配に關するのである。而して此紛争を一掃するためには純益分配制度を確立しなければならなぬ。純益分に對して制度を設くるのは日本の勞働問題解決方法として最も適切な事であつて、政府も最近多少此方面に考慮して來たように思ふ」（安倍, 1919: 101 上段）

このように述べ、日本政府もこの時期に内務省の救済事業委員会が内務省に「利潤分配制度」の必要性を答申していることを紹介している。そして、これが政府の委員会だけではなく、社会の様々な方面から研究されていることも述べている。そこで、安部は「純益」とはどのような性質であるかを述べる。純益とは資本家が事業に要する一切の費用、いわゆる事業費を総収入から控除し、かつ資本に対する利子や積立金を引き去り、なお余った利益のことである、と説明する。日本の実業界では、この利益をどのように処分するかというと、概して資本家が独占している。勞働者に分配するとしても「賞與金」（ボーナス）として恩恵的に分配される。労働者に「純益」を取る権利はない。傭主の恩恵である以上、賞與の多い少ないという不満はいうことはできない。分配にも規則や、拘束もなく庸主の独断によるものである。したがって、

「若し利益分配の方法が政治上に於ける立憲制度の如く、一定の拘束の下に行はれて、資本家の投じたる事業費、資本金の利子、積立金の三者を控除したる全純益を公平なる方法に依り分配する時は、勞働者は満足して働き得ると同時に、其生活狀態の不安を除去する結果、從來縷々惱まされる資本家對抗運動の如きも其跡を絶つに至るのである」（安倍, 1919: 102 上段）

そして、この当事、配分額は少ないが利益分配主義は日本では多少は行われており、増田義一の「實業之日本社」が新たに、この主義を採用すると公表したことからも、今日でもこの制度は続いて実行している企業もある。それを一歩進めて一定の拘束をかけて公平に純益が分配されることになれば、労働者は資本家と同様に利益を受けることになるため不平が生まれる余地はない。したがって。労働者はストライキなどの手段に訴えることもなくなり、むしろ労働者側でも原料の節約や機械の取り扱いも丁寧になり自己の利益のため十分警戒して従業し、精励する結果、監督者もいらなくなるであろう、という。安部磯雄は本稿第 2 章で紹介したマルクス『労働者へのアンケート』（1880）でのアンケート内容と同じことをいっているのである。そして、安部は、この結果もたらされた利益は産業の発展の上ではきわめて莫大になるであろう、という。そして、次のようにいう、

「純益分配制度を我國の産業界に行ふには、恰も政治上に於いて立憲制度を布き國民の不平を除去したる如き官僚政治の奮發が、資本家の間に起こらねばならない」
（安倍, 1919: 102 下段）

つまり「政治的デモクラシー」から「経済デモクラシー」へのすすめである。社会主義者としての安部磯雄の真骨頂が発揮されている文章である。そして、そのためには資本家は襟を正して、労働者に対して資本家の独断的な態度を取らないよう、その疑いをも取り去る必要がある。資本家は会社の帳簿を労働者に公開して労働者を安心させなければならない。これをしなくては利益分配を行う意義はない。日本の資本家は、君主制度の旧思想が根強く残っており、帳簿の公開などは資本家としての威厳を損なうと考えがちである。産業界の発展とストライキの防止を願うのであれば、立憲的思想に基づく利益分配の思想を推し進めなければならない。利益の分配法としてはヨーロッパでもアメリカでも千差万別で一定していないが、次のような方法が適切である。すなわち、

「資本家に對する利子と勞働者の受くる賃金を對等に計算の基礎として分配率を決定する方法である。資本家は資本に對する利子であるが勞働者の賃金は人間に對する利子であつて之は素より對等のものでなければならぬ」（安倍, 1919 :103 上段）

しかし、今ひとつ考えなければならないことは会社に利益があったときはいいが、損失をしたときはどうするのか、労働者は資本家と共同責任の地位に立って、損失を負担できるかという問題である。その損失に耐えられないとすれば、この分配法は手落ちであり、これは一種の慈善、形式を変えた賞與制度（ボーナース制度）、恩恵主義に過ぎなくなる。いかに労働者が損失の負担に耐えられないからといって利益があるときだけただ分け前をもらうのは労働者の品位に関係してくる。労働者をかわいがって頭をなでるだけの恩恵主義は徳川時代の遺物でありデモクラシーではない。それは人民に対する最大の侮辱である。その解決案として次のようにいう、

「其缺陷を補ふ第二段の方法は利益分配の際に當つて、普通ならば現金で配當する處を其全額若しくは一部を渡さずに積み立て或一定の金額に達するを俟(まつ)つて其會社の株を買わせるのである。勞働者全部が等しく假令一株でも所有して株主となり總會に發言し得る事となれば利益を受くると共に損失をも負擔する譯になる、從つて勞働者の面目も保たれるのであるが、尠(すくなくとも)く共會社に三分の一位の勞働者にして株主たるものがある樣でなければならぬ、此方法が完全に實行さるれば資本家對抗のストライキ問題抔は決して起こる憂ひがなく資本家と勞働者との調和、今日の勞働問題は總て根本より解決せられるのである」（安倍, 1919: 103 下段-104 上段）

安部磯雄は原語を示していないが明らかにパートナーシップ（co-partnership）の説明を行っているのである。そして、最後に安部磯雄はパートナーシップの実践例としてフランスのゴダンのストーブ工場を紹介している。当初は全資本の三分の一程度が労働者の所有であったが、今ではほとんど全部労働者を株主としている。

「而してゴダンは死するに先つて一種の憲法を作り株券全部を會社の勞働者に賣り老人となつて退く者は若き勞働者に自家所有の株を譲る事、會社の株券は其會社に勤務す

る者以外に賣り渡すを嚴禁する事等を定めた。夫が為に該會社員は今日では全部勞働者であり且つ株主になって居る。これが産業界の所謂デモクラシーである。日本でも資本家は大に此點を考えねばならぬ」（安倍, 1919: 104 下段、下線は引用者）

しかし、日本ではこれを一気に実行しようとしても労働者側が準備不足である。したがって、はじめは利益分配を少しずつ実行して、次第に株に変えていく。このようにすれば 20 年ぐらいしたら、これを容易に達成できるだろうという。日本の資本家が慈善事業に資金を投じるよりも「先ず自家の會社工場經營に對し利益分配主義を實行して生産能力の增進と資本と勞働との根本問題を解決し一面最も手近な勞働者より救済することに努力」（安倍磯雄、1919:104 下段）しなければならない。これが我が国の労働組織の基礎をなす者であり、我が国の資本家に望む事であると安部磯雄は訴えるのである。

４－２－５－２　林癸未夫（はやしきみお）（1883 年生-1947 年没）
－非マルクス主義社会主義者としての「利潤分配制」論－
－『最近歐米勞働政策例纂　第二編　利潤分配制度』人同社出版, 1919（大正 8）年－

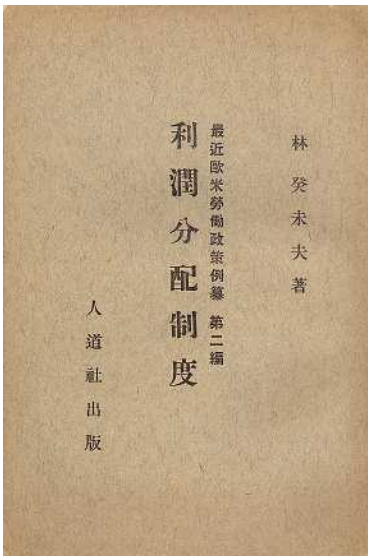

林癸未夫は岡山県出身、1883（明治 16）年に生まれている。古河鉱業にはいり、労働問題を調査し、欧米を視察している。1921（大正 10）年から母校の早稲田大学で「社会政策」

を教え、1923(大正 12)年教授に就任している。のち政治経済学部長、総長代理などをつとめた。1947（昭和 22 年）に死去した。旧姓は藤井。いわゆる国家社会主義者（国家の手によって社会主義（厳密には社会政策）の実現を図ろうとする思想ならびに運動を意味する。社会主義的色彩の濃い国家主義 statism の一種[*41]）として知られている。著作に『産業民主主義運動』（同人社書店、1922（大正 11）年)、『国際労働運動史』（早稲田大学出版部、1923（大正 12）年)、『工業経済政策』（巌松堂、1923（大正 12）年)、『西洋思想の日本化』（章華社、1932（昭和 7）年)、『国家社会主義原理』（章華社、1932（昭和 7）年。普及版、1937（昭和 12）年)、『国家社会主義と統制経済』（日本国家社会主義学盟、1932（昭和 7）年)、『国家社会主義論策』（章華社、1933 年)、『現代工業経済論』（巌松堂、1940（昭和 15）年）等がある。

林癸未夫が特に利潤分配制に言及した著書が『最近欧米勞働政策例纂　第二編　利潤分配制度』人同社出版（1919（大正 8）年、以下、林(1919)または本書と略す）である。

本書が出版された 1919（大正 8）年は、繰り返すが、東京帝国大学と京都帝国大学において、法学部から経済学部が独立した年である。また、河上肇の『社会問題研究』と『我等』紙の創刊。渋沢栄一らが「協調會」を設立し、機関誌『社会政策時報』も創刊されている。もちろん、前年の 1918（大正 7）年に「米騒動」、前々年の 1917（大正 6）年に「ロシア革命」があったことはいうまでもない。

以上のような歴史的背景の中で、本書は誕生している。本書は著者である林が当時数年間の間に苦心して集めた欧米の労働法規、官民の団体の調査報告、統計書類などを基礎として、内外の著作雑誌などに散見されている断片的ノートをこれに組み入れてながら「利潤分配制度」を論じたものだという（林,1919:序 1)。

本書によれば、当時は、国粋的な動きが強く輸入労働政策である「利潤分配制」に嫌悪感を覚える者も少なくなかったという。しかし、本書の「序」で次のようにいう

「余輩と雖必ずしも欧米の制度施設を準繩として我國の勞働問題を處理すべしと主張するものにあらず。欧米は欧米たり、日本は日本たり。吾人は徹頭徹尾日本を本位として考慮し畫策せざるべからざるや論なし。唯余は疑ふ、吾人は果たして論者の所謂我國故有の國情民族に信用し得るや如何。「労働運動に國境なし」との標語は今日にては最早一個の空言にあらず。國際勞働規約の成立は要するに勞働運動の世界化を立證せるものにあらずや。…中略…余は固より欧米を模倣せよとは言わず。然かしながら

之を模倣するも、せざるも勢は終に吾人を驅りて歐米に同化しめずんば休まざるなり。果たして然りとせば勞働問題に對する經驗に於いて一日の長ある歐米の制度施設を研鑽し、以て他山の石たらしむるの極めて緊要事たるを悟良するを得んなり」

（林, 1919: 序 4-5）

「利潤分配制」は西欧の理論であり「他山の石」（人の（外国の）つまらない行動、思想であるが、自分（日本）にも役立つことがある）という表現を使用している。だが、この理論を取り入れるべきであると主張しているのである。

本書は、林もいっているように欧米の労働法規、官民の団体の調査報告、統計書類を精査し、実証的に論じている。そこで、数少ない「利潤分配制度」と題する本書の全体像を示すために目次を見てみたい。見出しだけでその全体像がわかるようになっているためである。

（()内は引用者の解説）

第 1 章　總説

第 1 節　利潤分配の沿革

英國

佛國

其他歐洲諸國

（ドイツ、スイス、イタリー、オランダ、ベルギー、等である）

米國

第 2 節　利潤分配の眞義

國際組合會議の定義

利潤分配の四要件

傭主被傭主の規約

計算方法の豫定

1

第 2 節　實　例

第一例

第二例

第三例

分配額の基準

利潤處分

幸福增進基金

第 3 節　利潤分配の分類

準利潤分配制度

準利潤分配制度

似非（えせ）非利潤分配制度

第 2 章　純利潤分配制度

第 1 節　概　説

施行者

分配額の算定

被傭者の分配資格

被傭者の割當

支拂の方法

2

第 3 節　賞與金制度

諸例の一致點

賞與金の割合

顯著なる一實例

第四例
第五例
第六例
第七例
第 3 章　準利潤分配制度
第 1 節　概　説
施行者
分配額の算定
被傭者の分配資格
被傭者の割當
支拂の方法
第 2 節　實　例
第一例
第二例
第三例
第 4 章　似非非利潤分配制度
第 1 節　種　別
株式譲渡制度
賞與金制度
第 2 節　株式譲渡制度
本制度の目的
譲渡價格
奬勵附加金
被傭者の資格
被傭者の利得
統　計
第 5 章　利潤分配の効果
第 1 節　利潤分配の目的
利潤分配と經濟的効果
利潤分配と正義人道
利潤分配の四目的
第 2 節　勤續の奬勵
勤續の利益
勤續奬勵の實例
賃金と利潤分配との關係
他の勤續奬勵との優劣
賃金の昇給
臨時手當
勤續賞與
結　論
第 3 節　能率の増進
作業成績の計量
團體的奬勵金
瓦斯製造業
損失分檐の實例
損失分檐の反対論
結　論
ハツドレー氏の批評
第 4 節　經費の節約
節約の方法
不得策の場合
有効の場合
結　論
第 6 章　勞資協調策としての利潤分配制
利潤分配制の提唱
中島男爵の提案

マカツシー氏の主張

勞働組合の反抗

エメツト氏の無効論

シユロス氏の反對論

二個の非難點

利潤分配制と勞働条件

双務契約の締結

賃金と分配額の關係

溫情主義的利潤分配制

科学的利潤分配

資本家への警告

5

本書は、以上のように当時の欧米の学説、実施企業を実名[*42]で取り上げで詳細に分析しているのである。本書においても利潤分配制を（Profit Sharing）の意味で説明している。そして 1889（明治 22）年にパリにおいて開催された「國際組合會議（International Cooperative Congress）－林の訳語」において議決された定義を説明している。すなわち、雇用主と被雇用者との規約に基づいて、あらかじめ定められた計算方法により利潤額を基準としてその一部を被雇傭者の所得とする制度である、との規定である。したがって、第一に、雇用主が恩恵的に与える賞與金（ボーナス）、慰労金などは「利潤分配制」ではない。第二に、予定の計算方法で利潤の分配を行うのであるから被雇傭者へはその計算方法を、よく周知させること。第三に、分配金は利潤の額から算出されることから資本金と賃金総額、株主配当金と賃金総額を比較して、利潤の何％を分配するのかを定める。分配額の基準は必ず利潤によること。第四に、分配される金額は必ず利潤の一部との基準から、営業支出勘定に属する給付金などは、どのような美しい言葉をつけたとしても「利潤分配制」を実施するといってはならない、という國際組合會議での議決された定義を説明している。

以上をふまえて本書は利潤分配の分類として「純利潤分配制度」、「準利潤分配制度」および「似非（エセ）利潤分配制度」の３種類に分類している。まず、分配に参加すべき被傭者の種類を俸給者（Salaried Enployee）と勞働者（Wage Earner）に分類している。

本書では、より具体的に俸給者と勞働者の範囲はどの様なものかは示していない。俸給者とは経営者ならびに高級労働者を示し、勞働者は、現在いわれている一般労働者、さら

にパート労働者などの非正規雇傭労働者（勤続年数が一定に達しているもの）をも指すものと推察できる。この分類の上で、俸給者と労働者を含めて利潤が分配される制度を「純利潤分配制度」と呼び、俸給者のみに利潤が分配される制度を「準利潤分配制度」と呼ぶ。そして、利潤分配制の「一種變(変)態不完全なる利潤分配制度」（林, 1919 :13）として「似非（エセ）利潤分配制度」を挙げている。この制度は雇用者側に悪意はないが、特にアメリカの大工場が「利潤分配制度」の誤用として使用しているという。この制度は「株式譲渡制度」と「賞与金制度」である（林, 1919: 64）という。前者は被雇傭者に対して多少有利な条件をつけて相当の価格を徴して自社の株を取得させる方法（初期の ESOP のことであろう)、後者は、賞與（ボーナス）とはいっているが、その実際は給料または賃金の変形でしかないものである。本稿第 2 章でも論じたとおり、資本・株券＝所有を有名無実（ただ乗っ取り防止のために所有は生きる）にして、占有＝勤労者の権利を増大させたアソシエーション(association)を構築することが、本来の社会主義であった。労働者に株を提供しただけでは、労働者を株主＝所有者にするだけである。資本主義的な解決にしかほかならない。制度維持のために非正規雇用を大量に採用することになる。それは労資協調のパートナーシップでもなければ、社会主義でもはない。労働環境の改善とはなりえない。賞與、ボーナス制度はたんに給料、賃金の後払いにすぎない。林の「似非（エセ）利潤分配制度」に対して、このように説明することができよう。このような基準をもって本書は展開されているのである。

そして、本書は次のように閉じられている。

「今科學的見地より利潤分配制を議論せんと浴せば、余は先づマルクスの『剰餘価値説』に對する批判より出發せざるべからす。而して余の有する結論に到達するまでにはかなりに長き論理的過程を經由せざるべからす。…中略…現在歐米に行はるゝが如き姑息不徹底なる利潤分配制度は到底險惡なる資本と勞働との關係を協調するの手段たり得ざること明瞭なるが故に、茲には其總てを省略して已まんとす。唯最後に一言を添うべきは、現在歐米に行はるゝが如き姑息不徹底なる利潤分配制度は到底險惡なる資本と勞働との關係を協調するり手段たり得ざること明瞭なるが故に、傭主は先ず被傭主を目にするに勞働力の賣主を以てせずして勞務を出資する協力者を以てし、生産は資本と勞働との協同事業（パートナーシップ）たるの主義を確認し、之に依りて生じたる利潤は兩者の間に公平に分配するの方針を樹立するにあらざれば、勞資の協調得て期すべからざるのみ

ならず、却て資本家の為に最悪なる狀態の現出を促進するの結果を惹起するに至るべし。之れ余の哀心より現代の資本家に警告せんとする所なり」（林, 1919: 117-118, 上線,傍点とルビは著者。下線は引用者）と。

1919（大正 8）年には、まだマルクスの「利潤分配制」（『経済学批判要綱』）は公表されていない。本書は「利潤分配制」を労資協調のパートナーシップであることを確認し結んでいる。これはマルクスをも含めた 19 世紀後半の社会主義者の提言であることはいうまでもない。本書はまた、欧米諸国によって行われているパートナーシップが不徹底であり労資協調の手段となりえていないことを明らかにしている。そして、林は我が国においては、このパートナーシップを徹底して行おうと提言したのであった。

４－２－５－３　大野實雄（おおのじつお）（1905 年生-1995 年没）
－法学から見た「勞働株」の正当性と「利潤分配制」の必然性を説く－
－『勞働株の論理－將來の株式會社』巌松堂書店（昭和 25 年）－

戦後の研究者であるが本稿のある意味先行研究となると思えるのが大野實雄である。簡単に触れておくことにしたい。

大野實雄は、1905（明治 38）年長野県飯田市に生まれた。飯田中学から早稲田第二高等学院、同大学法学部仏法科を卒業している。1930（昭和 5）年に早稲田大学を卒業後は裁判

官となり、太平洋戦争終戦後の 1948(昭和 23)に至るまでその活躍を続けた。その後、引き続いて早稲田大学に教授として迎えられている。大野の法律学者としての専攻分野はひろく商事法、比較法の分野にわたっている。1950（昭和 25）年にフランスに留学、1964（昭和 39）年にローマに出張している。さらに、日仏法学会理事、日本図書館協会理事、日本海法学会、日本航空法学会理事、日本公証法学会理事長等を努めていた。なお、奥島孝康元総長は大野の弟子である。

（http://www.wul.waseda.ac.jp/PUBS/fumi/51/51-2.html.2009.11.5）

http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/1935/1/A03890546-00-051010001.pdf.2009.11.5）

この大野實雄の処女作が『勞働株の論理－將來の株式會社』巌松堂書店（1950(昭和 25)年、以下、本書または大野（1950）と略す）である。

本書は、法学の立場から、将来の株式会社を展望したものである。さまざまな事例を元に論を展開させ、さらにフーリエらの社会主義の紹介、フランスの会社法、民法などから本稿の一章でも検証した「利潤分配制に関する関連法案」を紹介しているのである。さらに、マルクスやケインズの理論も援用しながら論を進めている。

本書の「はしがき」において大野は次のようにいう、

「人間が考え出し、人間が育ててきた株式會社は、いつの間にか人間の手におえないような怪物となってしまったようだ」（大野, 1950: 1)

株主は年に一度か二度の株主総会に出たとしても会社の経営もわからなければ、なぜ株価が暴落したり配当があったりなかったりすることも本当はわからない。百貨店で買えるようになった株は、一般の商品とは違ってすぐに使用出来るわけでもない。それは資産としての価値である。株主は会社の従業員や労働者がうんと働いて自分の配当を多くしてくれるように願うが、自分も一緒に働こうなどとは思わない。労働者達も、いったい何時になったら生活を楽しめるような賃金がもらえるのかはわからない。そして、生活の全部を会社に捧げている。自分たちの立場を株主や重役や会社に金を貸す銀行などの立場から比較してみようという心のゆとりすらもない。株主にとっても、労働者にとっても、株式会社という者は永遠に神秘的な存在である。そして、今の形のままの姿で株式会社は長寿を保っていくように見える。しかし、「株式會社の形式としては、資本主義を超えて生き残

ると假定しても、その機構が今のままであつてよいだろうかすこぶる疑わしい」（大野實雄、1950:2)のであり、現行法の解釈から見ても、株主権の本質を債権と見るのが有力な学説の一つである。この学説から見れば、債権はいくら集まっても物権にはならないから、大株主が排他的な支配権を握り、「企業の所有者」として、労働者の参加を排除しようとするような経営権を独占するという考え方は疑いを持たなければならない。

「經營權と呼ばれるような權利が、いつたいぜんたいあるのかどうか、そして假りに經營權という權利があるとした場合に、それが労働權の概念から控除される概念であるかどうか、論證しなければならなくなつてくるのである。更に、勞働者は自分のものとしては、賃金請求權のほかにはいかなる請求權をも持てぬものかどうか、彼はその勞働によつて《創り出した株》をもつことが許されないのだろうか、ということも考えてみる必要がでてくる」（大野, 1950: 2,下線は引用者)

本書は以上のような問題点を明らかにして論を進めるのである。第 17 世紀の初めの 1602 年に設立されたオランダ東インド会社を始まりとする株式会社は当時（1950 年代）、日本だけでも数十万、アメリカにおいてはさらに多い数で普及している。最初の設立者たちの意図がどうであったかは別として、長寿を保ち続け、たぶん、資本主義を超えてさらに遠くまで、その形式を発展させていくことが予想できる、と大野はいう。

世界の国々は、株式会社にさまざまな法律の衣を着せ、経済学や社会学は学者の数と同じくらいの学説を立てて株式会社を分析したり批判したりした。株式会社を研究対象とした商法学者たちは枝葉末節的な学説を展開させてはいるが、その基本的な足場としてはしっかりと資本主義経済組織に固着させていった。したがって既成の商法典を解釈するだけの商法学は、資本家の代弁者である政治家や御用学者たちに支持された。

「資本家だけの都合のいいような政見や學説を創り出せた上、それを前衛として立法された非民主的な法典解釈の科學であると指摘し續けてきたのである」（大野, 1950: 5)

と既存の法学者を大野は断罪する。本当の意味の自由経済という者を経験することが出来なかった日本は、株式会社を含む商法典自体が、ヨーロッパ大陸の法制をほとんど何も考えずに輸入しただけのものであった。それは商習慣から肌感覚でつかみ取ったものでは

なかった。これらの法律の施行も諸外国と著しく遅れた 1899(明治 32)年という実に 19 世紀後半を出発点とするものであった。しかし、自体は一変した。太平洋戦争の敗戦により日本の資本主義的性格は著しく変化した。そして、株式会社法の改正がその契機となる。これはアメリカ法の導入であり、アメリカ法の受容が、はたして企業の民主化が美しく開化するかわからないがチャンスであると大野はいう。そして「どうしたら株式會社は「資本家のための」企業から、勞働者を含む「全員のため」そして又「全員による」「全員の」企業として民主的な蟬説を遂げうるか」(大野, 1950: 7)ということをいろいろな視点から研究していかねばならないと、大野はいう。

大野は、さらに日本が 1809 年の「フランス民法」1832 条の「會社とは二人以上の者が、あるものを出資し合い、會社から生ずる利益を分配することを企てる契約である」との定義、社員間の利益分配が会社の最終目的であることを明示してあるが、1899（明治 32）年に我が国が導入した「商法」には明記されなかったことを明らかにしている。市民社会の企業として株式会社の法制対象とされている限り、その究極の目的は株主への損益の分配である。しかし、企業が成立するためにはたんに貨幣資本の投下だけでは成立せず、必ず労働が加えられる。したがって、労働者へも利益が分配されないと筋が通らない。

株式会社のような資本と労働の結合する社会的集団は、いわば一種の運命共同団体である。しかし、運命共同団体でありながら、労働者は賃金で買われた商品であり、繁栄の時も利益の参加に得られず、解雇の危機にさらされる。そして資本家的な文化的生活を営むため高賃金を得るためには労働者は労働強化を強いられる。結果的には文化的生活を営むにはほど遠いものとなってしまうと大野はいう。この説明は本稿２章で明らかにした、J.S ミル、プルードン、マルクスの説明と同じである。

大野は、現在の小数の資本家に支配された株式会社から民主的な「新しい株式会社」の概念を構築する。それが、現行の「資本株」の概念に対抗・対立させる「労働株」の概念である。

「労働株」の概念は、決して大野の独創的な見解ではない。１９世紀後半のフランス社会主義やフランス企業の実践から導いたものであることは、本稿の第 1 章と 2 章で明らかにしたとおりである。「労働株」について、大野は次のように説明する。

「勞働株というのは普通に株式と呼ばれているところの資本株に對立する株式をいうのであつて、企業に對して貨幣資本を投じた者に資本株……以下商法上の株式を資本株

と呼ぶことにする……が與えられるのと同じように企業に勞働を投下する者に對しても賃金の外に株式の一種として與えようとするものが勞働株に外ならぬのである。何故かと言えば、資本と勞働とは共に企業の成立要素であり、これが結合して一箇の運命共同體としての企業を構成するものであるからには、この兩者が差別待遇を與えられるべきではないからであり、企業におけるこの兩者の役割から判斷すれば、むしろ勞働の役割の方が比重が重いからである」（大野, 1950: 55)

以上のように「労働株」と「資本株」の概念を区別し、「労働株」の学説の正当化のためには、労働賃金の問題との関係とにらみ合わせながら、賃金は労働の対価として正当に支払われているか、資本および労働に対する「利潤分配」はどのようにして決定されなければならないか、という労働の経営参加と経営権の所在が問題になると大野はいう。さらに、大野は、労働株とは「特定の株式會社に一年以上勤務する男女勞働者で滿二十一歳以上の者に企業や利潤の分配に参加させることを目的として與えられる」(大野, 1950: 56)もので、会社の単独名義で一通だけの記名式無額面株を与え、しかも、この株式は譲渡性がないものである、と説明する。これは 1917（大正 6）年 4 月 26 日に成立した「労働者参加株式会社に関する法律」である。この立法は、第一次世界大戦時に、フランス議会で活発な討議を経て法律になった者であり、レーニンの十月革命に先立って行われた画期的な立法であった(大野實雄、1950:56)、と大野は、その画期性を協調している。

労働株は生産共同会社とも違い、株式会社において資本株に対立する全く新しい株式を認めようとするものであるから、資本株と労働株が明確な形で対立する。この対立は出資の性質から生ずるものであり、対立が直ちに階級闘争を意味しない。神秘化された株式会社の内部の内幕をさらしつつ、労使関係のよりよき発展を企画しようとするものであるから、仮に利害対立があったとしても建設的な対立である、としている。

株式会社における「利潤分配制」を考えるにあたり大野は「労働株」だけではなく「資本株」も「生産手段の所有を意味しない」と断言する。「資本株」は株式会社という独立した法人格の下に「貨幣資本を投じて利潤の分配に参加する」という市民法の約束の下に資本として参加しているにすぎない。株式会社の解散請求権の時でも資本の返還ではなく、会社が解散によって変形された利潤分配の形でしかないという。

「資本株主は通例生産手段の所有者として理解されているが、生産手段の眞の所有者は

株主とは全く別箇の範疇たる株式會社そのものであつて、株主は如何なる意味ににおいても生産手段の所有者ではない。株式は會社財産の共有持分、法律的な表現を用いれば物權的な性質をもつものではなく、利潤分配の請求權という債権的な性質を持つものである」（大野, 1950: 58-59,下線は引用者)

したがって、「資本株」も「労働株」も資本参加ではなく、「利潤分配」を請求する權利である。つまり、金銭投下の「資本株」よりも労働投下の「労働株」の方に次第次第により重きが置かれることになるのは必然である。

「労働株」の前にも「利潤分配制度」は存在した。しかし「勞働株に先行した利潤分配制度が永續性を持ち得なかった理由の大半は、科學的な根據よりも感情的な要素が濃厚であつた為めに、慈悲深き雇主の一生と運命を共にしたからである。株式会社は法的には資本株主の總會と對立するが、經濟的には勞働組合と對立する」（大野, 1950: 61)ために失敗したのであると大野は説明している。

大野は、「勞働株の萌芽」として「利潤分配の父」ルクレールの事業の紹介、その事業事例にその後の理論的影響を受けたＪ.Ｓミルの紹介、それに先行するフーリエヤチェルゴオの思想紹介、等を詳細に検討している。そして、大野は次のように結論づけている。少し長いが、大野の意図と本稿の執筆意図とも合致するので締めの言葉として引用したい。

「民主主義は資本主義經濟を支柱として成立するものであり、資本主義經濟は私有財産制度や契約自由を基礎としているが、それは決して絶對的のものではなく、經濟民主化の要請からの制約を受けることは、わが獨占禁止法が私的擁占、不當な取引制限、不公正な競争法法を禁止し、過度の企業集中を排除して、自由競争を促進し、國民所得の水準向上および完全雇用を實現し、一般消費者の利益確保を企圖していることや、勞働組合法が團結權や團體交渉権を認め、自主的勞働組合による勞働者の地位向上と経済の興隆を目的としていることからも窺知りうる。しかし、經濟の民主化を單なるお題目に終わらせぬためには、それに對して確固たる法律的地位と形體が賦與されなければならない。勞働者の經營および利潤参加は契約的な恩惠に止まるべきではなく、法的にそして一般的に權利として承認されるとき、初めて確固たる地位を獲得しうるのである。商法上は、獨り株式會社にのみ承認さるべきものではなく、あらゆる企業に、その形體に應じて承認されるものでなければならない。そして任意制や資本優先

の原則が、フランスにおける缺陥であつた以上、勞働と資本と經營との三者に平等の原則に立つ分配制を義務づけることが理想とされねばならない。それが企業における封建性を拂拭し、眞の民主化を達成する所以である。敗戦後の日本經濟を救うべき道は、資本家的な經營合理化や破壊的な勞働組合運動ではなく、勞働者の受くべきものを率直に勞働者に與えるところから出發し、これを法的に確認する段階まで人民の意識を昂めることである。勞働株の採用は、もはや、試驗的、假説段階を去つて、實践的、技術段階に至つている。私は、日本人の創意によつて、優れた勞働株制度が構成されることを期待してやまない」（大野, 1950: 193-194、下線は引用者)　と。

４－２－６　東京帝国大学人脈

－森戸事件により確立されなかった「利潤分配」の論議－

はじめに－経済学部の独立と「森戸事件」

東京帝国大学（現・東京大学）は、昌平坂学問所や天文方、さらに種痘所からの流れを汲み、欧米諸国の諸制度に倣い、日本で初めての近代的な大学として設立された。後に、政府直轄の大学となり「帝国大学」と改称した。その後、各地に帝国大学や官立大学が設置されていき、同大学も「東京帝国大学」と改称した。第二次世界大戦後、「国立東京大学」となった。もともと「官吏養成」としての機関として成立している。

立花隆(2005a)によると、明治維新の新国家は、あらゆる意味において西欧国家に追いつくことを最優先の課題として教育のために最大限の力を注いでいた。小学校から大学にいたるまで、すべての階層の学校を一斉にスタートさせた。国民にすべての教育を受けさせようとした。ボトムアップによって高等教育の水準が上がるのを待っていられなかった明治政府は、留学生を大量に送り出すことと、外国人教師を雇い、日本人に外国語で教育

を受けさせる正則教育（日本語をもちいての教育は変則教育）をおこなっていた。当時の外国の教育水準を保ったまま日本に、その教育を移植しようとしたのである。その後、日本の高等教育はお雇い外国人教師から、留学帰りあるいは、日本の大学卒業の教授に置き換えられた。これは、国家行政機構や殖産興業などのあらゆる場面で同様の事態が進行した。その過程において、大学教授たちは、その見識を買われて、時の明治政府に続々と雇われていった。現在とは全く違って、政府の役職と大学教授を兼任することに何らの制限がなかった。当時としては両者を兼務する者が多かった。特に、行政機構は法律により動くため、法学部においては、兼職が常態化していた。そして、政府の役職をかねることが、教授のステータスシンボルとなっていたのである。また、両者を兼務していた教授たちは政府の仕事を優先していたという。潮木（1997［1984］）は次のように言っている。

「その当時の東京の法科大学の教授たちは、さまざまな形で行政官庁と結びつき、国政の中に活躍の場をもっていた。今の時点に立って、彼らが具体的に果たしていた役割を眺めてみると、果たして大学の教師であったのか、それとも行政官であったのか、その識別が困難なケースが少なくない。少なくとも今日的な大学教授という枠組みで彼らを把握したならば、我々は誤りを犯すことになろう。彼ら破綻に大学教授であったのではなく、むしろ行政官であったのであり、もしかしたら、行政官であることの法に、より多くのアイデンティティをもっていたのではないかとさえ思える。…中略…後の時代の大学教授とは異なって、明治期の東大教授は大学の教師であると同時に、高級官僚としてのポストを併せ持っていたのである」（潮木, 1997［1984］: 20）

このようなことは法学部に限ってのことではなく、工学部、農学部、理学部などでも高級官僚と大学教授を兼務していた。吉野作造は「民主主義鼓吹の時代の回顧」では「帝大の教授と政府との腐れ縁」であり「教授の立場が自然政府の弁護者たるの臭味に富しは疑いなき事実」と述べているように。大学と国家は、ある部分では一体化していた。そして、これが良くも悪くも東京帝国大学の体質となっているのである。廣西元信も言うように、ある意味、東大内の右翼的思想、左翼的思想の思想の違いを問わず、延々と受け継がれた体質なのかもしれない。

次に経済学部の独立問題に移ろう。東京大学経済学部編（1978）、立花（2005a）、立花（2005b）、竹内（2007）、橘木（2009）の先行研究をもとに、独自の見解を交えて、この問題

を見ていきたい。

東京帝国大学経済学部は、1919（大正 8）年 4 月に法学部より独立した。東京帝国大学法学部が官吏養成大学として長い間君臨してきたが、経済学を独立の学問として教育し研究する必要に迫られた。それは日本の資本主義の発展に応じて、民間企業においても人材を必要とする時代になった。

それまでの実業界への人材は異質を担う大学は東京商科大学（現・一橋大学）と慶應義塾大学であった。やがて、政府の官吏とのコネクションを結ぶために住友財閥などは東京帝国大学法科大学卒業生を採用して、財閥のトップ経営者に育て上げる政策をとるようになりっていたが、その流れが三菱財閥や他の大企業にも浸透していた。それが明治時代の末期のとであり､東京帝国大学をはじめ高等教育を受けた人への民間企業からの求人数は、大正時代に入ってますます増加することとなった。そういう時代背景であれば、経済学、商学、会計学などを学んだ学生を採用する気運が高まり、東京帝国大学において経済学部が法学部から独立したのも自然であった(橘木, 2009: 124-125)。また、ロシア革命や米騒動などの一連の歴史的事件が背景にあったことも見逃せない。体制派や反体制派を問わず「貧困問題」や「社会主義」の問題を深く追求する必要に迫られた。したがって規模でいえば法学部より小さい経済学部が土方成美を中心とする「国家主義グループ」、金井延の弟子で女婿の河合栄治郎を中心とした「自由主義グループ」、非マルクス社会主義社の高野岩三郎の弟子、大内兵衛を中心とした「マルクス主義グループ」などの派閥に分かれ抗争していた。この三つの派閥が派閥が教員の採用、昇進、休職、退職に関する人事、学部長選出、どの科目を誰が教えるかということと、カリキュラムの作成など、教授会での様々な決定事項を巡って争いが繰り広げられていた（橘木(2009),竹内(2007),立花(2005a)）。（ただし当時の学生は当時の時代背景を表して、大学内では少数派の「マルクス主義」に人気が集まり、その講座やゼミに集中していたという)。

このような派閥抗争から生殺与奪が繰り返されている。東大経済学部教授の中で、政府と摩擦を起こしたり、あるいは地位を追われた人々が続出しているのである。それは､「法学」が「法令遵守」思想にも現れるように、ややもすると体制依存型になるのに対して「経済学」の思想は思想の右、左は問わず「反体制」なものとなりやすいからである。したがって、1919（大正 8）年の高野岩二郎教授、1920（大正 9）年の森戸辰男助教授、1928（昭和 3 年)の大森義太郎助教授、1930（昭和 5）年の山田盛太郎助教授、1937（昭和 11)年の矢内原忠雄教授などが大学を追われている。さらに 1928（昭和 11)には大内兵衛・有沢広

巳、脇村義太郎三教授・助教授が逮捕されており、1929（昭和 14）年の河合栄治郎・土方成美両教授の休職処分など、数多くの経済学者か解雇、逮捕、休職などの処分を政府や大学から受けているのである。法学部の美濃部達吉教授の「天皇機関説」事件など数件の処分、解雇、辞任劇と比べれば異常とも思える多さであることがわかる。なお、これらの詳しいことは橘木俊詔(2009),竹内洋(2007),立花隆(2005a)に詳しい。ここでは、本稿と関係の深い「森戸事件」に関し述べることにしたい。

森戸辰男は、高野岩二郎教授のゼミの下で学んでいる。マルクス経済学の大内兵衛は同期である。大内によれば、森戸は、第一高校、東大出の秀才で英語、独語に強い人である（大内兵衛,1951)。労働・社会問題を勉強していた高野ゼミを志望した森戸と大内は社会政策に関心があった。大内兵衛は後にマルクス経済学の大家になり、森戸は彼の書いた論文が反政府的と糾弾され、大学を追われることになる素地を、若い大学生の頃からもっていたという(橘木,2009)。

森戸辰男は秀才の歩む典型的な大学人として、助手・助教授と昇進した。森戸の関心はアナーキズム、無政府主義に向かい、東大経済学部の機関誌『経済学研究』第 1 巻第 1 号（1920（大正 9）年 1 月）で「クロポトキンの社会思想の研究」という論文を発表した。この論文が森戸の身分を東大から追放することとなる。大正デモクラシーの時期の社会思想としては、クロポトキンの無政府とボリシェヴィズム（共産主義）の二つがあり、森戸は前者に興味をもって『経済学研究』で紹介して論じた。1910（明治 41）年に有名な「大逆事件」があって、社会主義者の幸徳秋水などが処刑されたが、幸徳秋水もクロポトキンの無政府主義に大きく影響を受けクロポトキンの『パンの略取』を我が国で最初に翻訳している。プロレタリア文学の『蟹工船』の著者、小林多喜二も小樽高商（現・小樽商科大学）の卒業論文でクロポトキンの『パンの略取』を論じているし、いわゆる「甘粕事件」で殺害された大杉栄もクロポトキン信奉者であった。当時の社会主義の運動家の多くは、クロポトキンの無政府共産主義に共鳴していた。マルクス・エングルス『共産党宣言』による革命的な共産主義よりも、関心、支持が高かった。しかし、幸徳秋水、大杉栄、小林多喜二などが殺害されたように、軍部・右翼は無政府主義やマルクス主義を危険な思想として糾弾していった。政府も徐々に軍部・右翼で、憲法学教授で天皇主義の穂積八束の弟子の上杉慎吉（うえすぎ しんきち、1878(明治 11 年）-1929(昭和 4 年)）の声に呼応して弾圧行動に出たのである。

森戸辰男のクロポトキンに関する論文も、このような時代背景から、政府から危険論文

として注視されることとなった。政府は森戸を起訴しようとし、東京帝国大学経済学部教授会は森戸の体職処分を決定した。東京帝国大学の山川健次郎総長は穏便に事を進めようとした。森戸の論文はクロポトキンの無政府共産主義を紹介したにすぎないのであって、決して森戸個人はその主義を信奉しているのではない、ということを森戸に書かせて政府に提出させようとしたが、森戸は学問の自由を盾に拒否する（森戸,1975a,）。

クロポトキンの思想を現時点で評価すれば、別に暴力でもって社会主義革命を目指したものではない。それにもかかわらず、森戸が糾弾された最大の理由は、当時の社会主義は単純に危険思想とみなされていた。社会主義を扱った論文や著書は、たとえそれが過激なものでなくともロシア革命を目の当たりにしている政府が、社会主義思想が日本で拡大することを恐れて、先手を取る形で糾弾する姿勢をとっていた。すなわち、これらの思想がいずれ日本を暴力革命による社会主義の国に導くようになることを恐れて、当時の原敬内閣は森戸辰男の追い出しを図ったのであった。そして、あの美濃部達吉教授も含め東京帝国大学の教官たちもこれに同調したのである。この東大の態度に対して京都帝国大学の河上肇が森戸辰男との思想の立場は異なるが厳重に抗議したことはよく知られている[*43]。

橘木俊詔によれば、「森戸は戦後に復帰して文部大臣、広島大学学長などを歴任したことで示されるように、決して過激で戦闘的な左翼思想家としての復帰ではない。戦前に東大を追われたのは、決して森戸が過激な左翼思想の持主だったことによるのではなく、時代が右傾化を強めていたことの犠牲者であったと解釈できよう」（橘木, 2009: 132）といっている。このような背景の中で東京帝国大学はまともに社会主義を研究できていない。弾圧されたマルクス主義においても戦前、戦後の間はアダム・スミス研究などを隠れ蓑にしている。そして戦後は、公職追放などがあり派閥的には少数派であったマルクス主義が思想バトルとしては不戦勝的に台頭していくという経緯となるのである。

このような背景から東京帝国大学における「利潤分配制」や「パートナーシップ論」に関する研究は非常に少ない。したがって、東大を追われた高野岩三郎の「利潤分配制」批判論文、戦後公職追放となった協同組合主義の本位田祥男の「partnership 論」、「森戸事件」で東大を追われた森戸辰男の社会民主主義における労働全収権について見ていくことにしたい。

４－２－６－１　高野岩三郎（たかのいわさぶろう）（1871 年生-1945 年没）

－Ｊ．Ｓミルの視点を欠いた「利潤分配制」批判－

－「労働問題の解決（一～五）：工業経営論の一節」『福岡日日新聞』1918.8.28-1918.9.4（大正 7）－

大島　清によると高野岩三郎は日本の「統計学」の草分け的な学者である。労働運動への助言・指導と労働者教育の分野でも先駆的役割を果たしている。高野房太郎の弟でもある。1871（明治 4 年）長崎県に生まれる。東京帝国大学法科大学卒業後、大学院で労働問題と統計学を専攻し、在学中の 1897 年（明治 30）桑田熊蔵、小野塚喜平次らと社会政策学会を創立、その中心的世話役となった。1899（明治 32）年より 4 年間ドイツに留学、社会統計学および経済学を学んで帰国し、東大の教授となって同大学で初めて設けられた統計学の講座を担当、社会統計学の研究と普及に努めた。1910 年（明治 43）国勢調査準備委員となり、日本最初のセンサス実施を指導し、また 1916 年（大正 5）わが国最初の試みとして「二十職工家計調査」を実施した。彼はまた東大法科大学より経済学部を独立させるため努力し、1919（大正 8）年これを実現させた。この年、国際労働会議の代表に選任されたが、手続上の不備から労働組合の反対にあって断念、責任をとって東大を辞職した。これを機に大原社会問題研究所の所長となり、社会問題の研究調査や学者養成に尽力した。また労働運動、無産政党運動の助言者となり、他方、大阪労働学校の経営委員長としてその運営に献身した。1925 年学士院会員、38 年（昭和 13）国際統計協会正会員となる。高野岩三郎の思想的立場は、マルクス主義ではなく非マルクス主義的社会主義者である。

戦後、河上肇の弟子である鈴木安蔵、高野岩三郎の直弟子である森戸辰男、そして馬場

恒吾、杉森孝次郎、岩淵辰雄、室伏高信らと党派を超えた「憲法研究会」を設立し会の責任者となる。これは、「大日本帝国憲法」に変わる「新憲法制定」のための研究会である。その最終報告案が「憲法草案要綱」である。これは、GHQ 草案にも影響を与えているという[*44]。高野自身は、この草案を気に入らず独自に「日本共和国憲法私案要綱」を発表して天皇制廃止と共和国大統領制を主張、また、本稿で詳しく見ていく安部磯雄（あべいそお)、賀川豊彦（とよひこ）らと連名で社会主義政党結成を呼びかけ、のち日本社会党の顧問となっている。1946 年（昭和 21）より 1949（昭和 24）年 4 月に没するまで日本放送協会会長として放送民主化に尽力した。統計学に関する代表的著作に『統計学研究』(1915（大正 4)年)、『社会統計学史研究』(1925(大正 14)年）などがあり、また監訳書に『統計学古典選集』11 巻（1941 － 49)、ウェッブ夫妻著『産業民主制論』(1927(昭和 2)年）などがある（日本大百科全書（2001）小学館、一部改変と加筆を行っている)。

この高野岩三郎が、否定的ではあるが「利潤分配制」に言及した文献は、東京帝国大学経済学部が法学部から独立する 1 年前の 1918（大正 7）年に『福岡日日新聞』で連載された「労働問題の解決（一～五）：工業経営論の一節 / 高野岩三郎:法学博士」1918.8.28-1918.9.4(大正 7)（以下、本記事、または労働問題(3-004):1918.8.28 のように略す）である。

本記事の構成は次のようになっている。

「労働問題起因」、「救済法の研究」、「職工組合必要」、「孤立の不利益」、「職工組合組織」、「消費組合組織」、「福利増進施設」、「利潤配分法」、「工場法の規定」、「女工保護必要」、「労働保険制度」、「其他各種問題」、「労働者立憲化」、「治安法廃止緊要」、「労働政策歟」である。

本記事は、資本制の大工業が発達していく上で、その歪みとして現れる労働問題を取り上げている。労働者の貧困からの救済、労働者が一人孤立し、さらに不利益を被ることを防ぐための職工組合＝労働組合の必要性などを説いている。さらに、労働者の消費生活を確保するための消費協同組合の必要性をロッジディール協会の消費高に応じて利益配当を行う実践を紹介している。また、工場法の規定の不備、幼少年の禁止と女子労働の保護の必要性を訴えている。

「利潤分配制」に関する記事は、「福利増進施設」、「利潤配分法」、「工場法の規定」である。ます、「資本と労働=資本家と労働者との関係を巧にして社会的平和を図る」ための福利増進施設として二つをあげている。その一は「労働者福利増進施設」であり、もう

一つは、は「利潤配分法」である。前者は我国におては東京、大阪あたりで盛んである。

「何れも労働者並に其家族の知識道徳の程度により各自の所望を満たすべく色々の施設をする即ち住宅、寄宿舎、娯楽室、図書館、慰安旅行、芝居、活動写真、子供預り方法曰く何曰く何と各種の施設をする欧羅巴にても之が盛に行われておる斯る施設は雇主と労働者の感情の融和を謀り其関係を円滑にするのである中には之を道具に使って看板を善くし施設の内容を見すぼらしきものもある又其動機が面白くないものもある畢竟する算盤珠にかけて仕事をするのは止むを得ずと雖も算盤以上に出でて其実質が無いというよなことは可かぬ殊に此施設は労働者が女である時、子供である時には効果が多い又唯一他と離れて存在する鉱山地方とか之と同様の工場とかに於ては一般娯楽機関其他衛生機関が備わっておらぬから是等の施設があると甚だ都合がよい併しながら僅か是等の施設をしたからと言って労働問題が之で解決さるるとするは大なる誤りたるを免れぬ仮令是等の施設はしても一方に於て問題を解決するに足るべき方法を行わざれば効果はない換言すれば労働条件あたる賃銭時間等のことを都合善くすると同時に之を行わねば解決は六ヶしい是等の施設は決して本来の解決策=主たる解決策ではない殊に都会にある男子の熟練せる労働者の如きは娯楽機関などは自分の好みにより自分の金を使って自分の善いようにすることが自由に出来る其処で是等の施設は唯単に一種の感情融和策たるに過ぎず問題の解決策とするには足らぬ」（労働問題(3-004): 1918.9.2、下線は引用者）

このように、福利増進施設は単なる気晴らし程度のことであり、労働問題の解決にはならないと手厳しい。さらに、もう一つの方法である「利潤分配法」に関しても、否定的である。

「此法は云うまでもなく確実の賃銭はやるが其外に雇主が与条件を定て利潤の一部分を配分する法である最初此の約定を極める時は雇主に於て其方法を設けるけれど既に之を設けた以上は勞働者対雇主間権利義務の関係となるのである此方法は欧羅巴に於ても早き以前より称道され実行されておる殊に或時代には殆ど流行物であるかの如き観を呈したこともあるが近代に至っては余程衰えたのである又之を維持せんとする人も少い併しながら今日にても我国に尚行われておるのがある富士瓦斯紡績会社などは頗る此方法に熱心して定款にまで定めてやっておる会社事業の一部分として頻りにやっ

ておる勤続年限(六ヶ月以上)と給料の多寡とに応じて之を分配するのである如何なる目的で之をやるのかと云うと即ち資本と労働の調和を甘くやる積りである言い換うれば勞働者の熱心不熱心は其結果が事業に及ぶから事業と勞働者と密接なる結び付をなさねばならぬが併し勞働者を企業者の中に加うることは出来ぬから斯くして熱心勤勉をやらせて利害の一致に依り其間の調和を図るというのである故に賃銭問題を解決して社会平和の策とする學者論者の中にも之を賛成するものがある然るに其実際の結果はどうも甘く行かずして一旦施行しながら之を止めるものがある其理屈に最もなる処があるから近来にては學者の主張するものも少くなった在る適合したる所には甘く行くことがあるが一般に行われ難いのである」

(労働問題(3-004): 1918.9.2、下線は引用者)

詳しくは次章で論じるが、過去のヨーロッパの「利潤分配制」の実施状況と我が国の「利潤分配制実施企業」がうまく運営されていない事実を語っている。そして、名指しはしていないが、これから明らかにしていく「利潤分配制度」を提唱している学者達を非難していることがわかる。

では、なぜ「利潤分配制」は「施行の困難」であるというのだろうか、

「それは先ず利潤分配の標準を求むることが六ヶしいというのが一つである此法は労働者を多く使う工場に応用して有効であるが併し此処に困難なのは大工業は大概株式会社組織であって其株主の心持は利益を得る為に株主となっておる金を貸したと同じ心持でおるのである此株主を一方に控えておるが故に労働者に大して多くの部分を分配することは株主が聞かぬ縦し又仮りに利潤の三分の一を労働者に分つとしてもそれが甘く行われぬというのは利潤の多少は必ずしも労働者の勤勉に比例するものでない寧ろ企業者の技能に依ることが多く殊に市場の景況で支配さるることがる故に労働者の方では勉強して見ても其利益の配当は少なきことがあり余り勉強しわなかっても割合に多く呉れることもあって勉否は左程に関係せぬという感じを起すようになるのみならず実際其勉否が会社の利益と比例するものではない底で十分の調和を図って其目的を達することは出来ない成程三分一を労働者にやるといえば多額の金であるが労働者の数は多いから一人分は多くない故に商業に於ては効果を奏するけれども工業に於ては甘く行かぬものである又毎期の分配に余り多少を生ずか如きことを避くると貰った

方では貰う筈の如く考えて勉強をせぬ此点は商業に於ても同様である去れば此方法両者関係の解決策としては或場合を除く外十分のものではない其本に於て既に効を奏し難い事情が存在しておるのである」（労働問題(3-004): 1918.9.2、下線は引用者）

高野のこの言葉は、「利潤分配」を単なる現金での profit-sharing としてしか見ていないことにある。労働者が資本に参加するパートナーシップのことには何ら言及されていない。これは、高野の脳裏にマルクス主義ではないが、国有説としての社会主義があるからであろう。

J・S ミルのパートナーシップの説明による「利潤分配制」への批判にはなっていないことがよくわかるのである。

４－２－６－２　本位田祥男（ほんいでんよしお）（**1892** 年生**-1978** 年没）

－当初の単なる「協働組合主義」から１９世紀後半の社会主義者の結論へ導く－

－『協働組合の理論』日本評論社－

－「新企業原理の諸問題」，

本位田祥男編『新企業原理の研究』清明会叢書

五島　茂によると、1892（明治 25）年に岡山県に生まれた。東京帝国大学（現・東京大学）法学部卒し、農商務省事務官から 1921（大正 10）年に東京帝大助教授に就任した。1923（大正 12）年から 1925（大正 14）年までヨーロッパへ留学し、１９２６（大正 15）年に東京帝大経済学部教授となり経済史講座を担当した。『英国経済史要』『欧州経済史』を

著し、1939（昭和 14）年に退任するまで大塚久雄などの優秀な門下生を育成し、わが国西洋経済史研究に画期的役割を演じた。協同組合研究は 1920（大正 9）年に農商務省時代に始まり、『消費組合運動』の開拓者的業績ののち、留学中の見聞録『消費組合巡礼』は、朝日新聞に連載して好評を博したエッセイを含む『人間復興』とともに協同組合運動への新鮮な刺激剤として知られる。1928 年（昭和 3）年には『協同組合の源流ロバアト・オウエン自叙伝』（五島茂と共訳）を出版した。1932（昭和 7）年に経済学博士となったが、その学位論文「消費組合運動」はわが国の協同組合運動に理論体系を与えた最初のものであった。その後国内の運動の現地調査を怠らず理論実践の指導者となった。論文集『協同組合研究』はその成果の一つである。準戦時体制下『統制経済の理論――協同経済への道』は統制会方式創唱の書といえる。東大退任後は一挙に活動分野を広げ、日中戦争の段階では大政翼賛会経済政策部長に就任したが、その後、自ら綿スフ統制会・繊維統制会理事長として活躍。戦後は、日本経済再建協会理事長、中央物価協力会議理事長、日本生活協同組合連合会顧問、アジア協会専務理事、全国農協中央会顧問、日本評論家協会会長などに就任し、広く精力的に活動した。教職としては立正大学、明治大学、独協大学の各教授を歴任した。また、1958（昭和 33）年にはロバアト・オウエン協会を創立し顧問となった。一方、国際協同組合運動にもめざましい活躍をした。それは 1924（大正 13）年にベルギー・ゲントでの国際協同組合同盟（ＩＣＡ）大会出席に始まり、４回にわたる外遊においてＩＣＡとの連携を深め、1957（昭和 32）年には国際協同組合学会で議長をつとめた。そのほかセイロン、パキスタンなどアジア諸国を歴訪してアジア農協会議、アジア協同組合会議を組織した。ことに英文の大作 *Co-operative Movement in Japan*（1958（昭和 33）年）と *Agricultural and Fishery Co-operation*（1960（昭和 35）年）は日本の協同組合運動を海外に宣明した書で、きわめて顕著な功績といえよう。その他では『世界農業協同組合史』『西ドイツ組合金融論』『協同組合総論』『協同組合教育』『生活協同組合論』『労働者組合金融論』『農業生産の協同組織』などがあり、『協同組合事典』（本事典旧版、1966（昭和 41）年）の監修に当たるなど、終生、協同組合運動のために尽力した。さらに、日本に Labour Bank in Japan を設立させる構想があった(*Yoshio Hoynden,1978*)。また、1946（昭和 21）年に大政翼賛会に関与したため、公職追放となっている。

（http://www.ienohikari.net/data/kjinryaku/meisai/honiden.htm.2009.11.25、なお協働組合図書史料センター（1981）も参照した）

どちらかというと、昭和期の「統制経済」の時期に活躍した本位田祥男であるが、彼の

「協同組合運動」に関する研究が鍵となる 1920（大正 9）年から始まっていること、「利潤分配制」関連での研究実績が少ない東京帝国大学においては、貴重な存在の一人であるので、簡単に触れておこう。

後で詳しく見ていく賀川豊彦の場合もそうであるが、本人達も自覚しているように一人一票制の意思決定を行う「協働組合」は、持ち分の数により意思決定が決定する「株式会社」よりは民主的であり、よりよいものに思える。しかしながら、協働組合が巨大化すると、票を持たない賃金労働者を多く抱え込むことになり、結局は株式会社と変わらない状態となる。また、「恐慌」にも耐えられず、将来社会を考える上でも支配的な形態に「協働組合」がなり得ないことは、当初に「協働組合主義」であったマルクスを含めた 19 世紀後半の西欧社会主義者達の結論であった。したがって、資本主義経済の主導的企業形態である「株式会社」に「協働組合」の性格、つまり「利潤分配」や「パートナーシップ」を導入させて、資本主義的な「略奪」の性格を克服していくのか、というのがテーマであった。

「協働組合」を支配的な形態として資本主義克服の手段として使うためには、ある意味、「経済統制」という事が必要になると思われる。しかしながら「協働組合主義」は 19 世紀中期の西欧社会主義者達の動向を知り得ることが出来る。

1944（昭和 19）年に発売された『協働組合の理論』日本評論社（以下、本位田(1944)と略す）は、反マルクス主義の理論と資本主義に対抗する「統制経済」の理論に打ち出されたものであった。特に 19 世紀中期頃の西欧社会主義者達が唱えた「生産組合」について次のように本位田は述べる。

「資本主義經濟の渦中に於て、生産者組合は小經營を維持し乍ら是に適應せんとするものであるが、生産組合は大經營の必然性を承認し、自らを大經營の一構成分子として、資本の魔力を排除せんとする運動である…中略…大經營である以上、その工場或いは農場には多くの人々が協同に勞働しなければならない。その中心としては機械が設備され、人々は分業し乍ら、その能率をあげてゐる。從つて技術的には、或は外貌に於いては資本主義と少しも異なる所はないが、その組織は全く之と異なる。即ち組合員が小額乍ら出資を為し、組合が工場を設備し、自らの責任に於いてその工場或は農場を経営するのである。從つて組合員は出資者であると共に、組合に雇しれるゐる賃金勞働者である。換言すれば生産組合の勞働者は自らの雇主でもある……資本主義企業は多くの勞働者を雇入れ、その資本の所有者たる資格に基づいて、支配権をもち、

利潤を獲得している。だから生産組合に於いては、勞働者自らが出資する事によつて、資本のもつ支配權と利潤權を奪還しようとするものである」(本位田, 1944: 144-145,下線は引用者)

以上が 19 世紀中期の西欧社会主義者達の考えでもある。したがって本位田も「生産組合」の先行者として、フランスのフーリエ、サン・シモン、ルイ・ブランやドイツのラッサール、シュルツなどの社会主義者達をあげている。しかし、これらも歴史的には上手く機能しなかった。「生産組合」が大規模生産になって「資本への配當を增す時にそれは生産組合から株式會社へと變質する」(本位田,1944:156)ことになる。そうなると、労働者達は「協働組合」の相互扶助の世界と精神を忘れて経済闘争を起こすようになる。

「此等の生産組合の持ってゐる種々な問題に對して一つの解決を與へてゐるのは、英國に於ける消費組合と生産組合の聯合組織（Co-Partnership）である。消費組合は資本の一半を提供し、製品の大部分を引き取る特約をして、生産組合の持つ經濟困難を征服してゐる。この賣買は二つの組合にとって何れも有利である。途中の商人を省き、お互いに信頼し得るからである。唯生産組合は後者の援助がなければ存在極めて困難だからだ。從つて生産組合は剩餘金の可なり多くの部分を購買者たる消費者たる消費組合に拂戻してゐる。云はゞ生産組合の或程度の消費組合化である」(本位田, 1944: 158)

本位田は、ここで「協働組合」の欠点の克服手段として、当時イギリスで行われていた Co-Partnership を説明している。消費組合と生産組合の聯合（連合）組織ということで、事実上の「利潤分配制度」を展開しているのである。

戦後の本位田は、自らの編著である本位田祥男編『新企業原理の研究』を 1965（昭和 40）年で、再び「反資本主義」を展開する（以下、本書と略す）。この「序」において、「資本主義経済の修正」という言葉が流行していたが、今ではやや下火となっている。だからといって１９世紀以来の経済体制がそのまま維持されていて良いわけではないという。アメリカの学者などは、現在の体制が当たり前となっていて、もはや「資本主義」という形容詞を否定する学者もいる。しかし、資本主義経済とは一つの組織概念でしかない。当然これを組織する企業の指導理念がある。資本主義経済が修正されるということは企業の指導理念の変化を研究することによってなされる、と述べているのである。ここで本位田は「協

働組合」ではなく「株式会社」の分析に入っている。それが、本書に掲載されている「新企業原理の諸問題」（以下、本位田(1965a)と略す）と「組合（partnership）による近代的商店経営」（以下、本位田(1965b)と略す）の２論文である。

特に、本位田(1965a)の目次は次のようになっている。

１．企業原理の反省
２．営利経済高低の歴史
３．営利主義の批判
４．人間の喪失と復興
５．従業員に對する責任
６．消費者に對する責任
７．新企業原理の可能性

「資本主義の克服」というテーマに関して、本位田の考えは戦前と戦後を通じて一貫している。とくに「４．人間の喪失と復興」では、経済の主体が個人から会社に発展してから「人間の喪失」の傾向が強まったという。会社は単純に利潤を目的として組織された資本の集合である。そこには生きた多くの株主がいても、おのおの人間生活を離れ、経済目的だけを契機として集まった集団である。最も経済的に純化した株式会社では資本が主体となって株主は日々交替するからその人間性は希薄となる。大部分の株主は、その会社から配当を求めるだけで経営には関心がない。経営者は資本の自己拡張のための道具になっている。資本家も資本によって動かされている。労働者はもっと惨めであり、彼等は資本の利潤を作るため雇われているので全く主体性が失われている。一方、消費者は企業の押しつけた商品、製品を提供されるだけのものになっている。

「労働者も消費者も企業の単なる対象となることに満足せず、人間として取扱われることを要求している。資本の威力に比すれば、個々の労働者も消費者も弱いが、組織によって強化されてきた。しかもその内容は国民とて憲法に保障きれた人権を企業の内部で要求しているにすぎない。労働条件も売買も自由な契約によって決定れるものではあるが、この人間復興という原理には反対することはできない。新しい企美原理は人間復興を目とするものでなければならない。ヒューマンリレーションという言葉

が好んで用いられるようになったのもそためである。……相手方を人間として待遇するためには企業の経営者自らが全人間とならなければならない」(本位田, 1965a: 20)

このように、「新しい企業原理」とは人間復興の経済組織を目指すことを宣言している。「株式会社」においては、「出資（資本）と経営の分離」が貫徹されている。「新しい企業原理」は「経営者支配の普及を土台」としている。したがって、経営者はその会社の経常を一任されているからそれについて全責任を負っている。したがって「新しい指導原理」は経営者の、その企業と関係ある人々への責任がある。一つは株主に対する責任である。二つにはその従業員への責任であり、三は社会に対する責任であるとしている。

従業員に對する責任としては、次のようにいう。

「従業員に対してはかれらを人間として取扱うことが第一であると共に全部であるといっても過言ではない。封建時代には上の人は下の人を見下し易かった。産業革命の過程では職工を道具として取扱っていた。新しい労働対策はまずかれらの人柄を尊重することから始まる。雇傭関係は対等の人格者間の契約によってなる。雇っているからといってより高い地位にいるわけではない。仕事のために命令系統は定められているが、人格としては平等の地位にある事は認められなければならない。……従業員の人柄を尊重する以上、物質的にかれらの人間らしい生活のできるよう待遇すべきである」（本位田, 1965a: 20）

生産に従事させる以上、労働者に喜びを感じさせるようにしなければならない。たとえ賃金を得るための手段としての労働はしていても、その生産の中に喜びを見出す事が出来るようになれば、苦痛も薄らぎ、労働意欲を向上し、能率もますだろう。そのために、職場環境も十分に整備しなければならないという。

理想社会の実現には階級闘争によるしかないとする人々は、労資の協調、企業協同体（Plant Community）を行おうとは考えない。過去において労働者を単に営利の手段とした時代があり、労働者を人扱いしていなかったためそれは当然の事であった。企業協同体を実現するには、労働者の待遇について特別な考慮が必要となる。

「もっとも簡明な方法は労働者をその株主とすることである。それによって従業員は

自らの雇主となるから生産組合に似た組織となる。労資の一体性を目的として従業員に増資株を分配し会社も戦後は増して来た。しかし所要資本のますます増加している現在では従業員の所有株の比率は限られている。そこで案出されたのが利潤の分配制度である。その運動は十九世紀の後半に起こったが、労働組合運動の発展の障害となるとして排斥された。しかし労働組合が相当発達し、資金の標準化が達成され今日では新たな脚光を浴びて登場してきた。殊に企業の一体性を高めるためには役立つだろう」（本位田, 1965a: 245-26、下線は引用者）

このように本位田は１９世紀後半の社会主義者達のように「株式会社体制」で性格が「協働組合」＝「生産組合」という「新しい企業原理」を確立した事がわかるのである。

そして、本位田祥男(1965b)では次のような言葉で閉めている。

「会社としては成文により配当制限をすることは困難であろうが、できるだけ従業員の株主となることを促進し、利益分配制によって、従業員の協同意識を高めることができれば、その業績は向上することができよう。商業は販売にしても、仕入れにしても、人材に依存することがもつとも大きいからである」（本位田, 1965b: 256）

これが、本位田のパートナーシップ（Partnership）論であった。

４－２－６－３　森戸辰男（もりとたつお）（1888 年生-1984 年没）

－「労働全収権」による社会民主主義の建設－

－『社會民主主義のために』,1947（昭和 22）年－

－『新憲法講話』,1947（昭和 22）年－

森戸辰男は広島県福山東堀端（現・福山市）に旧福山藩士の二男として生まれている。福山中学校（現・福山誠之館高校）から 1907（明治 40）年、第一高等学校（現・東京大学駒場教養部）進学した。前年校長に就任した新渡戸稲造の倫理の講義に感銘を受ける。弁論部で活躍し、第一高等学校を卒業する 1911（明治 44）年に弁論部の後輩・河上丈太郎に頼まれ大逆事件を主題とした徳冨蘆花の講演会「謀叛論」を開催した。これは一高始まって以来の思想をめぐる大騒動に発展した。1914（大正 3）年、東京帝国大学法科大学経済学科卒業している。指導教官は高野岩三郎であった。

1916 年（大正 5）東京帝国大学法科大学経済学科（のち経済学部）助教授となったが、先に論じたが、東京帝国大学法科大学より経済学部が独立した 1919（大正 8）年の翌年である 1920（大正 9）年に、いわゆる「森戸事件」で新聞紙法違反の罪に問われ、助教授の職を追われた。その後、1921（大正 10）年大原社会問題研究所所員となり、約 2 年間ドイツに留学、帰国後は同所員として活動しながら、労働者教育にも携わり、いまや大学は「顛落（てんらく）」したと主張して河合栄治郎らと論争した。無産運動に対しても発言している。敗戦後には日本社会党に参加して 1946（昭和 21）年に衆議院議員に当選し、当選 3 回、社会党右派の理論的指導者となる。1947（昭和 22）年から 1948（昭和 23）年の片山哲（てつ）・芦田均（あしだひとし）両内閣の文部大臣を務め、六三制の実施、定時制高校の設立や教育委員会公選制の制定にあたった。その後、衆議院議員やめ 1950（昭

和 25）年広島大学学長となり 1963（昭和 38）年まで在任、1955（昭和 30）から 1971（昭和 46)年には中央教育審議会委員となり、1963（昭和 38）年からは同会長として、中間答申「期待される人間像」や戦後教育改革の「再改革」を唱えた最終答申の作成に取り組み、いわゆる中教審路線の推進者となった。

森戸辰男は前述のように「森戸事件」（森戸自身は「クロポトキン事件」といっている）により東大を追われたが、大原社会問題研究所に移って 1926（大正 15）年にアントンメンガーの『勞働全收権史論』を「我等社」より『近世社会主義思想史』と題して初めて邦訳した人物である（その後、1969 昭和 44)年には『勞働全收権史論』と名前を改めて弘文堂書店より出版している)。また、1930（昭和 5）年に櫛田民蔵、河上肇との共訳でマルクス、エンゲルス著『ドイチェ・イデオロギー』（我等社）を 1933（昭和 8）年に笠信太郎と共訳したマルクス著『剰餘価値學説畧史』（改造社）をそれぞれ発表している。

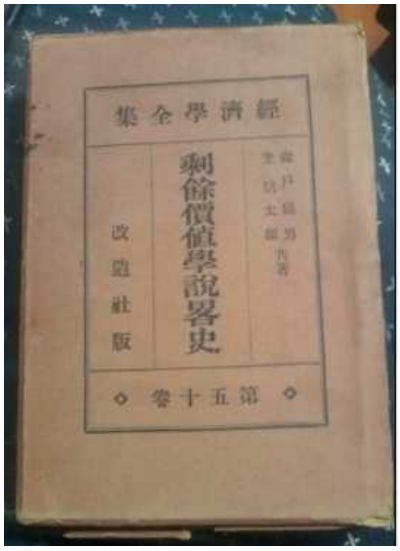

しかし、森戸がマルクス主義になりきれなかった理由を『思想の遍歴－社会科学者の使命と運命（下）－』春秋社（以下、森戸(1975b)と略す）において告白している。それによると、マルクス主義の思想や理論との接触は戦前だけでも 20 年を超えている。若かりし時はマルクス主義に多大の共感を示し、まじめに勉強もした。特にヒューマニスティツクな若きマルクスに共感を覚えていた。しかし、青年マルクが経済学を「科学」に打ちきたえるために、ヒューマンなものが捨てられ、初々しい人間と、その理想はどこかへ行ってしまった。無政府主義者といわれるクロポトキンに深く魅せられたということもある。無政府主義は徹頭徹尾、旧社会の変革から新社会の建設まで、またその発展の全過程にわたり「自由」を何よりも重視する。しかし、マルクス主義は自由を、特に過渡的社会では重視しているとは思えない。そこでマルクス主義を批判的に検討してみる契機となった。

また、マルクス主義の史的唯物論（唯物史観）は、経済決定論とまではいいきれないが、そこでは人間の精神的自主性はきわめて低く評価せざるを得ない。そうしたマルクス主義の考え方に承服できなかった（森戸,1975b:103-104 要約）、と森戸はいう。そして、軍国主義とファシズムが横行していた時代には、自由と民主主義が極端に抑圧されていて思想の研究またはその批判の自由をどうして守るがで、手いっぱいの時期には考えられなかった思想の「風土化」が今後、必要になっているとして、次のようにいう。

「外国思想を何らかの意味でとり入れつつ、日本の社会を現実に新しく建設していこうとする場合、そこで、単に思想の継受といったことを超えて、その思想をどのようにして、いわば「風土」化すべきであるのか、という問題が起こってきます。これは、近代百年の日本の歴史のうちで最も根幹的な問題の一つである、と私は考えます」（森戸, 1975b: 105）

すなわち翻訳学問や思想だけではなく、どのようにして、その国柄に即した「風土」の上で、外国思想を受け入れていくのか、というのが森戸辰男のスタンスであったのである。

森戸は、次第に「暴力革命」的なものよりも民主平和的な社会民主主義の方向へ進むことになる。その森戸が「利潤分配」とパートナーシップとしての革命、変革を訴えたのが1947（昭和 22）年に出版された『社會民主主義のために』第一出版株式会社（以下、森戸(1947)と略す）である。

「現代の民主主義は社會主義と結びついてのみ、よくその本領を發揮しうるのである……むろん、我國の民主主義變革もこの方向に向かつて進むべきであろう。それは貧乏退治に、貧富の懸隔の地ならしに、根本的には階級差別の撤廢に、全力を傾倒すべきである。ここにこそ新日本の財政・經濟政策の中心の狙ひが向けられなければならぬのである。しかし、社會的な民主主義は財産と所得の分配においてばかりではなく、さらに生産の部面にも進出せねばならぬ。我國の産業が資本家の獨裁のもとに勞働者を營利の手段として彼らの生命の浪費の上に存續し繁營して來たとすれば、かやうな産業の獨裁制は、同じ原理に立つ軍國主義ともろとも、すみやかに廢絶せるべきものであらう。また、もしも國家の管理においてもその民主化が、勞働者の經營参加が最善の方途なのではあるまいか。現に今日、經濟的民主主義・産業民主制は世界の新産

業道となりつゝあるのではないか」（森戸, 1947: 8-9,下線は引用者)

もちろん、国民経済の社会化や産業の民主化は公式的に杓子定規で実行されるべきではないと森戸は強調する。それには様々な行き方があり、様々な順序と段階がある。民主主義の変革は社会的・経済的領分で一番重要で、一番難しい側面にぶつかった。だから、その解決には高い社会科学の認識と聡明な政治手腕と思い切った勇断が必要であると森戸はいう。

森戸辰男は、後で論じる福田徳三と同様にドイツ、ワイマール憲法に規定する「生存権」やアントン・メンガーが提唱する「労働全収権」論を肯定する立場に立っていた。「利潤分配」や「パートナーシップ」の理論的根拠も「労働全収権」から発せられる。そして、これが森戸のいう「社会民主主義」であった。高野岩三郎のところで論じたが、森戸辰男も戦後の民間による憲法草案を起草した「憲法研究会」のメンバーであった。

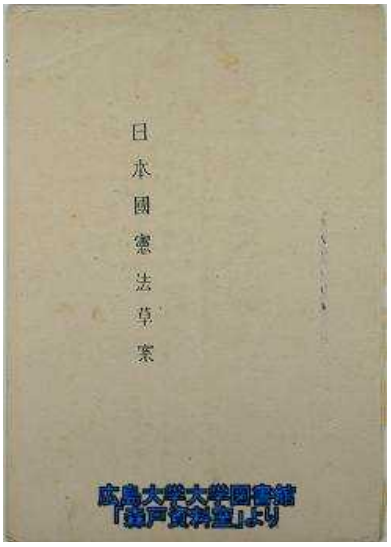

この草案は繰り返すがＧＨＱに参考にされ、これをもとにＧＨＱ案が出来たという。この「憲法草案」の中に、「生存権」の条項を入れたのが、森戸辰男であった。しかしＧＨＱ案は「生存権」を採用しなかった。後に社会党代議士となっていた森戸辰男の修正意見によりＧＨＱ案が修正され現在の日本国憲法に「生存権」が存在する。すなわち『日本国憲法』第 25 条「すべての国民は、健康的で文化的な最低生活を営む権利を有する」がそれである。

以上の経緯を書いた「新憲法と社会主義」憲法普及会編『新憲法講話』（政界通信社、1947（昭和 22）年）の加筆修正版が森戸（1975b）に収録されている。この中から、「労働全収権」

に関するものをいくつか引いてみよう。

森戸は現在、世界を動かしている大きな思潮は「民主主義」、「平和主義」、「社会主義」だという。新憲法、すなわち「日本国憲法」は「民主主義」、「平和主義」は達成されているが「社会主義」は除外されていた。時の政府に憲法前文に「窮乏と搾取」という言葉を入れるよう主張したが却下された。「生産手段の社会化」という文言も入っていない。全く資本主義的な憲法である。社会主義の主張は社会協同体的な、生産面の協同体制とは別に、個人的な、また分配の側面から考えられてきた。それが憲法の基調をなしている自然法、基本的人権の考え方となった。これにより分配の面から社会主義を導入できることが明らかになった。社会主義の基本的な主張の中心となるものは「全労働収益権」・「生存権」・「労働権」である。

社会主義の法学的の側面から指摘したのが、ウィーン大学のアントン・メソガーであった。彼の著書の「全労働収益権史論」の中に、そのことが詳しく述べられている。その主張するところは、「現代社会運動の目標とするところは、その主要点において人類の経済生活の新秩序を作り出すにある。社会主義運動の基礎を形造っているものは現存経済秩序にたいする鋭い批判であるが、しかし現存秩序にたいするこの論撃は、ついに帰結して一定の法理的要求となって現われる。そうしてこの法理的要求は現行の深甚な変革を含むのである」（森戸の訳のまま）とメンガーはいう。すべての労働は収益を求め、すべての欲望は充足を求める、ということである。労働と労働収益、欲望と充足とは、実に人類の経済生活の行われる二つの因果の連鎖である。したがって、経済上の見地よりすれば、法律秩序がもしすべての労働を欲する者に労働を与え、すべての労働者に彼の全労働収益を与え、すべての欲望に現存する資料に応じた充足を与えることを達成するならば、財産法の理想＝社会主義かが到達されたもの、と見なされる。だが森戸は現行の財産法が目的にかなっていないという。なぜならば、労働者には労働全収権を与えていなかったためであると森戸はいう。新憲法は「生存権」と働こうと思っても働き口のないものが、働き口を保証される「労働権」も確保した。しかし、社会主義を実現するための「労働全収権」は確保できなかったために、社会史主義的な主張を憲法に盛り込むのには半分しか成功しなかったと森戸はいう。

そして、改めて、森戸が大正期に精力的に研究した「労働全収権」の起源を次のようにいう、

「全労働収益権、収約して労働全収権とよばれている経済的基本権についてありますが、この権利は、さきほど申したように、本来、必ずしも社会全体の立場から生産ということに観点をおいて考えられたものではない。むしろ、自然法的・個人主義的な立場に立って、分配論上の理論として提唱されたのです。その初めはむしろ正統学派と同じ見地から出発したのでした。イギリスの正統学派は周知のように労働価値説をとり、商品の価値は労働に淵源すると考えました。労働全収権論者はこの理論的基礎に立って、商品の価値が労働に由来するのであるならば、この労働の所産は当然これを造るために労働した者に帰属すべきである、という見地から出発したのです。こういう立場からオーウェンのお弟子の一人であるタムソンは、人間は自由に労働することができねばならず、労働して造った全収益は労働者に帰属しなければならず、労働者はこの収益を自由に処分しえなければならぬ。これを他面から申せば、この労働収益から働かぬ者が地代・利子・利潤として奪取する不労所得は不当である、という主張をなしました。したがって労働全収権は個人主義の立場から、個人的労働を眼中におきつつ、提唱されたものと考えられます」（森戸, 1975b: 442,下線は引用者）

しかし、労働の形態は、個人主義的なものからますます団体、社会的なものになっている。個人主義的な労働全収権を積極的に主張することがだんだんと困難になってきている。現在の法律秩序が保障している働かざる者の収益にほかならぬ不労所得あるいは剰余価値が、労働するものの全体に協同の社会に帰属しなければならぬ、というところに重点がおかれるようになった。そうしてこれを実現する具体的な方策のうち、最も重要なるものが私有財産の社会化であると森戸はいう。しかし、これが新憲法では確定できなかった。

だが、新憲法は欽定憲法と違い「国民の総意が掟を決める」ということになった。国民の総意が社会主義を望むならば、民主主義の元で社会主義国家を建設できることが可能となった。また、「労働組合」が憲法において公認されたこと大きかったと森戸はいう。

労働組合は労働力売買の公正化という側面を持っていて、資本主義社会の重要な構成要素となっている。だが、労働組合は保守的な要素ばかりではなく、資本主義を変えていこうという側面を持っている。保守的な側面と革新的な側面の両面を一つに持っており、いわゆる弁証法的な性格を持っている。社会変革の時代には労働組合が持つ変革的な任務は大きい。働く大衆が新しい社会を作っていく上での推進力にならなければならない。もし日本が社会史主義へ向かうとすれば、労働組合が社会主義転化のための重要な推進力とな

るだろうと森戸はいう。

新しい日本の合理的な社会制度の転化が、一方では政治運動によって展開されると同時に、他方では経済的な建設をしなければならない。政治的民主国家の確立と共に経済的民主主義が確立されなければならない、と森戸はいう。

「労働者の団体が資本主義の団体とともに日本再建の経済的な方向をきめる重要な要素となることでありまして、新憲法はかような規定をすることが望ましいのではないか。たとえばドイツにおける国民経済会議のごときものができまして、日本の経済が資本家の専制によらずに、労働者と資本家とが工等の立場で綜合的な計画を立てて、この基礎の上に日本再建を進めていくことが過渡的な日本の状態においては最も適切なものであると考えるのであります。けれども、日本の憲法はワイマル憲法に規定したような条項はもっておりません。ただ憲法とは別に自主的な組織として、経済復興会議というものが出発いたしまして、かような要求を充足いたそうとしております。国家は経済安定本部という機関を日本経済再建の参謀本部としております。この官僚的組織を民主化し、他面では現存の経済復興会議を有力な組織として発展させ、これら両者の協力のもとに日本経済が民主的な国家と労働者と資本家との三者が、合理的な協力のもとに日本の経済を再建しようということになりますならば、過渡的な段階としてはもっとも相応しいものとなる、と思われます。しかるに、ただいま申しましたように、日本憲法は遺憾ながらその点については何ら望ましい規定を設けておりません」（森戸, 1975b: 449,下線は引用者）

そして、4 年後の 1951（昭和 26）年に経済安定本部が「労働全収権思想」に裏打ちされた「利潤分配制法案」を提出することになるのである。それは、森戸が大正期に精力的に研究した「労働全収権思想」が排除された「日本国憲法」の不備を克服する事実上の社会主義宣言であった。

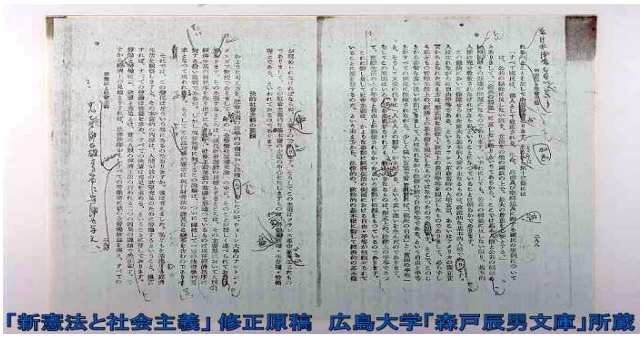

「新憲法と社会主義」修正原稿　広島大学「森戸辰男文庫」所蔵

４－２－７　その他

４－２－７－１　賀川豊彦（かがわとよひこ）（1888 年生-1960 年没）
－友愛の政治経済学と協同組合運動、そして利益分配法－

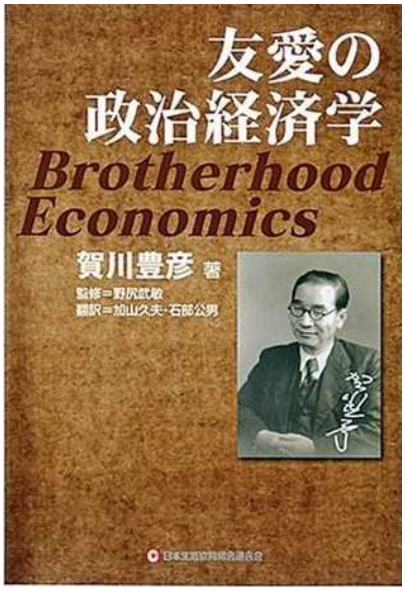

最後に、上記の４大学の関係者ではないが、大正デモクラシーの同時代人として日本の協同組合の父であり、国民皆保険に尽力したといわれる賀川豊彦について簡単に触れておこう。隅谷三喜男(1995)によると神戸市に生まれる。幼少期に相次いで父母と死別して、5 歳の時姉と共に徳島の本家に引き取られるも、兄の放蕩により 15 歳の時に賀川家は破産してしまい、叔父の森六兵衛の家に移る。旧制徳島中学校（現・徳島県立城南高等学校）に通っていた 1904（明治 37）年、16 歳の時に日本基督教会徳島教会にて南長老ミッションの宣教師 H・W・マヤスより受洗をうける。この頃に本稿でも論じた安部磯雄や木下尚江の著作を読み、キリスト教社会主義に共感を覚える。またトルストイの反戦思想にも影響を受け、軍事教練サボタージュ事件を起こす。伝道者を志し、1905（明治 38）年に明治学院高等部神学予科に入学、卒業後の 1907（明治 40）年、新設の神戸神学校（神戸中央神学校）に入学する。

結核に苦しみ、また信仰への懐疑に懊悩しながら、やがて貧民問題を通じて、イエスの精神を発揮したいと一念発起し、1909（明治 42）年に神戸市新川のスラムに住み込み、路傍伝道を開始する。1911（明治 44）年に神戸神学校を卒業、1912（大正元）年には一

膳飯屋「天国屋」を開業した。1914（大正 3）年渡米し、プリンストン大学・プリンストン神学校に学び、1915（大正 4）年スラムでの経験を踏まえて『貧民心理之研究』を出版する。賀川はこの「穢多村の研究」で、犯罪の多い部落民が異人の子孫であるという人種起源説を主張した。後に、文中に差別思想があるとして部落解放運動関係者から批判されている。1917（大正 6）年に帰国すると、神戸のスラムに戻り無料巡回診療を始めた。また、米国留学中の体験から貧困問題を解決する手段として労働組合運動を重要視した賀川は、鈴木文治率いる友愛会に接触し、1919（大正 8 年）年友愛会関西労働同盟会を結成する、理事長となった。同年日本基督教会で牧師の資格を得る。1920（大正 9 年）年に自伝的小説『死線を越えて』を出版、一大ベストセラーとなり、賀川の名を世間に広めた。印税はほとんど関与した社会運動のために投じられた。また同年、労働者の生活安定を目的として神戸購買組合（灘神戸生協を経て現・コープこうべ＝日本最大の生協）を設立、生活協同組合運動にも取り組んだ。また、武藤富男らと共に、キリスト教系業界紙、キリスト新聞（発行元;キリスト新聞社）を立ち上げた。

1921（大正 10）年、神戸の三菱造船所（現・三菱重工業神戸造船所）・川崎造船所（現・川崎造船神戸工場）における大争議を指導したが、会社側の強硬な対応により敗北を喫し、これを契機に関西の労働運動において急進的なサンディカリスト（労働組合主義）の勢力が増していった。暴力を否定し、時には無抵抗主義を唱える賀川の人格主義的な主張は、次第に敬して遠ざけられるようになっていった。賀川はやがて農民運動に活躍の場を移すことになる。

1922（大正 11）年、協力者の杉山元治郎とともに日本農民組合を設立し、本格的に農民運動に取り組んだ。組合は急速に発展し、3 年後の 1925（大正 14）年末には組合員数は 7 万人を超えた。この間、1923（大正 12）年に発生した関東大震災の罹災者救済活動を行う。また無産政党運動にも積極的に関与し、1926（昭和元年）年の労働農民党結成に当たっては執行委員に就任するが、同年末の左右分裂に際して党を脱退した。

1920 年代後半以降は、社会運動から宗教活動へと比重を移していった。1929（昭和 4）年、日本基督教連盟の特別協議会は賀川の主導により「神の国運動」を議決、賀川は「百万人の救霊」を目標として、1932（昭和 7）年まで全国を伝道のため巡回した。また米国・中国・欧州等世界各国で講演活動を行う。第二次大戦に関しては国際戦争反対者同盟に属したが、1943（昭和 18）年 11 月の憲兵隊による取調べを境に同同盟を脱退、国際友和会日本支部を自ら解散している。太平洋戦争後期において、多くの宗教家と同じく戦争に

協力的な姿勢であった。戦後は東久邇宮内閣参与や勅選貴族院議員を務め、日本社会党の結成にも参画した。幣原内閣解散後の吉田組閣の難航に伴い総理大臣候補として名の上がった事もあるという。晩年は世界連邦運動に取り組み、ノーベル文学賞と平和賞の候補となったという（なお、同時に「コープこうべ」ウェブサイトも参照した。http://www.kobe.coop.or.jp/about/toyohiko/index.html.2009.11.24）。

賀川豊彦は「協同組合主義」であり、確かに西欧のマルクスを含める社会主義者が唱えるように、性格概念としての「協同組合」＝「利潤分配」で形態概念としては「株式会社」から「労働者会社」（労働者株式制）という発想はないようである。

しかしながら、小南（2007）もいうように、賀川豊彦はマルクス研究ならびにラスキンの研究と共に、数は少ないながらプルードン研究も行っている。さらに、草稿としては多くのプルードン研究が見られることは、賀川豊彦の蔵書、草稿、書簡、説教テープなどを保管する「財団法人雲柱社 賀川豊彦記念・松沢資料館」で確認することが出来る（撮影画像参照）。

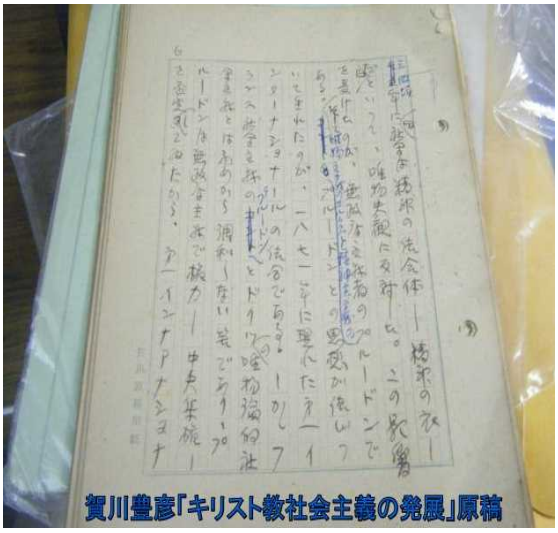

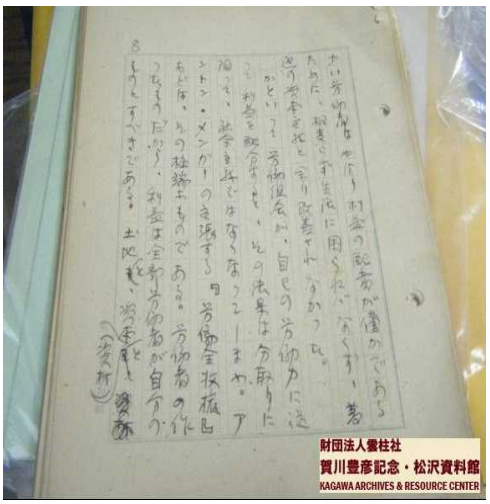

ここでは、小南浩一の先行研究を紹介したい。小南（2007）によれば、賀川経済論の起こりとされる 1920（大正 9）年に出版された『主観経済の原理』の中の第 1 章「主観経済学の大系」の中で、井箆節三がどんな社会主義や労働運動に関する数百の論文よりも、賀川のわずか 18 ページにしかならない、この 1 章を読んだ方がよい、との絶賛の言葉を紹介している。さらに井箆節三は加賀を豊彦の中に新しいプルードンを発見したという井箆節三「賀川君とプルードン」という論文を紹介している。また、賀川の「主観経済学の大系」や「社会連帯責任」『労働者新聞第 13 号』での「剰余価値の存在は一種の犯罪である」と「『金儲け』と云うことは、実は『金盗み』と云うことである」といった言い回しはプ

ルードンから影響を受けた表現であるという。

小南（2007）は賀川とプルードンの思想の共通性とその現代的意義を 5 点に分けている。第一に「労働観」である。プルードンの労働を苦痛と考える西欧的な伝統的労働観とは違い、労働者アーティスト論を展開し労働を「芸術」にまで高めることを提唱したが、賀川も『労働者崇拝論』や『自由組合論』において、労働は苦痛ではなく芸術であること「金儲けのみが眼中にあって労働の愉快を保証し無い資本主義を破壊せねばならぬ……中利益……労働は一個の芸術である……私は労働の自由を主張する。強制されたる今日の賃金奴隷の苦痛より自由と喜びの労働の自由に入らねばならぬ。そり為に、我等は、労働の自主権即ち労働者の産業管理権を叫ぶものである」（賀川, 1963: 15-16）という言葉とプルードンの思想性の類似点を上げている。

第二点は、「自由観」である。そして、小南浩一は賀川の自由観をもとに「賀川はロシア革命を、暴力革命によって政治革命には一応の成功をみたが、経済的には失敗したと見ていた。そこには思想の自由も、言論、職業選択、投票、信仰、移動の自由もない」（小南, 2007: 19）という賀川のロシア革命観を紹介し、プルードンの政治革命よりも経済革命の強調論との類似性を指摘している。

第三点は、資本主義の経済構造には、生産制度よりもむしろ交換制度の改造こそが重要だとする賀川とプルードンの共通性である。賀川は現場における資本の搾取に対しては、生産組合＝労働組合による労働者自らの「産業自治」によって対抗し、消費の段階では消費組合によって商業資本に対抗しようとした。生産者組合と消費組合の連携構想ということ、さらに貨幣の集中と冨の集中を防止するための貨幣制度の代わりの「信用切符制度」などはプルードンの「交換銀行」と「人民銀行」の発想そのものだという。

第四点は、産業の自主管理である。賀川の『新神戸』誌や『労働者新聞』等で語った、労働者が真に労働の主人公になるためには「工場を民主化」し、「産業の自治」を実現せねばならないと主張した。賀川は、労働運動の目標を賃金の増額や労働時間の短縮にとどまらず、人間性の回復にあるとした。こうした人間性の回復に至労働運動の具体的な最終目標は、雇用条件から利益分配に至までの工場経営に関するすべての問題に労働者が参与する権利を認めさせることにあった。これなどは、まさにプルードンの思想であると（小南,2007:23）いう。

第五点は、革命のプロセスである。賀川は、実際の労働運動や農民運動において、革命手段としての暴力を排した。真の革命のためには、制度改革と同時に、精神的改造が遂行

されねばならない。それらは徐々にゆっくりとした経緯をたどる漸進主義を主張した。革命には民衆の「意識革命」が必要だと説いた。これもプルードンとの認識と共通する（小南,2007:24）という。そして、民衆の「意識革命」が実現し、現実の社会に対して具体的な「改造」を積み上げていくことで、国家や資本を揚棄した自由な社会を実現するというのが賀川、プルードンの考え方であった。そして賀川の実践は資本主義の内側から資本主義を超える「静かなる社会改造運動」として展開されたのが賀川の消費組合運動であった（小南,2007:25）という。

そして、賀川の漸進的革命論の集大成となったものが、1936（昭和 11）年にアメリカで出版された Toyohiko Kagawa、1937、*Brotherhood Economics*、London（=2009、野尻武敏監修、加山久夫・石部公男訳『友愛の政治経済学』、以下、Kagawa（1937=2009）と略す）である。

しばらく邦訳が出版されていなかったが、2009（平成 21）年に実に 73 年ぶりに邦訳が出版された。大まかな目次を見てみよう、

序文
第 1 章　カオスからの抜け道はあるのか
第 2 章　キリストと経済
第 3 章　唯物的経済官の誤り
第 4 章　変革の哲学
第 5 章　世々を貫く兄弟愛
第 6 章　現代の協同組合運動
第 7 章　兄弟愛の行動
第 8 章　協同組合国家
第 9 章　友愛に基づく世界平和

以上である。特に「第 4 章　変革の哲学」は暴力革命と経済革命の違いを描いており、「第 6 章　現代の協同組合運動」では、同時代人と同様に、利潤分配の父、ルクレールが設立したロッチデール協同組合システムの説明、「第 7 章　兄弟愛の行動」では多様な相互組織の必要性を説き、第 8 章と第 9 章において、「資本主義から協同組合へ」という賀川のいう「静かなる社会改造運動」の結果である「世界の協同組合化」である。賀川はい

う、

「世界の経済体制を「協同組合化」する努力を今すぐ始めよう。これが達成されたとき、私たちは、私たちが世界平和の確立への唯一の確かな基盤を固めたことを見出すであろう」（Kagawa, 1937=2009: 160）

賀川の「協同組合」に対する思いは、プルードンやマルクスをも含め 19 世紀後半の社会主義者たちが、「協同組合」の性格としての平等性や利潤分配などを残しながら経済的指導形態としては「株式会社」に革命の可能性を見たものと比べると違和感がある。明らかに１９世紀前半から中葉の社会主義的な考え方になっている。しかし、同じ労働者においても「社員」と「職工」という身分制度があった時代であることを考えれば、当時としては画期的な言説であったと思われる。

最後に、賀川が「利潤分配」に関して、はっきりと言及した文献を提示しておこう。それは、1919（大正 8）年に『改造』8 月号に掲載された論文「どれだけ儲けると善いか」（以下、賀川（1919）と略す）である。

この論文は、株式の配当問題と賃金制度を論じたものであるが、次のようにいう。

「私の考えでは、資本と云ふものは、結局は社會と勞働者が生産したもので、社會そのものが生産したもので、社會そのものが管理して居るものであるから、今日私有になつて居るのは眞違つて私有になつて居るのである。或特殊な人々が是より生ずる利益を獨占することは凡ての場合不可であると云ふのである……歐米に於いて利益配分制度が多く行はれて居る。レクルール Edme Jean Leclaire から始まつて、今日英國には約百三十三の利益分配工場（一九一二年）が有つて、資本家は、その利益を自ら制限し、勞働者には利益を多く與へ、また支配人もその經營力を一種の投資と見なして、一定の利益分配を受けているが、之を社會政策の根本基礎から批判するならば、實に矛盾の多いものであつて、要するに、資本主義分化を永続性のものと見るところにこの制度の失敗が有るのであるけれども、之がもし更に進んで、工場自治即ち、勞働者自ら工場の主人公となり、今日の企業家が大統領となり、資本は公有となつて、その工場の組合が借用しているものであるとなる時代への豫習だとすれば全く捨てたものでは無い。今日の勞働組合はこの方向を全く排除して、工場自治を抜いて、資本國有

をすぐに主張して居るのは餘りに性急すぎた考えであろうと思ふのである。……つまり、利益分配の工場經營では今迄餘りに欺かれて來たから、勞働者は資本家の惡戯を信じ無いのであるが、資本家が、自己の金儲けの為に利益配分法を實施する様なことをし無ければ、之は工場民主への一歩として大いに歓迎すべきである」（賀川, 1919: 71-72,文字飾りは賀川のもの、下線は引用者）

今日、この賀川の文章を読む上では注意が必要である。現在の資本主義下では資本は「社会的公器」＝賀川の表現した「公有」であるのに資本家が独占しているということである。何も、国有、市町村有（今日でいう公有）にせよ、といっていないことに注意を要する。

今までの「利益配分制＝利潤分配制」は、資本主義存続のための資本家が恩恵的に労働者に与えていたものであった。労働者の自主管理の上で、企業家大統領＝経営労働者が統括し、企業が社会的公器となり、工場の組合が借用しているもの＝占有体制になって、それが資本主義的な資本家の金儲けのために実施するのでなければ、民主化のため大いに歓迎すべきであるといっているのである。

つまり賀川は「利潤分配制度」の論議が多く行われていた時代にあって、次章の第 5 章で見るように資本主義的で恩恵的な当時の我が国も含めた「利潤分配制」疑似企業を批判しているのである。

４－２－７－２　「協調会」利潤分配制関係資料

以上の大学研究者の研究成果とともに、本章の終わりとして「財団法人協調會」の研究成果をみていこう。先にも述べたとおり、「社会政策学会」は「大原社会問題研究所」と「協調会」に事実上分裂したが、その一端である「協調會」は労使（資）協調のために 1919 年（大正 8）12 月に設立された。第一次世界大戦を通じて日本の資本主義産業は飛躍的な発展を遂げ、労働者数は激増したが、労働争議が続発、労働組合運動も活発になり、また 1917（大正 6）年のロシア革命と 1918（大正 7）年の米騒動など内外の事件で労働者の気風も変化し、階級対立が憂慮されるようになった。このような情勢に対し、労働者、使用者（資本家）、公益および政府の四者代表によって管理される労使協調機関の設立が考えられ、内相床次（とこなみ）竹二郎の発議で貴族院議長の徳川家達（いえさと）、衆議院

議長の大岡育造、枢密院議長の清浦奎吾（けいご）、財界の長老である渋沢栄一らが準備し、政府補助金 200 万円、財界などの寄付金 680 万円で設立された。同年４月、東京帝国大学と同年５月、京都帝国大学の「経済学部」が法学部から同じ理由で独立している。

労働組合は、当時最大の友愛会なども戦闘化の傾向を強め、労働者の階級的成長を阻止するものだと参加を拒否したため、労働者代表ぬきで発足した。しかし、比較的に公平な立場からの内外労働事情の調査・研究、月刊機関誌『労働政策時報』『労働年鑑』その他の刊行物は高く評価された。また労働者教育、労働争議の仲裁などの事業を行い、戦時下の 1938 年（昭和 13）には産業報国運動を提唱して労働者の軍需生産への動員に協力したので、後の労働三法の内の「労働関係調整法」の草案的な著作である 1928 年（昭和 13）年の協調會時局對策委員會編『勞資關係調整方策』（協調會）を発表しているのにもかかわらず、第二次大戦後の 1946 年（昭和 21）6 月、連合国最高司令部（ＧＨＱ）の勧告により解散させられている。

ここでは、「協調會」が「利潤分配制」に関する研究、調査報告、調査報告依頼、蔵書などを紹介していく。大学人脈とともに太平洋戦争の戦後直後の「利潤分配制」論議と、経済デモクラシーを展開していく上で、明らかに参照されたと思えるからである。

あえて「思える」といったのは訳がある。それは、後に詳述するが、戦後直後の「利潤分配制」にかんする民間の経済民主化案（経済同友会）には、参考参照文献が明示されていない。又、経済安定本部が提出した「利潤分配法案」の解説書には、協調會の調査研究、報告書を参照引用文献とはしていない。当時の日本が連合国の「占領期」（1945（昭和 20）年－ 1952（昭和 27）年まで）だった影響が強いと思われる。しかし、明らかに協調會の調査研究、報告書を参照しているのである。それを現在、法政大学大原社会問題研究所の「協調會」資料から時系列的にあげてみよう（画像も参照のこと）。

まず、翻訳物であるが 1920（大正 9）年のボリス・エムメット編、協調会訳『米国に於ける利益分配法』（協調会）とジョン・ヒルトン、協調會訳『英国に於ける利益分配制度』（協調会）の出版。よく、1921（大正 10）年のブラムステット博士監修、独逸帝国統計局労働統計課編纂、協調會訳『独逸に於ける利益分配制度の研究及提案』の出版があげられる。太平洋戦争後の 1957（昭和 32）年に日本生産本部がアメリカ利潤分配調査財団、フィリップ・A.ノールトン、日本生産性本部訳、1957、『利潤分配制―米国における 300 会社の実例』（日本生産本部）を報告しているが、その先行する研究はすでに大正期に協調會が行っているのである。さらに、協調會の蔵書として瀧本誠一（1920）の他、1918（大正 7）年に原著出版された、ダブリュー・バリット等著、板橋卓一訳『利益分配の理論と実際』（日本評論社）を所蔵している。中心となるのは、J.S ミルらが理論化していた労働者参加または「共同運営型利潤分配制＝パートナーシップ」である。

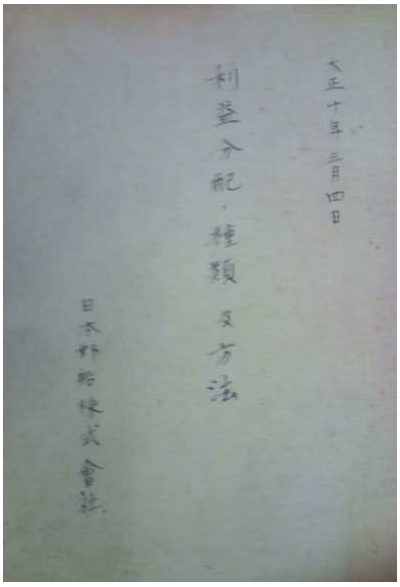

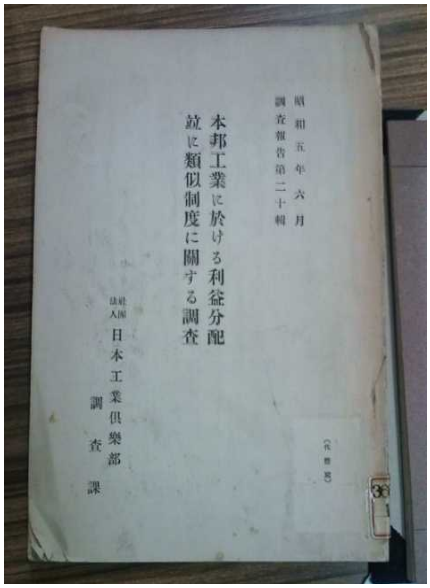

研究書報告書は、1921（大正 10）年、日本郵船株式会社に依頼した『利益分配ノ種類及方法』と 1930（昭和 5）年に日本工業倶楽部に調査依頼した日本工業倶楽部編『本邦工業に於ける利益分配並に類似制度に関する調査』（日本工業倶楽部、以下、日本工業倶楽部編（1930）と略す）をあげることができる。

主に、おおむね今まで紹介してきた大学人脈での「利潤分配制」の研究を協調會として独自の切り口で研究調査がなされているものである。また、「利潤分配制」とは異なるアメリカの「従業員持ち株制度」を独自に研究しており、その成果が 1928（昭和 3）年の協

調會『従業員株式購入制度』(協調会)としてまとめられている。

以上のように、大正期から昭和初期までに「協調會」は「利益分配制＝利潤分配制」を深く詳細に研究調査していることがわかるのである。なお、「協調會」は、このようにイギリスやアメリカの「パートナーシップ」の議論を踏まえて、日本工業倶楽部編（1930）への調査依頼を含めて、日本の大正期から昭和初期までの「利潤分配実施企業」をアンケートなどを実施して詳細に検討している。これは、次章の第 5 章で詳しくみることにする。

第５章　大正デモクラシーと「利潤分配制」に関する世相、公文書、法案、そして実施企業
－「疑似利潤分配」企業を実証分析していた「協調会」－

はじめに

これまで、大学人脈を中心に「利潤分配制」を論じていた文献を紹介してきた。大正デモクラシー期には、「利潤分配制度」が「ロシア革命」、「マルクス主義」の合間を縫って提唱されていた。次に、この時期の「利潤分配制」に関する世の中の動向を具体的に見ていくことにしたい。当時の「新聞記事」や「公文書」を時系列的に見ていくことにする。なお、資料は「大阪産業勞働資料館」、神戸大学図書館デジタルアーカイブ「新聞記事文庫」、「国立公文書館」に所蔵の資料より収集したものである。

５－１　「利潤分配」に関係する新聞記事、関連公文書、法案

1912（明治 45、大正元）年は労働団体である友愛会（ゆうあいかい）結成された。1912 年 8 月 1 日にクリスチャンである鈴木文治ら 15 名が集まって組織された。結成当時は労働組合という性格ではなく、労働者同士の相互扶助が目的で、性格としては共済組合であった。労働者の団結と解放を主張していた[*45]。

このような時代背景の中で、1912.7.25（明治 45）年の『中外商業新報』には「罷業の救済策－英国の利潤分配法－□説」という記事がある。

「危険思想の出現」としてサンヂカリズム[*46]のことが説明されている。

「欧洲諸国は申すに及ばず、米合衆国に至るまで労働者の頻々たる同盟罷工に由って少からず工業界の不安を感じ居れるは注意すべき最近の事象也、如何にせば工業界より、此不安を除却し得べきか、社会問題として虞らく之に上こす重大問題はあらざるべし、此問題に対し適当なる解決の発見されざるが為め、所謂サンヂカリズムの如き極端説現れ産業は資本家の産業にあらずして労働者の産業ならざるべからずという説さえ流布せらるるに至る、過般英国に坑夫の大同盟罷業あるや、此説俄然として一層の勢力を占めんとするものの如し、危険思想の頭を擡げ来れるに徴するも同盟罷業の救済策が如何に刻下の喫緊事項たるかを知るべき也」（労働問題-1-057）

この情況を打破するための「救済策は二途（二つの途）」があるという。その一つが「利潤分配制」であると主張している。

「救済の策は必ずしも一二に止まらずと雖も、要は資本主と労働者の関係を平滑円満ならしむるにあり、此関係にして調和されざらんか、工業界の不安は容易に其痕跡を絶つ能わざるべし、然らば如何にして此関係の調和を保ち得べき、此疑問に対し斯道の専門家及び経験家が従来略々一致したりと認むべき見解は、第一利潤分配法を用ゆること、第二労働者の代表者を監督官庁に採用することの二途なるが如し、但し此原理を如何なる程度まで実現せば所期の効果を収めて産業の興隆を計り得べきや、事茲

に至れば、今日も猶お明快なる断案に接せず、識者大概ね此点に迷う所あるが如く察せらる」（労働問題-1-057、下線は引用者）

そしてその一端を「英国の利潤分配法」に求めている。ＪＳミルからフェビアン協会[*47]にいたる非マルクス系社会主義を紹介している。

「近頃英国有数の瓦斯会社相集り利潤分配法に対する一案を作成したるが、該案の要点は労働者の標準賃銀を資本家に対する五歩の配当率（払込資本額に対し五歩也）と比例せしめんとするにありて、配当率一歩を増す毎に労働者の慰労金も亦賃銀の二十分一宛を増す也、尤も鉄道就業員の如く同盟罷業の原則が只単に会社の利益金問題に存せず、寧ろ一般生活費の騰貴に存する者は以上の如き利潤分配法の作成を以て罷業救済策となす能わずと雖も、鉱山労働者等に対しては確に幾分の解決を促し得べき策たること疑う迄もなし」（労働問題-1-057）

しかし、この利潤分配制は失敗の歴史であったという。

「罷業救済策として利潤分配法の適用されたるは、是迄にも其例鮮からず、大罷業の演ぜられたる後には各工業会社争うて此方法を採り来れるが如し、例えば、一八八九年の英国に船渠（せんきょ）人夫の大罷業あるや、利潤分配法は一代の流行となり、其後四年間に八十四種の分配法実施されたる位也、然れ共是等分配法の六十六種は、幾何も無く会社の放棄する所となり、其目的を十分貫徹する能ざりき。該法が英国最近の四十五年間に案出せられし種類は、殆ど二百有余種の多きに及べども、継続して実施されたる者甚だ稀れ也、今英国通商局の発表せる統計を見るに英国最近の四十五年間に、利潤分配法の失敗に帰せし主要原因次の如し、資本主の方にて其結果に満足せざりし者四十件、労働者側にて其結果に満足せざりし者十四件、利益の減少及び損失の為め斯くなりし者三十件、破産に本づく者二十一件、商売変えに本づく者十七件也、即ち英国に於ける利潤分配法は、罷業救済策として寧ろ失敗の歴史に近し然れ共最近に瓦斯（がす）会社の立案したる利潤分配法は、成功の望みある者として一般に多大の期待を繋がれつつある者の如し、果して然らば工業界の不安甚しき折柄真に欣ぶべき福音と云うべき也 」（労働問題-1-057、下線部は引用者）

1918（大正 7）年は、前年の 1917（大正 6 年）に「ロシア革命」が起こっている。そして、先に述べたが、この年には「米騒動」が勃発し、反ソビエト勢力の支援を名目としたロシアへの干渉戦争である「シベリア出兵」がおこなわれている。そして、翌年の 1919（大正 8）年には東京帝国大学と京都帝国大学に「経済学部」が日本で始めて設立されている。この時代背景の中で、1918.10.30（大正 7 年）付けの『福岡毎日新聞』には「労働問題の一転機」と題して「利潤分配」を語っている。

「 従来我国の為政者及有識者の多数は、労働問題に対して寧ろ否定的、圧伏的若くは黙殺的態度を執り来りしも、時勢の変動は到底何時迄も此の如き態度を以て一貫するを許さざるば勿論、現に時局中急速力を以て展開したる工業勃興を背景として、資本家対労働者の軋轢抗争が漸次□醸せられて□ば恐るべき火の手を見たるは最近の事実にして、今や我国に於ても資本制度の確立と共に労働問題の暗流が折に触れ事に接して澎湃（ほうはい）たる濁波を挙げ来らんとするば掩う可らず、…中略…点一方実業界の巨頭たる渋沢男の如き人が率先して社会政策を高唱し労働組合の公認、利潤分配制の普及に尽力せんとするを聴て窃に心強く感ぜずんばあらず、固より労働問題に対して用意研究すべきものは頗る多端にして、之が匡救解決には各般の方面より着手するを要す、…中略…吾人は之に答えて、労働問題解決の関鍵は結局労働者の自発的意識的の覚醒と行動に在るべく、而して之を期するには先ず彼等を教育せよ、啓発せよ、訓練せよと云わんと欲す、蓋し労働者に対する思想的乃至智能的教導機関の施設と労働組合の公認とは、必ず我国家社会が断行せざる可らざる時代の急務たる也、（麗湖） 」

（労働-3-037、□の字は読み取り不能箇所、下線は引用者）

資本と労働の軋轢に対して、政府は無策であるが実業界の渋沢栄一は社会政策として勞働組合の公認、利潤分配制度の普及に尽くしていると政府批判をしている記事である。翌年、1919（大正 8）年には、渋沢栄一・徳川家達らを中心に設立された労資協調のための研究調査・社会事業を行う財団法人である「協調會」が設立されることになる。

1919.7.20 （大正 8）付けの『時事新報』では「利潤分配新制 ： 株主八割労働二割」と題してイギリスにおける利潤分配制度を具体的に紹介している。

「最近英国の一海事機械製造会社は四千人の使用労働者の幸福を計る目的にて新なる利潤分配制度を計画せり其内容を聞くに該会社の二船渠に於ける事務員職工監督等二十一歳以上の男女使用人全部は比分配に与るものにて其の分配率は株主側八割、被傭者側二割なるが右二割の分配利潤は各被傭者の賃銀に準拠して割当てらるるものなり而して被傭者が分配を受くる資格を得るは入社後一年を経たる後にて其後と雖も故意の欠勤が一年を通じて十二日に達する時は其の年に於ける該資格は当然失わるべし但し病気欠勤公定休日或は一地□乃至一般罷工の場合は此限りに非ずと雖も同盟罷工に就きては殆んど正当欠勤と做さるる場合無きが如し該制度は明年一月一日より実施せらるべく而して有効期間は三年たりと云う 」（ 労働-5-131、□の字は読み取り不能箇所）

同年の 1919.8.25 （大正 8)付けの『國民新聞』において「労資対等の待遇 / 藤田謙一」では「吾人は先ず以て、利潤分配の改善に取懸らねばならぬ」、「労資対等の待遇」という提言のもと以下のようにいう。

「 要するに吾人の主張は、資本及び労働の両階級を、均しく生産の協力者たる意味から、相互に対等の価値を認めて、対等の待遇を為す可しと謂うに在る。株式会社事業を例に云えば、従来株主配当が事業経営の殆ど万事万端を支配したと謂っても過言でないが、斯かる不公正なる因習的欠陥を超脱して、会社事業に於て、資本に対して事業上の利益から先ず一定歩合の利息を引去り、更に事業の性質如何に応じて、或は投下資本に対して更に一定の危険負担に対する報酬を支払、之を控除して利益に尚残余あれば之を資本労働の間に平等に分配せんとするのである。茲(ここ)に謂(い)う労働は之を広義に取扱い、精神と肉体とを問わず、報酬を目的として之を使役するもの--即ち従来の賞与金なるものは、資本家が恩恵的に与えたものであったが、利益の分配となると、労働契約の一項に之を収めることとなり、労働者は之を受くる権利を握ったことになる。是れ偶労働者の人格を尊重する一端ともなる。乍併利益分配制度は、一種の協同組織であるから、欠損の場合には其の一部は労働者之を負担せねばならぬ筈と云う議論も当然生じ得るが、元来吾人が此の主張を為す所以は、社会改造の第一歩として、漸(ようや)く我国に発芽し来った労働問題を、擁護長養し、其の美果を収めしめ度いと云う微衷に出ずるので、畢竟(ひつきよう)労働者を物質的にも精神的にも向上せしめ、産業の安定を確保せんとするに在る。夫れには先ず『分配すべき利益は主として労働者の努力と勤勉とに

依りて生じたる事』を経済的基礎とし、『欠損の場合には労働者には分配停止以上の責任を負わさない』と云う原則を肯定して懸らなければならぬ」（労働-6-038、下線は引用者）。

賞与金、すなわちボーナス制度は資本家が恩恵的に与えたものだが、「利潤分配制」は労働協約の一部となり、労働者の権利であるという。ここでいう「協働」の輸入原語は何であるのかはわからない。しかし、本稿でこれまで実証してきたように association であることはまず間違いない。確かに、この筆者が言うように欧米の一部では現時点で利益分配制度を実行しているが、その成績を経済的に批判すると、多大の弱点がある。そして事業経営が苦境に陥っている者もある。たとえいかなる主義にせよ、現代の経済組織に遂行し、先行して、単独で実行するというのは、至難の業である。しかし、我が国の現状を見ると、それが難しい問題だか、その理由だけで永久に「利潤分配制」の主張をさけることを許さない、と主張している。

さらに同年の 1919.9.25 （大正 8）付け『大阪時事新報』にて「利潤分配の新傾向 ： 国家資本労働の三分 / 小山健三談」では次のように言っている。長いが引用しよう。

「労働者側に拠って共産的利潤分配案の叫声を聞き少からず資本家の偸安を驚かせり時局後各種の事業は概して相当の利益を収めるためが就中最も幸運を継続せるは本邦紡績業にして其利潤は実に一期数千万円の多きに上り会社経営者は充分なる社内保留と株主配当を常に五割以上と為すも尚利潤余りに多く何れも其の処分方法に就て苦心しつつあるものの如し考課状面に現れたる利潤の外更に多額の利潤隠蔽せられ居れりと伝えらるる所以のものは畢竟経営者が社会の各方面より所謂暴利収得者として誹謗の焦点となることを避けんとする一の陋策より出づるに外ならざるも大勢は益々其事実を増進し常事者として今や却って金を懐に苦しむの状態に陥らしめり左れば之れ等の利潤は将来何等かの方法に拠りて処分せらるべきは当然の成行にして資本家たる株主の要求は先ず郵船に於て其鋒鋩を顕したるが紡績会社に対しても必ず同様の欲求を見るべきは争うべからざる命数なり而も一方に於て産業要素として資本と対応すべき筋肉並に智識の両者を抱括せる労働階級の利潤分配の欲念は日を追うて急なるものあるは世人周知の趨勢なり故に之等の利潤処分を比較的公平とするには少くとも労働階級

に其何割かの分配を為さざるべからざるべし併し乍ら産業の発達に伴う事業の利潤は純理論より観て只労資の協調努力のみに拠りて生ぜるにあらず国家が種種の施設を廻らし産業の発達を保護するが為めなるを以て国家も亦利潤の分配に与る当然の権利者なりとの見解は近来欧米の産業界に於て適確に実証せられつつあり従って最も公平なる分配は国家資本労働の三者を以てせざるべからずとは近頃識者間に唱道せらるる処にして恐らく利潤処分案の将来を支配すべき鉄則なるべきも過去の事績よりして得たる現在の利潤を此鉄則に拠って支配すべきか否やに関しては多少の問題を存する処にして資本家側は恰も当然の権利なるが如くに解し現在の利益処分を資本家側に於て壟断せんとし或は積立金を増資金に充当するが若くは最も多額の分配を求むべきや必せり資本の増加に拠って強て配当の減少を装うことが今日資本家の擁護策として行わるべき流行性を示しつつあれば当分紡績会社其他には斯くの如き資本家擁護策行わるべきも果して今後に之を永続し踏襲し得べきや否やは甚だ疑問なり世界の利潤分配の風潮は国家資本労働の三分を原則として認めつつあれば国家は労資間の争闘を緩和すべき一手段としても資本家に対し累進法に則り特別の利得税を賦課して利潤の分配を受け更に進んでは配当に制限を加うるが如く分配案に対し国家が相当の干渉を加うるに至るを免れざるべく然らざれば労資間の争闘は到底円満なる解決を望むべからず云々 」（労働-6-068、下線は引用者）

1919.9.25（大正 8）付けの『大阪時事新報』「利潤分配の新傾向－国家資本労働の三分」という同様な記事がある。このように、国家、資本、労働の三者の協力関係により「利潤分配制度」を成立させ、労使関係の円満な解決を提唱している。さらに同年の 1919.8.25（大正 8）付け『大阪毎日新聞』では「デモクラシイの工場＝パイプ会社の民本主義＝」と題し、アメリカの利潤分配制度実施企業を紹介している。これらは、第二次大戦後、ＧＨＱ命令により「経済安定本部」にアメリカのデモクラシー企業＝利潤分配制企業を視察させているが、この時期すでに我が国では研究が進んでいたと言うことがわかるのである。

また、1919.10.3 （大正 8）付けの『東京日日新聞』には「労働問題転化 ： 経済組織の変更」においても「利潤分配制」が提唱されている。

1920.1.12 （大正 9）付けの『大阪時事新報』は「海員労働問題－利潤分配の意義如何－大阪海上専務 多羅尾浅太郎氏談」という記事では、海員労働者は一般的勤め人のような労働時間、休暇・休息等が不定期であり、なおさら「利潤分配制」の適用が不可欠である

ことを説いている。

『国民新聞』は 1924.11.2 から 1924.11.6（大正 13）までに河上肇が『貧乏物語』（1917（大正 6）年）において、研究成果を引用しているアーノルド・ラウントリー（A.Rowntree）「産業不安と其対策」（1922）の堀敏一の抄訳を掲載している。

1924.11.2 付けでは、次のようにラウントリーを紹介している。

「アーノルド・エス・ラウントリー氏は英国ヨーク市の製菓会社々長として実業界に錚々たる地位を占むると共に、夙く一八八九年同市労働者生計の実地調査を試みて世界に冠たる英国社会労働政策の実際的基石を据えたる功労者の一人である、氏は又其半生を捧げたる名著「貧乏」以下二十種に近き著書に於て労働問題の建設的網領を提唱せるのみならず、ロイド・ジョージ氏の戦時内閣に招かれて軍需省に枢要の地位を占めて其実際政策の枢機に参尽せる社会政策の大家である、河上博士の名著「貧乏物語」の中にも数頁を割いて氏の貴重なる研究を引用してある」（産業 3-068）

抄訳の内、1924.11.6 付け『国民新聞』においてラウントリーの「利潤分配制」を紹介している。労使間対立の解決策としての「労資勢力の均衡」、「合理的な労働時間、老後への経済保障失業など不安原因の除去」、「労働条件決定の労働者参加権」を論じた後、次のように「利潤分配制」について述べている。

「労働者に産業上の利潤分配に予らしむる問題には、私も亦長い間賛成するを得なかった所であるが、今や之れが産業の平和に欠くべからざる条件なる事を認むるに至った。実に労働者は次第に声を高くしてかく雇用主に叫びつつある。「汝は生産増加の為に我等を圧迫している、出来る丈け事業能率を挙げる為めに自分等に協同せよと要求する、出来高払制度の下に於て受け得る個人的利益とは違って、我々の精力は全然関係の無い株主共の配当増加を図るのみではないか」と、かかる見解を有する人々に、産業能率増進の究極の利益が彼等にも及ぶべきを説き聞かせても何の役にも立つまい。何となれば彼等は生産増加の結果、労働市場の撹乱を恐るるに急であるからである、故に若し労資間の溝渠（こうきよ）を埋め、軋轢を協調に導かんと欲せば、我等は先ずこの両者間の間に産業利潤分配の制度を確立すべきではなかろうか、私も亦利潤分配と共同経営に反対せんとする理由を知らぬではない、同時に組織労働者側でも此制度が労働運動

の結束を薄弱ならしむるものとして恐れつつあるを知っている。そこで私は先ず一方雇傭主の迷妄を開くと共に我等雇傭主は、公正なる見地から人類としての労働者の要求に耳を傾けて居るのだと言う事を労働者に知って貰い度い、利潤分配は請負制の代用品であってはならぬ、其れは努力を勧める直接の刺戟と云うより、寧ろ全工場に亙って調和を創造する一つの気分である。併し乍ら若し利潤分配制度が期待通りの好結果を挙げんとすれば如何なる場合でも次の根本的な条件を適用せねばならない、即ち

一　資本家の所得は公正なるべく特に膨張せしむるを得ざる事
二　労働者への利潤分配額に予め決定し置き、別途積立金、管理報酬の過度の増加、其他の理由に依り手加減を加うるの余地なからしむる事
三　計算の正確を期すべく労働者が満足し得る方法を採用する事
四　利潤分配は労働者の正当なる権利なるが故に、これを恩恵視せざる事
五　労働者の自由を束縛する何等の規定をも設けざる事
六　賃銀は組合又は其他相当機関の設定せる率以下とせざる事
七　使用人に組合加入の自由を与うる事
八　利潤分配制度の下に於ては罷業は如何なる形式に於ても之を犯罪視するを得ず

如上の条件に依って利潤分配制を採用する事は結構な事と信ずる、所謂利潤とは余剰利潤、即ち一切の賃銀資本に対する適当なる利子及び企業の危険負担に対する合理的なる報酬を控除せるものなるは勿論であって、換言すれば資本家をして事業の発展上必要なる補給を可能ならしむる報酬全部を控除したるものなるを要する」
（産業 3-068、下線部は引用者）

以上、1912（明治 45）年から、ロシア革命、米騒動、東大と京大の経済学部設立時期の 1917（大正 6）年から 1919（大正 8）年を中心に、1924（大正 13）年までの新聞による「利潤分配制」の紹介記事を見てきた。社会的事象としては 1919（大正 8）年に河上肇が『社会問題研究』を創刊させ、1920（大正 9）年には東大森戸辰雄助教授舌禍事件、東京高商が東京商科大学に昇格し、高畠素之が『資本論』の刊行を開始し、大杉栄が極東社会主義会議に出席している。さらに、1921（大正 10）年には、神戸三井・川崎両造船所で大規模なストがおこなわれている。第一次大戦景気と米高騰による米騒動、第一次大戦

後の戦後恐慌（1919（大正 8）年）という動乱な時代背景をとおして、マルクス主義が台頭していく。これら新聞記事は、大正デモクラシーの高まりのなか、マルクス主義の間隙を縫って非マルクス主義的な社会主義思想である「利潤分配制」が提唱されていることがわかるのである。

この機運に乗じて時の政府は、とくにイギリスの「利潤分配制度」を官僚に研究させている。1927(昭和 2 年)8 月 10 日付けの公文書「公第一七五号」は在英大使館商務書記官、松山晋二郎が外務大臣の田中義一に報告した「英國ニ於ケル利潤分配制ニ関スル件、本件ニ関シ報告書別紙一通送付ス」である（I-0621）。これは、イギリスの労働省が 1926（大正 15、昭和元）年に発表された利潤分配実施企業成績発表を報告したものである。利潤分配の方法、産業別の利潤分配実施企業の実数の増減、農業に関する協働組合における「利潤分配制度」にも言及している。

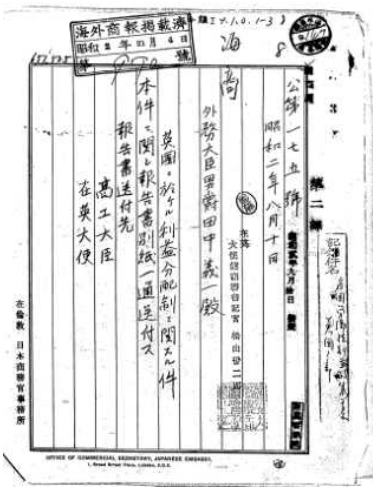

また、1930（昭和 5）年の公文書「公第二〇〇号」は在英大使館商務書記官、松山晋二郎が外務大臣の幣原喜重郎に報告した「英國ニ於ケル利潤分配制及企業参加制」である。200 字詰め原稿用紙 64 枚にも及ぶ手書きの統計資料を含んだ研究報告書である。これによると、1820 年 French National Fire Insurance Co.と 1838 年 The British Union Insurance Co.という先駆的な企業の紹介と利潤分配制の父と呼ばれる Edme-Jean　Leclaire の歴史的な紹介から始まり、利潤分配制実施企業を時系列に紹介している。さらにこの報告書は次のようにいう。

「英国に於いても Leclaire　以前に利潤分配制は試みられ　Lord Wallscourt　の如きは一八二九年愛蘭（アイルランド）私有地に之を採用した由であるが前記　Leclaire　の制度が試みられ

其の成效が報ぜられるに及びジョン、スチュアート・ミル其他の経済學者の注目する所となり漸次研究が重ねられ、一八六五-一八六七年間に数種の当時インダストリアル・パートナーシップと呼ばれた利潤分配制が企てられることになった」（I-0621:5、漢字、送りがな、上線は原文通り）

以上、詳しくは本稿の第 2 章で論じたとおりである。さらに、この報告書は 1923（大正 12）年からの 7 年間の利潤分配制成績比較、共同組合を除く利潤分配制採用企業の統計比較、利潤分配の方法にも言及している。特に「利潤分配の方法」として、「現金で配当」、「株の購入に便宜を提供」、「労働者のために設けた共済基金のようなものに払い込む」という方式を紹介している。その中で、代表的な企業の規約を報告している。

「Brush Electrical Engineering Co.　は現社長 Emile Garckle 氏が、専務取締役たりし一八八七年に夙(つと)に利潤分配制を採用した會社であって現今も参加者一万四千人を有する利潤分配及企業参加制を採用するのであるが、一九二六年十一月成立の現行契約には次の如き役がある。

一、労使双方とも 6 ヶ月の豫告をもって契約を終始することを得

二、十八歳以上の者にして一年勤続者は企業参加たり得

三、株式資本に対し一割の配当を忝したる後に残れる利潤を企業参加者、株主、の両方面に配当するが、其の割合は一年間に得たる賃金、俸給、及配当金額に比例する。そして左の人びとが此の配当に均霑(きんてん)する。

（１）　職工

（２）　週給従業員

（３）　社員

（４）　株主

四、労働者は配当金を以て企業の株を領面價にて購入することを得、斯して得たる株に付随する権利は普通株主の有する者と同様である」

（I-0621:21-23、漢字、送りがなは原文通り。ふりがなは引用者）

さらに、労働者の参加制度に関しては次のようにいう。

「労働者に対して企業の経營に参加する地位を得せしむ制度はコーパートナーシップであるが、前記三百三十の制度中には労働者に対し株の所有を特に容易ならしむるに便宜の方法を講じ居るもの百三十六を含んで居り、一九二九年末迄に廃止せられた三百一の制度中には五十三が斯様な株式分配方法を採て居る」

（I-0621:31-32、漢字、送りがな、上線は原文通り）

コーパートナーシップ、すなわち労働者が企業に投資をし、経営権に参加する方法としては 3 種類あるという。第一に、労働者が単純に株を買い入れるものであり、第二に、利潤分配をおこない、その分配された配当が漸次企業の資本として蓄積されるもの、第三に、労働者が企業に対して資本を投ずるのではなく、労働者が労働を提供する貢献に対して一定の株を分与する方法を紹介し、実施企業の具体例をあげている。さらに、1929 年中に利潤を分配した企業の資料統計、新たに利潤分配制や労働者参加を実施した企業、廃止した企業の統計を含めて報告している。

これらは、この時期の非マルクス主義系の社会主義を紹介したものであり、昭和に入ってからの第二次大戦前の「日本改造計画」、戦後の労働諸政策に直接的、間接的に影響を与えたことに間違いはない。

1934.11.1（昭和 9）の『東京日日新聞』では「疲弊せる農村へ工業利潤分配－都市工業の地方分散化 調査一段落」と題して商工省が「農工連合」を計画していたことを報じている。

「商工省ではかねて農林省の計画しつつある農村工業化と平行して都市工業の地方分散化をはかることなど九年一月より各府県に委嘱してその基礎的資料となるべき統計蒐集のために全国的工業調査を行いつつあったが十月をもって大体一段落するに至った、しかして工業の地方化は

一、工業利潤を農村に分配するの途を開き疲弊せる農村に現金収入を得せしめて農村振興に資せしめる

一、国防上の見地より工業の地方分散を計りもって災害の危険分散を行う

一、農村の低賃銀労働を利用しコストの引下げによる経営の合理化

をその主要目的とするものでその方法としては

(一)都市工業をそのまま地方に移植する

(二)都市工業を分解して地方に移植する

(三)農業水産等原始生産物の加工工業を地方に奨励する

等が考えられ今回の調査も右を目標として行われたものである[*48]」(農村 9-061)

1936.5.25 (昭和 11)付け『大阪毎日新聞』には「衆議院通過の退職積立金法案 : 原案に比べて明かに一歩退却 : だが劃期的の社会立法 」という記事がある。退職積立金を利潤分配制の性格として提出した法案であったが、議会に骨抜きにされてしまった。しかし、退職金のための退職積み立て法案の成立は画期的な内容である、との記事である。長いが引用しよう。

「従来はややもすると全産聯のような資本家階級の主張ばかりを聞いて労働者側のいい分は無視する傾きのあった内務省が二・二六事件後の急迫社会情勢を認識した結果翻訳的といわれた社会局指導精神を清算し無産階級のための「退職積立金および退職手当法案」を制定して今特別議会に上程、十二日以来論議を重ねてきたが二十三日にいたりやっと妥協修正案が纏まり二十四日の衆議院本会議に上程可決今議会唯一の社会立法もいよ々明るみに出ることとなった、修正した退職積立金法案は原案から見れば退却であり、広田内閣唯一の社会立法としては惨めな姿ではあるがそれを法制化した点は日本の社会法制史上劃期的であり今後内務省が強行を意図するであろう社会政策上に印する足跡は大きい…中略…三、第十七条は政府案では事業主側に一定の利潤ある場合賃銀の退職手当として積立てる義務が規定してあった、これに対し政民両党は利潤分配を法制化するのは不都合であり外国にも例のないものとして反撃し内務省側が「利潤分配制度にあらず能力負担制度である」と防戦したあげ足をとって原案を骨抜きにしたものだ「百分の三」の文字を残したが行政官庁の許可を条件として労働者の「企業参加」を防ぎ、しかもその許可を受けた時は積立てずともよいことに修正した、これは原案十七条の目的の大半を喪失したものといっても過言でなく官憲が労働争議を弾圧する口実にあらず幸いだ、原案は明らかに利潤分配主義の基調に立つも

ので「能力負担主義」のどといって弁ずるのは詭弁である、政府が議会ではっきりと利潤分配制度を希望し外国で行わないところを日本で実行することが産業日本の誇りであると力説する方がむしろ利口であった」（労働者保護-7-214）

同年、2.26 事件の混沌、混迷した時期にあって、退職金、退職手当は骨抜きにされたが「利潤分配制度」の一環として成立したのである。

つぎに、思想背景などは無視して、我が国の大正から第二次大戦までの利潤分配制実施企業の具体例を見てみよう。

５－２　大正から第二次大戦前までの利潤分配制度実施企業
－その成功と失敗、ボーナス制への変容－

報知新聞

我國に於ける利潤分配施設

漸次普及傾向あるも根本義の徹底を欠く

次に、わが国が第二次大戦前に利潤分配制度を実施した企業を紹介していこう。先行研究としては石井通則（1952)と深海豊二（1919)、財団法人協調會（1925［1985］）を参照する。

1922.5.12（大正 11）付け『報知新聞』「我国に於ける利潤分配施設－漸次普及傾向あるも根本義の徹底を欠く」と題する記事において、利潤分配実施企業について報道している。重要な記事であるので、すべて引用する。

「欧米諸国に於ける企業利潤の分配については勞働者側は主として論点を社会的公正というに置きまた企業家は専ら勞働能率の増進という点に立論の根据を置きて論議せられ且つ実行せられて来たのであるが我国にあっては従来不定賞与若くは増資株式の分

与という形体に於て間々利潤分配に類似した事実の行われたことはないで無かったが労資両者が公然たる規約を以て予め利潤の分配率を決定したものは殆ど皆無であった然るに近来一般事業界の膨脹と共に労働問題は重要なる社会に一問題を形成することとなり従来の如き不規則な会社の恩恵的分配のみに放擲して置くことが出来なくなり最近ボツボツ一定の正法下に公然利潤分配の制度を立案するものが現れて来た今試みに最近協調会で調査した本制度採用会社と其分配方法を記せば左の如くである

一、大阪鉄工所

（イ）職工及常傭人夫て毎年六月一日及十二月一日に於て就職後一ヶ年を経過した者には奨励金を支給する但し該半期間に欠勤三十日以上に及ぶ時は支給しない

（ロ）奨励金は各自月給の百日分金額に対し株主分配当と同一割合で算定する

二、杉本精練所

（イ）利益金の三割五分を事業基金六割を配当金、五分を場員贈与準備金とし配当金は第一第二に分ち第一配当金は総配当金の六割で場主出資額を場主事業基金持分に対する場員各自の事業基金持分額の按配て各所得額を定めて配当する

（ロ）第二配当金は総配当金の四割とし場員に贈与するもので次の率による成績配当金三割、同予備金五分、賞与金三割五分、特別賞与金二割五分賞与予備金五分

三、富士瓦斯紡績会社

毎期純益金の五分を従業員全部に分配する

四、日本絹撚会社

職員には利益の二分を贈与する

五、開国館製糸所

期末利益の一割乃至二割を職工全員に分配する

六、丸交組製糸所

特別の利益ありたる時は利益の一割を分配する

七、日本正準製糸会社

日本正準倶楽部に本社株二百株に対する配当金を与える

八、共益社鉄工所

利益の一割を職員に一割を職工に与える

九、市田オフセット会社（未詳）

十、片倉製糸会社（未詳）

全體の上から見れば僅々右の十社位で且つ分配及方法等も未だ全く十分なものとはいえぬがいわゆる温情主義を徹底せしむる意味に於て兎に角この種施設は歓迎すべく尚前途徐々に普及の運命にあるらしいがただ茲に遺憾なことは折角の利潤分配施設もやゝもすれば企業主即ち資本家側に悪用せられこれを以て職工の労働組合加入を防止する手段に供せられまたはいはゆる消極的利潤分配と称し利潤を分配する代りにそれ丈け賃銀を低下するなどの傾向があることである故に将来この制度の健全な発達を期する為には少くとも労働組合またはこれを背景とした工場委員会側の確立を必要とする」（労働 9-056、下線は引用者）

このように 1922（大正 11）年の時点で『報知新聞』は、『協調会』の調査資料をもちいて、利潤分配制実施企業を紹介している。これは労働者側の要求から出たものではなく、個々の企業、資本家からの労働者への恩恵的なものであった。イギリスを中心にアメリカなどで普及されているコーパートナーシップではなかった。労働組合の加入防止のために、資本家側の悪用した者であることを報道している。

表5－1

工場名	所在地	企業形態	使用職工概數		
新明知製絲會社	愛知	株式會社	女	一五三	二
			男	一五七	一
近江ベルベット會社	滋賀	同	女		
			男	一五七	一
片倉製絲紡績會社	工場各地 本社東京	同	女	〇〇〇	二五
			男	〇〇〇	二三
和歌山紡織會社	和歌山	同	女	〇〇〇	一四
			男	〇〇〇	一
松太綿布會社	同	同	女	五八	一
			男	〇七	一三
杉本精練所	京都	個人經營	女	〇六	二
			男	四八	一一
大阪鐵工所	大阪	株式會社	女	〇四	三、四八
			男	〇八	一四
横河電機製作所	東京	同	女	〇八	一
			男	〇八	一五
大阪製鎖所	大阪	同	女	四四	一
			男	〇六	一
北海製油會社	北海道	同	女	〇五	一
			男	〇七	
畑田製油所	兵庫	個人經營	女	〇七	
			男	〇八	
伊藤醤油醸造所	神奈川	同	女	〇八	
			男	〇八	
平野荷札製造所	東京	同	女	五五	一
			男	五五	一
芳文堂印刷所	山梨	同	女	〇	三
			男	〇	未詳

財團法人協調會(1925[1985]:167) より転載

それでは、この新聞記事のもとの情報源である『協調會』は、どのような見解を示しているのであろうか。財団法人協調會（1925［1985］）から見ていくことにする。それによると、1925（大正 14）時点での、利潤分配制を実施している企業の数は少ない。実際に調査してみると多くは期末賞与（ボーナス）と何ら変わりなく、本当の意味での利潤分配制度を実施している企業は非常に少ない（財団法人協調會 1925［1985］:166-167）という。協調會は、その代表的な企業を表にしている（表 4-1）。これによると片倉製糸会社と横河電機製作所は株式会社であるが個人経営の色彩が強い会社であった。

表5－2

(1) 創始の時

伊藤醤油醸造所	大正三年
畑田製油所	同五年
平野荷札製造所	同五年
松太綿布	同六年
新明知製絲	同八年
大阪鐵工所	同八年
近江ベルベット	同八年
和歌山紡織	大正八年
大阪製鎖所	同八年
片倉製絲	同九年
横河電機製作所	同九年
北海製油會社	同九年
杉本精練所	現制度 同十年
芳文堂印刷所	同十一年

財団法人協調會(1925[1985]:167)より転載

つまり、言い換えれば上記の小数企業を除いて、共同企業（複数の出資者が存在する）や大企業は実施していなかったと言うことである。

さらに、利潤分配制を実施した企業の創始の時期を表らしている（表 4-2)。これによると、1919（大正 8）年、1920(大正 9)年頃の、労働問題が急激に台頭してきたことに刺激されて創始されたものと、それ以前にすでに実施されたものに分けられるという(財団法人協調會 1925[1985]:167)。前者に属するものは主として会社組織のもので多数の職工を使用しており、後者に属する者の多くは個人経営の小工場であることに注意せよといっている(財団法人協調會 1925[1985]:167)。

利潤分配制の実施目的として 2 種類に大別できるという。まず、第一に、主として能率の増進を目指した経営技術の目的と社会的正義の二つを調和させ、その間に全体の目的を持つもの。第二に、経営技術的な目的のみを持つもの。それは、施設の創始にあたって工場の経済的な増進という意外には、何も考慮していないものである。第一のものに属する井藤醤油醸造所、平野荷札製造所は利潤分配の主な動機が、企業の利益は労働者に対しても当然分配すべきであるという、社会的連帯感から来ている。それは工場主の人格的反映の結果である。また、利潤分配制度を実施している諸工場はいずれにしても資本家が自発的に実施したものであり、職工の要望により実施されたものは一つもない(財団法人協調會 1925[1985]:167-168)という。協調會はさらに、利潤を分配するための約定関係、各個人に対する支給額算出方法、受給者の範囲、分配の時期と分配様式、利益がないときはどのようにするか、利益分配以外の賞与について、という項目を足して利潤分配実施企業の詳細を調査している。その一部が 1922.5.12(大正 11)付け『報知新聞』において報道されたのである。

協調會は利潤分配制度を廃止した工場もあわせて報告している。

「富士瓦斯紡績株式會社」は、利益金減少のため各一人あたりの賞与が著しく低額となったため、利潤分配制度を廃止して経常費の内より賞与金（ボーナス）を支給することにした。利潤分配制度からボーナス制度への変容である。

「會陽製絲株式會社」は納税額を少なくする必要上、経費の中より従前通り利潤分配金を支払うことにしたため形式上、制度を廃止した。

「製英舎印刷所」は関東大震災に伴う損失のため廃止した。

「日の出製麺株式會社」は損失のため廃止。

「神戸印刷工業株式會社」はわが国唯一の労働組合工場であったが、労働条件があまりにも理想的すぎたため、ついに経営困難になった。そこで、工場組織を全く一変させたことにより利潤分配制度は廃止した。

「日本製絲株式會社」も會陽製絲株式會社と同じように、納税額を少なくする必要上、経費の中より従前通り利潤分配金を支払うことにしたため形式上、制度を廃止した。

「西野紡織株式會社」は欠損続のため利潤分配制を廃止している（以上、財団法人協調會 1925［1985］:175）。

以上のごとく、損失、欠損、政府的支援がないため納税の問題などから利潤分配制度がより資本家による恩恵的な賞与（ボーナス）に変容されているのである。

協調會は調査結果をふまえて、我が国の「利潤分配制度」について次のように結論づけている。調査したこれらの工場の利潤分配制の受益者の範囲としては、一社だけ職工数の四割しか適用していないというものを除いて、おおむね適合的であった。労働条件もよかった。ただ、残念なのは、利潤分配制を実施する上で最も肝要であるべき賃金に対する分配の割合が、多くの工場においてあまりにも低率であった。一人あたりの分配金額はあまりにも過小なものであった。事業界の不振の今日といいながら、小数の工場を除き、賃金に対する分配金の割合が 3 パーセントにも満たない状態にあっては、一般的におこなわれている期末賞与と実質上何らの差異も認められない。したがって、職工たちも本制度に対して無関心になりがちである。何らの期待も持ち得ない。したがって、わが国における利潤分配制度の実施結果は、小数の個人経営的色彩の濃い特殊工場を除いては、大体において創始の動機、目的に副っていない状況を示している（財団法人協調會 1925［1985］:175）と。

まとめ

大正期の利潤分配制企業は、このように、そのほとんどが本来の目的に適うものではな

かった。こうした反省から、西欧社会主義者たちが唱える「出資と経営の分離」論を理論的な武器として、個人企業、小企業ではなく大企業に「利潤分配制度」を適合させていこうとする動きが出てくる。それが戦時統制経済に使われたが「日本改造計画」での経済政策である。この時期を通じて、さらに第二次大戦直後のわが国での「出資と経営分離」、「利潤分配制」に関する国会審議、経済同友会による「企業民主化試案」の発表。経済安定本部「利潤分配制法案」へとつながっていくのである。次章において、「日本改造計画」から始まる 1940（昭和 15 年－）体制における経済構造を「利潤分配制」という観点から論じていくことにする。そこにどのような変容があったのか、戦後直後の「利潤分配制」の考え方と、その変容は日本の高度成長政策に如何に反映されたのか。その政策の評価点と反省点をふまえ、現在のわが国が抱えている問題点を浮き彫りにしていきたい。

特に第２部、第３章、第４章、に関する図書収集場所は以下の通りである。

「文献一覧」に示した文献は欧文邦文、資料あわせて約２５０点に及んだが、直接引用したものや直接に先行研究としてあげたものにすぎない。その他、関連のあった膨大な資料は割愛した。

大阪大学中央図書館（本庄文庫、黒正文庫など図書収集を中心に欧文、邦文文献の収集を行った）。**京都大学経済学部図書室**（ビッヒャー文庫、柴田文庫）、 同上「河上文庫」（河上肇手沢本、ノートの収集）。 **独立行政法人 労働政策研究・研修機構/労働図書館特殊文庫「隅谷三喜男寄贈図書」**（明治期から大正期の貴重図書の収集、貴重図書、または経年劣化などを理由に公立図書館で複写を拒否された資料はここで収集した。本文に使用した書籍画像はここによる）。**国立国会図書館国立公文書館**（主にマイクロフィルムになっている明治、大正期の雑誌をウェブ検索申し込みにより収集した）。**国立公文書館**（東京本館、つくば分館を訪問し、ウェブ検索申し込みにより収集した）。 **大阪産業資料館（エル・ライブラリー）**（「大阪朝日新聞」、高野文庫や書籍などを中心にパンフレット、チラシ、ガリ刷り資料など希少な資料を収集した）。 **賀川豊彦記念「松沢資料館」**（賀川豊彦の原稿や賀川の蔵書を中心に賀川の婦人である「ハルの日記」なども含め収集した）。 **広島大学「森戸辰男記念館」**（森戸の原稿や未発表ノート、福田徳三、河上肇などとの往復書簡などを中心に訪問して収集した）。 **神戸大学図書館デジタルアーカイブ「新聞記事文庫」**（明治・大正期の新聞を検索し収集した）。**国会会議録検索システム**（関連した国会議事録を収集した）、**法政大学大原社会問題研究所**（向坂文庫、「協調会」関係資料、「協調会」所蔵の蔵書などを検索し資料収集のために訪問した）。**大阪市立大学文書館**（河田嗣郎関係文書の収集のため訪問して資料を収集した）。**大阪市立大学福田文庫貴重書画像データベース**（福田の原稿や手沢本の検索を中心に行った）。そのほか**北海道大学中央図書館、東京大学中央図書館、札幌大学図書館**も利用した。

第２部注

*1 会員には旧幕府官僚で、開成所の関係者が多かった。1874 年（明治 7 年）3 月から機関誌『明六雑誌』(岩波文庫全 3 巻)を発行、開化期の啓蒙に指導的役割を果たしたが、1875 年（明治 8 年)、政府の讒謗律（ざんぼうりつ)・新聞紙条例が施行されたことで機関誌の発行は 43 号で中絶・廃刊に追い込まれ事実上解散となった。その後、明六社は明六会となり、東京学士会院、帝国学士院を経て、日本学士院へと至る流れの先駆をなした。

*2

講座派

『日本資本主義発達史講座』に論陣を張った野呂栄太郎、山田盛太郎、平野義太郎、羽仁五郎、服部之総らの人々で、明治維新後の日本資本主義を絶対的な天皇国家権力と地主的土地所有という封建的要素を共存させたものとして分析した。したがって当面する革命は絶対主義天皇制を打破し、ブルジョア民主主義革命を経て、社会主義革命を行うべきだという二段階革命論が主張された。(天皇制の専制性、地主的土地所有の封建性)

労農派

雑誌『労農』に拠った山川均、猪俣津南雄、櫛田民蔵、向坂逸郎、土屋喬雄らの人々。明治維新をブルジョア革命と規定し、明治維新以降の日本をブルジョア階級の支配する基本的に資本主義的な社会と考える。地主的土地所有の半封建的な性格を否定し(つまり資本家的地主)、天皇制のブルジョア的性質を認めた。したがって革命の任務は直接に社会主義革命を目指す一段革命が主張された。(天皇制のブルジョア性、土地所有の資本主義性)

*3（「毀釈」は、釈迦の教えをすてる意）明治初年の仏教排撃運動。1868 年（慶応 4）の神仏分離令などの神道国教化政策の下で、神道家などを中心に各地で寺院・仏像・仏具・仏典の破壊や僧侶の還俗強制などがおきた。

*4 第２次大戦前の中央官庁。1873 年設置，1885 年内閣の一省。警察・地方行政など内政一般を管轄。1887 年造神宮使庁をおき国家神道(しんとう)政策を強化，1928 年特別高等警察（特高）制度を全国に実施し，治安維持法を運用して労働運動・言論を弾圧した。

*5 植木枝盛,1880,『言論自由論』の目次は次のようになっている。

『言論自由論』目次

発端

言論ノ自由ハ天然ニ出ツルヲ論ス

言論ノ自由ノ人生エ闕ク（か）可カヲサルヲ論ス

言辞ハ文字ヨリモ優ル所アルヲ論ス

語辞ノ勢力ヲ論ス

人間必ス言論ノ自由ヲ有ス可キヲ論ス

言論ノ自由ハ国家ニ於テモ亦緊要ナルヲ論ス

其二

其三

其四

其五

或人ノ問ニ答フ

其二

其三

其四

政府民論ヲ処スルノ道ヲ論ス

欧米ノ諸国言論ノ自由ヲ重スルヲ論ス

結論

植木は、１８９０（明治２３）年、第１回衆議院議員に当選するが、１８９２（明治２５）年の第２回総選挙を前に３６歳の若さで死去した。１８８１（明治１４）年に植木の起草した「日本国国憲案」は主権在民の画期的な憲法草案だったが明治政府に葬られ、実に６５年後の１９４６年の日本国憲法において、ようやくその思想が引き継がれることとなったのである。

植木枝盛の「東洋大日本国国憲法按（あん）」

人権規定３６ヵ条、被疑者の権利などの裁判に関する３５ヵ条及び政府への抵抗権（第７２条）に現れている。

第１条

日本国ハ日本国憲法ニシタガッテコレヲタテルコトヲ持ス

第５条

日本ノ国家ハ日本各人ノ自由権利ヲ殺滅スル規則ヲ作リテ之ヲ行フヲ得ス

第４２条

日本人民ハ法律上ニ於テ平等トナス

第４９条

日本人民ハ思想ノ自由ヲ有ス

第７０条

政府国憲ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハザルコトヲ得

第７１条

政府官吏圧制ヲ為ストキハ日本人民ハ之ヲ排斥スルヲ得

第７２条

政府恣（ほしいまま）ニ国憲ニ背キ、擅（ほしいまま）ニ人民ノ自由権利ヲ侵害シ、建国ノ旨趣（ししゅ）ヲ妨タルトキハ……新政府ヲ建設スルコトヲ得

（http://www.cc.matsuyama-u.ac.jp/~tamura/uekiemori.htm#uekiemori,2009.9.11）

*6 久米武彦編修(2005)から使節団の旅程を読み取ると次の通りになる。太陰暦の明治 4 年（1871 年）に横浜港を船で出発し、太平洋を渡り、サンフランシスコに上陸。アメリカ大陸を横断しワシントン D.C.を訪問したが、アメリカには約 8 ヶ月もの長期滞在となってしまう。その後、大西洋を渡り、ヨーロッパ各国を訪問した。ヨーロッパでの訪問国は、イギリス（4 ヶ月）・フランス（2 ヶ月）・ベルギー・オランダ・ドイツ（3 週間）・ロシア（2 週間）・デンマーク・スウェーデン・イタリア・オーストリア・スイスの 12 カ国に上る。帰途は、地中海からスエズ運河を通過し、紅海を経てアジア各国（セイロン、シンガポール、サイゴン、香港、上海等）への訪問も行われたが、これはヨーロッパでの滞在に比べれば短いものであった。日本への帰国は当初予定から大きく遅れ、出発から 1 年 10 ヶ月後の明治 6 年（1873 年）9 月 13 日、同じ横浜港である。留守政府では朝鮮出兵を巡る征韓論が争われ、使節の帰国後に明治 6 年の政変に至る。

*7 パリ・コミューン（仏: Commune de Paris、英: Paris Commune）は、1871 年 3 月 26 日にパリで民衆が蜂起して誕生した革命政府である。世界初の労働者階級の自治による民主国家と評される。パリ・コミューンの誕生は後の社会主義・共産主義の運動にも大きな影響をおよぼした

*8 アマースト大学では、後に札幌農学校教頭となるウィリアム・スミス・クラークから

化学の授業を受けていた。クラークにとっては最初の日本人学生であり、この縁でクラークは来日することとなった。

*9 フィラデルフィア生まれ。 19 世紀後半、特に 1879 年の『進歩と貧困』の出版以来、政治経済学者として、世界中の著名人を惹きつけた。土地と税制に関する見解、特に土地から得る「単一税」が公平かつ公正な社会を維持するために十分であるとする主張は、オーストラリアにおける彼に対する関心を高めた。

1840 年代以来、オーストラリアで社会問題の中核をなしていた土地問題に、ジョージが再び火をつけることになった。そこで、シドニーで 1887 年に設立された土地国有化連盟 Land Nationalisation League は、1890 年に彼をオーストラリアへ招いた。ただし、この組織は、1889 年に単一税連盟 Single Tax League と名称を変えていた。

彼は、東部の 3 つの主要植民地と南オーストラリアを回り、政治信念を説き、多くの聴衆を集めた。というのも、ジョージが単一税の立場ゆえに、熱心な自由貿易主義者であり、しかも私的土地所有に反対していたからである。しかし、オーストラリアでの彼の主張は、単純に人々に受け入れられたわけではなかった。自由貿易擁護は、富裕な階級に訴えるものがあったが、その土地に関する主張は彼らの疑念を呼びおこした。労働運動は、単一税に関する彼の主張を喜んで受け入れたが、彼の社会主義と組合運動に対する敵意は、労働者がその支持者となることをためらわせた。

ジョージの主張は社会政策となるというよりは、むしろ主として討論そのものを活発化させるだけに終わった。

http://www.ajf.australia.or.jp/aboutajf/publications/sirneil/dict/GeorgeHenry.html. 2009.9. 21

*10 ドイツの政治学者、社会主義者、労働者運動の指導者である。19 世紀ドイツにおいてはマルクス、エンゲルスと並び、同等またそれ以上の評価をされていた人物である。富裕なユダヤ人の商人の家庭に生まれ、1843 年～ 1845 年にかけ、ブレスラウ大学、ベルリン大学の両大学で学び、自らの社会主義思想にヘーゲル哲学の基礎づけを行い、ヘーゲル左派の人物の一人となる。1848 年の 3 月革命に参加する中でマルクスと知り合い、『新ライン新聞』の民主主義の党派に属して活動する。同 1848 年 11 月に武装蜂起煽動の容疑で逮捕され 1851 年まで拘留されている。1857 年にベルリンに移り著書『ヘラクレイトスの哲学』で学会に名を高める。1859 年にはマルクスの『経済学批判』出版に協力している。共産主義者同盟（1847 年）のメンバーでもあったが、革命戦略を巡ってマルクスおよびエンゲルスと対立した。1862 年に「労働者綱領」を著し、当時の当時の資本主義国家を批

判し、いわゆる「夜警国家論」を説いたことは、有名である。1863 年には、全ドイツ労働者協会を創設。後にこの組織はマルクス派のドイツ労働者連盟と合併し、ドイツ社会民主党に発展した。また、労働者の貧窮の原因を追究し、生産組合と普通選挙による国家社会主義の実現を主張した。ただ、財政的にも恵まれていた全ドイツ労働者協会の会長任期中、1864 年 8 月 31 日、ジュネーヴにて一女性との婚約のもつれから挑んだ決闘で命を落とす。オットー・フォン・ビスマルクとは親友であり、国家社会主義とされるビスマルクの社会政策はラッサールからの影響によるものだと言われている。

(http://ja.wikipedia.org/wiki/2009.9.21)参照改作引用

*11 熊本洋学校に学び、洋学校閉鎖後は京都の同志社英学校に転校の後退学。明治 14 年（1881 年)、帰郷して大江義塾を創設、地方新聞に執筆寄稿。

明治 18 年（1885 年)、『第 19 世紀日本の青年及其教育』、19 年（1886 年)、『将来之日本』で論壇デビューする。上京して民友社を結成し平民主義を主張する月刊誌『国民之友』を主宰。明治 21 年（1888 年） - 22 年（1889 年)、大同団結運動支援の論陣を張った。明治 23 年（1890 年）には『國民新聞』を創刊。

明治 27 年（1894 年)、対外硬六派に接近し第 2 次伊藤内閣を攻撃、開戦前より朝鮮出兵論を高唱し日清戦争の戦況を報道。日清戦争後の三国干渉に衝撃を受け、平民主義から強硬な国権論・国家膨脹主義に転じる。明治 30 年（1897 年)、松方内閣の内務省勅任参事官に就任し、従来の反政府の立場からの変節を非難された。、蘇峰が山縣有朋や桂太郎との結びつきを深め、ポーツマス講話条約に賛成したことから、國民新聞社は明治 38 年（1905 年）の日比谷焼打事件で暴徒の襲撃を受けた。明治 43（1910 年)、初代朝鮮総督の寺内正毅の依頼に応じ、朝鮮総督府の機関新聞社、京城日報社の監督に就いた。明治 44 年（1911 年）に貴族院勅選議員となった。

大正 2 年（1913 年）の第一次護憲運動（大正政変）では、國民新聞社は桂太郎首相のご用新聞と目され、再び暴徒の襲撃を受けた。桂の失脚に伴い政界を離れ、以降は、時事評論と修史に健筆を揮った。大正 7 年（1918 年)、『近世日本国民史』連載開始に際し、京城日報社監督を辞任した。

体制派言論人の頭目として大正デモクラシーに反発[3]。昭和 3 年（1928 年）には蘇峰の『文章報国四〇年祝賀会』（青山会館）が開催。昭和 4 年（1929 年）に國民新聞から追放されたが、大阪毎日新聞社・東京日日新聞社の社賓に迎えられた。昭和 6 年（1931 年)『新成簀堂叢書』の刊行を開始。白閥打破[4]、皇室中心主義、興亜の大義、挙国一致

を喧伝した。昭和 12 年（1937 年）にはその主著『近世日本国民史』により学士院恩賜賞を受賞。昭和 16 年の太平洋戦争開戦の詔書を添削している。 昭和 17 年（1942 年）には大日本文学報国会を設立し会長に就任。昭和 18 年（1943 年）には文化勲章を受章（敗戦後に返却）。

昭和 17 年に大日本言論報国会会長に就任。無条件降伏受諾に反対し天皇の非常大権の発動を画策したが実現しなかった。戦前の日本における最大のオピニオンリーダーであった蘇峰は終戦後に A 級戦犯容疑を受けたが、老齢と三叉神経痛のため自宅拘禁となり不起訴となった。公職追放となり熱海市に蟄居した。

日本歴史学会編(1999)より

また、「徳冨蘇峰記念館」web page も参照した

（http://www2.ocn.ne.jp/~tsoho/index.html.2009.9. 21）

*12 第 1 巻は『一九世紀之体制』、第 2 巻は『世界経済上之変動』、第 3 巻は『国家と政府』、第 4 巻は『教育と遺伝』、第 5 巻は『文明之弊及其救治』であった。

*13 明治-昭和時代前期のキリスト教社会主義者。文久元年 9 月 19 日生まれ。横浜で J.H. バラの英語塾にまなび、キリスト教に入信。アメリカに留学後、ゆにてりあん協会惟一(ゆいいつ)社の説教師となる。明治 31 年安部磯雄らと社会主義研究会を結成。のち東京外国語学校(現東京外大)教授となり、英語教育にも業績があった。昭和 19 年 2 月 16 日死去。84 歳。伊予(いよ)(愛媛県)出身。同志社英学校卒。社会主義研究会第六回大会、明治 32 年で「カール・マルクスの社会主義」について報告する。

*14 岸本栄太郎編・解説 1955,『片山潜・田添鐵二集』青木文庫。219 頁参照。

*15*外交官で国際法学者の信夫淳平の三男として、父の任地である韓国の仁川で生まれる。信夫韓一郎（新聞記者、元朝日新聞社代表取締役専務）は兄。1934 年、九州帝国大学を卒業し、マルクス主義的な立場から在野で日本近代史の研究を行う。唯物論研究会に所属し、1938 年には治安維持法違反容疑で、特別高等警察に逮捕されたこともある。

大正時代の政治史研究のパイオニアであり、「大正デモクラシー」の命名者としても知られる。1950 年、名古屋大学法学部教授に迎えられ、1953 年には『大正政治史』によって毎日出版文化賞を受賞した。1973 年に名古屋大学を退官した後も、旺盛に執筆活動を続けた。

晩年は、著書・論文で「大東亜戦争」の呼称を用いるようになり、「アジア・太平洋戦争」の呼称を提唱した弟子の柳沢英二郎や木坂順一郎らからいさめられたが、耳を貸そう

とはしなかった。

*16*日本では脱税に対して初めて刑事罰を導入された時期でもある（大石,2009)。

17　後世の評価の評価として、大正デモクラシーは戦後民主主義を形成する遺産として大きな意味を持ったと指摘する論者もライシャワーをはじめ数多い。また、石橋湛山は自著『大正時代の真評価』において大正時代を「デモクラシーの発展史上特筆大書すべき新時期」と評価している。一方で、この思想を基本とする保守派知識人達は戦後世代から「オールドリベラリスト」と呼ばれる。

*18　1883 年新潟県佐渡郡湊町に生まる。佐渡中学中退後、19 歳頃より論文を主として佐渡新聞に発表。1906 年 5 月東京で、『国体論及び純正社会主義』を自費出版するが、一週間を経ずして発禁の処分を受く。同年 10 月、革命評論社同人となり、ついで中国革命同盟会に入党。この前後より黒竜会の内田良平、清藤幸七郎と中国革命家宋教仁との交渉始まる。1910 年黒竜会編纂部に入る。1911 年辛亥革命の勃発とともに 11 月上海に渡り、主として揚子江を中心とする革命軍の戦闘に参加。1913 年日本官意による中国退去命令で帰国。1915 年『支那革命外史』執筆。1916 年再び上海に渡る。1919 年 8 月『国家改造案原理大綱』をこの上海で書き上げ同年末帰国、猶存社に入る。この前後より本名輝次郎を一輝と改む。1923 年『国家改造案原理大綱』を『日本改造法案大綱』と改題し伏字、削除のまま改造杜より公刊。宮中某重大事件、十五銀行恐喝事件、朴烈・文子怪写真問題、ロンドン軍縮会議の統帥権干犯問題、10 月事件などに関係、怪文書を発行し、また西田税を仲介として陸軍の青年将校と結び、国家改造運動の黒幕的存在とみなされた。1936 年の 2・26 の関係者として逮捕され、翌年 8 月 19 日、民間側の首魁として銃殺さる。

http://www.msz.co.jp/book/author/14237.html.2009.10.11

*19 なお、本書の目次は次のようになっている。

緒言

巻一　国民の天皇

憲法停止－天皇の原義－華族制度の廃止－普通選挙－国民の自由の回復

－国家改造内閣－国家改造議会－皇室財産の国家下付

巻二　私有財産の制限

私有財産限度－改造後の私有財産限度超過者－在郷軍人団会議

巻三　土地処分三則

私有地限度－私有地限度を超過せる土地の国有－土地徴集機関－将来の私有地限度超過者－徴集地の民有生－都市の土地市有制－国有たるべき土地

巻四　大資本の国家統一

私人生産業限度－私人生産業限度を超過せる生産業の国有－資本徴集機関－改造後私人生産業限度を超過せるもの－国家の生産的組織－其一銀行省－其二航海省－其三鉱業省－其四農業省－其五工業省－其六商業省－其七鉄道省－莫大なる国庫収入

巻五　労働者の権利

労働省の任務－労働賃金－労働時間－労働者の利益配当－幼年労働の禁止－婦人労働

巻六　国民の生活権利

児童の権利－国家扶養の義務－国民教育の権利－婦人人権の擁護－国民人権の擁護－勲功者の権利－私有財産の権利

巻七　朝鮮其

*20 特に、日本を占領した連合国軍総司令部。初代最高司令官（SCAP）はマッカーサー。占領政策を推進し、戦後改革を行なった。対日講和条約発効とともに廃止。

*21 目次としては次のようになっている

緒　　言

第一編　社会主義の経済的正義第

第二編　社会主義の倫理的理想第

第三編　生物進化論と社会哲学第

第四編　いわゆる国体論の復古的革命主義第

第五編　社会主義の啓蒙運動第

*22 その作業経過としてミネルバ書房より『北一輝自筆修正版国体論及び純正社会主義』，長谷川 雄一（編集），萩原 稔（編集），クリストファー・W.A. スピルマン（編集），Christopher W.A. Szpilman（原著）として 2008 年に刊行されている。

*23 他人をおとしいれるために、事実でないことを言ってそしること。

*24 公武合体（こうぶがったい）は、江戸時代後期（幕末）に公家（朝廷）の伝統的権威と、武家（幕府）を結びつけて幕府権力の再構築をはかろうとした政策論をいう。

*25「社会政策学会趣意書」は次の通りである。

現存する「社会政策学会」ウェブサイトから転載する。

独逸今日の経済上の進歩は半学者の力に成れるは人のよく知る所なり。社会政策学会が社会の調和分配の適宜を計るが為に研究する所ありしが、今や社会問題漸く興らんとするに際し金井、戸水、平島、諸氏の発起人となり檄を四方に飛ばし毎月一回神田一ツ橋学士会院事務所に於て講究会を開き社会問題につき其の弊を未然に防ぎ以て完全なる経済の進歩に献替する所あらんとす。予輩は其の社会に功あると独逸に於けると同じからんを祈る。従て世の斯会に目を属する普通一般の会と異る所あり、今後の行動につき詳細に報道する所あらんとす。其趣意書を掲げて斯の会の目的の在る所を示さん

近時我邦の実業は長足の進歩をなし国富の増進誠に著しきものあり、是れ余輩の大に悦ぶ所なり。然れども是れが為に貧富の懸隔梢々其度を高め、従て社会の調和次第に破れんとするの兆あり。殊に資本家と労働者との衝突の如きは已に其萠芽を見る。余輩思て此に至る毎に未だ曽て悚然たらずんばあらず。今にして之れが救済の策を講せざれば後日臍を噛むも其れ或は及ぶこと無けん。殷鑑遠からず、夫の欧洲にあり。於是乎余輩相集て本会を組織し此問題を研究せんと欲す。

余輩は放任主義に反対す。何となれば極端なる利己心の発動と制限なき自由競争とは貧富の懸隔を甚しくすればなり。余輩は又社会主義に反対す。何となれば現在の経済組織を破壊し、資本家の絶滅を図るは、国運の進歩に害あればなり。余輩の主義とする所は、現在の私有的経済組織を維持し、其範囲内に於て箇人の活動と国家の権力とに由って階級の軋轢を防ぎ、社会の調和を期するにあり。此主義に本き、内外の事例に徴し、学理に照らし、社会問題を講究するは実に是本会の目的なり。此に趣意書を草して江湖の諸君子に告ぐ。

（http://wwwsoc.nii.ac.jp/sssp/history-6.html.2009.10.12）

*26 主要な会員は次の通りである。

桑田熊蔵、山崎覚次郎、島田三郎、金井延、田島錦治、小野塚喜平次、高野岩三郎、高野房太郎、佐久間貞一、和田垣謙三、矢作栄蔵、片山潜、建部遯吾、戸水寛人、美濃部達吉、内田銀蔵、中島信虎、関一、柳田国男、上田貞次郎、添田寿一、堀江帰一、気賀勘重、横井時敬、神戸正雄、高岡熊雄、河田嗣郎、河津暹、福田徳三、河上肇、森戸辰男、大内兵衛

*27 社会政策学会第十五回大会記事

社会政策学会は大正十年十二月十七、八日の両日東京帝国大学に於て第十五回大会を開けり。予定の順序次の如くなれども事実に於ては若干の変更あり即ち講演順序の如きは都合により本論叢輯録の如く変じたり。

社会政策学会第十五回大会順序

第一日　十二月十七日(土曜)午後一時東京帝国大学講堂に於て開会

一、開会之辞

一、討議　賃銀制度並に純益分配制度

報告者　東京商科大学教授　福田徳三君

報告者　神田孝一君

会員討議

第二日　十二月十八日(日曜)正午より東京帝国大学講堂に於て開会

一、　講演

時代と韻律　神戸高等商業学校教授　丸谷喜市君

社会問題と経済学説　早稲田大学教授　出井盛之君

国家観上と一新傾向　慶應義塾大学教授　加田哲二君

累進税と平等犠牲説　東京帝国大学教授　土方成美君

社会主義と財政学　京都同志社大学教授　阿部賢一君

経済二元論　東京商科大学教授　山内正瞭君

一、　閉会之辞

一、　会員懇親会　十二月十八日午後六時より東京帝国大学に於て開催

一、　縦覧　十二月十九日（月曜）蒲田松竹キネマ撮影所

即ち第一日を以て討議問題報告及び会員討議に充てたること前例の如く、本大会より報

告のみは公開することゝなしたれば会場には定刻既に聴衆堂に満つ。報告第一席福田博士は現時我国に於て蒐集困難なる実際の材料を努めて利用するの手段を講じ、賃銀形態調査の為め私に質問表を立案し多数の工場其他に問合せ返事に接せるもの九十四、之に加ふるに東京、大阪、神戸の三都市に於て学生其他の助力に依り調査せしもの百七十六、合せて二百七十通の材料に基き、我国に必要適切なる賃銀制度の何たるかを知るに至れる所以を明かにし、之を外国の学説実際と対比説明す。報告は午後一時半より四時二十分に至り約三時間に亘れり。第二席神田孝一君は大正二年以来東京専売局にありて、賃銀制度の実際に触れ来りし経験上より賃銀形態の動態的報告をなす。午後五時四十分報告は了る

午後七時より東京帝国大学山上御殿に於て高野博士司会の下に報告に基きて会員討議会を開く。先づ福田博士討議を希望する主要点を挙げ、神田君、塩沢博士、高野博士、北沢教授、河津博士、早川教授、中西君、丸谷教授諸氏の間に討議あり、九時散会す。

第二日は講演に充てられ、正午より同大学講堂に於て開かる。各講演の要旨を茲に掲ぐることは従来の例なれども、其の要なきを思ひて之を省略せり。本論叢載録の順序に従ひて予定の講演ありたる後最後に上田博士登壇、我邦に於て動もすれば看過せられんとする、国際労働条約案の運命に就て講演あり。

講演終了後同大学山上御殿に於て会員懇親会を開く。次回報告及討議問題に就ては種々の説あり、採決の結果小作問題に決す。席上国際労働条約案が朝野に不問の裡に葬られんとするに対し内外の輿論に訴ふべきことを論議せられ、会員有志の賛同を求め会員有志の名に於て意見書を発表すべきことに決す。乃ち上田貞次郎、河津暹両博士を挙げ、文案起草其他適宜の処置を委任せり。

第三日は会員有志約二十名、午前十時より、府下蒲田松竹キネマ撮影所を縦覧す。斯くして本会第十五回大会は盛会の裡に終了せり。

*28 社会政策学会弁明書をめぐる論争

「社会政策学会弁明書」

社会政策と社会主義

余輩は放任主義に反対す、何となれば極端なる利己心の発動と制限なき自由競争とは貧富の懸隔を甚しくすればなり。余輩は又社会主義に反対す、何となれば現在の経済組織を破壊し資本家の絶滅を図るは国運の進歩に害あればなり、余輩の主義とする所は、現在の私有的経済組織を維持し、其範囲内に於て、箇人の活動と国家の権力とに依て、階級の軋轢

を防ぎ、社会の調和を期するに在り、余輩の目的は着実に社会問題を解釈するに在り。余輩の理想は労働と資本との調和に在り

顧ふに社会政策の趣旨たる、穏当着実にして毫も社会の秩序と国家の安寧と相戻る処なきに反して、社会主義は現在の社会制度及国家組織を破壊するに非んば、到底実行す可からざるものなることは学理の一定せる所にして、社会主義者も亦之を承認せり。欧州に於て社会問題を以て、雲烟過眼に附する極端なる放任主義者には措て問はず、苟も此問題が将来に関係するを知る者は、社会政策が此問題に関する唯一の解釈方法たることを認めざるはなし。然るに我邦有識者にして、二者の間明瞭なる畛域の存ぜることを知らざる者あるは転た痛嘆に堪へず。余輩が茲に本論を公にするもの亦已むを得ざるなり。

現在の経済組織の基礎を為すもの二あり、曰く自由競争、曰く私有財産是れなり。此二者に対して公共の利益国家の必要に応じて、相当の範囲に於て之を制限するは、近世国家の当然為すべきの任務なることは固より疑を容れざる所なり。然れども主義の上より、又理想の上より此二者に対して打撃を加ふる者は即ち現在の経済組織を破壊せんとするものなり、且夫れ此二者は経済進歩の最大要任なり、今若し現在の社会に於て、現在の人類に対し之れを除去せよと云ふ者あらば、此れ吾人の経済生活をして原始時代に復帰せしめんとする者に非ずして何んぞや、然るに社会主義は漫然之れを排斥し、土地資本を公有にし、自由競争を杜絶し、総ての生産機関は之れを国家若しくは自治体の所有と為し、総ての生産事業は其の種類の何たるを問はず。之を公共の事業と為さんとす、何んぞ其の謬妄の甚だしきや

抑も社会主義なるもは、其の由つて来る遠し、而して其理想は古来易はることなきも、実行の方法に就ては十九世紀の中葉に至るまで、其流派は多岐にして其説く処汪洋荒唐なるもの多かりき。然るに「カール、マークス」の著書、一たび世に現はるゝや、独逸に於ける社会主義者は靡然として同一の旗幟の下に集まれり。現今英仏両国に在つては社会主義者の主張する所、未だ全く一に帰せざるの看なきにあらざるも、其多数は概ね「マークス」に私淑せざるは無し。「マークス」の誕生地たり又欧州社会党の中心たる独逸に在りては、今や社会主義の解釈は全く合一せられたり。而して翻つて今我邦社会主義者の主張する所を按ずるに、当初に在つては其観念甚だ明確を欠きたりしも、夫の宣言なる者を見るに、「マークス」の学説に基ける者の如し。

殊に其名称が独逸に於ける社会主義者の団体と同一なるを以て亦之を知るに足るべし。余輩は我邦の今代史に於て、仮りにも社会党の発想てふ一節を加ふるの不幸を悲むと同時に、

我邦に於ける社会主義の観念は此宣言に依つて始めて明確となり。世人をして社会主義と社会政策との間に劃然たる区別を為すことを得せしめたるを悦びなり、而して所謂社会主義なるものは、到頭社会問題を解釈するに足らざるを見るなり。曽て東京市に於て市街鉄道問題の勃興せるに際し、自由放任主義に基ける私有論に反対し、社会政策の上より市有論を主張せるに徴しても、余輩の見る所を知るに足らん。

自由競争と私有財産とを基礎とせる現在の社会組織を維持し、其範囲内に於て社会問題を解釈するの余地は実に綽然たるものあり。幼者婦女の保護の為めに制定する工場法労働者の権利実益を保障する職工組合、労働者の生計を安固ならしむる所の共済組合、若くは労働保険制、細民の勤倹貯蓄を奨励する所の消費組合の如き、此等の社会政策は現在の経済組織と相容れざるものにあらず。欧州に在て既に実効の顕著なるものあり。余輩は此種の画策に依つて漸次我邦の社会問題を解決せんと欲す

余輩が、工場法と云ひ、職工組合と云ひ、労働保険と云ひ、各種の社会政策を主張するは、是等の方法に非んば社会問題を解決する能はざることを確信せるが為めなり。若し夫れ其理想を異にせるも、一二其政策を同ふせるものあるが為めに、社会政策と社会主義とを混同することあらんか、社会党の鎮圧に全力を委したる「ビスマーク」も独逸今帝も、均しく社会主義者なりと云はざるべかず、奈何となれば「ビスマーク」は欧州に於ける労働保険制の創立者にて、独逸今帝は工場法に対して国際同盟を締結せんとしたる程の熱心なる賛成者なればなり。社会主義が其宣言綱領中余輩の夙に主張したるもの、例へば工場法職工組合、消費組合の如き、抑も此等は社会主義者の理想とせる所の土地資本公有の主義と何等与らず。然るに採つて以つて、其綱領となせし所以のもの、其主義たる架空の臆説にして、到底実行を期する能はざることを発見し、終に余輩の主張するものを取り、之を以つ其旗幟に銘するに至りしに過ぎざるのみ。是に由りて之を観れば、其理想に就きては社会政策は所謂社会主義なるものと、実に劃然たる区別あること亦た疑を容れず、世間亦之に関して謬見を抱くものなくんば特り余輩の幸而已ならん

『経済叢書』第 2 号(明治 34 年 7 月)による

http://wwwsoc.nii.ac.jp/sssp/history-9.html.2009.10．12

*29 戦後は、大原社会問題研究所は法政大学に移管し、協調會は解散させられたが、協調會の資料は同大学に保存されている。

*30　なお、金井延が東京帝国大学在職２５周年を記念して、河津暹の責任編集で『金井

教授在職二十五年記念・最近社会政策』を有斐閣書房より 1916（大正 5）年に出版している。執筆者の顔ぶれは、河津の外に神戸正雄、桑田熊蔵、河上肇、高岡熊雄、伊藤重治郎、河田嗣郎、栗津清亮、山本美越乃、小野義一、内田銀蔵、工藤重義、田島錦治、山崎覚治郎、渡邊鐵蔵、福田徳三、高野岩三郎、矢作栄蔵、戸田海市、下村宏、山内正瞭、松岡均平、小川郷太郎、武藤長藏と各大学の人脈を制覇している。ちなみに「跋」（あとがき）は新渡戸稲造が担当している。なお、この時、田島は「貧民問題」を福田は「生存権ノ社會政策」と題する論文を書いている。以後の二人の思想の関連から見て大変に興味深い。

*31 全 4 巻で発売されている。

第 1 巻「商業経済論」

第 2 巻「工業経済論」

第 3 巻「社会政策論」

第 4 巻「特殊問題研究」

となっている。

*32「大逆事件」とは、1910（明治 43）年 5 月、信州の社会主義者宮下太吉ら四名が、「爆発物取締罰則違反」で逮捕されたいわゆる「明科事件」に起こった、政府による、社会主義者、無政府主義者に対する、一大弾圧事件であります。

この「明科事件」の逮捕者が社会主義者の中心人物である幸徳秋水と強いつながりを持った者であったことから、時の政府は、この事件を利用し、天皇暗殺の「一大陰謀事件」を捏造し、幸徳をはじめとする全国の社会主義者を一網打尽に抹殺しようと企んだ。その結果が、二六名が逮捕され、二四名に死刑判決が下されるという、「大逆事件」となった。

*33 戦前の日立製作所では「社員」と「職工」という身分規定に分かれており、それぞれ違った就業規則と懲戒規則が存在した。職工は休憩時間においても作業上を離れることは出来きず職場に不満を漏らしただけでも罰金を取られたり、簡単に解雇された。また、守衛は職工専用の入場門を常時監視し、必要と認めれば職工の身体検査や携行品もチェックできた（岡崎哲二・他,1996）

*34 他の主な参照文献としては以下の通り。なお文献表記は河田が示した通りである。

Report on Profit-Sharing and Labour Co-partnership Abroad,London 1914.

Selingmann（E.R.A.）Principles of Economics,N.Y.1908.

Watking（G.S.）An Introduction to Study of Labor Problems,N.Y.1922.

Zwiedineck-Sudenhorst,Lohnpolitik und Lohntheorie,Leipzing 1900.

*35 なお、労働者生産協働組合（Industrial Co-operation）に関しては『農業社會主義と組合社會主義』 弘文堂、1923（大正 12）年 において研究が為されている。

*36 重要国策を決定するために天皇の下に大本営政府連絡会議（のちの最高戦争指導会議）の構成員を集めて開催されたもの。

*37　Waxweler,Emil,*La participation aux bénéfices*:(=1928,足立北鷗『利益分配論』名著刊行會)である。訳者の足立はベルギー大学に留学しているが、本書の著者である Waxweler は指導教官であった。足立は本書の中扉の中で以下のようにいっている、

「本書を世の資本家と勞働者とに捧げて、之を熟讀玩味せられんことを切望する。勞働争議は「利益分配制度」の為に、跡を斷ちたりとか、勞働者の品位之が為めに向上せりとか、勞資相互の双利益之に勝る者なしとかの、事實と議論とは、本書の各頁を一貫して、諸君の試に一顧せられんことを待望して居る」と。

*38 歴史上で年を数える際の基準、または基準となる最初の年。日本では 1872 年（明治 5)、神武天皇即位の年を西暦紀元前 660 年と定めて皇紀元年と呼んだ。その紀元から 2600 年が経過した年が 1940(昭和 15)年であった。

*39 ちなみにブレンターノは同年十二月、ドイツの雑誌に次のような文章を寄せている。

「自分の経済史を聴講している学生の中に、大変聡明な一人の日本人がいる。彼の名前は福田徳三と言う。ところが、彼はいつも笑いを浮かべながら、鋭い眼差しで講義を聞いている。そこで彼に、一体どうしてそのように笑いを浮かべているのかと尋ねたところ、彼が言うには、ヨーロッパの経済史についてブレンターノ教授が講義するところを聴くと、ほとんど多くの点が日本の歴史と一致している。それがまことに興味深い点であると答えた。自分は福田に、それでは日本の経済史をひとつヨーロッパの読者に紹介してはどうかと言って、一つの研究を彼に委嘱した。その研究が今ようやくここに出来上がった。題名は『日本における社会・経済発展』である。」

ブレンターノは福田の仕事を促進させるために、ミュンヘン大学の講師をしていた若い学者二人を援助に当たらせるほどで、原稿が一章出来上がるごとに彼の前で朗読させ、コメントをし、内容の訂正や示唆を与えており、夏にはブルーム湖畔にある自らの山荘に福田を逗留させて著述を続けさせたという。

*40　増地庸治郎の企業形態論に依存している著作集は以下の通り。

・山城章編『企業形態』（厳松堂、1955（昭和 30）年）
・講座現代経営経済学第 3 巻『企業形態論』（中央経済社、1968（昭和 43）年）
・国弘員人『全訂企業形態論』（泉文堂、1971（昭和 46）年）
・山本政一『企業形態論序説』（千倉書房、1971（昭和 46）年）
・大島国雄『企業形態論』（同文館、1976（昭和 51）年）
・占部都美『企業形態論』（白桃書房、1977（昭和 52）年）
・占部都美『経営形態論』（白桃書房、1980（昭和 55）年）
・高岡美幸「経営形態論の体系の類型化」（広島経済大学『経済研究論集』、1983（昭和 58）年 1 月）

*41

日本では国家社会主義の鼻祖として、大正・昭和初期に活躍した高畠素之（たかばたけもとゆき）の名がよくあげられるが、国家社会主義思想の紹介としては、すでに早く明治 30 年代前半に行われている。1898 年（明治 31）、民友社系の思想家竹越三叉（さんさ）が主宰する雑誌『世界之日本』に「国家社会主義」なる一文があり、「生活の自由を要す」る「第三級の人民」（「下等の人民」）の登場に注目しつつ、国家社会主義とは「国家の権力によりて社会主義を実行する者」と定義して、「大資本家と小資本家間の競争、資本家と職工の衝突、地主と小作人との抗争を政府の権力によりて調停し、社会の圧力が弱者を圧殺するを救はんとするもの也（なり）」と述べている。そして政治的改革を中心課題とする平民主義の勢力によっては解決しえない大資本の圧力、「金権政治、富豪政治」の弊害の除去を国家社会主義に期待している。また同じ民友社の歴史家山路愛山（やまじあいざん）らの国家社会党の結成（1905）にもその先駆をみることができる。

しかし、国家社会主義が一つの流行現象を形づくったのは昭和初期のことである。当時、社会主義から国家主義への転向現象が多く発生したことも手伝って、社会民衆党の赤松克麿（かつまろ）や全国労農大衆党の松谷（まつたに）与二郎らがそれぞれ脱党して、日本国家社会党を結成（1932）し国家社会主義を主張した。なお、国家社会主義の立場に共鳴する人々にはほかに、石川準十郎、近藤栄蔵、林癸未夫（きみお）らがある。そして高畠から北一輝（きたいっき）の『日本改造法案大綱』に至る国家社会主義理論は、純正日本主義（皇道主義）と並んで戦前の日本ファシズム運動の理論的基礎として機能したのである。このように、昭和初期のわが国において社会主義陣営からの転向組が中心になって国

家社会主義が唱えられたのであるが、政治課題の実現に向けて、大規模に民衆を組織し動員する勢力にはならなかった。

『日本大百科全書（小学館）』）

http://100.yahoo.co.jp/detail/%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E4%B8%BB%E7%BE%A9/.2009.10．27

*42 （林, 1919: 15-20)に一覧表がある。その中で主な企業をあげればアメリカン電灯及び電車会社、エジソン電灯会社、ユニオン貯蓄信託会社、イーストマン・コダック会社など総勢 60 社の実施企業をあげている。

*43 河上肇・「森戸助教授の休職に就いて」『大阪毎日新聞』大正９年１月２６日付け

「日本の大学にして自ら其の自由を抛棄（ほうき）するならば、日本の社会にして若し大学よりさへ真理探究の自由を奪ふならば、真理は日本の社会の如何なる隅に隠るべきなのか、将た如何なる処に現るべきであるか。真理に反いて日本は何を味方としやうとするのか。

断るまでもないが、私は決して森戸君の発表した思想の内容を是非しやうとするのでは無い。私は其の意見の内容如何に拘わらず、同君が研究の結果到達したる思想の故を以て、

大学を追放されなければならなく為つたと云うことをば、真理の討究を生命とする最高学府にあるまじき出来事だ、と主張するのみである。

学者にもっとも必要なるものは誠意である。如何に、博学多識なりとも誠意に乏しき者は、真の学者ではない。否誠意なき学者は、其者が博学であり多識であればあるほど、実は学者の名を冠する所の、最も恐るべき国家の敵であり、人類の敵である。若し森戸君を大学より追いたることが、この恐るべき敵を追ふ所以であるならば、私が之に反対するのは勿論非常なる間違いでなければならぬが、それは果たして如何であらうぞ」

*44 憲法研究会は、1945（昭和 20）年 10 月 29 日、日本文化人連盟創立準備会の折に、高野岩三郎の提案により、民間での憲法制定の準備・研究を目的として結成された。事務局を憲法史研究者の鈴木安蔵が担当し、他に杉森孝次郎、森戸辰男、岩淵辰雄等が参加した。研究会内での討議をもとに、鈴木が第一案から第三案（最終案）を作成して、12 月 26 日に「憲法草案要綱」として、同会から内閣へ届け、記者団に発表した。また、GHQ には

英語の話せる杉森が持参した。同要綱の冒頭の根本原則では、「統治権ハ国民ヨリ発ス」として天皇の統治権を否定、国民主権の原則を採用する一方、天皇は「国家的儀礼ヲ司ル」として天皇制の存続を認めた。また人権規定においては、留保が付されることはなく、具体的な社会権、生存権が規定されている。

なお、この要綱には、GHQ が強い関心を示し、通訳・翻訳部（ATIS）がこれを翻訳するとともに、民政局のラウエル中佐から参謀長あてに、その内容につき詳細な検討を加えた文書が提出されている。また、政治顧問部のアチソンから国務長官へも報告されている。以上、は「国立国会図書館」ウェブサイトを参照した。

http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/02/052shoshi.html.2009.11.9

*45 われらは互いに親睦し、一致協力して相愛扶助の目的を貫徹せんことを期す。
われらは公共の理想に従い、識見の開発、徳性の涵養、技術の進歩を図らんと期す。
われらは共同の力に依り着実なる方法を以って、われらの地位の改善を図らんと期す。
といったような綱領を掲げていた。

友愛会は第一次世界大戦の下で急増していた労働争議に多く関係し、次第にその性格を変更させ、労働組合としての性格が強くなり、1919（大正 8）年には大日本労働総同盟友愛会に、1921（大正 10）年には日本労働総同盟に改称された。

*46 サンディカリスム（フランス語: Syndicalism、サンジカリスム、労働組合主義、組合主義、労働組合至上主義とも）は資本主義あるいは国家社会主義にかわるものとして提案されてきた経済体制の一種で、資本家や国家主導の経済運営ではなく、集産主義的な労働組合の連合により経済を運営するというもの。サンディカリスムの支持者は労働組合を、資本家による労働者の搾取を覆すのにも、多数派の利益に基づき社会を公平に運営するのにも、適した手段となりうると考える。労働組合は政治活動ではなく直接行動を行い、ゼネストで資本主義体制を倒して革命を達成し、革命後は政府でなく組合が経済を運営することになる。

*47 Fabian Society は、19 世紀後半に創設された、イギリスの社会主義知識人による運動である。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスを設立する際の母体となった。労働党の基盤の団体として、現在も存在している。

*48 続けてこの記事は「調査内容」として次のように説明している。

「工業調査の結果によれば昭和七年度本邦内地主要工業につきその工産額を市郡別に分布状態を見ると価格総額五十九億八千二百四十六万円の内、市部は三十六億七千四百六十五万円郡部は二十三億七百八十一万円にしてその割合は市部六割一分四厘、郡部は三割八分六厘である

しかして之を主要なる事業別に見ると紡績、電気業等は郡部に多くその他は市部に多い、それゆえに紡績の如く比較的に工産額多きものが郡部に多いに拘らず市郡工産額の割合は市部が遥に優勢となっている、紡績を除いた各種工業の総工産額三十七億七千三十八万円の市郡割合は市部七割三分三厘、郡部二割六分七厘となっている

次に工業の大都市集中傾向を見るに先ず東京、神奈川、愛知、大阪、京都、兵庫、福岡の七六府県における工産額三十七万一千九百二十万円（全国総額の六割二分ニ厘）の内市部は七割七分一厘郡部は二割二分九厘である、また東京その他六大都市の工産額は全国産額の三割八分一厘、全国市部工産総額の六割二分を占めている」

第３部

太平洋戦争前後の「利潤分配制」論議から現代を読み解く

第６章　「利潤分配制度」から見た戦前の
「日本改造計画」と戦後の日本の民間と官僚による試案。

第７章－まとめ－ＥＳＯＰ論は現代の利潤分配制論なのか
－再び **19** 世紀後半の社会主義理論再検討の必要性－

第 6 章　「利潤分配制度」から見た戦前の「日本改造計画」と戦後の日本の民間と官僚による試案

はじめに

本稿はこれまで、社会主義としての「利潤分配」、パートナーシップの理論と、日本への受容状況を考察してきた。西欧社会主義の理論と共に、西欧で実際に実施されていた利潤分配制企業の成功例、失敗例を踏まえながら、大正期は「利潤分配」または「利益分配」に関する論議が盛んに行われていた。また、政府も役人や政府機関や関連機関を使って「利潤分配」に関する調査研究が行われていた。さらに、大正期に本来の意味の「利潤分配制」ではないが、その似通ったもの「疑似」といえる企業が存在していた。それは、単なる企業家の恩恵的なものであり、次第に衰退し賞與金（ボーナス）へと変容していった。

1920（大正 9）年の第一次大戦後の「戦後恐慌」に始まり、1923（大正 12）年の「関東大震災」、1927（昭和 2）年の「金融恐慌」とあれた社会情勢を背景に、時代は昭和に入る。一部の財閥の裕福さを横目に、労働者、特に職工階級や地方農民は困窮していた。このような「格差社会」を背景に労働問題は激化し、1928（昭和 3）年の三・一五事件や 1929（昭和 4）年の四・一六事件など政府による労働運動弾圧事件へと発展する。さらに、1929（昭和 4）年の「世界大恐慌」、1930（昭和 5）年の「昭和恐慌」、豊作貧乏を生んだ同年の「農業恐慌」を背景に、家が貧しく食事が充分にとれない「欠食児童」の発生や「娘の身売り」という人身売買で家計を補う状況が発生した。この状況打破のために軍部、右翼、国家社会主義者を中心とする「国家改造運動」が出現する。反財閥を合い言葉に軍は、いわゆる新興財閥（日産、日窒など）と提携し、植民地経営に乗り出していった。アメリカのニューディール政策やロシアの五カ年計画などの経済政策を横目で見ながら、国内では日本型ファシズムが形成されていく。もともとファシズムはイタリア・ファシスト党が、資本主義体制の行き詰まりを独裁体制で打破しようとした理論と実践であった。日本の場合は、ドイツやイタリアのように大衆運動を通じて勢力を拡大したのではなく、軍部が革新官僚や財界と提携し、従来の支配機構を利用しながらファシズム化したといわれる。近衛文麿の政権下での「国家改造計画」や「統制経済」は、戦後の日本を形作っていった。その中で「日本株式会社論」や「1940 年体制論」などの戦前経済と戦後経済との連続性

などが議論された（小林・岡崎他（1995）、小林（1995）、野口（1995［2002］））。この中での「出資と経営の分離」や「利潤分配」問題を明らかにして、戦後の国会論議との連続性を見ていく。さらに「利潤分配」が提唱された 1946（昭和 21）年の「経済同友会案」とはどういうものであったのか、本稿第 4 章で森戸辰男が主張している、日本を社会主義化するための「過渡的な案」とする利潤分配制を国家規模で行うという 1951（昭和 26）年の「経済安定本部案」とはどのようなものであったのかを明らかにしていきたい。その上で、これらの法案の現代的意義を考えていく。

６－１　日本型経済システムの始まり

小林・岡崎他（1995）、小林（1995）、野口（1995［2002］）らの先行研究の共通性は次のようなことである。戦後の日本の経済体制が 1940 年代の革新官僚により形成された「日本株式会社」論をとるか、強大な革新官僚の影響は否定するものの革新官僚の中途半端な社会民主主義的な政策だとする「1940 年代の制度論」をとるかの違いはあれ、第二次大戦の敗戦後の日本においても戦後の経済体制が解体されず、継続され、教科書的な市場経済とは異なる「日本の資本主義の特異性」を指摘していることでは共通している。そして、東西冷戦と「55 年体制」（自由民主党と日本社会党が二大政党として君臨し、政治を行っていた体制。1955 年にこの構図が成立した）が崩壊しても、この 1940 年代の特異な経済体制が残っており、制度疲労を起こしているというのである。それは、なれ合い体質、株主によるコーポレートガバナンス（企業統治）が働かないこと。企業の新規参入が出来ず、リスクに挑戦しない企業が多く、さらに系列関係が強いこと。そのため今後ますます重要になってくるＩＴ（情報通信技術）の発展を拒むこと。市場で取引される株式が著しく企業収益が思わしくなく、いたずらに「市場の暴力論」を振りかざし思い切った金融制度改革を行わないので制度疲労からの脱却、低迷期を脱することが出来ていないとの主張である。また、企業構造が、終身雇用、年功序列を基本としており、企業間移動は高いコストを伴うし､労働組合も企業別に組織されているため企業の枠を超えた雇用調整が出来ない。こういった会社中心主義が、現在の経済構造を変革して新しい指導的な産業を生み出しにくいとしいてる。だが、こういった「日本株式会社」、「1940 年体制」という特異な一時期だけに登場し、存在した経済体制である。したがって、これを維持し続けることはない。

1940 年代以前は、アングロ・サクソン的な市場経済原理にもとづいた経済政策であった。この時代に戻すべきなのだと。そして本当の構造改革を目指すべきだと主張している。しかし、今日の「市場原理主義」により日本が貧富の格差や弱肉強食の世界になっていったのは歴史が証明することである。

では、彼らが批判した「日本株式会社」、「1940 年体制」とはどういう意味なのか見ていくことにしたい。それは、日本経済の特異的な体質だといわれた、間接金融システム、労働慣行、官僚機構である。以下の説明は、小林・岡崎他(1995)による。

「間接金融システム」とは、日本の企業は資本市場からよりむしろ銀行など金融機関から資金を調達する。このことにより経営における株主の関与が弱まり、金融機関の企業活動のモニタリングがより大きなものとなる。日本の企業経営における金融機関の果たす役割は、欧米に比べ大きい。

日本の特徴的な「労働慣行」は、日本の労使関係の三つの大きな特徴は終身雇用、年功制賃金、企業内組合である。これらは相互に補完する形で日本独特の雇用システムをつくり上げ、また日本人の労働観・企業観を規定してきた。いわゆる「会社主義」を支えたのは、この雇用システムである。

日本では官僚システムが行政指導という形で企業活動をコントロールしてきた。その際に鉄鋼や繊維、自動車など産業別の業界団体がつくられ、この団体を通してさまざまな「行政指導」が行われてきた。日本の経済活動の舵取りをしたのは各企業というよりむしろ大蔵省、通産省などの官僚であった。いまそのあり方が問われている官僚機構は、日本型経済システムの影の主役であり、経済成長の担い手でもあったのが「官僚機構」である。

以上のような要素がお互いに関係性を持ち、一つの経済システムを作っていた。それは経済だけではなく、社会、文化、政治にも及んで、独特の日本型資本主義を生み出した（小林・岡崎他, 1995: 3）という。

昭和初期は日本に限らず、世界経済の全体が大きな節目を迎えた激動の時代であった。その転機となったのは、1929（昭和 4）年の世界大恐慌だった。第一次世界大戦が終わり、1920（大正 9 年頃）年代に入って、世界経済は繁栄していた。アメリカは特に未曾有の好景気が訪れていた。社会は楽観ムードであったが、長くは続かなかった。1929（昭和 4）年のニューヨークの株式大暴落が起こり、深刻な不況か一気に世界を覆ったのである。この時期の世界各地の工業生産は停滞し、ヨーロッパで 30 %、アメリカでは 45 %も落ち込んだ。この頃まで世界経済の主導的役割を担っていたのは「自由主義経済」であつた。世

界市場を背景に企業は自由貿易を推進し、国家は積極的に経済活動に参与しない「小さな政府」を標榜していた。しかし、世界大恐慌は、この自由主義経済に大きな欠陥があることを教えた。各国は資本主義の危機に直面し、新たな経済体制を模索していった。アメリカでは世界大恐慌に無策であった共和党政権に変わって、民主党のフランクリン・ルーズベルト大統領が就任し「ニューディール政策」を打ち出し、次々と新しい経済政策を展開していった。アメリカは「小さな政府」から「大きな政府」へと転換していった。失業対策のために大きな公共事業政策を進めたのである。また、国務省や商務省などのアメリカ行政府の若手官僚がニューディール政策に加わり、彼らはニューディーラーと呼ばれた。その中には、ケーディスなど戦後ＧＨＱのスタッフとして占領政策に加わったものも多かった。当時の日本も恐慌への対応としてニューディーラーたちと同世代の「革新官僚」と呼ばれるグループが経済システムを抜本的に変えようとしており、その改革を戦後のＧＨＱ高官が受け継いだという（小林・岡崎他，1995: 9)。余談ではあるが、これは日本国憲法の制定に関しても同様であった。

一方、第一次世界大戦の戦場となっていたヨーロッパでも世界大恐慌が各国に深刻な影響を及ぼしていた。特にドイツでは戦後の巨額な賠償に苦しんでいた。そういう中で「ゲルマン民族の優秀性」を説いたナチスが台頭し、ヒトラー政権下のもとに「国家独占資本主義」という新しい経済システムを誕生させた。ヒトラー政権下では重化学工業化を急速におしすすめ、国家が直接企業を統制する手法を導入した。限られた資金を国内で有効活用させるために中央銀行の権限が強化された。ドイツの中央銀行法である「ライヒスバンク法」は、後の日本銀行法のモデルとなった。この統制システムはイタリア、日本などの後進資本主義国に大きな影響を与えた。このように世界大恐慌をきっかけに経済政策は各国で変化し「修正資本主義」といわれる動きが主流となっていた。しかし、例外的に世界大恐慌の影響を受けずに順調に経済政策路線を歩んでいたのがソ連だった。現在では経済破綻してしまったことが歴史的事実であるソ連だが、当時はめざましい経済成長で世界的な注目を集めており、日本でも革新官僚がマルクス主義とソ連の経済政策である計画経済、すなわち「五カ年計画」を研究していたのである。

世界大恐慌は、日本にも経済システムの変更を迫った。日本経済は 1927（昭和 2）年の金融恐慌、1929（昭和 4）年の「世界大恐慌」、1930（昭和 5）年の「昭和恐慌」、豊作貧乏を生んだ同年の「農業恐慌」を背景に地方の農村や都市の労働者の貧困かを加速させた。農家の現金収入の柱であった繭の価格が暴落し、農家の所得は 2 年で半減した。娘を身売

りする農家が続出した。さらに、昭和初期にはマルキズムが広まり力を持った時期である。労働争議や小作争議が角地で頻発し、鉄鋼、紡績会社を中心に大規模なストライキが打たれた。特に 1930（昭和 5）年は「労働争議の年」といわれ、ストライキ参加者は 19 万人を超えた。小林多喜二などのプロレタリア文学が盛んになった時期でもある。こうした時代背景の中で、大正時代の半ばに結成された第一高等学校（現・東京大学教養部）のマルキズムの研究会である「新人會」が昭和初期に活発な活動を続け、多くの学生がマルキズムに傾倒していった。その中には後に官僚になったものも多く「革新官僚」と呼ばれる国家主義的な色彩の強いグループを形成し、戦時期の日本の経済改革に力を発揮していく。貧富の差の解消と平等主義を訴えた、いわゆる左翼からの体制批判が当時の日本の資本主義体制を揺るがそうとしていた。これは左翼のみならず、右翼と見なされる北一輝はもちろんのことリベラルな経済学者においてもそうであった。雑誌『東洋経済』を主宰したリベラル派の経済学者、高橋亀吉などは、その著書である『株式會社亡國論』(1930（昭和 5）年、以下、高橋（1930）と略す）で、激しく当時の資本主義批判を行っている。

「日本經濟今日の行詰（ゆきづまり）は、それの根幹的經營主體たる株式會社制度の缺陷に基く所が鮮少でなく、それの改善は刻下の急務の一つである。顧るに、日本に於ける會社企業は、明治維新直後、急に、大資本を要する世界資本主義經濟に接觸し、之に對應するため、速成的に人為的に粗製濫造せられたものであつて、健全なる會社經營に必要な準備的經濟條件の成熟して、その上に發達したものでは決してなかつた。勢ひ、重役も株主も其他の社會も、會社の健全なる發達を確保するに必要な資格を具へることなくして、會社經營に從事して來たがために、こゝに、重役、及び株主の惡意に淵源す

る多くの腐敗堕落が、我が會社經營を蝕むに至り、延いて、産業の疾患となり衰弱になるに至つたのである」（高橋, 1930: 3-4）

本稿でも再三述べてきたように高橋は、明治維新後、日本の資本主義導入政策の欠点を見事に表現している。つまり、株式、所有重視の会社経営を批判し、その大元である財閥批判を展開している。そして、株主は事業資本の所有者ではあるが、事業そのものの所有者ではない。事業そのものは「従業員（勞働者を含む）」と、最高幹部（経営者）と、株主の 3 要因で成立している。株主が資本を投じているように従業員は血と肉を会社に投じて、会社の技能経営というものを形成している。それなのに、従業員が株式会社の最高意志決定機関である総会に出席できないのはおかしいと高橋はいう。

「産業の健全なる發達を期するためには、必ずや、かゝるアブセント資本家たる株主の過當な權利を制限して、現實産業の經營に從事し、その責任を荷へる分子の權利を適當に認めることが肝要だ。その當面の方法としては、……株主、最高幹部、従業員の代表が、りぞれ三分の一のボードを持つ會社總會を以て、會社の最高決議機關となすべきである」（高橋, 1930: 86-87）

このように、高橋は従業員の参加制を提案する。北一輝もそうであったが、本稿第 4 章で見てきた大正デモクラシー期のパートナーシップ論がここでも繰り返されていることがわかる。そして、思想の違い（右翼、左翼、リベラルなど）は別として、当時の極端な貧富の差の原因は資本主義の矛盾と共に、日本独自の問題として本来、それを是正する作用、資本主義的な会社組織が内包する「所有權という権力批判」、「統治権力に對する反抗」、アソシエーションという側面、具体的には労働参加による所有権の無実化を無視したことであることを高橋は断罪するのである。

そして、アングロサクソン的な資本主義に反抗し、ヨーロッパ的な社民政策を軍部と結びついて、ある意味、左翼的な革新官僚が新しい日本的な経済システムを形成していくことになるのである。この時期には、いわゆる右翼と左翼とリベラルは同じ考えであったのである。

６－２　革新官僚と「資本と経営の分離論」とその挫折
－「利潤分配論」の不在

岡崎哲二によると、昭和初期の日本経済システムは、現在の日本のシステムとは全く違っていた。つまり銀行と企業関係は今ほど密接ではなく、また、雇用も終身雇用制度とはかけ離れたものであった。利益処分における配当性向や役員への賞与も高く、現在のように設備投資のため社内留保をすることはなかった。資本家中心の企業という点では、むしろ現在のアメリカに近いものであった。そのシステムに対して、世界大恐慌をきっかけに批判が高まり、改革の機運が生まれていった、と（小林・岡崎他, 1995: 18-19）。つまり、昭和初期の日本は英米型に近い市場経済システムであった。その是正として、「日本改造計画」があった。この国家改造後の経済を論者によって「日本株式会社」あるいは「1940年体制」と呼んでいるのである。本稿では以下、これらの中間をとって「日本改造計画」と呼ぶことにしたい。

この「日本改造計画」についての詳細は、小林(1995)に詳しい。詳しくは同書に譲るが、ここでは簡単に触れておこう。日本の「国家改造計画」は日本にとっては「満州国」という実験国家によって得た統制経済の概念を日本に輸入したものであった。

経済軍人として知られる石原莞爾（1889 年生−1949 年没）は重化学工業を重視した経済の構造変化の必要性を認識していた。そこに満州鉄道（満鉄）の調査員だった宮崎正義（1893-？）と出会い、重要産業の経済計画化を進めていった。宮崎は石川県の留学生としてロシアに二回も留学していた。そのさなかの 1917（大正 6）年に、ロシア革命が起こ

る。帰国後、宮崎は満鉄に入社しロシア留学の貴重な体験を生かしてロシア研究を続けている。宮崎はマルクス主義にも精通しており、革新理論の建設に当たりマルクス主義のうち取り入れるべきものを摂取していた。それが国営主義ではないが国家が積極的に経済に介入する「統制経済」となる。ソ連は五カ年計画の成功で日ごとに工業力を増し、日本の脅威となっていた。石原莞爾が所属する関東軍はソ連を仮想敵国にしていた。しかし、宮崎がマルクス主義やソ連経済からヒントを得た「統制経済」への知識は、従来の資本主義体制を打倒し国家改造をもくろんでいた石原に大きな影響を与えたのである。

石原の構想は 1931（昭和 6）年の「満州事変」から動き始め、清朝最後の皇帝溥儀を擁し傀儡政権による新国家「満州国」を実現させた。そこには石原の理想とした経済政策が次々と導入された。石原のブレーンの宮崎は 1932（昭和 7）年に『満州経済統制策』という統制経済政策の指針となるレポートを完成させた。その冒頭において、日本資本主義の改革を訴えた。それによると「自社株の操縦、重役賞與の過大な支給、株式配当の過多」を批判し、資本主義の無政府的で無統制の生産競争により恐慌が起きるのだと分析した。

宮崎は軍と当時の第一級の学者たちの協力を得て 1935（昭和 10）年に「日満財政経済研究会」というシンクタンクをスタートさせる。これは石原構想を日本で実現させるためのものであり、会の存在や内容が他に漏れないようにあえて「日満」という名称を付けたという。研究者の面々は東京帝国大学経済学部の精鋭が集められたという。そして、日本の「国家改造」のルーツとされる「満州ニ於ケル軍需産業建設拡充計画」が提起される。そこには経済統制と共に日本と満州を一体化して計画を推進する「総合的統制機関」を設置し、軍と民間企業、政府の連絡を密にするように訴えた。そして、以下の提言を行って

いる。

「〔資本と経営の分離〕

企業ヲ国家目的ト合致セシメ、資本家ヲ経営カラ排除ス。

〔日本銀行〕

日本銀行条例ヲ改正シ、同行ヲシテ基本的産業金融ヲ管掌セシム。各種金融機関ノ統制二關係スル権能ヲ賦与ス。

〔貯蓄〕

一大国民運動ヲ興シ、消費節約、勤倹貯蓄ヲ励行ス。郵便貯蓄ノ戸毎取立制度ヲ行フ。

〔金利政策〕

全般低金利政策ヲ堅持ス。

〔雇用・労務〕

労資ノ対立抗争ヲ排除ス。資本家組合ト労働者組合ヨリ成ル産業協議会ノ設置。過激労働ノ緩ヲシ、ボーナスモ導入ス。

〔行政指導〕

重要塵業ノ基本政策二就イテハ認可制度ヲ採ル。統制政策ノ実施二当ッテハ、統制官庁ノ付設ノ諮問委貞会ヲ活用シ、又統制官吏ノ実業指導者シテノ質的改善二留意ス。」

（小林・岡崎他, 1995: 54-55 より転載）

以下、小林（1995）の先行研究を要約し独自の見解を交えながら話を進めよう。この計画の新しい経済システムは、日本経済の目的を生産力の拡大とすること。企業については経営陣から資本家を排除し、同時に労働者の地位を高める。このために労使協調をとり、ボーナス制度を導入して労働者のやる気を起こさせる。ボーナス制であり「利潤分配論」ではないが、ここでは、明治・大正期の日本の労使協調路策が再び浮上してきていることがわかる。さらに日銀を通して資金を国家管理とし、企業活動をコントロールする。貯蓄を奨励し国民から集めた資金を低金利政策により重要産業に配分する。行政機関、官僚が指導力を発揮することにより民間に対する行政指導を徹底させるという今日の日本型経済システムを構築したのである。その後、石原莞爾の失脚により計画は挫折しているが、その後、戦後に首相となった岸信介や池田内閣の「所得倍増計画」に関わった田村敏雄などの「革新官僚」が「企画院」をスタートさせ石原が果たしえなかった、戦前の「国家改造

計画」を実行していくのである。

日本の国内での戦時動員体制が整備されはじめると満州組で辣案をふるった官僚の日本への帰還が始まった。満州で統制の経験を積んだ官僚が日本で必要とされたからである。その主要なメンバーは星野直樹（後のＡ級戦犯）、坂田純雄、平田丈松、原久一郎、美濃部洋次（美濃部達吉の弟）、松岡猛雄、津田広、岸信介、椎名悦二郎、始関伊平、高橋哲、神田遅などであった。これらの官僚たちは「企画院」を作り上げ戦時経済体制に辣案をふるうことになる。その一つが企業の「出資と経営の分離」だった。

宮崎正義が構想した金融・貿易・労務の統制アイデアが、革新官僚の手で政策化ざれるなかで、1930 年代末になると「資本と経営の分離」も具体化される。この「資本と経営の分離」は、金融・貿易・労務同様宮崎がすでに 1922 年（昭和 7）6 月に『満州経済統制策』で提示していたアイデアである。宮崎の「資本と経営の分離」のアイデアをさらにもう一歩推し進めた人物は、笠信太郎であった。

笠信太郎は東京商大（現・一橋大学）卒。大原社会問題研究所をへて朝日新聞に入社、

論説委員であるとともに近衛文麿のブレーンでもあり、その会である「昭和研究会[*1]」のメンバーであった。笠は本稿の第 4 章の「森戸辰男」（4-2-6-3）で述べたように、森戸と共訳でマルクスの『剰余価値学説史』を翻訳していた。彼は 1929（昭和 4）年に『日本経済の再編成』を著しそのなかで利潤の統制、「労働の新体制」、「資本と経営の分離」の必要性を大胆に提案した。

「臨時資金調整法」と「輸出入品等臨時措置法」は、あくまでも「物」の統制にすぎない。「物」の統制だけでは統制は完結しない。それどころか闇相場を生みだし物価騰貴をもたらす。これを防止するためには利潤の統制までいかなければならない。具体的には経理の公開、利潤の上限設定、配当の制限が必要である。それも法令によって統制を実施するのではなく、自治統制が望ましい。

「従来の統制がその自治たると官治たるとを問わず、要するに「物の流れ」を規定し統制したに過ぎなかったということは…中略…経営乃至は企業そのものから離れて物の内部を統制することになった。いわば「経営」を外側から統制することになり、「経営」の内部には少なくとも直接には統制は入り込まなかったということを示すのである。これは各経営が、物資、資本、労働力については、殆ど統制されて一定の枠の中に入れられながら、この枠の中における活動、すなわちこれらの統制された生産要素をもってするところの利潤獲得の活動については、何ら直接の制約を蒙らないでいるということを語るものである…中略…この経営の外側を統制して、その内部を統制しないという行き方は、…中略…生産力拡充の障碍を作り出した所以でもあり、そこに今の統制の組織の限界が示されることになったのである」（笠，1939［1969］: 612-613, 傍点は笠）

笠は、この統制経済は、実業家の姿勢が変わらねばできないし、ほんとうの事業経営の専門家が尊重され、その国家的社会的な重大な職能の上に立っているという自覚が尊重されねばならないと説いたのである。

宮崎にはじまり笠によっていっそう具体化された「出資と経営の分離」の提言を政策化したのが、おりから企画院のなかで近衛新体制関連の政策立案を担当していた秋永月二陸軍大佐や美濃部洋次、毛利英於兎、迫水久常（2.26 事件の時の侍従）らの審議室の面々だった。秋永は関東軍参謀から転じてこの時期は企画院調査官、美濃部も満州から帰国した

後で、この時期は商工省総務課長、毛利もこれまた満州から帰国後でこの時期は興亜院経済部第一課長で、迫水は大蔵省書記官だった。彼らは近衛新体制運動の一環としてさまざまな「新体制」要綱草案を作成していた。その目玉の一つが「資本と経営の分離」をうたった「経済新体制確立要綱」であった。

要綱は 1940 年 9 月頃から準備されたが 9 月 13 日案から 9 月 28 日案を経て 10 月 25 日には「経済新体制確立要綱案」として結実した。この原案が東京大学総合図書館の国策研究会文書に所蔵されている。その中の「資本と経営の分離」「配当の統制」を見てみよう。

「一、商法を改正シ企業ニ於ケル資本所有ト経営機能トヲ分離シ企業経営ノ公共性ヲ確立シ経営担当者ニ公的性格ヲ賦與スルコト

二、配當を統制シ以テ經營者ヲシテ企業ノ経営ニ於イテ資本ニ拘束セラルルコトナク生産ノ確保增強及ビ拡大再生産ニ対スル国家的責任ニ任ジソノ創意ト能力トヲ発揮セシムルコト

三、企業ニ對シ國家的生産ノ增強ニ對スル寄與二應ジ報酬制度ヲ設クルト共ニ給與制度ヲ改革シ一般的給與ノ外經營機能ノ能率ヲ基準トシテ報酬制度ヲ設クルコト」（9 月 13 日案）

以上の「出資と経営の分離」、「新しい報酬制度の新設案」が次のように変更された。

「二、企業ニ於ケル経営ノ優位ヲ確保シ企業経営ノ公共性ヲ確保シ経営担当者ニ公的性格ヲ賦与スルコト

三、配當ヲ統制シ經營者ヲシテ企業ノ經營ニ於イテ資本ニ拘束セラルルコトナク生産ノ確保增強及ビ拡大再生産ニタイスル国家的責任ニ任ジソノ創意ト能力トヲ発揮セシムルト」（9 月 28 日案）

それが、さらに次のように変更された、

「ロ、企業経営ノ公共性ヲ確立シ経営担当者ニ公的性格ヲ賦与シソノ任免ニ付制限ヲ付ス

ハ、配当ヲ統制シ経営担当者ヲシテ生産ノ確保増強ニ対スル国家的責任ニ任ジソノ創

意ト能力トヲ発揮セシム」（10 月 25 日案）

「資本と経営の分離」については 9 月 13 日案の「資本所有と経営機能の分離」は 9 月 28 日案では「企業に於ける経営の優位」という表現にかわり、さらに 10 月 25 日案では「企業経営の公共性」へと変貌している。また「配当の統制」では初期の段階にみられた「資本に拘束せらるることなく」「拡大再生産」という文言は 10 月 25 日案では削除されている。指導者原理による企業経営、奨励金制度の実施などの一連の企業形態の合理化もトーンダウンしている。トーンダウンしたとはいえ企画院の作成したこの案には、これまで見たように「資本と経営の分離」「配当の統制」といった刺激的な言葉が多く、このことが企業家をいらだたせた。この案の立案を指導したのが近衛内閣の商工次官の岸信介であったことから、財界は岸への反発を強めた。

とくに、自由主義経済の信奉者だった商工大臣の慶應閥の小林一三[*2] がこれに強く反発した。当然彼の経営理念はレッセフェール（自由放任）であり、財界人の意向を代表していた。岸が推し進めていた統制経済に反発したことはいうまでもない。

企業家らは岸を筆頭とする企画院の立案者たちを「アカ」＝「共産主義者」だと主張し非難した（これが「企画院事件」となる[*3]）。この企画院の案は小林一三が日本をあけていた時に発表されたため小林の怒りを買った。小林たちの猛反対でこの企画院案は 11 月末には星野直樹企画院総裁のもとで「革新色」を薄めた修正案に変更される。しかしこれに対して陸海軍の批判が加わり数度修正されて 12 月に「経済新体制確立要綱」が閣議決定された。この段階では「資本と経営の分離」や「配当の統制」は文言から消えたのである[*4]。こうして、革新官僚は高橋亀吉や笠信太郎も含めて本稿第 4 章で詳しく見たように大正時代在学した出身大学で教育を受けていたであろう「出資と経営の分離」の理論であったが、それをを法案として実現させることは出来なかったのである。この時期は「社会主義」を公言するだけでも迫害された時期である。本稿の 4 章で明らかにしたように、公言しなくてもその具体的な経済政策を示すことによって、それに変えているのである。マルクス主義陣営においても、ソ連を横目に当時から教条的になっていた思考停止派のマルクス主義者はともかく、ヒルファデイングの『金融資本論』において、マルクス『資本論』３巻の「出資と経営の分離論」が堂々と議論されていたからである。

一方、近衛文麿内閣の新体制下で日本的労使関係はいっそうの進展をみせる。

1928 年（昭和 13）7 月に産業報国連盟が結成されて、「労使一体」「産業報国」のもと単

位産業報国会が次々と結成された。しかし 1940 年代に入り「勤労新体制」の確立の提唱が叫ばれる中で、1940 年 11 月には産業報国会は大日本産業報告会に改組された。会長は平生釟三郎で理事は湯浅三千男である。平生は東京高等商業学校（現・一橋大学）出身で東京海上火災保険取締役、川崎造船社長、文部大臣、日本製鉄会長をへて大日本産業報国会の会長に就任、湯沢は東京帝大卒で内務省で各県知事、内務次官をへて大日本産業報国会の理事長に就任した。いわば財・官の代表がそれぞれのポストを占めたことになる。

大日本産業報国会は中央機関の下に道府県産業報国会と各警察署の管区を単位とする産業報国会支部がそれぞれ作られ、その下に工場、事業所ごとに単位産業報国会が組織された。単位産業報国会の役員は社長以下主だった会社の幹部が就任し、事業所ごとに産報青年隊が結成され最末端には五人組がおかれた。既存の労働組合はすべてこの大日本産業報国会に吸収されたから組織率はうなぎ登りに上昇し、1941 年末の段階で組織人員約 547 万人、組織率は 70 %に達した。こうして「労使一体」「産業報国」のもとで日本の労働者たちは各事業所、工場ごとに組織されていった。日本の労働者たちが 70 %という高さで組織されたのは有史以来はじめてのことであった。さらにこの時期の賃金統制や雇用制限、移動制限といった一連の統制政策の展開は、全国一律の賃金体系を生み出す契機となり、各企業はそれ以前の請負給や出来高給を排して定額給を採用する結果となった。つまり、こうした戦時体制下で「年功型賃金」が形成されていったのである。企業別組合と「年功型賃金」は戦時統制下においてその具体的姿をとることとなる（小林英夫, 1995: 187-188）。

このように、労働者における「社員」（上級労働者）と「職工」（下級労働者）の身分差別は一応なくなった。いわゆるホワイトカラーとブルーカラーが一つの組合に加入し労使交渉を行うという世界には珍しい日本的特異性が出現したのである。このように、戦前と戦後は連続していたのである。しかし、戦前は「出資と経営の分離」は不徹底に終わってしまった。これが、不徹底ならば、自ずと「利潤分配制」は促進されない。会社が恩恵的に利益があったときにのみ労働者に施す「賞與（ボーナス）」の発想しか出てこないからである。だが、この賞與が「商習慣」として利益に関係なく支給されることは一歩以上の漸進であるといわねばならない。この時期「利潤分配」に関する論議は少ないが、以上のような理由からも伺えるのである。

日本は、1945（昭和 20）年 8 月に太平洋戦争の敗戦を迎えるが占領軍であるＧＨＱは戦争に荷担した者に公職追放は行ったが日本の官僚機構はつぶさなかった（占領期前半のニューディラーの巣窟であった「民政局」の勢力と権力が強かった時代だからだろう）。

むしろ間接統治のために大いに利用したのである。したがって、次に見る戦後の国会論議、官僚の「出資と経営の分離」、「利潤分配」論議は大正時代からの連続した論議であるといえるのである。これは官僚にと止まらず、戦後の若手経営者の理論にも当てはまることになるのである。

６－３　戦後の「出資と経営の分離論」と「利潤分配制」の国会論議

ＧＨＱは日本の官僚組織を解体せずに、日本を間接統治するために残していた。したがって、特に「企業の民主化」のための進言、法案などは、アメリカ民主主義からの移植というよりもむしろ大正から敗戦前の官僚の考え方に左右されていた、と見るべきなのが正常な考え方である。ある思想を考える場合、その移植、受容させる場合に、その国柄に、その思想の片鱗がなければ容易なことではない。例えば、日本に初めてキリスト教を布教させるとき、西欧思想としてのキリスト教を植え付けさせることに宣教師たちは苦労している。ある者はマリア像を大日如来と勘違いして信仰していたし、定着のためには間違っていても宣教師たちは見て見ぬふりをして布教を拡大させていたのである（その経緯を小説にした作品が遠藤周作『沈黙』である）。しかし、これまで見てきたように日本には「出資と経営の分離」、「利潤分配」に関する思想は既に大正期から発達していた。後は、国が制限したり弾圧をせずに、お墨付きを与えれば実現は可能となるわけである。

そこで、「出資と経営の分離」、「利潤分配」に関する国会論議を時系列的に見ていくことにしたい。繰り返すがわれわれは既に大正期から敗戦前までの論議を見てきた。敗戦後の国会論議が占領軍であるＧＨＱ、またはアメリカからの圧力によって唐突に議論がなされているわけではないことを知ることになるのである。なお、以下の議事録は「国会議事録検索システム」（http://kokkai.ndl.go.jp/）より採取したものである。

衆議院議員「鉱工業委員会」1947（昭和 22）年 10 月 09 日付け議事録。この時期の内閣は片山哲内閣であり、社会党、民主党、国民協同等の三党連立内閣である。主な閣僚は、社会党の片山哲内閣総理大臣を筆頭に、外務大臣は民主党の芦田　均、文部大臣に社会党の森戸辰男、商工大臣に水谷長三郎（京都帝大出身）、経済安定本部総務長官に和田博雄が就任していた。ちなみに、和田博雄は後の社会党左派の重鎮であり戦前は「企画院」の

役人であった。

以下の記事は商工大臣・水谷長三郎の発言である。臨時石炭鑛業管理法案（内閣提出）（第六四號）の審議過程での質問に答えた者である

「この案を立てる場合におきましては、いかにして緊急増産に役立つかということも考えるとともに、またお互いに三派の連立内閣という性格も考えまして、私らといたしましては、できるだけ民主黨、あるいは國民協同黨等の政策も研究したつもりでございます。たとえば民主黨の政策におきましても、その政策要綱の第一におきまして、大企業に對しては資本と經營とを分離し、經營の勞働との協同をはかり、特に勤勞の重要なる役割を尊重して經營協議會を活用し、利潤分配制を確立することというような規定もございますので、こういう大きな政策のわく内におきまして、私らは考えたのであります。もちろんこの法案を練るときには、この民主黨の案にあるように、資本と經營とを分離しというような考えに立つていないことは、前に申し述べた通りでごでいますが、私らはこういう民主黨の政策案等も十分に吟味いたしまして立案したのでございまして、決いて社會黨獨自の思想的立場というようなところに執著したり、あるいはそれにこだわつてやつたのではないのであります。このようにいたしまして、これまでわれわれが始終繰返して答辯してまいりましたように、私企業と公の企業との長所をとりまして、現在の石炭の緊急増産を進めていくがためには、あくまでま從來の企業形態を崩さず、その範圍におきまして緊急増産の要請に應えるために現場と政府とをいかにして結びつけるかというようなところに苦慮して、こういうような案を練つたのでございますがゆえに、それはあくまでも何らのイデオロギーに拘束されるものでなく、ひたすら現状に即した緊急増産、さらにまた恒久増産ということを考えて立案したものであるということを、御了解願いたいと思います」（1-衆-鉱工業委員会-16 号 昭和 22 年 10 月 09 日、下線は引用者）

ちなみに、三党連立の一つ「国民協同党」の「協同」とはアソシエーション（association）の意味である。塩崎弘明によると「昭和戦前期、「近衛新党運動」の核的運動体となる日本革新農村協議会（革農協）及び、戦中に至って「岸新党」の樹立を目論んだ護国同志会等のメンバーを中心母体として結成された日本協同党は、戦前・戦中期に台頭した革新政治運動の戦後版」（塩崎，1998：304）だった。それが一時的に協同組合運動を柱にし、さ

らに党内に公職追放者が出て党を再建するために三木武夫を盟主とする「国民協同党」が結成された。当初、協同民主主義を唱える「国民協同党」と対峙していた「救国民主連盟運動（非共産党）」を展開する「社会党」と、社会連帯主義と修正資本主義を唱える「芦田民主党」とが連立を組んだのである。ある意味共産党を除いた意味での「協同」、つまりアソシエーションであったため、その後、共産党系からアソシエーション思想は嫌われマルクスのアソシエーション研究の衰退をもたらした要因ともなっている。ともかく内部對立はあるものの三党は「出資と経営の分離」、「利潤分配」を政治の表舞台に登場させてきているのである。当然ともいえるなりゆきである。しかし、民主党はこの時期になって「出資と経営の分離」、「利潤分配」に及び腰となる。

同じく、衆議院「鉱工業委員会公聴会-1 号」1947（ 昭和 22）年 10 月 13 日において、高原淺市公述人の発言内容の一部を引用する、

「民主党のもつておるところの政策綱領とは、國民をだまかすところの文章なのかどうかということなのであります。民主党の綱領の第三項には「経済再建計画は超重点主義に則り重要産業の復興のために必要に應じて國家の管理権を強化し、資材、資金の供給を迅速円滑ならしめること。」第四番目には「大企業経営に対しては資本と経営とを分離し、」これはわれわれ双手をあげて賛成する。これをやつてもらいたい。この綱領を掲げておる。その次には「経営と労働との協同を計り、特に勤労の重要なる役割を尊重して、経営協議会を活用し利潤分配制を確立すること」政策要綱というものは、政党にとつては命がけの、國民に公約するところの最も重大なものである。それを裏切つてまで、現在の資本家の反対運動のしり馬に乗つて、自分の政治的信念までなげうつてやられる民主党の方は、おそらくないと信じておりますので、これは單にためにせんとするデマにわれわれは躍らされておるかもしれないが、願わくば民主党の諸君が、みずから掲げた政策要綱に忠実にして、しかも現在の石炭増産が今申しました通り、かかつて炭鉱労働者の奮起にまたなければならないという観点から、この案を一歩々々最も理想的なものにつくり上げていただきたい。」（1-衆-鉱工業委員会公聴会-1 号 昭和 22 年 10 月 13 日、下線は引用者）

さらに高原淺市公述人は発言を続ける。

「企業の民主化は、今日すでに好むと好まざるとにかかわらず、民主日本建設にとつては不可欠のものであり、それは労働者の積極的な経営参加にまつ以外に方法はないと私は確信しております。

ではどうして労働者の積極的な経営参加を求めるか。従來の経営協議会なるものは、前述しました通り、何ら生産に寄與することのできないものであつたのであります。これはなぜかと申しますれば、何ら法的な性格をもちませんで、ただ企業家が労働者を欺瞞する一つの機関として、その存在を認めているのにすぎないことをこれまた大声を大にして指摘しなければならないのであります。労働者の経営参加によつて、生産自主体の機能を十分発揮させるためには、生産手段が資本家の個人的な所有に属し、働く者がこれらの手段から解放されている限り、その社会化というものは、一方の隅に富の蓄積を、他の方の隅に貧困の蓄積を呼び起し、それをみずからの生活の中で和解させることが不可能のような矛盾を統一するために、生産手段を個人的所有から社会的所有に移し、各人が平等に労働義務を担当して、その生産手段を共同で運轉し、それによつてつくり出される生産物の一定部分を公平に分配するよりほかに方法はないと思います。このような方法、すなわち産業の社会化の完成によつて、初めてその目的は達成されると存ずるのであります」（1-衆-鉱工業委員会公聴会-1 号 昭和 22 年 10 月 13 日、下線は引用者）

このように公述人の高原は民主党の綱領と政権についてからの矛盾点をついているのである。上記にある「個人的所有から社会的所有」とは、何度もくり返すとおり「私有から国有」にするものではない。労働者をも含めた経営参加は「占有体」になるのであり、企業が「社会的公器」になることなのである。

1948（昭和 23）12 月、内閣は吉田茂の第二次内閣になっていった。 衆議院本会議での民主党の苫米地義三（後に自民党員となる）が吉田総理に対して質問した内容は以下の通りである。

「また今日の労働は、旧資本主義時代のごとく、單なる商品的資金に満足するものではない。企業における労働は、資本、経営、技術とともに平等の要素として取扱わるべきであり、資本に対し従属的立場に置かるべきではないのであります。従つて企業利益は、もはや資本家の独占に帰すべきでなく、また従來のごとき恩恵的賞與の形式

でもなく、実に労働の権利として利潤分配にあずかるべき段階に進んでおると思うのであります。現に戦争以來、欧米各國においては、この傾向が非常に顕著でありまして、新資本主義または修正資本主義の名のもとに、近代世界経済学界の一転機となりつつあることは、皆さん御承知の通りでありましよう。政府は、この点に対しまして、労働政策上また企業経営上いかなる見解をとつておられますか、この点を伺いたいと思います」（4 - 衆 - 本会議 - 6 号 昭和 23 年 12 月 08 日）

ただし、首相の吉田茂の答弁は、以下の発言にとどまっている。

「また、ただいま修正資本主義云々という言葉がございましたが、これは吉田内閣といたしても、民自党内閣といたしても、ただちに自由主義を唱道するものではないので、必要な範囲において自由主義、また不必要な統制は解く、この方針で進んで滲つておるのであります」（4 - 衆 - 本会議 - 6 号 昭和 23 年 12 月 08 日）

さらに、公社などへ「利潤分配」を導入できないか、という議論もある。電気事業におけるところの労使関係の安定のために経営協議会、利潤分配などの議論が少なくとも昭和 30 年代までには活発に行われているのである。これらの議論が積み重なり、経済安定本部の「利潤分配法案」が上程されることになる。その前に、当時の、民間はどのような考え方を持っていたのだろうか。「経済同友会」の大塚万丈の取り組みを見ていくことにしたい。

６－４　経済同友会「企業民主化試案」1947（昭和 22）
－大塚万丈の挑戦

「経済同友会」は「経団連」と違い企業経営者が個人の資格で参加する。そして国内外の経済社会の諸問題について、一企業や特定業界の利害にとらわれない立場から自由に議論し、見解を社会に提言することを目的としている。発足は、第二次世界大戦敗戦後直後である。ＧＨＱによる財界パージで旧経営陣は一掃された。各企業では部長クラスの中堅幹部がいきなり経営のトップに立つことになった。戦後の混乱状況が続く中、若手経営者たちがお互いに切磋琢磨しながら親交を深める団体が必要であるということから、秩父セメント常務の諸井貫一と重要産業協議会事務局長であった郷司浩平が中心となって、アメリカの青年会議所や全米製造業者協会を参考にしながら骨子をまとめ、1946（昭和 21）年 4 月 30 日に東京丸の内、日本工業倶楽部にて設立総会が開かれた。

設立趣意書には、意気込みと理想主義が記されている。それは、次の通りである。経済同友会のウェブサイトから転載する。

「日本はいま焦土にひとしい荒廃の中から立ち上ろうとしている。

新しき祖国は人類の厚生と世界文化に寄与するに足る真に民主々義的な平和国家でなければならない。

日本国民は旧き衣を脱ぎ捨て、現在の経済的、道徳的、思想的頽廃、混乱の暴風を乗切って全く新たなる天地を開拓しなければならないのである。これは並々ならぬ独創と理性と意力と愛国の熱情とを要する大事業である。

われわれは経済人として新生日本の構築に全力を捧げたい。而して、日本再建に経済の占める役割は極めて重要である。蓋し経済は日本再建の礎石であるからである。われわれは日本経済の再建を展望しつつ惨たる荒廃の現状を顧みて責務の重大なるを痛感する。

今こそ同志相引いて互に鞭ち脳漿をしぼって我が国経済の再建に総力を傾注すべき秋ではあるまいか。

本会は日本経済の堅実なる再建を標榜する中堅経済人有志の機関であるが、その立場はあくまで経済職能人もしくは経営技術者としての立場を採る。従って政治的立場は無色である。

われわれは何れの政党からも自由であるが、しかし職能人として政策には関与する。

而して各政党の経済政策が洵に貧困を極めている現状において、日々の生産に足場を持つ職能人の経験と知識が国の施策に充分生かされなければ日本経済の秩序ある再建は覚束ないと云える。なお、この点については本会は中央経済団体と緊密な連繋を執り充分に協力して行きたい」（http://www.doyukai.or.jp/about/2009.12.6、下線は引用者）

さらに、第二次大戦後の西欧諸国では、疲弊した経済を再建するため、アメリカの生産性の高さに学ぶべきだという気運が高まり、各国で生産性向上運動が展開されていた。

日本でも 1950 年代初頭に大きな労働争議が起こり、労使が対決し合うだけでなく、経営者の側から新しい経営理念を提示して状況の打開を図るべきであるという意見が強まった。1953（昭和 28）年にヨーロッパ視察を行った郷司浩平は、直ちに各方面に生産性運動の導入を働きかけた。経済の復興と成長による資本主義体制の安定化を期待したアメリカの支援もあって、1955（昭和 30）年 3 月に、 雇用の維持拡大、労使の協力と協議、成果の公平な分配の三原則を柱として日本生産性本部が発足した。これは「経済同友会」の社会的貢献の大きな成果である。

本稿の第 4 章（4-2-7-5）、の「協調會」の所で示した同会所蔵蔵書にある『利潤分配制－米国における 300 会社の実例』の日本生産性本部による当時としては最新版の翻訳か出版されたのは 1957（昭和 32）年のことである。発足間もない日本生産本部の初代会長に石坂泰三（東芝社長）、副会長に永野重雄（富士製鉄社長）と中山伊知郎（一橋大学教授）、専務理事に郷司が就任していた。郷司は後に第 3 代会長となる。生産性運動についての労働界の反応は、同盟は日本経済の自立と国民生活の向上を目指す総合的施策に貫かれた運動であると好意的であったが、労働側の総評は経営者側が労使協力、生産性向上の美名の下に、労働強化と賃金抑制を図る目論見であるとして批判的であった。日本生産性本部は 1994 年に社会経済国民会議と統合され、社会経済生産性本部に改組されて現在に至っている。

このような、社会的貢献をなしている「経済同友会」は、敗戦直後の企業民主化における議論・見解を整理する必要に迫られ、1947（昭和 22）年 1 月、大塚万丈を委員長とする経済民主化委員会を発足させた。

大塚 万丈(萬丈)（おおつか ばんじょう）（1896 年生-1950 年没）は愛媛県出身である。旧制の第一高等学校（現・東京大学教養部)、東京帝国大学法学部（現・東京大学法学部）で岸信介（革新官僚、元首相）と同期であった。「利潤分配制」論議としては核となる年である 1920（大正 9）年に大学を卒業している。その後、朝鮮銀行（現・あおぞら銀行の前身行）に入行し 1925（大正 14）年に、設立後間もない大阪野村銀行（現・りそな銀行）に移る。銀座支店長、丸の内支店長などを歴任した。大阪野村銀行時代、理化学研究所所長の大河内正敏の理化学発明の意義を求め認め、積極的に融資を行った。その縁で 1937（昭和 12）年に理研入社している。理化学興業支配人、理研ピストンリング取締役などを歴任し新興財閥の理研コンツェルンの発展に寄与した。1942（昭和 17）年に、当時商工大臣を務めていた岸信介の推薦により日本製鐵（現・新日本製鐵）に入り、翌 1943（昭和 18 年）年には取締役総務局長に就任している。

終戦後の 1945（昭和 20）年、日本製鉄の系列会社である日本特殊鋼管社長に就任。1946（昭和 21）年 1 月経済同友会設立に際しては中心人物の 1 人となり、翌 1947（昭和 22）年代表幹事に就任し同年、同友会が新しい時代の企業のあり方についての議論を集約するために設けられた「企業民主化研究会」の委員長となっている。

大塚は精力的に調査活動を進め、企業活動の中心は株主でなく経営者に置かれるべきであるとしたジェームズ・バーナム（James Burnham）の『経営者革命』などを参考にして試案をまとめ、1947（昭和 22）年 8 月に「修正資本主義の構想」という表題で起草した。しかし、これは、バーナームというよりも大塚の学生時代（大正 6 年から 9 年頃）の学問摂取、盟友である岸らの「革新官僚」からの影響の方が大変に大きいように思われる。つ

まり以下のような内容であった。

大塚試案は企業の民主化改革を大胆に謳ったもので、 企業は経営、資本、労働の三者で構成される協同体とする、企業の最高意思決定機関として「企業総会」を置き、経営、資本、労働の三者の代表で構成する、企業利潤の分配は、経営、資本、労働の三者が対等の権利を有する 、という画期的な内容であった。しかし、あまりにも急進的な内容であったため、保守派からの激しい反発にあい、大塚試案については同友会見解として機関決定しないこととした。全体の合意を得るには至らなかったが、この年に流行語となった「修正資本主義」という言葉とともに「経済同友会」の存在意義と先進性を印象づけることになった。

では、この大塚の「企業民主化試案－修正資本主義の構想」（以下、本案と略す）の詳細を見ていこう。以下、伊丹(2000)、岡崎・菅山他（1947）の先行研究をもとに、経済同友会(1956)、經濟同友會企業民主化研究會編(1947)を参考に紹介していこう。

まず本案は「社会化」という意味について定義づける。これはソ連社会主義のような国有化の意味ではない。

「資本主義がその高度化に伴ふ必然の産物として過剰生産の問題に直面しその結果統制を必要とする段階になると、經濟民主化といふことには更に新たな面が現はれて來るのであつて、これが即ち社會化である。社會化といふ言葉は一般に社會主義化の意味に用ひられてゐるやうであるが、これは必ずしも正確ではない、現段階において經濟民主化といふ言葉の内容として社會化を云々する場合には、統制主體乃至經營主體を民主化して、これを社會化することが重點となるのであつて、この點において社會主義化とはハツキリ區別せらるべきものである。即ち經濟民主化の内容としての社會化は、資本主義の枠内において生産手段を社會的に管理するといふ意味であつて、謂はゞ資本主義そのものを社會化することによつて、經濟民主化の趣旨を貫かんとするものに外ならない。社會主義化即ち生産手段の國有化から來る社會的經濟的混亂を回避し乍ら、實質的には社會主義化と同じ目的を達成するために考へられたものである。それは統制主體の社會化としては、統制機關内の機構の民主化にあり、經營主體の社會化としては經營協議會による民主化の問題に歸着する。經濟民主化は統制資本主義段階においては、社會化の相貌を露呈して來るのであつて、これが經濟民主化に關する考え方の變遷を通じて窺はれるその歸結である」（經濟同友會企業民主化研究會編,

1947: 17-18,下線は引用者）

社会主義化ではなく社会主義と同じ機能にする、という表現は矛盾している。しかし、本稿で論証してきたので読者は理解しやすくなっているだろう。国有化という 19 世紀後半の社会主義社たちが否定したソ連式〈社会主義〉ではなく、19 世紀後半の社会主義社たちの提唱した社会民主主義的な「社会主義」を目指そうとしているのである。このように読み替えると上記の回りくどい表現は簡単に理解できるのである。

以下、經濟同友會企業民主化研究會編(1947)に示された「企業民主化案」の具体案を要約していこう。各見出しの（）内の数字は要約ページを示す。

「企業協同有制度の確立」（87-88）

企業を以て経営、資本、労働の三者によって構成される協同体とする建前をとる。法律的には企業財産を有三者の共同運営する企業体たる法人の所有とするが、これに対する株主の絶対的関係を改め、経営者及び労働者もそれぞれ経営または労働という生産要素を提供しているという意味において権利を持つものとする。

右三者の内面的配分帰属関係に就ては、出資者の出資の限度内における企業財産は当然出資者に配分すべきものであるが、増殖分はこれを適当な割合にて三分し、経・労・資三者それぞれの集団に帰属せしめるものとする。従って、企業が解散する場合、企業財産は三者間に右の帰属分の限度において分配される。企業利潤は経・労・資平等の原則に基き、適当な基準（後述）に従って、これを三者間に公平に分配する。その際企業基礎の安固を図り、且つ将来の拡充発展に備えるため、その内一定の割合を社内に留保するときは、これを適当な割合で三分して、資本家に属する分けこれを出資者勘定に積立て経営者及び労働者に属する分は、それぞれ経営者勘定及び労働者勘定に積立て、出資者及び労働者の企業資産に対立する所有並に責任の金銭的限度を明らかにする。これ等の積立金に対しては、原則として各個人に対し現金にて利子を支払うものとする。

企業債務も終局においてはこれを経・労・資三者の共同責任とする。金銭的には経営者及び労働者の責任は右の帰属分を以て限度とする。

「資本と経営の分離」（107-108）

経営者の資本家に対する受託関係を解除し、前者を後者に対して法律的に独立せしめる。

資本に対してはその保全を期するための広義の監査権を認めるものとし、従って株主は

従来の如く監査役を互選して事後監査を行わしめるのみならず、企業最高意思決定機関たる企業総会（後述）に定数の代表者を送り、事前監査として企業最高意思の決定に参与せしむるものとする。

経営責任者たる取締役は、資本家との間に代理乃至受託の関係なき経営技能者がこれに当る。首席取締役は新規企業の場合には発起人（経営技能者たると資本家たると問わない）の推薦に基き、創立企業総会（企業総会は資本家、労働者、及び経営者の各代表によって構成されるものであるが、創立の際は労働者を欠くため、資本家及び経営者の代表によって構成される）においてこれを選任し、また企業発足後、任期の満了、死亡その他の事故によりこれが補充の必要が生じた場合には企業総会において、経・労・資三者同数の委員より成る選衡委員会を設け、第一、第二両候補者を推薦せしめ（選衡の範囲は必ずしも企業内部の経営技能者に限られるものではない）同総会がこの候補者に就いて議決を行うものとする。首席取締役以外の取締役は首席取締役が企業総会の承認を得てこれを選任する。

資本家または労働者も企業総会によって経営技能を認められる限り、取締役に選任せられ、また企業総会によってそれが経営者たるの機能を逸脱しないと認められる限り、その任に在り得るものとする。

経営職員は取締役と共に経営技能者集団を形成するものとする。この集団に属する者は経営に関する基本方針の樹立及びその実行に関し責任ある地位にある者及びその重要なる補助者に限られるものとする。

「企業総会の創設」（125-126、137-138）

企業最高意思決定機関として企業総会（仮称）を新設する。

企業総会は経営者代表、株主代表及び労働者代表によって構成せられるものであって、代表者数は企業の規模によって相違を設けるが、何れの場合においても三者同数とする。企業総会の意思決定は多数決による。議長は首席取締役がこれに当り、外部に対して企業を代表する。

企業総会の権限に属する事項は次の如きものとする。

（イ）企業代表者（首席取締役）の任免、及びその他の取締役の任免に対する承認

（ロ）企業目的の決定及びその変更または追加

（ハ）基本的な経営方針の策定

（ニ）重要な企業財産の処分

（ホ）企業財産を担保とする債務の設定

（ヘ）資本金の増減

（ト）決算に関する事項（利益処分を含む）

（チ）その他企業に重大な影響を及ぼす各般の事項

「株主総会の改組及び労働者総会並に経営者総会の新設」

株主総会は株主が企業総会を構成すべき株主代表及び監先役を互選し、且つ必要に応じ株主としての意思を表示するための機関に改める。監査役の機能は従来通りとする。

労働者総会を新設し、労働者が企業総会を構成すべき労働代表を選出し、かつ必要に応じ株主（原文ママ、労働者の間違いと思われる、筆者注）としての意思を表示する機関に改める。但し労働者の総意により、労働組合を以て労働者総会に代うることを得るものとする。

経営者総会を新設し、経営職員が企業総会を構成すべき経営者代表を選出し、且つ必要に応じ経営者としての意思を表示する機関に改める。経営技能者が企業総会によって取締役に選任せられた場合には、経営集団の特質に鑑み企業総会を構成する経営者集団の代表たる資格を得るものとする。

「最低保障制度の確立」（147）

経営、資本、労働の三者の協同体たる企業の性格に基き、原則として企業成績の如何に拘らず経営者及び労働者に対してはその生活を維持するに足る給与を、また株主に対しては金利に相当する基本配当を保証する。この場合給与を決定する基準には、その責任、技能乃至経験を加味するものとする。但し能率給はこの外にこれを考慮するものとする。

「企業利潤の分配」（152-153）

企業利潤に対しては、経営、労働、資本の三者が対等の権利を有するものとする。利潤の分配は株主、経営者及び労働者に対する最低保障をなし、且つ過去の欠損を補填し、なお余りある場合に行われるものであって、株主、経営者及び労働者の各人に就き、株式の払込金額並に経営者及び労働者の年収等を考慮し、且つ企業の実情に即して、適当な割合を以てこれを行う。例えば、基本配当を超えて一分の増配が行われる場合には、各経営者及び各労働者もそれぞれ各自の俸給の年額または賃金年額の１％に相当する金額を分配せられるものとする。

経営者及び労働者に対する利潤の分配に就では、株主に対する配当と同様、現金にて各

自にこれを支払うことを原則とする。

「企業危険の負担」（159）

企業危険は資本のみならず経営及び労働もこれを負担する建前とする。株主の負担は出資金及び上記の出資者積立金を限度とし、経営者及び労働者の負担は上記の経営者積立金または労働者積立金を限度とする。但し、株主が出資金の全部または一部を喪失し、または基準配当（原文ママ、基本配当の間違いと思われる、筆者注）を受け得ざる場合においては、経営者及び労働者はその実情に即し、適当なる方法並に限度において犠牲を分担することを当然考慮する建前とする。

経・労・資三者間における危険負担の順序、方法並に程度は企業総会においてこれを決定する。

「経営協議会」（161-162）

現在の経営協議会はそれが企業の最高意思決定に参与している限りにおいては、その権限を企業総会に譲り、専ら業務執行補助機関としてこれを存置し、これによって生産実務上に労働者の意思を反映せしめるものとする。その権威並に運営の細目に就ては別途考慮する。

「労働組合」（167-168）

上述の如き企業構造の変化により、労働者は一面において一種の主体的性格のものとなるが、他の一面においては依然として雇傭関係に立つものであるから、この面において労働組合は存続する。但し労働組合の機能は、現在の如く企業経営の外部に立って労働者の利益を擁護するという消極的のものより、企業経営の内部に入ってその効率を高めることにより労働者の利益を増進するという積極的のものとなる。罷業権は固より厳存するが、尠くとも企業内部の経済問題に関する限り、実際に罷業権を行使せねばならぬ場合は、減少するものと思われる。

なお、前記経営技能者集団は労働組合と別個のものとする。

以上が「企業民主化試案－修正資本主義の構想」の全貌である。「利潤分配」も現金支給であるから純粋なコ・パートナーシップ（co-partnership）ではないが、労働者の企業参加が明確にされている点ではコ・パートナーシップといってもいいであろう。また、19 世紀後半の社会主義社たちが考えた「労働者会社」と近似しているものである。さて、同案

は試案にとどまったが、案ができあがった当時に同案に対する評価や批判を求めている。それを紹介していこう。

「企業経営の民主化」試案は「経済同友会全員の賛成で出すというところまで熟しておらない」との理由から、「経済民主化研究会」の「試案」という形で世に問うことになつた。この「試案」に反対して創立以来ともに行動して来た有力な二、三の会員が「経済同友会」を退会した。

「民主化試案」にもられた考え方に対してはかなり強い批判があった。当時の「進歩的」を標榜する「経済同友会」でも当時は、「資本」に制約を加えること、「労働」を思いきつて「経営」と同列におくことには、ためらいを示すものが多かった。また二、一スト禁止を境にして吉田内閣の労働政策に対する態度が一段とはつきりして来たこと、あるいはより大きくはアメリカの対日政策が 1947(昭和 22)年に入つて急カープで右転回して来たこと、即ちアメリカの手による日本経済の積極的再建と、そのための労働運動の行き過ぎ是正という線が強く押し出されて来た状況が上げられる。このように状勢が変化したので、経営者の労働者に対する構え方も強くなつたのだと見られる。「民主化試案」は、そうした時に幹事会に持出されため「経済同友会全体の賛成」を得られなかつたのである。「資本」がようやく頭をもたげて来ようとした矢先に、「資本」に対して制限を与えようとする効果を示したのであった。「しかし、そうした内面的なきしりとは別に、この「民主化試案」は外部において大いに反響を呼んだ。経済同友会の名は「修正資本主義」の語を冠して唱えられた。大塚万丈また修正資本主義の「本家本元」と謳われたのである」(経済同友会,1956:85)。また、「企業民主化試案」は進んで外部の批判を求めた。国民協同党政調会副会長秋田大助、協同主義協会古沢磯次郎に批評をきいた。

「民主化委員会」は、大企業の民主化方策である「試案」のあと、「協同組合」制度を中心とする中小企業の民主化を研究する予定であつたので、「協同組合主義」を標榜していた国協党の批判を先ずきいた。2 人から協同主義についての考え方を述べたあと、「一般に資本主義社会の中で、これに順応しながら協同主義を進めでゆぐことは、金融等の面で直ちに資本主義の原則にぶつかり、なかなか困難である」と述べたという(経済同友会,1956:86)。

当時の九州大学教授でマルクス主義社、向坂逸郎にも批判を求めている。向坂はマルキシズムを根底として批判した。先ず「敗戦を契機として、日本の経営者の間で修正資本主義の理論づけが叫ばれることになつたのは、新しい試みであり、一つの進歩として高く評

価したい。現在の状勢ではこの試案は労働者階級に受け入れられることが可能である」と前提して、次のように批判したという。

「一、経営者を第二者的、中間的なものと考える思想はフアツシズムに結びつく危険性がある。経営者という中間層は一つの階級ではなく職能に付随する一つの地位に過ぎない。それは資本家になる面と、勤労者である面の二重的性格を持っ。この二重性格を持つ第二者的なものを強調することは却つてその弱さを告白するものである。そしてそれはこの案の実現の困難を物語るものである。

一、日本人は政治になれていないから妥協を嫌うが妥協は軍隊でいえば体養、整備の期間であり、階級闘争にとつて必要な時である。この妥協の上に資本主義社会の民主化も考えられる。この民主化が成立すれば、そしてそれが徹底されれば、次の社会――社会主義社会に移る頂点はゆるやかになり、平和的革命が成立しうることとなる。この試案もこうした現段階の社会経済条件に適応した民主化の一つの試みとして、その進歩的意義も評価される。

一、この案はあまりに荒涼たる敗戦経済の現状に即しすぎい却つて現在の窮状に幻惑されて長い見通しを失つている感がある。資本所有に対するこのような制限が相対的安定期に入つた後も果してよく満足されうるであろうか。法制的に独占の禁止が実行されても、米国の例もある如く、安定期に入れば再び独占的なものが生れて来る可能性はあると思う。

一、経営と資本の完全なる分離は、資本主義社会においては不可能であると思う。試案に示される如く、資本家が実質的に二者の協同有に転化されることは、現社会の根本原則である資本私有の決定的な壁にぶち当ることになり、この壁を突破するには最大の政治力をもつて、これが裏づけられねばならない。この政治力を裏づけるものとして農民、中小商工業者の中産階級というものが一応考えられるが、由来中産階級は個々の立場が千差万別であり、これを一つの集団として組織化することは困難である。むしろ経営者は生産的立場において同次元に立つ勤労者と結びつくことによつて、民主化への一つの役割を果すことが出来る」（経済同友会, 1956: 86-87）

次に、経済同友会の比較的若い層から批評を求めている。若手会員と大塚の間答は次の通りである。

「（問）この案はいまの状勢のもとで果して実現出来るだろうか。

（大塚）いますぐこれを実現しうるとも思つていないし、またそれが目的でもない。現在はただ一石を投ずる程度でよいと思う。労働組合、資本家側とな現状のような意識水準では、この案に同調することは困難だと思うが、時を経るにつれて、これに近づいて来るものと信ずる。いまの状勢ではこの案を全面的にすぐ実現することは困難であるが、部分的にこの案を逐次実行に移すことは出来ると思う。

（問）現在の縮少再生産を打開するためには資本蓄積が絶対必要であると思うが、この資本蓄積と分配の公平という相互に矛盾する概念のいずれに重点をおいて経済再建を行うかが重大な岐路となる。この矛盾をどうみるか。

（大塚）資本蓄積の途は生産増強による以外あり得ないのであつて、そのためには労働者が自己の金力を集中出来るような企業経営の仕組が必要であり、資本蓄積と分配の公平は表裏一体の関係にあると思う」（経済同友会, 1956: 87-88）

さらに、東洋経済新報山田秀雄、日本経済研究所根津知好、新経済社官内勇など経済雑誌の編集者を招いて本案の批評が行われた。

「一、企業創立当初、危険率が高ぐ、労働者の力の非常に弱い時においても資本を冷遇するのは一考を要する。

一、<u>個別企業の民主化をいくら集めてみても「社会化」は生れて来ない</u>のであつて、総資本の再生産過程を通ずる資本の私的所有と生産の社会化の矛盾、相克を解決する方策――現段階では基礎産業の国有など―― こそ歴史的必然の要請するところに外ならないと思う」（経済同友会, 1956: 88,下線は引用者）

このように 1947（昭和 22）年という労働争議が激化し、ＧＨＱの方針が右旋回し、それに従う時の日本政府の方針という時代背景の中で、評者は必らずしも「試案」に対して賞賛してはいない。つまり、進歩性は認められるが、実現性は難しい、とするものであった。遂に試案に終わってしまった「企業民主化案」の発表から 3 年後の 1950（昭和 25）年に大塚は 54 歳の若さで亡くなっている。

以降、「経済同友会」は「金融の民主化」も検討していくが、この「企業の民主化」を成案とすることには失敗している。そして、「企業民主化案」は、お蔵入りとなった。だが、しかし、お蔵入りの直後から大企業を中心とした「系列化」、「株式の持ち合い化」が進んでいくことになるのである。「労働者会社」的な「企業民主化案」、すなわち「勞働株化」が採択されなかったことにより、財閥解体により所有概念としては裸にされた企業が、外資からの乗っ取り防止として当然の策であった。

この民間の失敗から 4 年後、経済安定本部は森戸辰男が主張した「日本国憲法」の不備を補う社会主義論としての「利潤分配法案」を提出することになるのである。

６－５　経済安定本部「利潤分配制法案」

－森戸辰男が主張した「日本国憲法」の不備を補う社会主義論

「経済安定本部」は太平洋戦争後の経済安定のため計画立案と関係行政機関の事務調整のため設置された臨時行政機関として 1946（昭和 21）年発足した。1948（昭和 23）年経済復興五ヵ年計画、経済復興計画基本方針などを立案、傾斜生産方式の実施を推進した。

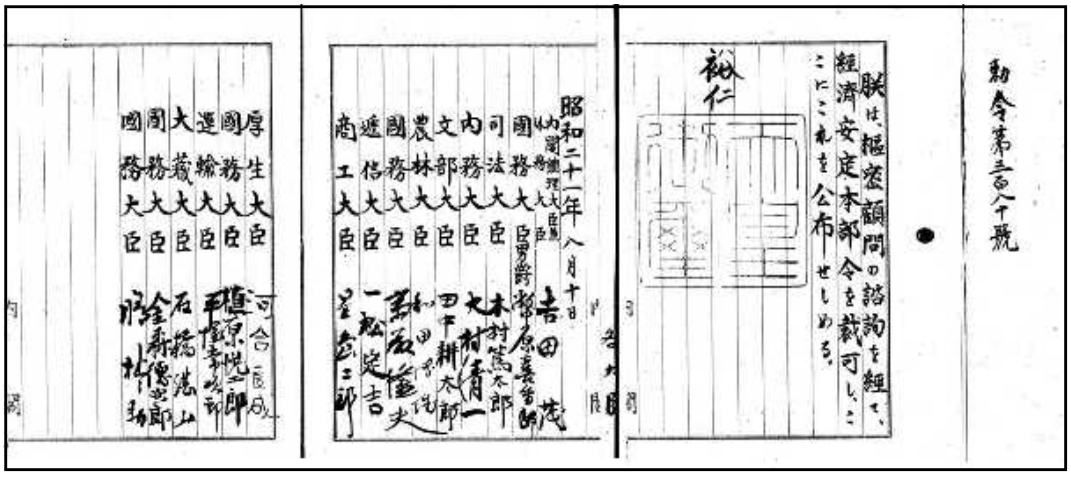
勅令第三百八十號

朕は、樞密顧問の諮詢を經て、經濟安定本部令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年八月十日

内閣總理大臣男爵 吉田茂
國務大臣男爵 幣原喜重郎
司法大臣 木村篤太郎
内務大臣 大村清一
文部大臣 田中耕太郎
農林大臣 和田博雄
國務大臣 芦田均
逓信大臣 一松定吉
商工大臣 星島二郎

厚生大臣 可合信成
國務大臣 平塚常次郎
運輸大臣 平塚常次郎
大藏大臣 石橋湛山
國務大臣 金森徳次郎
國務大臣 松村謙三

ここまで、われわれが見てきたことを総合すると以上の「経済安定本部」の経緯を見る限り、戦前の「企画院」を想像してしまう。実際に、これから論じようとする経済安定本部提出の「利潤分配制法案」の責任者で当時、経済安定本部労働室長・石井通則は戦前は企画院事務官という肩書きの役人であった。

残念ながら石井のプロフィールの詳細を解明することは出来なかった。しかし、石井が1952（昭和27）年に著作した『利潤分配の解説』青山書院（以下、本書、または石井（1952）と略す）において、本書の巻頭にある「推薦の辞」を書いた、第2次吉田内閣の農相、経済安定本部長官であった周東英雄[*5]によると石井は戦前、企画院事務官として勤務した後、文部省体育局訓練課長、石川県経済第二部、厚生省勤労補導課長、北海道労働基準局長を歴任し、1949（昭和24）年に経済安定本部労働局次長、ついで同労同室長に就任し、1950（昭和 25）年に周東が経済安定本部総務長官に就任した後の片腕となっている。周東もかつて「企画院」の官僚であった。つまり、この時期、周東、石井の前「企画院」のコンビで経済安定本部は運営されていたということになるのである（本書上梓の際に石井は「総理府事務官」の肩書きになっていた）。

結論を先取りしていうと石井が中心となって作り上げた「利潤分配制法案」は内外の批判を浴びで廃案となっている。しかしながら、この法案の成立に情熱さめぬ石井が将来に再び「利潤分配制法案」が成立することを夢見て上梓したのが本書なのである。

なお、石井は本書でも、そして石井（1952）においても語っていることであるが、明治以来の「利潤分配制度」に関する文献を凝集している。さらに、本稿の第5章で明らかにしたように「協調会」が日本工業倶楽部調査課に依頼したレポート（日本工業倶楽部編,1930）も参照されている。このレポートには「利益分配に關する本邦主要文献」の一覧があり、本稿の第4章で論じた文献があげられている（もちろん、このレポートが本稿にあげた文

献のいつくかを洩らしているし、本稿が洩れ落ちている文献も存在する。例えばレポートでは河田嗣郎（1925）、本稿では桑田熊蔵の論文などである）。もちろん、多くの海外文献の参照がおこなわれているが、その多くを紹介した本書の邦文の主要参考文献は、本稿第 4 章（4-2-3-3）で論じた東京商科大学教授で東京帝国大学教授も兼任した増地庸治郎の『賃金論』であった。この増地庸治郎の参照文献は京都帝国大学教授の大塚一朗のものであった。そして、本稿 4 章（4-2-2-7）でも論じたように大塚一朗は京都帝国大学の「利潤分配論」の統合者であったのである。

このように、明治以来の社会主義としての「利潤分配制度」が法案として論議されようとしていたのである。それは、本稿の 4 章（4-2-6-3）で明らかにしたように森戸辰男がいう社会主義になりきれない「日本国憲法」の不備である「労働全収権思想」を導入しようとするものであった。つまり森戸が 1947（昭和 22）年に語った「国家は経済安定本部という機関を日本経済再建の参謀本部としております。この官僚的組織を民主化し、他面では現存の経済復興会議を有力な組織として発展させ、これら両者の協力のもとに日本経済が民主的な国家と労働者と資本家との三者が、合理的な協力のもとに日本の経済を再建しよう」（森戸辰男, 1975b: 449）というものであったのである。

それでは、森戸が夢見た法案を見ていくことにしたい。石井が本書で言うとおり「利潤分配制」の意味は、J.S ミルがいうパートナーシップ、企業参加を意味するコ・パートナーシップ（co-partnership）のことである。以上のことを念頭に置いて、「利潤分配法案要綱」を読んでいきたい。

この法案が発表された 1951（昭和 26）年は自由党の吉田茂内閣である。朝鮮戦争のまっただ中であり、いわゆる朝鮮特需を日本にもたらしていた。そして、9 月には、「サンフランシスコ平和条約」の締結と「日米安全保障条約」の締結を行い、翌年の日本が占領状態からの独立を控えようとしていた時期なのである。

利潤分配法案要綱　（経本労働室 26・12・4）。

一、趣　　旨

この法案は企業利潤の一部を労働者に分配することにより、産業平和、長期勤続、労働能率の向上を図り、分配金の一部を企業に据置くことによって当該企業の資本蓄積に資し、併せて労働者の退職、死亡、疾病その他不時の重大なる失費に備える生活保障として、民

間会社が据置利潤分配制度を実施する場合に税法上特別の措置を講じこれを保護、助成することを目的とすること。

二、要　　綱

（適用範囲）

（１）この法案の適用は任意的なものとし、商法上の会壮、及び有限会社にのみ適用すること。

（利潤分配規則の届出）

（２）この法案による据置利潤分配制度を実施する場合には、各事業所が利潤分配規則を作成し、当該会計期間開始前に行政官庁に届出でしむること。利潤分配規則を変更したるときら同様とすること。

（利潤分配規則の規定範囲）

（３）前項の利潤分配規則には次の事項を規定せしめること。

（イ）利潤分配を行う会計期間及び利潤分配を決定する時期

（ロ）利潤分配総額の決定方法

（ハ）労働者各個人に対する分配基準

（ニ）利潤分配総額の中据置額の割合

（ホ）据置利潤分配金の返還方法

（ヘ）据置利潤分配金に対する配当若しくは利子

（ト）利潤分配の対象とする労働者の範囲

（チ）据置利潤分配金の管理及び運用方法

（労働組合若しくは労働者の意見添付）

（４）利潤分配規則の行政官庁の届出には当該事業所の労働組合若しくは労働者の代表の意見を添付せしめること。

（据置額の割合）

（５）利潤分配総額の中、据置する割合は 80 ％以上とすること。但し、据置分配金に対する配当若くは利子は総べて据置制とすること。

（台帳作成の義務）

（６）事業主がこの法案による据置利潤分配制度老実施する場合には利潤分配金台帳を作成せしめ、労働者各個人に対する分配金計算基礎、及び分配額等を明かにせしめること。

（行政官庁の認証と税務署への届出）

（７）事業主が利潤分配を実施した場合には、一定会計期間毎に、利潤分配金総額、据置利潤金額及びこれに対する配当若しくは利子を記載した利潤分配計算を行政官庁に提出せしめるとともに行政官庁の認証を受けたものを所轄役務署に提出せしめること。

（配当表の交付）

（８）事業主が労働者個人に対し利潤分配を行った場合には、労働者に対し、利潤分配金総額、当該会計期間における据置利潤分配金及び当該会計期間までに積立たる据置利潤分配金並びにその配当及び利子を記載した配当表を交付せしめること。

（据置利潤金の管理と混用）

（９）据置利潤分配金は事業主の責任により左の方法により管理若しくは運用せしめること。

（イ）確実なる銀行預金若しくは供託預金とすること。

（ロ）当該事業の生産設備の改善、拡充及び生産技術の向上等その事業の発展に寄与する用途に運用すること。

（据置利潤分配特別勘定の設定）　　。

（10）据置利潤分配金の管理及び運用を明らかにするため据置利潤分配資金特別勘定を設けしめること。

（据置制潤分配金の返還）

（11）据置利潤分配金の返還方法に次によらしめること。

（イ）労働者の退職若しくは死亡のときはその全額を返還すること。

（ロ）労働者の癈疾、負傷、疾病、若しくはその家族の死亡、癈疾、負傷、疾病その他止むを得ざる事由により労働者の重大なる出費を要するときはその全部若しくは一部を返還するととができること。

（ハ）事業所の解散のときは全労働者にその全額を返還すること。

（12）据置利潤分配制度を実施する事業所が、営業譲渡をなし、若しくは事業不振等のため、据置利潤分配金の管理若しくは運用を続けることが不適当となった場合には行政官庁が据置利潤分配制度の停止若しくは据置利潤分配金の返還を命ずることができること。

（利潤分配金の保護）

（13）利潤分配金に対しては次の保護措置をとること。

（イ）譲渡若しくは担保又は差押えを禁止すること。

但し、差押えに関しては民法 618 条 2 項の例外を認めるとと。

（ロ）法人税の適用については経費若しくは損金とすること。

（ハ）労働者に対する課税は現金払のものについては一般の勤労所得誕を適用し、据置物についてに、退職手当の税率を適用し、労働者に返還する際に徴収するようにすること。

（ニ）商法第二九五条の先取特権を認めること。

（ホ）利潤分配金に賃金とは解釈しかいが、労働者の退職若しくに死亡の場合には一週間以内に返還せしめること。

（注意規定）

（14）この法案による利潤分配制度を実施することにより賃金その他の労働条件を低下させたり、企業の経営経理に対し、労働者が干渉することのないような注意規定を設けること。

（行政官庁の監督）

（15）事業所に対し、行政官庁の求めがあるときには利潤分配規則、利潤分配金台帳、利潤分配計算書の提出、据置利潤分配金の管理、運用状況に関する報告、帳簿書類の提出等に関する義務規定を設け、行政官庁が必要ありと詔めるときに、事業所の臨検、検査が出来るようにすること。

以上が「利潤分配法案要綱」の全貌である。まさしく、冠してはいないが社会主義としての「利潤分配制」を取り入れようとする案であった。

この法案の責任者であった石井通則は、「利潤分配制」を採用していくためには次の三点の研究が必要だという（石井,1952）。第一点としては、この時点で大正期に疑似とはいえ利潤分配制度を実施した企業があったこと。それが本稿の 5 章で見たように税法上の問題もあって賞與（ボーナス）制度に変容されていたこと。また、その賞與のなかでも、未だに十分ではないが利潤分配制に類似しているものが多いということをあげている。しかし、この賞與をめぐる労使間の争いが激化している中で、産業平和、能率増進、労働の安定のためにはどうしても採用しなければならない制度であること。また。当時の敗戦後の資本蓄積不足が深刻な状況においてはコ・パートナーシップ（co-partnership）は特に必要だ

ということ、石井たちは法案にもあるようにこれを「据置型利潤分配制」としている。つまり労働者に支給すべき利潤の一部を積み立てて、労働者の将来の生活安定と資本蓄積方法を同時におこなうという新しい制度は是非とも必要であると、石井はいう（石井, 1952: 6-7）。

第二点として石井は、戦後諸外国で強制的または任意的に「利潤分配制」をおこなっている国々を調査している、それが別掲図６－１である。それによれば、アメリカやイギリスは任意性であった。逆にラテンアメリカなどの発展途上国は強制的であった。これには役人としていいにくい石井の代わりに廣西元信の解説を聞くことにしよう。

「先進資本主義諸国は農地の改革は早期に完了したが、工場の農地改革は依然として残されたままである。先進資本主義諸国の確立した政治におけるデモクラシーはなるほど立派なものであった。しかしこのデモクラシーも経済の中に、工場の中に導入することは不可能であった。彼等が確立したデモクラシーは、植民地からする超過利潤の基礎のうえにあり、或いは発達した生産性からくる格差のためであった。従って先進資本主義諸国は、社会保障制度の拡充によって、民族の団結と繁栄を計ることをなし得たが、利潤分配制を採用することは不可能であった。これを本国だけに採用することは出来ない。植民地にも均霑なければならない。それではせっかく確立したデモクラシーの基礎さえも危殆に瀕することになる……新興独立国には勿論植民地はないし、今後植民地、征服地の余地があろう筈はない。生産性も弱小であり、社会保障制の拡充も望ほどには達成しがたいであろう。彼等が利潤分配制の方向に歩んだのは当然である。しかもこの制度が、先進資本主義諸国からではなしに、新興独立国から法制化が進んでいる点に、歴史的意義を認めなければならぬ……利潤分配制は政治におけるデモクラシーの経済への拡張である。資本と労働力との利潤分配の場における身分制の撤廃である」（廣西, 1954: 10-11）

すでに植民地もなく、資本蓄積不足であった日本ではあるが、以上のような理由から石井としては日本への「利潤分配制」は「強制」ではなく「任意」にしなければならなかった。しかし、「利潤分配制」を促進させなければならない。そこで、第三点として「税法上の優遇措置」をおこなわなければならない。それは「据置型利潤分配制」を奨励するためである。共同の利益のための労働者の団体にも「利潤分配制度」を認めるかどうか、行

政監督をおこなうべきかどうか、という問題はある。しかし、日本は任意性で労使の自由な研究によって「利潤分配制」を実施させる以上、政府は出来るだけ税法上の優遇措置をおこなった上で、助成育成のサービスをおこなうことが必要であると、石井はいう（石井, 1952: 6-7）。このような考えをもって「利潤分配法案要綱」は考えられたのである。

だが、資本家側、マルクス系労働組合は、この法案に反発した。例えば、当時、石川島播磨重工業株式会社・勤労部・労働二課の佐藤訓夫は、次のようにいっている。「利潤分配制」は、いかなる形態の利潤分配制度の実施であろうと労働組合の協力をなくしては成功しえないということは過去の事実が示している。利潤分配制度に対し労働組合はいかなる態度をとってきたかというと、階級意識に立脚するマルクス系社会主義者は資本主義制度自体に反対、すなわち本制度は資本主義に立脚し、労働関係の改善、労働争議の防止等、資本主義の欠点を呈出する手段だとして根本的に反対している。また、分配賞与は賃金の一部に代るもので、当然労働者の賃金報酬の中に含まれるべきものであり、本制度は一般賃金水準を低下させるものとして反対した労働組合もある。.利潤分配の要求は賃金水準引上げの形で行をわれ、予め確実でない利潤分配制度に反対している。さらに利潤分配制度は組合を弱体化し組合主義に反するとした。したがって利潤分配制度はそれ自体コ・パートナーシップ（Co-Partnership）のように労働者の経営参加を条件とするものは時期尚早である。また、本気で実施するつもりならば強制的に実施しなければならないし、企業の体力が弱くなったときに実施できるのかという憂慮を示した（佐藤, 1966: 11）。

また、当時、芝浦製作所事務取締役であった西野嘉一郎が、この経済安定本部案を徹底的に批判している。それによると、「利潤分配制度」は、日本でやったとしてもかえって労働不安を招く原因となること。だから創るだけで何ら効果がないという。アメリカでもあまり効果がないことが実証されている（この実証はかなり怪しいものであるが）。また、西野は「はなはだ失礼であるが」とことわったうえで、実施している企業でも、エクアドル、ボリビア、チリなどの三等国というか文化の低い国では強制的におこなわれ結果を出している。ある程度の民主的な労働組合が出来、それが発達している英米では効果が上がっていない。しかもその分配額は日本の期末賞與程度のものである。「利潤分配」を実施するならば、「利潤とは何か」となり、イデオロギー的な考えで経理の公開まで労働者側は迫ってくる。そういう制度を作って労働不安を招くよりは、期末賞與の問題にして経営者が自分の考えで、日経連がいっているように自主的に賞与の額を決定して労働者に与えた方がよい。税金の問題も「利潤」と考えるから、税金の対象となるのであって、経費支

出でおこなうならば、問題は解決する。また、経営がうまくいっていないときは賞與を利潤分配制の意味を含ませて、一方的にその額を経営者側が決定すればよい(西野, 1953: 117)と豪語する。現在の観点から見ても西野の言説は問題が充分あるものであるが、1953（昭和 28）年当時の経営者の考え方では当然のことであった。それは、日経連が掲げていた、「当面の利益分配的諸要求に対する經營社の態度（25 年 10 月 18 日)」という基本方針があった。これを読むと、本稿第 1 章に掲げた資本家・経営者連合（アソシエーション）としての資本主義の基本概念がよくわかる内容であることが理解できるであろう。

当面の利益分配的諸要求に対する經營社の態度（25 年 10 月 18 日）

「朝鮮動乱の勃発を契機とする特需の発生、その他経済環境の激変は、わが国産業界の一面に活況を齊らし、企業によつては、資本蓄積を漸く可能とする状態も生じつゝある。他面米国対日援助の打切りは、愈々近きに予期せられており、経済自立を達成すべき、企業経営の基礎確立は今日喫緊の要務たされている。

ところが一方において、最近の一部産業界の活況は、物価の部分的上昇傾向とも相俟つて、労働側をして賃上ないし益分配的要求を提起せしめる要因ともなり、現実に最近の企業情勢に係わる経済要求は各方面に益々高まる情勢を示しつゝある。

かゝる趨勢に対して、労働側要求に処する経営者側の基本態臓を確立し置くことはこの際極めて必要のことであるが、われらはこの機会に、賃金給与全般に亘る基本構想を左の如く再確認し、以つて経済自立達成の上に経営者が果すべき企業経営責任の遂行に遺憾なきを期することゝしたい。

一、およそ給与の構想を定時給与と臨時給与のことする。

（イ）定時給与は、本人綸、家族給、地域給、能率手当、生産報償金、現物給与等企業が実情に即し、賃金とし定時に支給しつゝある諸給与をこの範疇に合むものとする。

（ロ） 臨時給与は、一時金、突破資金等臨時に支給される給与の外、慣行的に中元、年末等に支給される賞与、或いは最近の利益分配的要求、地方税負担要求に応じ支給されるが如き、賃金以外に給与せられる諸給与を包含するものとする。

二、賃金としての定期給与に対するわれわれの基本態度は、さきにこれを明らかにしたが、この基本態度は今日といえども原則として変りはない。即ち

（イ） 生活給より能率給への方向を目逮として賃金体系を再調成すること。

（ロ） 賃金の決定に当つては、企業の生産性並びに市場性を考慮し、経営効率とリン

クせしめること。

（ハ）　経済情勢並びに健全経営の見透しの不明確なる現段階においては、原則として賃金のベースアップは適当てないこと。

三、臨時給与は、必要ある場合てもナベて期末に支給し得る賞与に一元化して支綸する如く措置すべきである。己むを得ず期の中途において支給するものは、一時金、突破資金その他名称の如おを問わず、これを期末臨時給与の前払、分割払と見做して取扱うものとする。

四、賞与の性格については、われわれは次の如くこれを解する。

（イ）　賞与に賃金の後払的性格のものではない。

けだし協定期間内における賃金が、一般水準に比し低賃金である場合でも、その賃金額はその企業において、その段階において、一応労使間に適当なるものとして協定されたものと解すべきであつて、期末賞与支給を予定して意識的に賃金額を低位に定めたものと解すべきではないからである。

（ロ）　賞与を盆、暮の慣行的給与としている企業の場合でも、その性格は本来臨時的なものであり、且つ必ずしも給与しなければならぬといういう義務的なものではない。

（ハ）賞与は本来、企業に期末利益を生じ得る場合に、経営者が企業経目を勘案し、健全経営の観点に立つて自主的にこれを決定し、経費中より支出すべきものである。従つて団体交渉の対象とすることに本来適当てはない。

しかしながら労使関係の円滑なる運用という政策的意味を必要とする場合、団体交渉又は協議会等において、これを附議することは必ずしも妨げるものではない。但しこの場合といえども最後の決定権は経営者にあること勿論である。

五、賃金給与に対するわれわれの基本構想は以上の如くであるが、決算上の利益分配要求ないしは利潤分配制度に対しては、それが賃金給与とはまったく本質を異にし、企業の組織、制度に変革を及ぼす性格を持つ点に鑑み、今日のあらゆる客観條件の下においては、これが採用は好ましくない。

六、現在における企業利益の実態は、企業の資産構成、再評価、積立、銷却等の内容に鑑みるとき、未だ一般に正常経営上の上の実質的利益といわるべきでないものが多く、またたとえ実質利益がある場合でも、企業はこの機会にこそ、自己資本を充実し、設備技術の面における本格的合理化を達成し、経済自立の基礎を確立しなければならない。

七、われわれは如上の見解において、最近の情勢に対する一般の利益分配的観念に対しては、特に慎重なる態度を以て望むことを、この際基本態度として確認するものである」（日本経営者団体連盟, 1953: 118-120,下線は引用者）

以上のようにボーナスは賞與であり、常に支給を約束するものではない。企業が利益を上げた後、資本家から恩恵的に与えるものである、という基本的な確認をおこなっているのである。特に「五」の「利潤分配制度に対しては、それが賃金給与とはまったく本質を異にし、企業の組織、制度に変革を及ぼす性格を持つ点に鑑み、今日のあらゆる客観條件の下においては、これが採用は好ましくない」という下りは、本稿２章（2-4）のマルクスの所で見たマルクスの『経済学批判要綱』の「資本主義崩壊論」とまったく同様である。

「利潤分配制」の実施は資本主義制度の「性格」をも変えてしまい資本主義にとって望ましくないことを資本家・経営者連合軍は自覚している、ということなのである。このように、経団連が「利潤分配制」批判をおこなっていた翌年に社会主義理論としての「利潤分配制要綱」は発表されて握りつぶされてしまったのである。

石井通則は、その後、この法案が握りつぶされた後でも情熱をさまさずに「利潤分配制度の解説」と「利潤分配制度の實例」を明らかにした石井（1952）を著作している。

そして、次のように閉めている。

「利潤分配制度はよき経営、よき労務管理の上に行われるべきものであり、悪き経営、悪き労務管理の救済や改善の手段としてとらえるべきものではない。よき経営、よき労務管理の上にとられた利潤分配制度であつて始めて、労使の協同精神をますます強化し、事業の好況の際にはその喜びを分かちあうことになるとともに、事業の不振の場合においては、相協力してその困難を克服し、不況を乗り越えるという力になるのではないだろうか。ナラシーマンが「利潤分配の精髄というべきものは、生産という課された仕事における労使合作の哲学であり、そして物質的獲得よりも、この基礎哲学に重きを置かれたときにのみ、利潤分配計画は成功するのである」と結論づけているが、その言葉に味わうべき言葉であろう……わが国においても、今後おそらく利潤分配制度は多くの関係者によつて研究され、またこの制度が実際に広く実施されるときも来るであろう。その場合には、この精度が労使双方のよき理解と信頼によつて運営され、他のよき経営の方策と相俟つて、労使一体の円滑なるつながりを強化し、企

業がいよいよ繁栄し、労使双方の福祉がますます増大するようにこの制度の意義が発揮されることを期待してやまない」（石井, 1952 :131）

しかし、石井の期待は裏切られた。この後、岸信介内閣が用意し、池田勇人内閣が実施した「所得倍増計画」に基づく「高度成長」がこの「利潤分配制」の議論を前に進ませなかったのである。社会主義はマルクス主義を中心に政治的なイデオロギーに終始していった。昭和 40 年代以降（1960 年代後半）は「労使協調によるパートナーシップ」の議論もなされなくなった。社会主義＝ソ連という定義のため、J.S ミルなどは「国有化社会主義を提唱しない過渡的経済学者」とされてしまった。一方、実業界では企業の賞與が暗黙の「労働協約」、「商習慣」となっていった。どんな小さな会社でも期末手当としての賞與、ボーナスが給料月額の一月以上を出さないと労働者に逃げられてしまうからである。

こうしてこの法案も石井も歴史の表舞台からは「忘れられた存在」となったのである。

まとめ　妥協としてのボーナス制度への一層の慣習化と促進

－高度成長によって忘れ去られた「利潤分配制」－

大正時代の「利潤分配制」論議を経て、太平洋戦争時の「統制経済」さらに「革新官僚」、「企画院」の政策の実行と行動、戦後の民間や官僚の政策などを経て、ある程度、様々な妥協から「利潤分配制」は忘れられ、「商習慣としてのボーナス制」という利潤分配の変容で日本は繁栄してきたという面がある。企業の賞與が暗黙の「労働協約」、「商習慣」となっていったからである。しかし、現在この暗黙のルールは破られ、1950（昭和 25）年に経団連より出された「当面の利益分配的諸要求に対する經營社の態度」という資本家・経営者連合の初期の時代に帰ろうとしている。今や正社員であっても「ボーナス支給ゼロ」は珍しいことではなくなった。こういったときであるからこそ、大塚万丈の取り組みや「利潤分配制法案要綱」の意義を発掘し見直していく必要性がある。不況期であり日本が転換期となっている今だからこそ見直していかねばならないのである。これは、岡崎・菅山他（1996）の著者たちも同様な考え方であった。では、次に本稿の今までの要約と「現代の利潤分配制論議」と思える「ESOP 論」、そして 19 世紀後半の社会主義社の考え方である全生産手段の共通占有説（gemeisamer　Besitz）、つまり相互主義社会の構築問題を明らかにして、本稿を閉じたい。

図6－1
日本経営者団体連盟（1953）より転載

第2表　各国における利潤分配制度の実施状況一覧（経本労働室）

実施国	実施時期	任意又は強制	形態	労働者個人への分配基準	分配金の支払方法	分配金の運用	利点と欠点
米国	1869年	任意	(1) 直接的利潤分配（代表的形態）〔純利潤－税引当－最低資本利潤〕×分配比率 (2) 賃金配当計画 株主配当金×分配比率 (3) 支払比率システム 一定額以上の利潤×分配比率	賃金所得、労働能率、勤続年数、利潤分配資金、積立金額（労働者が賃金の中より若干分を預け入れるもの）	現金	毎決算期	産業平和、協同精神の涵養、能率増進、長期勤続の効果はあるが、共済意識、生活保障、事業への関心据置型よりも薄い。
					据置又は信託	労資の委員による管理（退職、失業、老齢、疾病による払戻）	産業平和、協同精神の涵養、節約の奨励、長期勤続、老齢、失業、疾病等の生活保障、事業への関心等の効果はあるが能率増進は現金払の型よりも劣る。
英国	1860年	任意	（純利潤－税金－最低資本利潤）×分配比率が代表的型態。	同上	現金	毎決算期	米国の場合と同様
					据置又は信託	利潤分配委員会による管理（退職、失業、疾病、老齢による払戻）	同上
フランス	1820年	任意					
インド		任意及び産業裁判所の審判	(1) （純利潤－税金及負担金利子）×分配比率 (2) 株主配当金×分配比率	基本サラリー若しくは賃金額	現金払若しくは一部現金払（1/2）一部据置（1/2）		産業平和、能率増進に効果がある。
チリー	1931年	強制（法律）	〔純利潤－租税（80%）－損失填補金（20%）×20%以上〕但し賃金総額の6%を超えない。	1/2は労働組合に一任 1/2は総労働日数の70%以上出勤した者。基準は賃金額。	現金		産業平和、長期勤続、能率増進の効果あり
コロンビア	1950年	強制（法律）	利潤率12%を超える場合はその超えた部分の5%～20%　但し賃金年額の1/2を超えない。	点数制（要素、賃金額、世帯上の責任、出勤状態、能率と誠実）	現金払 1/2 据置 1/2	据置分は政府指定の銀行預金とする（払戻事由は退職、疾病、老齢等）	産業平和、能率増進、長期勤続、生活保障
エクアドル	1943年	強制（法律）	総利潤×7%	賃金総額	現金払 5/7 据置 2/7	据置分は社会事業用の貯蓄勘定に預入れ	産業平和、能率増進、長期勤続、生活保障
ペルー	1943年	強制（法律）	〔純利潤－留保金（10%×30%）〕外に据置賃金に対しても利潤分配を行う	賃金額、勤続年数、出勤率、能率	現金払 2/10 据置 8/10	据置分は記名式不融通性株券で交付、資金は労働者の利益のために使用	同上
ベネゼラ	1938年	強制（法律）	〔純利潤－利子（10%）－留保金（10%）×10%〕但し賃金総額の2カ分を超えない。	同上	現金払 75/100 据置 25/100	据置分は労働銀行へ預金	同上
ボリビヤ	1939年	強制（法律）	純利潤×25%　但し最低月給者1カ月分日給者15日分	同上	現金払		同上
アルゼンチン		強制（法律）					
チェコスロバキヤ	1945年	強制（法律）	私企業　純利の10% 公企業　賃金総額の0.5%	個人分配は行わず	据置	労組に附属する独立の団体が運用（福利厚生に使用）	労働者の福利増進
ハンガリア	1949年	強制（法律）	国営企業の利潤×2% 予定利潤を超えた時は5%	40%だけ個人分配他は労働者全体のために使用	据置	福利厚生	能率と福利増進
ブルガリア		強制（法律）	国営企業　純益の5%	一部分配他は労働者全体に使用	現金一部他は据置	福利厚生費に使用	同上

第７章－まとめ－ＥＳＯＰ論は現代の利潤分配制論なのか

－再び 19 世紀後半の社会主義理論再検討の必要性－

はじめに－本稿のまとめに代えて－

本稿を執筆するために資料収集と調査に要した年月は約 3 年である。本稿を「歴史学で実証せよ」との指令により調査は開始された。歴史、特に「人脈」、「人間」を扱う資料収集作業は、本稿で肯定、否定を行った人物を問わず彼等の「彼等が歩んでいた後ろ姿を追い求める旅」であった。本稿では直接に使用しなかった資料も多いが、彼等の著作だけではなく、書簡、ノート、メモ書き、使用していた家庭用品にまで及んだ。また、弟子筋の記念論集などを読みながら、時空を超えた彼等の面影をたどっていったのである。それはまさしく、「時空を超えた彼等の後ろ姿を追い求める旅」であったと断言できるのである。批判を覚悟で、多少オカルトじみたことをいえば、資料収集作業の途中、これは資料を探しに行っているのではなく、彼等に呼ばれているのではないか、という錯覚にも陥った。それは錯覚かもしれないが、本稿で肯定している人物のみならず、否定している人物も含めて、彼等の時代を背負った発言、立場、苦悩の一端を垣間見ることが出来たのである。

本稿では「社会主義」を「国営・国有化」ではなくパートナーシップ、つまり労働者参加、利潤分配制を構想したもとした。さらに全生産手段を共通占有（gemeisamer Besitz）にし、経済的には「相互主義社会」、政治的には「連邦主義」を実現していく社会であるとした。そのモデルとして 19 世紀の社会主義社たちは、未だに不十分な企業形態である joint-stock company としての株式会社の修正を模索していた。これにはマルクスにおいても同様であり、むしろマルクスは現行（当時）の joint-stock company を彼の考える「共同体主義」（日本では共産主義と訳されている）、世界共同体を模索していた。「共同体主義」の本質は、1 つの協同体の内部に人間を閉じ込めることであり「人間の個性否定」である。コミュニティという意味とは本質的には異質なものである（そして、コミュニティとコミュニズムを同等と考えるのは日本をはじめとした、アジア的な共同体意識である）。コミュニズムの本質は人間の個性を否定して上からの強大な力で統制するという考えである。

一般的に左翼の権化と見るマルクスはむしろ右翼的な発想であったのである。それが災いし、後世のマルクスを継ぐ者達からマルクスの株式会社論と、それをもとに展開されたパートナーシップ論、利潤分配制論は忘れ去られていく。マルクスの生前には非公開のものが多かったという理由もあるが、それは、本稿の第 2 章でも見たとおり、同時代人の社会主義者達がすでに発表し、公表されていたためマルクス自身が発表、公表にためらいがあったと考えられる。マルクスが、他の社会主義者との違い、独自性を発揮するためには空想的なコミュニズムを持ち出すしかなかったのである（牧野,2004）。

石原莞爾がマルクス主義者たちを「マルクス教」と称したように、宗教的な側面が帯びていた。マルクスは「宗教を否定した」ことになっているが、同時代人の西欧社会主義と同様にキリスト教的な色彩があった。本稿では詳述しなかったがマルクスはプロティスタントの基盤がある。それをロシアのミール共同体思想にマルクス思想を結びつけて、「国有・国営社会主義」なるグロテスクな思想が生まれてしまった。いつしか、マルクスの「株式会社論」は無視され、それと同時にパートナーシップ論、利潤分配制論は「経営学」の一学問の領域に矮小化されて論じられてきた。マルクス同時代人の J.S ミルやプルードンは「国有・国営社会主義」＝〈社会主義〉からみた、まだ資本主義的な過渡的なものマルクスに克服されたものとの評価から、株式会社論を含めパートナーシップ論、利潤分配制論も忘れられていった。また、マルクスの「株式会社論」はタブー視されて論じることさえも禁じられていた。今でこそ、松尾(2009)や中野(2009)などの研究もあるが、その大元の研究は廣西（1967[2000]）であった。これは衝撃の書であり、マルクス主義内部にも大きな衝撃が走ったが、当時のマルクス主義全盛期の状況下にあっては、この書とマルクス主義内部からも高く評価されていた廣西（1970）を引用することはタブーであった。篠田(1975)や有井(1991)の研究は廣西のアドバイスもあり、意識的に参考文献から落としている（廣西家遺族立ち会いでの遺品整理でこのことが明確に判明している）。また、『マルクス・エンゲルス全集』のプルードン関係の訳者として知られている平田清明は、岡村司のような法学基盤がなく他のプルードン主義者がプルードンの「個々人的占有」論を「個体的占有」と訳していることにヒントをえて、マルクスの「個体的所有の再建論」を主張し、民法（つまり市民法）の常識のないまま「市民社会論」を展開していた。この平田市民社会論の中に廣西（1967[2000]）、廣西（1970）との類似性が多く見られ「悪意のある廣西理論改変による剽窃である」と主張した坂間（1972a,1972b）は、衝撃的な告発であった。しかし、マルクス主義全盛期の土壌にあっては、学会の世界からは抹殺される運命

になった。あの廣松渉の業績を実証、証明したのにもかかわらずである。

だが、時代は変わり自由に論じられるようになった。『新マルクス学辞典』弘文堂（2000）では「所有と占有」、「株式会社」問題で堂々と廣西（1967[2000]）が参考文献として掲載されるまでになっている。そこで、本稿の第 1 章では、本稿筆者が高等学校商業科の教員であることから高等学校商業科の教科書『商業法規』レベルの解説から始め、以降の理解をしやすいように努めた。そして、19 世紀後半の社会主義者の理論である「株式修正主義」に基づく理論と協同組合主義として実施された西欧社会の利潤分配実施企業の存在を紹介した。本稿第 2 章では、19 世紀後半を代表する思想家である J.S ミル、プルードン、マルクスのアソシエーション論、株式会社論、利潤分配論、自由時間論、19 世紀後半の利潤分配実施企業の実践を応用した将来社会論、「労働全収権論」を論じた。

以上をもとに社会主義としての「利潤分配論」と「パートナーシップ」による日本への受容を考えていった。第 3 章では明治期の資本主義導入政策を問題にした。会社つまりアソシエーションが反権力的なものであれば、資本主義を克服させる作用がある。明治政府としては反権力はまずいが、殖産興業のため「会社」制度をやむなく取り入れなければならなかった。そのためには、アソシエーションを骨抜きにしたものとして導入するしかなかった。しかし、現場の企業家はどのように考えていたのか、という問題が残る。そこで、明治時代の実業家で「社会主義論」を著作した人物を取り上げた。明治の実業界は 19 世紀後半の社会主義思想や利潤分配実施企業を熟知していたことを示した。このことから、日本に労働者の福利厚生が芽生えたことを論じた。

本稿第 4 章では、北一輝の「利潤分配制」の突然の提言はなぜなされたのか、という問いに対して、次のような解答を示した。すなわち大正デモクラシーの研究者は、否定も肯定も含め「利潤分配」やパートナーシップとの問題を真剣に、そして真摯に論じていると。その前提となる「占有主体論」となる「出資と経営の分離」論が、すでに大正期の日本で論じられていることを明らかにした。また、それは 1921（大正 10）年には「社会政策学会」の大会テーマにもなっていた。そこで、東京帝国大学、京都帝国大学、東京商科大学、慶應義塾大学、早稲田大学などの研究者を取り上げた。社会主義の理論としての「利潤分配制」に最も熱心であったのは京都帝国大学であったが、他の大学の理論を含め、これは後の日本の政策にも反映されていった。また、当時の政府も独自調査や「協調会」という労使協調を標榜する機関を通じて研究がなされていたことを明らかにした。

本稿第 5 章は、大正時代の日本で実施された「利潤分配実施企業」を紹介した。これは

当時の新聞や公文書から読み取り、その設立と衰退を見ていった。「協調会」の分析は、これらの「利潤分配制」企業は本来の利潤分配を労働者にしていないこと、やがて賞與（ボーナス）へ変容させられたと結論づけていた。

本稿第 6 章は、度重なる恐慌による資本主義の行き詰まり感から「日本改造計画」が計画された。それは軍部と結びついた左翼的な革新官僚が推し進めていた。いわゆる日本的経営というれる経済システムはこのときに形成されていた。

革新官僚たちはさらに、統制経済を基調として「出資と経営の分離」論を法律として推し進めようとしていた。しかし、財界などの反対に遭い挫折していた。

戦後になって敗戦後の日本は占領軍による民主化政策のために、次々と戦争協力者の公職追放を行った。しかし、官僚機構は解体しなかった。むしろ新設した「経済安定本部」に革新官僚の巣窟であった「企画院」所属の役人を登用していた。これが敗戦後、日本の復興のための経済方策である「傾斜配分生産方式」となる。さらに、戦後直後の国会審議を示し、そこで展開されている「出資と経営の分離」と「利潤分配制」の論議を示した。これは戦後、唐突に議論されたものではなく、むしろ大正から太平洋戦争の戦前の論議が連続、くり返して議論されたという証明となることを明らかにした。

そして、戦後の「利潤分配」に関する民間試案として経済同友会の「企業民主化試案」を取り上げた。その試案の中心人物であった大塚万丈の取り組みを明らかにした。この試案は、経営側と労働側双方の批判にあい、挫折している。この後、企業の系列下が始まったことを明らかにした。

森戸辰男は「日本国憲法」に「生存権」を挿入することに成功したが「労働全収権」を入れることが出来ず社会主義としては、きわめて不備な憲法で、未だに資本主義的な憲法だと主張していた。その不備を補うべくもと「企画院」の官僚たちが「労働全収権」思想に基づく法案「利潤分配要綱」が 1951（昭和 26）年の「サンフランシスコ平和条約」批准から日本の占領が解かれ翌年の 1952（昭和 27）年 4 月 28 日の独立を迎える直前の 1951（昭和 26）年 12 月 4 日に上程され論議されようとしていた。しかし、「資本と経営の連合軍」による強力な反対に遭い法案は廃案となっている。以後、高度成長期に日本は入り「利潤分配制」は単なる賞與（ボーナス）として変容されていった、ということを論じた。

７－１　ＥＳＯＰとは

では、高度成長後の日本ぱどのようなものであったのであろうか。ドーア（2006）も一部語っていたが、特に西山忠範によると、それは「資本主義ではなかった」という(西山,1981),(西山,1980)。日本の企業文化に、ＴＯＢ（公開乗っ取り take over bid）が行われない理由や個人株主が少ない理由は何か。日本が欧米のように株主へ利益配当のために首切りがないのはなぜか。自己資本比率が欧米と比べると低いのはなぜか。ホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差が小さいのはなぜか。公認会計士制度が機能しないのはなぜか、等の「日本的経営」を含めた問いに対して、日本の経済は「資本主義」としてのカテゴリーには含まれないと主張した。資本家という「所有者」を排除した「経営者と労働者」の「占有体制」であり、いわゆる「系列」も「占有共同体」の結果として表れているにすぎないとし、日本の「系列資本主義」を批判する奥村宏との論争が巻き起こったことで、よく知られている。

西山によれば、日本の大企業は特に労働者支配になっている。日本は戦前は個人資本家が多い資本主義であった。それが「出資（所有、資本）と経営の分離」が起こり、さらに戦後は資本家が没落し、生き残っている資本家は資本家としてではなく経営者（労働者）として生き残っているのだという。

西山は、このように解説し、日本の戦後から高度成長期の大企業では「出資と経営の分離」さえも行われていない。実質上、所有者は企業から追放されていると主張し図７－１を示すのである。また、膨大な具体例をあげて個人資本家が次第に没落し、企業の大株主は銀行などの機関所有になっていることを説いている。それが株所有比率を表した図７－２である。その銀行などの大株主は、企業を支配しようとする意志はない。ただ乗っ取り防止のための安定株主として、資金供給を円滑にし、系列の企業間との調整と企業保護を行うだけの存在であると主張する。また、銀行を含めた機関所有の大株主は「株式会社」ではなく、保険会社などの「相互会社」であることも併せて論じている。

確かに、戦前の資本家であったものが戦後も企業の有力者として君臨している。

図７－１

		支　配	経　営	
戦前の日本	小企業	資本家	資本家	一　致
	大企業	資本家	労働者	分　離
アメリカ		資本家	労働者	分　離
現代日本	小企業	資本家	資本家	一　致
	大企業	労働者	労働者	一　致

西山忠範（1981：56）より転載

203　巻末付表

図7-2

表４－９　日本石油

1950	1960	1970	1980
	512	2056	8376
山口誠太郎(取)　2.3	三菱信託　7.2	住友生命　1.8	三井銀行　3.3
日興証券　2.1	大和銀行　3.5	第一生命　1.7	第一勧業銀行　3.3
山一証券　1.7	日本証券金融　2.1	第百生命　1.5	富士銀行　3.3
帝国銀行　0.6	住友信託　1.6	朝日生命　1.5	三井信託　2.0
	三井信託　1.4	富士銀行　1.4	三井生命　1.9
計　6.7	計　15.8	計　7.9	計　13.8
山口誠太郎　取	山口順太郎　取	山口順太郎　取	山口順太郎　監
			山口育英奨学会(38位)0.31

表４－10　松下電器産業

1950	1960	1970	1980
	620	4627	12001
松下幸之助(社)　43.3	**松下幸之助(社)　7.5**	モクスレイ(米ADR)　8.0	住友銀行　5.1
井植逞雄　4.0	三菱信託　4.4	住友銀行　4.7	住友生命　4.6
日本生命　3.1	住友生命　3.9	**松下幸之助(会)　4.7**	日本生命　4.5
東電興業　1.6	大和銀行　3.5	住友生命　4.2	**松下幸之助(相)　3.2**
	住友銀行　3.0	**松陽興産　3.2**	**松陽興産　3.1**
計　52.0	計　22.3	計　24.8	計　20.5
松下幸之助　社	**松下幸之助　社**	**松下幸之助　会**	松下正治　会
松下正治　副	松下正治　副	松下正治　社	**松下幸之助　相**
		松下興産　（9位）1.44 松下不動産(18位)　0.74	松下興産　（9位）1.39

西山忠範(1981:203)より転載

しかしながら、図７－２の「松下電器産業」（現・パナソニック）のように、戦前や戦前直後の松下幸之助は資本家と経営者を兼ね備えており、従って「出資と経営は」一致していた。だが、株所有比率が示すように松下幸之助は、株主＝所有者としては没落していっていることがわかる。しかしながら、経営者としては依然として君臨している。これは松下幸之助が所有者から占有者に「性格変化」を起こし労働者として「松下電器産業」に参加している証拠であると西山は説いている。

果たして、西山の説が正しかったのかどうかは早計に判断できないが、西山は当時の日本の「資本主義ではない故の病」（チェック機構がないための企業内腐敗の蔓延）などに

も注目していた。後にドーア（2006）が指摘したように、それは「株式会社法の不備」による「再資本主義化」の恐れを予言していたのである。つまり「株式会社法」が証券会社や法人株主の増加に歯止めをかけて個人株主を増やそうとする意向を反映して「株主による支配」の建前を変えていないことで、外国資本による侵略に対して極めて危険な状態である。外国の資本が日本企業を支配するようになっても、外国の資本家が直接に経営をすることはなく、経営は日本の経営者に任せるだろう。その場合、占有共同体としての「労働者共同体」は崩壊し、支配（所有）＝資本家、経営＝経営者のいわゆる「所有と経営の分離」が成立し「経営者」は単なる「資本家の手先」にすぎなくなる。資本家は外国資本となるので、支配階級＝外国人、被支配階級＝日本人という構造が成立し、日本は外国の「資本による植民地」となるとを警告していた（西山,1981:163-164）。

確かに 1980 年代当時の日本は株価操作による安易な首切り、企業の敵対的な買収（ＴＯＢ）もなく、従業員は安定した仕事に就けていた。「利潤分配制度」は確立しなかったが、本稿第 6 章で示した 1950（昭和 25）年の「当面の利益分配諸要求に対する經營社の態度」の基本方針は、まるで破られたかのように賞與（ボーナス）は、商習慣、労働協約により確実に支給されていた。これは小企業といえども同様であった。変容され、本来の意味合いは失っていたが資本主義的な意味での「利潤分配制」であったのである。

しかし、自体は一変した。西山の予言通り、いわゆる「構造改革」、「小泉・竹中改革」により、西山のいうような日本的システムは崩壊し、欧米的な、それも初期資本主義的な「株価資本主義」に変貌した。いつしか「占有」優位の体制は世論操作などもあり「所有重視」、「株主主権」へと変えられてしまったのである。こういった状況下で考えるべきは、戦後の日本的経営、経済システムの崩壊により、忘れられてきた大正期からの「利潤分配制」とパートナーシップの論議に再び脚光を浴びさせる時期に来ていうことである。

では、現代の「利潤分配制」論議と思えるものは何であろうか。それは「ESOP 論」である。

実際、*Azfar and Danninger*（2001）や *International Review of Sociology*（2006）によると、「ESOP」は、パートナーシップや profit-sharing の論議から発生してきたという。日本においても、黒田（1999）、本山（2003）、新谷（2008）、本山（2008）などの先行研究がある。

ESOP（employee stock-ownership plan）とは、アメリカにおける従業員への税制優遇自社株配分制度で、退職給付制度のひとつでもある。従業員と会社との一体感を持たせ、従業員に帰属意識を高め、会社の安定株主としての役割を果たすことを主な目的とする。単な

る「所有重視」の制度ではない。プルードンが言った「敵対的買収に具えるための防波堤としての所有」であることに注意する必要がある。

ESOP に登録した従業員に対し、企業が自社株を一定基準に基づいて付与する。従業員は退職時にその株を受け取る。受け取った株式は退職時まで自由に処分できないが、代わりに課税は退職時まで繰り延べされる。これは「利潤分配制法案要綱」にある「据置型利潤分配制」と同じ考え方である。

日本は現在、経済産業省を中心に「ESOP」の導入に積極的である。2009 年 11 月 10 日付けの「朝日新聞」の記事を見てみよう。

「政府は、企業の資金拠出などで従業員による自社株の大量購入が可能になる「従業員株式所有制度」（ESOP）の指針をまとめた。企業から独立した組織を新設することで、資金を借りて株安時に自社株を一括購入することもでき、従業員が大株主として経営に参画しやすくなる。

ESOP は米国が７０年代に年金制度として導入。すでに１万社以上が採り入れ、資産残高は９０兆円規模とされる。日本では金融商品取引法や労働基準法などとの関係が未整備だったが、１０月末に政府がまとめた新総合経済対策に「日本版の導入促進の条件整備」が盛り込まれた。経済産業省と厚生労働省などの関係省庁は新法を制定せず、現行法の枠内で導入が可能と判断。統一指針をまとめた。

指針では、日本版 ESOP の主体として、企業から独立した中間法人や信託といった受け皿を設置。企業が拠出した資金や金融機関からの借り入れを原資に、自社株を大量購入できる。従業員は、退職時や一定期間後に引き出せる。受け取り分が株価と連動することから、従業員の中長期的な業績向上への意欲が高まりやすくなる。

主に従業員の資産形成を目的とする企業内の「従業員持ち株会」はこれまで、自社株購入時にはインサイダー取引と見なされないよう、事前の計画に沿った定期購入に限られてきた。ESOP では独立した外部組織を設けるため、機動的な運用が可能となる。

現経営陣に対して敵対的な買収者が現れた際に、従業員が両者から独立した大株主として賛否を表明できるほか、株価の割安時に購入する傾向があるため、株価の下支え効果を期待する声もある。ただ、現金とは違って株価が下落すれば受け取り分が減るリスクがあり、企業が経営破綻（はたん）した場合には、自社株の価値と雇用を同

時に失う「二重のリスク」も指摘されている」

日本政府は、破綻した「日本的経営」と「市場原理主義的」な株式至上主義による弱肉強食の初期資本主義からの脱却を狙っているようである。しかし、それは「経済安定本部」が念頭においていた「労働全収権」に基づく、社会主義あるいは相互主義社会を目指しているのかははなはだ疑問である。しかしながら、少なくとも現状の初期資本主義的な状況打破には有効な政策であることは間違いない。

本山美彦は次のようにいっている。

「(バブルが起こした世界不況や恐慌を回避するためにー引用者)　この危機を脱出するために、私は ESOP というのを提案しております。つまり、株というのは儲けるものではない。みんなで事業をやるときの会員証みたいなものだ。地域の住民も、地域の産業の株を買おう。そしてそれを売ることによって儲けるのではなく、地場産業を支えていこう、というものです。ちょうどわれわれが生活協同組合に出資するように、株というものをそう捉えていきたいと思います。そうしなければ、企業はいつＭ＆Ａに乗っ取られるかわからず､いつも現金を用意しておかなければならなりません。本来ならそのお金は、長期の投資にまわして、技術開発にまわすものです。アメリカの大製薬会社は、自主開発をほとんどしていないのが実態です。ドイツやスイスのメーカーを買収してきて巨大になっているだけです。その巨大企業のＭ＆Ａの対象になるから、中堅の企業は危なくて長期投資ができません。これでは悪循環です。

「われわれが株を保有して、乗っ取りを阻止します」というような制度をつくっておかなければ今後、資本主義は生き残れないと思います。また将来社会主義になったとしても、みんなが株をもつということは非常に大きい意味があるのです。実はマルクス資本論第 3 巻はそのことが書かれているのです。株というものがもつアソシエーション＝組織間能力ということを訴えています」

（ http://blog.goo.ne.jp/motoyama_2006/e/321f7b0e9a797ed9aebdf0cd5f12b7d6/2009.12.9 下線は引用者）

少なくとも本山は政府と違って、明確に将来社会論(社会主義、あるいは相互主義)として ESOP をとらえているようである。また、マルクスの「株式会社論」を京都大学名誉教

授としてはっきりと言い放ち、本山(2008)にもあるように京都大学人文科学研究所のプルードン研究を受け継ぎ、プルードンの「地域主義」論にも言及した ESOP 論であることに会計学系や経営学系の ESOP 論と比べて明確な違いを持っている。「株会員証」論は「占有論」にもつながる。今後は、19 世紀後半の西欧社会主義社の「利潤分配制」、パートナーシップ論や日本の大正デモクラシー期の論議に始まり、戦後の「企業民主化試案」、「利潤分配制法案要綱」と ESOP 論をすりあわせ、「国有・国営化論」として薄汚れてしまった〈社会主義論〉から脱却し、新しくも古い「社会主義論」、いや、そうではなくプルードンのいう意味での「相互主義社会」を構築していかねばならないのである。

７－２　後書きに代えて
－共通占有(gemeisamer Besitz)、相互主義社会の構築とは

ここまで論じてきて痛切に感じることは、本稿では批判的に論じたマルクスを含めて、われわれは 19 世紀後半の社会主義者の高みに 21 世紀を生きるわれわれが達していないのではないかという疑問である。

歴史の教訓として「時代の進展は進歩もあるが退化もある。だから過去の事柄を教訓として虚心に学ばなければならない」ということである。

日本は、過去の市場原理主義の教訓から ESOP を真剣に考え出している。あの大塚万丈を生んだ、「経済同友会」は、2009 年 4 月に発表した「今こそ企業家精神にあふれる経営の実践を－「三面鏡経営」と「5 つのジャパンニューデイール」の推進による「未来価値創造型 CSR」の展開－」（以下、経済同友会(2009)と略す）というパンフレットを提出している。それによると、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機が実体経済の混乱を招くなか、社会の価値観や企業のあり方が変貌を遂げ、時代は大きな節目を迎えている。今回の金融危機は、米国型の金融資本主義、短期利益志向の行き過ぎが一因と言われているが、これまで多くの経営者が資本市場の動向に影響を受け過ぎた面は否めない。高度成長期の日本では、安定した経済環境のもと企業の経営努力が実を結び、その成果を従業員に手厚く配分しながら共に発展を遂げてきた。豊かな中産階級が生まれることで、その旺盛な消費が経済を活性し、さらに企業を発展させる、といった好循環が機能していた。1980 年代まで続いたこの構図は、バブル崩壊以降、中産階級が二極

化する傾向が現れている。企業経営者はこうした現状を克服し、真に持続可能な経済社会の構築に向けて果たすべき社会的責任について､新たなコンセプトを打ち出す必要がある。企業の本質的な社会的責任とは、経営者が企業の存在意義の根底にある企業家精神を持って社会的な課題に向き合い、新たな価値創造につながる事業を興し、市場や雇用を生み出すことである。それは企業活動そのものであるが、その実現にあたっては、目先の利益や株主配当といった足下の「数字」以上に大切なものを見出す必要がある。企業は、広くステークホルダー、なかんずく社会、顧客のニーズ・課題に対して新たな価値を創造して貢献するために存在しているが、なかでも顧客は中心的な存在を占めている。経営者には、まず顧客をベースにした上で、「資本市場（株主)」、「従業員（雇用)」、「社会」という 3 つの価値に焦点をあて、中長期の観点から真に社会的責任を全うするために、この 3 つの価値を総合的に見ていく「三面鏡経営」の実践を行っていくと宣言している（経済同友会, 2009: 1)。そのために「5 つのジャパンニューデイール」を提唱する、1・少子高齢化社会を持続可能で住みやすい社会へと導く「オレンジニューディール」2・環境で世界のリーダーを目指す「グリーン・ニューディール」、3・ 日本の技術を結集し水ビジネス大国を目指す「ブルー・ニューディール」、4・食の安全を守り食料自給率を向上させる「イエロー・ニューディール」、5・ ICT（情報通信技術）社会の構築で様々な社会的課題の解決につなげる「ホワイト・ニューディール」の 5 つをあげている。

モノを大量に生産し大量に消費する時代は終わった。モノに依存する時代は終わり、少子高齢化を迎えた今日では、改めて住みよい社会や食の安全を心がけた心豊かな社会を構築すべきとの提言である。

このように見ると 19 世紀後半の社会主義者たちが提唱した「自由時間論」が今後さらに重要性を持ってくる。労働もしっかりと確保し、かつ労働の苦痛を和らげる。空いた時間は再教育や人のクリエーティブな時間に変化させる。その時間で得たものを労働に生かす、というような繰り返しをなすことが、これからの「真の富」となるはずである。

元田厚生がいうように「トキをモノとならぶ経済資源と見なし、トキを適切に配分すればより豊かな経済が実現できる」(元田, 2008: まえがき）という認識が必要となってくる。そして、縦軸を「モノとトキ」として、横軸を「自然と人間の再生産」として、その交点で結ばれたものは「自然からのプレゼントを分かちあう」ということを認識することである。18 世紀の古典経済学は、すべての生産物には自然が無償で生産した部分も含まれてると見る。

現代のヨーロッパでも地主・経営者・労働者達の関係だけで、「自然からのプレゼント」を独占してはならないという旧約聖書に伝承として残されている「落ち穂拾いを残す」精神が生きており、畑の持ち主が収穫をすべて回収することを禁じ、寡婦や貧農などに「落ち穂」を残すことを義務づけている。この「落ち穂拾い」の精神を現代によみがえらせ、古典経済が示唆した「自然からのプレゼント」という理論を新しい経済理論に必要だと元田は主張する。これは、プルードンの「農工連合」の思想とも重なる発想である。

共通占有（gemeisamer　Besitz）、または相互主義社会の構築とは経済的には地球規模でのパートナーシップの構築のことである。それは、資本主義が達成した民法上の共有（Miteigentum）を基礎として構築されるものである。しかし、前提となる所有権の無実化は何らかの強大な権力、強制により実行されてはならない。それはアソシエーションの精神にも反する。「落ち穂拾いを残す」精神を発揮しながら、見ず知らずの他人同士が暗黙の了解の場を与えられる精神的な土壌と場がなければならない。それをせずしては過去の歴史が証明するように得体の知れない権力が再登場することになるからである。それでは将来社会論（社会主義、あるいは相互主義）の第１段階のパートナーシップから発展した、真の意味での gemeisamer　Besitz すなわち共通占有という第２段階を生むことは出来ないであろう。プルードンのいう系列弁証法は「矛盾を克服するためには新しい矛盾を構築する、矛盾は克服することは出来ないが、新しい矛盾は、何か新しいものがを人々にもたらせるのである」という思想であり、若きマルクス（『聖家族』、『ドイツ・イデオロギー』）も賞賛したものであった。「パートナーシップにより生まれた新しい矛盾」とはどういうものであるのか、そしてわれわれはどのような姿勢で「その矛盾的な考えに」望まなければならないのかを考えていかなければならない。その結論は、われわれの時代には解決されないのかもしれない、しかし、それはそれとしてわれわれのが活動が次の世代への礎となればよい。大正時代の研究者や大塚万丈、石井通則の挑戦がそうであったように。

こうして、われわれは本稿を通じて検証してきたことをもとに、再び 19 世紀後半の社会主義者たちの言説に立ち返り将来社会の指針を見つめ直してみる必要がある。

2009 年 12 月 11 日

プルードン生誕 200 年と賀川豊彦献身 100 年の年に

鈴木　啓史

第３部注

*1 昭和研究会とは、近衛文麿の親友である後藤隆之助が 1833（昭和 8)年にはじめた国策研究機関である。それは端的にいえば、近衛に対して献策を行い、それを基にして日本を動かすという目的をもったものであった。

1940 年に解散するまでの参加者は延べ 3000 人。ほとんど国策に影響を与えなかったにしても、彼らが良心的に「大東亜戦争」正当化の理論を構築していった過程は、実に興味深い。参加者の名前を見るだけでもおもしろい。

蝋山政道、矢部貞治、有馬頼寧（有馬頼義の父)、賀屋興宣、高橋亀吉、東畑精一、三木清、笠信太郎、三輪寿壮、風早八十二、清水幾太郎、芦田均、伊藤正徳、西田幾多郎、柳田国男、長谷川如是閑、大河内正敏、尾崎秀実などなど。

学者はもちろんのこと、官僚から政治家まで幅広く参加したこの研究会が、中国問題や三国同盟について政府に何ら影響を与えなかったのは事実である。とはいえ、体制内反対派としての彼らの活動はもう少し考えられてもいいだろう。

酒井三郎（1979［1992］）参照。なお、以下のサイトも参照した。

http://ameblo.jp/mothra-flight/entry-10004024520.html2009.12.6

*2 小林は慶応大学卒業後三井銀行に入社。その後、箕面有馬電気軌道（現・阪急）の創立に参加、専務となる。鉄道経営と住宅建設を結びつけるなどさまざまなアイデアをもとに田舎鉄道を関西有数の大鉄道に育て上げ、社長として長く関西の財界をリードしてきた。

*3　1940 年企画院は強力な戦時統制経済の確立を目指して〈経済新体制確立要綱〉を発表したが，私企業への官僚制強化に財界が反発，企画院原案から〈資本と経営の分離〉条項を削除させた。

その後、1939 年から 1941 年にかけて、多数の企画院職員・調査官および関係者が左翼活動の嫌疑により治安維持法違反として検挙・起訴された事件をいう。企画院事件は、1939 年以降の「判任官グループ」事件、および 1940 年以降の「高等官グループ」事件の複合体である。

*4 この話の後日談について小林英夫はいう「腹に据えかねた大臣の小林は次官の岸に辞

任を迫る。「おまえはアカだ」「責任をとって次官をやめろ」というわけである。岸は抵抗する。結局、けんかの成敗は総理の近衛に任されることとなる。近衛の結論は「次官の岸さんにやめてもらおう」だった。41 年 1 月岸は辞任を余儀なくされる。その三カ月後今度は小林が辞任に追い込まれる。軍の機密を漏洩した疑いである。この辞任劇の背後で岸が糸を引いていたことは疑いない。軍や革新官僚の人脈をフルに活用して小林をつるし上げたのである。こうしたいざこざのなかで四一年春には「企画院事件」が発生する。

「企画院」はアカだというわけで正木千冬、佐田忠隆、稲葉秀三、和田博雄、勝間田清一らの面々が逮捕されたのである。小林に代表される財界の面々や平沼麒一郎らの右翼団体日本社による革新官僚攻撃が底流にあったことはまちがいない。

小林辞任のあと豊田貞次郎、左近司政三とつないでその後商工大臣の座についたのは、今度は岸であった。1941 年 10 月、岸は東条内閣の商工大臣として返り咲いたのである」（小林英夫, 1995: 186-187）

*5　山口県大津郡三隅村（現・長門市）生まれ。少年時代より京都で過ごし、京都一中（現・京都府立洛北中学校・高等学校）、第三高等学校を経て、1921 年東京帝国大学法学部独法科を卒業。農商務省に入省する。後に農林大臣を務めた井野碩哉の懐刀として、農林省米穀局長、農務局長、総務局長の要職を務める。その後企画院第四部長、商工省物価局長官を経て、1942 年「帝国油糧統制会社」の初代社長となる。

戦後の 1946 年、第 1 次吉田内閣にて内閣副書記官長に就任し、書記官長林譲治のお株を奪う八面六臂の活躍ぶりを見せ、吉田茂に引き立てられた。1947 年第 23 回衆議院議員総選挙に自由党から旧山口 1 区にて立候補し当選する。以後当選 8 回。吉田政権下で重用され、1948 年第 2 次吉田内閣で農林大臣、1950 年第 3 次吉田内閣第 1 次改造内閣で国務大臣（経済安定本部総務長官、賠償庁長官）として入閣する。

保守合同後は宏池会に所属し、1960 年浅沼稲次郎暗殺事件のため引責辞任した山崎巌の後任として自治大臣となり、続く第 2 次池田内閣では 2 度目の農林大臣に就任する。この他自民党政調会長も務めた。1969 年政界を引退。

文献一覧

邦文文献（単行本、雑誌）

※明治・大正期の翻訳物で原書の見つからなかったも、および原書表記がなかった（現在と違い意外に多い）ものは邦訳文献に入れた。

浅羽通明,2006,『右翼と左翼』幻冬舎新書

朝日新聞社,1994,『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞社。

安部磯雄,1919,「純益分配制度の確立－勞働者は産業界のデモクラシーを要求せよ」『改造』1919（大正 8）年 7 月増大号

アメリカ利潤分配調査財団、フィリップ・A.ノールトン、日本生産性本部訳,1957,『利潤分配制―米国における 300 会社の実例』日本生産本部

有井行夫,1991,『株式会社の正当性と所有理論』青木書店。

飯嶋廣，阿部文昭，新野真一,2010,『アソシエーション革命宣言【協同社会の理論と展望】』社会評論社（引用の際は飯嶋他（2010）と表記する）。

家永三郎,1980,「岡村司」『国史大辞典 2』吉川弘文館。

石井通則,1952,『利潤分配制度の解説』青山書院。

石井通則,1952,「利潤分配制度について 」『日労研資料』（5 巻第 4 号）日本労働研究所。

石川三四郎,1904,「社會主義のイロハ」『社會主義入門』（國民文庫）平民社。

石田文次郎,1927,『土地総有権史論』岩波書店。

石田文次郎,1928,『財産法における動的理論』厳松堂。

石原莞爾全集刊行会編,1977,『石原莞爾全集第 7 巻』石原莞爾全集刊行会。

泉三郎,2004,『堂々たる日本人－知られざる岩倉使節団－』祥伝社黄金文庫。

伊丹敬之,2000,『日本型コーポレートガバナンス－従業員主権企業の論理と改革』日本経済新聞社。

市原季一,1959,「所有参加と経営参加」,『国民経済雑誌』,神戸大学経済学会第 100 巻 6 号。

今井清一,2006,『日本の歴史〈23〉大正デモクラシー』

絲屋寿雄,1979,『日本社会主義運動思想史』法政大学出版局。

岩田　新,1932,『占有理論』岩波書店。

ウイリアム・グラハム,1894,『新舊社會主義』,森山信規訳,博文館。

上田貞次郎,1913,『株式会社経済論』同文館。

上田貞次郎,1926,『社會改造と企業』同文館。

宇野弘蔵,1978,『資本主義―その発達と構造』角川書店。

ＮＨＫ,2006,『ＢＳ特集　世界から見たニッポン　明治編』2006 年 4 月 16 日放送。

大石 眞,2009,『憲法講義〈1〉 第 2 版 』有斐閣。

大内兵衛,1951,『私の履歴書』黄土社書店。

太田雅夫,1990,『増補 大正デモクラシー研究－知識人の思想と運動』、新泉社。

大久保利謙 ,2007,『明六社』講談社学術文庫。
大谷真忠,1975,「フランスにおける労働者の経営成果への参加ールクレールからリベラシオンまでー『経済論集』第 27 巻第 3 号,大分大学経済研究所。
大塚一朗,1938a,『工場内福利施設に關する研究ー特に其の構造及これが經營經濟的影響に就いてー』 弘文堂書店。
大塚一朗,1938b,『銃後に働く國民の覚悟』日本文化中央聯盟。
大塚喜一郎,［1964］1990,『協同組合法の研究』有斐閣。
大塚喜一郎,1980,『協同組合法の研究［増補版］』有斐閣。
大野實雄、1950、『勞働株の論理ー將來の株式會社』巌松堂書店。
大原社会問題研究初編,1929,『日本社會主義文献　第一輯ー世界大戦（大正三年）に至るー』大原社會問題研究所。
大村哲也編,1985,『何事かを為せ、為さざるべからず：櫛田民蔵評伝、生誕百年を迎えて』いわき市社会問題研究会。
岡崎哲二・菅山真次・西沢保・米倉成一郎,1996,『戦後日本経済と経済同友会』岩波書店（引用の際は、岡崎他（1996）と略す）
岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社。
岡崎哲二・奥野正寛編,1993,『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社。
岡田益三,1990,「1920 年代前半フランスにおける利潤分配制度の基本的性格」『經濟學研究』（関西学院大学）第 44 巻 3 号
岡稔・宮鍋幟・山内一男・竹浪祥一郎,1976,『社会主義経済論』筑摩書房。
岡村司,1902,「民法ト社會主義」『法律学経済学内外論叢』。
岡村司,1922,『民法と社會主義』弘文堂書房。
賀川豊彦,1919,「どれだけ儲けると善いか」『改造』8 月号。
賀川豊彦,1963,『賀川豊彦全集第 11 巻』キリスト新聞社 。
加田哲二,1933,『明治初期社会思想の研究』春秋社。
鹿島郁子,長坂淳子,1987,『大道を行く：柴田敬追悼集』日本経済評論社。
樺山紘一,1974,「法と政治の社会理論」,河野建二編『プルードン研究』岩波書店。
河上肇,1921［1975］,「『勞働収益全部に對する權利』に就いての一考察」『社会問題研究 3』社会思想社。
河上肇,1923［1975］,「株式會社及び株式取引所の發達に伴ふところの、生産手段に關する資本家の所有權の睡眠」『社会問題研究』第 44 冊、社会思想社。
河上肇,1923［1975］,「個人主義（資本主義）及び社會主義」『社会問題研究 5』社会思想社。
河上肇,1932［1982］,『資本主義経済の史的発展』(『河上肇全集１３』)岩波書店。
川島武宣,1949,『所有権法の理論』岩波書店。
川島武宣,1949,『所有権法の理論』岩波書店。
川島武宣,2009,『新版　所有権法の理論』岩波書店。
河田嗣郎,1918,「職工組合論（三）」『經濟論叢』第 6 巻第,第 6 号,1918（大正 7）
河田嗣郎,1925,『賃金制及利潤分配制』有斐閣 1925（大正 14）年
河野建二,1995,『フランス革命の思想と行動』岩波書店。
河野建二,1987,『もう一つの社会主義』岩波書店。

河野建二,1974,『資料フランス初期社会主義－2月革命とその思想』山川出版。
河野建二編,1974,『プルードン研究』岩波書店。
河津暹編,1916,『金井教授在職二十五年記念・最近社会政策』有斐閣書房。
関西経営者協会,1951,「各国の利潤分配制度」『関西経協』第5巻、関西経営者協会。
気賀勘重,1909,「利潤分配制度論」『三田学会雑誌』(慶應義塾大学三田学会)。
北一輝,1906[1959],『北一輝著作集』第1巻、みすず書房。
北一輝,1923[1959],『日本改造法案大綱』(『北一輝著作集』第2巻)みすず書房。
北一輝,1959,『北一輝著作集』第3巻、みすず書房。
協調會,1928,『従業員株式購入制度』協調会（1928）
協調會時局對策委員會,1938,『勞資關係調整方策』協調會（昭和13年）
財団法人協調會,1925[1985],『創立十周年記念版　最近の社會運動』新興出版社。
協働組合図書史料センター,1981,『本位田文庫目録』,協働組合図書史料センター。
京都大学経済学部創立七十周年記念事業実行委員会,1989,『人が語る経済学部七十年－京都大学経済学部創立七十周年記念論文集』,同朋社（なお、京大経済七十周年記念（1989）と略す)。
京都大学経済学部調査資料室編,1983,『戸田海市著作目録』京都大学経済学部調査資料室（以下、京大経済学部調査室（1983）と略す)。
京都大学創立90周年記念協力出版委員会,1988,『京大史記―京都大学創立90周年記念協力出版』、京都大学創立90周年記念協力出版委員会（引用に際しては、京大90周年委員会（1988）と略す)。
櫛田民蔵,1919[1979], 「ゼ・エス・ミルの社会思想」『櫛田民蔵全集4巻－社会問題－』社会主義出版局。
久米邦武編修,1980,『特命全権大使米欧回覧実記』（１）～（５）田中彰校訂,岩波文庫。
久米武彦編修,2005,『現代語訳　特命全権大使米欧回覧実記』（１）～（５）水澤周訳註,慶應義塾大学出版会。
黒田敦子,1999,『アメリカ合衆国における自己株報酬・年金の法と税制』税務経理協会。
経済同友会,1956,『経済同友会十年史』経済同友会。
經濟同友會企業民主化研究會編,1947,『企業民主化思案－修正資本主義の構想』同友社。・
岡崎哲二・菅山真次・西沢保・米倉誠一郎,1996,『戦後日本経済と経済同友会』岩波書店（引用の際には岡崎・菅山他（1996）と略す)。
経済同友会,1997,『経済同友会50年の歩み［資料集］』社団法人経済同友会。
小池和夫,1991,『仕事の経済学』東洋経済新報社。
国分　幸,1998,『デイスポティズムとアソシアシオン構想』世界書院。
小島健司,1958,『賃金形態－職務給・能率給の問題点』東洋経済新報社。
小南浩一,2007,「賀川経済論の思想史的背景－ラスキンとプルードンを中心に－」『賀川豊彦学会論争』第15号、賀川豊彦学会。
小林英夫,1995,『「日本株式会社」を創った男－宮崎正義の生涯』小学館。
小林英夫・岡崎哲二・米倉誠一郎・ＮＨＫ取材班,1995,『「日本株式会社」の昭和史－官僚支配の構造』創元社（引用に際しては、小林・岡崎他(1995)と略す)。
小室直樹,2004,『経済学をめぐる巨匠たち』ダイアモンド社る>

齋藤悦則,1993,「プルードンにおける進歩の概念」『商経論叢』鹿児島県立短期大学
,第 42 号。
酒井三郎,1979［1992］,『昭和研究会』中公文庫。
阪上　孝,1987,『フランス社会主義』新評論。
坂野潤治・田原総一朗,2006,『大日本帝国の民主主義』小学館
坂間眞人,1972,「マルクス学説の再興〈上〉「平田清明説」への批判的評注」
,『情況』第 51 号。
坂間眞人,1972,「マルクス学説の再興〈下〉「平田清明説」への批判的評注」
,『情況』第 52 号。
坂間眞人,1975,「マルクス学説の補正と廣西理論」『情況』第 87 号。
坂本慶一,1987,『近代フランスの農業思想』世界書院。
坂本慶一,1994,『マルクス主義とユートピア』紀伊國屋書店。
佐藤金三郎,1989,『マルクス遺稿物語』岩波新書。
佐藤金三郎,1992,『「資本論」研究序説』岩波書店。
佐藤訓夫,1966,「利潤分配制度の諸形態～その意義と限界～」『労務研究』（19 巻 4 号）
日本労務研究会。
産業労働調査所編,1952,『労働週報 』「利潤分配制度のあらまし--日経連・アメリカの
実情を研究」産業労働調査所。
潮木守一,1997［1984］,『京都帝国大学の挑戦』講談社学術文庫。
塩崎弘明,1998,『国内新体制を求めてー両大戦後にわたる革新運動・思想（イデオロギー）
の軌跡』九州大学出版会。
鹿野政直,1999,『近代日本思想案内』岩波文庫。
重田澄男,1998,『資本主義とはなにか』青木書店。
篠田武司,1975,「株式会社の通過点に関する一考察」『岐阜大学工学部研究報告書』
第 29 号。
柴田敬,1940a,「日本經濟の革新に就いて」『經濟論叢』第 51 巻第 5 号。
柴田敬,1940b,『日本經濟革新大綱』有斐閣。
柴田敬,1978［2009］,『新版増補・経済の法則を求めてー近代経済学の群像』
日本経済評論社。
島田三郎,1901,『世界之大問題社会主義概評』覚醒社。
篠塚 昭次, 前田 達明編,1991,『判例コメンタール　民法Ｉ』三省堂。
ジョン・ヒルトン,協調會訳,1920,『英国に於ける利益分配制度』協調会。
新谷　勝,2008,『新しい従業員持株制度ー安定株の確保・ＥＳＯＰ』税務経理協会。
末川　博,1956,『物権法』日本評論社。
末川　博,1976,『民衆のための法律学』講談社学術文庫。
杉沢一美,2004,「深井英五をめぐる諸論考ー今後への課題ー」『共愛学園前橋国際大学論集』。
杉原四郎,1957,『ミルとマルクス　増訂版』未来社。
杉原四郎,1979,「日本のエコノミスト 6、戸田海市」『経済セミナー』（297 号）。
杉原四郎,1980,『J・S ミルと現代』岩波新書。
杉原四郎,2003a,「マルクスと時間」『杉原四郎著作集Ｉ－経済の本質と労働・マルクス研

究』藤原書店
杉原四郎,2003b,「経済本質論と『資本論』」『杉原四郎著作集Ⅰ－経済の本質と労働・マルクス研究』藤原書店
杉原四郎,2006,『杉原四郎著作集Ⅲ－学問と人－河上肇研究』藤原書店。
鈴木啓史,2001,「アソシエーション理論の基礎概念」『季報唯物論研究』第 77 号。
鈴木啓史,2005,「communism が陥った罠」,本山美彦編,『「帝国」と破綻国家』ナカニシヤ出版。
鈴木正節,1983,『大正デモクラシーの群像』、雄山閣。
重田澄男,1998,『資本主義とはなにか』青木書店。
隅谷三喜男,1995,『賀川豊彦』岩波書店
高橋亀吉,1930,『株式會社亡國論』萬里閣書房。
高村学人,2007,『アソシアシオンへの自由〈共和国〉の論理』勁草書房。
瀧本誠一,1920,『勞働賃金制度の改良案　利益分配法』國文堂。
竹内洋,2007,『大学という病－変わりゆくエリート学生文化』中公文庫。
田島錦治,1897,『日本現時之社會問題　附近世社會主義論』東華堂。
田島錦治,1897,『最近經濟学』有斐閣書房。
田島錦治,1919a,「合衆的報恩主義の提唱」『改造』7 月増大号。
田島錦治,1919b,「勞働と資本との根本的協調」『經濟論叢』第 12 巻第 4 号。
田島錦治,1921,「勞働資本協調方法としての利潤分配」『經濟論叢』第 12 巻第 4 号（大正 10 年）
田島錦治,1925,『經濟原論』有斐閣（大正 14 年）
田島錦治・戸田海市,19-、『經濟學』京都法制専門學校（ただし、出版年不明）
立花隆,2005a,『天皇と東大（上）－大日本帝国の生と死－』文藝春秋。
立花隆,2005b,『天皇と東大（下）－大日本帝国の生と死－』文藝春秋。
橘木俊詔,2009,『東京大学エリート養成機関の盛衰』岩波書店。
田中彰,2003,『明治維新と西洋文明－岩倉使節団は何を見たのか－』岩波新書。
田中彰,2002,『岩倉使節団『米欧回覧実記』』岩波文庫。
田中菊次,1989,『マルクス経済学の学問的達成と未成』創風社。
田中菊次編注,1982,『カールマルクス著・哲学の貧困－著作者自用・書き入れ・初版本（ファクシミリ版）－』青木書店。
田中整爾,1975,『占有論の研究』有斐閣。
田中整爾編,1986,『物権法』法律文化社。
田中秀臣,2004,「老人は淘汰されるのか－明治末期の生存権論争－」『別冊・環－脱＝「年金依存」社会』
中京大学法学会,1981,『中京法學』第 16 巻第 1 号。
ダブリュー・バリット等著、板橋卓一訳,1919,『利益分配の理論と実際』日本評論社。
田畑　稔,1994,『マルクスとアソシエーション－マルクス再読の試み』新泉社。
津島陽子,1974,『マルクスとプルードン』青木書店。
都築忠七,1986,『イギリス社会主義思想史』三省堂。
都築忠七編,1975,『資料イギリス初期社会主義－オーエンとチャーチズム』平凡社。

都留重人,1985,『現代経済学の群像』岩波書店。
東京大学経済学部編,1978,『東京大学経済学部五十年史』東京大学出版会。
ドーア,ロナルド,2006,『誰のための会社にするか』岩波新書。
戸田海市,1911a,『社會主義ト日本國民』博文館。
戸田海市,1911b,『日本乃社會』博文館 。
戸田海市,1919a,「社會主義の致命的缺陥」『改造』7 月増大号。
戸田海市,1919b,「配當に對する超過利得税」『改造』8 月号。
豊原又男,1899,『資本と労働の調和』魁眞樓。
中野嘉彦,2009,『マルクスの株式会社論と未来社会』ナカニシや出版。
中村隆英・原朗,1973,「「経済新体制」」（日本政治学会編『「近衛新体制」の研究』〔『年報政治学』〕）岩波書店。
西田幾多郎,1924,「戸田海市君の追懐」、『經濟論叢』18 巻 4 号。
西野嘉一郎,1953,「利潤分配制度」『当面する賃金問題解決の方向』日本経営者団体連盟弘報部。
西山忠範,1981,『日本は資本主義ではない』三笠書房。
西山忠範,1980,『支配構造論－日本資本主義の崩壊』文眞堂。
『日本労働者協会雑誌』,1975,５月号：44。
日本経営者団体連盟,1953,『当面する賃金問題解決の方向』日本経営者団体連盟。
日本工業倶楽部編,1930,『本邦工業に於ける利益分配並に類似制度に関する調査』日本工業倶楽部。
日本歴史学会編,1999,『日本史研究者辞典』吉川弘文堂。
日本労働研究所編,1951,『日労研資料』第 4 巻 50 号「利潤分配制度と資本蓄積」日本労働研究所。
野口悠紀雄,1995［2002］,『新版１９４０年体制－さらば戦時経済』東洋経済新報社。
長谷川進,1977,『甦るプルードン』論争社。
林癸未夫,1919,『最近欧米勞働政策例纂　第二編　利潤分配制度』人同社出版（1919（大正 8）年。
晴山英夫,1981,「わが国における株式会社支配論の展開（上）」『商経論争』第 16 巻 3・4 巻。
平田清明,1969,『市民社会と社会主義』岩波書店。
平田清明, 1971,『経済学と歴史認識』岩波書店。
平野義太郎,［1924］1970,『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』有斐閣。
平野義太郎,1925,『法律における階級闘争』改造社。
廣西元信,1954,『利潤分配制度の概要－廿世紀後半の戦略路線－』自由人クラブ。
廣西元信,［1967］2000,『資本論の誤訳』こぶし書房。
廣西元信,1970,『左翼を説得する法』全貌社。
廣西元信,1985a,『マルクス主義の破綻』エスエル出版会。
廣西元信,1985b,「マルクス「所有」概念への現代的訳注」,『経済評論』,第 36 巻第 2 号。
廣西元信,1989,「マルクス「所有」概念の現代的訳註－誤訳社会主義の克服のために－」『経済評論』２月号。

深井英五,1893,『現時之社会主義』民友社。
深海豊二,1919,『勞働問題と工場立憲制度』工業教育會。
福田徳三（東商）と「生存権」の問題。
福田徳三,1909,「利潤分配制度とアツベ教授との關係に就いて氣賀に教えを乞ふ」
『國民經濟雜誌』7 巻,3 号。
福田徳三,1916［1980］,『生存権の社会政策』講談社学術文庫。
福田徳三,1921,『經濟學考證』大鐙閣（大正 10 年）
福田徳三,1922a,『社会政策と階級闘争』（大正 11 年）
福田徳三,1922b,『社會運動と勞銀制度』改造社出版。
福田徳三,1924,「戸田博士を憶ひて」、『經濟論叢』18 巻 4 号。
福田徳三,1926,『經濟政策及時事問題』同文館。
福田徳三,1927a,「国民経済講話」『経済学全集』第 2 巻,同文館。
福田徳三,1927b,「人口法則と生存権　マルサス対アーサー・ヤング」『経済学全集』
第 2 巻、同文館。
福田義也,2007,『内務省の社会史』東京大学出版会。
藤田勝次郎,1993,『プルードンと現代』世界書院。
藤原四郎,1953,「賞与の性格論」『当面する賃金問題解決の方向』
日本経営者団体連盟弘報部。
ブラムステット博士監修,独逸帝国統計局労働統計課編纂,協調會訳,1921,『独逸に於ける利益分配制度の研究及提案』
細川嘉六,1932,「日本社會主義文獻解説」『日本資本主義發達史講座』〔第四部　日本資本主義發達史講座資料解説〕岩波書店。
細川嘉六監修,渡部義通・塩田庄兵衛,1958,『日本資本主義文献解説』大月書店。
保谷六郎,1995,『日本社会政策学会の源流－社会問題のパイオニヤたち』
聖学院大学出版会。
堀江歸一,1920,「利益分配制度を論ず（一）～（三）」『三田学会雑誌』
第 14 巻第 4 号～第 6 号。
堀越芳昭,1992,「日本経営学の成立－増地経営学説の原理と形態－」『商学論集』第 15 号
（山梨学院大学）。
ボリス・エムメット編,協調会訳,1920,『米国に於ける利益分配法』協調会。
本位田祥男,1944,『協働組合の理論』日本評論社。
本位田祥男,1965a,「新企業原理の諸問題」:本位田祥男編『新企業原理の研究』
清明会叢書。
本位田祥男,1965b,「組合（partnership）による近代的商店経営」:本位田祥男編『新企業原理の研究』清明会叢書。
前川嘉一,1965,『イギリス労働組合主義の発展―新組合主義を中心にして』社会科学選書。
前川嘉一,1966,「利潤分配制と労使関係」『経済論叢』第 98 巻第 5 号。
前原直子,2007,「J・S ミルの株式会社論」,『経済学年誌』法政大学大学院経済学会
,第 42 号。
前原正美,1998,『J.S ミルの政治経済学』白桃書房。

牧野紀之,2004,『マルクスの〝空想的〟社会主義－〝科学〟という名の陥穽』論争社。
増地庸治郎,1929,『経営経済学』（改造社『経済学全集』第３６巻）改造社。
増地庸治郎,1937,『株式會社－株式會社の本質に關する經營經濟的研究－』巌松堂書店。
増地庸治郎,1938,『新訂企業形態論』千倉書房。
増地庸治郎,1943,『賃金論』千倉書房。
増地庸治郎博士記念論文集刊行係編,1948,『増地庸治郎博士記念論文集』巌松堂書店（引用に際しては、増地博士記念論集（1948）と略す。）
松尾尊兊,1966,『大正デモクラシーの研究』(『歴史学研究叢書』)、青木書店
松尾尊兊,1994,『大正デモクラシー』(『同時代ライブラリー』184)、岩波書店
松尾秀雄,2009,『協同体の経済学』ナカニシや出版。
松本健一,2004,『評伝北一輝－若き北一輝－』岩波書店。
松本健一,2008,『北一輝の革命－天皇の国家と対決し「日本改造」を謀った男』現代書館。
マルクス・カテゴリー辞典編集委員会,1998,『マルクス・カテゴリー辞典』青木書店。
馬渡尚憲,1997,『J・S ミルの経済学』御茶の水書房。
向井鹿松,1929,『經營經濟學總論』千倉書房。
村岡至,1999,『協議型社会主義の模索－新左翼体験とソ連邦の崩壊を経て－』社会評論社。
村井知至,1899,『社会主義論』労働新聞社。
村田和博,2007,「J・S ミルにおける企業分析とアソシエーション－C．バベッジの所説を手がかりに－」,『経済学史研究』49 巻 1 号
元田厚生,1998,『経済学のパラダイムチェンジ』創風社。
元田厚生,2007,『個人主義と共同体主義の両面的乗り越え－マルクス説の整序と補正の試み－』梓出版社。
元田厚生,2008,『豊かさをつかむために－落ち穂を残す精神－』中西出版。
本山美彦,2003,『ESOP ―株価資本主義の克服』シュプリンガーフェアラーク東京 。
本山美彦,2008,『金融権力－グローバル経済とリスク・ビジネス』岩波新書。
森戸辰男・櫛田民蔵訳,1926,「マルクス・エンゲルス遺稿「独逸的観念形態の第一遍（二、完）＝フォイエルバッハ論」『我等』第 8 巻 6 号。
森戸辰男,1947,『社會民主主義のために』第一出版株式会社。
森戸辰男,1975a,『思想の遍歴－社会科学者の使命と運命（上）－』春秋社。
森戸辰男,1975b,『思想の遍歴－社会科学者の使命と運命（下）－』春秋社。
柳澤 治,2008,『戦前・戦時日本の経済思想とナチズム』岩波書店。
柳澤治,2001,「戦前日本の統制経済論とドイツ経済思想―資本主義の転化・修正をめぐって―」『思想』.921 号。
八木紀一郎,1999,『近代日本の社会経済学』筑摩書房。
八木紀一郎,2004,『ウィーンの経済思想－メンガー兄弟から 20 世紀へ－』ミネルヴァ書房。
山口孤剣,1919,「日本社會主義運動史」『改造』大正 8 年 10 月号。
山田盛太郎,1934,『日本資本主義分析』岩波文庫。
山本桂一,1969,『フランス企業法序説』東京大学出版会。
山本美越乃,1913,『勞働問題』巌松書店。
笠信太郎,1939［1969］,「日本経済の再編成」『笠信太郎全集第２巻』朝日新聞社。

吾妻光俊,1942,『ナチス民法の精神』岩波書店。
我妻光俊,1942,『ナチス民法学の精神』岩波書店。
鷲田小彌太,1978,『マルクス・法哲学批判序説』新評論。
渡辺京次,2007,『北一輝』ちくま学芸文庫。

欧文文献（単行本、雑誌）

a Labourer,1825,*Labour Defended against the Claims of Capital,or the Unproduiveness of Capital proved with Reference to the Present Combinations amonget Journeymen,*London（=1948,鈴木鴻一郎訳『労働擁護論』日本評論社）

Azfar and Danninger,2001,Profit-Sharing, Employment Stability, and Wage Growth.Industrial & Labor Relations Review, Apr2001, Vol. 54 Issue 3, p619-630.

Bancal,Jean,1970a,*Proudhon pluralisme et autogestion,les fondements,Paris*,Aubier Montaigne.(=1982,藤田勝次郎訳『プルードン　多元主義と自主管理　第Ⅰ部基礎理論』)

Bancal,Jean,1970b,*Proudhon pluralisme et autogestion,les réalisations,Paris,*Aubier Montaigne.(=1984,藤田勝次郎訳『プルードン　多元主義と自主管理　第Ⅱ部実現形態』)

Beer,Max,1940,*History of British Socialism.*（=大島清訳『イギリス社会主義史』岩波文庫）。

Bray,J.F［1839］1931,*Labour's Wrongs and Labour's Remedy;or,The Age of Might and The Age of Right,*London School of Economics and Political Science.

Cliquet.M et Dumont,J.,1973,*rémunération et intéressement,*Entreprise Modern d'Edition.

Conciliated:*Or,How to Secure to Labor the Whole Products of its Exertions*,London.（=1975,都築忠七訳「労働の報酬」都築忠七編『資料イギリス初期社会主義ーオーエンとチャーチズムー』平凡社,125）

Engels,Friedrich:*Dialekik der Natur*（1820-1882）（*Karl Marx Friedrich Engels Gesamtausgabe (MEGA)*,Erste Abteng,Band 26,Dietz Verlag Berlin 1985.（=1999,秋間　実・渋谷一夫訳『［新メガ版］自然の弁証法』　）

Gierke,Otto Von,1913,*Grundzüge des Deutschen Privatrechts*.(=1990,石尾堅二訳『ドイツ私法概論』三一書房)

Gurvitch,Georges,1942,*Sociology of Law,New York,Philosophical Library*.（=［1956］1987,潮見俊隆,壽里茂訳『法社会学』日本評論社）。

Haubtmann,1982,*Pierre,Pierre-Joseph Proudhon,sa vie et pensée(1809-1849)*,paris,beauchesne.

Hilferding,Rudolf,［1910］1955,*Das Finanzkapital,Berlin*,Dietz Verlag .（=1959,林要訳『金融資本論』，大月書店）

Howland,Douglas,2005,*Personal Liberty and Public Good:The Introduction of John Stuart Mill to Japan and China*,Toronto Buffalo London,University of Toronto Press.

Hoynden,Yoshio,1978,*Labour Bank in Japan*,Bank für Gemeinwirtschaft.

International Review **of** Sociology,2006, **The Political Economy of Employee Ownership** in **the** United States: From Economic Democracy to Industrial Democracy?.International Review **of** Sociology, Mar2006, Vol. 16 Issue 1, p127-147

Kleinheyer, Gerd, Schröder, Jan,1976,*Deutsche Juristen aus fünf Jahrhunderten : eine biographische Einführung in die Rechtswissenschaft*(=1983, 小林孝輔監訳『ドイツ法学者事典』学陽書房)

Klingenberg,Georg,1987,*Sachenrecht*,Graz.(=2007,瀧澤栄治訳『ローマ物権法講義』大学教育出版)

Liebknecht,Wilhelm,1929,*Volksfremdworterbuch,*20.Auflage(=1963,『外来独逸語辞典』増訂)。

Marx,K.Marx-Engels,1956,W*eke Institut Fur Marxismus-Leninisums Beim ZK der SED*,Dietz Verlag,Berlin(=1996,大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス=エンゲル全集 CD-ROM 版 For Windoes』大月書店。なお、『資本論』に関しては 1964,長谷部文男訳,『資本論』Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,河出書房を使用し、いずれも廣西(［1967］2000)を参考に改訳した。その箇所は〔 〕に原文を記入している。なお、引用の際には「M.E.Weke,Bd,xx,yy］というかたちで、原書と訳書のページ数を示す)

Marx,K［1857-1858］1953,*Grundriss der Kriik der politischen Ökonomie,*Berlin,Dietz Verlag(=1959-1963,高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ,大月書店.なお、引用の際には（Grundriss:.xx,No,yy）というかたちで、原書と訳書のページ数を示す)

Marx,K［1872］1962*,La Capital,*Traduction de M,J,Roy,Enitierement Revisee par l'Auteur.［Paris,Maurice Lachatre et cie］Tokyo,Eastern Book-Sellers.

Marx,K［1926］,*Capital a critique of Political Economy*,A Edited by Frederick Engels,Chicago,Charles H.Kerr & Company.

Menger,Anton,1903a,*Das recht auf vollen Arbeitsertrag,geschichichtliche Darstellung*(= 1926,森戸辰男訳『近世社会主義思想史』我等社)

Menger,Anton,1903b,*Das recht auf vollen Arbeitsertrag,geschichichtliche Darstellung*(=1969,森戸辰男訳『勞働全收権史論』弘文堂書店)

Menger,Carl,1871,*Grundsätze der Volkswirtschaftslehre.*(=1984,八木紀一郎・中村友太郎訳『一般理論経済学 1－遺稿による「経済学原理」第２版－』みすず書房。)

Mill,John,Stuart［1848/1872］1965, *Priinciples of Political Economy with Some of Their Applications to Social Philosophy,*Collected Works of John Stuart Mill,Universty of TorontoPress,Book Ⅱ,Ⅲ(=1959-1963,末長茂喜訳『経済学原理（１）～（４)』を参照したが、原書から訳したので、引用は原書のみ表示する。)

Mill,John,Stuart［1873］1965, *Autobiography,*Collected Works of John Stuart Mill,Universty of Toronto Press,Book Ⅰ (=2003,山下重一訳注『評注ミル自伝』御茶の水書房)

Mill,John,Stuart［1879］ *Chapters on Socialism*,from the eortnightly review.(=1950,石川良平訳『社会主義－遺 稿－』社会思想研究会出版部．ただし原文と同じではない。その際は原文を〔 〕に入れる)

Mueller, Franz,2005,*The Principle of Solidarity in the Teachings of Father Henry Pesch*, Review of Social Economy, Vol. 63 Issue :347-355

Neqri,Antonio,Marx oltre Marx :quadérno di lavoro sui grundrisse(=2003,清水和巳、小倉利丸、大町慎浩、香内力訳『マルクスを超えるマルクス：『経済学批判要綱』研究 』)

Noland,Aron,1964, *Pierre-Joseph Proudhon: Socialist as Social Scientist*.,American Journal of

Economics & Sociology,Vol. 26 Issue 3:313-329

One of Idle Classes（Thonpson,William）,1827,*Labor Rewarded,The Claims of Labor and Capital Conciliated:Or,How to Secure to Labor the Whole Products of its Exertions*,London.（=1975,都築忠七訳「労働の報酬」都築忠七編『資料イギリス初期社会主義－オーエンとチャーチズム－』平凡社,125）

Pessin,Alain et Pucciarelli,Mimmo,2003, *Lyon et l'esprit proudhonien: actes du colloque de Lyon 6 et 7 decembre 2002. textes reunis par*,France,Atelier de creation libertaire.

Proudhon,P.J［1840］1926,*Qu'est-ce que la propriété ?ou Recherches sur le principe du droit et du gouverrement,Première mémoire*,œuvres complétes de P.-J.Proudon,paris,Marcel Riviére.(=1971,長谷川進訳『所有とは何か』(『プルードンⅢ』）三一書房。ただし訳語は参照したが、適宜改訳した。その主なものは〔　〕に原語を挿入する)

Proudhon,P.J［1851］1972*,General of the Revolution in the Nineteenth Century,*New York,Gordon Press.

Proudhon,P.J［1851］1982,*Idée générale de la Révolution au XIX*^{e} *siécie*,œuvres complétes de P.-J.Proudon,paris,Slatkine.(=1971,陸井四郎、本田　烈訳『１９世紀における革命の一般理念』(『プルードンⅠ』）三一書房。ただし訳語は参照したが、適宜改訳した。また、タイトルも『第１９世紀における革命の一般理念』と変えた。その主なものは〔　〕に原語を挿入する。

Proudhon,P.J［1854］,*Manuel du spéculateur à la bourse*,paris,Librairie de Garnier Fréres.

Proudhon,P.J［1854］1929,*Les confessions d'un révolutionnaire :pour servir à l'histoire de la révolution de février*,œuvres complétes de P.-J.Proudon,paris,Marcel Riviére.(=2003,山本光久訳『革命家の告白－２月革命史のために』作品社。ただし訳語は参照したが、適宜改訳した。その主なものは〔　〕に原語を挿入する)

Proudhon,P.J［1863］1959,*Du principe fédératif et de la nécessité de reconstituer le parti de la révolution*,œuvres complétes de P.-J.Proudon,paris,Marcel Riviére.(=1971,長谷川　進訳『連合の原理』(『プルードンⅠ』）三一書房。正し訳語は参照したが、適宜改訳した。また、タイトルも『連邦・連盟（fédératif）・連盟の原理』と変えた。その主なものは〔　〕に原語を挿入する。

Proudhon,P.J［1866］1977,*Théorie de la propriété,* Presentation C. Gaillard. Reprod.（Les Introuvables）L'Harmattan, FR）.

Proudhon,P.J［1868］,*De la capacité politique des classes ouvriéres,*paris,Librairie in ternationale.(=1972,三浦精一訳『労働者階級の政治的能力』(『プルードンⅡ』）三一書房。正し訳語は参照したが、適宜改訳した。また、戦前の訳書1930,石川三四郎訳『労働者階級の政治的能力』春秋社版も参照した)。

Saint-Beuve,C.-A.,*P.J.Proudhon,Sa vie et sa correspondance,éd.,Alfred Costes.*(=1970,原幸雄訳『プルードン』現代思潮社。正し訳文は変更してある)

Sumiya,Mikio and Taira,Koji,1979,*An Outline of Japanese Economic History 1603 － 1940:Major Worksand Research Findings,*UniversityofTokyoPress.

Thonpson,William,1827,*Labor Rewarded,The Claims of Labor and Capital Conciliated;Or,How to Secure to Labor the Whole Products of its Exertions*,London.（=1975,都築忠七訳「労

働の報酬」都築忠七編『資料　イギリス初期社会主義　オーエンとチャーチズム』（117-130）.

Hilferding,Rudolf,［1910］1955,*Das Finanzkapital*,Berlin,Dietz Verlag .(=1959,林要訳『金融資本論』，大月書店)

Toyohiko, Kagawa,1937,B*rotherhood Economics*、London（=2009、野尻武敏監修、加山久夫・石部公男訳『友愛の政治経済学』）

Vincent,K.Steven,1984,*Pierre-Joseph Proudhon and the Rise of French Republican Socialism*,New York,Oxford University Press.

Weber,M,1972,Wirtschaft und Gesellschaft,*Grundriß der verstehenden Soziologie,fünfte,revidierte Auflage,besorgt von Johannes Winckelmann,Studienausgabe,*zweiter Teil,Kapitel Ⅰ (S.181-198)und Kapitel Ⅶ(S.387-13).(=1974,世良晃志郎訳『法社会学－経済と社会第２部,第１章,第７章－』)

その他文献（新聞、報告書、その他）

※なお、ウェブで取得したものは本文中の収蔵記号と日付を示したので、参照サイト名とＵＲＬのみを掲載する。

日本郵船株式會社,1921,『利益分配ノ種類及方法、大正十年三月四日』（「協調会」に提出した手書き資料）。

岡村　司,1918,「プルードン　法学博士・岡村司」『大阪朝日新聞 1918.1.3（大正 7）』。

高野岩三郎,1918,「労働問題の解決（一～五）：工業経営論の一節」『福岡日日新聞』1918.8.28-1918.9.4（大正 7）　。

国会会議議事録検索システム（http://kokkai.ndl.go.jp/）。

国立公文書館アジア歴史資料センター資料 I-0621（http://www.jacar.go.jp/引用に際しては I-0621 と略す）。

神戸大学図書館デジタルアーカイブ「新聞記事文庫」http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/（引用は次のように表示する：例）「新聞記事文庫 労働（8-240）」）。

図表の典拠

第１部

表１－１、廣西（1970）をもとに自作。

図１－１、廣西（1985b）より。

図１－２、鈴木（2000）をもとに改変自作。

表１－２、岡田（1990）より。

図１－３、自作。

年表、自作。

第２部

関連年表、自作。

表５－１、表５－２、財団法人協調會（1925）より。
第３部
図６－１、日本経営者団体連盟（1959）より。
図７－１，７－２、西山（1981）より。

肖像写真、写真、画像の典拠

はじめに
石川（1904）、独立行政法人・労働政策研究・研修機構、労働図書館、隅谷三喜男氏寄贈図書（以下、隅谷三喜男文庫と略す）にて筆者撮影。
石川三四郎肖像写真、石川三四郎記念館所蔵。
第１部
J・S ミル肖像写真、Mill（[1848/1972]1965）より。
プルードン肖像画、Pessen et Pucciarelli（2003）より。
マルクス肖像写真、M・E,Weke より。
第２部
第３章、書籍画像
田島（1987）を除くすべての書籍画像、隅谷三喜男文庫にて筆者撮影。
田島（1987）、京都大学法学部図書室で筆者撮影。
第４章
北　一輝肖像写真、北（1906[1959]）より。
北一輝（1906）の河上肇、手沢本は京都大学図書室特殊文庫、河上肇文庫にて筆者撮影。
社会政策学会編（1924）、隅谷三喜男文庫にて筆者撮影。
京都帝国大学
岡村　司肖像写真、岡村（1922）より。
田島錦治肖像画、京大 90 周年委員会（1988）より。
戸田海市肖像画、京大 90 周年委員会（1988）より。
河上肇肖像写真、経済学全集第８巻　マルクス主義経済学の基礎理論より
櫛田民蔵肖像写真、大村哲也編（1985）より。
河田嗣郎肖像画、京大 90 周年委員会（1988）より。
河田（1925）、自費購入本で筆者撮影。
山本（1913）、隅谷三喜男文庫にて筆者撮影。
大塚一朗肖像写真、大塚（1938b）より。
大塚（1938a）、大阪大学中央図書館蔵、筆者撮影。
柴田敬肖像写真、鹿島・長坂（1987）より。
東京商科大学
福田徳三肖像写真、慶應義塾大学経済学部・慶應経済学会所蔵。
上田貞次郎肖像写真、上田（1913）より。

増地庸治郎肖像写真、増地庸治郎博士記念論集（1948）より。
増地（1943）、自費購入本で筆者撮影。
慶應義塾大学
瀧本誠一肖像写真、慶應義塾大学経済学部・慶應経済学会所蔵。
瀧本（1920）、大阪大学中央図書館蔵。
気賀勘重肖像写真、慶應義塾大学経済学部・慶應経済学会所蔵。
堀江歸一肖像写真、慶應義塾大学経済学部・慶應経済学会所蔵。
向井鹿松肖像写真、慶應義塾大学経済学部・慶應経済学会所蔵。
早稲田大学
安部磯雄肖像写真、財団法人日本労働会館・友愛労働歴史館所蔵。
林（1919）、自費購入本で筆者撮影。
大野實雄肖像写真、中京法学会（1981）より。
東京帝国大学
高野岩三郎肖像写真、大原社会問題研究所所蔵。
本位田祥男肖像画、Hoyden（1978）より筆者撮影。
森戸辰男肖像画、広島大学文書館森戸文庫（以下、森戸文庫）所蔵。
『稲妻』誌「ドイチェ・イデオロギー」広告画像、大阪大学人間科学部図書室蔵。
『剰余価値学説史』画像、自費購入本で筆者撮影。
『日本国憲法草案』画像、森戸文庫にて筆者撮影。
森戸（1975b）の書き換え原稿画像、森戸文庫にて筆者撮影。
その他、
賀川（2009）画像、自費購入本で筆者撮影。
賀川豊彦の原稿画像、財団法人、賀川豊彦記念・松澤資料館にて筆者撮影。
協調會関係資料画像
すべて大原社会問題研究所にて筆者が撮影。
第３部
第６章
高橋（1930）、京都大学経済学部図書室にて筆者撮影。
高橋亀吉肖像写真、小林、岡崎他（1995）より。
石原莞爾肖像写真、石原莞爾全集刊行会（1977）より。
宮崎正義肖像写真、小林、岡崎他（1995）より。
岸　信介肖像写真、首相官邸ウェブサイトより。
笠真太郎肖像写真、笠（1939［1969］）より。
經濟同友會企業民主化研究會編（1947）、北海道大学中央図書館蔵、筆者撮影。
大塚万丈肖像写真、経済同友会（1997）より。
石井（1952）画像、自費購入本で筆者撮影。
経済安定本部裁可勅令御名御璽画像、国立公文書館所蔵。

謝辞

本稿を執筆するに当たっては、本当に多くの方々のご協力とご支援をいただいた。

誰よりもまず先に、３年間指導教員として、数々の問題のある大学院生であった私に暖かく、時には厳しくご指導いただいた峯陽一先生に感謝を申し上げたい。峯先生の励ましと激励がなければ本稿を書き上げることはできなかったといっても過言ではない。

峯先生は現在の先生のご研究と私の研究とは直接結びつかないにも拘わらず、快く博士後期課程の大学院生として受け入れていただいた。峯先生は私が修士時代に在籍した京都大学大学院経済研究科、本山美彦ゼミナールの先学である。峯先生に、お世話になるにあたり修士時代の指導教官である当時の福井県立大学教授、現在は京都大学名誉教授・大阪産業大学教授の本山美彦先生からは「君のような研究を指導するのは幅広い教養と度量のある峯先生しかない」とのご意見をいただき、大阪大学大学院人間科学研究科峯ゼミの門をたたいた。本当に、本山先生におっしゃっていただいたような幅広い教養と度量で適切にご指導をいただいた。博士後期課程入試合格から入学前の半年間は、私の研究準備もかねて英文によるプルードン読書会を設けていただいた。おかげで、入学前にも拘わらず在学大学院生とともに勉強し交流を深めることができた。また改めてプルードンに対する新鮮な感覚に触れることができたとともに院生仲間との有意義な読書会が持てたことは非常にありがたいことであった。時には、私の仕事の都合により、読書会の日程や時間を度々変更する場面もあった。しかし、それにも拘わらず黙って変更に応じていただいた。改めて当時の大学院生に感謝を申し上げたい。

峯ゼミ所属の院生が書いた博士論文として本稿は次のような特色を持っている。

第１に、歴史的実証研究をするにあたり、さまざまな施設での文献発掘、インタビューなどのフィールドワークを行う研究姿勢は峯先生の現在の研究テーマである「アフリカ研究」の手法から学んだものである。それは、日本をフィールドとした「日本研究」となって結実した。さらに、本稿は広い意味での「人間の安全保障」を説いた博士論文になった。これは、峯先生の現在のもう一つの研究テーマでもある。第２に、峯先生の紹介、ご指導により参照した京都大学名誉教授、松尾尊兊先生の「大正デモクラシーの実証研究」の著作の数々は本稿の先行研究として、また新しい導きの糸として本稿へ与えた影響は絶大な

ものとなった。また、松尾先生の研究姿勢は学問をする上で、論文を執筆する上で、非常に教えられたことが多かった。ちなみに、峯先生は学部時代に松尾先生に師事している。そして第３に、峯先生はもとより、私も修士時代に師事した本山美彦先生の「ESOP」研究は、本稿を考える上で大変なヒントと手がかりになったことはいうまでもない。こうして、最終的に本稿は「松尾尊兊、本山美彦、峯陽一」という学問の系譜の上で完成した博士論文となったのである。峯ゼミ所属の大学院生として大変に感激している。

山中浩司先生は、３年間、副指導教員としてお世話になった。山中先生からは山中ゼミの一員のように扱っていただき、学問的アドバイスもさることながら大阪大学大学院人間科の仕組みや博士論文提出資格などの手続き上に関するアドバイス、関西社会学会や社会思想史学会への入会のための推薦者になっていただくなど、大変お世話になった。さらに峯先生が同志社大学に転出されるにあたり、本稿の主査を引き受けていただくことになった。正規の山中ゼミ院生の博士論文提出者が多い中で、本稿の主査をお引き受けいただいたことに深く感謝したい。

また、博士課程に在籍した３年間、自分の研究に対する価値を感じられない時期があった。しかし、辛うじて本稿の課題へと筆者を向かわせてくれたのは、峯ゼミや山中ゼミの院生の皆さんや月一回、同志社大学で本山美彦先生、同志社大学の田淵太一先生、遠藤敏幸先生を中心とした研究会の皆様のアドバイスと励ましであった。特に本山美彦先生からは修士時代を含めての長いおつきあいの中で今日まで大変にお世話になっている。これら皆様に対し心から感謝する。

博士課程在籍３年のうち後半の２年間は、大阪府教員・大阪府府費負担教員「長期自主研修制度」を利用した。これは国内留学、研究休職扱いで学問に専念できる制度である。この研修制度に申し込む当時、商業科教諭、商業科主任として東大阪市立日新高等学校定時制に所属していた。そして同校の商業科廃科（2008 年 3 月）を見届けての「長期自主研修」開始であった。本校には商業科主任、教諭（教務、進路、保健主任も兼任）として１８年在職した。長年のいわば、例えるならば「勤続疲労」解消のためと、教員としての新たなステップアップのために研究休職を決心した。しかしながら、本校は教員定数ぎりぎり、いや、むしろ少ない過酷な状況であった。そのような過酷な環境の中で、教諭としての私が本校から抜ける「長期自主研修」を快諾していただいた。同校長の段上修二先生、前教頭の清川通章先生をはじめとする本校教職員の方々には、心より感謝する。おかげさまで、博士論文の完成とともに、大阪大学の高度副プログラム「コミュニケーションデザ

イン」を履修し修了することができた。商業・情報の教員としての研修も充分に行えた。さらに、高度副プログラムの履修により理科系を中心とした他研究科の若き院生諸氏と親しく接することができた。理系、文系の思考の違いのおもしろさに気づくことができ、大変に有意義であった。また、ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント（峯先生付）の業務をさせていただき休職（公務員の身分で無給）の身の上からは大変助かった。学部生相手のティーチング・アシスタントの業務は、日頃の定時制生徒と一味も二味も違った雰囲気を持つ入学して間もない（多くの者が、つい半年前、一年前まで高校生であった）1 回生を中心とした学生の共通教育科目の学習面でのサポートを行った。彼等と接していて大変に新鮮な驚きを味わうことができた。教職教養科目のティーチング・アシスタントでは、学生、教員のサポートとともに自らも改めて教職に対する姿勢を顧みる機会を与えていただいた。教員採用科目の「商業」とともに、今後、指導するであろう「情報」の教科指導にとっても大変に役立つものであった。共通教育、教職教養の先生方に対しても深く感謝する。

「長期自主研修」が満了し職場復帰にあたり、長年、願っていた府立高等学校への転勤をさせていただけることになった。あわせて、前任校、東大阪市立日新高等学校定時制の関係者諸氏には心より感謝する。

平成２１年４月には、組織的な大学院教育改革推進プログラム「人間科学データによる包括的専門教育」から研究助成をいただいた。博士論文執筆のための資料検索、資料発掘の作業を自費によらず行うことができた。大原社研、労働図書館、広島大学森戸文庫などの東京・関東・広島方面への宿泊、交通費は出張扱いで行かせていただいた。さらに、人間科学研究科の「再チャレンジプログラム」による授業料の全額免除は、生活費を気にすることなく全力で学問に専念することができた。大阪大学にも心から感謝する。

私の学問の姿勢や教員としての姿勢を教わった、故・廣西元信氏（1999 年逝去）には言葉に尽くせない御恩を賜っている。こちらは、また違った形で恩返しをしたいと考えている。同氏は生前、「廣西の理論を鵜呑みにせず、批判的な目で再検討し新しい学問を作れ。祖述家にはなるな」と常日頃から私に対し叱咤激励されていた。この博士論文がそのような形になったのかは、まだわからない。しかし、その第一歩は記せたのではないか、とは考えている。

また、元信氏の奥様のもく氏、ご子息の故・廣西義信氏（2009 年逝去）にも大変お世話になった。元信氏の遺品整理のため時には家の中や書斎、土蔵などを引っ越しさながら

の規模で作業したのにも拘わらず快く作業活動を受け入れていただいた。高齢の奥様の健康状態を顧みずに、思えば大変失礼なことをしていた。おかげで、廣西元信氏のいわゆる最左翼から右翼と見なされる人物との交流や指導、論争の内容を発見することができた。2010 年 2 月末に廣西元信氏の墓参りに出かけた。その際に同行していただいた廣西元信氏のご息女、廣西信子の言葉が大変、印象に残った。すなわち「父は大変な左翼的な人間だったと思う」と。私は同氏が子供目線で親を見続けてきた上での真実ではないかと感じた。これは、確かに世間一般の廣西元信像とは異なる。しかしながら、本稿を執筆していて、浅羽(2006)がいうように「右」と「左」の判定基準は、時期と立場により移ろいやすい、という意味合いが非常に理解できるようになった。私見からすればコミュニズムの思想は日本的な右翼、共同体主義（八紘一宇など）の西欧版にすぎない。日本的なかっこ悪く不細工な共同体主義（右翼思想）よりも西欧的なハイカラを装って、かっこよく、スマートに見えるだけのものであった。意味内容はまったく同じなのにもかかわらず、時代、時勢により「右」と「左」のレッテル張りがなされた。当時の若者は、コミュニズムを、あたかも〈左翼〉だと錯覚し飛びついただけでである。そう思えば、信子氏がコミュニズム批判を展開する父・廣西元信を見る目線は、極めて適切なものではなかったのか、と感じている。廣西信子氏にも心から感謝している。

最後に、廣西元信氏とのつながりで公私ともにお世話になっている草野心平記念館副館長の関内幸介氏、同じく、突然に私が札幌まで押し掛けたのにもかかわらず、貴重な研究時間を割いて、丁寧にご指導していただいた札幌大学教授・元田厚生先生にも心より感謝を申し上げる。

そして、ここには、あげきれない多数の研究者仲間や家族にも感謝を示し謝辞としたい。

2010 年 5 月 18 日

鈴木　啓史

利潤分配制と社会主義

－日本における大正期から昭和戦後期に至るまでの受容と変容－

大 阪 大 学 大 学 院

人 間 科 学 研 究 科

2010 年度・博士学位論文

2010 年 5 月

鈴木　啓史